

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03148 8307



(一九二九年五月二十日)

即 庚 申 年 五 月 二 十 日 號
庚 申 年 五 月 十 五 日 號
庚 申 年 五 月 十 日 號
庚 申 年 五 月 五 日 號

第 一 卷 第 五 期

不 變 費

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

發 行 報

大 東 出 租 報

第 一 卷 第 五 期
第 一 卷 第 五 期

昭和九年五月十五日印刷
昭和九年五月二十日發行

國譯一切經律部五

編輯者兼

岩野真

東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者

渡邊通夫

東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所

日進舍

東京市芝區芝浦町二丁目三番地

不許
複製

發行所

大東出版社

東京市芝區芝公園地七號地十番

振替東京一九四七一番
電話芝二一一一六番

索引

(頁數は通頁を表はす)

一了

阿迦膩吒天	51
阿耨維外道	296
阿瑠路	245
阿脂羅河	356
阿視昆	113
阿耨達	309
阿堤木多伽華	384
阿那含	410
阿那般那念	33
阿那律	265
阿難名吉	312
阿耨多羅三藐三菩提	249
阿耨達池	49
阿奴跋摩	399
阿鼻地獄	51
阿浮陀地獄	81
阿摩勒	374
阿摩勒果	310
阿羅漢	411
阿羅毘國	42
阿羅毘比丘	72
阿利吒	333
阿練兒	79, 125
惡行	95
惡曠	82
惡滅	456
安檀林	16
安居物	180
安樂住	88
按行	18
按腹	39
菴婆羅提他	382

一才

以身供養	62
異記	273
異分	84
威儀	14, 71
維耶離國	43
韋提希	18
葦棧	244

姨母所生	451
圓陀經	197
一界	111
一向	90
一切覆一切障	333
一切糞掃物法	300
一食	126
一布薩共住處	110
莠子	256
因緣	318

一ウ

有衣請食	278
有殘無殘	88
有食家	307
有主	76, 343
有智男子	216
有虫水	246
雨浴衣	184, 403
烏翅鳩羅	465
憂多	35
優尸羅草	248
優填王	399
優波斯那	125
優婆塞	40
梵單曰	310

一工

衣械	158
衣竟	105
衣竟捨迦絺那衣已	109
衣時	183
衣道	140
依止	101
懷色	153, 345
堰	356
闍浮	310

一才

汚他家	95
王園比丘尼精舍	155
王未出	399
王臣	144
黃門・二根黃門	15
越祇園	313

飲酒	385
火光三昧	383
火樵	330
火淨、刀淨、爪淨、鬚鬚淨	301
可行姪處	100
可信優婆夷	100
迦維羅衛國	302
迦絺那衣	105
迦師飲	236
迦羅羅時	40
迦留陀夷	41
迦留陀提舍	87
迦留羅提舍	366
過一食	281
過五六語	28
過人樹	453
過人聖法	45
訶哆釋子	193
訶梨勒	310, 374
牙	404
我大人子	96
界內	173
皆見皆聞皆知	95
開諸漏門	12
憤罰處	429
角	404
革屣	198
鬪	245
覺心時	34
學家羯磨	420
看學	343
看病者食	408
浣染擊	155
乾楠	272
歡喜丸	383
歡喜無諍	88
觀捨離	34
觀無常	34
觀滅盡	34
觀離欲	34

一才

鬼捉	437
貴價瓶	128
譏嫌呵責	18
祇桓	29, 128
祇陀槃那	177
疑	424
戲笑	360
吉水灌頂	20
佉陀尼食	285
却刺羅	346
客作	271
急因縁を除	392
急施衣	183
竟夜	152
恐怖	360
經行處	31
經恤	338
憍薩羅國	9
憍尸迦	360
憍奢耶衣	115
憍施耶	146
行姪	11
行時	294
行諸家	394
行善者	62
行道	72
形體	438
澆頂	396
樂著作事	72
欽婆羅衣	115
九十波逸提法	193
久故難治	72
苦相苦不相	153
拘耆羅鳥	27
拘睺彌國	76
拘鉢多羅	190
拘摩羅偈	2, 9
拘盧舍	114
俱伽梨	69
俱均羅	429
俱執	138
俱牟陀華	383
驅出	328
驅出羯磨	93
瞿師羅	401

—ク—

瞿曇	86
瞿曇彌	250
舊人	214
共分	284
共宿	333
共期道行	367
求聽	101
愚癡人	12
空地	33
空地坐	126
空中木	328
篋囊	429
掘多憂婆夷	99
軍	317
家	284
華色比丘尼	128
繫念在前	33
外來食	408
夏安居過三月自恣竟作衣畢	9
夏前三月	185
悔過罪	96
悔過出罪	89
解語男子	216
鷄若似鷄	16
擊捩	355
馴中噉	441
結加趺坐	237
結使	360
健推	330
賽陀陀驪	87
捷陀羅呪	197
減半月	348
減六年	149
現法樂	87
眼所見	284
現前作淨	364
居士	136
居士婦	136
故數具	153
故妄語	194
胡妥	285
胡椒	374
虛空處	24
舉	237

—ケ—

—コ—

舉殘宿食	290
舉事者有事者	463
舉宿	190
舉掌	321
鼓簧	93
五衣	129
五下結	410
五種似食	174
五種正食	174
五衆請食	279
五錢	19
五百弓	179
五法	87, 251
五法成就の比丘	78
五寶	22
五欲	10
牛屎火中	39
語彼	67
期	257
向僧物	187
拘壁者	429
粳米	267
穞麥	286
合齋堂	247
強敷	243
嚼半食	442
黑山土地	92
藪酒	385
極好攝故	13
乞食	126
乞聽	459
骨	404
金毘羅	430
言要	271
勸求方便	88
作衣	263
作衣時	294
作竟	151
作孝	389
作事處	112
作淨人	309
作同意	140
差會人	79
薩毘帝	314
薩羅樹	367

—サ—

再三覆	248	持戒者	62	受心行時	34
細作	318	持女意話男	63	受主人語	67
細悟	427	時藥	163	受欲人	214
細繩床	237	地	373	受樂時	34
濟	368	地了時	85	聚落	111
數數食	277	地處	22	聚落界	111
數數請	375	地味	310	籌、行等人籌	470
三惡道	388	色受想行識	447	周齊	427
三結	410	敷具坐具	153	周匝	153
三十尼薩耆法	104	敷囉	416	牧馬人	311
三瘡	322	食	237	修伽陀	73
三瘡門	59	食啞	320	修閑多	102
三昧	16	食竟	267	修陀	310
三文達多	87	七種婦	67	修多羅	377
參差	426	七衆	15	終身藥	163
參知食人	424	七日去	467	執事	145
讚歎	267	七日藥	163	十三事	252
		七滅諍法	454	十三僧殘	52
尸鉤	55	失衣	137	十四人	233
尸利比丘	101	實覓法	100	十七群比丘	297
四月藥請	374	叉腰	433	十衆五衆	354
四事	82, 92	沙彌	101	十誦律	9
四事供養	179	沙門請時	297	十利	12
四衆	249	莎伽陀	51, 383	住處內	343
四大增減	41	車處	25	重罪	322
四波羅夷法	9	舍婆提	168	宿食	92, 128
四方衆僧園林	46	舍彌婆提	399	宿冷飲	292
四方僧物	139	舍利鳥	27, 429	宿命五百劫	51
支提國	382	捨羯磨	233	出精	103
使牽	242	遮	101	純黑羶羊	147
死人處	300	釋氏國	374	初道	420
斯陀含	410	釋提桓因	359	諸材木師	18
絕僧伽梨	71	著納文	125	諸比丘亦可呵	369
雌黃	373	手印	71	除心行	33
翅夷羅衣	115	須陀洹	410	除急因緣	402
翅彌襍染	161	須提那迦蘭陀子	9	除檀越先請	269
示教利喜	55	須達	393	除餘時	137
示作處	74	種	204	助破僧比丘の因緣	90
自爲	73, 303	種種因緣詞	11	少知法者	128
自行乞羅	171	種種賣買者	163	少欲知足	66
自堀	373	衆學法	425	生地	373
自牽	242	衆官	308	床	405
自恣請	284	輪毘陀	51	唱言	70
自恣多與衣	138	呪願	314	姓	204
自藏	362	受記	275	障道法	334
治角師	404	受喜時	33	燒煮覆障	194

兜羅綿	406
忉利天	271
盜往立聽	379
同戒	376
同和尚	14
銅盃	93
道	11
時到	17
毒藥	35
獨	100
獨不獨想	14
讀修妬路	79

—十一—

內受色	53
內宿	299
泥洹偈	131, 425
男女和合像	262
難提	16
難陀	415

—二—

二十身見	383
二身共食	59
二部僧	130, 419
二部の俱戒	252
尼俱陀林	423
尼師壇	10, 414
尼羅淨地獄	81
膩手	444
日昃	323
如意足	51
如意衣	140
女人	56
如法僧事	331
如法斷	214
忍聽	17

—ノ—

納衣	87
納頭髻	56

—八—

波斯匿王	180
波頭摩華	383
波波羅餅	383
波羅	148
波夷	15
波羅提提舍尼	417
波羅提木叉	14

破	405
破僧	86
破梵行	82
婆俱羅	360
婆求摩河	43
婆師華	384
婆羅門	144
媒人	66
媒法	66
薄	100
八巧德水	49
八敬法	253
八種の形相	196
八十種好	311
八難	238
跋耆國	31
跋耆子	13
跋提	376
跋難陀	134
跋蹇者	427
跋陀羅婆提	382
鉢也	165
撥	37
般涅槃	410
反抄衣	434
半毘陀羅	38
般闍婆慈會	116
般特	249

—七—

非時	298, 391
非時衣	116
非親里	130
非望而許	124
比尼	377
毘薩勒	374
毘舍佉鹿子母	99
毘舍遮鬼	48
毘舍離國	9
毘陀羅	37
毘陀羅鬼	48
毘羅葉	361
毘羅然國	309
糜	289
美飲食	303
畢陵伽婆蹉	190

白	17
白衣	15
白四羯磨	13
白時	379
白塔	373
白臘	342
標頭	340
屏處	100
病	191
病時	278, 293
病者食	408
病者藥劑	403
瓶沙王	296
濱治驅遣	48

—フ—

不可行姪處	102
不煮	242
不恭敬	381
不共住	15
不具足波羅夷妄語	194
不見擯	454
不捨惡邪見	338
不生地	376
不浮惡語	59
不浮觀	44
不受殘食	92
不受殘食法	287
不受食	301
不受而食	92
不淨物補	346
不隨愛	78
不隨瞋	78
不隨癡	78
不隨怖	78
不得具足戒	369
不病自爲索	444
不與取	20
不離衣羯磨	110
布薩陀居士壽	102
怖畏	424
桴糲	417
福德舍	279
數具	148
數具坐具	153
富羅	198
伏藏	338

覆濟衣	412	未滅者	311	用不內色	35
覆藏	90	彌多羅浮摩比丘	79	用寶	159
佛圖	349			腰帶	173
星涕吉日	283		—ム—	癰瘡	412
分陀利華	383	無殘罪	458	欲	11
別界	111	無根	82	浴衣	408
別請	375	無主	73	欲出罪故	47
別乘食	292	無生	19	欲清淨	330
別想觀	47	無所知人	14	欲盛	56
		無想天	51		
		無難處	74		—ラ—
		無妨處	74	裸形外道外道女	316
偏抄衣	434	夢中	53	羅睺阿修羅	50
變心	53	賀易	130	羅睺羅	80, 331
				羅刹鬼	48
			—メ—	蘿勒	285
脯	303	馬宿	92	邏人	368
蒲團尼食	286	滅羯磨	80	睺眼	282
報主人	67	滅五縱	169	絡囊	190
寶	155, 342	滅盡定	37		
緋繩	263	滅損	458		—リ—
乏死	42	滅損沙彌	338	騾毛處	24
本生因緣	196	明相	109	龍電	344
本聚落	10				
本弟二	116		—モ—		—ル—
梵行	10, 80	木簀	243	縷際	415
梵世	51	木酒	385		
梵行者	62	木榜	162		—レ—
		目健連	265	令心喜時	34
		默然起去	380	令心解脫時	34
		默念	17	令心攝時	34
		門闕	399	戾語	97
		門閭	430	禮法未斷	70
		閉處	328		—ロ—
				鹿杖梵志	31
			—ヤ—	漉水囊	181, 246
		夜分藥	163	漏結因緣法	18
		野麻布	115	蘆葑	285
		約勅	88	露地	102
				六群比丘	104
			—ユ—		
		由延	154		—ワ—
				和合信	88
			—ヨ—	和泥	246
		與受具足戒	369	和提	369
		用內色	35		

て應に是の言を作すべし、「我れ等大失にして非得、大衰にして非利大惡不善なり、我等信を以つての故に佛法中に出家し道を求む、然るに今鬪諍相言を惹ぶ、若し我等是の事の根本を求むれば僧中に或は未だ起こらざる事便ち起こり已に起こる事滅す可らざること有らん、今我等當に自ら意を屈し我等の作す所の罪、偷闌遮罪を除き、白衣相應罪を除き是の事我等長老に向ひて現前に發露悔過し覆藏せず」と。是の中若し一比丘の是の事を遮する者無ければ應に第二部の衆の所に到るべし、是の中若し長老上座有れば應に語りて言ふべし、「我等大失にして非得、大衰にして非利、大惡不善なり、我等信を以つての故に佛法中に於いて出家し道を求む、今鬪諍相言を惹ぶ、若し我れ等是の事の根本を求むれば僧中に或は未だ起こらざる事便ち起こり已に起これる事滅す可らざること有らん、今我等當に自ら意を屈すべし、我等の作す所の罪偷闌遮を除き白衣相應罪を除き、今自らの爲及び彼の爲の故に當に現前に發露悔過し覆藏せず」と。諸比丘言はく汝自ら罪を見るや不^なやと、答へて言はく罪を見 如法に悔過す、復た更に起こすこと莫らんと、第二^三部衆も亦是の如く説く、是れを如草布地比尼法と名づく。(七法第三誦竟る)

(比丘戒竟)

【三】 擧事者即ち罪を主張する方も同様に自己の意を屈して先方に罪なきことを説くな。

て復斷すること能はず、是れを僧に還し復斷すること能はず、近住處の僧も亦斷すること能はず、先の烏廻鳩羅斷すること能はず、後の烏廻鳩羅斷すること能はず、先の烏廻鳩羅に還し復斷すること能はず、近住處の僧に還し復斷すること能はず、傳事入道中にて亦斷すること能はず、大上座持律比丘斷すること能はず、傳事入道中に於いて斷すること能はず三比丘二比丘斷すること能はず、大徳是の事を取り如法如比丘如佛教に是の事を斷じたまへと。是の一比丘四衆の恭敬尊重讃嘆する所の者應に是の言を作すべし、二人相言して俱に勝を得る可らず、是の中必ず一は勝ち一は負けと、若し是の如き語を作せば是れを如法説と名づく、若し是の如き語を作さざれば是れを非法説と名づく。是の諸の相言比丘若し如法に是の事を斷じ已りて還た更に發起すれば波逸提を犯す、若し但だ訶責して是の斷不如法なりと言はば突吉羅と犯す。(六法)

7^三 如草布地比尼 (一四七 a)

一、佛くしん俱舍彌國くしんみこくに在しき、爾の時俱舍彌比尼くしんみひん鬪諍相言を喜ぶ、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛言はく今より

布草比尼ふさひにを聽す、是の布草比尼を用ひて僧中に種種の事起れば應に滅すべし。

二、云何んが布草比尼にして是の布草比尼法を以つて僧中に種種起る所の事を滅するや、或は一住處あり、諸比丘鬪諍相言を喜ぶ、是の諸比丘應に一處に和合し已りて應に是の念を作すべし、諸長老我等は大失にして非得なり、大衰にして非利なり、大惡不善なり、我等信を以つての故に佛法中に出家し道を求む、然るに今鬪諍相言を喜ぶ、若し我等是の事の根本を求むれば僧中に或は未だ起こらざる事便ち起き已に起これる事滅すべからざること有らんと、是の念を作し衆僧に白す、「若し僧時たらば僧忍聽したまへ、是の事布草比尼法を以つて滅せんことを」と、是れを白と名づく。卽の時是の諸比尼應に分れて兩部と作り各々一處に在り、是の中若し有事の比丘上座大長老に向ひ

【三】 *tipavattāraṅkavīṇava*
草覆地とも云ふ、事件紛糾し現前、多覓等の比尼にて裁決し得ず、若し強いて決すれば僧團分裂の恐れある時僧團の合意に如く葬り去りて論諍を中止する方法なり。

り、一には藏行籌、二には顛倒行籌、三には期行籌、四には一切行籌なり。藏行籌とは若し人あり闇中に籌を行じ若しは壁障處に籌を行す、是れを覆藏行籌と名づく。顛倒行籌とは若し比丘顛倒して籌を行す、如法を説く人の籌を以つて非法を説く人に與へ非法を説く人の籌を以つて如法を説く人に與ふ、是れを顛倒と名づく。期とは若し諸比丘和上、阿闍梨に隨ひて期を作し、同和尚同阿闍梨に隨ひ相識に隨ひ共語に隨ひ善知識に隨ひ同心に隨ひ國土に隨ひ聚落に隨ひ家に隨ひて共に期を作す、我等是の如き籌を取らん、汝等我が邊を遠さかること莫れ、別する莫れ異する莫れ不共語する莫れ、共に事を同じくせんと、是れを期と名づく。一切僧取籌とは爾の時一切僧應に一處に和合すべく欲を取ることを得ず、何を以つての故に、或は多比丘非法を説く故に、是れを一切僧取籌と名づく。

若し是の衆僧の大上座の波羅提木叉を知る者能く是の事を斷すれば即ち名づけて斷するに一比丘を用ふと爲す、謂はく現前比丘なり、是の中現前比丘とは僧現前人現前比丘現前なり、僧現前とは上に説くが如し、人現前比丘現前も亦上に説くが如し。若し是の大上座の波羅提木叉を知る比丘僧是の事を斷すること能はざれば應に傳事人に還付すべし、傳事人應に是の事を取り道中に於いて能く如法如比丘如佛教に斷すべし。若し是の傳事の人道中に於いて能く如法如比丘如佛教に是の事を斷すれば是れを名づけて斷するに一比丘を用ふと爲す、謂はく現前比丘なり、現前比丘とは上に説くが如し。若し是の傳事の人如法如比丘如佛教に是の事を斷すること能はざれば是の比丘道中にて若し彼處の僧坊中に若しは三比丘若しは二若しは一比丘有り能く修多羅を持し比丘を持し摩多羅伽を持し四衆の恭敬尊重する所なりと聞けば是の傳事の人應に彼の住處に到りて彼の一比丘に語りて言ふべし。大德是の中事是の如く是の如きの因縁にて起こり闍賴吒斷すること能はず、僧斷すること斷はず、先の烏迦鳩羅斷すること能はず、後の烏迦鳩羅斷すること能はず、先の烏迦鳩羅に還付し

【三】期。情實による買収なり。

恨なるなり、往來とは此の事一往處より一住處に至るなり、疑畏とは諸比丘事を斷する時一心和合僧を破して僧兩段と作るを畏る故なり。先づ行籌人ニカヤウラウジンを立つべし、是の如く立つべし、一心物合僧にて應に問ふて言ふべし、「誰れか能く行籌人と作るや」と、是の中人有り我れ能すと言はんに五法有れば立てて行籌人と作すべからず、愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ行籌と不行籌を知らざるなり、若し五法を成就すれば應に立てて行籌人と作すべし、愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず行籌と不行籌とを知るなり。是の中一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲比丘能く行籌人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲比の僧の爲に行籌人と作るを」と、是れを白と名づく、是の如く白二羯磨し「僧某甲比丘に行籌人と作るを與へ竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。若し比丘已でに行籌人を作せば僧の多少に二種の籌を説くべし、一分は長く一分は短し一分は白く一分は黒し、如法を説く者は爲に長籌を作し非法を説く者は爲に短籌を作す、如法を説く者は爲に白籌を作し非法を説く者は爲に黒籌を作す、如法を説く籌は右手を以つて捉り非法を説く籌は左手を以つて捉る、如法を説く籌は緩に捉り非法を説く籌は急に捉る、先きに如法を説く籌を行じ後に非法を説く籌を行す。行籌人應に是の言を作すべし、此れは是れ如法を説く者の籌なり、此れは是れ非法を説く者の籌なりと、若し籌を行じ竟りて如法を説く者の籌乃至一を多しとすれば是の事を斷するに二比尼を用ふと名づく、謂はく現前比尼多覓比尼なり。現前比尼とは是の中若し隨つて助舉事人有事人有り共に和合して一處に現前し如法如比尼如佛教に現前に除斷するなり、是れを現前比尼と名づく。多覓比尼とは是の中求覓し往いて反問し如法に除斷するなり。若し非法を説く者の籌乃至一を多しとすれば是の事を斷するに二比尼を用ふると爲す、現前比尼多覓比尼なり、現前比尼とは是の中若し隨つて助舉人及び有事人有り、共に和合して一處に現前し非法非比尼非佛教に除斷するなり。行籌人に四種あ

【九】籌、行籌人、籌(shiki)とは竹木を以つて作れる五寸乃至一尺位なる細き棒にしてこれを黑白或は長短等に分ち投票に用ひ賛成者或は反對者の數を調べるものなり、その時この籌を配布し集める者を行籌者(shikōjūhōka)集籌者」と云ふ。

好上座波羅提木叉を知り是の僧中に多く比丘の修多羅を持する者、比尼を持する者、摩多羅伽を持する者有りと聞かば是の近處の僧應に是の事を以つて使を遣はし某住處に至るべし、僧中に應に先に傳事人を立つべし、若し界外なれば僧教に滿ぜしむべし。立つる法は一心和合僧にて應に問ふて言ふべし、「誰か能く傳事の人と作り是の處より是の事を持して某處に至る、若し道中にて能く斷ずれば好し」と、是の中若し人有りて我れ能くせんと言はんに若し五法有れば立てて傳事人と作すべからず、愛に隨ひ怖に隨ひ瞋に隨ひ癡に隨ひ滅と不滅とを知らざるなり、若し五法を成就すれば應に立てて傳事人と作すべし、愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず滅と不滅を知るなり。爾の時是の傳事の人應に是の事を持して去くべし、若し道中にて能く如法如比尼如佛教に斷ずれば是れを名づけて斷するに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり、現前比尼とは僧現前人現前比尼現前なり、僧現前は上に説く如し、人現前比尼現前も亦上に説く如し。若し傳事人道中に如法如比尼如佛教に斷すること能はざれば應に持して彼の僧中に至り是の僧中に若し上座の多知多識長老比尼あれば應に是の人に語るべし。是の事は如きの如きの因縁にて起り闍頼吒能すること能はず、衆僧斷すること能はず、先の烏廻鳩羅斷すること能はず、後の烏廻鳩羅も亦斷すること能はずして先の烏廻鳩羅に還付し先の烏廻鳩羅復斷すること能はず、後の烏廻鳩羅も亦斷すること能はず、近住處の僧も亦斷すること能はず、近住處の烏廻鳩羅斷すること能はず、後の烏廻鳩羅も亦斷すること能はず、先の烏廻鳩羅に還付し復斷すること能はず、近住處僧に還し復斷すること能はず、傳事人道中に斷すること能はず、是の事は是の間に來る、汝長老能く是の事を受けて斷するや不やと。若し能く斷すと言はば應に與に期を作すべし、若し期を作さざれば汝と與にし得ず、期とは乃至九月なり。

事に五種の斷じ難きあり、一には堅、二には強、三には佞戻、四には往來、五には疑畏なり、堅とは其の事を堅執するなり、強とは舉事人有事人勇健強力なるなり、佞戻とは舉事人有事人惡性瞋

【二六】 若界外令滿僧數。界外に傳事人を使はす時は四人(以上)を遣はして僧となる數を滿たしむること。

【二七】 傳事人は他の僧衆に事件を傳へその判決を請ふのがその役であるが或は傳へて行く道中に自ら判定してこれを鎮めるも可なり、この場合は傳へに行く必要なし、上の文はこの意を述ぶるなり。

【二八】 期者乃至九月。期とは約束にして何時この事件を斷ずるやを約することにして夏三月中に諍事の起これる時は餘の九ヶ月中にて滅すべく次の夏まで放置するべからず、乃至九月とはこの意なり。

若し是の烏廻鳩羅ウケウ如法如比尼如佛教に是の事を斷すること能はされば應に更に烏廻鳩羅を立つべし、立つる法は一心和合僧にて一比丘僧中に問ふて言く、「誰か能く烏廻鳩羅と作り如法に僧中に隨ふ事を斷するや」と、若し我れ能くすと云はば一比丘僧中に唱言せよ、「大徳僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く烏廻鳩羅と作り如法に僧中に隨ふ事を斷す、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、某甲某甲比丘烏廻鳩羅と作り僧中に隨ふことを斷するを」と。是れを白と名づく、是の如く白二羯磨し「某甲某甲比丘を立てて烏廻鳩羅にて僧中に隨ふ事を斷するに作しおほ竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事は是の如く持す」と。是の烏廻鳩羅若し是れ上座なれば諸下座比丘應に欲を與へ已りて小らく遠去すべし、若し烏廻鳩羅是れ下座なれば應に諸上座より欲を取り已りて小らく遠去すべし、應に如法如比尼如佛教に是の事を斷すべし。若し烏廻鳩羅能く如法如比尼如佛教に是の事を斷すれば是れを名づけて斷するに一比丘を用ふると爲す、謂はく現前比丘なり、現前比丘とは僧現前人現前比丘現前なり、僧現前とは上に説く如し、人現前比丘現前も亦上に説くが如し。若し是の烏廻鳩羅如法如比尼如佛教に是の事を斷すること能はされば應に先の烏廻鳩羅に還付すべし、先の烏廻鳩羅應に是の事を受けて如法如比尼如佛教に是の事を斷すべし。是の烏廻鳩羅若し能く如法如比尼如佛教に是の事を斷すれば是れを名づけて斷するに一比丘を用ふと爲す、謂はく現前比丘なり、現前比丘とは僧現前人現前比丘現前なり、僧現前は上に説く如し、人現前比丘現前も亦上に説く如し。若し是の先の烏廻鳩羅復た如法如比尼如佛教に斷すること能はされば應に捨して僧に付すべし、僧應に是の事を受け如法如比尼如佛教に斷すべし。若し僧是の事を受けて能く如法如比尼如佛教に斷すれば是れを名づけて斷するに一比丘を用ふと爲す、謂はく現前比丘なり、現前比丘とは僧現前人現前比丘現前なり、僧現前とは上に説くが如し、人現前比丘現前も亦上に説くが如し。

若し是の近處の僧如法如比尼如佛教に是の事を斷すること能はされば某住處の僧に若し大衆有り

故にと。卽の時彼の衆應に和合すべし、若し僧先きに安居すれば應に七日去を受くべし、若し七日盡くれば應に破安居して去るべし、和合の爲の故に、最も近處の僧應に是の事を受け如法如比尼如佛教に是の事を斷すべし、是れを名づけて斷するに一比尼を用ふると爲す、謂はく現前比尼なり、現前比尼とは僧現前人現前比尼現前なり、僧現前とは上に説く如し、人現前比尼現前も亦上に説く如し。

若し近處の僧如法如律如佛教に是の事を斷すること能はざれば爾の時應に僧中に羯磨して烏廻鳩羅に斷ぜしむべし。羯磨は一心和合僧にて一比尼僧中に問ふて言く、「誰か能く烏廻鳩羅と作り如法如比尼佛教に此僧中に隨ふ事を斷するや」と、是の中若し我れ能くすと言はんに若し五法有れば立てて烏廻鳩羅と作すべからず、何ん等か五なる、愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨ひ、斷不斷を知らざるなり、若し五法を成就すれば應に立てて烏廻鳩羅と作すべし、愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず斷と不斷とを知るなり。卽の時一比尼僧中に唱言せよ、「大徳僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く烏廻鳩羅と作り能く如法に僧中に隨ふ事を斷す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲某甲比丘烏廻鳩羅と作り如法に僧中に隨ふ事を斷するを」と。是れを白と名づく、是の如く白二羯磨し、僧某甲某甲比丘を立てて烏廻鳩羅にて僧中に隨ふ事を斷するに作し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。是の烏廻鳩羅若し是れ上座なれば諸下座比丘應に來りて此の比丘に欲を與へ已りて遠去すべし、若し是れ下座なれば應に諸上座比丘より欲を取り已りて小らく遠去すべし、當に如法如比尼如佛教に是の事を斷すべし。是の烏廻鳩羅若し能く如法如比尼如佛教に是の事を斷すれば是れを名づけて斷するに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり、現前比尼とは僧現前人現前比丘現前なり、僧現前は上に説くが如し、人現前比尼現前も亦上に説く如し。

【二四】七日去。安居中にても特別の場合には七日間を限り界外に出づることを得、この作法を受くることなり、本律第四誦安居註(第二十四卷參照)。
【二五】破安居。急凶緣ありて安居を廢棄すること、安居法參照。

迦鳩羅と作りて如法に僧中に隨ふ事を斷ず、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、某甲某甲比丘烏迦鳩羅と作りて能く如法に僧中に隨ふ事を斷ずるを是れを白と名づく、是の如く白二羯磨し、僧某甲某甲比丘を立てて烏迦鳩羅の僧中に隨ふ事を斷ずるに作し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持すべし」と。是の烏迦鳩羅若し是れ上座なれば諸下座比丘應に欲を與へ已りて小らく遠去せよ、若し烏迦鳩羅是れ下座なれば應に諸上座より欲を取り已りて小らく遠去しすべし、當に如法如比尼如佛教に是の事を斷ずべし、若し烏迦鳩羅如法如比丘如佛教に是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼謂はく現前比丘を用ふと爲す、現前比尼とは僧現前人現前比尼現前なり僧現前とは上に説く如し、人現前比尼現前も亦上に説くが如し。

若し是の烏迦鳩羅如法に斷ずること能はざれば先の烏迦鳩羅に還付せよ、先の烏迦鳩羅應に如法如比尼如佛教に斷ずべし、若し能く如法に是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり、現前比尼とは僧現前人現前比尼現前なり、僧現前とは上に説く如し、人現前比尼現前も亦上に説く如し。若し是の先烏迦鳩羅復如法如比尼如佛教に是の事を斷ずること能はざれば應に捨して僧に付すべし、僧應に是の事を受け如法如比尼如佛教に斷ずべし、若し僧是の事を取りて能く如法如比尼如佛教に斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり、現前比尼とは僧現前人現前比尼現前なり、僧現前とは上に説くが如し、人現前比尼現前も亦上に説く如し。

若し僧如法如比尼如佛教に是の事を斷ずること能はざれば僧應に使を遣はし近處の僧の所に往き是の言を作すべし、此の事はの如き、是の如き因縁起り團賴吒能すること能はず、衆僧斷ずること能はず、先の烏迦鳩羅斷ずること能はず、後の烏迦鳩羅斷ずること能はず、先の烏迦鳩羅に還付するに先の烏迦鳩羅斷ずること能はず、衆僧に還付す、汝等大徳和合し來れ、是の事を斷ずる爲の

づく。人現前とは随つて助擧事人有事人有り共に一處に集まる、是れを人現前と名づく。比尼現前とは如法如比尼如佛教に是の事を斷するなり、是れを比尼現と名づく。

若し僧如法如律如佛教に是の事を斷すること能はざれば爾の時應に僧中に三三烏廻鳩羅を擧すべし、應に羯磨して烏廻鳩羅に是の事を斷せしむべし、羯磨の法は一心和合僧に一比丘僧中に問ふて言へ、「誰か能く烏廻鳩羅となり如法如比丘如佛教に是の事を斷するや」と、僧中に若し我れ能くせんと言ふに若し五法有れば立てて烏廻鳩と作すべからず、何ん等か五なる、愛に隨ひて行じ瞋に隨ひて行じ怖に隨ひて行じ癡に隨ひて行じ斷と不斷とを知らざるなり。五法を成就すれば應に立てて烏廻鳩羅と作すべし、愛に隨はずして行じ瞋に隨はずして行じ怖に隨はずして行じ癡に隨はずして行じ能く斷と不斷とを知るなり。即の時一比丘應に僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘烏廻鳩羅と作り能く如法に隨つて僧中の事を斷するを」是れを白と名づく、是の如く白二羯磨し「僧某甲某甲比丘を立てて烏廻鳩羅の僧中に隨ふ事を斷するに作しおぼ免ぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事は是の如く持す」と。是の烏廻鳩羅若し是れ上座なれば諸下座比丘應に是の人に三三欲を與へ已りて遠去せよ、若し此の烏廻鳩羅是れ下座なれば應に諸上座より欲を取り已りしよ小らく遠去すべし、當に如法如比丘如佛教に是の事を斷すべし、若し烏廻鳩羅能く如法如比尼如佛教に是の事を斷すれば是れを名づけて斷するに一比尼の所謂現前比尼を用ふと爲す、現前比尼とは僧現前人現前比尼現前なり、僧現前は上に説く如し人現前比尼現前も亦上に説く如し。

若し烏廻鳩羅如法如比丘如佛教に是の事を斷すること能はざれば應に更に烏廻鳩羅を立つべし。立つる法は一心和合僧にて一比丘僧中に問ふて言へ「誰か能く烏廻鳩羅と作り僧中に隨ふ事を斷するや」と、若し我れ能くせんと言はば一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く烏

【三】 烏廻鳩羅。前の闍賴吒の如く僧中の諍事を判決する者であるがこれは下に説く如く僧衆が判決の権限を委任して去るものなる故委員の如きものである。闍勅吒は僧衆會合の席上に於いて判決するこの烏廻鳩羅となる者は五徳を具すべきこと下に説く如し、字義につき薩婆多論第九に烏廻とは二に名づく、鳩羅とは平等に名づく、心無二平等にして秤の如しと云ふ。

【三】 與欲。委任すること、註十の一二参照。

口善不善とは自身に舉事者有事者の所に往到し已り是の言を作さず、是の事に従ふは若しは好く若しは好からず、應に爾起つべし、應に爾起つべからずと、若しは汝勝ち彼れ負けん、彼れ勝ち汝負けんと、使を遣はして舉事者有事者の所に到りて是の言を作さず、是の事に従ふは若しは好く若しは好からずと、應に爾起つべし、應に爾起つべからずと、若しは汝勝ち彼れ負けん、彼れ勝ち汝負けんと、是れを口善不善と名づく。口善善とは自ら舉事者有事者の所に往到せず、是の言を作さず、是の事に従ふは若しは好く若しは好からず、應に爾起つべし、應に爾起つべからずと、若しは汝勝ち彼れ負けん、彼勝ち汝負けんと、又使を遣はして舉事者有事者の所に往到して是の言を作さず、是の事に従ふは若しは好く若しは好からず、應に爾起つべし、應に爾起つべからずと、若しは汝勝ち彼れ負けん、彼勝ち汝負けんと、是れを身善口善と名づく。今より闍賴吒と作れる者は應に是の如く學すべし、舉事者有事者と同一道に行くべからず、若し先きに少多の因縁有り與に三期すれば應に是の期を減すべし、期とは若しは中前若しは中後若しは晝若しは夜若しは阿練兒處若しは聚落僧坊の近くなり。

是の闍賴吒應に是の所斷の事を受け如法如比尼如佛教に現前に除滅するに一比尼を用ふべし、謂はく現前比尼なり、何等か現前なる、現前に二種有り人現前、比尼現前なり、人現前とは謂はく隨つて助舉事人及有事人有り共に一處に集まるなり、比尼現前とは法の如く、比尼の如く佛教の如く是の事を斷するなり、是れを比尼現前と名づく。若し是の闍賴吒法の如く比尼の如く佛教の如く是の事を斷すること能はざれば應に捨して僧に付すべし、僧應に是の事を受け如法如比尼如佛教に是の事を斷すべし、是れを名づけて斷するに一比尼所謂現前比尼を用ふと爲す、現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり。僧現前とは是の中所有の中にて共に羯磨を作すべき比丘共に同心にて一處に和合し欲を受く可き者は欲を持し來り現前に比丘の能く遮す者在りて遮せず、是れを僧現前と名

【三】期。同行するを約束すること、下の若しは中前等は約束する時間、場所等をめぐるなり。

實覓比丘を得しものゝ行法は是の比丘他に受大戒を與ふべからず、他の依止を受くるを得ず、沙彌を畜ふるべからず、教誡比丘尼法を受くべからず、若し僧羯磨して比丘尼を教誡せしむるも他を教ゆべからず、僧與に實覓比丘を作す所の罪を更に犯すべからず、若しは是れに依る罪及び是れを過ぐる罪も亦作すべからず、僧羯磨を誦すべからず、亦羯磨を作す人を誦すべからず、清淨比丘を擧すべからず、他を憶念せしむべからず、相言すべからず、他に從ひて乞聽し他の罪を出さんと欲すべからず、亦他の乞聽を受くべからず、説戒を遮すべからず、受戒を遮すべからず、自恣を遮すべからず、清淨比丘の過罪を出すべからず、恒に自ら謙卑し應に調伏心にて行じ比丘僧の意に隨順すべし、若し是の如く行法せざれば盡形是の羯磨を離るゝを得ず。(五法)

6 多覓比丘 (一四四)

一、佛俱舍彌國に在しき、爾の時俱舍彌の諸比丘鬪諍、相言を喜び多少の事起り、是の念を作せり、若し長老舍利弗、斷事の主と作れば我等當に決了を得べしと、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、鬪頼吒比丘の能く受けて斷事主と作るもの有りや不やと、阿難佛に白して言さく、世尊能く受けて斷事主と作るもの有りと。佛即ち是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より鬪頼吒比丘の斷事主と作るを聽す、是の斷事法を受け法の如く比丘の如く佛教の如く現前に除滅せよ。鬪頼吒に三種有り、身善口不善なる有り、口善身不善なる有り、身善口善なる有り、身善口不善とは是の鬪頼吒自ら 舉事者有事者の所に往到せず、自らは是の言を作さず、是の事に從ふは若しは好し若しは好からず、應に鬪起つべし、應に鬪起つべからずと、若しは汝勝ち彼れ負けん、彼れ勝ち汝負けんと、是の人自ら去きて語らずと雖も便ち使を遣はして往いて是の言を作せり、汝是の事に從ふは若しは好し若しは好からず、應に鬪起つべし、應に鬪起つべからずと、若しは汝勝ち彼れ負けん、彼勝ち汝負けんと、是れを身善口不善と名づく。

【一】 yobhuyasikaivaṃ
多人語毘尼、多覓罪相毘尼とも云ふ、多數決による判決なり。

【二】 鬪頼吒比丘。薩婆多論九には鬪頼吒利とし鬪頼は地吒利は住なり、智勝れ正法に於いて自在にして不動なること人の地に住して傾覆なきが如きなりと云ふ、又翻梵語二には陀蘭毘耶他虛にして譯して見と言ふとする、思ふに諍事を斷ずる裁判官の如きものか、枳椇易土集に恒羅吒は是れ叱呵攝伏なりとす、これ鬪頼吒のことか。
【三】 舉事者有事者。舉事者は犯罪を摘發せるもの、有事者は犯罪者なり、即ち原告と被告なり。

是の比丘先きに自ら作すと言ひ後に作さすと言へり、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より

實覓減諍を聽す、是の實覓比尼を用ひて僧中に種種の事起これば應に減すべし。

二、實覓比尼に五種の非法五種の如法あり。五非法とは比丘有り波羅夷罪を犯じ先きには犯すと言ひ後犯ぜずと言ふ、若し僧是の人に實覓比尼を與ふれば是れを非法と名づく、何を以つての故に、是の人應に減損を與ふべきが故に。比丘有り僧伽婆尸沙・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯し先きには犯すと言ひ後に犯ぜずと言ふ、若し僧是の人に實覓比尼を與ふれば是れを非法と名づく、何を以つての故に、是の人所犯に隨ひて應に治すべきが故に。五如法とは比丘有り波羅夷を犯し先きには犯すと言ひ後に犯ぜずと言ふ、若し僧是の比丘に實覓比尼を與ふれば是れを如法と名づく、何を以つての故に、是の人應に實覓比尼を與ふべきが故に。若し比丘僧伽婆尸沙・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯じ先きには犯すと言ひ後犯ぜずと言ふ、若し僧是の比丘に實覓比尼を與ふれば是れを如法と名づく、何を以つての故に、是の人應に實覓比尼を與ふべきが故に。

三、佛諸比丘に語りたまへり、汝等訶咤比丘に實覓比丘を與へよ、若し更に是の如き比丘有らば僧亦應に實覓比尼を與ふべし。與ふる法は一心和合僧にて一比丘僧中に唱言せよ、

大徳僧聽きたまへ、是の呵咤比丘無慚無愧惡欲にして見聞疑の罪あり、先きには自ら犯すと言ひ後に犯ぜずと言ふ、是れを以つての故に僧實覓比尼を與へん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、訶咤比丘に實覓比尼を與ふるを、白是の如し。

是の如く白四羯磨し、

僧訶咤比丘に實覓比尼法を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

跪合掌して言へ

大徳僧聽きたまへ、我れ施越比丘本狂癡し心顛倒して多く不清淨・非法・不隨順道・非沙門法を作せり、我れ今還つて本心を得るに、若しは僧三人二人一人我が先きに作す所の罪を説く、我れ今僧に従ひて不癡比尼を乞ふ、若し僧三人二人一人復更に是の事を説くこと莫れ、僧憐愍するが故に我れに不癡比尼を與へたまへ。

是の如く再三乞へ、爾の時一比丘僧中に唱へよ、

大徳僧聽きたまへ、是の施越比丘本狂癡し心顛倒して多く不清淨非法不隨順道非沙門法を作せり、今本心を得たるに若しは僧三人二人一人先きに作す所の罪を説く、今施越比丘僧に従ひて不癡比尼を乞ふ、若しは僧三人二人一人復更に是の事を説くこと莫れ、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、施越比丘に不癡比尼を與へ若しは僧三人二人一人復更に是の事を説くこと莫らんことを、白是の如し。

是の如く白四羯磨し

僧施越比丘に不癡比尼を與へ竟ぬ、僧忍じたまへり、默然したまふが故に、是の事是の如く持す。

不癡比尼を得たるもの、行法は餘比丘其の過罪を出すべからず、憶念せしむるべからず、従ひて乞聽すべからず、亦他比丘の乞聽を受くべからず、若し彼に従ひて乞聽すれば突吉羅を得、若し他の乞聽を受くれば亦突吉羅を得、若し彼聽さずして便ち過罪を出し、若しは憶念せしむれば波逸提を得。(四法)

5 實 覓 比 尼 (一四三。)

一、佛迦維羅衛國に在しき、爾の時比丘あり、訶多と名づく、無慚無愧惡欲にして見聞疑の罪あり、

【一七】 tussatāpyyāsika vin-
[一七] 巴利、五分は第七條なり、
實覓比尼は罪處所、本言治、
覓罪相、求罪自性等とも云ひ
比丘が罪を犯し僧中に尋ねら
れ一度は告白し一度は否定し
この妄語によつて紛諍起る
を妨ぐ爲に罪を憶念せしめ宣
告してその罪より重き罰を課
する方法なり。

一、佛舎衛國に在しき、爾の時比丘有り施越と名づく、癡狂し心顛倒するが故に多く不清淨・非法・不隨順道・非沙門法を作せり、是の人還つて本心を得、先きに作す所の罪を若しは僧三人二人一人常に是の事を説く、施越諸比丘に語り我れ本狂癡し心顛倒するが故に多く不清淨非法不隨順道非沙門法を作せり、我れ今還りて本心を得るに若しは僧三人二人一人常に我が本作す所の罪を説く我れ今當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛知つて故らに施越に問ひたまへり、汝實に狂癡し心顛倒するが故に多く不清淨非法不隨順道非沙門法を作し汝還りて本心を得るに若しは僧三人二人一人汝の本作す所の罪を説き汝諸比丘に向ひて我れ當に云何んすべきと説けりや、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛言はく今より

不癡比尼を聽す、是の不癡比尼を用ひて僧中に種種の事起れば應に滅すべし。

二、不癡比尼に四種の非法四種の如法あり。四種の非法とは比丘有り癡狂顛倒せずして癡狂の相貌を現す、諸比丘僧中に問ふ、汝狂癡の時作す所今憶念するや不やと、答へて言はく長老我れ癡の故に作すを憶念す、他人我れに教へて作さしむ、夢中に作すを憶す、裸形にて東西に走り立ちて大小便せるを憶すと、是の人僧に從ひて不癡比尼を乞ひ若し僧是の人に不癡比尼を與ふれば是れを四非法と名づく。四如法とは比丘有り實に狂癡し心顛倒して狂癡の相貌を現す、諸比丘問ふ、汝狂癡の時作す所を憶念するや不やと、答へて言はく憶念せず、他に教へられて我れ作せり、夢中に作す所を憶せず、裸形にて東西に走り立ちて大小便するを憶せずと、是の人僧に從ひて不癡比尼を乞ひ若し僧是の人に不癡比尼を與ふれば是れを四如法不癡比尼と名づく。

三、佛言はく今より不癡比尼を聽す、是の不癡比尼を用ひて僧中に種種の事起れば應に滅すべしと、爾の時佛諸比丘に語りたまへり、汝等施越比丘に不癡比尼を與へよ、若し更に是の如き人あらば僧亦應に不癡比尼を與ふべし。與ふる法は是の施越比丘應に坐より起ち偏袒右肩し革屣を脱し胡

念比尼を乞ひ若し僧是の比丘に憶念比尼を與ふれば是れを如法と名づく、何を以つこの故に是の人應に憶念比尼を與ふべきが故に。是れを三如法憶念比尼と名づく。

三、佛是の如く語り已りて諸比丘に語りたまへり、波等陀驪比丘に憶念比尼を與ふべし、若し更らに是の如きの人あれば亦憶念比尼を與ふべし。

憶念比尼の法は是の陀驪比丘應に坐より起ちて偏袒へんだん右肩うげんし革屣かくしを脱し胡跪こき合掌がっしやうして言へ、

大徳僧聽きたまへ、我れ陀驪比丘彌多羅比丘尼の爲に無根波羅夷を以つて謗ぜらる故に若しは僧三人一人常に是の事を説く、我れ今僧に従ひて憶念比尼を乞ふ、若しは僧三人二人一人復更に是の事を説く事莫れと、僧憐愍するが故に我れに憶念比尼を與へたまへ。

是の如く再三乞へ、爾の時一比丘僧中に唱言せよ。

大徳僧聽きたまへ、是の陀驪比丘彌多羅比丘尼の爲に無根の波羅夷法を以て謗ぜらるゝ故に僧三人一人常に是の事を説く、今陀驪比丘僧に従ひて憶念比尼を乞ふ、若しは僧三人二人一人復更らに是の事を説くこと莫れと、若し僧時至らば僧忍聽したまへ、僧の陀驪比丘に憶念比尼を與へ若しは僧三人二人一人復更らに是の事を説くこと莫らん事を。

是れを白と名づく、是の如く白四羯磨し

僧陀驪に憶念比尼を與へ竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事は是の如く持す。

と、憶念比尼を得たる比丘の行法は餘比丘其の過罪を出だすべからず、憶念せしむべからず、従ひて乞聽こしやうすべからず、亦餘比丘の乞聽を受くべからず、若し彼従ひて乞聽すれば突吉羅を得、若し他の聽を受くれば亦突吉羅を得、若し彼れ聽かさるに若しは過罪を出し若しは憶念せしむれば波逸提を得。(三法)

4 不癡比尼 (一四三)

【一四】 乞聽。他比丘の罪を尋問せんとする時先づその承諾を乞ふことなり。

【一五】 Amūḥivimya 巴利、四分、五分等第三條、不癡比尼とは精神錯亂せし時の罪を追求非難されるに對し白四羯磨によつて不癡(正氣)なる今は清淨にして罪なきことを證明承認する法なり。

て誘ぜられるが故に若しは僧三人二人一人常に是の事を説き汝諸比丘に向ひて我れ當に云何んすべきと説けりと、汝實に爾するや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛言はく今より

憶念比尼法を聽す、僧中に種種の事起れば應に滅すべし。

二、三種の非法憶念比尼有り三種の如法憶念比尼有り。三種の非法とは比丘有り、無殘罪を犯じ自ら言はく有殘罪を犯すと、是の比丘僧に從ひて憶念比尼を乞ひ若し僧是の比丘に憶念比尼を與ふ、是れを非法と名づく、何を以つての故に是の人應に滅擯を與ふべきが故に。又施越比丘の如し、狂癡し心顛倒するが故に多く不清淨・非法・不隨順道・非沙門法を作す、是の人還つて本心を得、先きに作す所の罪を若しは僧三人二人一人常に是の事を説く、是の人僧に從ひて憶念比尼を乞ふ、若し僧是の人に憶念比丘を與ふれば是れを非法と名づく、何を以つての故に是の人應に不癡比尼を與ふべきが故に。又 訶多比丘の如し、無慚無愧破戒にして見聞疑の罪有り、是の人自ら言はく、我れに是の罪有りと、後に言はく我れに是の罪無しと、是の人僧に從ひて憶念比尼を乞ひ若し僧是の人に憶念比尼を與ふれば是れを非法と名づく、何を以つての故に是の人應に實覓比尼を與ふべきが故に。是れを三非法憶念比尼と名づく。

三如法とは又比丘陀駟比丘の如し、彌多羅比丘尼の爲に無根の波羅夷にて誘ぜらるゝ故に若しは僧三人二人一人常に是の事を説く、是の比丘僧に從ひて憶念比尼を乞ひ若し僧是の人に憶念比尼を與ふれば是れを如法と名づく、何を以つての故に是の人應に憶念比尼を與ふべきが故に。又如一比丘の如し、罪を犯し是の罪已でに發露し如法に悔過し除滅す、若し僧三人二人一人猶是の事を説く、是の比丘僧に從ひて憶念比尼を乞ひ若し僧是の人に憶念比尼を與ふれば是れを如法と名づく、何を以つての故に、是の人應に憶念比尼を與ふべきが故に、又如し比丘未だ是の罪を犯さず將に必ず犯すべし、是の事を以つての故に若し僧三人二人一人是の罪を犯せりと説く、是の比丘僧に從ひて憶

【三】無殘罪。波羅夷罪なり、波羅夷罪は比丘としての資格を殘さざる故に無殘罪と云ひこれに對して僧殘罪以下を有殘罪と言ふ。

【三】滅擯。驅出とも云ひ永久に比丘の資格を滅し擯斥して共住せざること。

【四】訶多比丘。九十波逸提第一條參照。

又不如法僧如法僧を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又不如法僧如法の三人二人一人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又不如法三人如法の三人二人一人僧を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又不如法二人如法二人一人僧三人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又不如法の一人如法の一人僧三人二人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、是れを二の非法現前比尼法と名づく。

二種の如法現前比尼とは如法僧あり如法僧を約勅し折伏せしめ現前比尼を與ふ、又如法僧如法三人二人一人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又如法三人如法三人二人一人僧を約勅し折伏せしめ現前比尼を與ふ、又如法二人如法二人一人僧三人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又如法一人如法の一人僧三人二人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、是れを一の如法現前比尼法と名づく。又如法僧不如法僧を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又如法僧不如法の三人二人一人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又如法三人不如法三人二人一人僧を約勅し折伏せしめ現前比尼を與ふ、又如法二人不如法の二人一人僧三人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、又如法の一人不如法一人僧三人二人を約勅し折伏せしめて現前比尼を與ふ、是れを二種の如法現前比尼と名づく。(二法)

三 憶念比尼法 (一四二。)

一、佛王舍城に在しき、爾の時長老陀驪力士子彌多羅比丘尼の爲に無根の波羅夷を以つて謗せられる故に若しは僧若しは三人二人一人常に是の事を説けり。其の時陀驪力士子は是の事を以つて諸比丘に語り、彌多羅比丘尼無根の波羅夷を以つて我れを謗するが故に若しは僧三人二人一人常に是の事を説く、我れ當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に言せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め佛知つて故らに陀驪力士子に問ひたまへり、汝實に彌多羅比丘尼の爲に無根の波羅夷を以つ

【一】 *sādhaya* 巴利、四分、五分等第二條、憶念比尼とは罪の犯不を憶念陳述せしめて裁決する法なり。この條は八僧殘及び第六十九波逸提法參照。

2 現前滅諍法 (一四二)

一、爾の時六群の比丘是の事を聞けり、我れ等王舎城中にて不見損を作せる比丘舎衛國に詣り諸比丘事を共にし住を共にす、我れ等當に舎衛國に往くべしと、六群比丘隨意に王舎城に住し已りて衣鉢を持し舎衛國に往いて佛所に詣れり。爾の時多く比丘有り祇洹の門間の空地に經行せり、六群比丘見已りて問ふて言はく、我等王舎城にて不見損を與へし比丘來りて舎衛國に到れり汝諸比丘事を共にし住を共にするやと、諸比丘答へて言はく、佛自言滅諍を以つて此の事を滅したまふと、六群の比丘言はく、此の事滅せず惡滅なり、我等現前せざるが故にと。爾の時六群比丘佛の自言滅諍法を聽したまへるを違逆して受けず佛の知見したまふ事を誘するやと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず是の言を作せり、云何んが比丘と名づけ世尊の自言滅諍法を聽したまへるを違逆して受けず佛の知見したまふ事を誘するやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ我れの自言滅諍法を聽せるを違逆して受けず如來の知見するを誘するやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、今より

現前滅諍法を聽す、是の現前滅諍を用ひて僧中に種種の事起れば應に滅すべし。

二、現前滅諍に二種の非法二種の如法あり、二種の非法とは非法僧有りて非法僧を約勅して折伏せしめ現前滅諍を與ふ、又非法僧非法の三人を約勅して折伏せしめ現前滅諍を與ふ、又不如法僧不^{せしめ}現前滅諍を與ふ、又不如法三人不如法三人を約勅し折伏せしめ現前滅諍を與ふ、又不如法僧不^{せしめ}現前滅諍を與ふ、又不如法三人不如法の二人一人。僧を約勅し折伏せしめ現前滅諍を與ふ、不如法の二人不如法の二人一人僧三人を約勅し折伏せしめ現前滅諍を與ふ、又不如法の一人不如法の一人僧三人二人を約勅し折伏せしめ現前滅諍を與ふ、是れを一の非法現前滅諍法と名づく。

【八】 samantika-jinaya 巴利、四分、五分第一條。現前里尼とは犯人の面前に於いて裁決する意にして犯人、兼僧皆出席し教法と律とが現前し事理を明白ならしめて論議を決するなり。

【九】 惡滅。不如法に諍事を滅したること。

【三】 僧。四人以上のこと。

無ければ突吉羅なり、若し急因縁なれば不犯なり。(二百七衆學法竟る)

七 滅 誣 法 (初)

1 自言滅誣法 (二四一b)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘擯越びんごちに勸めて浴を作さしめ已すでに浴具を辦とぜり、客比丘有り冥なりて衣を脱し諸衣の上に著おき浴室に入りて洗ふ、因縁ある故に衣服雜錯ざくさくせり、客比丘洗ひ已りて出で本處に於て衣を取り外に出で是れ他衣なるを看て是の念を作せり、此の衣當に本處ほんじよに還し更に我が衣を覓もとむべしと、還りて衣處に入れり。六群比丘常に善好比丘と相違あひだす、客比丘の入るを見已りて客比丘に語りて言はく汝已すでに出づ、何んが故に來還するやと、答へて言はく我れ後來り衣を脱して諸衣の上に著き浴室に入りて洗ひ因縁ある故に衣服雜錯ざくさくせり、先きに洗浴し已り出でて衣を取り外に出でて我が衣に非らざるを看て是の念を作せり、此の衣當に本處に還し更に我が衣を覓むべしと、是の故に來還すと。六群比丘言はく汝の言の如からず汝偷心ちゆうしんを以つて取り取り已りて心に悔いし本處に著かんと欲するなり汝罪を見るや不なやと、六群の比丘相共に謂つて言はく、此れ云何んぞ直爾じやくにに自ら罪を言はざる、當に與たに不見擯せふけんびんを作すべしと。六群の比丘即ち爲に不見擯せふけんびんを作し是の客比丘を擯せり、客比丘是の念を作せり、六群の比丘我が與めに不見擯せふけんびんを作す、因縁の本末なく我れ自ら罪を言はず我れ今何んぞ舍衛國に往いて佛所に詣いたらざると。是の比丘王舍城に於て隨意に住し已り衣鉢いぼつを持し遊行して舍衛國に向ひ佛所に詣いたれり、諸佛の常法として客比丘有りて來れば是の如き語を以つて勞問したまふ、忍するや不なや、足するや不なや、乞食乏しからず道路疲れざるやと。爾の時佛客比丘に問ひたまへり、忍するや不なや、足するや不なや、乞食難からず道路疲れざるやと、客比丘言さく、忍足し乞食難からず道路疲れずと、即ち上事を以つて佛に向ひて廣説せり。

【五】 七滅誣法 (caṭṭha adhi-karoggaṇamāhā dhammā) 僧伽に紛誣の起き或は起きんとする時これを鎮める法にして七ヶ條ある故に七滅誣法と云ふ、上座がこれに従ひて適當に判斷し鎮めざる時は突吉羅罪となるものなり、この滅誣法は又本律第五誦八法中第八誣事法(第三十五卷)中に委はしく説く。従つて他の諸律はこの處には単に名目をあげるのみにして委はしく説かず。

【六】 pāṭikiṇṇa vāṇiṇa 四分巴利、五分第四條。自言治毘尼とは罪を犯せるものゝ自由によりてそれに相當する罰に處し罪についての紛誣を治める方法なり。

【七】 不見擯。擯稱(ucchiṭṭi opavāya kamma) のこと。罪を犯して認めざるが故に擯斥すること。

居士佛の受けたまふを知り已りて坐より起ち頭面もて佛足を禮し右繞して去り自舎に還り通夜種種多美の飲食を辦じ早起し座處を敷き已り使を遣はして佛に白せり、時到期に食具已に辦じぬ、佛自ら時を知りたまへと。六群比丘十七群比丘と常に相違し鬪諍せり、時に十七群比丘次にて僧坊を守れり、六群比丘次に與に食を迎ふ、六群比丘共に相謂つて言はく我等今日故らに十七群比丘の食を斷ぜんと、有るが言はく云何して斷ぜんと、答へて言はく但だ來れ當に知るべしと。六群比丘十七群比丘の所に到り鉢を索めて言はく、汝の與に食分を迎へんと、即ち僧及び僧に隨ひて所請の家に至れり、六群比丘先に食し已りて十七群比丘の食分を迎へ便ち出づ、出で已りて便ち餘事を作し餘處の諸知識家を経過し見已りて城を出で或は樹下に坐し或は岸上・井上・池上・多人衆處に在りて住せり。時に十七群比丘年少にして飢急なり、共に相謂つて言はく食何んが故に遅きやと、又相謂つて言はく祇洹門外の大樹上に上りて遙かに看見せずやと、時に一比丘有り樹に上りて看見して言はく、某樹下・井上・岸下・多人衆中に在りて住すと、日中に垂として額上に汗を流し方に來り喚んで言はく、汝食分を取れと、問うて言はく何んが故に遅きやと、答へて言はく我等食を得て便ち出づと、問うて言はく汝等某樹下・岸下・多人衆中に在りて住せずや、而も食を得て便ち出づと言ふと、六群比丘言はく誰れか道ふやと、十七群比丘言はく我れ樹上に上りて見たりと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞き心に喜ばず訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ佛の未だ樹に上るを聽したまはざるに上るやと、種種の因縁もて訶し已りて佛に向ひて廣説せり。佛知つて故らに十七群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて十七群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ我れ未だ樹に上るを聽さざるに上るやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり。

〔樹の過人なるに上るべからず、急因縁を除くと應に學すべし。〕若し比丘過人樹に上れば急因縁

【四】過人樹。人よりも高き樹なり、急因縁とは虎狼等の難有る時の如きなり。

六群比丘言はく我等の作す所なり、汝我が與に衣を洗はざるを以つて故らに是の事を作すと。六群比丘は勇健多力にして大だしく罪を畏れず、諸洗衣の人奈何んする能はず、諸居士訶責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有徳を言ひ淨用水中に大小便し洩唾すると。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ淨用水中に大小便し涕唾するやと、佛但だ訶責して未だ結戒したまはず。

(2) 又佛舍衛國に在しき、爾の時舍衛城中に一大池有り名を須摩那と云ふ、多人の用ふる所なり、六群比丘共に相謂つて言はく、須摩那池上に往いて看るべしと、皆言はく意に隨はんと、即ち共に池上に往いて看便ち池中に大小便し洩唾せり、諸居士訶責して言はく、是の沙門釋子は不善なり更に大小便處無きや、乃ち是の淨用水中に到りて大小便洩唾すと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ淨用水中に大小便し洩唾するやと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、

〔淨用水中に大小便し洩唾すべからず、病を除くと應に學すべし。〕 若し不病にして淨用水中に大小便し洩唾すれば突吉羅なり、病者は不犯なり。(一百五)

106 (一四一) 佛舍衛國に在しき、爾の時六群比丘立ちて大小便せり、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、

〔立ちて大小便するを得ず、病を除くと應に學すべし。〕 若し不病にして立ちて大小便すれば突吉羅なり、若し病めるは不犯なり。(一百六)

107 佛舍衛國に在しき、一居士有り佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまへり、

突吉羅にして、刀を捉る人の爲に說法せざれば不犯なり。(二百二)

103 「盾を捉り弓箭を捉る人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。」若し盾を捉り弓箭を捉る人の爲に說法すれば突吉羅にして盾弓箭を捉る人の爲に說法せざれば不犯なり。(二百三)

104 佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘往いて守菜園人に語りて言はく、汝我等に菜を與へよと、問うて言はく價を與ふるや不^{いな}やと、答へて言はく我れ乞ひ價無しと、守菜人言はく、菜を索めるに空しく與ふれば我等云何んが活を得んと、六群比丘言はく我れに與へざるやと、答へて言はく與へずと。六群比丘餘時菜上に大小便し洩^だ唾し臭爛死壞せり、守菜人言はく誰の作す所と六群比丘往いて守菜人に語りて言はく、汝誰か汝の菜を汚せしを知るやと、答へて言はく知らずと、六群比丘言はく我等の作す所なり、汝に隨ひて菜を索めて與へず、我等故らに是の如き事を作せりと。六群比丘勇健多力にして大^はだしく罪を畏れず守菜の人奈何する能はず、諸居士訶責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳を言ひ菜上に大小便し洩唾すること王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり。

「菜上に大小便し洩唾するを得ず、病を除くと應に學すべし。」若し不病にして菜上に大小便洩唾すれば突吉羅なり、若し病なれば不犯なり。(二百四)

105 (1)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘往いて洗衣人に語りて言はく、我が與に衣を洗へと、問うて言はく價を與ふるや不^{いな}やと、答へて言はく價無しと、洗衣人言はく洗衣有りて價を與へざれば我等空しく洗衣す云何んが活を得んと、六群比丘言はく我が與に洗はずやと、答へて言はく汝の與に洗せずと。六群比丘淨水中の洗衣處に到りて大小便し洩唾せり、諸洗衣人先の心を以つて水清淨なりと謂^{いわ}ひ衣を浸して中に著け即ち臭くして色を失ふ、洗衣人念ぜり誰か是の水を汚せりやと。六群比丘餘時往いて問へり、汝等知るや不^{いな}や、誰か是の水を汚せしやと、答へて言はく知らずと、

〔衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全擧せる人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全擧せる不病人の爲に說法すれば突吉羅、病人の爲に說法するは不犯なり。(九十七)

98 時有り王革履せしを著く、六群比丘爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

〔履くを著せる人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し履を著せる不病人の爲に說法すれば突吉羅にして、病者の爲に說法するは不犯なり。(九十八)

99 時有り佛無量百千萬衆の與あもに恭敬圍繞くきやうねんされて說法したまへり、波斯匿王はしのかくわうの眷屬に杖を捉る者、蓋かきを捉る者、刀を捉る者、盾を捉る者、弓箭を捉る者あり、六群比丘別に爲に說法せり、是の衆中に道を得るに堪ゆる者有るも衆を以つて二段と作す故に心散亂して道を得ず。諸佛の常法一心ならざる衆生の爲に說法したまはず、佛即ち王の爲に種種說法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默然したまへり、王佛の種種說法し示教利喜したまへるを知り已りて坐より起ち頭面づめんもて佛足を禮し右繞うぎやうして去れり。王の去りて久しからず、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて六群比丘を呵責せり、云何んが比丘と名づけ杖を捉れる不病人の爲に說法し、若しは蓋を捉り大刀小刀盾弓箭、種種の器仗を捉の人に說法するやと、種種呵し已り諸比丘に語りたまへり、

〔杖を捉る人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し杖を捉れる不病人の爲に說法すれば突吉羅なり、病者の爲に說法するは不犯なり。(一百)

101 〔蓋を捉れる人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し蓋を捉れる不病人の爲に說法すれば突吉羅なり、病人の爲に說法するは不犯なり。(一百一)

102 〔刀を捉る人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し刀を捉る人の爲に說法すれば

〔頭を裹める人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し不病の頭を裹める人の爲に說法すれば突吉羅にして病人の爲に說法するは不犯なり。(九十二)

93 時有り、王肘もて人の肩を隠へり、六群比丘爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

〔肘もて人の肩を隠へる者の爲に說法すべからず、病を除くと應に學すべし。〕 若し肘もて人の肩を隠へる人の爲に說法すれば突吉羅なり、病人の爲に說法するは不犯なり。(九十三)

94 (二四〇)時有り王又腰せり、六群比丘爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

〔又腰せる人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し不病にして又腰せる人の爲に說法すれば突吉羅、病人の爲に說法するは不犯なり。(九十四)

95 時有り王左右に抄衣せり、六群比丘爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

〔左右に抄衣せる人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し左右に抄衣せる不病者の爲に說法すれば突吉羅、病人の爲に說法するは不犯なり。(九十五)

96 時有り王偏抄衣す、六群比丘爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

〔偏抄衣の人の爲に說法せず、病を除くと應に學すべし。〕 若し偏抄衣の病ならざるに爲に說法すれば突吉羅なり、病者の爲に說法するは不犯なり。(九十六)

97 時有り王衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉せり、六群比丘王の爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

するは不犯なり。(八十七)

88 諸王の行法は床榻しやうたかを持して自ら隨ふ、王の高床上に在りて坐せるに六群比丘立ちて爲に說法せり、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、今より

〔無病の人坐せるに比丘立ちて爲に說法せずと應に學すべし。〕若し自ら立ちて坐せる不病人の爲に說法すれば突吉羅なり、病人の爲に說法するは不犯なり。(八十八)

89 王六群比丘に於いて大悲敬心無く六群比丘或は卑小の坐處を得王は自ら高處に坐せり、六群比丘卑下處に在りて王の爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり。

〔人無病にして高處に在り自ら下處に在りて爲に說法せずと應に學すべし。〕若し自ら下處に在り高處の不病人の爲に說法すれば突吉羅、病人の爲に說法するは不犯なり。(八十九)

90 時有り王身を大坐して久しく便ち臥す、六群比丘坐して爲に說法せり、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

〔人無病にして臥し比丘坐して爲に說法せずと應に學すべし。〕若し自ら坐し臥せる不病人の爲に說法すれば突吉羅なり、病人の爲に說法するは不犯なり。(九十)

91 時有り、王頭を覆ふ、六群比丘王の爲に說法して言はく、大王色受想行識は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

〔頭を覆へる人の爲に說法せず、病を除く、と應に學すべし。〕若し頭を覆へる不病人の爲に說法すれば突吉羅、病人の爲に說法するは不犯なり。(九十一)

92 時有り、王頭を覆む、六群比丘爲に說法して言はく、大王色受想行色は無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり、

【三】 已下九十七條までは二十九條より四十二條まで参照。

卷の第二十一 (三誦之七)

衆學法の餘

85 佛舍衛國に在しき、爾の時波斯匿王是の如き法を立てたり、若し佛祇洹に在せば我れ當に日往かんと、時に王佛祇洹に在すと聞き即ち御者に勅して駕を嚴らしむ、御者教を受け嚴駕已に辦じ白して言さく、大王嚴駕已に竟れり王自ら時を知りたまへと、王即ち乘に乗じて城を出で祇洹に向へり、王乗上に在り六群比丘王の爲に說法して言はく、大王色は無常なり受想行識も無常なりと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ人は乗上に在り歩いて爲に說法するやと、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛諸比丘に語りたまへり。

〔人無病にして乘に乗すれば爲に說法すべからずと應に學すべし。〕若し不病にして乘に乗ず、爲に說法すれば突吉羅なり、病人の爲に說法するは不犯なり。(八十五)

86 又時に王前に在りて行き六群比丘後に隨ひて行き爲に說法して言はく、大王色は無常なり受想行識も無常なりと、佛諸比丘に語りたまへり。

〔人不病にして前に在りて行くに後に隨ひて爲に說法せずと應に學すべし。〕若し不病にして前に在りて行く人の爲に說法すれば突吉羅なり、病人の爲に說法するは不犯なり。(八十六)

87 又時に王道の中に在りて行き六群比丘は道の外に在りて王の爲に說法して言はく、大王色は無常なり受想行識も無常なりと、佛諸比丘に言はく、

〔若し人不病にして道の中に在りて行き比丘道の外に在りて行き爲に說法すべからずと應に學すべし。〕若し自ら道の外にあり道の中を行く不病人の爲に說法すれば突吉羅なり、病人の爲に說法

【一】色受想行識。所謂五蘊 (pañcaskandhā) にして吾等の組織要素を五に分ち物質要素を色 (rūpa) とし、外境を受ける心作用即ち感情を受 (vedanā) とし、外境を想像する作用即ち表象を想 (maññā) とし、外境に對して起こす食臟等の心作用即ち意志を行 (saṅkharā) とし、事物を了別識知する作用即ち意識或は悟性を識 (viññā) とす。即ち色に一切の物質要素を含み、受乃至識に一切の精神作用を攝し身心一切の要素を含むのである。

【二】在道中行 (Gaṭṭhānaṃ ekaṃ ekaṃ) 道の中央を行く者の爲にの意なり、道の外に在りて行く (vippaṭṭhānaṃ ekaṃ ekaṃ) とは道の側の方を行くなり。

比丘鉢を洗ひ水中に残食あり捨て、堂上に著き吐くが似如し、諸居士呵責して言はく是の諸比丘不善なり、更に屏處の此の水を棄つべき有り、何を以つて乃ち此の堂上に棄つるやと、佛言はく、〔洗鉢の水に飯あり主人に問はずして舍内に棄つべからずと應に學すべし。〕若し主人に問はずして舍内に棄つれば突吉羅なり、主人に問ひて棄つれば不犯なり。(八十四竟る)

「飯もて羹を覆ひ更に得んと欲望せずと應に學すべし。」若し飯もて羹を覆ひ更に得んと望めば突吉羅なり、更に得るを望まずして覆ふは不犯なり。(八十)

81 又六群比丘呵して比坐の鉢中を相看し是の言を作せり、汝多く我れ少なし、我れ少なく沙多しと、佛言はく

「呵して比坐の鉢を相看せずと應に學すべし。」呵して比坐の鉢を相看すれば突吉羅、呵して相看せざれば不犯なり。(八十一)

82 又一比丘僧中の食時に餘處を看たり、六群比丘與に比坐を作し戲笑を以つての故に骨を持して其の鉢中に著けり、此の比丘手を持して鉢中に著き食せんと欲し骨に觸れて驚怖せり、是の事をもつての故に佛言はく、

「鉢を端視して食せんと應に學すべし。」若し鉢を端視せずして食すれば突吉羅にして鉢を端視して食すれば不犯なり。(八十二)

83 又六群比丘多く食を受け次第に噉盡せず殘鉢中に在り、便ち水湯に著けて棄て澡盥中に滿ち收殘食器に皆な滿てり、諸居士呵責して言はく、是の沙門不善なり種かず穰らずして但だ能く噉ひ復棄つと、佛言はく

「次第に噉食し盡さんと應に學すべし。」次第に噉食し盡さざれば突吉羅なり、次第に噉じ盡せば不犯なり。(八十三)

84 佛迦毘羅國に在しき、爾の時居士あり、佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまへり、居士佛の默然として受けたまへるを知り已りて坐より起ち頭面もて佛足を禮し右遶して去れり、自舍に還りて通夜種種多美の飲食を辦じ早起して坐處を敷き使を遣はして佛に白せり、時到り食辦じぬ佛自ら時を知りたまへと。佛及び僧居士の舍に到り 新堂上水もて精く地を作せり、諸

【六〇】 端視鉢食。鉢をよく看注意して食すること、巴利に *pathasāhī piṇḍap; tūp; bhū= gīṇḍi* (四分繫鉢想食)と云ふ。

【六一】 新堂上水精作地。新築の家の内外を水をそそぎきんに作せることなるべし。

75 又六群比丘指もて鉢を扱ひて食せり、諸居士呵責して言はく羹飯盡く當に更に益すべし、何を以つて指もて鉢を扱ふて食するやと、佛言はく今より

「指もて鉢を扱ひて食せずと應に學すべし。」若し指もて鉢を扱ひて食すれば突吉羅、指もて鉢を扱はずして食すれば不犯なり。(七十五)

76 又六群比丘食手に著き振りて却けり、諸居士呵責して言はく諸比丘食するに王の如く大臣の如く手を振りて食を棄つと、佛言はく今より

「手を振りて食せずと應に學すべし。」手を振りて食すれば突吉羅、手を振らずして食すれば不犯なり。(七十六)

77 又六群比丘手に著ける飯を棄てたり、諸居士呵責して言はく是の諸沙門不善なり、種かず獲らずして但だ噉ひ復棄つと、佛言はく、今より

「手に著ける飯を棄てずと應に學すべし。」手に著ける飯を棄つれば突吉羅なり、棄てざれば不犯なり。(七十七)

78 爾の時六群比丘五六に賦手にて便ち飲器おんぎを捉らへ比坐比丘見て便ち吐逆せり、佛言はく今より「賦手にて飲器を捉らずと應に學すべし。」賦手にて飲器を捉ふれば突吉羅にして賦手にて捉へざれば不犯なり。(七十八)

79 又六群比丘不病にして自ら爲に飯を索め羹を索めたり、佛言はく今より五九「不病にして自ら爲に飯を索め羹を索めずと應に學すべし。」不病にして自ら爲に羹を索め飯を索むれば突吉羅、若し病にて索むるは不犯なり。(七十九)

80 又六群比丘飯を以つて羹を覆ひ更に得んと望むが故に諸居士に語りて言はく此の中に羹を著けよと、答へて言はく先きに鉢中の飯の覆へる者を噉へと、佛言はく今より

【五六】 賦手。賦はあぶらなり、汚れたる手なり、四分有部等に汚手と云ひ巴利には *sammāsaṃ bhuttam p. nīyathā-* *kam patigambhī* (食物にて汚れたる手にて水瓶を取る)と云ふ。

【五九】 不病自爲素。病氣に非ずして自ら己れの爲に羹飯を索むることにして四分律等の因縁によりて見るに自ら索むとは次第の給與を待たずして督促することなり。

犯なり。(六十九)

70 又六群比丘嚼食し啜啜して聲を作せり、諸居士呵責して言はく沙門釋子自ら善好有徳を言ひ嚼食を啜啜して聲を作し猪の食を啜るが如しと、佛言はく今より

「嚼食して聲を作さずと應に學すべし。」嚼食して聲を作して食すれば突吉羅、嚼食し聲を作さざれば不犯なり。(七十)

71 又六群比丘口に滿たして飯を著き漸漸に咽めり、諸居士呵責して言はく獼猴の如く食すと、佛言はく今より

「未だ食を咽まざるに食せずと應に學すべし。」未だ食を咽まずして食すれば突吉羅なり、咽み已りて食すれば不犯なり。(七十一)

72 又六群比丘吐舌して食し是の言を作せり、誰れか能く全吞して搏を壊せざらしむと、諸居士呵責して言はく諸比丘吐舌して食し小兒の如しと、佛言はく今より

「吐舌して食せずと應に學すべし。」吐舌して食すれば突吉羅、吐舌せざれば不犯なり。(七十二)

73 又六群比丘鼻を縮めて食せり、諸居士呵責して言はく應に好く涕を棄すべし、寒の爲なりや、蒜を噉ふ爲なりやと、佛言はく今より

「鼻を縮めて食せずと應に學すべし。」鼻を縮めて食すれば突吉羅なり、鼻を縮めずして食すれば不犯なり(七十三)

74 又六群比丘手を舐きて食せり、諸居士呵責して言はく羹飯盡く當に益すべし、何んぞ以つて手を舐むるやと、佛言はく今より

「手を舐めて食せずと應に學すべし。」若し手を舐めて食すれば突吉羅なり、手を舐めずして食すれば不犯なり。(七十四)

【五七】吐舌食(jih'nisāhitaṃ kamm' bhāṅgaṃ)。舌を出して食ふなり。

ば突吉羅なり、豫め口を張りて待たざれば不犯なり。(六十六)

67 時有り六群比丘食を喰んで語り羹飯口より流出せり、比坐比丘見て便ち吐逆せり、佛言はく今より

〔食を喰みて語らずと應に學すべし。〕 若し食を喰みて語れば突吉羅なり、食を喰まずして語るは不犯なり。(六十七)

68 又六群比丘 嚼半食し、半は口中に在り、半は手中に在り、佛言はく今より

〔半を嚼みて食せずと應に學すべし。〕 若し半を嚼みて食すれば突吉羅、半を嚼みて食せざれば不犯なり。(六十八)

69 佛伽維羅衛國に在しき、爾の時摩訶男釋佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまへり、佛の默然として受け已れるを知りて即ち坐より起ちて頭面禮足し右遶して去り自舍に還りて通夜種種多美の飲食を辦じ早起し座處を敷きて使を遣はし佛に白して言さく、時到り食具已に辦ぜり佛自ら時を知りたまへと。佛衣を著し鉢を持して僧と俱に摩訶男の舍に入りて坐したまへり、摩訶男佛の坐し已れるを見て自手に行水し是の食乳已に辦じ自手に飯を下し乳を與へたり、諸比丘吸食し聲を作せり、爾の時比丘有り、是れ先きに伎兒たり、是の聲を聞きて即ち起ちて舞へり、諸比丘大笑し笑時口中より飯粒出で鼻孔中より出づる者有り。諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有徳を言ひ云何んが他をして笑はしむること伎兒の如きやと、佛諸比丘の是の事を作すを見諸居士の呵責するを聞き時に默然したまへり。食後に是の事を以つて比丘僧を集め佛知つて故らに舞比丘に問ひたまへり、汝何んの心を以つて舞へるやと、答へて言さく世尊諸比丘の吸食の過罪を出さんと欲し及び戲笑の故なりと、佛言はく今より

〔吸食せずと應に學すべし。〕 若し吸食して聲を作して食すれば突吉羅、吸食し聲を作さざれば不

【五】嚼半食。半を嚼みて食すとは一度に多くを手に入れその一部分をかちりとりて食中に還すが如き食し方にして、一度、食せるだけを鉢中より取りて段段に食すべしと云ふなり、(目利)に *kaṇḍiṣvaocchedhīṇaṅgaṃ bhūṭjīṇi* (飯球をかちりつゝ食す)と云ふ。

【等しく羹飯を和合して食せんと應に學すべし。】若し不等に羹飯を食すれば突吉羅、若し羹飯を等食すれば不犯なり。(六十一)

62 又六群比丘飯上に若し酥酪及び羹有れば、中を鬪りて噉ひ井の如せり、諸居士呵責して言はく諸比丘の食することを婆羅門の食するが如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より「中を鬪りて噉ひ井の如くすべからずと應に學すべし。」中を鬪りて食へば突吉羅、中を鬪らずして食へば不犯なり。(六十二)

63 又六群比丘、搏飯食せり、諸居士呵責して言はく諸比丘搏飯食すること小兒の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

【搏飯食せずと應に學すべし。】若し搏飯食すれば突吉羅なり、搏飯食せざれば不犯なり。(六十三)

64 又六群比丘、大搏飯食せり、諸居士呵責して言はく諸比丘大搏飯食し人の奪ひて驅逐せんと欲するもの有るが似如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

【大搏食せずと應に學すべし。】若し大搏食すれば突吉羅なり、大搏食せざれば不犯なり。(六十四)

65 又六群比丘手に飯を把りて食せり、諸居士呵責して言はく、諸比丘手に飯を把りて食し田種人の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

【手に飯食を把りて食せずと應に學すべし。】手に飯を把りて食すれば突吉羅、手に飯を把らずして食すれば不犯なり。(六十五)

66 又時に諸比丘次第に坐して食せり、一比丘有り食未だ至らざるに便ち大いに口を張れり、六群比丘與に比坐し戲を以つての故に土塊を持して口中に著けり、爾時衆中には是の如き不清淨事あり、佛言はく今より

【豫め口を張りて飯食を待たずと應に學すべし。】若し食未だ至らざるに豫め口を張りて食を待て

【五】 等羹飯和合食、羹飯等食、羹飯俱食とも云ふ、巴利

に *samsajjapakam piṇḍipakam bhujjati* と云ひ、羹と飯とを適當に交み食する事にして一時に飯のみ食し又は羹のみを食するが如きを禁するなり。

【五】 鬪中噉。巴利に *thūpato ommaddhva piṇḍipakam bhujjati* (中央よりおして食す)と云ひ、四分に撚鉢中食と云ふものにして四邊をおき中央のみを食ひ鉢底に至ることなり。

【五】 搏飯食。次項を見よ。

【五】 大搏飯食 (*ātinanhanam kabbhānam karoti*)。大なる飲球 (一口に入れる) を作るることなり、搏飯とは手にて飯をひねり丸めることなり。

るを知り自手に行水し飲食を下さんと欲せり、時に六群比丘鉢を持して前に置き四向に顧視せり、居士飯を下して鉢中に著け已りて過ぎ去れり、六群比丘言はく此の中何んぞ以つて飯を與へざると、居士言はく已に與ふと、六群比丘言はく與へずと、居士言はく、鉢中を看よと、看已りて居士を喚んで言はく我が鉢を授け來れと、諸居士言く汝等向に心何處に在りや今方に鉢を授けよと喚ぶと、佛言はく、今より

〔一心に食を受けんと應に學すべし。〕 若し一心に飯を受けざれば突吉羅、若し一心に受くれば不犯なり。(五十八)

59 又六群比丘飯を以つて鉢に滿たし餘處に向ひて看る、諸居士羹を鉢中に著け已りて過ぐ、六群比丘言はく此の中何んぞ以つて羹を與へざるやと、答へて言はく已に與ふと、六群比丘言はく與へずと、居士言はく何んぞ鉢中を看ざると、看已りて語つて言はく我れに鉢を授け來れと、諸居士言はく汝向に心何處に在りしや今方に鉢を授けよと喚ぶと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より〔一心に羹を受けんと應に學すべし。〕 若し一心に羹を受けざれば突吉羅にして一心に羹を受くれば不犯なり。(五十九)

60 又六群比丘鉢に溢れて飲食を受けたり、是の中飯羹溢れ出でたり、諸居士言はく飯は當に更に益すべし、羹も亦當に更に益すべし、何んぞ以つて鉢に溢れて取りて棄つるやと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔鉢に溢れて食を受けずと應に學すべし。〕 若し鉢に溢れて食を受くれば突吉羅、鉢に溢れずして受くれば不犯なり。(六十)

61 又六群比丘羹菜を以つて飯に澆ぎ但だ羹菜處の飯を取つて食せり、諸居士呵責して言はく、何んぞ以つて澆食すること小兒の如きやと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

まへり、今より

〔髀を累ねて家内に坐せずと應に學すべし。〕若し髀を累ねて家内に坐せば突吉羅、髀を累ねずして坐せば不犯なり。(五十五)

56 爾の時六群比丘脚を累ねて坐せり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳を言ひ脚を累ねて家内に坐し王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔脚を累ねて坐せずと應に學すべし。〕若し脚を累ねて坐すれば突吉羅、脚を累ねずして坐するは不犯なり。(五十六)

57 佛舍衛國に在しき、爾の時六群比丘早起し衣を著し鉢を持して舍衛城に入り乞食せり、一居士あり、中門の前にて獨り床止に坐し掌を以つて頬を扶え愁憂して樂しまず、時に六群比丘共に相謂つて言はく、此の人憂感す我れ能く語笑せしめんと、六群比丘前みて是の居士の所に到り掌を以つて頬を扶え愁憂して住せり、居士笑ひて問ふて言はく、汝等何んぞ急に共に相憂愁し掌を以つて頬を扶えて住するやと、六群比丘顧みて諸比丘に語つて言はく、我れ即ち語笑せしめ已れりと諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有徳を言ひ掌を以つて頬を扶え白衣をして笑はしむること戲笑人の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔掌もて頬を扶え家内に坐せず、白衣の笑の爲の故に、と應に學すべし。〕若し掌もて頬を扶えて坐すれば突吉羅、掌もて頬を扶えず坐すれば不犯なり。(五十七)

58 佛王舍城に在しき、爾の時一居士有り、佛及び僧を明日の食に請へり、佛默然として受け已れり、居士佛の受をたまふを知り已りて坐より起ちて頭面もて佛足を禮し右邊して去れり、還りて自舍に到り、通夜種種多美の飲食を辨じ晨朝座處を敷き使を遣はして佛に白せり、時到り食具已に辨じぬ、佛自ら時を知りたまへと。佛及び僧居士の舍に入りて坐せり、是の居士佛及び僧の坐し已

是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔手を携へて家内に入らずと應に學すべし。〕と若し手を携へて家内に入れば突吉羅、手を携へずして家内に入れば不犯なり。(五十一)

52 又六群比丘手を携へずして家内に入ると雖も便ち手を携へて家内に坐せり、諸居士言はく、諸長死相近坐したまへ、此の請比丘多しと、六群比丘言はく汝等更に何等の事有れば何んぞ廣く坐處を敷かず我等をして相近坐せしむるやと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔手を携へて家内に坐せずと應に學すべし。〕若し手を携へて家内に坐すれば突吉羅、手を携へずして坐するは不犯なり。(五十二)

53 又六群比丘一脚を翹げて家内に入れり、諸居士呵責して言はく沙門釋子自ら善好有徳を言ひ一脚を翹げて家内に入り王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔一脚を翹げずして家内に入らずと應に學すべし。〕若し一脚を翹げて入れば突吉羅、一脚を翹げずして家内に入れば不犯なり。(五十三)

54 爾の時六群比丘一脚を翹げずして家内に入ると雖も便ち一脚を翹げて家内に坐せり、諸居士言はく諸長老相近坐したまへ、我が請比丘多しと、六群比丘言はく汝等更に何ん等の事有らば何んぞ廣く坐處を敷かずして我等をして相近坐せしむるやと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔一脚を翹げて家内に坐すべからずと應に學すべし。〕一脚を翹げて家内に坐すれば突吉羅、一脚を翹げずして坐すれば不犯なり。(五十四)

55 爾の時六群比丘髀を果ねて家内に坐し下に形體を露はせり、諸居士呵責して言はく釋門釋子自ら善好有徳を言ひ髀を果ねて家内に坐し下に形體を露はすと、佛是の事を聞き諸比丘に語りた

【五二】形體。陰部なり。

47 又六群比丘頭を揺りて家内に入れり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳を言ひ頭を揺りて家内に入り、鬼捉四九の似如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔頭を揺りて家内に入らずと應に學すべし。〕 若し頭を揺りて家内に入れば突吉羅、頭を揺らずして入れば不犯なり。(四十七)

48 又六群比丘頭を揺らずして家内に入ると雖も便ち頭を揺りて家内に坐せり、諸居士呵責せり、沙門釋子自ら善好有徳を言ひ頭を揺りて家内に坐し鬼捉四九の似如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔頭を揺りて家内に坐せずと應に學すべし。〕 若し頭を揺りて坐すれば突吉羅、頭を揺らずして坐すれば不犯なり。(四十八)

49 爾の時六群比丘身を揺りて家内に入れり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳を言ひ身を揺りて家内に入り舞人の似如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔身を揺りて家内に入らずと應に學すべし。〕 若し身を揺りて入れば突吉羅、身を揺らずして入るは不犯なり。(四十九)

50 爾の時六群比丘身を揺らずして家内に入ると雖も便ち身を揺りて坐せり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子身を揺りて家内に坐し舞人の似如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔身を揺りて家内に坐せずと應に學すべし。〕 若し身を揺りて家内に坐すれば突吉羅、身を揺らずして家内に坐すれば不犯なり。(五十)

51 (一三七) 爾の時六群比丘手を携五〇へて家内に入り瓶・甕・器物を蹴踏して地に倒せり、諸居士呵責して言はく沙門釋子自ら善好有徳を言ひ手を携へて家内に入ること王の如く大臣の如しと、佛

【四九】 鬼捉。鬼にとりつかれたる者なり。

【五〇】 携手、(梵 *Avasthāmi* *gr-nāikya*)。有部律に連手と云ふ手を取り合ひてなり。

り。(四十二)

43 爾の時六群比丘掉臂して家内に入れり、諸居士呵責して言はく諸沙門釋子自ら善好有徳を言ひ掉臂して家内に入り種穀人の似如しと、佛是の事を聞きて諸比丘に語りたまへり、今より

〔掉臂して家内に入らずと應に學すべし。〕若し掉臂して入れば突吉羅、若し掉臂せずして入れば不犯なり。(四十三)

44 爾の時六群比丘掉臂して家内に入らずと雖も便ち掉臂して坐せり、諸居士呵責して言はく沙門釋子自ら善好有徳を言ひ掉臂して家内に坐し種穀人の似如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔掉臂して家内に坐せずと應に學すべし。〕若し掉臂して坐すれば突吉羅、若し掉臂せずして家内に坐すれば不犯なり。(四十四)

45 爾の時六群比丘肩を揺りて家内に入れり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳を言ひ肩を揺りて家内に入り王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞きて諸比丘に語りたまへり、今より

〔肩を揺りて家内に入らずと應に學すべし。〕若し肩を揺りて家内に入れば突吉羅、肩を揺らずして入れば不犯なり。(四十五)

46 爾の時六群比丘肩を揺らずして家内に入ると雖も便ち肩を揺りて坐せり、諸居士呵責して言はく沙門釋子自ら善好有徳を言ひ肩を揺りて家内に坐し王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔肩を揺りて家内に坐せずと應に學すべし。〕若し肩を揺りて坐せば突吉羅、肩を揺らずして坐せば不犯なり。(四十六)

今より

〔衣を偏抄して家内に入らずと應に學すべし。〕若し衣を偏抄して入れば突吉羅、衣を偏抄せずして入ると不犯なり。(三十九)

40 又六群比丘衣を偏抄せずして家内に入ると雖も便ち衣を偏抄して家内に坐せり、諸居士呵責して言はく沙門釋子は自ら善好有徳と言ひ衣を偏抄して家内に坐すること王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり。

〔衣を偏抄して家内に坐せずと應に學すべし。〕若し衣を偏抄して家内に坐すれば突吉羅、衣を偏抄せずして坐するは不犯なり。(四十)

41 爾の時六群比丘四〇衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉して家内に入れり、諸居士呵責して言はく諸沙門釋子自ら善好有徳を言ひ衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉して家内に入り王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉して家内に入るべからずと應に學すべし。〕若し衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉して家内に入れば突吉羅にして衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉せずして入るは不犯なり。(四十一)

42 又六群比丘衣を以つて右肩〔上〕を覆ひ左肩上に全舉せずして家内に入ると雖も便ち衣を以つて右肩〔上〕を覆ひ左肩上に全舉して家内に坐せり、諸居士呵責して言はく沙門釋子自ら善好有徳と言ひ衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉して家内に坐し王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉して家内に坐すべからずと應に學すべし。〕若し衣を以つて右肩を覆ひ左肩上に全舉して坐すれば突吉羅、右肩を覆ひ左肩上に全舉せずして坐するは不犯な

【四八】以衣覆右肩全舉左肩上、四分律に「類に纏ふとは纏て衣の兩角を取りて左肩上に著き故らに衣纏類して云云」と云ふものに相當に衣を以つて右肩を覆ひ衣の兩角を以つて左肩上において頸を巻くが如くすることか。

腰して家内に入り王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔又腰して家内に入らずと應に學すべし。〕 又腰して入れば突吉羅にして又腰せずして入るは不犯なり。(三十五)

36 又六群比丘又腰せずして家内に入ると雖も便ち又腰して家内に坐せり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳と言ひ又腰して家内に坐し王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、

〔又腰して家内に坐せずと應に學すべし。〕 又腰して坐すれば突吉羅、又腰せずして坐すれば不犯なり。(三十六)

37 又六群比丘左右に衣を反抄して家内に入れり諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳を云ひ左右に衣を反抄して家内に入り王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔左右に衣を反抄して家内に入らずと應に學すべし。〕 左右に衣を反抄して家内に入れば突吉羅、左右に衣を反抄せずして入るは不犯なり。(三十七)

38 爾の時六群比丘左右に衣を反抄せずして家内に入ると雖も便ち左右に衣を反抄して家内に坐せり、諸居士呵責して言はく云何んが比丘と名づけ左右に衣を反抄して家内に坐し王の如く大臣の如きやと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、

〔左右に衣を反抄して家内に坐せずと應に學すべし。〕 左右に衣を反抄して坐すれば突吉羅、左右に衣を反抄せずして坐するは不犯なり。(三十八)

39 又六群比丘衣を偏抄して家内に入れり、諸居士呵責して言はく沙門釋子は自ら善好有徳と言ひ衣を偏抄して家内に入ること王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、

【四二】 反抄衣。衣を前より返して肩にかけること。

【四三】 偏抄衣 (ulāṭṭhitaṅga)。衣を引き上げることなり。偏抄とは一方を引き上げることにして雙抄とは兩邊を引き上げること、有部律にはこの兩戒を上げる、僧祇律には單に抄衣とし、註に一邊抄と兩邊抄ありとす。

31 又六群比丘頭を襍みて家内に入れり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有徳と言ひ頭を襍みて家内に入り王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より「頭を襍みて家内に入らずと應に學すべし。」若し頭を襍みて入れば突吉羅にして頭を襍ますずして入れば不犯なり。(三十一)

32 又六群比丘頭を襍ますずして家内に入ると雖も而も頭を襍みて家内に坐せり、諸居士呵責せり、諸比丘自ら善好有徳と言ひ頭を襍みて家内に坐し王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

「頭を襍みて家内に坐せずと應に學すべし。」若し頭を襍みて坐せば突吉羅にして頭を襍ますずして坐せば不犯なり。(三十二)

33 又六群比丘肘もて人の肩を隠ひ家内に入れり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳と言ひ肘もて人の肩を隠ひ家内に入り王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

「肘もて人の肩を隠ひて家内に入らずと應に學すべし。」肘もて人の肩を隠ひて家内に入れば突吉羅にして肘もて人の肩を隠はずして入れば不犯なり。(三十三)

34 又六群比丘肘もて人の肩を隠はずして家内に入ると雖も便ち肘もて人の肩を隠ひて家内に坐せり、諸居士曠り呵責して言はく諸沙門釋子自ら善好有徳と言ひ肘もて人の肩を隠ひ家内に坐し王の如く大臣の如しと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

「肘もて人の肩を隠ひて坐せずと應に學すべし。」肘もて人の肩を隠ひて坐せば突吉羅にして肘もて人の肩を隠はずして坐すれば不犯なり。(三十四)

35 又六群比丘 又腰して家内に入れり、諸居士呵責して言はく沙門釋子自ら善好有徳と言ひ又

【四五】 又腰 (Kumbhāsīto)。兩手を腰にあて臂を張ること。

く、沙門釋子自ら善好有徳と言ひ高大聲にて他家に坐すこと婆羅門の如しと、佛聞き已りて諸比丘に語りたまへり、今より

〔靜默に家内に坐せんと應に學すべし〕若し靜默ならずして家内に坐すれば突吉羅にして若し靜默に坐すれば不犯なり。(二十六)

27 又六群比丘西云んぢやう 躡行して家内に入れり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有徳と言ひ躡行して家内に入り截脚せつきゃくの似如ごとしと、佛聞き已りて諸比丘に語りたまへり、今より

〔躡行して家内に入らずと應に學すべし〕 躡行して家内に入れば突吉羅にして躡行せずして入れば不犯なり。(二十七)

28 又六群比丘云んぢやう 躡行せずして家内に入ると雖も便ち家内に躡坐せり、諸居士呵責して言はく沙門釋子家内に躡坐し外道の如しと、佛諸比丘に語りたまへり、今より

〔家内に躡坐せずと應に學すべし〕 若し家内に躡坐すれば突吉羅にして躡坐せざれば不犯なり。(二十八)

29 又六群比丘衣を以つて頭を覆ひ家内に入れり、諸居士瞋り呵責して言はく、是の諸比丘自ら善好有徳と言ひ衣を以つて頭を覆ひて家内に入り伺捕人の似如しと、佛言はく今より

〔頭を覆うて家内に入らずと應に學すべし〕 若し頭を覆うて家内に入れば突吉羅にして頭を覆はずして入れば不犯なり。(二十九)

30 又六群比丘頭を覆はずして家内に入ると雖も頭を覆ふて家内に坐せり、諸居士呵責せり、諸比丘自ら善好有徳と言ひ頭を覆ひて家内に坐し伺捕人の似如しと、佛言はく今より

〔頭を覆ふて家内に坐せずと應に學すべし〕 若し頭を覆ふて坐すれば突吉羅にして頭を覆はずして坐すれば不犯なり。(三十)

【四四】 躡行して (nikkaṭṭhā) 躡行すること、うづくまりながら行くこと。

諸比丘に語りたまへり、今より

〔高視して家内に坐せずと應に學すべし。〕 高視して家内に坐せば突吉羅にして高視せずして家内に坐すは不犯なり。(二十二)

23 又六群比丘供養を嫌けんか呵して家内に入り是の言を作せり、昨日飲食香美熟好にして次第に等しく與へ、好く座處を敷けり、今日或は當に昨日の如く香美熟好ならず或は次第に等しく與へざらんと、諸居士呵責して言はく諸沙門釋子不善なり、種たかず穫わらずして但だ能く食を噉くひ他の過罪を出すと、佛是の事を聞き諸比丘に語りたまへり、今より

〔供養を呵して家内に入らずとは應に學すべし。〕 供養を呵して入れば突吉羅、供養を呵せずして入るは不犯なり。(二十三)

24 又六群比丘入る時供養を呵せずして坐し已りて便ち呵し是の言を作せり、昨日飲食香美熟好にして次第に等しく與へ好く座處を敷けり、今日或は當に昨日の如く香美熟香ならず或は次第に等しく與へざらんと、諸居士呵して言はく是の釋子は不善なり、種たかず穫わらずして但だ能く食を噉くひ他の過罪を出すと、佛是の事を聞き已りて諸比丘に語りたまへり、今より

〔供養を呵して家内に坐せずと應に學すべし。〕 供養を呵して坐すれば突吉羅にして供養を呵せずして坐すれば不犯なり。(二十四)

25 又六群比丘高大の聲にて家内に入れり、諸居士呵責して言はく沙門釋子は自ら善好有徳と言ひ高大の聲にて家内に入ること婆羅門ばらもんの如しと、佛諸比丘に語りたまへり、今より

〔靜默じやうもくに家内に入らんと應に學すべし。〕 若し靜默ならずして家内に入れば突吉羅にして靜默に入れば不犯なり。(二十五)

26 又六群比丘高聲ならず家内に入ると雖も便ち高聲に坐し婆羅門の如し、諸居士呵責して言は

者は解脱を得、諸伏藏の寶物自然に發出す、是の如き希有の事を現じ諸衆生利益を得。

爾の時佛漸漸に行いて城に到り右足を以つて 門闕（カド）の上に著きたまふに是の如き種種の希有の事皆現ぜり、爾の時人民屋上、堂壁、樓閣上にて佛及び僧を看たり、是の中未だ曾て佛を見ざる者あり、曾て佛を見たる者指示して言はく、此れは是れ佛なり、此れは是れ舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅（Kimbila）なり、此れは是れ六群比丘なりと。六群比丘聞き已りて仰ぎ見て是の言を作せり、某女人は盲なり、某は眯眼（カマ）にして某は赤眼なり、某は短鼻にして某は癩（カ）なり、某は背癩（カ）にして某は跛（ハ）なり、某は白し某は黒し、某は威徳なしと。諸女人聞き已りて六群比丘に語りて言はく我れは汝の婦に非らず汝と私通せず我等の好醜何んぞ汝の事に豫せん、而も我等を名字すと。六群比丘言はく我れ佛及び僧に従ひて城に入る何んぞ汝の事に豫せん、我等を指して言はく此れは是れ六群比丘なりと、過罪の人の似如（ゴ）しと、佛是の事を以つて諸比丘に語りたまへり、今より

〔高視して家内に入らずと應に學すべし〕高視して家内に入れば突吉羅、高視せずして家内に入れば不犯なり。(二十一)

22(一三五)爾の時佛及び僧露地に坐して食せり、諸人堂屋上・楹壁・樓閣上に在りて佛及び僧を看る、是の中に人の未だ曾て佛を見ざる者あり、中に曾て佛を見たる者有り指示して言はく、此れは是れ佛、此れは是れ舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅（Kimbila）なり、此れは是れ六群比丘なりと。六群比丘聞き已りて即ち仰ぎ視て是の言を作せり、某女人は盲なり、某は眯眼（カマ）にして某は赤眼なり、某は短鼻某は癩（カ）にして某は背癩（カ）にして某は跛（ハ）なり、某は黒く某は白し、某は威徳なしと。諸女人聞き已りて六群比丘に語りて言はく、我等は汝の婦に非らず汝と私通せず、私等の好醜何んぞ汝が事に豫せん、而も我字を名字すと。六群比丘言はく我れは佛及び僧に従ひて請を受け坐食せるなり何んぞ汝等の事に豫せん、而も我等を指して言はく此れは是れ六群比丘と、過罪の人の似如（ゴ）しと、佛是の事を聞きて

〔四〕 門闕。門のしきみなり。

〔四〕 金毘羅 (Kimbila)。

〔好く身を覆ひて家内に坐せんと應に學すべし。〕 好く身を覆はずして家内に坐すれば突吉羅にして好く身を覆ひて坐すれば不犯なり。(十八)

19 時有り六群比丘善く身を攝せずして家内に入り脚もて大車・小車・犢車・輦・輿・輪・樹・柱・壁・瓶・甕・蹴り地に倒せり、諸居士呵責して言はく諸沙門釋子自ら善好有徳と言ひ善く身を攝せずして他家に入り脚もて物を蹴り地に倒すこと盲人の如しと、佛諸比丘に語りたまへり。

〔善く身を攝して家内に入らんとは應に學すべし。〕 善く身を攝せずして家内に入れば突吉羅にして善く身を攝して家内に入れば不犯なり。(十九)

20 又六群比丘善く身を攝して家内に入ると雖も善く身を攝せずして坐し大車小車犢車輦輿樹輪柱壁甕床榻を蹴りて地に倒し盲人の如し、佛是の事を知りて諸比丘に語りたまへり。

〔善く身を攝して家内に坐せんと應に學すべし。〕 善く身を攝せずして家内に坐すれば突吉羅にして若し善く身を攝して坐すれば不犯なり。(二十)

21 佛舍衛國に在しき、爾の時世尊中前に衣を著け諸比丘と舍衛城に入りたまへり、諸佛の常法として若し神通力を城邑聚落に入る時は是の如く肴の事を現じたまふ、謂く象甲鳴し馬悲鳴し諸牛王吼し鵝・鳩・孔雀・鸚鵡・舍利鳥・俱均羅・猩猩・諸鳥和雅の音を出し大鼓・小鼓・箜篌・箏・琵琶・簫・瑟・箏・篋・鑊鼓かすして自ら鳴り、諸貴人舍所有の金器、内外莊嚴の具若し箱篋中に在るも自然に聲を作し、盲者は視ることを得、聾者は聽くことを得、瘖者は能く言ひ、拘蹉者は伸ぶるを得、跛蹉者は手足を得、喙眼は正を得、病瘦者は除くを得、苦痛者は樂を得、毒者は消を得、狂者は正を得、殺者は殺を離れ偷者は偷を離れ邪姪者は邪姪せず妄語者は妄語せず兩舌惡口無義語者は無義語せず、貪者は貪せず瞋者は瞋らず、邪見者は邪見を離れ牢獄は閉ぢ枷鎖杻械に繋げるは悉く解脱を得、憤鬧處は皆空閑を得、未だ善根を種かざる者は種き已に種ける者は増長し、已に増長せる

【三五】舍利鳥 (Sālikā)。鸞と書く、百舌鳥と譯す。
【三六】俱均羅 (Kookin)。好眼鳥又は好聲鳥と譯す。
【三七】箜篌。樂器の名、百濟琴と云はれるもの、堅なるは二十三弦にして堅に抱きて兩手にてかきならし、臥箜篌は七弦にして撥を以つて彈ず。
【三八】簫。瑟等、已下皆樂器の名なり。
【三九】拘蹉者。あざりなり。
【四〇】跛蹉者。びつこなり。
【四一】憤鬧處。みだれさわがしき處。

16 「周齊に衣を被んと應に學すべし」周齊せずして衣を被れば突吉羅にして周齊に衣を被れば不犯なり。(十六)

17 佛王舍城に在しき、爾の時一居士あり佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまへり、居士佛の默然として受けたまへるを知り已りて坐より起ち頭面禮足し右邊して去り自舍に還りて通夜種種多美の飲食を辦じ晨朝座處を敷き使を遣はして佛に白せり、時到り食具已に辦じぬ、佛自ら時を知りたまへと、佛中前に衣を著し居士の舍に入りたまへり。爾の時六群比丘好く身を覆はずして是の家内に入り自ら肩臂を看胸を看たり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有功徳と言ひ好く身を覆はずして家内に入り自ら肩臂を看胸を看ること王の如く大臣の如しと。佛六群比丘の好く身を覆はずして白衣の舍に入るを見、居士の王の如く大臣の如しと呵責せるを聞きたまへり、佛食後に是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ好く身を覆はずして家内に入り自ら肩臂を看胸を看るやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より

〔好く身を覆ひて家内に入らんと應に學すべし。〕好く身を覆はずして家内に入れば突吉羅にして好く身を覆ひて家内に入れば不犯なり。(十七)

18 時有り六群比丘好く身を覆うて家内に入ると雖も好く身を覆はずして坐し自ら肩臂を看胸を看たり、諸居士呵責して言はく諸沙門釋子自ら善好有徳と言ひ好く身を覆はずして家内に坐し肩臂を看胸を看ること王の如く大臣の如しと、佛諸比丘の好く身を覆はずして家内に坐し自ら肩臂を看胸を看るを見たまへり、佛見已りて食後に比丘僧を集め種種の因縁もて諸比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ好く身を覆はずして家内に坐し自ら肩臂を看胸を看ると、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん。今より

11 「細縷こほろの泥洹僧じゆんそうを著せずと應に學すべし」若し細縷の泥洹僧を著すれば突吉羅にして細縷を著せざれば不犯なり。(十一)

12 「周齊しゆさいに泥洹僧を著せんと應に學すべし」周齊に泥洹僧を著せざれば突吉羅にして、周齊に著すれば不犯なり。(十二)

13 佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘極高に衣を被、極下に衣を被參差さんさして衣を被周齊ならずして衣を被たり、佛見已りて是の念を作したまへり、我れ當に過去の諸佛を觀すべし、云何んが衣を被ると、空中に淨居天言はく、過去の諸佛は周齊に衣を被ると、佛も亦自ら過去の諸佛周齊に衣を被るを憶したまふ。佛復念じたまへり、我れ當に未來の諸佛を觀すべし、云何んが衣を被ると、空中に天言はく未來の諸佛は周齊に衣を被たまふと、佛も亦自ら未來の諸佛の周齊に衣を被るを知りたまふ。佛復念じたまへり、淨居諸天云何んが衣を被ると、空中に天言はく淨居諸天周齊に衣を被ると、佛も亦自ら淨居諸天の周齊に衣を被るを見たまふ。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて諸比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ極高に衣を被極下に衣を被參差して衣を被周齊ならずして衣を被るやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より

「極高に衣を被らずと應に學すべし」極高に衣を被れば突吉羅にして極高ならず衣を被れば不犯なり。(十三)

14 「極下に衣を被らずと應に學すべし」極下に衣を被れば突吉羅にして極下ならず衣を被れば不犯なり。(十四)

15 「參差さんさして衣を被らずと應に學すべし」參差して衣を被れば突吉羅にして參差せずして衣を被れば不犯なり。(十五)

【一】 *paṇḍita*。有部律に豆圍の如くと云ふものにして上角を圍めて腰邊に入れる着方、髮髻は鬚子の如くまるめたる食物なり。

【二】 細縷。細かく縷を作りて著すること。

【三】 茸。意義明かならず、三本、宮本に茸とするも原本には蕘とす、茸はみだる(亂)あつまる(衆)なり。

【四】 周齊 (*gosthānān*)。全圓に著す、即ち、臍及び兩膝を覆ふ如く著するなり。以上の十二戒は巴利律等にてはこの一戒に攝す。

〔極高に 泥洹僧を著せずと（の紀律を）應に學すべし。〕 若し比丘極高に著すれば突吉羅にして若し極高ならざれば不犯なり。（一）

2 〔極下に泥洹僧を著せずと應に學すべし〕 若し極下に泥洹僧を著すれば突吉羅にして極下ならざれば不犯なり。（二）

3 〔參差して泥洹僧を著せずと應に學すべし。〕 若し參差して泥洹僧を著すれば突吉羅にして參差して泥洹僧を著せざれば不犯なり。（三）

4 〔鉞頭の如く泥洹僧を著せずと應に學すべし。〕 若し鉞頭の如く泥洹僧を著すれば突吉羅にして鉞頭の如く著せざれば不犯なり。（四）

5 〔象鼻の如く泥洹僧を著せずと應に學ぶべし〕 象鼻の如く泥洹僧を著すれば突吉羅にして象鼻の如く著せざれば不犯なり。（五）

6 〔多羅葉の如く泥洹僧を著せずと應に學すべし〕 多羅葉の如く泥洹僧を著すれば突吉羅にして多羅葉の如く泥洹僧を著せざれば不犯なり。（六）

7 〔麩搏の如く泥洹僧を著せずと應に學すべし〕 麩搏の如く泥洹僧を著すれば突吉羅にして麩麥の如く泥洹僧を著せざれば不犯なり。（七）

8 〔前を 細攝して泥洹僧を著せずと應に學ぶべし〕 若し前を細攝して泥洹僧を著すれば突吉羅にして前を細攝せずして著すれば不犯なり。（八）

9 〔茸せる泥洹僧を著せずと應に學すべし〕 茸せる泥洹僧を著すれば突吉羅にして茸衣を著せざれば不犯なり。（九）

10 〔兩邊を並攝して泥洹僧を著せずと應に學すべし〕 若し兩邊を並攝して泥洹僧を著すれば突吉羅にして、兩邊を並攝せずして著すれば不犯なり。（十）

に內衣とす、一番下に著る、衣にして本律に長さ四肘、廣さ二肘とす、或は泥洹僧と安陀會と同一とする説もあるが別名あり又別物としてあげる場合多き故別物と見るべきなり。

【三】 參差。ふそろひなるさま。

【四】 淨居天。色界第四禪に不還果を證せる聖者の生ずべき五處あり、即ち無煩天、無熱天、善現天、善見天、色究竟天なり、これ唯だ聖人のみの居る處なる故に五淨居天と云ふ、これに住する聖者即ち天人をも淨居天と云ふ。

【五】 不著泥洹僧應當學、(梵) oivarnan ni bhavayitvāna hi gāgā karāyaṇa) 衣を著せずとの學(規律)は守らるべし(學ばるべし)の意なり。

【六】 鉞頭の如く。鉞の頭の如くとは如何なる著し方が不明なり、有部律に「一角を撮聚して腰邊に反し壓ふること猶し蛇頭の如くせるに」と云へるものこれに相當するか。

【七】 象鼻の如く。(梵) bhārdi = śāṅgha) 前に一角を長く垂るること。

【八】 多羅葉の如く、(梵) = laptrakāṇa) 前の二角を垂れること。

【九】 麩搏の如く。(梵) kumh =

作さしむべし、愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず有無を知る、是の中一比丘僧中に唱言せよ、「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘能く參知食人と作る、若し僧時到れば僧忍聽せよ、某甲比丘參知食人と作るを、白是の如し」、是の如く白二羯磨す、「某甲比丘を參知食人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す」と。若し比丘僧の羯磨を受け已れば是の比丘是の中賊の入る有るを知れば將に淨人を將ひて是の中に立つべし、若しは是の中に人の賊に似たる者あらば應に是の食を取り諸持食の人に語りて言ふべし、汝來入すること莫れ、是の中に人の賊に似たる有りと、若し是の持食の人強ひて來れば不犯なり。(四法竟る)

一百七 衆學法を明すの初 (一三三)

1 佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘極高に泥洹僧を著し、參差に著し周齊ならず著せり、佛具已りて是の念を作したまへり、我れ當に過去の諸佛を觀すべし、云何んが泥洹僧を著すると、空中に淨居天言はく世尊過去の諸佛は周齊に泥洹僧を著したまふと、佛も亦自ら過去諸佛の周齊に泥洹僧を著すと憶知したまふ。佛復念じたまへり、我れ當に未來の諸佛を觀すべし、云何んが泥洹僧を著すと、空中に淨居天言はく、世尊未來の諸佛周齊に泥洹僧を著したまふと、佛も亦未來の諸佛亦當に周齊に泥洹僧を著するを觀知したまへり。佛復是の念を作したまへり、我れ當に淨居天を看るべし、云何んが泥洹僧を著すと、空中に天言はく、淨居天は周齊に泥洹僧を著すと、佛も亦自ら淨居天周齊に泥洹僧を著するを知りたまふ。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて諸比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ極高に泥洹僧を著し極下に泥洹僧を著し參差して泥洹僧を著し周齊ならず泥洹僧を著するやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

【三】 衆學法 (caṅkhiyā dhamma) この法は一條毎に廣當學又は式又迦羅尼 (cārikaṅkhiyā) 學すべし、守るべし) の語を有し多數の箇條ある故に衆學法と云ふ、これは嚴密なる戒律と云はんよりは寧ろ行儀作法なり、この學法に違反せる者は突吉羅罪 (ṭṭhakkāraṃ) (惡作) にして故意に犯せる時は一人の前にて懺悔し故意ならざれば心中に懺悔すべきなり。

この法の條數は諸律に於いて最も異なる、四分、五分は百ヶ條 (百衆學) 巴利七十五條、十誦、梵品、百十三、有部九十九、西藏百七、僧祇六十六ヶ條なり。

【四】 泥洹僧 (nivāna) 四分律に涅槃僧とし五分、僧祇

りて默然したまへり、諸女佛の示教示喜したまへるを知り已りて頭面もて佛足を禮し右邊して去れり。諸女去りて久しからず、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて六群比丘を呵責せり、云何んが比丘と名づけ 僧未だ約勅を作さざるに僧坊外にて勝手に食を受けずして僧坊内にて受くるやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

比丘僧有り阿練兒處に住し疑、怖畏有らんに。若し比丘是の阿練兒住處に疑怖畏の難有るを知り僧未だ差せずして僧坊外にて勝手に食を受けず僧坊内にて受くれば是の比丘は應に餘比丘に向ひて罪を説いて言ふべし、長老我れ可呵法、不是處に墮せり、是の法悔すべし、我れ今發露悔過すと。是れを波羅提舍尼法と名づく。

二、「阿練兒處」とは聚落を去ること五百弓なり、摩伽陀國に於いては一拘盧舍、北方國に於いては則ち半拘盧舍なり「疑」とは乃至一水器を失ふを疑ふなり、怖畏とは是の中乃至惡比丘を畏るるなり「僧未だ差せず」とは僧未だ一心に是の人を差せざるなり、「僧坊外」とは此の僧坊の牆障の外若しは籬障の外若しは塹障の外なり、「僧坊内」とは僧坊の牆障内・籬障内・塹障内なり、「食」とは五依陀尼食・五蒲闍尼食・五似食なり。

三、是の中犯とは若し比丘僧未だ與に是の人を差せずして僧坊外にて勝手に根食を受けず僧坊内にて受くれば波羅提舍尼を得、莖葉磨果・飲麩糲魚肉・糜粟麩麥莠子迦師皆波羅提舍尼なり、隨つて勝手に受くれば隨つて爾所の波羅提舍尼を得。

今より應に羯磨して 參知食の人を差すべし、一心和合僧に一比丘問ふて言へ、誰れか能く僧の爲に參知食の人と作るを、若し我れ能くすと言ふもの有り若し五法有れば差して知食の人を作すべからず、愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ有無を知らず、若し五法を成就すれば應に參知食人と

【二五】僧未だ約勅云云。約勅は宮本に差とし、下の戒文にも未作差とす、信者に危険なることを通告することなり、次の僧坊外云云については下の文參照。

【二六】已下第二十六捨墮の下の參照。

【二七】疑 (āśān kṛsammānā)。

【二八】怖畏 (sap, a bhaya)。

【二九】僧未差 (pubbe appa'issam, vidhā)。

【三〇】危險なる住處に住することを僧が豫め使を差遣して施物を持ち來る信者に通告せずしての意なり、この通告をせざる間は食は僧坊外にて受くべく若し僧坊内に受くれば悔過罪となるなり、已下の戒文はこの意なり。

【三一】僧坊外 (梵本, samāno bhūta, icchamāya) この語は巴利戒文に無し。

【三二】已下註十三ノ一五已下の參照。

【三三】參知食人。衆僧の代表として施食者より食物を受け取る者なり、是の人が淨人を將ひて僧坊の外に至り持食人より食を受け取るのである。

て佛及び僧の爲の故に募食分を留め明日地了じて諸釋婦女好寶物を以つて自ら身を莊嚴し好に食を持して大語大笑して來「行し」り僧坊に向ひ是の言を作せり、佛今當に先さに我が食を食したまふべしと、彼も亦復言へり、佛は先きに我が食を食し我れをして長夜に利益安樂を得しめたまふべしと。爾の時 尼俱陀林中に賊あり、先きに事を犯し是の林中に擯入し器仗（一四）を持して中に著き圍遶して臥せり、但だ賊主のみ臥せず人語を聞き諸賊に語りて言はく、諸人皆な起きよ、刀・盾・弓・箭を捉り財物を一處に聚め王力聚落力に圍繞されて大憂惱を得しむること莫れと。是の諸人皆起き約勅さるる如く刀盾弓箭を捉り財物を一處に聚む、賊主言はく、小さく住せ我當に往いて看るべし是れ何人と爲すやと、即ち樹間に立ちて道上の人聲を聞き沙門の聲を作して問ふて言はく、汝は是れ誰れぞやと、答へて言はく我等は是れ諸釋婦女なり好寶物を以つて身を嚴り好飲食を持して僧坊に向ひ尼俱陀林中に入れり、佛今當に先きに我が食を食したまひ我等長夜に當に利益安樂を得べしと。賊主即ち還りて諸賊に語りて言はく、今事を成ずるを得、但だ當に起ち取れと、問ふて言はく云何んぞと、答へて言はく諸釋婦女妙寶を以つて身を嚴り好飲食を持して尼俱陀林中に入ると、即の時賊皆な起ち剝脱（一五）し已り裸形にて放ち去れり。是の如き名聲城邑聚落到流布せり、惡賊有りて諸釋婦女を剝脱し裸形にて放ち去れりと、即ち官力聚落を以つて圍遶して捕へ諸賊を得たり。

爾の時諸女裸形にて住す、六群比丘住いて語りて言はく此の食香美過ぐ我れに與へ來れ、此の食復勝る亦我に與へ來れと、爾の時諸婦女瞋り呵して言はく、不、是れ都て我れ等の裸形を憂念せず但だ念に是の食を得んと欲すと、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛阿難に語りたまへり、衣中に取捨して各各諸女に一衣を與へよと、阿難言さく爾せん（一六）と、即ち衣中に取捨して各各諸女に一衣を與へ諸女著し已りて食を持して僧坊中に入り躡（一七）杖を打ちて僧に食分を與へ佛前に在りて坐して説法を聽けり、佛諸女の坐し已るを見て種種の因縁もて示教利喜したまへり、示教利喜し已

【一四】尼俱陀林 (Nigrodha-
rama)。尼拘律園とも云ふ。
迦維羅城外に在る。

らば僧忍聽したまへ、僧首羅象師の與に學家羯磨を捨し本の如く諸比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼の舍に入りて勝手に食を受けんことを、白是の如し。

是の如く白四羯磨す、

僧首羅居士の與に學家羯磨を捨し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

と。

佛諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

諸學家あり、僧學家羯磨を作し覺る、若し比丘是の如き學家にて、先きに請ぜられざるに後來りて勝手に食を受けんに是の比丘應に檢比丘に向ひて罪を説き、是の言を作すべし、長老我れ可呵法、不是處に墮せり是の法悔す可し、我れ今發露悔過すと、是れを波羅提提舍尼法と名づく。

二、「學家」とは初道を得たる家なり、「學(家)羯磨を作す」とは僧是の家の與に學家羯磨を作すなり、「先きに請ぜられず」とは是の學家先きに請ぜざるなり、「後來りて勝手に食を受く」とは五^三 佉陀尼食、五蒲闍尼食、五似食なり。

三、是の中犯とは若し比丘學家中に先きに請ぜられずして後來り勝手に食を受けんに根食を受くれば波羅提提舍尼なり、華・葉・磨・果・飯・麩・糲・魚・肉・糜・粟・麵麥・莠子・迦師飯皆な波羅提提舍尼なり、隨つて勝手に受くれれば隨つて爾所の波羅提提舍尼罪を得。(三法)

有羅蘭若受食戒 (一三三二。)

一、佛迦維衛國に在しき、爾の時諸釋子向暮の食時に食の好く奢美するを見て是の念を作せり、我等獨り是の如き好飲食を噉ふべからず、何んぞ當に佛及び僧分を留めざると、是の念を作し已り

【一】先不請(puṇḍra anumanānā) 巴利、四分五分等にはこの次に無病にして(aggāhāna)を加ふ。

【三】以下前戒參照。

【四】Gatthapāṇi (第四悔過) 僧祇律第一戒。

是の如く白二羯磨す、

僧首羅象師の與に學家羯磨を作し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

是の首羅象師僧爲に學家羯磨を作し諸比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼我が舎に入りて自手に食を受くることを得ずと聞けり、聞き已りて即ち佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却きて一面に坐し佛に白して言さく、願はくは佛我が與に是の學家羯磨を捨したまはんことをと、佛諸比丘に語りたまへり、首羅居士の爲に學家羯磨を捨せよ、若し更に首羅居士の如く乞ふ者有れば亦應に爲に捨すべし、捨法は、一心和合僧に是の首羅居士坐より起ち偏袒右肩し革屣を脱し合掌して白言せよ、

大徳僧聽きたまへ、我れ首羅居士布施するに量を知らずして與へ婦兒に供すること能はず飢乏せり、是の因縁を以つての故に僧我が爲に學家羯磨を作し諸比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼我が舎に入りて自手に食を受くることを得ず、我れ今僧に従ひて學家羯磨を捨し本の如く諸比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼我が舎に入りて自手に食を受けんことを乞ふ。

是の如く應に第二第三乞ふべし、僧應に宜しく捨すべきか捨すべからざるかを籌量すべし、若し首羅象師の財損減じて増長せざれば爾の時若し乞ふも乞はざるも捨すべからず、若し首羅居士の財物増長すれば若しは乞ふも乞はざるも皆應に與に捨すべし、若し首羅象師の財物不増不減にして爾の時若し乞はば捨すべし、乞はざれば捨すべからず。是の中一比丘應に唱言すべし。

大徳僧聽きたまへ、是の首羅象師先きに檀越と作り布施するに量を知らずして與へ婦兒に供すること能はず飢乏せり、僧是れを以つての故に與に學家羯磨を作し諸比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼是の舎に入りて自手に食を受くることを得ず、今是の首羅象師僧に従ひて學家羯磨を捨し本の如く諸比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼我が舎に入り自手に食を受けんことを乞ふ、若し僧時到

亦約勅せりと名づく。諸比丘有り城門を出づる時比丘の入る者あり、應に出づる者に問ふべし、若し出づる者未だ約勅せざれば入る者應に約勅すべし、若し出づる者已に約勅すれば入る者も亦約勅せりと名づく。(二法)

3 學家受食戒 (一三一。)

一、佛維耶離に在しき、爾の時象師あり、首羅と名づく富貴にして威徳にして多饒の財寶人民田宅あり種種成就せり、是の人佛に歸依し法に歸依し僧に歸依し四諦を見て 初道を得たり、檀越施を好み籌量すること能はず、是の人一月に官廩千金錢を得るも持して布施及び餘の所有物に用ひ婦兒に供足すること能はず飢乏せり。諸居士曠り呵責して言はく、沙門釋子時を知らず量を知らず若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、是の首羅象師本富饒の財物あり布施して量を知らず婦兒に供足すること能はず飢乏甚だ憐愍すべしと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて諸比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ時を知らず量を知らざる、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、是の首羅象師檀越施を好み量ること能はざる故に與へ婦兒に供すること能はず飢乏せりと、種種の因縁もて呵り已り諸比丘に語りたまへり、汝等首羅象師の與に學家羯磨を作せ、諸比丘・比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼是の家に入りて勝手に食を受くることを得ず、若し更に是の如き人あれば僧亦應に與に學家羯磨を作すべし。學家羯磨(の法)は僧一心に和合し一比丘僧中に唱言せよ。

大徳僧聽きたまへ、首羅象師は學家なり諸比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼是の學家に入りて勝手に食を受くることを得ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧首羅居士の與に學家羯磨を作し、諸比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼是の家に入りて勝手に食を受くることを、白是の如し。

【八】 *tidyapatti* (第三悔過) 僧祇律第四戒。

【九】 初道。聖位の第一階たる預流果にしてこれを見道と云ふ。

【一〇】 學家羯磨 (*caḅhavaṇa = maha kamma*) 三寶に歸依すること厚く供養して惜しむ所なく家財消費する見盡得果の者に對してその財産回復まで比丘をして食を乞ふことなからしむるのみ白四羯磨作法とし僧祇律のみ白四羯磨作法とし他は白二羯磨とす。(caḅhavaṇa = *amant kamma*) と云ふ、巴利律には註して「學家とは僧の増大に從ひ財貨を損減する家にしてかかる家に學地認定の與へられたるものなり」と云ふ、本律には下に言ふ如く「初道を得たる家」と云ふ。

たまへと。佛即ち二部の僧と居士の舎に入りて坐したまへり、居士佛及び僧の坐し已るを見て自
手に行水し食を下さんと欲する時是の中に助調達比丘尼有り、六群比丘の爲の故に檀越に教へて言
はく、此れは第一上座なり此れは第二上座なり、此れは是れ持律者此れは是れ法師なり、是の比丘
に飯を與へよ是の比丘に羹を與へよと。諸居士言はく我等は誰れか是れ第一上座にして誰れか是れ
第二上座なる、誰れか是れ持律にして誰れか是れ法師なるやを知らず、此の中多く飯食あり自ら當
に漏く與ふべし、散亂語をなす莫れ、若し散亂語すれば汝自ら起ちて食を行ぜよ我等は當に住すべ
しと。佛遙かに比丘尼の散亂事を作すを見諸居士の訶責するを聞きたまひ食後に是の因縁を以つて
比丘僧を集め種種の因縁もて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ比丘尼に教へられ
て與ふる食を噉ふやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘
の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

諸比丘白衣の家にて食を請するに有り、是の中比丘尼ありて指示して言はく、是の比丘に飯を與へよ是の比
丘に羹を與へよと。諸比丘應に是の比丘尼に語るべし、小らく住し諸比丘の食竟るを待てと、若し諸比丘中
一比丘の是の比丘尼に小らく住し諸比丘の食竟るを待てと語るもの有る無ければ是の一切の諸比丘應に餘比
丘に向ひて言ふべし、長老我れ等可阿法、不是處に墮せり、是の法悔す可きなり、我れ今發露悔過すと。是れ
を波羅提舍尼法と名づく。

二、是の中犯とは若し比丘比丘尼に教へられて與ふる食を受くれば波羅提舍尼罪を得、隨つて受
くれば隨つて爾所の波羅提舍尼罪を得。若し二部の僧共に坐し一部の僧中に若し一人有りて是の
比丘尼に語れば第二部も亦名けて語ると爲す、若し別入別坐し別食別出すれば是の中入檀越門の比
丘應に出比丘に問ふべし、何比丘尼あり是の中に檀越に教へて比丘に食を與へしむるやと、答へ
て言はく某なりと、應に問ふべし約勅せりや未やと、答へて言はく已に約勅せりと、是の入比丘も

【七】二部僧。比丘及び比丘尼の僧團なり。

諸比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ時を知らず量を知らざるや、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、是の華色比丘尼食を斷するを以つての故に死に垂せりと、種種の因縁もて呵責し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘不病にして聚落中に入り非親里比丘尼の所より勝手に食を受くれば是の比丘應に餘比丘に向ひて是の罪を説くべし、長老我れ可呵法不是處に墮せり、是の法悔すべし、我れ今發露悔過すと、是れを波羅提舍尼法と名づく。

一、「病」とは風盛り、熱盛り冷盛んにして是の食を噉へば差ゆるを得る是れを名づけて病と爲し是の因縁を除くを名づけて不病となす、「非親里」とは親里は若しは母若しは女若しは姉妹を名づけ乃至七世の因縁ある是れを親里と名づけ是れを除けるを非親里と名づく。「食」とは五種の佉陀尼食、五蒲闍尼食・五似食なり、五佉陀尼食とは根・莖・葉・磨・果なり、五蒲闍尼食とは飯・麩・魚・肉なり、五似食とは糜・粟・麩麥・莠子・迦師なり。

三、是の中犯とは若し比丘不病にして聚落中に入り非親里比丘尼の所より勝手に根食を受くれば波羅提舍尼罪を得、莖葉磨果食、飯麩魚肉、糜粟麩麥莠子迦師皆波羅提舍尼罪なり。不犯とは若しは病なる、若しは親里比丘尼なる、若しは天祠中多人聚の中にて與ふ、若しは沙門住處にて與へ若しは聚落外比丘尼坊舍中にて與ふるは不犯なり。(一法)

2. 在俗偏心受食戒 (一三二b)

一、佛王舍城に在しき、爾の時一居士あり佛及び二部の僧の明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまふ、居士佛の默然として受たまふを知り已りて頭面禮足し右邊して去れり、自舍に還りて種種多美の飲食を辦じ晨朝坐處を敷き使を遣して佛に白せり、時到り食具已に辦じぬ、佛自ら時を知り

【四】長老我儘可呵法、不是處是法可悔、巴利に *Garayham avuso dhammāp ap jhijj asappiyam, pītteesan yam* (友よ、我れ非難すべく不相應にして懺悔すべき罪を犯かしぬ) と云ふ、この意なり。

【五】五種佉陀尼食等。以下註十三ノ一五一二四參照。

【六】 *duttadappeti* (第二悔過) 僧祇律第三戒。

卷の第十九 (三誦之六)

四波羅提舍尼法

一 在俗家從非親尼取食戒 (一三二一)

一、佛舍衛國に在しき、時に世飢儉なり、華色比丘尼徳あり多知多識にして能く多く衣服・飲食・臥具・湯藥・諸所須物を得、是の比丘尼晨朝早起して衣を著し鉢を持し舍衛城に入りて乞食せり、時に諸比丘衆の舍衛城に乞食して得ず愁憂して樂しまざるを見たり、是の比丘尼諸比丘の鉢中を看少少なるには少しく與へ少半なるには半を與へ都無なるには都て與へたり、是の比丘尼一日乞食して得る所盡く以つて諸比丘に與へたり、是の如くすること二三日食を得ざるを以つての故に巷中に於いて迷悶倒地せり、一賈客見已りて其の婦に語りて言はく、華色比丘尼巷中に於いて地に倒る、汝扶け起さしめ將來せよと、婦即ち去きて扶け起こし將來して舍に入れ疾く桴糲粥を作りて與へ已りて醒むるを得たり、問ふて言はく汝何んぞ患苦する所ぞ、何んの疾病あり何んの急ありて巷中に於いて地に倒るるやと、比丘尼言はく我れ無病・無痛・無急なり、我れ飲食を得ざるが故に迷悶して巷中にて地に倒るるなりと、又問ふ汝乞食を爲して得ること能はざるやと、答へて言はく我れ乞食して得るも諸大衆舍衛城に於いて乞食して得ず愁惱し樂しまざるを以つて我れ比丘の鉢中を看て少少なるには少しく與へ少半なるには半を與へ都て無きには都て與へ是の如くして二三日我れ食を斷ず、是の故に迷悶して巷中にて地に倒れたるなりと。諸居士是の事を聞きて心に喜ばず、呵責して言はく、是の沙門釋子は時を知らず量を知らず、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、是の華色比丘尼食を斷ずるを以つて死に垂せりと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて

【一】波羅提舍尼 (P. *Paḍaerāyā*)。四分律五分律に悔過法と云ひ一人の比丘の前に發露悔過すべき (對首悔) 罪にしてその罪體は突吉羅に同ず、比丘には四條、比丘尼に八條あり。(有部律比丘尼は十一條)。

【二】*paḍhanna* = *ṭṭhesanīya* (第一悔過) 僧祇律第二條。

【三】桴糲。おこし (粥) なり。

諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不_なやと、答へて言さく實に作せり世尊と。佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ佛の衣量に同じく衣を作るや、今より汝の衣は應に減じて作るべし。是の袈裟_{けさ}は應に以つて敷曬_{ふせ}すべし、汝等を以つて難陀の衣を敷曬せよ、更に是の如き人有らば僧亦當に同心に以つて敷曬すべしと。諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘佛衣と等量に衣を作り及び過ぎて作れば波逸提を得。

二、「佛衣の量」とは長き佛の九搦手、廣さ六搦手、是れ佛衣の量なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中とは若し比丘佛衣と同量に衣を作れば波逸提なり、若し佛衣の量に過ぎて作れば波逸提なり、隨つて作れば隨つて爾所の波逸提を得。若し比丘佛衣と同量に衣を作れば是の衣を應に截斷し僧中に入りて自言すべし、我れ佛衣の量の如く衣を作り波逸提罪を得たり、今發露悔過し覆藏せずと、僧應に問ふべし、汝截斷せしや不_なやと、若し已に截ると言はば應に問ふべし、汝罪を見るや不_なやと、若し罪を見ると言はば僧應に言ふべし、汝今如法に悔過し後に復た作ること莫れと。若し未だ截らずと言はば僧應に約勅して截らしむべし、若し僧約勅せざれば僧突吉羅を得、若し僧約勅して受けざれば是の比丘突吉羅罪を得。(九十事竟る)

【七】敷曬。薩婆多論九によれば、覆沙とし、秦に壞色と云ふとす、即ち佛衣は金詰施の如し、故に難陀の衣を壞色して比丘の衣と同ぜしむるなりと云ふ、衣の色をかへることなり。四分律には難陀に黒衣を著けしむるを制せりと云ふ。

僧約勅して受けざれば是の比丘突吉羅を得。

二、佛舎衛國に在しき、爾の時佛中前に衣を著け鉢を持し舎衛城に入りて乞食し食し已りて安陀林中に入り一樹の下に尼師檀を敷いて坐したまへり、長老迦留陀夷も亦安陀林に入り佛を去ること遠からず一樹の下に在りて尼師檀を敷きて坐せり、是の長老身長大なり、兩膝を地に到し兩手に衣を捉へて是の願を作して言さく、佛何んの時にか當さに我等に佛一擦手の(益せる)尼師檀を作るを聽したまふべし、是の如くして満足せん。佛哺時に禪より起こり是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、我れ今日食時に衣を著し鉢を持し城に入りて乞食し食し已りて安陀林に入り一樹の下に尼師檀を敷きて坐せり、迦留陀羅乞食より還りて亦一樹の下に坐し是の思惟を作せり、何佛今何處に行道さるや、我れ亦彼の間に行道すと、我れ時に安陀林に入り一樹の下に尼師檀を敷きて坐せり、迦留陀夷も亦爾り、是の善男子身大なり、兩膝を地に到し是の願を作して言はく、佛何んの時にか當に佛一擦の(益せる)尼師檀を作るを聽したまふべし、是の如くして満足せん。佛諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘尼師檀を作らんと欲すれば當に量に應じて作るべし、量とは長さ佛の二擦手廣さ一擦手及び縷際（一擦手を益すなり、是れを過ぎて作れば波逸提なり。八十九戒）

90 與佛等量作衣戒 (一三〇b)

一、佛迦維羅衛國に在しき、爾の時長老 難陀（是れ佛の弟にして 姨母の生む所、佛と身相似て三十相あり短きこと佛の四指なり。時に難陀衣を作るに佛と同量にせり、諸比丘若しは食時會に中後會に遙かに難陀の來るを見て是れ佛なりと謂ひ皆起ちて迎ふ、我等の大師來りたまふ、世尊來りたまふと、近づきて乃ちあらざるを知り諸上座皆羞ぢ是の思惟を作せり、此れは是れ我等の下座なり云何んが起ちて迎ふるやと、難陀も亦羞ぢて言はく、乃ち諸上座をして起つて我れを迎へしむと。

【三】原文。佛何時當聽我等作佛一擦手尼師檀如是満足、この文の佛一擦手の意は上に制せられる量より一擦手を増す意なる故に上の如く補譯す五分に「頭を益すこと一擦手なるを聽さん」と云ひ、四分に「廣長を益すこと各半擦手するを聽す」と云ふ。

【四】縷際。巴利に緣 (dāra) 梵本 (dāra) と云ふ、ふちなり、五分には續方と云ふ。

【五】Mandathera s. (難陀長老戒) 巴利九十二戒、僧祇八十九戒。

【六】難陀 (Nanda)。佛の小弟、波闍婆提の生む所にして出家前の姉を孫陀羅と云ふ故に他の難陀に擇びて孫陀羅難陀 (Sundarānanda) と云ふ。
【七】姨母所生 (Mātuhāni-pūta) 從弟なり。

離欲を得ざるものも亂念せず一心に睡眠すれば尙精を失せず何に況んや離欲のものをやと。種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、今より諸比丘にホニ尼師檀にしだんを畜ふるを聽す、僧の臥具を護るが故に、尼師檀を敷かずして僧臥具の上に坐臥すべからず。

(2) 諸比丘佛の尼師檀を畜ふるを聽したまへるを知り便ち廣長大に作り、是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ佛の尼師檀を畜ふるを聽したまへるを知り便ち廣長大に作りて畜ふるやと、種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不いなやと、答へて言さく實に作せり世尊と。佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ我が尼師檀を畜ふるを聽せるを知り便ち廣長大に作りて畜ふるやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與たもに結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘にしだん尼師檀を作らば當に量に應じて作るべし、量とは長さ佛のホニ二たたくし搥手たくし廣さ一搥手半なり、是れを過ぎて作れば波逸提なり。

(3) 「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

是の中犯とは若し比丘過量に長く尼師檀を作れば波逸提なり、若し過量に廣く作れば波逸提なり、若し過量に廣長に作れば波逸提なり。若し比丘過量に廣長に尼師檀を作り已れば應に截斷し僧中に入りて自言すべし、我れ過量に廣長に尼師檀を作り波逸提を得たり、我れ今發露悔過し覆藏せずと、僧應に問ふべし、已に截斷せしや未いなやと、若し已に截きれりと言はば僧應に問ふべし、汝罪を見るや不いなやと、若し罪を見ると言はば應に教へて言ふべし、汝今如法に悔過い後に復た作ること莫いなれと。若し未だ截截せずと言はば僧應に約勅して割截せしむべし、若し約勅せざれば僧突吉羅を得、若し

【六〇】 尼師檀 (nisīdana)。坐具即ち敷物なり、支那日本に於いて禮拜の具とするは轉化せるものなり。

【六一】 搥手。註三の八一參照。

是れを過ぎて作れば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘過量に長く覆瘡衣を作れば波逸提なり、若し過量に廣く作れば波逸提なり、若し過量に廣長に作れば波逸提なり。若し比丘過量に廣長に覆瘡衣を作れば是の衣を應に截斷し僧中に入りて是の言を作すべし、我れ過量に廣長に覆瘡衣を作り波逸提罪を得たり、今發露悔過し覆藏せずと、僧應に問ふべし、汝截斷せしや未やと、若し已に截れりと言はば僧應に問ふべし、汝罪を見るや不やと、若し罪を見ると言はば僧應に語るべし、汝如法に悔過し後復た作ること莫れと。若し未だ截らずと言はば僧應に約勅して截らしむべし、若し約勅せざれば僧突吉羅を得、若し僧約勅して受けざれば是の比丘突吉羅罪を得。(八十八事)

89 過量尼師檀戒 (一三〇a)

一、佛維耶離國に在しき、爾の時諸比丘精もて臥具を汚し早起して洗ひ精舎の門間に曬せり、中前に佛衣を著し鉢を持って城に入り乞食し是の不淨に汚がれたる臥具を洗ひて門間に曬せるを見たまへり、佛食後是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、我れ今日中前に衣を著し鉢を持って城に入りて乞食し諸比丘精もて臥具を汚がし早起して洗ひ精舎の門間に曬らせるを見たりと。諸比丘に語りたまへり、此れ爾かすべからず、衆僧臥具多く用ひて量を知らず諸居士血肉を乾竭し布施を用ひて福を作すなり、是の中應に籌量して少しく用ふれば善し、若し比丘亂念し一心ならずして眠る時五過失有り、何等か五なる、一には睡り難きの苦、二には覺め難きの苦、三には惡夢を見る、四には睡眠時善神護らず、五には覺時心善覺觀法に入り難し。若し比丘亂念せず一心に睡眠すれば五善事有り、何ん等を五とす、一には睡り難きこと無し、二には覺め易し、三には惡夢無し、四には眠時善神に護らる、五には睡り覺めて心善覺觀法に入り易し。若し比丘姪・怒・癡有り未だ

【九】 nisidana 5 (尼師檀戒)
四分、五分、有部、八十七戒、
僧祇八十六戒。

を得たり、今發露悔過し覆藏せずと、僧應に問ふべし、汝截斷せりや未やと、若し已でに截れりと
言はゞ僧應に問ふべし、汝罪を見るや不やと、若し罪を見ると言はば應に語りて言ふべし、汝如法
に悔過し後に復た作ることを莫れと。若し未だ截らずと言はゞ僧應に約勅して截らしむべし、若し僧
約勅せざれば僧突吉羅を得、若し僧約勅して受けざれば是の比丘突吉羅を得。(八十七事)

五五 覆瘡衣過量戒 (二一九)

一、(1)佛維耶離國に在しき土地鹹濕し諸比丘癰瘡を病めり、一比丘有り瘡中より膿血流出し安
陀衛を汚がし水に漬けたる如し、佛遙かに見て知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝何んぞ膿
血を以つて安陀衛を汚がすやと、比丘答へて言さく、大徳我れ癰瘡を患ひ膿血流出して安陀衛を汚
がすと、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持
戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より覆瘡衣を畜へて著すること乃ち瘡差えて後十日に至
るまで聽す、若し是れを過ぎて畜ふれば波逸提なり。

諸比丘佛の覆瘡衣を畜ふるを聽したまへるを知り便に廣長大に作れり、是の中比丘あり少欲知足
にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名づけ
佛の覆瘡衣を畜ふるを聽したまふを知りて便ち廣長大に作るやと、種種の因縁もて呵し已り佛に向
ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に是の事
を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何ん
が比丘と名づけ我が覆瘡衣を畜ふるを聽すを知り便ち廣長大に作るやと、種種の因縁もて呵し已り
諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説
くべし。

若し比丘覆瘡衣を作らんと欲すれば當に量に應じて作るべし、量とは長さ佛の四、擦手廣さ二擦手なり、

【五五】 Kar dūpukūchidī a (覆瘡衣戒) 巴利九十戒、僧八十七戒。

【五五】 癰瘡。ようがさなり。

【五七】 覆瘡衣 (Kar dūpukūchī a) (覆瘡衣)。癰瘡等のもので、病氣の時膿血が出る故に普通の衣の下に着ることを許される衣なり。

【五七】 擦手。註三の八一参照。

に意に満つるを覺ゆと。大德是の如く我れ財の福德成就す、是の内縁を以つて法の福德を攝せん。

佛言はく善哉善哉毘舍佉、我れ汝に是の諸願を聽さん、汝比丘僧の雨浴衣、比丘尼僧の浴衣、客比丘飲食、遠行比丘飲食、隨病比丘飲食、看病比丘飲食を與へ比丘僧に常に粥を與へ、多知識少知識の比丘に病緣にて湯藥諸物を與へよ、毘舍佉は是れ財福德成就す、是の内縁を以つて法の福德を攝せよと、佛毘舍佉の爲に種種の因縁を説き示教示喜し已りて坐より超ちて去り、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より諸比丘に雨浴衣を畜へ隨意に露地に洗するを聽すと。

(2)是の諸比丘佛の雨浴衣を畜ふるを聽したまへるを知り廣長大に作れり、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名づけ佛の雨浴衣を畜ふるを聽したまへるを知り便ち廣長大に作るやと、種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ我が雨浴衣を畜ふるを聽すを知りて便ち廣長大に作りて畜ふるやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘雨浴衣を作らんと欲すれば當に量に應じて作るべし、量とは長さ佛の六五握^なぐし、擦手、廣き二擦手半なり、是れを過ぎて作れば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮爇の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘量を過ぎて長く雨浴衣を作れば波逸提なり、若し量を過ぎて廣く作れば波逸提なり、若し量を過ぎて廣長に作れば波逸提なり。若し比丘量を過ぎて廣長に雨浴衣を作れば是の衣を應に截斷し僧中に入りて是の言を作すべし、我れ量を過ぎて廣長に雨浴衣を作り波逸提罪

寂滅に入る、即ち生死を離れること。

【五三】阿羅漢 (arhat)。聲聞四果の第四、魔供と譯す、一切の見思の惑を斷じ極果を得、この世の果報盡きる後は永く涅槃に入り再び三界に生ずることなし、人天の供養を受くべき身なる故に應供と云ふ。

【五四】擦手。註三の八一参照。

ての故に我れ與へん。

復次に大徳我れ若し聞かん某比丘彼の住處にて死し佛記したまへり、彼の比丘は三結斷じ須陀洹を得、惡道に墮せず必ず涅槃を得、極至七生天人中に往返して衆苦を盡すことを得と、大徳我れ當に問ふべし、是の長老會て舍衛國に来るや不やと、若し我れ是の比丘會て舍衛國に来ると聞けば我れ思惟せん、是の長老或は我が雨浴衣を受けん、或は客比丘飲食を或は遠行飲食、或は隨病飲食、或は看病飲食、或は常與粥、或は病比丘湯藥諸物を受けんと、大徳我れ是の因縁を以つての故に意滿つるを覺へん。大徳我れ若し聞かん某比丘彼の往處に死し佛記したまへり、彼の比丘三結盡き三毒薄く、斯陀舍を得一たび是の世に來りて苦際を盡すと、我れ當に問ふべし、是の長老會て舍衛國に來れるや不やと、若し我れ是の比丘會て舍衛國に來れりと聞けば大徳我れ是の如く思惟せん、是の長老或は我が雨浴衣を受けん、或は客比丘飲食を受け或は遠行飲食、或は隨病飲食、或は看病飲食、或は常與粥、或は病比丘湯藥諸物を受けんと、大徳我れ是の因縁を以つての故に意の滿つるを覺へん。大徳我れ若し聞かん某比丘彼の住處にて死し佛記したまへり、彼の比丘阿那含を得、五下結盡き便ち天上に於いて、般涅槃し是の間に還らずと、大徳我れ當に問ふべし、是の長老會て舍衛國に來れりや不やと、若し我れ是の比丘會て來れりと聞かば我れ思惟せん、是の長老或は我が雨浴衣を受けん、或は客比丘飲食或は遠行飲食、隨病飲食、看病飲食或は常與粥、病比丘湯藥諸物を受けんと、大徳我れ是の因縁を以つての故に意の滿つるを覺へん。大徳我れ若し聞かん、某比丘彼の住處に死し佛記したまへり、彼の比丘阿羅漢を得、我が生已に盡き梵行已に立ち所作已に辦じ自ら證を作せると、我れ當に問ふべし、是の長老會て舍衛國に來れりや不やと、若し我れ是の比丘會て來れりと聞かば我れ思惟せん、是の長老或は我が雨浴衣を受けん、或は客比丘飲食、遠行飲食、隨病飲食、看病飲食或は常與粥、病比丘湯藥諸物を受けんと、我れ是の因縁を以つての故

【四七】三結。預流果に入る人の斷ずる三種の煩惱、見結(我見)、戒取結(邪戒を行ず)、疑結(正理を疑ふ)、にして見惑中最も重きものなり。

【四八】須陀洹(śrotāyana)。以下の四果については註二、六二參照、須陀洹は聲聞四果の第一預流果にしてこの位に至れるものは三界の見惑を斷じ盡し極多なるも七生を人中中に生れ變り必ず阿羅漢となる、次に云ふ極至七生云云はこの事を言ふなり。

【四九】斯陀舍(sakṣadāgami)。聲聞四果の第二、一來果にして欲界思惑九地の中前六品を斷じ今一度人中に生れ來りて惑を斷じ盡すなり。

【五〇】阿那含(anāgami)。聲聞四果の第三、不還果にして思惑の後三品を斷じ盡し再び欲界に生れることなく生を受くれば色界無色界なり。

【五一】五下結。五下分結とも云ふ、惑界に於ける五種の煩惱即ち貪結、瞋結、身見結、戒取結、疑結なり、この五惑の爲に慾界を脱し得ざるなり、これに對し色、無色界の五惑を五上分結と云ふ。

【五二】般涅槃(parinibbāna)。

を見婢遣りて言はく、祇道中一比丘も無し但だ諸外道無慚愧の人のみと、大徳、比丘裸形にて佛前・和上・阿闍梨・一切の上座の前に在るは則ち無羞と爲す、是の故に比丘僧に雨浴衣を與へ著して自在に露地雨中に洗浴せんことを欲すと。毘舍佉汝何んの因縁を見る故に比丘尼僧に浴衣を與へんと欲するや、答へて言さく、大徳、我れ一時諸居士の婦と共に阿耆羅河中に至りて洗浴せり、時に諸比丘尼亦河中に入りて裸形にて洗浴せり、諸居士婦見已りて心に喜ばず呵責して言はく、是の輩福德薄く、不吉にして麤身・大腹垂乳なり、何んぞ梵行を學ぶを爲さんやと、大徳女人の裸形は醜惡なり、是の故に我れ浴衣を與へんと欲すと。毘舍佉汝何んの因縁を見る故に客來比丘に飲食を與へんと欲するや、答へて言さく、大徳客來比丘は何處に去く可く、去く可らざるかを知らず、道路疲極し未だ休息を得ず是の故に我れ飲食を與へ後隨ひて去く可く去く可からざる處を知らしめんと欲すと。毘舍佉汝何んの因縁に因つて遠行比丘に食を與へんと欲するや、答へて言さく大徳遠行比丘は若しは食時、恒鉢那時を待ち若しは乞食を行すれば則ち伴捨て去り或は夜中に嶮道に入り或は獨り曠野に行かん、我れ食を與ふる故に伴を失はず嶮道に入らず、是の故に我れ飲食を與へんと。毘舍佉、汝何んの因縁を見るが故に病比丘に飲食を與ふるを欲するや、答へて言はく、大徳病比丘は病に隨ふ飲食を得ざれば則ち病差々難し、是の故に我れ病に隨ふ飲食を與へん、則ち病差之易しと。毘舍佉汝何んの因縁を見る故に看病比丘に飲食を與へんと欲するや、答へて言さく、大徳看病比丘若しは僧中食、後食を待ち若しは乞食を行じて去れば是の病比丘の瞻養の事闕げん、若しは飯を煮粥を作り羹を作り、魚肉を煮湯藥を煮、大小便不淨器若しは棄唾器を出内す、是の故に我れ看病比丘に飲食を與へん、瞻養を闕かず便飯を煮粥を作り羹を作り肉を煮及び湯藥を煮、大小便器、棄唾器を出内するを得んと。毘舍佉汝何んの因縁を見るが故に多知識少知識の比丘に病縁にて湯藥及び所須の物を與へんと欲するや、答へて言さく、病比丘は必ず湯藥所須の諸物を得んと欲す、是れを以つ

き婢の使を遣はして佛に白せり、時到り食具已に辦じぬ、佛自ら時を知りたまへと、婢教を受けて往いて祇洹に詣り諸比丘を覓むるに見えず、門孔の間に看るに裸形を露はして洗ふを見たり、見已りて心に喜ばず是の念を作せり、是の中都て比丘無し、盡く是れ裸形外道にして無慚愧の人なりと。是の念を作し已りて即ち還りて毘舍佉鹿子母に語りて言はく、祇洹中に一比丘も無し盡く是れ裸形外道なりと。是の毘舍佉母智慧利根にして知れり、今日雨墮る、諸比丘必ず當に露地に裸形にして洗浴せるべし、是の婢癡にして知る所無き故に是の言を作す、祇洹中一比丘も無し盡く是れ裸形外道なりと、即便ち餘婢を喚びて(言はく)往いて祇洹に詣りて門を打ち聲を作して白言せよ、時到り食具已に辦すと、即ち教を受けて去り往いて祇洹に到り門を打ち聲を作して白言せり、時到り食具已に辦じぬ、佛自ら時を知りたまへと。

爾の時佛大衆と衣を著し鉢を持し衆僧に圍繞され俱に其の舎に詣り佛は僧中に在りて坐したまへり、毘舍佉母自ら澡水を行じ自手に多美の飲食を與へたり、(僧の)食し已りて自手に行水し鉢を收むるを知りて小床を持して佛前に坐し説法を聽き佛に白して言さく、世尊、我に願を與へたまへと、佛言はく諸多陀阿伽度阿羅呵三藐三佛陀、汝に過願を與ふるを得すと、毘舍佉言さく、我れに可得の願を與へたまへと、佛言はく汝に可得の願を與へん、汝何んの願を得ん欲するやと、毘舍佉言はく、一には我れ比丘僧に、雨浴衣を與へんと欲す、二には比丘尼僧に、浴衣を與へん、三には、客比丘來れば我れ食を與へん、四には、遠行比丘に我れ食を與へん、五には、病比丘に我れ飲食を與へん、六には、看病比丘に我れ食を與へん、七には、我れ常に比丘僧に粥を與へん、八には、多知識少知識比丘に我れ病緣にて湯藥及び所須の物を與へんと。佛言はく汝何んの因緣を見る故に比丘僧に雨浴衣を與へんと欲するやと、答へて言さく、大德我れ今日早起して座を敷き已り婢使を遣はせり、祇洹に詣りて佛に時到れるを白せと、婢門間に至りて諸比丘の露地に雨中裸形にて洗浴する

【三二】 我願、巴利に *atthā-luṃ bhante bhagvantaṃ vāraṇī y'āmi* (M. V. 11. 15, 8) (世尊我れ世尊に八の思許を請ひ奉る)とす。

【三八】 多陀阿伽度阿羅呵三藐三佛陀 (梵 *Tathāgata-Arahantayās sambuddha*)。佛十號の初の三なり、譯して如來應供正徧知とす、何れも佛を敬稱する語なり。

【三九】 雨浴衣 (*vasāṅkaṃ* じふ) 浴をなす時の衣なり。因三本、び宮本に雨浴衣と作るも巴利本に比すれば誤りなるを知る。

【四〇】 外來食 (*igantaṃ bhataṃ*) と云ふ。

【四一】 他行食 (*gāṇiṃ bhataṃ*) たり。

【四二】 病者食 (*gāṇiṃ bhataṃ*) たり。

【四三】 看病者食 (*gāṇiṃ bhataṃ*) たり。

【四四】 常恒粥 (*dhruvā gāṇiṃ bhataṃ*) たり。

【四五】 病者藥劑 (*gāṇiṃ bhataṃ*) たり。

見るや不やと、若し罪を見ると言へば僧應に約勅すべし、汝如法に悔過し後復た作ること莫れと。若し未だ摘せずと言はば應に約勅して摘せしむべし、若し約勅せざれば僧突吉羅を得、若し僧約勅して受けざれば是の比丘突吉羅を得。(八十六竟)

87 雨衣過量戒 (二二八)

一、(1) 佛舎衛國に在しき、爾の時毘舍佉鹿子母往いて佛所に詣り頭面禮足し却つて一面に坐せり、佛種種の因縁を以つて説法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默念したまへり、佛の説法し示教利喜し默然したまへるを知り已りて坐より起ち偏袒右肩し合掌して佛に白して言さく、世尊願はくは佛及び僧我が明日の請を受けたまへと、佛默然として之れを受けたまへり、佛の默然として受けたまへるを知り已りて頭面もて佛足を禮し右繞して去り自舎に還りて通夜種種多美の飲食を辨じたり。佛是の夜阿難と共に露地に遊行し佛星宿の相を見て阿難に語りて言まへり、若し今人の星宿の相を問知する者有らん、何時當に雨るべしと、彼れ必ず言はん、七歳にして當に雨るべしと。佛阿難に語りたまへり、初夜過ぎ已りて中夜に至る、是の星相滅し更に異相の出づる有り、若し爾の時人の相を問知する者有らん、何時當に雨るべきと、彼れ必ず言はん、七月を過ぎて當に雨るべしと、又阿難に語りたまへり、中夜已に過ぎ後夜に至る、是星相滅して更に異相の出づる有り、若し爾の時相を問知する者有らん、何時當に雨るべきと、彼れ必ず言はん七日にて當に雨るべしと。是の夜已に地了時を過ぎ東方に雲の出づる有り形圓椀の如く空中に遍滿せり、是の雲能く大雨を作し諸坑坎を満たさん。爾の時佛阿難に語りたまへり、諸比丘に語れ、是の椀雲の雨功德有り能く病を除く、若し諸比丘洗はんと欲すれば當に露地に立ちて洗へと。阿難教を受けて諸比丘に語れり、是の椀雲の雨功德有り能く病を除く若し諸比丘洗はんと欲する者は露地に立ちて洗ふことを聽すと、時に諸比丘隨意に露地に立ちて洗へり。爾の時毘舍佉鹿子母飲食を辨じ已り早起して座處を敷

【註】 Yasāhiṃsa Sikkhā (雨衣過量戒)。四分・西藏・五分八十九戒・巴利九十一・僧祇八十八戒。

過ぎて床脚を作り波逸提罪を得たり、今僧中に露露悔過し覆藏せずと、僧應に問ふべし、汝截るや未^なやと、若し已に截ると言はば問へ、汝罪を見るや不^なやと、若し罪を見ると言へば僧應に言ふべし、汝如法に悔過後復た作ること莫れと。若し未だ截らずと言はば僧應に約勅して截らしむべし。若し僧約勅せずして截らしむれば僧突吉羅を得、若し僧約勅して受けされば是の比丘突吉羅を得。(八十五事)

86 兜羅綿牀戒 (一二七。)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘草木の^{三三} 兜羅綿を以つて臥具に 貯^{三三}へたり、諸居士瞋りて喜ばず訶罵せり、沙門釋子は自ら善好有功徳と言ひ乃ち兜羅綿を以つて臥具に貯ふこと王の如く大臣の如しと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言さく實に作せり世尊と。佛種種の因縁もて訶責したまへり、云何んが比丘と名け兜羅綿を以つて臥具に貯ふるやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりはの戒應に是の如く説くべし。

若し比丘自ら兜羅綿を以つて臥具に貯へ若し人をして貯へしむれば波逸提なり。

二、「兜羅綿」とは柳華・白楊華・阿鳩羅華・波鳩羅華・鳩舍羅華・閻闍華・波波闍華・離摩華皆波逸提なり。「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘草木の兜羅綿を以つて臥具に貯ふれば波逸提なり、隨つて貯ふれば隨つて爾所の波逸提を得。若し比丘兜羅綿を以つて臥具に貯ふれば是の比丘應に摘して兜羅綿を破却し僧中に到りて白して言ふべし、我れ兜羅綿を以つて臥具に貯へ波逸提罪を得たり、發露悔過し覆藏せずと、僧應に問ふべし、汝摘却せりや未^なやと、若し已に却せりと言はば僧應に問ふべし、汝罪を

【三三】 tulonaddha s. (入綿戒) 四分八十五戒・巴利八十八・五分八十四・僧祇八十五。

【三三】 兜羅綿 (tulā)。兜羅即ち綿なり、梵漢を並舉したる語、草木の「と云ふは、草木より作りたる綿」の義なり、巴利律の註によれば綿に木綿 (ekā-khattā)・蔓綿 (akattā)・草綿 (po akattā) の三種ありとす。

今云ふ兜羅綿は綿の如き草木の花を總稱するなり。

【三四】 貯、綿を以つて臥具に貯ふとは臥具 (ヘッド) に綿を入れて作ることにして、巴利律には mātāman vā pīttham vā tulonaddham kavāpeyya (綿を入れたる臥床、又は褥を作れば) とす、梵本には tilāṣṭīṣṭhām śrayyāp avanubhad avanūbhāyēd vā pākayantika とす。

【三五】 阿鳩羅華等、已下詳ならず。

【二】破ヒしるべし、僧中に入りて唱言せよ、我れ骨牙齒角を用ひて針筒を作り波逸提罪を得たり、我れ今發露悔過はつろくわし覆藏せずと、僧應に問ふべし、汝針筒を破すや未いまやと、若し已に破すと言はば僧應に問ふべし、汝罪を見るや不いなと、若し罪を見ると言はば應に教へて言ふべし、汝今發露悔過す、後に復た作ること莫れと。若し未だ打破せざれば僧應に約勅して破せしむべし、若し僧約勅せざれば一切の僧突吉羅罪を得、若し僧約勅して受けざれば是の比丘突吉羅罪を得。(八十四事)

85 過量牀足戒 (一二七b)

一、佛く俱舍彌國しんみこくに在しき、爾の時長老闍那高廣せんたの好床を用ふ。佛阿難と遊行して闍那の房に到りたまへり、是の闍那遙かに佛の來りたまふを見坐より起ちて偏袒へんだん右肩みぎかたし合掌にて佛に白して言せり、世尊我が房舎に入りて床を看たまへと、佛即ち入りて是の床の高廣なるを見たまへり、見已りて阿難に語りたまへり、染汚ぜんご爛壞らんわいなり、云何んが是の癡人是の如き高廣の好床を用ふるやと、佛種種の因縁もて訶しはりて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與まはりに結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘床を作らんと欲する者は當に量に應じて作るべし、量とは足の高さ八指はちさしなり、椗こぎに入るを除く、是れを過ぎて作れば波逸提はいつだいなり。

- 二、床とことは二種あり、細椗繩こさいじやうじやうしやう床とこ、鹿椗繩かじやうじやうしやう床とこなり、鹿椗繩かじやうじやうしやう床とこに五種あり、阿珊蹄あさんてい脚あし・波郎劬脚はらうにふし・羝羊角脚じやうかく・尖脚せんかく・曲脚まがしやうなり、細椗繩こさいじやうじやうしやう床とこにも亦五種あり、阿珊蹄あさんてい脚あし・波郎劬脚はらうにふし・羝羊角脚じやうかく・尖脚せんかく・曲脚まがしやうなり、「高八指」とは佛言はく我が八指を用ひよ、第三分は椗こぎに入ると、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。
- 三、是の中犯とは若し比丘八指を過ぎて床脚を作れば波逸提なり、隨つて作れば隨つて爾所の波逸提を得。若し比丘八指を過ぎて床脚を作れば應に脚入を截きるべし、僧中に白して言へ、我れ八指を

【六】破 (Dhaddana, 'am) 分、巴利にはこの語は戒文に入る。

【七】Pinnasa (臥床戒)。四分八十四戒・巴利八十七・僧祇八十四戒。

【八】量者足高八指 (梵 *catvāro gūḥ gūḥ pṛthivā pādā kāṅkṣāvyaṅ*)。佛指に八指の高さに足は作らるべしの意。

【九】椗に入る (部分) (*Caṭṭhi-pāda* (m))。下部の臺に入る部分なり。

【一〇】床、梵、巴の原本共に、*maṅgaṇa va pīḥ* 中 *va* (臥床又は椅子)とす。

【一一】細椗繩床以下、註一〇の四五、六六參照。

律經に隨ふを除き餘經を説く時是の言を作さん、我れ今始めて是の法の戒經中に入るを知ると、突吉羅なり。(八十三竟る)

84 骨牙角針筒戒 (一二七a)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時舍衛城に治角師あり、達摩提那と名づく、富饒財寶にして種種成就せり、是の人佛及び僧の所須の物に隨ひ自恣に與ふるを請ぜり、謂はく衣鉤・禪鎖・衣釘・鉢支・針筒、是の如きを諸比丘衆多を數數往いて取り是の人作りて婦兒に供すること能はず空乏せり、餘居士瞋責し訶して言はく、沙門釋子量を知らず厭足するを知らず、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、是の達摩提那居士本富饒の財あり布施して量を知らざる故に與へ婦兒に供すること能はず空乏せりと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜はず佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて諸比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ時を知らず量を知らざるや、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、是の達摩提那居士本富饒の財あり、布施して量を知らざる故に與へ婦兒に供すること能はず空乏せりと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘骨・牙・齒・角にて針筒を作れば波逸提なり。

二、「骨」とは象骨・馬骨・蛇骨なり、「牙」とは象牙・馬牙・猪牙なり、「齒」とは象齒・馬齒・猪齒なり、

「角」とは羊角・牛角・水牛角・鹿角なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘骨にて針筒を作れば波逸提なり、若しは牙若しは齒若しは角にて隨つて作れば隨つて爾所の波逸提を得、若し比丘骨牙齒角を用ひて針筒を作れば是の比丘應に是の針筒を

【一七】 Bhoḡhana (針筒戒)。
四分・巴利五分・八十六戒・僧祇八十三戒。

【一八】 治角師、巴利に dāṇḍika (象牙師)とす。

【一九】 達摩提那 (Dhammaddāna)。

【二〇】 七、さじなり。

【二一】 骨 (atthi)。

【二二】 牙 (danta)。

【二三】 角 (visiṇṇa)。

るを知る。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ可悔の罪を犯し諸比丘憐愍し教へて悔過せしむるに便ち是の言を作すや、我れ今始めて是の事の戒經中に入り半月の次來りて説かるるを知れりと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひて言はく、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて闍那を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ可悔の過罪を犯し、諸比丘憐愍し教へ悔過せしむるに便ち是の言を作すや、我れ今始めて是の事の戒經中に入り半月の次來りて説かるるを知れりと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘説戒の時是の言を作さん、我れ今始めて是の事の戒經中に入り半月の次來るに隨ひて説かるるを知れりと、諸比丘は是の比丘の先きに曾て再三此の戒を説くを聞けることを知る、何に況んや復過ぐるをや、是の比丘知らざるを以つて脱を得ることあらず、所犯の事に隨ひて應に如法に悔過せしむべし、應に更に呵して折伏せしむべし、汝利き失無す是れ惡不善なり、説戒の時戒を尊重せず一心に聽かずと、是の事を以つての故に波提逸を得。

二、「波逸提」とは煮燒の覆障にして能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘四波羅夷を説く時是の言を作さん、今我始めて是の法の戒經中に入りて半月の次來るに隨ひて説かるるを知ると、波逸提を得、若し十三僧伽婆戶沙を説く時若しは二不定法を説くとき若しは三十尼薩耆波逸提を説く時若しは九十波逸提を説く時若しは四波羅提舍尼法を説く時若しは衆多の學法を説く時、若しは七止淨法を説く時及び律經に隨ひて説く時是の言を作さん、我れ今始めて是の法の戒經中に入り半月の次來るに隨ひて説かるるを知ると、波逸提を得。

【七】 薩半月次來所説、巴利に *anvaddhamasurā nī eṣṭi* *igocchati* (半月毎に説示さる)とす、即ち半月來る毎に布薩の時説示さるるなり。
【八】 以是事故、巴利及び四分には戒を尊重せず、一心に聽かざること即ち無知の故に (*asamīgā mahānāke*) とす、この意なり。

住し食分を迎へまたへり。爾の時巧匠僧の來至するを知り即ち輪宮を出して衆僧を圍遶せり、王僧の坐ししるを知りて自手に行水し自ら多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしめ即ち宮門を開けり、諸女皆出でて諸比丘に問訊せり、父母を問ふ者、姉妹兄弟(を問ふ)者及び佛を問訊する者有り。爾の時長老舍利弗上座と爲り諸比丘に語れり、我れ等今日王宮に在らずや當に共に一心すべしと、王僧の食し已れるを知り自ら溲水を行じ小坐床を取りて僧前に坐して說法を聽き諸夫人に語れり、供養を欲する所の者は今正に是の時なりと、夫人の僧伽梨を施す者、鬘多羅僧を施す者、安陀衛を施す者あり、鉢を施す者あり、澆水囊を施すものあり、針經囊を施す者あり。爾の時諸比丘皆滿手、滿鉢の物を得て相視て坐せり、王方便あり心に念ぜり、當に云何んして諸比丘をして宮中を經て過ごさんと、即ち輪宮をして先の來道を遮せしめ便に僧に白して言さく、大徳去るべしと、諸比丘言はく、佛我等の王宮中に入るを聽したまはずと、王の言はく、我れ今出するを教へ入るを教へずと。爾の時舍利弗呪願し已り及び僧座より起ちて去れり、還りて僧坊に到り是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是く説くべし。

若し比丘水澆頂の刹利王の夜未だ過ぎず未だ寶を藏せざるに若し門闕及び門闕處を過ぐれば一五急因縁を除き波逸提なり。

(2) 急因縁とは若しは王使を遣はして比丘を喚び若しは夫人王子是の如き等の有力の官屬の喚ぶは皆不犯なり。(八十二竟る)

83 恐擧先言戒 (一二六)

一、佛俱舍欄國に在しき、爾の時長老闍那比丘悔すべき罪有り、諸比丘憐愍慈心し安隱を求むる故に教へて悔過せしめんとせり、闍那言はく、我れ始めて是の事の戒經中に入り半月の次來りて説か

【一五】 除急因縁(梵 *anyatva* *lāhi rūpapatyāt*)。この戒文にこの語は巴利・四分・五分等になし、梵本にはあり。

【一六】 *mohana* n. (愚昧戒)。四分・巴利七十三戒・五分六十・僧祇九十二戒。

宮中に滿せり。居士有り。檀師羅居士と名づく、女あり是れ舍彌波提夫人の妹なり威徳と名づく、是の女千夫人中に於いて最上なり。諸臣王に白せり、新宮已に成り諸夫人已に滿つ、王自ら時を知りたまへと、即ち新宮に入り新女と共に相娛樂せり、王漸漸に因縁を推問して後摩隄提婆羅門自女の爲の故に是の惡事を作せるを知り即ち人を遣して婆羅門を喚び來り語りて言はく、汝我が國を出で去れ我れ婆羅門を殺すを意はずと、王即ち約勅して阿奴跋摩夫人を殺せり。時に諸新女王の親信する所と爲る故に便ち王に白して言さく、是の舍彌波提夫人等長夜に佛及び僧に親近供養せり、願はくは我等の佛及び僧を供養するを聽したまへと。王に王是の言を作せり、佛は諸比丘に王宮に入るを聽したまはずと、即の時諸女王をして憍慢心を起こさしめんと欲するが故に是の言を作せり、王は大威徳力勢あり、諸大事尙ほ能く辦す何に況んや此の事をや、願はくは王當に我等の供養の事を成じたまへと、諸女急白するが故に王をして憍慢心を發さしめ即便ち聽許せり。王諸女に問へり、汝等實に供養を作さんと欲するやと、答へて言はく作さんと欲すと、汝等力に隨ひて供養の具を辦ぜよと。諸女の僧伽梨を辦する者あり、鉢を辦する者あり、漉水囊杖、針縫囊を辦する有り、爾の時王巧匠を喚びて問ふて言はく、汝能く諸夫人をして宮中を出でずして佛及び僧を供養するを得しむるやと、答へて言はく得べしと、王言はく云何んかすと、答へて言はく當に行輪の宮殿を作るべしと、即ち勅して速かに作らしむ、作り已りて王に白せり、輪宮已に成る、王自ら時を知りたまへと。王即ち佛所に詣り頭面禮足し却つて一面に坐せり、佛種種の因縁を以つて説法し示教利喜したまへり。示教利喜され已りて坐より起ち偏袒右肩し合掌にし佛に白し言さく、願はくは佛及び僧我が明日の請を受けたまへと、佛默然として受けたまへり、王佛の受けたまへるを知り已りて頭面もて佛足を禮し右邊して去れり。是の夜勅して多美種種の飲食を辦じ晨朝座處を敷き使を遣はして佛に白せり、時到り食具已に辦じぬ、佛自ら時を知りたまへと、諸比丘往いて王宮に詣り佛は自房に

所は婦に對するに過ぎたる無し、若し舍彌婆提五百の夫人を死せしむれば乃ち當に女の恩に報すべし我れ何んが故に殺さざるや、今直ちに殺すべからず當に方便を作して火燒して之れを殺すべしと。

是の念を作し已りて使を遣して舍彌婆提夫人に語れり、汝は我が女の如く異なるところ無し、若し蘇油・薪草・材木・樹皮・松明を須ふれば人を遣して來り取れと、即ち典する所に勅せり、舍彌婆提夫人人を遣し來り蘇油・薪草を索むれば兩三倍を與へよと、教を受けて言はく爾せんと、女人性貪にして財物を集むるを意ぶ、得易きを以つての故に多く取りて積聚し官房舍の窓・向・欄・楯・諸樓閣の間及び床榻の下に滿ち、諸瓮器皆悉く盛滿せり。摩隄提婆羅門火具已に多きを知りて勅して宮門を閉ぢ火を放ちて之れを燒けり、即の時人民王宮中に火を失せるを聞き王の刀力・鞭杖力・瞋力を畏るるが故に多人俱集し門を破りて入らんと欲す、摩隄提婆羅門深惡心の故に是の念を作せり、若し人民門を破りて入らば或は能く火を滅して燒死せざらしめんと、是の念を作し已りて諸人民に語れり、汝等王心の妬なるを知らずや、若し諸人門を破りて入るを聞かば我が宮人に姦すとして必ず當に大瞋すべしと、諸人言はく今當に云何んすべきと、答へて言はく當に木椽を縛して墮入すべしと、是の如く木を集めて梯を作れり。舍彌婆提及び五百の女人皆已に燒せるを聞き人を遣して王に白せり、宮中火を失し舍彌婆提夫人等五百人火に燒かれて死せりと、王是の事を聞き心に憂惱を生じ是の言を作せり、是の如きの好福四人と今永く別離せりと。王愁憂の因縁を以つて迷悶し死せんと欲して即ち床より墮せり、諸臣水を以つて面に灑き即便ち醒むるを得たり、諸大臣言はく、王愁憂したまふ莫れ、更に當に宮殿を起し諸姦女を集めんと。爾の時王賊を破り已りて還りて城外に至りて住せり、我れ城に入らず乃至新宮殿（を作り）竟り滿五百の女人當に城に入りて住すべしと、王の鞭杖力・刀力・矜力・健瞋力を以つての故に宮殿速かに成り貴人の女、億財主居士の女五百人を得て

(2)「王」とは刹利種の水澆頂を受け王職を受けたる是れを名づけて王の刹利澆頂と名づく、若しは婆羅門若しは居士乃至女人をも是の澆頂王職を受ければ亦名づけて王の刹利澆頂と爲す、「夜未だ過ぎず」とは王未だ出でざる故に、夫人未だ入らずる故なり、「未だ寶を藏めず」とは未だ莊嚴具を藏せば未だ舉藏せざる故なり、門闥とは門中の相なり、闥處とは是の門中の地の闥を安んず可き處なり、「波逸提」とは煮障の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

(3)是の中犯とは王未だ出でず夫人未だ入らず未だ寶を藏せず、爾の時比丘王門に入れば波逸提なり、若し王出ずと雖も夫人未だ入らず未だ寶を藏せざるに爾の時比丘王門に入れば波逸提を得、若し王出で夫人入り未だ寶を藏せざるに比丘爾の時王門に入れば波逸提を得、若し王出で夫人已に入り已に寶物を藏し比丘爾の時王の内門に入るは不犯なり。

二、(1)佛俱舍彌國に在しき、爾の時優填王の千夫人五百人を一部となし、舍彌婆提を一部の首となし、阿奴跋摩を一部の首となす、是の中舍彌婆提所領の五百人は善好にして功德あり、阿奴跋摩所領の五百人は惡刑不善なり。爾の時優填王に小國の反叛あり王是の念を作せり、我れ當に誰を留めて後を鎮めて惡事無からしめ自ら往いて賊を破らんと、王是の念を作せり、摩隍提婆羅門利根にして威德あり是れ我が婦の父なり我れ當に留めて後を鎮め自ら往いて賊を破らん、我れ是の人に於いて惡事有ること無く後に憂悔無しと。王是の念を作し已りて即ち婆羅門をして城を鎮めしめ自ら往いて賊を破れり、時に諸城邑聚落に名聲に流布せり、王摩隍提婆羅門をして城を守らしむと、後日早起するに百千種の人婆羅門の門下に在り、讚歎を立つる者あり、吉を稱する者あり、合掌恭敬禮拜する者あり、象馬車乘牛羊駝驢を飼る者あり、金銀・琉璃・碎磔・瑪瑙を飼る者あり。摩隍提婆羅門是の念を作せり、我れの是の如き富貴勢力を得るは皆な是れ我が女の力の故なり、我れ當に何を以つて是の女に報ぜ、若し金銀琉璃碎磔瑪瑙を與ふれば宮中に少なからず、女人の怨嫉憂毒ある

【七】王未出(an'ekhamhara-jana)。王の寢室より未だ退出せざるなり。

【八】未藏寶(ambhakaraha-naka)。rathana(寶)は夫人の隱語なり、夫人が寢室より退出せざること、但し本律の註には文字通り寶具とす。

【九】門闥 門の闥(indakhi-ja)なり。

【10】優填王(Udenna 梵 Uda-yana) 俱舍彌國の王・日子・出愛と譯す。

【11】舍彌婆提(Samavah)。阿奴跋摩(Anupama)。

【12】阿奴跋摩(Anupama)。

【13】摩隍提(Māgandīya)。

見て笑ふが如きは此の比丘必ず惡業を起こせるなりと、是れを第一の過失と名づく。復次に王夫
 と共に宿し自ら憶念せず、是の夫人或は出でて外に住し行還して娠有り時に王比丘の入出するを見
 れば王是の念を作さん、是の夫人外に出で比丘數じゆん入出す、必ず共に惡業を起こせるなりと、是れ
 を第二の過失と名づく。復次に王家に五寶若しくは似五寶じごほうを失ひ王比丘の入出するを見れば是の中
 必ず當に惡業を起こせりとせん、是れ第三の過失なり。復次に祕密語にて事を論ぜんに或は内に鬼
 神有りて持して外に唱說せんに王是の念を作さん、此の密語を外人聞くを得る如きは是の比丘常に
 入出す、必ず是の比丘の傳ふる所なりと、是れを第四の過失とす。復次に王王子を殺さんと欲し或
 は時に王子王を殺さんと欲せんには是の中喜ばざる者あり比丘の作す所を謂ひ是の念を作さん、我れ
 寧ろ比丘と事を共にすること莫れと、是れ第五第六の過失なり。復次に王五小を遷して大となさんと
 欲し或は大を退けて小と爲さんと欲せんには是の中喜ばざるもの有り比丘の作す所と謂ひ是の念を作
 さん、我れ寧ろ比丘と事を共にすること莫れと、是れを第七、第八の過失と名づく。復次に王大い
 に幢幡どうばんを嚴駕げんかし鼓を鳴らし若しは象・馬・輦・輿に乘りて出でて人を遠道に驅せんには是の中比丘を愛せ
 ざる者あり比丘の王邊に在るを見て必ず是の比丘の作す所と謂ひ是の念を作さん、我れ寧ろ比丘と
 事を共にすること莫れと、是れを第九の過失と名づく。復次に王敵國を滅し敵國調伏の時死すべき
 者を勅して殺し又は殺す莫れと唱へんに是の中喜ばざる者ありて言はん、我れ寧ろ比丘と事を共に
 する莫れと、是れを第十の過失と名づく。

佛諸比丘に語りたまへり、諸王家には多く象兵・馬兵・車兵・歩兵あり是の家中白衣と相宣あきましく比
 丘の宜しき所に非ずと、種種の因縁もて王家に入るを呵責し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を
 以つての故に比丘の與たうに結戒せん今より是の戒應に是の如く説くべし。「若し比丘水澆頂すゐの刹利王
 家の夜未だ過ぎず未だ寶を藏せざるに若しは門闌もんらん及び閭處を過ぐれば波逸提なり」。

【五】 遷小爲大 巴利に *ni-*
cahi aniyant nocchane th-
peti (低き地位のものを高き地
 位に置く) と云ふ、これなり、
 次の退大爲小も同じ。

【九】 水澆頂刹利王 (*tiṅṅa kha-*
ttiya muddharastha) 註 1
 の八八、八九參照。

れは國中に於いて自在を得死罪無き者をも能く殺し死罪ある者をも能く放つと、須達居士言はく、大王知りたまはずや、我れ佛前に於いて法を聽けり、佛を恭敬するが故に起ちて王を迎へず、憍慢有ること無しと、王時に大いに羞ぢ小しく一面に退き諸大臣に問へり、此れは是れ何人が弊故衣を著し佛前に在りて坐し起ちて我れを迎へずと、諸大臣言はく、大王此れ須達居士と名く、是れ佛弟子にして、阿那含道を得、佛前に在りて坐し法を聽き佛を敬する故に起たざるなり、憍慢心なしと、王是の語を聞き願心小しく息み便ち是の念を作せり、佛の法は大力なり人をして心に大いに無畏力を得しむ、我れ今何んぞ諸夫人をして佛法を受學せしめ大心を得しめざらんと。時に王諸夫人に語り比丘に從ひて經法を受學せしむ、諸比丘教授を欲せずして是の言を作せり、佛未だ我等の諸夫人に法を教授するを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より比丘諸夫人に法を教授するを聽すと。

時に諸夫人各自ら經師を請ぜり、夫人の舍利弗を請ずる者あり目連を請ずる者あり阿那律を請ずる者有り、時に末利夫人は迦留陀夷を請じて師と爲せり。爾の時諸夫人次第に王に直宿せり、時に末利夫人下に珠網衣を著し上に麤貝衣を著し内身露現し王と共に宿する時の如し、即ち是の衣を著して出で中庭に在りて床上に坐せり。爾の時迦留陀夷地曉時に衣を著し鉢を持して王宮に入り門下に至りて立ちて彈指せり、末利夫人師の來るを見して便ち言はく師入りたまへと、即ち慚羞を生じ胡跪して坐し起つことを得ず、迦留陀夷見已りて亦羞ぢ還り出でて祇洹中に到り是の事を以つて諸比丘に向ひて説けり、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛諸比丘に語りたまへり、若し是の如き過失及び是れに過ぐる過失皆數王家に入るが故に由ると、佛言はく若し比丘王家に入れば十種の過失あり、何ん等か十なる、若し王夫人と共に坐せんに比丘來入し爾の時夫人比丘を見て或は笑ひ比丘夫人を見て或は笑へば爾の時王是の念を作さん、夫人比丘を見て笑ひ比丘夫人を

【四】阿那含道、註二の六二
参照。

卷の第十八 (三誦之五)

九十波逸提の十

82 突入王宮戒 (一二四〇)

一、(1)佛舎衛國に在しき、爾の時波斯匿王是の法を作せり、若し佛祇洹ぎこんに在せば我れ當に日日自ら往いて見え奉らんと、爾の時波斯匿王佛の祇洹に在すを聞き即ち人民に勅せり、祇洹を掃除し皆淨潔ならしめよ我れ佛に見えんと欲すと、勅を受けて掃灑し衆人を除却せり、唯一人の故弊衣を著し佛前に在り坐して法を聽けるを除く、佛を恭敬する故に敢へて驅去せざるなり。使者王に白せり、我れ已に祇洹を掃除し淨潔にせり、唯一人の弊故衣を著し佛に近づきて坐し法を聽ける有り、我等佛を恭敬するが故に敢へて驅却せずと、王言はく一人の弊故衣を著し佛前に在りて坐せる當に何んの能くする所ぞと、即ち御者に勅せり、乘を駕し車を調せよ我れ佛に見えんと欲すと、即ち車を嚴駕往いて王に白して言さく、已に善車を嚴駕せり、王自ら時を知りたまへと、王即ち車に上り舎衛城を出で往いて祇洹に詣り下乘處に至りて歩して祇洹に入れり。爾の時大衆遙かに王の來るを見皆な立ちて王を迎ふ、一り須達居士あり佛の邊にて法を聽き佛を恭敬するが故に起ちて王を迎へず、王即ち瞋りて言はく、此れは是れ何人ぞ、弊故衣を著し佛前に在りて坐し我れを見て起たざる、我れは是れ 澆頂きびやうとうの大王、我が境界中に自在を得、死罪無き者をも能く殺し死罪有る者をも能く放つと、佛を敬するを以つて瞋りて口に出さず直ちに佛所に詣り頭面禮足し却つて一面に坐せり。佛種種に説法し示教利喜したまふも王の心に入らず、是の人を瞋る故なり、諸佛の常法として一心ならざる人に説法を爲さず、佛即ち王に問ひたまへり、何の故に二心を以つて法を聽くやと、王言はく、世尊此れは是れ何の小人ぞ、弊故衣を著し佛前に在りて坐し我れの來るを見て起立して迎へず、我

【一】 P. Vinaya (王宮戒) 四分八十一戒・巴利八十三・五分六十五戒。

【二】 須達 (Sudatta)。善施と譯す。

【三】 澆頂、灌頂くわんじやうと同じ、註一の八九參照。

り。若し比丘所住處に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より還りて所住處に至り即ち先きの白を以つて復聚落に入れば波逸提なり。又比丘所住處に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より阿練兒處に至り即ち先きの白を以つて復聚落に入れば波逸提なり。又比丘所住處に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より聚落僧坊に入り即ち先きの白を以つて復聚落に入れば波逸提なり。若し比丘檀越家の爲に比丘僧の宿せんことを請ふ、是の比丘諸比丘に白さず出で、檀越舍の界に至れば經過する所の大巷小巷に隨ひ隨つて爾所の突吉羅を得、他家に至るに隨ひ隨つて爾所の波逸提を得。
(八十一竟る)

【七】檀越舍界、註五の三一、三三參照。

坐床を敷き水を辨じ比丘僧を集めて往いて佛に白して言さく、世尊我れ已に坐を敷き水を辨じ比丘僧を集む、一比丘跋難陀釋子を除く、佛自ら時を知りたまへと。爾の時跋難陀日暮に至りて乃ち來る、阿難第二に復佛所に到り白して言さく、世尊我れ已に座を敷き水を辨じ比丘僧を集めぬ、佛自ら時を知りたまへと、爾の時世尊脚を洗ひ已り便ち阿難の敷く所の床上に坐し諸比丘に語りたまへり。跋難陀癡人、今日兩時に僧を惱ませり、中前には飲食の因縁を以つてし中後には集僧の因縁を以つてすと、佛種種の因縁もて訶責し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

六九 若し比丘他の僧を請ずるを許し中前中後に行いて餘家に到れば波逸提なり。

二、「僧を請ずるを許す」とは檀越の爲めに衆僧の來るを請ずるを許すなり、「中前」とは地了より日中に至る、「中後」とは日中を過ぎ地未了に至るなり、「諸家に行く」とは白衣の舍を名づけて家と爲す、「行く」とは白衣と同心にて入出するなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘阿練兒處あれんじよに在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より阿練兒處に還り即ち先きの白を以つて復聚落に至れば波逸提なり、又比丘阿練兒處に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より聚落僧坊に入り即ち先きの白を以つて復聚落に至れば波逸提なり、又比丘阿練兒處に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より所住處に入り、即ち先きの白を以つて復聚落に入れば波逸提なり。若し比丘聚落僧坊に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より還りて聚落僧坊に入り即ち先きの白を以つて復聚落に至れば波逸提なり。又比丘聚落僧坊に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より所住處に至り即ち先きの白を以つて復聚落に入れば波逸提なり。又比丘聚落僧坊に在り餘の比丘に白して聚落に入り聚落より阿練兒處に至り即ち先きの白を以つて復聚落に入れば波逸提なり。

【六九】この戒、梵本とは一致するも巴利・四分・五分とは稍異なる。巴利には、食の請を受けながら同席の比丘に白せずして食前食後に餘家に至れば因縁を除きパーチツテイヤなり、因縁とは施衣時、作衣時なりして五分・四分・五分一致す、今の文に云ふ他とは一檀越家の意なり。本律の戒文に同席の者に白せずして行けばと云ふ語がないが、次の註釋によれば他律と同じくこの意味は含まれて居るものと見るべし。

【七〇】許請僧 梵本に脱落す、巴利には *namutto subhato bhūnaṃ*(食の請を受けながら)とす。

【七一】行諸家 (*ānāsu carita-ṭṭa āraṇṇā*)。

默然として請を受けたまへり、居士佛の默然として受けたまへるを知り已りて座より起ち頭面もて佛の足を禮し右繞して去り自舎に還りて通夜種種多美の飲食を辦ぜり。跋難陀常に多家に出入せり、晨朝衣を著し鉢を持し諸家に入る、時に僧坊中人有りて時到れるを唱ふるもの無く亦鞞槌を打つ者無し、佛阿難告げたまへり、時到れり汝自ら之れを知れと、阿難即ち時到れるを唱へ鞞槌を打たしめたり。佛及び僧是の居士の舎に入るに人有りて佛を迎へ禮敬を作し坐處を敷く者なし、時に佛阿難に語りたまへり、今時なり作すべき所の者を便ち作せと、阿難即ち主人を約敕して坐處を敷かしむ、即ち坐處を敷き佛及び僧坐し已れり。佛阿難に語りたまへり、次第に作すべき所の事汝自ら當に知るべしと、阿難即ち時に居士に語りて言はく、佛及び僧坐すこと久し、食具已に辦すれば何んぞ食を下さざるやと、居士言はく小らく住したまへ、跋難陀釋子の來るを待つと、佛小らく默然したまひ第二に復阿難に語りたまへり、次第に作すべき所の事汝自ら當に知るべしと、阿難第二に復居士に語り、食具已に辦せば佛及び僧に與ふべしと、居士言はく小らく住したまへ、跋難陀釋子の來るを待つと、佛復默然し第三に復阿難に語りたまへり、今時なり次第に作すべき所の事汝自ら當に知るべしと、阿難第三に復居士に語り、佛及び僧坐すこと久し、食具已に辦すれば佛及び僧に與ふべしと、居士復言はく是の會は跋難陀釋子に因る跋難陀釋子若し來らば當に與ふべし若し來らざれば或ひは與へ或ひは與へず若し食を須ふる者は當に住して跋難陀を待つべしと。時に跋難陀日時過ぎんと欲して方に來れり、居士即ち自手に行水し自ら多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしめ已る、跋難陀先きに疾く食し竟り即ち起ちて餘家に入れり。爾の時居士多美の飲食を以つて自恣に佛及び僧に與へ竟り自ら行水し佛の手を洗ひ鉢を攝めたまへるを知り小床を取りて佛前に座し說法を聽く、佛種種の因縁を以つて說法し示教利喜し已り佛及び僧座より起ちて去れり。佛食後阿難に語りたまへり、我が爲に坐床を敷き水を辦じ比丘僧を集め竟りて我れに語れと、阿難教へを受け即ち

を起し供養せり。波斯匿王長老迦留陀夷某波羅門の家に死するを聞き即ち七世を滅し左右十家皆財物を奪ひ五百の賊を捕取して悉く手足を截り祇桓の壘中に著けり。諸比丘城に入りて乞食し是の事を聞き已りて佛に白せり、佛言はく是の如きの過罪及び餘の過罪皆非時に聚落に入るに由ると、佛言はく、若し迦留陀夷非時に聚落に入らざれば是の婆羅門の家に於いて人の爲に殺されずと。佛種の因縁もて非時に聚落に入るを訶責し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。「若し比丘非時に聚落に入れば波逸提なり」。

「非時」とは日中を過ぎて後地末了に至る、是の中間を名づけて非時と爲す、「聚落」とは白衣の舍なり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

是の中犯とは若し比丘非時に聚落に入れば波逸提なり、隨つて入る所、隨つて一一波逸提なり。

二、(1)爾の時病比丘の爲に白衣の舍より羹飯・飲食・粥を索めんと欲し去くことを得ざる故に看病比丘苦惱し病は増長せり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし、「若し比丘非時に聚落に入り餘比丘に白せざれば波逸提なり」。

(2)「餘比丘」とは謂はく眼の見る所のものなり。

(3)是の中犯とは若し比丘阿練兒處に在り餘比丘に白して聚落に入り聚落より還りて阿練兒處に到り即ち先の白を以つて復た聚落に至れば波逸提なり、又比丘阿練兒處に在り餘比丘に白して聚落に入り聚落より聚落僧坊に入り即ち先の白を以つて復た聚落に至れば波逸提なり、又比丘阿練兒處に在り餘比丘に白して聚落に入り聚落より所住の處に入り即ち先の白を以つて復た聚落に入れば波逸提なり、若し比丘聚落僧坊に在り餘比丘に白して聚落に入り聚落より還りて聚落僧坊に入り即ち先

【六】非時(अधिशुभ्रम्)。日中後未明迄の間なり。

【六】餘比丘に白せず(अनित्थं) Bikkhūnaṃ a. āhuvocha) くに居る比丘に告げずしての意なり。

は無し、若し是の事を以つて我が夫に語らば我れ當に大苦惱を受くべしと。是の念を作し已りて賊に語りて言はく、汝、沙門種種の因縁もて姪欲を訶責し離欲を讚歎し破戒を訶責し持戒を讚歎せるを聞けるや、是の比丘必ず當に我等二人の共に惡事を作すを見たるべし、我が夫の更に同心愛念するもの是の沙門の如きは無し、若し是の事を以つて我が夫に語らば我等當に大苦惱を受くべしと、賊主言はく今當に云何んすべきと、答へて言はく當に除滅し去るべしと、賊主言はく、此れ大威徳力あり淨飯王師の婆羅門の子にして常に波斯匿王の所に入出し末利夫人の師なり、云何んが殺す可きと、答へて言はく我れ能く因縁を作して必ず殺す可からしめんと。是の女人中後に伴りて地に病臥し人を遣して往いて迦留陀夷を喚びて言はく、來りて我が病を看よと、迦留陀夷中後に衣を著け往いて看る、即ち坐處を與へ共に相問訊し迦留陀夷座に就き種種の因縁もて爲に說法し示教利喜し已りて起ち去らんと欲す、婦言はく善人去ること莫れと、爾所の時に隨ひて我が爲に說法せよ我れ漸く小しく差へ苦滅を受け樂生を受くと、迦留陀夷是の語を聞き已りて復た爲に種種の法を説き示教利喜し已りて去らんと欲す、又言はく善人去ること莫れ、爾所の時に隨ひて我が爲に法を説け、我れ便ち差を得苦滅を受け樂生を受くと、迦留陀夷復た爲に更に種種の法を説き示教利喜して乃ち日没に至れり、闇時迦留陀夷起ちて糞聚の所に到り賊主利刀を以つて頭を斷ち糞中に埋著せり。

是の時説戒の日祇桓中に籌を行するに一籌を長す、共に相謂つて言はく誰か來らざる者ぞと、比坐皆言はく迦留陀夷來らずと、誰か欲を受くと、答へて言はく有る無しと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝布薩説戒を作せ、迦留陀夷已に淫繫に入れり、少なきこと一身にて五百世に満たざる世共伴し今則ち別離すと、佛夜を過ぎ已りて晨朝衣を著し衆僧に圍繞恭敬されて舍衛城に入り糞聚所に到りたまへり、佛の神力の故に死屍踊出して虚空中に在り諸比丘取りて床上に著き持して城を出で諸比丘及び弟子大徳の供具を以つて身を燒塔

【三】 受欲、註十五の一〇參照。

【四】 少一身不滿五百世共伴、五百世に満たざること一身の間即ち四百九十九世共伴せりとの意なり。

益すること大徳迦留陀夷に如く者無し、何を以つての故に、我等大徳迦留陀夷に因るが故に二十身見を破し三惡道を斷じ無量の苦惱を有量ならしめ正定に入りて四諦を見るなり、汝の好く我等を供養するが如く若し我等の死せる後は當に是の如く大徳迦留陀夷を供養すべしと、兒答へて言はく爾すべしと。

(3) 世法の無常なること偈に説く所の如し、

常なる者皆盡き 高き者亦墮つ 合會すれば離有り 生者には死あり

と、是の兒の父母死し已りて孝を作し服を除きて洗洗し竟り往いて迦留陀夷の所に詣り頭面禮足し一面に坐し白して言さく、我れ大徳迦留陀夷を視ること父母の如く異なる無し、若し所須の衣服飲食臥具湯藥種種の生活の具あれば自恣に我が請を受け當に隨意に取ること我が父母より取る如くすべしと、答へて言はく爾せんと。爾の時迦留陀夷所須の衣服飲食臥具湯藥を彼の家より取れり、爾の時五百の賊あり惡事を作し竟りて舍衛城に入る、賊主年少にして端正なり、婆羅門の兒の婦機上より遙かに見て心に染著を生じ便ち婢を喚んで其の人に語らしむ、汝來り入りて共に相娛樂せんと、是の婢即ち往いて語りて言はく、某婆羅門の婦汝を喚ぶ、來り入りて共に相娛樂せんと、賊主即ち入る、一時迦留陀夷晨朝衣を着し鉢を持して是の婆羅門の舍に入る、婦爲に座を敷けり、坐し已りて共に相問訊し一面に在つて坐せり、婆羅門の兒婦疾く爲に飲食を辦じ自手に行水し自ら多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしめ竟り行水して手を洗ひ小床を取りて坐し法を聽けり。爾の時迦留陀夷爲に種種の因縁もて姪欲を訶責し姪欲を離るるを讚歎し、種種の因縁もて破戒を訶責し持戒を讚歎せり、是の如く法を説き已りて坐より起ちて去れり。時に婦是の念を作せり、是の比丘種種の因縁もて姪欲を訶責し離欲を讚歎し、破戒を訶責し持戒を讚歎せり、是の比丘必ず當に我が二人共に惡事を作すを見たるべし、是の故に是の語を作すなり、我が夫の更に同心愛念するもの是の沙門の如き

【六三】作孝、兒の葬祭を作すこと。

陀夷來り種種の神力を現はす、我れ是の餅を持して祇桓の僧に與へたり、阿闍梨迦留陀夷我が爲に說法し我れ五九しだ須陀洹道を得たり、汝今往くべし亦當に汝の爲に說法すべしと。

是の婆羅門前世に曾て佛を供養し善根を種き正見利根に近づく、本因縁強く今世に道を得るに堪任せり、諸善根力牽く故に便ち往いて長老迦留陀夷の所に詣り頭面禮足し前に在りて坐せり、迦留陀夷即ち隨順して本因縁を觀じ爲に種種の妙法を説き、即ち座上に於いて遠塵離垢し法眼淨を得たり、是の婆羅門法を聞き法を知り法を見法に入り疑悔を度し他に隨はずして佛法中に於いて自在を得心に畏るる所無し、座より起ちて頭面もて長老迦留陀夷の足を禮して言はく、我れ今日より佛に歸依し法に歸依し僧に歸依す、我れ盡形壽佛の優婆塞と作るを知りたまへと、迦留陀夷復た婆羅門の爲に種種の法を説き示教利喜せり、示教利喜し已りて默然せり、婆羅門法を聞き示教利喜せられ已りて座より起ちて頭面禮足し右繞して去り還りて自舍に到り婦に語りて言はく、我等善知識の我等を大利益する阿闍梨迦留陀夷の如き者有るなし、何を以つての故に、我等阿闍梨迦留陀夷に因つての故に、二十身見を破り、三惡道を斷ち無量の苦惱を有量と作さしめ正定に入り四諦を見るなり大德迦留陀夷の所須の衣被・飲食・臥具・湯藥・種種の生活の具は我等當に與ふべしと、婦言はく便ち往いて自恣請せんと。婆羅門即時に往いて祇桓に詣り迦留陀夷の所に到りて頭面禮足し前に在りて坐せり、坐し已りて迦留陀夷に語り、大德知るや不や、我等善知識の我等を大利益すること大德の如きは有るなし、何を以つての故に、我等大德迦留陀夷に因るが故に二十身見を破し三惡道を斷じ無量の苦惱を有量と作さしめ正定に入り四諦を見るなり、大德若し所須の衣服飲食臥具湯藥種種の生活の具あれば自恣に我が請を受け當に隨意に取るべしと、答へて言はく爾すべしと。是の迦留陀夷所須の衣食臥具湯藥あれば彼れに往いて之れを取れり、是の婆羅門に一兒あり婆羅門の法を學び婆羅門の女を婦とす、父母兒に語りて言はく、汝知るや不や、我等更に好知識の我等を大利

【五七】須陀洹、註二の六二參照。

【六〇】二十身見、二十種の身見・身見 (āśeyā, āśeyā) とは五見の一にして有身見とも云ひ身に於いて實我ありとする妄見なり。
【六一】三惡道、地獄・餓鬼・畜生なり。

羅門の婦見已りて喚問牽挽するに動かず、婦即ち驚怖して是の念を作せり、是の沙門大惡にして乃ち爾る、此れは常に波斯匿王の所に入出し末利夫人の師なり、若し其婆羅門家に死すと聞かば我れ等大衰惱を得ん、若し活きば我れ一餅を與へんと。迦留陀夷即ち滅受想定を出で身を動かし便ち起きぬ、婦即ち餅を見るに先きに煎する所のもの皆好し、意に惜んで與へず當に更に之れを煎すべしと、即ち煎すれば轉た勝る、復た以つて與へず食邊を刮り殘麵を取りて煎するに復た前に勝る、復た是の念を作せり此等皆好し當に先の者を以つて之れに與へんと、適に一餅を擧ぐるに餘皆相苦く、迦留陀夷言はく姉よ心に我れに與へんと欲するに隨ひ幾許かを便ち取れと、即ち四餅を擧げて持して迦留陀夷に與ふ、迦留陀夷受けずして言はく、我れ是の餅を須ひず、若し汝施さんと欲すれば以つて僧に與ふべしと、是の婆羅門の婦先世に曾て佛を供養し善根を種き正見利根に近づく、本因縁強く今世に道を得るに堪任す、諸善根牽くが故に便ち是の念を作せり、是の比丘は實に餅を食らず但だ我れを欺むが故に來ると、即ち是の念を作せり、我れ所有の餅を盡く當に僧に與ふべしと、語りて言はく善人我れ盡く筐の餅を持して僧に施さんと、答へて言はく意に隨へと、即ち餅筐を持して祇桓中に詣り毘拈を打ちて比丘僧を集め僧に餅を與へ竟り迦留陀夷の前に在りて坐して説法を聽けり、爾の時迦留陀夷即ち隨順して本因縁を觀じ爲に妙法を説き即ち座上に於いて遠塵離垢し諸法中に於いて法眼淨を得たり。是の女人法を聞き法を見法に入り疑悔を度して他に隨はず佛法中に於いて自在を得心に畏るる所無し、坐より起ちて頭面もて迦留陀夷の足を禮して言はく、我れ今日より佛に歸依し法に歸依し僧に歸依す、我れ盡形壽佛の優婆夷と作ることを知りたまへと、時に迦留陀夷復た爲に説法し示教利喜せり、示教利喜し已りて默然せり、是の女人法を聞き示教利喜せられ已りて頭面も長老迦留陀夷の足を禮し右繞して去り還りて自舍に到れり。時に夫後に於いて來り還れり、婦夫に語りて言はく、汝去りて後我れ門を閉ちて煎餅を作せり、時に阿闍梨迦留

【五八】遠塵離垢云云、註十六の二二参照。

落に入り中前に出で食後自の住處に還り皆同じく和合し默然として隱住すること鳥母の中時に自ら巢中に伏住し子をして煖めしむるが如し、是の沙門釋子は自ら言はく善好有徳なりと、而も今中前に聚落に入り中後に出で、中後に聚落に入りて中後に出で入出の時節を知らずと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、云何んが比丘と名づけ中前に聚落に入り中後に出で中後に聚落に入り中後に出で出入の時節を知らざるやと、佛爾の時但だ訶責して未だ結戒したまはざりき。

(2) 又佛舍衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷阿羅漢道を得心中に是の念を作せり、我れ先きに六群比丘中に在りて舍衛國に於いて諸家を汚辱せり、我れ今當に還つて此の諸家を清淨ならしむべしと、是の念を作し已りて舍衛國に入り九百九十九家を俱度せり、若し夫道を得るも婦得が若しは婦道を得るも夫得ざるは則ち數を説かず、但だ夫婦俱に道を得るを數ふるのみなり。爾の時舍衛城に一婆羅門家あり、應に聲聞を以つて得度すべし、迦留陀夷是の念を作せり、我れ復た能く是の家を度すれば舍衛城中に於いて滿千家を俱度すと、是の念を作し已りて夜を過ごし晨朝衣を著け鉢を持って舍衛城に入りて乞食し遊行して是の婆羅門の舍に到れり、爾の時婆羅門小因縁有りて在らず、是の婆羅門の婦門を閉ぢて煎餅を作れり、迦留陀夷即ち禪定に入り門外に没して庭前に在りて現はれ禪定より起ちて彈指せり、婦即ち廻顧し即ち見る、便ち門の猶閉ぢるを看て是の念を作せり、此の沙門何處より入る、此れ必ず餅を食する故に来るなり、我れ終に與へず、若し眼を脱せしむるも我れ亦與へずと、即ち神力を以つて兩眼を脱出せしむ、見已つて復た念ぜり、眼を出して椀の如くすとも我れ亦與へずと、即ち神力を以つて眼を變じて椀の如くせり、見已つて復た念ぜり、我が前に倒立するも亦與ふること能はずと、即ち神力を以つて前に於いて倒立せり、復た念ぜり若し死するとも我れ亦與へずと、復た神力を以つて

五七のめしむるやう
減受想定に入り

【七】減受想定、減盡定の異名。註二の四五参照。

説くべし。

若し比丘五五 酒を飲めば波逸提はいつていなり。

二、「酒」とは二種あり、穀酒木酒なり、穀酒とは食を用ひ麴を用ひ米を用ひ或は根・莖・華・葉・果を用ひ〔種〕種子を用ひ諸藥草を用ひ雜へて作る酒にして酒色酒香酒味あり飲めば能く人を酔はすものは穀酒と名づく、木酒とは食を用ひす麴米を用ひす但だ諸種子諸藥を用ひて和合して作れる酒にして酒子を用ひて作る酒にして酒色酒香酒味あり飲めば能く人を酔はすものは木酒と名づく、復た木酒あり、食を用ひす麴米、根莖葉華果を用ひす但だ諸種子諸藥を用ひて和合して作れる酒にして酒色酒香酒味あり飲めば能く人を酔はす是れに名づく、木酒及び前の穀酒を皆名づけて酒と爲す、若し比丘取りて嘗め咽のむも亦名づけて飲となす、是れを「酒を飲めば波逸提なり」と謂ふ、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙すと。

三、是の中犯とは若し比丘穀酒を飲めば隨ひて咽咽波逸提えんえんなり、若し比丘木酒を飲めば隨ひて咽咽波逸提なり、若し比丘酢酒さくしゆを飲めば隨ひて咽咽波逸提なり、若し甜酒てんしゆを飲めば隨ひて咽咽波逸提なり、若し麴を噉くはひて能く酔へば隨ひて咽咽波逸提なり、若し酒糟しゆそうを噉へば隨ひて咽咽波逸提なり、若し酒澱しゆだんを飲めば隨ひて咽咽波逸提なり、若し酒色酒香酒味に似能く人を酔はしむるものを飲めば隨ひて咽咽波逸提なり、若し酒色酒香酒味なる、若しは酒色酒味なる、若しは酒香酒味なる、若しは酒香酒味なるを飲めば隨ひて咽咽波逸提なり。不犯とは若しは但だ酒色を作し酒香無く酒味無く能く人を酔はしめざるを飲むは不犯なり。(七十九竟)

80 非時入聚落戒 (一一一〇)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘中前に聚落に入り中後に出で、中後に聚落に入り中後に出で聚落に出入する時節を知らず、諸外道出家の人嫉心し訶責して言はく、餘の出家の人は中前に聚

【五三】 飲酒 (sur merayaṅgaṇa)。

【五四】 穀酒 (auri)。

【五五】 木酒 (māṅgalya)。

【五六】 Pāṭhaḅḅaṅgaṇa 四分・五分八十三戒・巴利八十五戒。

ならしめ諸人鳥獸龍の所に到るを得、秋穀の熟する時復た破傷せずと、長老莎伽陀の名聲流布に因るが故に諸人僧の爲に前食後食を供養せり。是の中一貧窮の女人あり、信敬して獨り長老莎伽陀を請ぜり、莎伽陀黙然として受く、受け已りて是の女人爲に多酥乳の糜を辦ぜるを受けて之れを食せり、女人思惟せり、是の沙門是の多酥乳の糜を噉ぜり或は當に冷發すべしと、便ち水色水香水味に似たる酒を取り持して是を與へたり、莎伽陀看すして即ち飲み飲み已りて爲に說法し便ち去り寺中に還向せり、爾所の時間に酒勢便ち發し寺門の邊に近づきて地に倒れたり、僧伽梨・鬱多羅僧・安陀衛・水囊・鉢・杖・油囊・革屣・針線囊各々一處に在り身は一處に在りて酔ひて覺する所無し。

爾の時佛阿難と遊行して是の處に到りたまへり、佛是の比丘を見知つて故らに阿難に問ひたまへり、此れは是れ何人ぞと、答へて言はく世尊此れは是れ長老莎伽陀なりと、佛即ち阿難に語りたまへり、是の處に我が爲に坐床を敷き水を辦じ比丘僧を集めよと、阿難教を受けて即ち坐床を敷き水を辦じ比丘僧を集め已り往いて世尊に言せり、世尊我れ已に坐床を敷き、水を辦じ比丘僧を集めたり、佛自ら時を知りたまへと。佛即ち足を洗ひ阿難の敷く所の床上に坐し諸比丘に問ひたまへり、汝等曾て見曾て聞けりや、龍あり菴婆羅提他と名く、兇暴惡害にして先きに人の其の住處に到ること有る無く象馬牛羊騾驢駝の能く近づく者無く乃至諸鳥取へて上を過ぐる無く秋穀の熟する時諸穀を破壊せり、善男子莎伽陀能く折伏して善ならしめ諸人鳥獸泉上に到るを得るをと。是の時衆中に見る者は見たりと言ひ聞く者は聞けりと言ふあり、佛諸比丘に語りたまへり、汝が意に於いて云何、此の善男子莎伽陀今蝦蟇を拆伏し能ふや不やと、答へて言さく能はず世尊と、佛言はく是の如き過罪若しくは是れに過ぐる罪皆飲酒に由るが故なり、今より若し我れは是れ佛弟子なりと言ふ者は飲酒するを得ず、乃ち小草頭の一滴に至るまでも亦飲むを得ずと、佛種種の因縁もて飲酒を訶責し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く

婆、旃檀とも寫し、金色華と譯す、樹高大にして花は黄色、香氣ありタチナシに似たりと。

【五】婆師華（*Parishara*）。婆利師迦の略、雨時花、夏生花と云ふ、雨時に生ずる故なり。

【五】阿提木多伽華（*Atimudgaha*）。善思花、龍涎華、云ひ華赤く葉青く油となすに堪ゆと。

を得ず、秋穀の熟する時諸穀を破滅す。長老 莎伽陀支提國に遊行し漸く跋陀羅婆提邑に到り、是の夜を過ぎ已りて晨朝衣を著け鉢を持して村に入り乞食せり、乞食の時此の邑に惡龍あり、菴婆羅提他と名づけ、凶暴惡害にして人民鳥獸其の住處に到り得ず秋穀の熟する時は諸穀を破滅すと聞けり、聞き已りて乞食竟り菴婆羅提他龍の住處に到り泉邊の樹下に坐具を敷きて大坐せり。龍袈裟衣の氣を聞き即ち瞋恚を起こし身より烟を出せり、長老莎伽陀即ち三昧に入り神通力を以つて身より亦烟を出す、龍倍々瞋恚し身上に火を出す、莎伽陀比丘復 火光三昧に入り身より亦火を出せり、龍復雨雹(をふらす)、莎伽陀比丘即ち雨雹を變じて 釋俱利餅・餠餅・波波羅餅を作す、龍復た大霹靂を放つ、長老莎伽陀即ち霹靂を變じて種種の 歡喜丸と作せり、龍復箭・刀・稍を雨らす、莎伽陀即ち變じて 優鉢羅華・波明摩華・俱牟陀華・分陀利華と作す、時に龍復毒蛇・蜈蚣・土魃・蝮蛇を雨らす、莎伽陀即ち變じて 優鉢羅華瓔珞・瞻蔔華瓔珞・婆師華瓔珞・阿提目多伽華瓔珞と作せり。

是の如く等龍所有の勢力を盡く現じ長老莎伽陀に向ひて是の如き威徳を現じ已りて勝つこと能はざる故に即ち威力光明を失へり、莎伽陀龍の力勢已に盡き復た動くこと能はざるを知り即ち變じて細身を作し龍の兩耳より入り兩眼より出づ、兩眼より出で已りて兩鼻より入り口中より出で龍の頭上に在り、往來經行して龍身を傷けず。爾の時龍是の如きを見已りて心に即ち大いに驚怖し畏れて毛豎ち合掌して長老莎伽陀に向ひて言はく、我れ汝に歸依すと、莎伽陀答へて言はく、汝我れに歸依すること莫れ、當に我が歸依する所に歸依すべしと、龍言はく、我れ今より佛に歸依し法に歸依し僧に歸依す、當に知るべし我れ盡形壽佛の優婆塞と作るべしと、是の龍三自歸を受けて佛弟子と作り已り更に復是の如きの凶惡事を作さず、諸人鳥獸皆其の所住の處に到るを得、秋穀の熟する時復た傷破せず、是の如くの名聲諸國に流布せり、皆言はく、長老莎伽陀能く惡龍を降し折伏して善

【一五】 莎伽陀 (Sagata)。

【一六】 火光三昧 (kejohatan)。

【一七】 釋俱利餅、翻梵語 (一〇) に、胡麻餅と譯す。

【一八】 波波羅餅、同上に享越と譯す、享は祭りにきよげるなり。越は餅と同じか。

【一九】 歡喜丸 (梵 Mubhicitā)。歡喜團とも云ひ餅菓子的一種にして種種の味を和合して作る、歡喜天に相應する故にこの天の供物には必ず供ふ。

【二〇】 優鉢羅華 (Uppala)。青蓮華、別は赤白色のものもあり。

【二一】 波頭摩華 (Paduma)。赤蓮華とす、白色のものもあり。

【二二】 俱牟陀華 (Kumudā)。普通に黃蓮華とす、赤、青のものもあり。

【二三】 分陀利華 (Pundarikā)。白蓮華なり。

【二四】 土魃、蛇の一種。

【二五】 蝮蛇 (げぢ) 虫なり。

【二六】 瞻蔔華 (Campaka)。占

姪の故に波羅夷なり、不恭敬の故に突吉羅なり、汝他物偷奪すること莫れ、人命を奪ふこと莫れ、女身に觸るゝこと莫れ、草木を殺すこと莫れ、過中食すること莫れ、飲酒すること莫れ、汝此の房より出でよ、床榻・被褥・獨坐床より起ち去れ、此の鉢・鈎鉢多羅・半鈎鉢多羅・躡鉢・半躡鉢・剃刀・鐸・小刀を捉ること莫れと、答へて言はく當に作さざるべしと、而も實に作せば作の故に隨つて罪を得、不恭敬の故に突吉羅なり。若し比丘僧不恭敬事を記し已り諸比丘語らん、汝姪を作すこと莫れと、答へて言はく作さすと、而も實に姪を作せば姪の故に波羅夷なり、不恭敬の故に波逸提なり。僧不恭敬事を記し已りて語らん、汝他物を偷奪すること莫れ、故らに人命を奪ふこと莫れ、女身に觸るゝこと莫れ、草木を殺すこと莫れ、過中食すること莫れ、飲酒すること莫れ、汝此の房より出でよ、床榻・被褥・獨坐床より起ち去れ、此の鉢・鈎鉢多羅・半鈎鉢多羅・躡鉢・半躡鉢・剃刀・鐸・小刀を捉ること莫れと、答へて言はく作さすと、而も實に作せば、作の故に隨つて罪を得、不恭敬の故に波逸提なり。若し比丘、僧不恭敬事を記し已り、諸比丘語らん、汝姪を作すこと莫れと、答へて言はく當に作さざるべしと、而も實に姪を作さば姪の故に波羅夷なり、不恭敬の故に波逸提なり。僧不恭敬事を記し已り諸比丘語らん、汝他物を偷奪すること莫れ、故らに人命を奪ふこと莫れ、女身に觸るゝこと莫れ、草木を殺すこと莫れ、過中食すること莫れ、飲酒すること莫れ、此の房より出でよ、床榻・被褥・獨坐床より起ち去れ、此の鉢・鈎鉢多羅・半鈎鉢多羅・躡鉢・半躡鉢・剃刀・鐸・小刀を捉ること莫れと、答へて言はく當に作さざるべしと、而も實に作せば作の故に隨つて得を得、不恭敬の故に波逸提なり。(七十八寛る)

79 飲 酒 戒 (一一〇q)

一、佛 支提國 跋陀羅婆提邑に在しき、是の處に惡龍あり、菴婆羅提他と名づく、凶暴惡害にし人^{三六}の能く其の住處に到り得る無く象馬牛羊驢騾駝の能く近づく者無く乃至諸鳥上を過ぎること

【三六】 Sankhyana 四分・巴利五十一戒・五分五十七僧祇七十六戒。
 【三七】 支提國 (Satiya)。
 【三八】 跋陀羅婆提 (Bhadra-yatikya)。
 【三九】 菴婆羅提他 (Ambathitana)。巴利には所の名とし、ここの鬚髮侍志の處に惡龍ありとす。

もて闍那を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ諸上座の是れ法なり是れ律なり是れ佛教なりと説く所に説き竟るを待たずして中間に異語を作し上座に答難し敬畏心無きやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、汝等闍那比丘に不恭敬事を記せよ、若し餘比丘の是の事を作す者あれば亦應に是の如く不恭敬事を記すべし。記するには、僧一心に和合し一比丘唱へよ。

大徳僧聽きたまへ、是の闍那比丘は上座の是れ法なり是れ律なり是れ佛教なりと説く所に説き竟るを待たず中間に異語を作し上座に答難し敬畏心無し、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、當に闍那比丘に不恭敬事を記せんことを、白是の如し。

是の如く白四羯磨す。

僧闍那比丘に不恭敬事を記し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事は是の如く持すと、諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘 三四くやう 恭敬せざれば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘、僧未だ不恭敬事を記せず、若し諸比丘語らん、汝姪を作すこと莫れと、答へて言はく作さずと、而も實に姪を作せば姪の故に波羅夷なり、不恭敬の故に突吉羅なり、汝他物を偷奪すること莫れ、故らに人命を奪ふこと莫れ、女人の身に觸ること莫れ、草木を殺すこと莫れ、過中食すること莫れ、飲酒する莫れ、汝此の房より出でよ、床・榻・被褥・獨坐床より起ち去れ、鉢・鉤鉢多羅・半鉤鉢多羅・躡鐵・半躡鐵・剃刀・鐺・小刀を捉ること莫れと、答へて言はく作さずと、而も實に作せば隨つて罪を得不恭敬の故に突吉羅なり。若し比丘僧未だ不恭敬事を記せず、諸比丘語らん、汝姪を作すこと莫れと、答へて言はく當に作すこと莫るべしと、而も實に姪作せば

【三】不恭敬 (undertin)。師長制戒に對して輕悔の態度をとること四分には不_レ受_レ諫とす。

する時默然として起ち去るやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに助六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて助六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ衆僧事を斷ずる時默然として起ち去るやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘僧の事を斷ずる時 默然として起ち去れば波逸提なり。

二、「僧事を斷ず」とは若しは僧所作の事謂はく白一・白二・白四羯磨・布薩・自恣なり、若しは作十四人羯磨なり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘僧事を斷ずるに白を唱ふる時默然として起ち去れば波逸提なり、若しは白一・白二・白四羯磨・布薩・自恣・作十四人羯磨の時默然として坐より起ち去れば波逸提なり。不犯とは若しは大小便に去り、若しは去りて聞處を離れざるは不犯なり。(七十七竟る)

78 不受 或 (二〇〇)

一、佛俱舍彌國に在しき、時に闍那比丘諸上座の是れは法なり是れは律なり是れは佛教なりと説く所に説き竟るを待たずして中間に異語を作して上座に答難し敬畏心無し、諸比丘闍那に語り、汝中間に異語を作し説き竟るを待たずして上座に答難し敬畏心無きこと莫れと、闍那言はく、我れ上座に答難し敬畏心なき何んぞ汝の事に預からんと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞いて心に喜ばず種種の因縁もて闍那を訶責せり、云何んが比丘と名づけ諸上座是れ法なり是れ律なり是れ佛教なりと説く所に説き竟るを待たず中間に異語を作し上座に答難し敬畏心無きやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁

【三】 默然起去 (梵 *tūṣṭina nūthāyāpīkrmeṣu*) 梵本にはかく餘比丘に斷らずして去れば波逸提とすが巴利・四分・五分等は與欲せずして (*chānāya adāya* 決議に承諾する旨の發意を表すること) 去れば波逸提とす、故にこの戒を不與欲戒と云ふのである。(第一五十三波逸提參照)。

【四】 僧斷事 (*vinicchayanta-haya vāṭṭam ājāya*) 僧伽に於いて決議すべき事の起こりし時の意なり。

【五】 *anadurīya* 不恭敬) 四分・巴利五十四戒、五分五十八・僧祇七十七戒。

【六】 佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁

二、「盗かに往きて立聽す」とは若しは細絛繩さいていじよじやう床下若しは龜絛繩床下若しは獨坐床下若しは戸邊、若しは道邊若しは高上若しは牆邊若しは別房内若しは壁邊、障外若しは闇中若しは月明中に在るなり。「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘他比丘と共に鬪諍相罵し已りて盗かに往いて他語を聽かんに若し細絛繩床下に在り能く聞くを得れば波逸提なり、聞くを得ざれば突吉羅なり、若しは龜絛繩床下若しは獨坐床下若しは戸邊若しは道邊若しは高上若しは牆邊若しは別房内若しは壁邊若しは障外若しは黒闇中若しは月明中に在りて聞くを得れば波逸提なり、聞かざれば突吉羅なり。不犯とは若し和合の爲に往いて聽くは不犯なり。(七十六寛る)

77 不與欲戒 (一一九b)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘跋難陀釋子の與に擯羯磨びんげつぼを作さんと欲するに、白時六群比丘僧中に遮して羯磨を成するを得ず。一時六群比丘因縁ありて餘處に去れり、一比丘の六群を助くる者あり去らず、諸比丘共に相謂つて言はく、我等今六群比丘の與に擯羯磨を作さんと、比丘有りて言はく、六群比丘或は當に中間に在りて遮せんと、比丘有りて言はく、六群比丘已に餘處に去る、遮する者有る無しと、即ち毘維びんい椎を打ち比丘僧を集め跋難陀の與に擯羯磨を作さんと欲し跋難陀の名を稱し白を唱へんと欲する時六群比丘を助くる者默然として坐より起ち去り是の念を作せり、今諸比丘跋難陀釋子の與に擯羯磨を作さんと欲すと、後白を諸比丘に唱言し已り跋難陀の與に擯羯磨を作せり。是の六群比丘を助くる者言はく、是の羯磨は不如法なり、我を別にして作す故にと、諸比丘言はく汝是の中に在りと、答へて言はく、我れ此の中に在りと雖も汝等白を唱せんと欲する時我れ坐より起ち去れり。跋難陀釋子を擯するを以つての故にと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞き心に喜ばず種種、助六群比丘を訶責せり、云何んが比丘と名づけ僧の事を斷

【二】 盜往立聽 (unassutim tithanti)。近くに立ちて洩れ聞くこと、即ち漢譯に云ふ、屏聽・盜聽の義なり。

【一九】 ohandupadavigamaṃ. 11. 9. (不與欲行戒) 四分七十五戒・巴利八十・五分五十三・僧祇七十九戒。
【三〇】 白時、如何なる羯磨をなさんと僧中に提言する(白)時なり。

羅を持し、比尼を持し、摩多羅迦を持する者に問ふべしと、波逸提なり。若し比尼經に入るを除き餘經を説く時は是の言を作さん、我れは是の經を受學せず先づ當に餘比丘の修多羅を持し、比尼を持し、摩多羅迦を持する者に問ふべしと、突吉羅なり。(七十五竟る)

76 屏聽四譯戒 (一一九 a)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群の比丘十七群の比丘と常に共に鬪諍し相罵し相言せり、時に十七群六群と共に鬪諍し相罵し已りて各自に別れ去り六群比丘其の聲を聞かずと謂ひ屏處に相謂つて言はく、六群凶惡にして健鬪す、我等共に心を同じくすれば六群比丘便を得ること能はずと、時に六群比丘盜かに往き立ちて聽けり、十七群比丘は人の聞くもの無しと謂ひ説已りて默然せり。時に六群言はく汝以つて我等を罵る可しと、答へて言はく誰れか汝等を罵ると、六群言はく汝等適に言はずや、六群比丘は凶惡にして鬪諍に健なり、我等共に心を同じくすれば六群比丘便を得ること能はずと、十七群比丘言はく、誰れか是の言を作し誰れより聞く所なると、六群比丘言はく、我れ屏處に在り立ちて聞けりと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて六群比丘を訶責せり、云何んが比丘と名づけ他と共に鬪諍相罵し已りて盜かに往きて立ち聽くやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ他と共に鬪諍相罵し盜かに往きて立聽するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘餘比丘と共に鬪諍し已り盜かに往きて立聽すれば、彼の比丘の所説我れ當に憶持せんとて、波逸提なり。

【七六】 *npasanti s.* (聽戒)、四分七十七戒・巴利七十八・五分六十・僧祇七十八戒。

【七七】 彼比丘所説我當憶持、巴利には「彼の云ふ所我れ聽くべし」とするが梵本はこの文と一致し「聞きて憶持せん」とし「*śrutvāṅgān dharmāṅāṃ*」(śrutvāṅgān dharmāṅāṃ)とする、この動機にて盜聽すれば波逸提なりとの意。

結したまへり、我れ及び汝等應に共に受持すべしと、爾の時長老比丘尼、善比丘尼有り皆言はく、善好に是の語を受持せんと、爾の時偷蘭難陀比丘尼衆中に在り長老跋提に語りて言はく、汝愚癡にして不了決定に知る我れ等汝の語を以つての故に持不持すべけんや、我れ等當に餘比丘の修多羅・比尼・摩多羅迦ニニマラカを持する者に問ふべし、若し持すべきは當に持すべし、持すべからざるは持せずと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞き心に喜ばず種種の因縁もて偷蘭難陀比丘尼を呵責せり、云何んが比丘尼と名づけ佛の同戒を結したまふを違逆して受けざると、復長老跋提に語りて言はく、汝愚癡にして不了決定に知るなりと、是の如く種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め佛種種の因縁を以つて偷蘭難陀比丘尼を訶責したまへり、云何んが比丘尼と名づけ我れ同戒を結するに違逆して受けざるやと、復善男子跋提を訶責したまへり、愚癡不了決定に知ると、佛是の如く種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘説戒の時是の言を作さん、我れ是の戒を受學せず 先きに當に餘比丘の修多羅を持し、比尼を持し摩多羅迦ニニマラカを持する者に問ふべしと、波逸提なり、若し比丘法を知らんと欲する者は應に此の戒に従ひて學し已りて當に餘比丘の修多羅を持し、比尼を持し、摩多羅迦ニニマラカを持する者に問ふべし、應に是の如く問ふべし、是の語云何んと、是の事應に爾すべきなり。

二、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘四波羅夷を説く時は是の言を作さん、我れは是の戒を學ばず先づ當に餘比丘の修多羅を持し、比尼を持し、摩多羅迦ニニマラカを持する者に問ふべしと、波逸提なり。若し比丘十三僧伽婆尸沙法・二不定法・三十尼薩耆波逸提法・九十波逸提法・四波羅提舍尼法・衆多學法・七滅諍法及び餘の比尼に入る經説を説く時は是の言を作さん、我れは是の戒を受學せず、先づ當に餘比丘の修多

【二】修多羅(梵 sūtra)。經なり。

【三】比尼(jinaya)。律なり。

【四】摩多羅迦(梵 Hittika)。

摩夷、摩得勒伽とも寫す、本母、行母と譯し、除滅の別名なり。

【四】説戒された戒に對して先づ持律者等に問ひて而る後これを持すべしと云ふことなり。

【五】この戒文、巴利四分・五分等と相當異なり梵本と一致す。

迦樓伽盧薩尼等の苦樂を求めて若し得れば突吉羅、得ざれば亦突吉羅なり。不犯とは若しは病にて索め若しは親里より索め若しは先に請ぜられ、若しは索めずして自ら與ふは不犯なり。(七十四竟)

75 拒勸學戒(一一八)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時佛比丘尼僧前に在りて 同戒を結し給はず、時に佛比丘僧前に在りて同戒を結したまひ、諸比丘に語りたまへり、汝等是の戒を以つて比丘尼に向ひて説けと、是の語を作し已りて入室坐禪したまへり。爾の時諸比丘是の念を作せり、佛今我れ等の爲に同戒を結して言はく、汝等比丘尼に向ひて唱説せよと、是の語を作し已りて入室坐禪したまへり、是の中誰れか能く王園比丘尼精舍に往いて比丘尼僧に向ひて説くと、復是の念を作せり、是の長老 跋提比丘大功德名聞有りて多知多識なり、此の人王園に往いて比丘尼僧に向ひて説くに堪えんと、是の念を作し已りて共に相謂つて言はく、當に共に往いて長老跋提比丘に語るべしと、即時諸比丘往いて長老跋提の所に詣り頭面禮足し一面に坐し已りて長老跋提に語りて言はく、汝知るや不や、佛我れ等の爲に同戒を結し我れ等に語りて言はく、汝等比丘尼に向ひて説けと、是の語を作し已りて入室坐禪したまへり、我れ等是の念を作せり、是の中誰れか能く王園比丘尼精舍に往いて比丘尼に向ひて説くやと、我れ等復是の念を作せり、是の長老跋提比丘大功德名聞有りて多知多識なり、是の人王園に往いて比丘尼に向ひて説くに堪任すと、汝今往いて王園精舍に詣り比丘尼に向ひて唱説せんこと善しと、長老跋提默然として諸比丘の語を受く、爾の時諸比丘跋提の默然として受け已れるを知り坐より起ち頭面禮足し右繞して去れり。是の長老跋提是の夜を過ぎ已り晨朝衣を著し鉢を持し一後行比丘と共に舍衛城に入り次第に乞食せり、食し已りて王園比丘尼精舍に向へり、諸比丘尼遙かに長老跋提を見る故に爲に床を敷く者有り、爲に洗足の水を辦する者有り、時に長老跋提足を洗ひ已り座處に就いて坐し諸比丘尼に語り一處に集めしめ比丘尼に語りて言はく、佛我れ等の爲に同戒を

【一〇】 sabbhammika 等。(如法戒)四分・巴利七十一戒・五分六十三。

【一一】 同戒、比丘及び比丘尼に對する共同の戒なり。

【一二】 跋提 (Bhaddiya)。

戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘四月自恣請を受け、^一過ぐれば常請^二を除き、^三數數請を除き、^四別請を除き復た更に索れば波逸提なり。

二、「四月請」とは、^一隨つて何家中に僧を四月一切の藥を隨意に須ふる所と請するなり、「常請」とは隨つて何家中に常に僧を一切の藥を隨意に須ふる所と請するなり、^二「數數請」とは隨つて、何家中に一月を過ぎ已り復た四月を請じ、二月を過ぎ已り復た四月を請じ、三月を過ぎ已り復た四月を請じ、四月を過ぎ已り復た四月を請ふなり、「別請」とは私請なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘隨つて何家中に四月僧に一切の藥を與ふるを請ず、是の比丘四月を過ぎ已りて若し復た酥を索めて得れば波逸提、得ざれば突吉羅なり、油・蜜・石蜜・胡椒・葶麥・薑・黑鹽を索めて得れば波逸提、得ざれば突吉羅なり、若し訶梨勒・阿摩勒・毘醯勒・波株羅・毘牧蔓陀・多耶摩那・伽樓伽盧薩尼等の苦藥を索めて得れば突吉羅得ざれば亦突吉羅なり。若し常請者隨つて何家中に僧を一切の藥を與へんと請じ若し請主死し若しは兒あり若しは兄弟婦あり是の言を作す、本家中に在る時請ぜし如く我れ今亦是の如く常請せんと、是の中比丘あり應に常請處に取るべし。若し數數請者隨つて何家中に一切の藥を與へんと數數請ぜんは是の中一月過ぎ已りて更に四月を請ず、是の中比丘應に夏中三月受け冬中一月受けべし、若し二月過ぎ已り更に四月請すれば應に夏中二月と冬中二月受けべし、若し三月過ぎ已りて更に四月を請すれば應に夏一月と冬三月受けべし、若し四月過ぎ已りて更に四月を請すれば應に冬四月受けべし、比丘冬四月過ぎて不病なるに更に往いて酥を索めて得れば波逸提、得ざれば突吉羅なり、若し油・蜜・石蜜・胡椒・葶麥・薑・黑鹽を索めて若し得れば波逸提、得ざれば突吉羅なり、若し訶梨勒・阿摩勒・毘醯勒・波株羅・毘牧蔓陀・多耶摩那。

【三】 四ヶ月を過ぎそれ以後は、の意なり。

【四】 隨何家中、「いづれか或る家中に」の意。

【五】 常請 (niccaṅgataṅgā) 四ヶ月と限らず一年中何時にても必要に應じて與へんとの請なり。

【六】 數數請 (pamāṇavānī) 重請とも言ひ、(四月)請竟り又更めて請することなり。

【七】 別請、衆僧を請ぜずしてある特定の比丘を請ずること。

【八】 已下註八の四七参照。

卷の第十七 (三誦の四)

九十波逸提の九

74 過受四月藥請戒 (一一七〇)

一、佛釋氏國に在しき、爾の時摩訶男釋モハナニシキ四月佛及び僧を請ぜり、所須の藥一切を自恣に我れより取れと、爾の時六群比丘夏四月を過ぎ不病にして摩訶男釋の所に到りて言はく、我等酥を須ふと、答へて言はく先きに有する所の酥僧中に用ひ、齧つくし但だ餘藥の訶梨勒・阿摩勒・毘醯勒・波株羅藥ヒバクマンヤク・多耶摩那藥タヤマナヤク・迦樓伽盧醯尼藥カールカルクニヤク有り、是の如き等有り若し須ふれば便ち取れと、六群比丘又問ふ、汝油・蜜・石蜜・薰ニシキ・胡椒・葦茛・黑鹽コクエン有りや不や、我等之れを須ふと、答へて言はく先ニに有り僧中に用ひ盡す、但だ餘藥の訶梨勒等有り若し須ふれば便ち取れと、六群比丘便ち瞋恚して言はく、汝佛及び僧を誑す、力與ふる能はざる者何んが故に佛及び僧を四月自恣に多く藥を與ふると請するや、若し餘人ありて請すれば必ず當に自恣に多美の好藥を與ふべし、此の辛苦の草藥何處に有らざらんと。爾の時摩訶男釋は善好の大人にして是の如く訶せらるゝ時心に憂愁せず、時に餘の居士の摩訶男釋に隨從せる者有り、嫉妬心を以つて瞋り訶責して言はく、是の沙門釋子は自ら善好有徳と言ふ、是の摩訶男釋は善好にして衆僧に供給すること大家に事ふるが如し、云何んが現前に訶罵して其の過罪を出すやと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまふ、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責せり、云何んが比丘と名づけ摩訶男釋の善好にして衆僧に供給すること大家に事ふるが如きを而も現前に訶罵するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結

【一】 Mahanama a. (大名戒) 四分・巴利四十七戒・五分六十二戒。

【二】 釋氏國、巴利律に「Sāy kkesu vīhaneti kappiavathūnamū Nigrodhaname (釋迦族の迦毘羅城尼拘律園に在しき)とす。

【三】 摩訶男釋 (Mahanama Sikkha)。

【四】 四月藥請 (cātumāsā pīrocayyāvarajjā)。夏期四月月間衣食等の資具時に藥を施すと云ふ請待即ち申出でしてこの四ヶ月間は必要なだけ自由に取るべく施さんと云ふ請なり。

【五】 訶梨勒 (haritaka)。

【六】 阿摩勒 (amulaka)。

【七】 毘醯勒 (vibhīṣaka)。

其の形桃子の如く其の味甜にして服すれば寒を除くと云ふ。

【八】 波株羅藥已下、不明なり、下に「…等の苦藥」と云ふ故に苦きものか。

【九】 薑 (gingivern)。しやうがなり。

【一〇】 胡椒 (marice)。

【一一】 葦茛 (pippli)。胡椒屬植物の一種。

つて故らに阿羅毘比丘に問ひて言はく、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ勝手に地を堀り、齧基を掘作し渠池井を堀り泥處を堀るやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘勝手に地を堀り若しは他を教へて堀らしめ是の言を作さん、汝是の處を堀れと波逸提なり。

二、「地」とは二種あり生地、不生地、種れたる墻土石底に蟻の封ぜる土聚なり、生地とは若し多雨の國土は八月地に生じ、若し少雨の國土は四月地に生ず、是れを生地と名づく、是れを除くを、不生地と名づく、「自ら堀る」とは手にて自ら堀るなり、「他を教へて堀らしむ」とは他人に教へて堀るなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘不生地を堀れば一一の堀に隨つて突吉羅なり、若し種れたる墻土石底の蟻の封ぜる土聚を若し堀れば一一の堀に隨ひて突吉羅なり。若し比丘生地を堀れば一一の堀に隨ひて波逸提なり、若し齧基を掘作し若しは渠池井を堀れば一一の堀に隨ひて波逸提なり。若し泥處を掘り乃ち膝を没する處に至りて掘取すれば一一の堀に隨ひて突吉羅なり。若し手にて地に畫くに乃ち芥子を没するに至れば一一の畫突吉羅なり、若し比丘師匠と作りて新たに佛圖僧坊を起さんと欲して地に畫きて模像處所を作すは不犯なり、餘比丘畫けば罪を犯す、若し金銀・硨磲・瑪瑙・朱砂・鑛の生ずる處、若し是の處を掘るは不犯なり、若し鐵鑛を生ずる處・銅・白鐵・鉛錫鑛處若しは、雌黃・緒土・白堊處若しは石を生ずる處、黒石を生ずる處、沙處、鹽地を掘るは不犯なり。(七十三四竟)

【六一】地 (pṛthivī)。

【六二】蟻封の土聚を加へると三種の地の如きもこれは不生地に含まるものと見るべし。

【六三】生地 (jīta pṛthivī) 實地とも云ひ濕氣あり草木の生じ得る地なり、故に雨時に於ける能土成は多分土の地である、「八月地に生ず」とは八月月間地に草木が生じ得この間を生地とすとの意なり、薩婆多論に「四月及び八月とは此れは是れ雨時にして地相連著し潤勢相淹ひ能く草木を生ずる故に義にて生地と名づく、餘の無雨の時は日炎乾燥し風吹き土起きて草を生ぜざるが故に義にて不生地と名づくるなり」と云ふ。

【六四】不生地 (jīta p. thūvī) 前註を見よ。

【六五】自堀 (Ahananti)。

【六六】雌黃、硫黃と砒素の混合せる藥物、繪具とし又薬用とす。

【六七】白堊、白土なり。

ふ、汝滿二十なりや不と、答へて言はく知らず憶せず疑ふと、若し僧審諦に問はずして便ち受具戒を與ふれば是の人戒を得事を共にし住を共にするは無罪、諸比丘は罪を得。

若し人滿二十歳にして自ら滿つるを知らず、僧中に問ふ、汝滿二十なりや不やと、答へて言はく滿つと、若し僧受具戒を與ふれば是の人戒を得諸比丘は罪を得、事に共にし住を共にするものも亦罪を得。又人滿二十歳にして自ら滿つるを知らず、僧中に問ふ、汝滿二十なりや不やと、答へて言はく不滿なりと、若し僧受具戒を與ふれば是の人戒を得ず事を共にし住を共にするもの罪を得諸比丘も亦罪を得。又人滿二十歳にして自ら滿つるを知らず、僧中に問ふ、汝滿二十なりや不やと、答へて言はく知らず憶せず疑ふと、若し僧審諦に問はずして便ち受具戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にするは無罪諸比丘は罪を得。若し人滿二十歳にして自ら疑ひて滿か不滿かと爲す、僧中に問ふ、汝滿二十なりや不やと、答へて言はく滿つと、若し僧受具戒を與ふれば是の人戒を得諸比丘無罪事を共にし住を共にするは亦無罪なり。又人滿二十歳にして自ら疑ひて滿か不滿かと爲す、僧中に問ふ、汝滿二十なりや不やと、答へて言はく不滿と、若し僧受具戒を與ふれば是の人戒を得ず諸比丘罪を得、事を共にし住を共にするも亦罪を得。又人滿二十歳にして自ら疑ひて滿か不滿かと爲す、僧中に問ふ、汝滿二十なりや不やと、答へて言はく我れ知らず憶せず疑ふと、若し僧審諦に問はずして便ち受具戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にするは無罪諸比丘は罪を得。(七十二竟)

73 堀地戒 (一一七b)

一、佛阿羅毘國に在しき、爾の時阿羅毘の比丘自手に地を堀り牆基を作り渠・池・井を堀り泥處を堀り、居士あり是れ外道の弟子にして地中に命根有りと説く、是の人嫉心を以つての故に訶責して言はく、沙門釋子自ら善好有功徳を言ひ而も一根の衆生の命を奪ふと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞き心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知

【七三】 pūbhavikāṅga 四分、巴利十戒五分五十九戒。第十一波逸提參照。

答へて言はく知らず憶せず疑ふと、若し僧審諦に問はずして便ち受具足戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にするは無罪なり、諸比丘罪を得。

若し人不満二十歳にして自ら疑ひて満か不満かと爲す、僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく不満なりと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得ず諸比丘罪を得、事を共にし住を共にする者亦罪を得。又人不満二十歳にして自ら疑ひて満か不満かと爲す、僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく不やと、答へて言はく満つと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にする者無罪にして諸比丘は罪を得。又人不満二十歳にして自ら疑ひて満か不満かと爲す、僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく我れ知らず憶せず疑ふと、若し僧審諦に問はずして便ち受具足戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にする者無罪にして諸比丘は罪を得。若し人満二十歳にして自ら満二十と想ふ、僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく満つと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得、諸比丘無罪、事を共にし住を共にする者亦無罪なり。又人満二十歳にして自ら満二十と想ふ、僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく不満と、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得ず、諸比丘は罪を得事を共にし住を共にする者亦得を得。又人満二十にして自ら満二十と想ふ、僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく知らず憶せず疑ふと、若し僧審諦に問はずして便ち受具足戒を與ふれば是の人戒を得事を共にし住を共にするは無罪、諸比丘罪を得。若し人満二十歳にして忘れて自ら満つるを知らず。僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく満つと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得諸比丘罪を得事を共にし住を共にするもの亦無罪なり。又人満二十にして忘れて自ら満なるを知らず、僧中に問ふ、汝満二十なりや不やと、答へて言はく不満なりと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得ず、事を共にし住を共にするは罪を得、諸比丘も亦罪を得、又人満二十にして忘れて自ら満なるを知らず、僧中に問

訶すべし、是の事應に爾すべきなり。

二、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し人二十歳に滿たずして自ら不滿と想ふ、僧中に問ふ、汝滿二十歳なるや不_いやと、答へて言はく不滿なりと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得ず諸比丘罪を得、事を共にし住を共にする者も亦罪を得。又人不滿二十歳にして自ら不滿と想ふ、僧中に問ふ、汝滿二十歳なるや不_いやと、答へて言はく滿つと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にするは無犯なり、諸比丘罪を得。又人不滿二十歳にして自ら不滿と想ふ、僧中に問ふ、汝滿二十歳なりや不_いやと、答へて言はく知らず憶せず疑なりと、若僧審諦に問はずして便ち受具足戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にするは無罪、諸比丘は罪を得。若し人不滿二十歳にして不滿を忘れ、知らず、僧中問ふ、汝滿二十歳なりや不_いやと、答へて言はく不滿なりと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得ず、諸比丘罪を得、事を共にし住を共にする者亦罪を得。又人不滿二十歳にして不滿を忘れ、知らず、僧中に問ふ、汝滿二十歳なるや不_いやと、答へて言はく滿つと、若し僧受具戒を與ふれば是の人戒を得。又人不滿二十歳にして不滿を忘れ、知らず、僧中に問ふ、汝滿二十歳なりや不_いやと、答へて言はく知らず憶せず疑ふと、若し僧審諦に問はずして便ち受具戒を與ふれば是の人戒を得、事を共にし住を共にするは無罪なり、諸比丘罪を得。若し人不滿二十歳にして自ら不滿を知らず、僧中に問ふ、汝滿二十歳なるや不_いやと、答へて言はく不滿と、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得ず、諸比丘罪を得、事を共にし住を共にする者亦罪を得。又人不滿二十歳にして自ら不滿を知らず、僧中に問ふ、汝滿二十歳なりや不_いやと、答へて言はく滿つと、若し僧受具足戒を與ふれば是の人戒を得事を共にし住を共にするは無罪なり、諸比丘罪を得。又人不滿二十歳にして自ら不滿を知らず、僧中問ふ、汝滿二十歳なるや不_いやと、

三、是の中犯とは若し比丘陸道に賊と共に期し一聚落より一聚落に至れば波逸提なり、若し中道より還れば突吉羅なり、若し無聚落の空地なれば乃ち一拘盧舍に至りて波逸提なり、若し中道より還れば突吉羅なり、水道を行くも亦是の如し。不犯とは若し期せざるは不犯、若し險難處にて賊送りて度すは不犯なり。(七十一竟る)

72 異年不滿戒 (一一六b)

一、佛王舍城に在しき、爾の時王舍城中十七群の年少富貴の家の子柔軟の樂人五六和提等未だ二十歳に満たざるに長老目犍連受具戒を與へたり、是の人哺時飢急の故に僧坊内に於いて大音聲を發し小兒の啼を作せり、佛僧坊内の小兒の啼聲を聞き知つて故らに阿難に問ひたまへり、何んが故に僧坊内に小兒の啼聲あるやと、阿難答へて言さく、世尊是の王舍城中に十七群の年少富貴家の子、柔軟の樂人あり、未だ二十歳に満たずして長老目犍連受具戒を與へ哺時飢急なり、是の故に僧坊内に大音聲を發し小兒の啼を作すなりと。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに大目犍連に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不_なやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて目犍連を訶責したまへり、汝時を知らず量を知らず、趣得すれば便ち受具足戒を與ふ、汝云何んが二十歳に満たざる人に受具戒を與ふるや、何を以つての故に、二十歳に満たざる人は寒熱、飢渴を堪忍すること能はず蚊虻・風雨・蛇毒の螫_さす所他人の惡口の苦急なる、奪命・重病、皆堪忍すること能はず、是れ二十歳に満たざる人は未だ成就せざる故なりと、佛言はく滿二十歳の人は能く寒熱飢渴を堪忍し、蚊虻・風雨・蛇毒の螫_さす所、他人の惡口の苦急・奪命・重病を皆能く堪忍す、成就するを以ての故なりと。佛種種の因縁もて訶り已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘未だ二十歳に満たざる人に五九受具足戒を與ふれば波逸提なり、是の入五九具足戒を得ず、諸比丘も亦

【五五】 *Uparivattisaṅga* B (二) 十年未滿戒)、四分、巴利六十五戒、五分六十一戒、僧祇七十一戒。

【五六】 和提、巴利律には十七群比丘は優波利 (*Uḍḍi*) を始めとす。

【五七】 具足戒を受けて比丘となれば正午以後食を取るべからざる故に(非時食戒)。

【五八】 與受具足戒 (*upasaṃpi-teti*) 具足戒を受けしめ比丘の資格を得しむること。

【五九】 不得具足戒 (*anupasaṃ-janama*)。

【六〇】 諸比丘亦可訶 (*to ca bhikkhu garayhi*) その受具足戒の席に連りこれを行へる諸比丘は咎めらるべしの意。

見て是の言を作せり、比丘那いづこに去くやと、答へて言はく維耶離に向ふと、賊言はく此れ維耶離の道に非らずと、諸比丘言はく、我等亦維耶離の道に非ざるを知る、我等は道を失するが故なりと、諸比丘賊に問へり、汝等那に去くと、答へて言はく維耶離に向ふと、諸比丘言はく、我が曹汝等と共に去かんと、諸賊言はく我等は是れ賊なるを知らずや、我等は或は道に隨ひて行き或は道に隨はずして行く、或は五三濟いに從ひて恒河ごうがを渡り或は從はずして渡る、或は門に由りて入り或は門に由りて入らず、若し我等と共に去かば或は衰惱の事を得んと、諸比丘言はく我れ等は道を失へるを以つて事有るも事無きも爲に當に共に去かんと、答へて言はく意に隨へと、即ち賊と俱に去き濟に由らして恒河を渡る時五四遷人うじんの爲に捉へらる、遷人諸比丘に問へり、汝等亦是れ賊なるやと、答へて言はく我等は賊に非らず道を失ふを以つての故なりと、遷人即ち看るに異財物無し、遷人言はく汝を肯うべなひ直首せんや當に將まりて官に詣りて治すべしと、衆官問ふて言はく汝等も亦是れ賊なりやと、答へて言はく我等は賊に非らず道を失ふを以つての故なりと、衆官即ち看るに異財物無し。時に斷事の人佛法を信するが故に是の言を作せり、沙門釋子は是の惡事を作さず是れ道を失ふなりと、比丘に語りて言はく、今汝を放ち去らしむ、後復た惡人と共に道を行くこと莫れと。諸比丘是の如き大惡事を起し已りて便ち去り是の事を以つて諸比丘に向ひて説けり、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與ために結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘賊と共に期まして同道を行けば乃ち一聚落に至り波逸提なり。

二、「賊」とは象馬牛羊を偷み小聚落に至り他物を抄奪するなり。「期す」とは二種あり、若しは比丘期を作し若しは賊期を作す、「道」とは二種あり、水道陸道なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

【五三】 濟、わたし(渡)なり。

【五四】 遷人、みまはる人即ち巡查なり。

行くを見即ち往いて比丘を捉へ衣を以つて項を繋ぎて言はく、汝比丘の法として我か婦を將ゐて去るべけんやと、答へて言はく我れ將ゐて去らず我れ自ら維耶離に向ふに汝の婦自ら我れに隨ひて来るなりと、夫言はく云何んが肯ひて直首せんと、即ち手脚を以つて比丘を打てり、婦比丘を打つを見るが故に夫に語りて言はく、何を以つて他を打つや、此の比丘我れを將ゐて來らず我れ自ら維耶離に向ふなりと、夫、婦に語りて言はく小婢汝必ず共に不淨事を作すなりと、復更に手脚を以つて比丘を打ち已りて放ち去れり。是の迦留羅提舍比丘是の如き惡事を起こして便ち去り維耶離に到りて諸比丘に向ひて説けり、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、是の如きの罪及び餘の過罪皆女人と共に期して道を行くに由る故に、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘女人と共に期して道を行き乃ち一聚落に至れば波逸提なり。

二、「女人」とは有命の女人にして姪欲を作すに堪ゆるものなり、「期す」とは二種あり、若しは比丘期を作し若しは女人期を作す、「道」とは二種あり、水道陸道なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘女人と共に期して陸道を行き一聚落より一聚落に至れば波逸提なり、若し中道より還れば突吉羅なり、若し無聚落の空地を行けば乃ち一拘盧舍に至れば波逸提なり、中道より還れば突吉羅なり、水道も亦是の如し。不犯とは若し比丘共に期せずして行き、若しは國王の夫人と共に道を行くは不犯なり。(七十竟る)

71 毘 賊 期 行 戒 (一一六)

一、佛維耶離に在しき、爾の時諸比丘跋耆國より遊行して維耶離に向へり、是の道草木多く諸比丘道を失ひ薩羅樹の林中に入れり、爾の時賊あり惡事を作し竟りて先きに林中に在り、諸賊比丘を

【四九】 共期道行、豫め約して同道を行くなり。
【五〇】 以下第二十四波逸提の下參照。

【五一】 theyyasatta n. (群賊戒) 四分六十七戒、巴利五分六十六戒、僧祇七十二戒。波逸提第二十四、第七十參照。
【五二】 薩羅樹 (sal) 樹に類し樹皮は淡青にして枝葉は光澤あり、所謂娑羅雙樹と云ふものはこの樹なり。

三、是の中犯とは若し比丘無根僧伽婆尸沙法を以つて不清淨比丘を謗すれば十一種は犯、五種は不犯なり、十一種の犯とは若しは不見、不聞、不疑、若しは見て忘れ、若しは聞きて忘れ、若しは疑ひて忘る、若しは聞きて聞を信じ、若しは聞きて聞を信ぜざる、聞き已りて我疑ふと言ひ、疑ひ已りて我れ見ると言ひ、疑ひ已りて我れ聞くと云ふ、是れを十一種の犯と云ふ。五種の不犯とは是の事若しは見若しは聞き若しは疑ふ、見已りて忘れず聞き已りて忘れず、是れを五種の不犯と名づく、不清淨比丘、似清淨比丘も亦是の如し。若し比丘無根僧伽婆尸沙法を以つて清淨比丘を謗すれば十種は犯、四種は不犯なり、十種の犯とは不見・不聞・不疑・若しは聞きて忘れ、疑ひて忘れ、若しは聞きて聞を信じ若しは聞きて聞を信ぜず、聞き已りて疑ふと言ひ、疑ひ已りて見ると言ひ、疑ひ已りて聞くと云ふ、是れを十種の犯と名づく、四種の不犯とは若しは聞き、若しは疑ひ、若しは聞きて忘れず若しは疑ひて忘れざるなり、清淨比丘、似不清淨比丘も亦是の如し。(六十九竟る)

70 與女人期行戒(一一五b)

一、佛維耶離國に在しき、維耶離城を去ること遠からずして織師の聚落あり、是の中一織師の婦小事ありて夫の言に隨はず、夫手脚を以つて痛打し驅して舍を出せり、是の女の父母の家維耶離城中に在り、婦是の念を作せり我れ當に還歸せんと、是の念を作す時、迦留羅提舍比丘あり、跋耆國より遊行して維耶離に向ふ、是の婦外に出で是の比丘を見問ふて言はく善人那に去くやと、答へて言はく維耶離に向ふと、婦言はく俱に去かんと、即ち俱に發せり。爾の時染心を以つて相看調戲大語し、手臂を掉りて行き種種の不淨事を作せり、時に織師還りて是の念を作せり、我が婦或は當に走り去るべしと、即ち舍を出で婦を求むるに得ず、諸織師の法事あれば皆な相佐助す、即ち餘の織師に語りて言はく、我が婦走り去れりと、諸織師即ち要道中に於いて覓む。是の夫是の念を作せり、是の婦は維耶離に生る、必ず當に還歸すべしと、即ち自ら維耶離の道中に向ひ婦の「向の」比丘と俱に

【七〇】 samvāhana s. (期行戒) 四分三十戒、巴利、五十六十七、僧祇六十八戒、第二十四波逸提參照。

【八一】 迦留羅提舍(Katunoma-ta-tisāka)。

好同心比丘を得ざるが故にと、佛言はく是の施は眞實と名けず、清淨の因縁の爲の故に與ふ、即時に是の比丘應に還すべし、索め取りて若し得れば好し若し得ざれば應に強いて奪ひ取るべし、應に彼に教へて突吉羅罪悔過を作すべし、今日より比丘所有の常用衣は隨意に他に與ふべからず若しは作淨し若しは受持し、若しは人に施すは不犯なり。(六十八竟る)

69 無根種誦戒 (一一五)

一、佛維耶離國に在しき、爾の時彌多羅浮摩比丘是の念を作せり、我れ無根波羅夷法を以つて陀驪比丘力士子を誘じ成ずること能はず是の事無根なる故に、又小因縁を以つて波羅夷を作せりと誘ひ亦た成ずるを得ず、小因縁無きを以つての故に、我れ今當に無根僧伽婆尸沙法を以つて陀驪比丘力士子を誘ぜんと、是の念を作し已りて即ち無根僧伽婆尸沙法を以つて陀驪比丘を誘ぜり。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞き種種の因縁もて彌多羅浮摩比丘を訶責せり、云何んが比丘と名づけ無根僧伽婆尸沙法を以つて清淨梵行の比丘を誘するやと、諸比丘種種の因縁もて彌多羅浮摩比丘を訶責し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに彌多羅浮摩比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け無根僧伽婆尸沙法を以つて清淨梵行の比丘を誘するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘無根僧伽婆尸沙法を以つて他比丘を誘すれば波逸提なり。

二、「無根」とは根に三種あり、若しは見若しは聞若しは疑なり、「僧伽婆尸沙」とは十三僧伽婆尸沙中隨つて彼れに説く所なり、「誘す」とは他の作さざる所に強ひて罪を作すと言ふなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

る比丘に直接に與へることであり、彼者は長罪所持の罪を免れる爲に形式的に對者を介し第三者に與ふる儀式をなすことである、今云ふ現前作淨とは前者で、作淨する時はこれを用ひてはならぬと云ふ意である。即ち眞實作淨の時は實際に與へることにしてこの場合與へられたものが、自分よと還さざるに (apocandhārahāni) 用ふべからずとするものが本戒である。

【四】作淨の爲に與ふること云ふものにして多くの人に與へて作淨すべからず、一人の信用すべき人(一人)に與へて作淨すべしと云ふ意なり。

【五】今の場合も作淨の時を云ふものにして作淨すべき善良なる同心の比丘なき故に懷惱するなり。

【六】(anāpatti) (無根戒)

四分八十戒、巴利七十六、五分七十五、僧祇九十戒、第八、九僧殘參照。

【七】第八僧殘、無根誘戒參照。

【八】第九僧殘、假根誘戒參照。

【九】以下第八僧殘の下參照。

り世尊と、佛種種の因縁もて六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼に衣を與へ他還さざるに便ち強奪して取り著するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘他の比丘比丘尼、式又摩尼、沙彌沙彌尼に三五衣を與へ他還さざるに便ち強いて奪ひ取りて著すれば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘、比丘比丘尼、式又摩尼、沙彌沙彌尼に衣を與へ他還さざるに便ち奪ひ取りて著すれば波逸提なり。

四、爾の時諸比丘長衣ウチカズを云何んが畜ふべきかを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく應に作淨シヨウジヤウして畜ふべしと。比丘あり四〇現前作淨ゲンゼンサウジヤウして他に衣を與へ已り他還すを肯んぜず、即ち鬪諍トウジヤウを生ぜり、是の事を佛に白せり、佛言はく現前に與ふるべからずと。爾の時比丘あり二三人に衣を與へ是の言を作せり、我が所有の衣鉢を皆某甲に與ふと、某甲二三人散亂して淨法すべからず、是の事を佛に白せり、佛言はく二三人に與ふるべからず、應に好く思惟シヨウイ籌量シヨウリヤウし一好人に與へ是の言を作すべし、我が衣鉢を皆某甲一人に與ふと。今日より比丘常用すべき衣あり他に與ふべからず、若しは遣與し若しは作淨し若しは受持せよ。

比丘に衣の他に與ふべきもの有り六群比丘中の一人に與ふ、是の人衣を受け已りて便ち還すを肯んぜず、餘比丘亦懊惱を得たり、好同心比丘を得ること能はざる故に、又一時夏の末月佛諸國を遊行したまひしに餘比丘皆新染衣を著し是の一比丘故弊衣を著せり、佛是の比丘を見て知つて故らに問ひたまへり、汝何の故に弊故衣を著するやと、比丘答へて言さく、世尊我れに衣の淨すべき有る故に六群比丘中の一人に與へたり、我が衣鉢を受け已りて便ち還すを肯んぜず、餘比丘も亦懊惱を得、

【三九】この戒は各種の戒本によりて意味の相違がある、本律の意は上の文の通り明瞭であり梵本にも同様であつて、(……oivanna uddiyya tubh pasat panyudhārya) pātyantikā) 要するに衣を一旦與へて後に對者が還さざるものを取るの波逸提なり、(更に下の文によつて)但し餘分の衣(長衣)を畜ふる爲に形式的に他に與ふる所謂淨施(作淨—vikappana)の場合には與へられたものは必ず還すべきでこの場合還さざる時は奪ひ取るも可なりと云ふ意である、然るに巴利律本の意は「比丘が淨施せる時對者がこれを還さざるに着用すれば波逸提なり」(oivanna vikappetā apasuddhānkaṃ pari-bh-sījeyya paṭitvayya) としてを。

【四〇】現前作淨、巴利律等によれば作淨(前註を見よ)の方法に對面作淨(sammukhā-vihappana 四分に眞實淨施)と展轉作淨(parimukhā-vi)あり、前者は自ら與へんとす

燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘他比丘の鉢を藏さんに彼の比丘若し覺めて得れば是の比丘波逸提を得、若し覺めて得れば突吉羅なり、若し衣・戸鉤・草屣・針筒を若し覺めて得ざれば波逸提、若し覺めて得ざれば突吉羅なり、若し空針筒を藏せんに彼の比丘若し覺めて得ざれば突吉羅、若し得れば亦突吉羅なり。(六十七竟る)

68 眞實淨不語取戒 (一一四。)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘性癡惰にして自ら衣を浣染し割截し纂縫するを喜ばず、若し衣の浣染し割截し纂縫すべきもの有れば便ち是の衣を持して比丘若しは比丘尼、式又摩尼若しは沙彌沙彌尼に興ふ、諸人自衣の想を生じ浣染し割截し纂縫して作衣し竟る、爾の時六群比丘衣の已に成ぜるを知りて便ち往いて索めて言はく、此の衣何を以つて久しく我れに還さざると、軟語して得ざれば即ち強奪して取れり。爾の時諸比丘六群比丘の衣を浣染し割截し纂縫する時を見ず但だ新衣を著するを見て諸比丘六群比丘に問ふて言はく、汝の衣を浣染し割截し纂縫する時を見ず但だ新衣を著するを見ると、六群比丘言はく我等浣染し割截し纂縫すべき衣あれば持して比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼に興へ諸人は是の衣中に自衣の想を生じ浣染して作衣竟れば我便ち往いて索む、此の衣何を以つて久しく我れに還さざると、軟語して得ざれば即ち強奪して取り著す、是の因縁を以つての故に汝等我れの衣を浣染し割截し纂縫する時を見ず但だ我れの新衣を著するを見るなりと。

是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きよて種々の因縁もて六群比丘を訶責せり、云何んが比丘と名づけ比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼に衣を與へ他還さざるに便ち強奪して取り著するやと、諸比丘種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく、實に作せ

【三】 yikāṅgamaṃ (淨施戒) 四分、巴利五十九戒、五分八十一、僧祇六十三戒。

種多美の飲食を辦じ坐處を敷けり、爾の時諸比丘早起し衣鉢を持して露地に著き時の到るを待てり。爾の時六群比丘十七群比丘と共に鬪諍して相憚ばず、時に六群比丘十七群比丘の衣鉢を取りて異處に藏著せり、時に十七群比丘來りて衣鉢を求めて久しく覓めて得ず、十七群比丘の法所作の事有れば皆共に相語れり、時に失衣の者餘の者に語りて言はく、我れ衣鉢の處を知らずと、相助けて求覓せり。是の中間に於いて居士坐處を敷き已りて使を遣して佛に白せり時到り飲食已に辦じぬ、佛自ら時を知りたまへと、諸比丘僧は居士の舍に往き佛は自房に住して食分を迎へたまへり。居士僧の坐し已るを見て自手に行水し自ら多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしめぬ、自恣に飽滿し已りて僧の鉢を攝め自ら行水し竟るを知り小床を取りて僧前に在りて坐し說法を聽かんと欲せり、上座說法し已り及び餘比丘各々坐より起ち居士の舍を出でたり。十七群比丘爾許の時衣を覓め始めて得て來入せり、衆僧出づる時見已りて問ふて言はく、何んか故に後に在るやと、答へて言はく六群比丘我が衣鉢を藏し久しく覓めて始めて得と。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて六群比丘を呵責せり、云何んが比丘と名け他比丘の衣鉢を藏し求覓の時間に當に食を斷ずるに垂せしむるやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて訶責したまへり、云何んが比丘と名け他比丘の衣鉢を藏し、求覓の時間に當に食を斷ずるに垂せしむるやと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘他比丘の鉢若しは戸鉤、草屨、針筒を藏せん、是の如く法に隨へる所須物を若しは自ら藏し若しは他に教へて藏すれば乃至戲笑にも波逸提なり。

二、「自ら藏す」とは自手に藏するなり、「教へて藏す」とは他に教へて藏するなり、「波逸提」とは煮

【三六】針筒 (nāgikāra) 針を入れる筒なり。

【三七】自藏 (aparahitā) 隠すこと。

提なり、是れを聲と名づく。香とは若し比丘好香を作し若しは臭、若しは等分香を作し若しは希有香きゆうこうを作す、是の如く等の香を作し他比丘を恐怖せんに若しは恐怖せしむること能ひ若しは能はざる皆波逸提なり、是れを香と名づく。味とは若し比丘他比丘に問ふ、汝今日何物を用ひて飯を噉せしやと、答へて言はく酪かく、酥そを用ふと、又言はん、若し酪酥を用ひて飯を噉するものは是の人癩らい、癩病を得と、若し恐怖せしむること能ひ若しは能はざる皆波逸提なり。若し比丘復た他比丘に問はん、汝今日何物を以つて飯を噉するやと、答へて言はく酪かく、酥そ、毘羅漿びらじやうを用ふと、又言はく若し人酪かく、酥そ、毘羅漿びらじやうを用ひて飯を噉すれば是の人癩らい、癩病を得と、若し恐怖せしめ能ひ若しは能はざる皆波逸提なり、是れを味と名づく。觸とは若し比丘身を持して堅若しは麤若しは軟若しは細滑さいくわ若しは澁さいならしめ身をして皆異らしめ以つて他比丘に觸れて若しは恐怖せしむること能ひ若しは能はざる皆波逸提なり、是れを觸と名づく。法とは若し比丘餘比丘に語らん、汝生草中に於いて大小便すること莫れ、當に地獄餓鬼畜生に墮せんと、是の比丘答へて言はく我れ自らは法を知ると、又言はく若し比丘生草中に大小便すれば是の比丘便ち地獄餓鬼畜生に墮すと、若し恐怖せしむること能ひ若しは能はざる皆波逸提なり、是れを法と名づく。若し比丘是の六事を以つて比丘を恐怖すれば波逸提なり、是の六事を除き餘事を以つて比丘を恐怖すれば突吉羅なり、若し六事及び餘事を以つて餘人を恐怖すれば突吉羅なり。(六十六事竟る)

67 藏他衣鉢戒 (一一四)

一、佛舍衛國に在しき、一居士あり佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまふ、是の居士佛の默然として受けたまふを知り已りて坐より起ち頭面づめん禮らい足そくし右邊うべんして去り家に還りて通夜種

【四】 毘羅漿、毘羅果の漿、毘羅果は *Pinakha* なるよく翻譯梵語集に木瓜と譯す、又 *Bimba* なりとし吉祥果と譯し橘に似ると云ふ説もあり。

【註】 *Oivasanipichina* n. (藏衣戒)、四分五十八戒、巴利六十、五分七十八、僧祇六十四戒。

佛をして舎に入らしめ我も入るを得んと。爾の時摩俱羅山中所有の人民小兒の啼く時は則ち婆俱羅夜叉を以つて之れを怖れて止めしむ、時に象守 俱執を反被し經行道の頭に在りて立ち兩手を以つて兩耳を覆ひ佛に語りて言はく、婆俱羅夜叉來ると、時に釋提桓因佛に白して言さく、世尊云何んが佛法中に乃ち是の癡人あるやと、佛言はく、憍尸迦、我が家廣大なり、此の人 現身に亦當に漏盡を得所作已辦し更に復た後有を受けざるべしと、佛種種の因縁もて示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默然したまふ、釋提桓因佛の示教利喜したまへるを聞き已りて頭面禮足し右遶して去れり。釋去りて久しからずして佛自房に入り坐床を敷きて坐したまへり、是の夜過ぎ已りて是の因縁を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて象守比丘を訶責して言はく、癡人云何んが能く如來佛世尊を恐怖せん、汝癡人佛は怖畏無く衣毛豎たすと、爾の時佛偈を説いて言はく、

佛は自法中に於いて 無礙智に通達す 人有りこの婆俱夜叉を 以つて恐す可けん 佛は自法中に於いて 無礙智に通達す 是の故に能く生老 病死の苦を過度す 佛は自法中に於いて 無礙智に通達す 是の故に能く諸 結使 煩惱を除滅す

佛種種の因縁もて象守比丘を訶責し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘自ら他比丘を 恐怖し若しは他を教へて恐怖すれば乃至 戲笑にも波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは六種あり、色聲香味觸法なり、色とは若し比丘象色を作し若しは馬色、羶羊色、水牛色を作す、是の如き等の畏る可き色を作して比丘を恐怖せんに若しは怖れしめ能ひ若しは能はざる皆波逸提なり、是れを色と名づく。聲とは若し比丘象聲馬聲車聲步聲羶羊聲水牛聲を作す、是の如き等の畏るべき聲を作して他比丘を恐怖せんに若し恐怖せしむること能ひ若しは能はざる皆波逸

【三七】 婆俱羅、十六大藥叉の第十五に婆迦嚩大將あり、このことか。

【三八】 俱執、註六の三九參照。

【三九】 憍尸迦 (Kāśhika) 帝釋の異名、婆沙圖七十二に帝釋の異名八をあぐ。

【四〇】 現身亦當得漏盡所作已辦史不復受後有、今世に於いて煩惱を斷盡し作すべき事を作し後世迷の存れを受けずの意、巴利文に、*khinā jātī, vasiṭṭap, b' abhavesāyap, katarāp, kamajjap, nāpanap, āhātāya* (生は既に盡き梵行は既に作しとげられ作すべきことは既に作し、更に斯の如き生の爲に「還らざ」とする。

【三一】 結使、結及び使共に煩惱の異名なり、苦果を結成する故に結と云ひ人を迷界に驅使する故に使と云ふ。

【三二】 恐怖 (bhīms, peḍ) 恐怖せしむること。
【三三】 戲笑、冗談なり。

まへり、忍するや不や、足するや不や、乞食難からず道路疲極せざるやと、阿那律答へて言はく世尊忍足し乞食難からず道路疲れずと、是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、阿那律欲を離れ阿羅漢を得と雖も女人を共宿すべからず、熟食の人の欲する所の如く女人男に於いても亦是の如しと、種種の因縁もて呵責したまへり、女人の共宿すべからずと、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘女人と同舎に宿すれば波逸提なり。

二、「女」とは人女、非人女、畜生女是れなり、人女の若しは臥し若しは坐するを宿と名づく、象の若しは倚り若しは立つ亦宿と名づく、駝馬牛羊の若しは臥し若しは立つ亦宿と名づく、鵝、鴈、孔雀、鶏の若しは一脚にて立ち若しは頭を持して項上に置く亦宿と名づく、「舎」に四種あり、一切覆一切障、一切障不覆、一切覆不障、一切覆少障なり。

三、是の中犯とは若し比丘是の四種舎中に女人と共に宿すれば皆波逸提なり、若し起ちて還た臥せば更に波逸提を得、起きて還た臥するに隨ひて一一波逸提なり。不犯とは通夜坐して臥せざる、乃至他舎に女人ありて宿せる、孔猫子の入るを容るゝ處なる、是の中に宿するは波逸提なり、(六十五竟る)

66 怖比丘戒 (一一三〇)

一、佛離耶離國摩俱羅山中に在し爾の時侍者 象守比丘と俱なりき、諸佛の侍者の法は佛未だ房に入りたまはざるに先きに入ることを得ず、時に佛初夜露地に經行したまへり、爾の時小雨墮ち、釋提桓因是の念を作せり、佛今露地に在りて經行し小雨墮つ、我れ何んぞ變じて琉璃窟と作し佛をして中に在りて經行せしめざらんと、即ち變化して作す、佛中に在りて經行したまひ帝釋後に隨へり、佛の經行すること久し是の象主比丘風雨に惱まされ是の念を作せり、當に何んの方便を以つて

【四】 bhimsapona n. (怖畏戒) 四分巴利五十五戒、五分七十三戒、僧祇六十五戒。

【三】 象守 (Māgasmāna)、巴利經典以外は那伽波羅 (Nāgā) (Naga) と云ひし如し、佛の侍者たりし一人。

【二】 釋提桓因 (Śakra devānām Indra) 「天の主たる釋」の意にして略して帝釋とも云ふ、須彌山の頂上に住し初利天即ち三十三天の主なり。

食種種の莊嚴供養を辨じ即ち大好・好糖・被枕だしやうこうじょうけんを敷き即ち此の床の邊に更に一床を著けり、自ら身の爲の故に、是の女人初夜に比丘を請ひて不淨事を作さんとす、我れ當に汝の爲に供給して脚を捺せんと、比丘答へて言はく我れは是れ斷姪欲の人は是の事を説くこと莫れと、女人意に念ぜり此れ必ず欲有り、但だ初め疲極に至るを以つての故なりと、中夜に至りて更に語れり、猶故のごとく從はず、後夜に至りて復た語れり、亦故のごとく從はず地了時に至りて女比丘に語りて言はく、國王大臣の百の金錢を持ちて來る有るも我れ從ふを肯んせず、二百三百四百五百我れ亦從はず、我れ今夜に於いて三たび自ら相請ひ而も汝肯んぜず、汝は比丘の得べき所の法を必ず當に之れを得べし、若し爾するを欲せざれば我れを懲するが爲の故に我が施食を受けよと、阿那律念言せり、我れ道中に行けば必ず當に復食を須ふべしと、是の念を作し已りて即ち默然として受けたまへり、默然として受けたまふを知り已りて即時に飲食を辨じ自手に行水し自ら多美の飲食を與へて飽滿せしめ已り、手を洗ひ鉢を擗め竟るを知りて小床を取りて前に在りて坐し説法を聽かんとせり。時に阿那律女人の心の本末因縁を觀じ爲に次第の法を説き即ち座上に於いて 遠塵離垢とんじんりやくし法眼淨を得たり、是の女人法を見法を聞き法を知り法に入り疑悔を度して他に隨はず、佛法中に於いて自在心無所畏を得坐處より起ち頭面づめんもて阿那律の足を禮して言はく、我れ今日より佛に歸依し法に歸依し、僧に歸依す、我れ盡形佛の優婆塞うぱさいとならんと、時に阿那律更に爲に種種の法を説き示教利喜しまへり、示教利喜し已りて坐より起ち去れり、是れより已來此の家常に沙門釋子に衣服飲食を供給せり、是の姪女は少多阿那律を送り已りて便ち還れり。

爾の時阿那律漸く舍衛國しゑゑこくに到り衣鉢を脱して一處に著き往いて佛所に詣り頭面づめん作禮し一面に在りて坐せり、諸佛の常法として客比丘の來る有れば是の如き語を以つて勞問したまふ、忍するや不や、足するや不や、乞食難からず、道路疲極だうぢきよくせざるやと、佛即ち是の如き語を以つて阿那律を勞問した

【三】 遠塵離垢得法眼淨、汚れを離れ垢を離れたる法眼(眞理を見るの知見)を得ること、巴利文に *virajjati vīramāṇaṃ dhammānāṅkakkhamp nāpādi* と云ふ。

【四】 巴利律に、*es'ham bhante bhagvantaṃ savaṇṇaṃ gacchāmi dhammāṃ ca bhikkhavaṃsaṃ ca, upāsakaṃ meṃ bhante dhāretu s'jhaṃge j'jāpetaṃ sarāṇaṃ gataṃ* とす。

仰浮するやと、種種訶し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘、水中に戯すれば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは八種あり、一には喜を作し二には樂を作し三には笑を作し四には戲を作し五には水を弄び六には他をして喜ばしめ七には他をして樂しませ八には他をして笑はしむるなり。若し比丘喜を作さんと欲するが故に手を以つて水を拍てば波逸提なり、若し水中に於いて倒没し或は轉ずること魚の如く或は一臂兩臂にて浮び或は身踊り或は仰浮するは皆波逸提なり。若し比丘樂を作し笑を作し戲を作し水を弄び他をして喜ばしめ他をして樂しませ他をして笑はしめんと欲するが故に是の種類の浮戲を作せば皆波逸提なり。乃至盤上に水あり若しは坐床上に水あり指を以つて之に畫けば突吉羅なり。不犯とは若しは浮を學び若しは直渡するは不犯なり。(六十四竟る)

85 共女人宿戒 (一一二e)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時長老阿那律憍薩羅より遊行し舍衛國に向ひ一聚落の僧坊無き處に到り宿せんと欲せり、是の阿那律は本國王の子にして姓貴なるが故に小小事を問ふを憚ばず、又何人に問ふべく問ふべからざるかを知らず、聚落の諸の立てる年少を見て即ち往いて問ふて言はく、是の聚落中誰か能く出家の人に宿處を與ふるやと、時に聚落中に一姪女あり、是の年少比丘を戲弄せんと欲するが故に答へて言はく、某處に宿すべしと、即ち往いて女の門前に到り立ちて彈指せり、時に女人出でて看阿那律の端正にして威徳あり顔色可愛なるを見たり、見已りて姪欲心を起せり、女人問ふて言はく、汝何んの索むる所ぞと、答へて言はく宿を寄せられんことをと、女言はく得べしと、即ち入りて坐處を與へ共相に問訊し然る後乃ち坐せり、女人家人に勅して是の客に種種の飲

【10】水中戲 (udake bhassa-dhamma)。

【11】dutiya sahasayya 8.
(第二共宿戒) 四分四戒、巴利六、五分五十六、僧祇六十九戒。

一、佛舍衛國に在しき、兩の時波斯匿王に洗浴の浴あり、處處に一七堰を作す、時に十七群比丘共に相謂つて言はく、阿脂羅河上に至りて洗浴し去來せんと、十七群比丘中に一比丘あり禪定を得るが故に實には往くを樂しまざるも餘人の意を護る爲の故に去れり。諸比丘皆到阿脂羅河の岸上に到り衣を脱して河中に入り種種の戲を作せり、或は手にて水を拍ち或は倒れて没し或は魚の如く轉じ或は臂を掉り、或は兩手にて水を把り或は一手にて「或は」仰浮せり、是の洗浴の處王の殿上より悉く遙かに見ることを得、時に王、末利夫人と殿上に於いて五欲の樂を受け女妓を自ら娛めり、時に王遙かに十七群比丘の水中に在りて種種に戲するを見末利夫人に語れり、此れは是れ汝の尊重する所の者なり、水中に於いて是の如く種種の戲を作すと、夫人答へて言はく何を以つて此の年少を看よとのみ言ふや、王何んぞ摩訶迦葉・舍利弗・目犍連・阿那律を看よと言はざると。爾の時是の中の禪定を得るもの洗せずして別處に在りて坐禪し是の二語を聞けり、王語、夫人語なり、聞き已りて餘比丘に語りて言はく汝洗し已りて足復た更に洗ふこと莫れ當に岸に上りて衣を著け皆澡罐に水を盛滿して前に著き結加趺坐すべしと、是の如く教へ已りて即ち彼岸に上り衣を著し瓶水を盛滿して前に著き結加趺坐せり。時に得定者神通力を以つて瓶水をして各各前に在らしめて空中に去り諸比丘をして大坐し閉眼して後に隨ひて去らしめたり、時に末利夫人見已りて王に語りて言はく此れは是れ我が尊重する所の者なり、是の如き行乃至王の見ざる所の處を作すと、時に夫人即ち使を遣して佛所に詣り佛に白して言さく、是の王常に憙びて比丘の過罪を出す、此の水中洗戲を以つての故に願はくは諸比丘をして復た此の中に洗すること莫らしめたまへと。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに十七群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて十七群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け水中に種種の戲を作し、手を以つて水を拍ち倒没し或は魚の如く轉じ或は兩手に水を把り或は一手に「或は」

【七】 堰、せきなり。

【八】 阿脂羅河(Aśirvati)。

【九】 末利夫人(Mallikā)、摩利と寫す、勝鬘と譯す。

すること莫れ、別衆食べしじくすること莫れ、他請せざるに其の舎に入ること莫れ、非時に聚落ひじに入ること莫れ、僧伽梨そうがしを著せずして村邑むらに入ること莫れと、若し比丘答へて言はく、我れ迦絺那衣かぢなえを受くと、即ち復た言はく、若し比丘隨意に多く衣を畜へ、數數食し、別衆食し、他請はざるに其の舎に入り、非時に聚落に入り、僧伽梨を著せずして村邑に入る者は比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと、若し疑悔を起し若しは起さず、皆波逸提なり、是れを法と名く。若し比丘是の六事を以つて他比丘を疑悔せしむれば皆波逸提なり、是の六事を除き餘事を以つて他比丘を疑悔せしむれば突吉羅なり、若し比丘を除き是の六事を以つて、餘の因縁を以つて餘人を疑悔せしむれば皆突吉羅なり。

(六十二竟る)

63 擊 搥 戒 (一一二 a)

一、佛王舍城に在しき、爾の時十七群比丘中に一白衣の小兒あり笑を意ふ、時に十七群比丘笑を意ぶを以つての故に指を用つて 擊搥うてくろやくせり、小兒多笑し乃ち氣絶するに至り手足を動かすこと能はず便ち死せり。時に十七群比丘疑を生ぜり我等將た波羅夷を得ること無けんやと、是の事を佛に白せり、佛知つて故らに十七群比丘に問たまへり、汝何んの心を以つて作すやと、答へて言さく戲笑を以つての故なりと、佛言はく若し爾らば殺を犯さすと、諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與たろに結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘指を以つて他を擊搥すれば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮爇の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘一指を以つて他を擊搥すれば一波逸提、二三四五六七八九十指なれば十波逸提、若し木石を以つて他を擊搥すれば突吉羅なり。(六十三竟る)

64 水中戲戒 (一一二 b)

九十波夜提法を明すの八

【四】 atgūḍipatodaka s. (指搥戒) 四分五十三戒、巴利五十二、五分五十四、僧祇六十七戒。

【五】 擊搥 (atgūḍipatodaka) 指にてくすぐること。

【六】 Innesathamma a. (戲戒) 四分五十二戒、巴利五十三、五分五十五、僧祇六十六戒。

すと、若しは疑悔を起し若しは起さざる皆波逸提なり。又比丘他比丘に問ふて言はく、汝三十衆中に於いて具足戒を受くるや、五衆中に於いて具足戒を受くるやと、答へて言はく十衆中なりと、即ち復た言はく若し是の如き十衆中に具戒を受くれば是の人具足戒を得ず、若し具足戒を得ざれば比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと、若し疑悔を起し若しは起さざる皆波逸提なり。又比丘他比丘に問はん、汝界内に於いて具足戒を受けしや界外に受けしやと、答へて言はく界内に受くと、即ち復た言はく若し界内に受くれば是の人具足戒を得ず、若し具足戒を得ざれば比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと、若し疑悔を起し若しは起さざる皆波逸提なり、是れを受具足戒と名く。

犯とは若し比丘他比丘に語りて言はん、汝は僧伽婆戶沙罪を犯し、波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯す、若し比丘僧伽婆戶沙、波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯せば是の人は比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと、若し疑悔を起し若しは起さざる皆波逸提なり、是れを犯と名く。問とは、若し比丘他比丘に問はん、汝某聚落に入り某巷に行き、某家に至り某處に坐し某女人と共に語り、某比丘尼の坊に到り某比丘尼と共に語るやと、答へて言はく、我れ某聚落に入り某巷に行き某家に到り某處に坐し某女人と共に語り某比丘尼の坊に到り某比丘尼と共に語ると、即ち復た言はく、若し比丘某聚落に入り某巷に行き某家に到り某處に坐し某女人と共に語り某比丘尼の坊に到り某比丘尼と共に語る者は是の人は比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと、若し疑悔を起し若しは起さざる、皆波逸提なり、是れを問と名づく。物とは、若し比丘餘比丘に語らん、汝誰と同心に鉢を用ひ、誰と同心に衣を用ひ、戸鉤・時藥・夜分藥・七日藥・終身藥を用ふるやと、答へて言はく某と同心に鉢・衣・戸鉤・時藥・夜分藥・七日藥・終身藥を用ふと、即ち復た言はく、若し比丘某と同心に衣鉢戸鉤時藥夜分藥・七日藥・終身藥を用ふれば是の人比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと、若し疑悔を起し若しは起さず、皆波逸提なり、是れを物と名づく。法とは若し比丘他比丘に語らん、多く衣を畜ふる莫れ、數數食

【三】十衆五衆、具足戒を受けるには十人の僧中に受けるものと五人僧中に受けるものあり、後者は邊域の地に特別に許されるものなり。

れば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは六事あり、一には生二には受具戒三には犯四には問五には物六には法なり、生とは若し比丘餘比丘に問ふ、汝は何時生れしやと、答へて言はく某王の時生る、某大臣の時生る、某豊樂時某飢儉時某安隱時某疾病時に生ると、即ち復々言はく、若し人某王時に生れ某大臣時若しは豊樂飢儉安隱疾病時に生るれば是の人二十歳に滿たず、若し人二十に滿たずして具足戒を受くるを得ず、若し具足戒を受くるを得ざれば比丘に非らず沙門に非らず釋子に非らずと、若し他比丘疑悔を起し若しは起さず、皆波逸提なり。又比丘他比丘に問ふて言はく汝掖下えきかに何時毛を生ぜしや、口邊に何時鬚を生ぜしや、咽喉何時現はるやと、若し言はく、某王時某大臣時若しは豊樂・飢儉・安隱・疾病時に生ぜりと、即ち復た言はく若し人某王時某大臣時若しは豊樂飢儉安隱疾病時に毛を生じ鬚を生じ咽喉現はるれば是の人二十に滿たず、若し人二十に滿たずして具足戒を受くれば具足戒を得と名けず、若し具足戒を得ざれば比丘に非らず沙門に非らず釋子に非らずと、若しは疑悔を起し若しは起さざる皆波逸提なり、是れを生と名づく。

受具足戒とは若し比丘他比丘に問ふて言はく、汝何時具足戒を受けしやと、答へて言はく某王時某大臣時若しは豊樂飢儉安隱疾病時に具足戒を受くと、即ち復た言はく、若し人某王時某大臣時若しは豊樂飢儉安隱疾病時に具足戒を受くれば是の人具足戒を得ず、具足戒を得ざれば比丘に非らず沙門に非らず釋子に非らずと、若しは疑悔を起し若しは起さざる皆波逸提なり。若比丘他比丘に問はん、誰か是れ汝の具足戒の和上なる、誰か阿闍梨あじかりと作り、誰か教師を作ると、答へて言はく某和上と作り某阿闍梨と作り某教師と作ると、即ち復た言はく、若し某和上と作り、某阿闍梨と作り、某教師と作らば是の人具足戒を得と名けず、若し具足戒を得ざれば比丘に非らず沙門に非らず釋子に非

若し比丘受色・不受色・受不受色を以つてせず、毒藥を以つてせず、殺の爲の故に^{一〇}夏多殺・頭多殺を作し、^{一一}弑・網・擗・毘陀羅殺・似毘陀羅殺・斷命殺・墮胎殺・按腹殺・推著・水火中殺・推著・坑中殺を作し、遣して道中に死なしめ、乃至母胎中に初めて二根の身根命根を受くるを中に於いて方便を起して念じて死せしめんと欲し死すれば波逸提、若し即死せず後に是れに因つて死すれば波逸提、若し即死せず後因つて死せざれば突吉羅なり。(六十一竟)

62 疑惱比丘戒 (一一一)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘十七群比丘と共に鬪諍相罵し心和合せず、時に六群比丘十七群比丘と共に鬪諍相罵し已り六群比丘十七群比丘を疑悔せしめんと欲するが故に是の言を作せり、汝等二十歳に満たずして具足戒を受く、若し人二十歳に満たずして具足戒を受くれば具足戒を得と名けず、若し具足戒を得ざれば比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと。是の人は是の語を得已りて愁憂疑悔し啼泣せり、諸比丘問ふ、何んが故に啼くやと、答へて言はく六群比丘我れを疑悔せしめて云はく、我等二十に満たずして具足戒を受く、若し二十に満たずして具足戒を受くれば具足戒を得と名けず若し具足戒を得ざれば比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ずと、我等是の語を聞き疑悔する故に啼くと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行づ、是の事を聞きて種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け故らに他をして疑悔せしむるやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け故らに他をして疑悔せしむるやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘故らに餘比丘を^{一一}疑悔せしむ須臾時にても心を安隱ならざらしめんと、是の因縁を以つてし異なけ

【一〇】夏多殺等、已下註二の三五以下參照。

【一一】 bhūtocon 等、(故意戒) 四分六十三戒、巴利七十七、五分五十二戒。

【一二】 疑悔せしむ (krukr' coanā n'pachahatī) 疑念を抱かしむること。

て訶責したまへり、云何んが比丘と名け故らに畜生の命を奪ふやと、種種に訶し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘故らに畜生の命を奪へば波逸提なり。

二、「命を奪ふ」とは若しは自ら奪ひ若しは他に教へて奪ふなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは三種有り畜生の命を奪ひ波逸提を得、自・教・遣使なり、自とは若し比丘自ら作し自ら畜生の命を奪ふなり、教とは他に語りて言はく是の畜生を捉へ縛し打ちて殺せと、若し他教を受けて殺せば是の比丘波逸提を得、遣使とは若し比丘人に語りて言はく汝某畜生を識るや不^{いな}やと、答へて言はく識ると、汝往いて捉縛打して殺せと、使住いて捉縛打して殺せば比丘波逸提を得。又比丘三種あり畜生命を奪ひ波逸提を得、一には受色を用ひ、二には不受色を用ひ、三には不受色を用ふ、受色とは若し比丘手を以つて畜生の若しは足若しは頭若しは餘の身分を打ち念じて死せしめんと欲し死すれば波逸提なり、若し即死せず後に因つて死すれば波逸提なり、若し即死せず後に因つて死せざれば突吉羅なり。不受色とは若し比丘木瓦石刀稍^{さう}弓箭若しは木段・白鐵段・鉛錫段を以つて遙かに畜生に擲^{なげ}ち念じて死せしめんと欲し死すれば波逸提なり、若し即死せず後に是に因つて死するも亦波逸提なり、若し即死せず後に因つて死せざれば突吉羅なり。受不受色とは若し手を以つて木瓦石刀稍^{さう}弓箭木段・白鐵段・鉛錫段を以つて就いて打ち念じて死せしめんと欲し死すれば波逸提なり、若し即死せず後に因つて死すれば波逸提、若し即死せず後因つて死せざれば突吉羅なり。若し比丘受色、不受色、受不受色を以つてせず殺の爲の故に毒藥を以つて畜中の眼中耳中口中身上の瘡中に著^まき飲食中、臥處、行處に著き念じて死せしめんと欲し死すれば波逸提なり、若し即死せず後に是に因つて死するも亦波逸提なり、若し即死せず後に因つて死せざれば突吉羅なり。

【八】奪命 (vitha voropeti)。

【九】受色、不受色、内色、非内色と同じ、已下註二の三〇以下参照。

風時・雨時・作時・行時〔を除く〕なり。

二、「行」とは乃至半由旬（半由旬）を若しは來り若しは去るなり。

三、是の中犯とは若し比丘昨日來りて今日浴すれば波逸提なり、明日去らんと欲して今日浴すれば波逸提なり。若し半由旬に至りて來り去りて浴するは不犯なり。若し比丘是の六因縁無くして減半月に浴すれば波逸提なり、若し因縁有りて餘比丘に語らずして輒（たまたま）浴すれば突吉羅なり。（六十竟る）

61 奪畜生命戒（1109）

一、佛（ぶつ）維（ぢ）耶（ぢ）離（ぢ）國（こく）に在しき、爾の時維耶離國の諸王子園林中に出て射を學び門扇の孔を仰いで射し空中に箭（や）管相柱（かんじょう）へり、爾の時迦留陀夷中前に衣を著し鉢（ぼつ）を持して城に入り乞食せり、遙かに諸王子の是の如き射を作すを見たり、見已りて便ち笑へり、諸王子言はく、何を以つての故に笑ふや、我等の射好からずやと、答へて言はく好からずと、問ふて言はく汝能くするや不やと、答へて言はく能くすと、若し能くすれば便ち射せよと、迦留陀夷言はく我等の法弓箭（ほふく）を捉るべからずと、諸王子言はく此れに木弓あり用ふべしと、即ち木弓を與ふ、張る時飛鳥あり空中に廻旋す、迦留陀夷（てい）箭（や）を放ち圍遶して出するを得しめず、諸王子言はく何んが故に著てざると、答へて言はく射して著つる何んぞ難しと爲すに足らんと、諸王子言はく爾（なん）らず若し能く著つれば便ち應に著てしむべし、但だ虚語すること莫れと、即ち憍（けう）慢（まん）して言はく汝等射して何處に著てしめんとするやと、王子言はく右眼に著てしめんと欲すと、即ち右眼に著て是の鳥即死せり、爾の時諸王子皆慚愧（ぜんけい）妬瞋（た）恨（ん）みて言はく、沙門（さもん）釋子（しやくし）は能く故らに畜生の命を奪ふと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀（だうた）を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け故らに畜生の命を奪ふやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作や不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つ

【六】 *antidecapitina* # (故意有極戒) 五分五十一戒、第三波羅夷參照。

【七】 箭を鳥の周圍にのみ放ち鳥を出でざらしむることなるべし。

春殘一月半夏初一月是の二月半の大熱時、病時風時を除くなり」是の中犯とは若し風の因縁無くして浴すれば波逸提なり、若し風の因縁ありて浴するは不犯なり。

(5)佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘新染衣を著して城に入りて乞食し雨に値ひ衣濕り染汗身に著き疥癩を生じ浴するを得ざるが故に痒悶吐逆せり、諸比丘佛に白せり、願はくは世尊、雨の因縁の故に浴するを聽したまへと、佛言はく雨の因縁の故に浴するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘減半月に浴すれば因縁を除き波逸提なり、因縁とは春殘一月半夏初一月是の二月半の大熱時・病時・風時・雨時「を除く」なり。是の中犯とは若し雨の因縁無くして浴すれば波逸提なり、雨の因縁ありて浴するは不犯なり。

(6)佛阿羅毘國に在しき、爾の時諸比丘新佛圖を作り土を擔ひ泥・墾・埽・草等を持ち鹿泥・細泥・黑白泥を治し、浴するを得ざるが故に痒悶吐逆し疲極除かず、是の事を佛に白せり、願はくは世尊作の因縁の故に浴するを聽したまへと、佛言はく作の因縁の故に浴するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘減半月に浴すれば因縁を除き波逸提なり、因縁とは春殘一月半夏初一月是の二月半の大熱時・病時・風時・雨時「を除く」なり。作とは乃至五尺僧坊地を掃ふも亦名けて作とす。是の中犯とは若し比丘作の因縁無くして浴すれば波逸提、若し作の因縁なれば不犯なり。

(7)佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘橋薩羅より遊行して舍衛國に向へり、是の土地土塵多く行時塵土身に盆れり、浴するを得ざるが故に身體痒悶吐逆せり、是の事を佛に白せり、願はくは世尊行の因縁の故に浴するを聽したまへと、佛言はく行の因縁の故に浴するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘減半月に浴すれば因縁を除き波逸提なり、因縁とは春殘一月半夏初一月是の二月半の大熱時・病時。

【四】佛圖、佛塔(stupa)なり。

【五】原文、乃至掃五掃帚僧坊地なるも三本、宮藏により上の如くす、薩婆多論にも、作時者乃至掃僧坊五六尺名爲作時」とす、尙巴利律には造作時(Kammamattaya)とは下は房舍を掃除することを云ふ。(anubhava) (nivevajanā maticāna hoti) 云々。

比丘 減半月に浴すれば波逸提なり。「波逸提」とは煮障の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。是の中犯とは若し比丘未滿半月に浴すれば波逸提、若し滿半月に浴し若しは過ぎては不犯なり。

(2) 爾の時 春殘の一月半、夏初の一月、是の二月半は大熱時なり、諸比丘浴することを得ざるが故に身體垢痒し煩悶吐逆し是の事を佛に白せり、願はくは世尊是の如き大熱時には諸比丘の洗浴するを聽したまへと、佛言はく浴するを聽すと、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘減半月に浴すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは春殘一月半、夏初一月なり、是の二月半を大熱時と名く。是の中犯とは若し比丘未だ大熱時に至らざる時浴すれば波逸提なり、若し大熱時に浴するは不犯なり。

(3) 佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘病み酥油を以つて身に塗れり、浴するを得ざるが故に患痒し煩悶吐逆せり、諸比丘佛に白せり、願はくは病の因縁の故に浴するを聽したまへと、佛言はく今より病の因縁の故に浴するを聽す、病人を益利すること食の如く異なるなしと、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘減半月に浴すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは春殘一月半夏初一月、是の二月半の大熱時と病時を除くなり。病とは若しは冷發し風發し熱發し若し洗浴すれば差し得る、是れを病と名く。是の中犯とは若し比丘無病にして減半月に浴すれば波逸提なり、若し病すれば不犯なり。

(4) 佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘中前に衣を著し鉢を持して城に入り乞食せり、時に惡風起り衣を吹きて體より離し塵土身に塗れり、浴するを得ざる故に煩悶吐逆し是の事を佛に白せり、願はくは世尊風の因縁の故に浴するを聽したまへと、佛言はく今より風の因縁の故に浴するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘減半月に浴すれば因縁を除き波逸提なり、因縁とは

【二】減半月(Open'udhamma) 半月以内即ち半月を経過せぬ内の意なり。

【三】春殘一月半云云、註八の四七參照。

卷の第十六 (三誦之三)

九十波逸提の八

80 半月浴過戒 (一〇九。)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時瓶沙王に三種の池水あり、第一池中には王及び夫人洗し第二池中には王子大臣洗し第三池中に餘の人民洗せり。是の王得道し深く心に佛を信じ諸大臣に問へり、上人は洗するや不^なやと、答へて言はく亦洗すと、王言はく上人は應に我が池中にて洗すべしと。爾の時諸比丘常に初夜中夜後夜に數^{しばしば}數洗せり、一時瓶沙王洗せんと欲し守池人に語れり、人を除き淨せしめよ、我れ往いて洗せんと欲すと、卽の時餘人を除却し但だ比丘あり、知池の人は是の念を作せり、王は比丘を敬す、若し遺除すれば王或は當に瞋るべしと、便ち王に白して言さく、已に諸人を除き但だ比丘ありと、王言はく大いに善し上人をして先きに洗せしめんと、初夜中夜後夜に比丘洗し竟りて便ち去れり、知池人王に白して言さく、比丘已に去れりと、王卽ち往いて洗せり、王の法洗遅くして王洗し竟る時便^{よま}卽ち地了す。王浴し竟りて是の念を作せり、我れ城を出でて佛に見えざるべからずと、直ちに還りて城に入り卽ち佛所に詣り頭面禮足し却つて一面に坐せり、佛知つて故らに問ひたまへり、大王晨朝何んぞ來ると、時に王是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛爾の時王の爲に種種の法を説き示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默念としたまへり、王佛の説法を聞き已りて坐より起ちて頭而禮足し右邊して去れり。王去りて久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて諸比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け常に初夜中夜後夜に數數洗し灌頂^{くわんてい}刹利大王をして自ら池中に洗するを得ざらしむるやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし、若し

【一】 nāma 戒 (沐浴戒) 四分五十六戒、巴利五十七、五分七十、僧祇五十戒。

を以つて補ふに五三劫刺縫ちくしなれば一點に淨を作せ、若し直縫なれば各各に淨を作せ。若し比丘淨染衣を得て劫刺縫すれば即ち是れ淨なり、五五不淨物補なれば不淨物を摘し僧に還與し淨染すれば如法壞色染なり、不淨段物とは如法色に非らず一尺二尺の故に不淨段と云ふ、此の衣壞するを以つての故に段を以つて之れを補ふなり、皆應に劫刺すべし、若し直縫するは衣。主命終せば應に此の直縫を摘して僧に與へ乃ち此の衣を以つて看病人に與へ五六一點三點以つて淨せよ、此れ不淨色の故に、淨して劫刺せよ、是れ佛の如法に畜用するを許したまふ所なり。直縫を得ざる所以は是れ世人の衣法なるを以つての故に劫刺を以つて俗に異するなり。(五十九竟る)

【五四】 却刺縫、直縫、衣の縫方にこの兩者あり、劫刺縫とは所謂カヘン針にして直縫は普通の縫方なり、比丘の衣は劫刺縫すべきである、これ丈夫なると俗と異ならしめる爲である。

淨衣に不淨の布地を縫ひつける時劫刺縫ればその布地幾切れありとも一點に壞色すればよく直縫ればその切れ毎に點淨すべ。

【五五】 不淨物補、淨染衣に淨染せざる布を縫ひ合はせるなり。

【五六】 點淨、壞色の法に染淨と點淨とあり、點淨は色を以つて點して衣の標識とするこゝにしてこれに一點淨と三點淨あり、一個の點をなすと三三個の點をなすと、詳しくは薩婆多論第八參照。

59 潘 新衣戒 (二〇八。)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時王舍城の人 龍電の因縁を以つての故に一月會を作し最後の日に會を設け伎兒伎を作し應に多くの價値を與ふべし。爾の時六群比丘共に相謂つて言はく往いて看去來せんと、皆言はく意に隨はんと、即便ち俱に往いて一面に在りて立ち人を遣して伎人に語りて言はく、是の中所謂物有れば我等と分つべし、若し與へざれば我汝の會を壞すと、使即ち往いて語る、汝の所得物を我等と分つべし、若し與へざれば當に汝の會を壞すべしと、問ふ誰か是の語を作すやと、答へて言はく沙門なり、問ふ何んの沙門なる、答へて言はく釋子沙門なりと。伎人共に相謂つて言はく、我等今觀者の心を牽き伎樂已に調ふ、若し大樂師有りとも尙能く壞せず、何に況んや釋子沙門をや、汝に分を與へずと、使即ち還り報す、汝に分を與ふるを肯んせずと。已に與へざるを聞き即ち異衣を張りて幔を作り異衣は障を作り異衣は敷を作り是の中に白衣の服を著し結伽跏坐し辯才莊嚴に佛を讃じ法を讃じ僧、聖戒を讃ぜり。是の中人あり大衆中より起こり試みに往いて之れを見る、是の如く第二第三も(往看し)、會處皆な空となり來りて比丘に就き法を聞き味を得て復た還り去らず、是の中即ち空となる。爾の時伎人應に大いに價を得べくして即ち復た得ず、共に相問ふて言はく、彼の中は是れ誰れぞと、答へて言はく沙門釋子なりと、即ち訶責して言はく、是れ沙門の法を失ひ沙門の法を燒く、盡く我等所得の財物を奪ふと、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と。佛種種の因縁を以つて六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け淨染を作さざる衣を著するやと、佛但だ訶責して未だ結戒したまはず。

(2)佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘橋薩羅國より遊行し舍衛國に向へり、估客衆と俱に險道を度

【四八】 dabbā-pāṭaṅga 戒、巴利五十八、五分七十七、有部五十八、僧祇四十八戒。
 【四九】 龍電、電はへうなり。龍の因縁による會については有部律參照。

若し比丘若しは賣、若しは似賣を自ら 捉擧し人に教へて捉擧すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは若しは賣若しは似賣僧坊内に在り若しは住處内に在れば是の如き心を以つて 取れ、有未來らば當に還すべしと、是の事應に爾すべきなり。

二、「僧坊内」とは物僧坊の壁内・籬内・塹内・障内に在るなり、「住處内」とは白衣請する所の住處なり。

三、是の中云何んが不犯なる、若し物僧坊内に在り若し淨人を得れば教へて取り 看擧せよ、若し淨人を得ざれば應に自ら取りて看擧すべし、若し來りて索むる者有らば應に問ふべし、汝の物何んの相有りやと、若し相を説き是なれば應に還すべし、若し是ならざれば應に答ふべし、是の如き物なしと。若主未だ來らず是の比丘因縁ありて行かんと欲すれば是の中に舊住の善好比丘有れば應に語りて言ふべし、我れ他の所忘物を得たり、汝取りて看擧せよと。來りて索むる者あれば相を問ひ是なれば應に還すべし、若し是ならざれば答ふべし、是の如き物無しと。若し五六歳を過ぎて主の來りて索むるもの無ければ應に四方僧物中に施して用ふべし、若し後主の來り索むるあらば應に四方僧物を取りて償ふべし。

是の物住處に在れば若し淨人を得れば教へて取り看擧せよ、若し淨人を得ざれば自ら取り看擧せよ、若し來りて索むる者あれば應に相を問ふべし、是なれば應に還すべし、是ならざれば應に答ふべし、是の如き物無しと。若し是の比丘因縁ありて去らんと欲すれば是の中に若し舍主の善好男女あれば應に語りて言ふべし、我れ此の中に他の是の物を得たり、汝取りて看擧せよ、若し索むる者あらば相を問ひ是ならば應に還すべし、是ならざれば答ふべし、是の物を知るなしと。若し五六歳を過ぎて來り取る者無ければ是の住處の若しは少坐床・大床・床板に應に用ひて作るべし、若し後に來りて索むる者あらば應に是の床坐を取りて用つて還すべし、是の事應に爾すべきなり。(五十八寛る)

【八一】 捉擧 (ugghanati) 拾ひ上げる意なり。
【八二】 以是如心取、是の如き心をもつて拾ひ上げこれを保管せよとの意なり。
【八三】 有主 (yassa bhavissati so = sikkhā) 所有主なり。
【八四】 僧坊内 (ajjhāraṇe)。
【八五】 住處内 (ajjāvāsatho)。
【八六】 看擧、巴利律に「色或は相にてしるしをなし藏置に告示すべし」(cāppana vā nī-mā tenna vā suññāṃ katvā nikkhīdī vā soikkā-jibbvaṃ) と云ふ如くしらべて藏ひ置くことなり。
【八七】 遺失物の形を聞きそれが拾得物と一致する時は索むる者に還すべしの意なり。

説せり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、是の如き罪惡及び是れに過ぐるの罪皆金銀寶物を取るが故に由ると、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし、

「若し比丘若しは寶若しは似寶を自ら取り教へて取れば波逸提なり」。

「寶」とは錢・金・銀・硨磲・瑪瑙・琉璃・眞珠なり、「似寶」とは銅・鐵・白鐵・鉛・錫・僞珠なり、「自ら取る」とは自手に取るなり、「教へて取る」とは他に教へて取るなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

是の中犯とは若し比丘他の錢・金・銀を捉擧すれば波逸提なり、他の硨磲・瑪瑙・琉璃・眞珠を捉擧すれば波逸提なり、若し比丘似寶物あり、男子の莊嚴具、女人の莊嚴具、器仗・鬘具を作る、是の物を捉擧すれば波逸提なり、僞珠を捉擧すれば突吉羅なり。

(3) 佛舎衛國に在しき、爾の時舎衛城に節日到り諸白衣種種の飲食を辦じ園林中に出づ、時に毘舍佉鹿子母五百金錢直の莊嚴身具を著し城を出で、遊戯し還りて城に入らんと欲せり。是の鹿子母佛及び衆僧を信樂するが故に是の念を作せり、城を出で、佛に見えずして還り城に入るべからずと、又我れ是の如き莊嚴具を著して往いて佛所に詣るべからずと、即ち嚴具を脱して衣中に裹著し小婢に與ふ、與へ已りて佛所に詣り頭面禮足し一面に坐せり、佛種種の說法を以つて示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默然したまへり、鹿子母佛の說法を聞き已りて坐より起ち頭面禮足し右邊して去れり。佛善く說法したまひ小婢佛の法味を聞くが故に即ち莊嚴具を忘れ去れり、佛是の衣裏を見て阿難に語りたまへり、汝是の中を看何物有りや取擧せよと、阿難淨人に語りて聞き看還だ裏みて擧せしめたり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

【三】 寶 (ratana)。

【三】 似寶 (ratana-sammatu) 寶と見なされるもの、卽ち、四分律には寶莊嚴と云ふ。巴利には單に「諸人の喜び用ふるもの」(Yoga manussamam n' abhisajja-ibhogam) と云ふ。

【四】 白鐵、すず(錫)なり。

り、今我れ罪に墮して便ち是の語を憶す、此の惡毒蛇今我が身に於いて能く何事を作さん、必ず我が命を噉はん、是の寶の爲の故に王盡く我が所有の財物を奪ひ垂んど當に命を奪はんとすと。王是の念を作せり、必ず當に是れ佛と阿難なるべしと、王言はく汝去れ命に於いて無畏なり、汝に金錢五百を賞す、是の急中に於いて佛語及び阿難の所言を説く故に死より脱するを得と。時に是の衆中の大臣大官大聲に唱言せり、甚だ希有の事なり、佛語を憶するが故に便ち死を脱すと、諸比丘是の事を聞きて佛に向ひて廣説せり、佛言はく、重物を取れば是の如き罪及び是れ過ぐる罪を得、皆寶物を取るに由るが故なり、佛但だ訶責して未だ結戒したまはず。

(2) 佛維耶離に在しき、爾の時諸童子等城を出で園林中に詣り射を學べり、門扇の孔を射するに仰いで空中に射し、管管相柱へり。爾の時跋難陀釋子早起し衣を著し鉢を持って城に入り乞食せんと欲せり、諸童子遙かに見て共に相謂つて言はく、此の跋難陀釋子喜んで惡罪を作す、若し罪を見られ罪を聞かれ罪を疑はれるも慚愧なく厭足無し、我等今當に試看すべしと、即ち寶物の價直一千たるを以つて放ちて道中に著き捨て、遠く遙かに看たり、時に跋難陀釋子は寶物所に到りて四顧するに人無く取りて腋下に著けり、諸童子見て即ち往々圍遶し捉へて言はく、汝比丘の法として他物の與へざるを便ち偷取すやと、答へて言はく偷せずと、何んが故に取るやと、我れ糞掃物と謂ふが故に取ると、諸童子言はく、云何んが寶物に糞掃取を作すやと。諸童子念ぜり此の惡人當に將ゐて衆官に詣るべしと、是の念を作し已りて將ひて衆官に詣る、衆官問ふて言はく、汝實に偷するや不やと、答へて言はく偷せず糞掃取を作して取ると、衆官又言はく、寶物に糞掃取を作し得る者有ること無しと、衆官は是れ佛弟子にして佛を信樂するが故に是の語を作せり、比丘云何んが偷を作せん、諸童子輩必ず當に虛妄すべしと、即ち言はく汝去れ、後ちに復た爾すること莫れ、諸露地に寶を與へず取ること莫れと。時に跋難陀是の惡事を作し已りて還りて諸比丘に向ひて是の事を廣

【三】管、やはず(箭末)なり。

群・牛羊群・車業・輦輿・人民・奴婢を作せり。是の人先きに相可からざる者あり、大舍を作り其の生業を妨ぐるを見て、是の人妬嫉して便ち王に白して言さく、是の中先きに貧窮の賤人あり、卒に富相を見はし、大堂舎・金肆・銀肆・客作肆・銅肆・珠肆・象群・馬群・牛羊群・車乘・輦輿・人民・奴婢を作す、是の人必ず當に大寶藏を得王に語るを欲せざるなりと。王即ち喚びて問へり、汝寶藏を得るやと、答へて言さく得すと、王念ぜり是の人拷治せられずんば云何んが實を説かんと、即ち有司に勅して盡く財物を奪ひ縛して、標頭に著け若し寶藏を得て王に語らざれば皆是の如く治せしむ、是の教へを作し已りて即ち財物を奪ひ縛して標頭に著け誰か寶藏を得て王に語らざる者は皆是の如く治せんと(説けり)。是の人は是の言を作せり、毒蛇なり阿難、惡毒蛇なり世尊と、諸人語りて曰はく、汝是の語を作すこと莫れ、毒蛇なり阿難、惡毒蛇なり世尊と、汝應に是の語を作すべし、誰か寶藏を得て王に語らざる者は皆此の分ありと。是の人一心に佛を念じて是の言を作せり、毒蛇なり阿難、惡毒蛇なり世尊と、時人王に白せり是の人標頭にて是の如き語を作す、毒蛇なり阿難、惡毒蛇なり世尊と、王即ち喚びて問へり汝を標頭に縛すに實に是の語の毒蛇なり阿難、惡毒蛇なり世尊といふを作すや不やと、是の人答へて言はく、大王我れに無畏施せば我れ當に實を説くと、答へて言はく汝に無畏を與へんと、即ち言はく、是の寶藏あり、我れ先きに貧賤にして山下に麥を刈れり、二比丘あり共に來りて山を上る、一は前に在りて行き一は後に在りて行く、前行比丘是の藏を見る時は是の言を作せり、毒蛇なり阿難と、語り已りて直去して物所に到らず、亦取を取らず、後行の比丘も亦見復た是の言を作せり、惡毒蛇なり世尊と、語り已りて直去し物所に到らず亦物を取らず。我れ是の二語を聞き即ち是の念を作せり、我れ未だ曾て沙門釋子の毒蛇惡毒蛇を見ずと、尋いて便ち往いて看是の寶藏の水の爲に突たるを見たり、見じりて歡喜し即ち車輿衣囊を以つて取りて家中に著き富貴相を現じ大堂舎・金肆・銀肆・客作肆・銅肆・珠肆・象馬群・牛羊群・車乘・輦輿・人民・奴婢を起こせ

【三】 標頭、斷頭蓋のことか。

與ふるなり、「共事」とは二種の事あり法事財事なり、「共宿」とは四種の舍内に共宿するなり、舍とは若しは一切覆一切障、一切障不覆、一切覆半障、一切覆少障なり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘滅擯沙彌に法を教へ若し偈説すれば偈偈波逸提なり、若し經説すれば章波逸提なり、若し別句説すれば句句波逸提なり。若し滅擯沙彌に従ひて經の讀誦を受くるも亦是の如し。若し滅擯沙彌に鉢を與ふれば波逸提、若し衣・戸鉤・時藥・夜分藥・七日藥・盡形藥を與ふれば皆波逸提なり、若し滅擯沙彌より衣・鉢・戸鉤・時藥・夜分・七日・盡形藥を取れば一一皆波逸提なり。四種の舍中に共宿すれば波逸提なり、起き已りて還た臥すれば起き還た臥するに隨ひて一一波逸提なり、通夜坐して臥せされるも亦波逸提なり。(五十七竟る)

58 提 覆 戒 (一〇七b)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時世尊乞食の爲の故に早起し衣を著し鉢を持し阿難後に從ひ王舍城に入りたまへり、時に天大いに雨り水突ち三五ぶごう伏藏出で多く寶物あり、爾の時世尊乞食し食し已りて耆闍崛山きじやくせんに還りたまひ、佛是の藏に多く寶物あるを見たまへり、佛前に在りて行き阿難後一尋に隨ひて徐行せり、阿難自ら我れ若し佛に近づけば口氣脚聲或は佛を惱まさんと念するが故に、佛是の藏を見て阿難に語りて言はく、毒蛇なり阿難と、是の語を作し已りすなは即便ち直過し物所に往きたまはず、阿難見已りて白して言さく、惡毒蛇なり世尊と、是の語を作し已りすなは即便ち直過し物所に往かず。是の山下に一貧人の麥を刈るあり、是の二種の語を聞きて是の念を作せり、我れ未だ會て沙門釋子の毒蛇惡毒蛇を見ず今當に往いて看るべしと、即ち往いて藏の水の爲に突出せるを見、見已りて歡喜して言はく、沙門釋子の毒蛇は皆是れ好物なりと、即ち車輿衣囊を以つて日を及びて取り家内に著き是の寶物を以つて富貴の相を現はせり、謂はく大舍・金肆きんし・銀肆・客作肆・銅肆・象肆・馬

【四】 rithna s (寶戒) 四分八十二戒、巴利八十四戒、五分六十二、有部、四藏五十九、僧祇四十九戒。第十八捨墮參照。

【五】 伏藏、地中に没せるものなり。

捨つるを肯んせず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、摩伽沙彌に滅擯羯磨を與へんことを、是れを白と名く、是の如く白四羯磨し、

僧摩伽沙彌に滅擯羯磨を與へ竟んぬ、僧忍じたまへり、忍默するが故に、是の事は是の如く持す。
 (2) 佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘是の沙彌の滅擯され已りたるを知り便ち畜へ經恤し事を共にし宿を共にせり、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け是の滅擯沙彌を知りて便ち畜へ經恤し事を共にし宿を共にするやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け滅擯沙彌を知りて便ち畜へ經恤し共事共宿するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し沙彌是の語を作さん、我れ佛の法義を知る、姪欲を行ずるは能く道を障げずと、諸比丘應に是の如く沙彌を教へて言ふべし、汝是の語を作すこと莫れ、我れは佛の法義を知る、姪欲を行ずるは能く道を障げずと、佛を謗すること莫れ、佛を謗するは不善なり、佛は是の語を作したまはず、汝當に知るべし、佛は種種の因縁もて訶責したまふ、姪欲は能道を障礙す、汝當に是の惡邪見を捨つべしと。苦し是の沙彌諸比丘是の如く誦する時堅持して捨てざれば諸比丘應に再三教へて是の事を捨てしむべし、再三教ゆる時若し捨つれば善し、捨てざれば諸比丘應に是の如く沙彌に語るべし、汝今より佛は是れ我が師なりと言ふべからず、亦諸比丘の後に隨ひて行くべからず、諸の餘沙彌比丘と共に同房し二宿し得るも汝は今得ず、癡人滅し去れ、此に住すべからずと、若し比丘是の滅擯沙彌を知りて便ち畜へ經恤し共事共宿すれば波逸提なり。

二、「知る」とは自ら知り若くは他より聞き若しは沙彌自ら説くなり、「畜ふ」とは持して弟子と作し自ら和尙若しは阿闍梨と作るなり、「經恤」とは若しは衣・鉢・戸鉤・時藥・夜分藥・七日藥・終身藥を

【三】 滅擯沙彌(nānā'sa saṃma-nuddesa)。

【四】 經恤、巴利律に upaṭṭheyya vā upaṭṭhāpeyya vā (慰撫し或は給仕し)と云ふ。

なり、若し經說すれば章章波逸提なり、若し別句說すれば句句波逸提なり。若し擯人に從ひ問誦愛學するも亦是の如し、財事を共にするとは若し比丘擯人に鉢を與ふれば波逸提なり、衣・戶・時藥・夜分藥・七日藥、盡形壽藥を與ふれば皆波逸提なり、若し擯人より衣鉢を取れば波逸提なり、乃至盡形藥を取れば皆波逸提なり、若し四種舍中に宿臥を共にすれば波逸提なり、起ち已りて還た臥すれば起臥に隨ひ一一波逸提なり、若し通夜坐して臥せざれば突吉羅なり。(五十六竟る)

57 隨擯沙彌戒 (一〇六。)

一、(1) 佛舍衛國に在しき、爾の時沙彌あり、摩伽と名づく、是の如き惡邪見を生ぜり、我れ佛の法義を知る、姪欲を作すは能く道を障げすと、諸比丘是の事を聞き佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集めたまへり、汝等當に摩伽沙彌を約勅すべし、汝是の語を作すこと莫れ、我れ佛の法義を知る、姪欲を作すは能く道を障げすと、汝佛を謗すること莫れ、佛を謗するは不善なり、佛は是の語を作したまはず、佛は種種の因縁もて姪欲の能く道を障ぐるを説きたまふ、汝當に是の惡邪見を捨つべしと、諸比丘言はく、是の如くせん世尊と。即ち往いて沙彌を訶して言はく、汝是の語を作すこと莫れ、我れ佛の法義を知る、姪欲を作すは能く道を障ぐることを佛を謗すること莫れ、佛を謗するは不善なり、佛は是の語を作したまはず、佛は種種の因縁もて姪欲は能く道を障ぐることを説きたまふ、汝是の惡邪見を捨てよと。諸比丘再三教へ已りて捨てしむること能はず、即ち坐より起ちて來りて佛所に詣り頭面禮足し佛に白して言さく、世尊、我等摩伽沙彌を約勅して惡邪見を捨てしめんとし捨てしむること能はずして坐より起ち來ると、佛言はく、汝等應に摩伽沙彌に減擯羯磨を與へよ、惡邪見を捨てざる故に、若し更に是の如き沙彌あらば亦應に是の如く治すべし。減擯羯磨の法は一心和合僧中に一比丘唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の摩伽沙彌惡邪見を生じ僧已に約勅し二惡邪見を捨てしめんとす、而も

【二八】時藥、已下註七の五十以下參照。

【二九】Ten-jāṭaka (カンダカ戒) 四分巴利七十戒、五分五十、僧祇四十七戒、前戒參照。
【三〇】摩伽、巴利には Magadha とす。第五十五波逸提參照。

【三一】減擯羯磨、註四の二〇參照。

はず、佛は種種の因縁もて障道法は能道を障すと説きたまふ、汝當に是の惡見を捨すべしと、諸比丘是の如く教ゆる時堅持して捨てざれば諸比丘當に再三教へて此の事を捨てしむべし、再三教ゆる時捨つれば善し、捨てざれば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮燻の覆障にして若し悔過せざれば能く道を礙す。

三、是の中犯とは是の比丘を初に應に軟語にて約勸すべし、若し軟語約勸して捨つれば突吉羅の悔過を作さしむべし、若し捨てざれば應に白四羯磨びやくしこんぼして約勸を作すべし、約勸の法は一心和合僧中に一比丘唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の阿利吒比丘惡邪見を生じ是の如き言を作す、我れ佛の法義を知る、障道の法を作すも能く道を障せずと、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧阿利吒比丘を約勸して惡邪見を捨てしめんことを。

是れを白と名く、是の如く白四羯磨し、

僧阿利吒比丘に惡邪見を捨つるを約勸し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

と、是の中佛説きたまへり、是の比丘を應に第二第三約勸して是の事を捨てしむれば是れを約勸と名け是れを名けて教を爲し是を名けて約勸教と爲すと、若し軟語約勸して捨てざるは未だ犯ならず、若し初説の説未だ竟らず、説竟る、第二説の説未だ竟らず、説竟る、第三説の説未だ竟らず、非法別衆・非法和合衆・似法別衆・似法和合衆・如法別衆・異法・異律・異佛教にて約勸して捨てざるは未だ犯ならず、若し如法・如律・如毘尼・如佛教にて三たび約勸し竟りて捨てざれば波逸提なり。(五十五竟る)

【三】 已下第十二、十三僧殘の下参照すべし。

【註】 1. Kkhittasambhoga B. (隨捨置戒) 四分巴利六十九戒、五分四十九、僧祇四十六戒。前戒参照。

法義を知る、障道法を作すも道を障ぐるること能はずと、汝佛を誘ふること莫れ、佛を誘ふは不善なり、佛は是の語を作したまはず、佛は種種の因縁もて障道法は能く道を障ぐと説きたまふ、汝是の悪邪見を捨つべしと。是の教を作して此の事を捨てしめんとす、第二第三も亦是の如く教ゆ、諸比丘再三教へ已りて捨てしむること能はず、即便ち起ち去り往いて佛所に詣で頭面禮足し一面に坐し佛に白して言さく、世尊我等阿利吒比丘を教へて是の悪邪見を捨てしめんとし捨てしむること能はず、我等便即ち起ち來れりと、佛言はく汝等應に羯磨を作して阿利吒比丘を擯すべし、悪邪見を捨てざるが故に、若し餘比丘ありて悪邪見を捨てざる者も是の如く治すべし。不捨悪邪見擯羯磨を作すの法は、一心和合僧中に一比丘僧中に唱言せよ。

大徳僧聽きたまへ、是の阿利吒比丘は是の如き悪邪見を生じて言はく、我れ佛の法義を知る、障道の法を作すも道を障すること能はずと、僧已に約勅して悪邪見を捨てしめんとして而も捨つるを肯んせず、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、阿利吒比丘に不捨悪邪見羯磨を與へんことを、
 二、汝幾許の時悪邪見を捨てざるに隨ひ僧勸所の時に隨ひて與に擯羯磨をさんと。

是れを白と名づく、是の如く白四羯磨し

僧阿利吒比丘に不捨悪邪見擯羯磨を與へ竟んぬ、僧忍じたまへり、默然したまふが故に、是の事是の如く持す。

と、諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘是の言を作さん、我れ是の如く佛の法義を知る、「障道法を作すも道を障すること能はず」と、諸比丘應に是の如く彼の比丘に教ゆべし、汝是の言を作すこと莫れ、我れは是の如く佛の法義を知る、障道法を作すも道を障すること能はずと、汝佛を誘ふること莫れ、佛を誘ふは不善なり、佛は是の語を作したま

【二】 汝の邪見を捨てざる時間、それだけの時間中擯羯磨をなすの意。

【三】 障道法 (cālarāyika dhamma) 覺りを得る障となるもの即ち妄語淫欲の如きなり、是の如き法は實は覺りの障礙に非ずとの邪見を抱くなり。

丘なみの與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘未受大戒人と舍を、共にして宿せんに二夜を過ぎれば波逸提なり。

二、「未受大戒人」とは比丘比丘尼を除き餘の一切人は是れなり。「舍」に四種あり、一には一切覆一切障、二には一切障不覆、三には一切覆半障、四には一切覆少障なり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘未受大戒人と四種舍中に宿し二夜を過せば波逸提なり、起き已りて還た臥すれば起き還た臥するに隨ひて一一波逸提なり、若し通夜坐すれば不犯なり。

四、時に比丘有り病みて沙彌をして供給看病せしむ、是の比丘第三夜に至りて沙彌を驅し去る、是の病比丘人の看るもの無き故に死に垂せり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め儲比丘に語りたまへり、應に沙彌を喚び病比丘の所に在りて立ちて臥せしむることなからしむべしと、有病比丘の沙彌小にして久しく立ちて地に倒れ便ち臥せり、佛言はく病比丘は不犯なり、是の中不病比丘有らば臥すべからずと。(五十四寛る)

55 惡見道障戒 (一〇事六)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時 阿利吒比丘惡邪見を生じて言はく、我れは是の如く佛の法義を知る、障道法を作すも道を障ぐるさまたること能はずと、諸比丘是の事を聞き佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、汝當に阿利吒比丘を勸やうやくして言ふべし、汝是の語を作すこと莫れ、我れ佛の法義を知る、障道法を作すも障道する能はずと、佛を誘すること莫れ、佛を誘するは不善なり、佛は是の語を作したまはず、佛は種種の因縁もて障道法は能く障道すと説きたまふ、汝是の惡邪見を捨すべしと、當に三たび教へて是の事を捨てしむべしと、諸比丘言はく是の如くせん世尊と。即ち往いて阿利吒比丘を約勸して言はく、汝是の語を作すこと莫れ、我れ佛の

【17】共宿(samsayyam ka-puet.)。

【18】一切覆一切障、覆は上を覆ふこと、障は横を圍ふこと。

【19】Arifhū s. (阿利吒戒) 四分巴、六十八戒、五分四十八、僧祇四十五戒、第十三僧殘第七十八波逸提參照。

【10】阿利吒(Arifhū)。

小の房中に到りて住す、時に客比丘の來るありて是の念を作せり、大房中には必ず上座滿てん、我れ當に邊小房中に向はんと、是の念を作し已りて即ち邊小房中に向ひ到り已りて警欬して門を打ち問ふて言はく、此の中誰かあるやと、答へて言はく、我れは是れ羅睺羅なりと、比丘言はく出で去れと、即便ち出で去りて第二房中に到る、復た更に驅出され第三房中に到り復た更に驅出さる、羅睺羅是の念を作せり、我れ至る所の房舎皆驅出さる、今當に往いて佛の厠屋中に至らんと、即ち厠屋中に至り厠板を枕として臥せり、地下に蛇あり先きに出でて在らず、後夜大風雨墮る、蛇苦惱を得て即ち還りて窟に向へり。時に佛羅睺羅の臥するを憶したまひ、若し我れ覺まさされば正爾に蛇の爲に害せらるべしと、佛即ち三昧に入り自房内に没し厠邊に住したまひ、即ち神力を以つて龍聲を作したまへり、羅睺羅便ち覺む、佛知つて故らに問ひたまへり、汝は是れ誰ぞやと、答へて言さく我れは羅睺羅なりと、何んが故に此に在りやと答へて言はく臥せるなりと、問ふ何んが故に此の中に臥するやと、答へて言はく餘に宿する處無しと、佛言はく汝出でよと、即便ち出で來れり、佛右手を以つて羅睺羅の頭を摩し是の偈を説いて言はく、

汝は貧窮の爲ならず 亦富貴を失はず 但だ道を求むる爲の故に 出家す應に忍苦すべし
と、是の偈を説き已りて佛即ち臂を捉へ將ひて自房に至りたまへり。

時に佛獨り床上に坐して大坐したまへり、佛竟夜入禪したまひ聖默を用つて地了に到り已り是の因縁を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、是の沙彌は憐愍すべし、父母無きに若し慈愍せざれば何に縁つて活を得ん、若し惡獸に値大苦惱を得れば是の親里必ず瞋りて言はん、諸沙門釋子は但だ能く沙彌を畜へて守護すること能はずと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、今より二事の利の爲の故に未受大戒の人と二夜共宿するを聽す、一には沙彌を憐愍するが故に、二には白衣の寺中に來至する有らん應に房を與へて宿せしむる爲の故に、十利を以つての故に比

不^{いな}やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け欲を與へ已りて後に悔するやと、種種の因縁もて訶し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘如法僧事に欲を與へ竟り後に悔して言はん、我れ與ふべからずと、波逸提^{はいだいて}なり。

二、「僧事」とは所有の僧事なり、若しは白羯磨^{びやくげま}、白二羯磨^{びやくにげま}、白四羯磨^{びやくしげま}、若しは布薩^{ふさく}、自恣^{じし}、若しは羯磨十四人なり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘如法僧事に欲を與へ竟りて後悔して言はん、我れ與ふべからずと、波逸提なり、若し比丘僧の如法事の若しは白羯磨^{びやくげま}、白二羯磨^{びやくにげま}、白四羯磨^{びやくしげま}、布薩^{ふさく}、自恣^{じし}、十四人羯磨に欲を與へ後に悔して言はん、我れ欲を與ふべからずと、波逸提なり、心に隨ひて悔して言はば一一波逸提なり。(五十三竟る)

54 共未受具人宿過限戒 (一〇五b)

一、(1)佛阿羅毘國^{あらかひこく}に在しき、爾の時諸賢者齋日に隨ひ寺中に至りて齋法を受け通夜燃燈し跏趺^{かふた}して坐せり、法を聽かんが爲の故に。時に諸の上座比丘初夜に大坐し中夜時に至りて各各房に入り、諸年少比丘及び諸沙彌は說法堂中に在りて宿し一心に臥せず躰^{たう}眠^{めん}し寢語^{しんご}し大喚^{たいわん}し掉臂^{たうひ}せり、諸賢者言はく是の尊衆の一心に眠臥せざるを見よと、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀^{だうだ}を行づ、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに阿羅毘比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不^{いな}やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け未受具戒の人と共に宿するやと、佛爾の時但だ訶責して未だ此の戒を結したまはざりき。

(2)佛舍衛國に在しき、爾の時沙彌羅睺羅^{さしやろ}を諸比丘房より驅出して共宿せず、羅睺羅即ち去りて邊

【三】 如法僧事 (dhammicam kamma)、如にかなふる羯磨なり。
【四】 後悔言、巴利戒本に *paṇoḥā khīṇamāhamaṅga āpaṇṇiya* (後に至りて不平を言へば)とする。

【五】 *ambuṣṭya* (共宿戒) 四分巴利五戒、五分七戒、梵本五十三戒、僧祇四十二戒。

【六】 齋日、齋法、齋日とは六齋日にして月の八、十四、十五、廿三、廿九、卅日なり、この日は特に身口の業をつゝしみ特に日中後食せざる故に齋日と云ひ、佛教にてはこの日は信者も一日をかぎり出家同様の生活をし八戒を守る、この法を齋法と云ふ。

【七】 羅睺羅 (Rahula)、佛の一子にして佛弟子となる、密行第一と言はる。

つて糞掃火中に著けば波逸提なり、若し草木、牛屎、木皮を以つて糞掃火中に著けば波逸提なり、教ゆるも亦是の如し、乃至露地に火樵を以つて火中に著けば突吉羅なり。不犯は若しは病なる若しは飯を煮若しは羹を煮、粥を煮、肉を煮、湯を煮、染を煮る、鉢を熏じ杖を治し鉤を治するは不犯なり。(五十二寛る)

53 異欲後條戒 (二〇五a)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘羯磨して跋難陀を擯せんと欲せり、時に六群比丘衆中に在りて遮して羯磨を成ずるを得ざらしむ。異時六群比丘餘處に行き去り、諸比丘言はく我等今當に跋難陀比丘の與に擯羯磨を作さんとす、比丘有りて言はく六群比丘當に來りて更に遮すべしと、諸比丘言はく六群比丘今遠く去り餘聚落に至り多事にして未だ還らずと、比丘の六群比丘を佐助する有り時に住して去らず、諸の六群比丘懈怠懶惰にして說戒、自恣、僧羯磨時に來らず但だ欲、清淨を與ふ、諸比丘念ずらく、六群比丘を佐助し衆中に來りて遮を作さしむること莫れ、但欲を取り來れと、即ち健椎を打ちて比丘僧を集め人を遣して彼の比丘の所に到り欲を索め來らしむ、彼問ふて言はく何事を作さんと欲するやと、答へて言はく僧事ありと、彼の比丘即ち欲を與ふ。

爾の時僧一心に和合し跋難陀比丘の與に擯羯磨を作せり、後日大いに唱言せり、僧已に跋難陀の與に擯羯磨を作すと、彼の比丘言はく是の羯磨是の如く作すべからず我が意を可かざる故にと、諸比丘言はく汝已に欲を與ふと、彼の比丘言はく、我れ僧の跋難陀釋子の與に擯羯磨を作すを知らざる故に、若し知らば欲を與へずと、自ら言はく我れは是れに過有らず、欲を與ふべからずと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぎり、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け如法の僧事中に欲を與へ後悔するやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つ故らに是の比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや

【七】 火樵、樵はたきぎなり。巴利に「落ちたる松脚(たいまつ)をあげるは突吉羅」(gatthi-tan, kakh-poti, ajatti dukka-rassasa) と云ふ故一たごまつのことなり。

【八】 kammapajjhāna (羯磨不平等) 四分、七十六戒、巴利、五分七十九戒、梵本五十四戒、僧祇四十三戒。

【九】 その羯磨(僧團の作法會議)に不服を唱へ羯磨を成立せしめざること。

【一〇】 異欲、與清淨、與欲 (obhanduṃ, daddati) とは僧團の羯磨作法に差支の爲缺席する時その羯磨(の決議)に同意することを申出ること。

與清淨 (Gāsiṇḍhiṃ, daddati) は半月毎の説戒日(布薩)に缺席する時戒淨潔なることを申出ることである。この兩者は僧羯磨に缺席する場合の必要條件にして共に欲と云ふ時もある。

【一一】 健椎、健槌に同じ。

火中に著けり、木中に毒蛇あり熱を得て便ち出づ、比丘之れを見て驚怖して大喚せり、估客驚き怪みて賊の來るあるなりと謂ひ共に相謂つて言はく、各よ自ら稍、刀、盾、弓、箭を捉り財物を聚集せよと、諸估客即ち起ちて諸の器仗を捉り財物を聚集し共に相問ふて言はく賊何處に在るやと、比丘言はく賊無く但だ毒蛇ありと、諸估客言はく若し是れ蛇なるを知らば何んが故に大喚するや、大喚を以つての故に諸估客衆或は相殺すこと有らん、我等幾んど相傷害せりと。佛是の事及び諸估客の比丘を訶責するを聞きたまひ是の夜過ぎ已りて佛是の因縁を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて摩訶盧比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け露地に燃火するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘無病にして露地に燃火し向はん、若しは草木、牛屎、木段、糞掃を燃し若しは自ら燃し若しは人をして燃さしむれば波逸提なり。

二、「病」とは冷盛んに、熱盛んに風盛んにして若し火に向へば差すを得る、是れを病と名け是の因縁を除きて不病と名く、「露地」とは壁覆の障無く、席覆無く、衣覆無し、是の如き等の覆無き處を露地と名く、自ら著すとは勝手に著すなり、「著せしむ」とは他に教へて著すなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘草を以つて草火中に著けば波逸提なり、若し薪、牛屎、木皮、糞掃を以つて草火中に著けば波逸提なり、若し比丘木を以つて木火中に著けば波逸提なり、若し牛屎、木皮、糞掃草を以つて木火中に著けば波逸提なり、若し比丘牛屎を以つて牛屎火中に著けば波逸提なり、若し木皮、糞掃、草木を以つて牛屎火中に著けば波逸提なり、若し比丘木皮を以つて木皮火中に著けば波逸提なり、若し糞掃、草木、牛屎を以つて木皮火中に著けば波逸提なり、若し比丘糞掃を以

卷の第十五 (三誦之二)

九十波逸提の七

51 驅他出家戒 (一四〇a)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時跋難陀釋子是の念を作せり、是の達磨弟子我が兄を毀辱す應に之れに報すべしと、爾の時喚んで言はく、共に某聚落到り去れと、問ふ何を以つての故に、答へて言はく但だ來れと、達磨念言すらく、是れは我が和上なり云何んが語に隨はざると、祇桓より出づ。爾の時祇桓の門間に諸比丘ありて經行せり、諸比丘達磨に語りて言はく、汝今日必ず當に多美飲食を得べし、何を以つての故に、多知識比丘に隨逐するが故にと、達磨言はく、多と不多とは今日當に知るべしと。是の跋難陀釋子隨つて入る所の家皆請じて食を與ふ、跋難陀言はく、小らく住せ日早し時たらば當に取るべしと、達磨是の念を作せり、我が和上今日必ず當に好請處を受くべし、是の故に處處に食を受けざるなりと、第二第三家も亦請じて食を與ふ、跋難陀言はく、小らく住せ日早し時たらば當に取るべしと。爾の時跋難陀白衣の舎を出で日已に中にして設ひ聚落に入りて乞食するも時に及ばず、若し祇桓に還るも亦復時に及ばざるを看即ち達磨に語りて言はく、汝還り去れ我れ汝と共に坐し共に語るを樂しませ、我れ獨り坐し獨り語るを樂しむと、達磨復た自ら日已に中にして設ひ聚落に入り乞食するも時に及ばず、若し祇桓に還るも復時に及ばざるを看て達磨又念せり、今當に何こに去らんと、即ち祇桓に還れり。諸比丘問ふて言はく、汝今日多美の飲食を得たるやと、答へて言はく我れと共に語ること莫れ我れ今日食を斷すと、問ふ何を以つての故にと、即ち是の事を以つて諸比丘に向ひて廣説せり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け故らに比丘の食を斷するやと、種種

【一】 tyojana. s. (驅出家戒)、四分四十六戒、巴利四十二戒、五分七十六戒、僧祇四十四戒。

【二】 日中(正午)以前に食し得ざること、比丘の法午後は食すべからず。

夜の後分に他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり。又比丘餘比丘の地了時に波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯すを見、是の比丘突吉羅中に疑を生じ、突吉羅と爲し波羅夷と爲し、突吉羅と爲し僧伽婆尸沙と爲し、突吉羅を爲し波逸提と爲し、突吉羅と爲し波羅提提舍尼となす、是の比丘後時疑を斷じ突吉羅中に於いて波羅提提舍尼想若しは波羅夷想を生じ竟日覆藏して地了時に至れば皆突吉羅なり、若し是の比丘に僧不見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、若しは狂心・亂心・病壞心なれば不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏すれば地了時に至りて突吉羅なり、日出乃至後夜の後分に他の罪を覆藏し地了時に至れば突吉羅なり。

他の罪を見て一人に向ひて説き便ち止む、若し疑はば説くを須ひず。

(五十竟る)

に僧伽婆尸沙を犯すを見疑を生ず、是れ僧伽婆尸沙か僧伽婆尸沙に非らざるかと、後時疑を斷じ僧伽婆尸沙中に於いて僧伽婆尸沙想を生じ竟日覆藏し地了時に至れば波逸提なり、若し是の比丘、僧與に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、若しは狂心・亂心・病壞心なれば不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり、日出時乃至後夜の後分に他罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり。又比丘餘比丘の地了時に波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を見、是の比丘突吉羅中に於いて疑を生ず、是れ突吉羅か突吉羅に非らざるかと、後時疑を斷じ突吉羅中に於いて突吉羅想を生じ竟日覆藏して地了時に至れば突吉羅なり、若し是の比丘、僧與に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、若しは狂心・亂心・病壞心なれば不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏すれば地了時に至りて突吉羅なり、日出時乃至後夜の後分に他の罪を覆藏し地了時に至れば突吉羅なり。又比丘餘比丘の地了時に波羅夷を犯すを見疑を生じ波羅夷となし僧伽婆尸沙と爲し、波羅夷と有し波逸提となし、波羅夷と爲し波羅提提舍尼と爲し、波羅夷と爲し突吉羅と爲す、是の比丘後時に疑を斷じ波羅夷中に於いて突吉羅想を生じ竟日覆藏し地了時に至れば波逸提なり、若し是の比丘に僧與に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、若しは狂心・亂心・病壞心なれば不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止みて竟日他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり、日出より乃至後夜の後分に他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり。又比丘餘比丘の地了時に僧伽婆尸沙を犯すを見、疑を生じ僧伽婆尸沙と爲し波逸提と爲し、僧伽婆尸沙と爲し波羅提提舍尼と爲し、僧伽婆尸沙と爲し突吉羅と爲し、僧伽婆尸沙と爲し波羅夷と爲す、是の比丘後時に疑を斷じ僧伽婆尸沙中に於いて波羅夷想を生じ竟日覆藏して地了時に至れば波逸提なり、若し是の比丘に僧與に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、若しは狂心・亂心・病壞心なれば不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏して地了時に至れば波逸提なり、日出時乃至後

(2) 若し比丘餘比丘の地了時に波羅夷を犯すを見僧伽婆尸沙を謂ひ波逸提を謂ひ波羅提提舍尼と謂ひ突吉羅と謂ふ、是の比丘波羅夷中に突吉羅想を生じ竟日覆藏し地了時に至れば波逸提なり、若し是の比丘、僧與（おぼ）に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、狂心・亂心・病壞心なれば不犯なり。若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏すれば地了時に至りて波逸提なり、日出時乃至後夜の後に他の罪を覆藏し地了時に至れば皆波逸提なり。又比丘餘比丘の地了時に僧伽婆尸沙を犯すを見、是の僧伽婆尸沙中に波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅・波羅夷と謂ふ、是の比丘僧伽婆尸沙中に波羅夷想若しは突吉羅想を生じ竟日覆藏し地了時に至れば皆波逸提なり。若し僧與に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、狂心・亂心・病壞心なるは不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり、日出時乃至後夜の後に他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり。又比丘餘比丘の地了時に波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯すを見、是の比丘突吉羅中に波羅夷と謂ひ僧伽婆尸沙・波逸提・波羅提提舍尼と謂ふ、是の比丘突吉羅中に波羅提提舍尼想若しは波羅夷想を生じ竟日覆藏し地了時に至れば皆突吉羅なり。若し僧與に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除かず、狂心・亂心・病壞心なるは不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏すれば地了時に至り突吉羅なり、日出時より乃至後夜の後に他の罪を覆藏し地了時に至れば突吉羅なり。

(3) 若し比丘餘比丘の地了時に波羅夷を犯すを見、是の比丘波羅夷中に於いて疑を生ず、是れ波羅夷か波羅夷に非らざるかと、後時疑を斷じ波羅夷中に於いて波羅夷想を生じ竟日覆藏し地了時に至れば波逸提なり、若し是の比丘、僧與に見擯不作擯を作し惡邪にして擯を除せず、若しは狂心・亂心・病壞心なれば不犯なり、若し僧擯を解し若しは苦痛止み他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり、日出時乃至後夜の後に他の罪を覆藏し地了時に至れば波逸提なり。又比丘餘比丘の地了時

達磨と名づく亦善持戒なり、是の弟子師に隨ひて行ぜず、難徒是の念を作せり、此れは是れ我が弟の弟子にして我に隨ひて行ぜず又我が弟に隨ひて行ぜず應に之れを治して我等に隨はしむべしと。爾の時難徒女人を以つて一房中に著き往いて達磨に語りて言はく、汝某處に到りて來れと、達磨言はく往いて何んの作す所と、答へて言はく但だ來れと、達磨是の念を作せり、此れは是れ我が師の兄、云何んが語に隨はざると、即便ち隨ひて往く、難徒此の處に立てば女人を見得るを知り、即ち此の中に立ちて我れを待てと教ゆ、難徒即ち女人の所に往き、三瘡を除き餘の身を抱捺し和合相觸せり。是の如く作し已りて達磨に語りて言はく、汝見たるや不やと、答へて言はく見たりと、汝餘人に語ること莫れと、答へて言はく我れ覆藏すること能はず必ず是の事を以つて佛に白し當に比丘比丘尼に向ひて説くべしと、難徒言はく我れも亦汝の和上の是の如き事を作すを見る、復た是より今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘他比丘の重罪あるを知りて覆藏し乃ち一夜に至れば波逸提なり。

二、「知る」とは若しは自ら知り若しは他より聞き、若しは彼の比丘自ら説くなり、「重罪」とは波羅

【五〇】三瘡、口及び大小便道なり。

【五一】重罪 (uttamaṅgala apatti)。

48 搏比丘戒 (101b)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘十七群比丘と共に鬪諍し瞋恚し不喜心を發し六群比丘掌を擧げて十七群比丘に向へり、十七群比丘是の念を作せり、六群比丘壯健多力なり若し掌我れに著けば我等便ち死んと、卽便ち啼喚せり、諸比丘問へり何んが故に啼喚するやと、答へて言はく六群比丘壯健多力にして掌を擧げて我れに向ふ、怖るるが故に啼喚すと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責して言はく、云何んが比丘と名け比丘と共に鬪諍し瞋恚し不喜心を發して掌を擧げて他に向ふやと、種種の因縁もて訶し己り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け餘比丘と共に鬪諍し瞋恚し不喜心を發して掌を擧げて他に向ふやと、種種の因縁もて訶し己り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘瞋恚し不喜心を發して掌を擧げて他に向へば波逸提なり。

二、「掌を擧ぐ」とは二種あり、手掌、脚掌なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘手掌を擧ぐれば波逸提、若し脚掌を擧ぐれば波逸提なり、手脚を除き餘の身分を擧げて他に向へば突吉羅なり。不犯とは若し比丘掌を擧げて惡獸を遮ぎり又は惡人を遮ぎるは不犯なり。(四十九竟る)

50 覆他毘羅戒 (102b)

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時跋難陀釋子に兄比丘あり名づけて難徒と曰ふ、跋難陀に弟子あり、

【E7】 *śālisthāna* c (舉手戒) 四分七十九戒、巴利七十五、五分七十二、僧祇五十九戒。前戒參照。

【E8】 擧掌 (*śālisthāna* ug-grāhi)。

【E9】 *duṭṭhāna* b (四分、巴利六十四戒、五分七十四戒、僧祇六十戒)。

三、是の中犯とは若し比丘往いて軍陣を看、器仗を著する時見ることを得れば波逸提、見ざれば突吉羅なり、若し下より高に向ひ見れば波逸提、見ざれば突吉羅なり、若し高より下に向ひ見得れば波逸提、見ざれば突吉羅なり、一軍二軍三軍四軍皆是の如し、若し幢幡もて兩陣の鬪ふ時看るも亦爾り。不犯とは故らに往かず因縁ありて道中るに由りて見るは不犯なり。(四十七竟る)

48 鬪打比丘戒 (一〇二a)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘十七群比丘と井に鬪諍し瞋恚して不喜の心を發し、十七群比丘を打ち、十七群比丘啼泣せり、諸比丘問へり、何んが故に啼くやと、答へて言はく、六群比丘我れを打つと、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け餘比丘と共に鬪諍し瞋恚し不喜心を發して餘比丘を打つやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不と、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて訶責したまへり、云何んが比丘と名け餘比丘と共に鬪諍し瞋恚し不喜心を發して餘比丘を打つやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘 瞋恚し不喜心を發して餘比丘を打てば波逸提なり。

二、「打つ」とは二種あり、若しは手若しは脚なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し手を以つて打てば波逸提なり、若し脚を以つて打てば波逸提なり、若し餘の身分を以つて打てば突吉羅なり、若しは呪の爲の故、若しは食噉の故に打拍するは不犯なり。(四十八竟る)

【四三】 *paṭhama* (打戒) 四分七十八戒、巴利七十四、五分七十一、僧祇五十八戒。

【四四】 瞋恚發不起心、巴利戒文は *kuppa makkhamaṇa* 忿り喜ばずとす。

【四五】 打 (*paṭhamo daddati*)。

【四六】 食噉、食が喉につかへること。

以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘因縁有り往いて軍中に宿せんに、^{四一}二夜を過ぐれば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘軍中に往き二夜を過ぎて宿すれば波逸提なり、若し軍中に在りて三夜の地了時に至れば波逸提なり。(四十六寛る)

47 ^{四二}勸軍合戰戒(1010)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘二夜軍中に宿し時往いて軍陣を看器仗・牙旗・幢幡を著けて兩陣の合戰するを看たり。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け軍中に二夜宿し時に往いて軍陣を看、器仗・牙旗・幢幡を著して兩陣の合戰するを看るやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて知らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け軍中に二夜宿し時往いて軍陣を看器仗・牙旗・幢幡を著して兩陣の合戰するを看るやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘二夜軍中に宿し、時に往いて軍陣を看、器仗・牙旗・幢幡を著して兩陣の合戰するを看れば波逸提なり。

二、「器仗を著す」とは莊嚴して鬪はんと欲するなり、「軍」とは象軍・馬軍・車軍・步軍なり、「陣」とは陣を作るに弓の如き(あり)、半月の如きあり、陣の日の如きあり、鋒頭ほうとうの如きあり、兩陣對する時看れば波逸提なり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

【四一】巴利に三夜宿し得(ārahāṭṭhīraṭṭam……)とし、四分、五分同じく二三宿とす、梵本にはこの所脱落す。

【四二】Tyōdhika B (演習戒) 四分、巴利五十戒、僧祇五十七戒。

突吉羅なり、一兵軍・二兵・三兵・四兵軍も亦是の如し。不犯とは若し故らに去らず、若し因縁ありて道中あたるに由りて過ぎるは不犯なり。

(4)爾の時軍去りて彼に至り久しくして未だ賊を破らざる時波斯匿王はしのくわに二大臣あり、一を尼師達多にしばらたと名づけ二を富羅那ふらなと名く、先きに彼の軍に在り、親里の比丘あり別れて久しく憂念し比丘を見んと欲す、此の二大臣使を遣して往いて喚び軍中に比丘を見んと欲す、比丘使を遣して報じて言はく、佛結戒したまひ軍を看ることを得ず、汝憂愁すること莫れ、是の因縁を以つて我れ往くことを得すと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘故らに往いて軍の發行を看れば因縁あるを除き波逸提なり。

二、「因縁いんねん」とは若しは王使を遣して喚び、若しは王夫人・王子・王大臣・大官諸將是の如きの人使を遣して喚び往くは不犯なり。(四十五竟る)

46 有緣軍中過限戒 (一〇一b)

一、爾の時佛諸比丘に聽したまひ因縁有れば軍中に至るを得、諸比丘親里多く此れは今日請じ彼れは明日請じ是の如く屏轉てんてんして軍中に久しく住せり。軍中に不信の者あり嫉妬し瞋りて言はく我等は聚落・官職・人民・麁食あらじよくの爲の故に此に在り、是の比丘弊惡不吉なり、何んの因縁もて復た來りて此に在るや、是の比丘久しく此に住すれば或は細作こざを作さん、我等或は是の比丘に因つての故に破失退墮せんと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて諸比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ往いて軍中に宿し二夜を過すやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を

【三八】 因縁 (inharipudayo) 然るべき理由なり。

【三九】 *horāvaṇa* (宿軍戒) 四分、巴利、四十九戒、僧祇五十六戒、前戒參照。

【四〇】 細作、賊の間者なり。

んと、即ち軍所に往いて一處に立ちて看る、諸國王の眼常に喜びて遠視す、王遙かに比丘を見人を遣して問うて言はく、何んの因縁にて來るやと、六群比丘即ち答へて言はく、我れ王を見んと欲すと、王是の念を作し大臣に語りて言はく、我れ餘時に於いて見ること難きや、諸比丘今乃ち軍中に我れを見る、佛是の事を聞かば必ず當に結戒して比丘に軍の發行するを看るを聽さざるべしと。王喚び比丘來りて即ち王所に詣る、王言はく、何んの因縁にて來ると、答へて言はく來りて王を見んと欲すと、王言はく我れ餘時に見ること得難きや、乃ち來りて軍中に見る、佛是の事を聞かば必ず當に結戒し比丘に軍の發行するを看ざるを聽ざるべしと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ軍の發行するを看るやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け往いて軍の發行を看るやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、「若し比丘故らに往いて軍の發行を看れば波逸提なり」。

(2)「軍の發行」とは鬪ひて賊を破る爲の故に諸兵人を集むるなり。軍とは一兵軍、二三四兵軍あり、一兵とは但三七象兵・但馬兵・但車兵・但歩兵なり、是れを一兵と名づく、二兵とは象兵馬兵・象兵車兵・馬兵車兵・馬兵歩兵・車兵歩兵、是れを二兵と名づく、三兵とは象兵馬兵車兵・象兵馬兵歩兵・馬兵車兵歩兵、是れを三兵と名づく、四兵とは象兵馬兵車兵歩兵、是れを四兵と名づく。「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

(3)是の中犯とは若し比丘故らに往いて軍の發行を看んに見得れば波逸提、見ざれば突吉羅なり、下より高に向ひ見得れば波逸提、見ざれば突吉羅なり、高より下に向ひ見得れば波逸提、見ざれば

【三】軍(samā)。

【七】象兵(phantu)馬兵(assā)車兵(rathā)歩兵(atti)。

ふべし、如し汝に二を與ふれば應に我れに二を與ふべしと、即便ち瞋りて頭を按りて大喚せり。佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、誰か故らに大喚するやと、答へて言さく外道の女なり、何んが故に大喚するや、阿難佛に向ひて是の事を廣説せり。時に佛食後に此の因縁及び先きの因縁を以つての故に比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、汝等當に知るべし、是の諸の外道長夜に邪見なり是れ法の怨賊にして罪過を求覓す、若し他人の爲に刀杖もて打たれ若しは毒藥を得若しは殺すものあれば必ず當に言ふべし、是の沙門釋子の作す所と、諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘 裸形外道、外道女に自手にて飲食を與ふれば波逸提なり。

二、「裸形」とは 阿耨維道、尼隄子道なり、尼隄外道とは老子老弟子なり、佛言はく略説すれば佛の五衆を除き餘殘の出家人は皆外道と名く。「食」とは五 佉陀尼・五蒲闍尼・五似食なり、「波逸提」とは煮障の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘 根食を以つて自手に裸形外道、外道女に與ふれば波逸提なり、葶・葉・磨・果・飯・麩・魚・肉・糜・粟・穉麥・麥子・加師を自手にて裸形外道外道女に與ふれば波逸提なり。

若し裸形外道果を乞へば應に言ふべし、我等汝に果を遮せずと、若し水を乞へば亦言へ、汝に水を遮せずと。不犯とは若し裸形外道外道女病める、若しは親里なる、若しは出家を求むる時四出家の時とは四月試時 與ふるは不犯なり。(四十四竟)。

45 戒 (101a)

一、(1) 佛舍衛國に在しき、爾の時波斯匿王小國の反有り、四種兵を起こす、象兵馬兵車兵歩兵なり、四兵を集め已りて王自ら往いて看る、鎧仗好きや不や、兵人樂するや不や、爾所の軍衆能く敵を破るや不やと。六群比丘共に相謂つて言はく、今軍發せんと欲す共に看に去くやと、皆言はく意に隨は

【一九】 裸形外道外道女、巴利の戒文には *neolukhasi va paribhijhava va paribhijhava va* (裸形外道若しは普行外道男女) とする、四分には單に外道男女とし、五分には裸形外道とす、梵本巴利と同じ。

【二〇】 阿耨維註十三の四八參照。

【二一】 尼隄子、註五の四〇參照。

【二二】 佉陀尼等、第三十四波逸提の下參照。

【二三】 根食等、以下第三十四波逸提の下參照。

【二四】 外道が出家を求める時は四ヶ月間別住せしめて試験を經適當なりとせられて後授戒す。

【二五】 *Uyyuthosana va* (出征軍戒四分) 巴利四十八戒、僧祇五十五戒。

ひて言はく、汝此の行に於いて何んの所得を爲すと、答へて言はく是の如き是の如き食ありと、問ふ何んの因縁にて得るやと、答へて言はく是の禿居士とくこじに因つて得と、彼れ即ち罵りて言はく、汝弊罪の人他に因つて是の如き飲食を得云何んが惡不善の語をなすや、若し人隨ひて好食、安隱處を得る所にして而も訶罵する者は名けて人と爲さず、若し瞿曇沙門是の語を聞けば必ず當に結戒し弟子に外道に食を與ふるを聽さざるべしと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀づだを行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、是の諸外道長夜に邪見にして是れ法の怨賊おんぞくにして罪過を求覓ぐみす、若し他人の爲に刀杖もて打たれ若しは毒藥を得若し殺す者あれば必ず當さに言ふべし、沙門釋子の爲す所と、爾の時佛但だ訶責して未だ結戒したまはず。

(3)佛次第に遊行して舍衛國に到りたまふ、爾の時衆人佛三月馬麥を噉くひたまへりと聞き故もとのごとく猶ほ多くの供養未だ息まず、餅もちを賣る女人あり、佛及び僧の爲に飲食を辦ぜり、時に阿難中に於いて飲食の事を知せり。諸佛の常法として盡く食を得されば坐より起たず、何を以つての故に、若し食足らざれば佛力にて足らしめたまふ、爾の時佛猶ほ坐より未だ起ちたまはず、二外道家の女人あり阿難より餅を乞ひ阿難、佛の各一餅を與へよと語りたまふを憶念せず、時に二餅の相著せる有る故に一人は一を得一人は二を得たり、得已りて小しく遠ざかり共に相問うて言はく汝幾餅を得たるやと、答へて言はく一を得と、汝は復た幾を得たりや、答へて言はく二を得と。時に一を得たる者言はく我れに半餅を與へよ、若し與へざれば我れ當に相辱めんと、答へて言はく各々得る所に隨ふ、何んぞ以つて汝に與へんと、第二更に言はく我れに半餅を與へよ、若し與へざれば我れ當に相辱めんと、答へて言はく各々得る所に隨ふ我れ汝に與へすと、一を得る者言はく、阿難は必ず是れ汝の夫なり、若しは共に私通す、若し夫に非らず私通の者に非ざれば汝に一を與へ應に我に一を與

間錯せしむる莫れと。阿耆達佛の宿處を知りて先きに往いて施設して言はく、我れ今日供せん、若しは明日供せんと、諸の越祇人作さしむるを聽かず、阿耆達に語れり、汝長夜惡邪にして是れ佛の怨家なり、故らに佛及び僧を惱ませり、今他意を悦ばせんと欲するが故に便ち是の語を作す、我れ今日供せん、若しは明日供せんと、汝に何事か有らん、爾許の時佛及び佛をして三月馬麥を食せしめ今供日を求むと。阿耆達は是の語を聞き已りて慚愧し愁憂して一面に在つて立ち衆僧を看たり、何物をか少なしと爲さば我れ當に之れを與人とて、時の粥無きに値ひ即ち種種の粥・酥粥・胡麻粥・油粥・乳粥・小豆粥・糜沙豆粥・麻子粥・清粥を作り辦じ已りて佛に奉れり、佛言はく衆僧に與へよと、衆僧受けず、佛未だ我等に八種の粥を食するを聽したまはずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、今日より八種の粥を食するを聽す、粥に五事ありて身を益す、一には飢を除く、二には渴を除く、三には氣を下す、四には臍下の冷を除く、五には宿食を消すと。時に阿耆達自ら思惟せり、我れ夏四月安樂自娛す、若し復二月沙門瞿曇に逐へば我れ一人を以つて諸の國事を廢す、今此の供具多くして盡すべからず、且れ當に地に布きて佛及び僧をして足を以つて上を踏みて即ち是れを受用せしめんと、即便ち佛に白せり、願はくは時に受用したまへと、佛阿耆達に告げたまへり、汝の言ふ所の如く得ず、此れは是れ食物にして應に口に受用すべきなりと、佛阿耆達を遣らんと欲するが故に即ち偈を説いて呪願したまへり。

一切天祠の中 供養の火を最と爲す 婆羅門の書中 薩毘帝を最と爲す 一切諸人の中 帝王の尊きを最と爲す 一切諸江河は 大海の深きを最と爲す 一切星宿中 月明第一最なり 一切照明中 日光の上なるを最と爲す 十方天人中 佛の福田を最と爲す。

(2) 爾の時佛阿耆達の與に呪願し竟りて跋耆を遊行し舍衛國に向ひたまへり、雨の時一裸形外道あり、佛の後に隨逐せり、是の外道身軀肥大多肉なり、復た一外道あり前より逆へ來り裸形外道に問

【五】 糜沙豆 (masa) 糜元豆なり。(bean)。

【六】 粥の五事功德、僧祇には十利ありとす、「下氣」は四分に「大小便調通」と云ひ、巴利に sothehi vatthim と云ふものに相當し便通をよくすることとなるべし。宿食を消すとは消化せずして停滯せる食を消化せしむることなり。

【七】 呪願 (anumodana) 法語を唱へて施主の福利を祈願すること。

【八】 薩毘帝 (Savithri) 梵天 (Ithi) リゲ吠陀中にある頃に於て Savithri と云はれ、Savitri (太陽) に對する祈りの歌なり、吠陀中最高のもとのとす。

婆羅門の相法吉と名くれば則ち喜ぶ、即ち語れり、前すましめよ誰か阿難を遮らんと、即ち入りて坐を與へ相問訊し已りて阿難に問うて言はく、汝何んが故に来るやと、答へて言はく佛我れを遣し來りて汝に語らしめたまふ、我れ夏三月汝の國界に住し安居已に竟り當に餘國に遊行すべしと、阿耨達驚いて言はく阿難、瞿曇沙門毘羅然國に在りて夏住せりやと、阿難言はく然かなりと、婆羅門言はく云何んが住を得誰か供給する所ぞと、阿難答へて言はく窮乏困極せり、佛及び衆僧三月馬麥を食せりと。時に阿耨達始めて自ら覺悟し前に佛及び僧を夏四月住に請ぜしを憶せり、供具已に備はりしに云何んが佛及び僧をして三月馬麥を食せしめしや、是の如き惡聲諸國に流布せん、當に言ふべし、阿耨達長夜惡邪にして佛法を憎嫉し佛及び僧をして極めて苦困を受けしむと。即ち阿難に語れり、沙門瞿曇悔過を得て留まるべきや不やと、阿難言はく得ずと、時に阿耨達慚愧憂惱し熱悶して地に躓せり、時に宗親水を以つて面に灑まぎ扶たすけ起して乃ち醒む、親里喻して言はく、汝愁憂すること莫れ、我れ當に汝の與に瞿曇に懺謝し強いて留住を請ふべし、若し住するを肯んぜざれば當に飲食を齋いたらし後に隨ひ逐送し若し乏しき時あれば當に以つて供養すべしと。時に阿耨達即ち宗親と共に佛所に詣り懺悔して住したまはんことを請へり、佛自ら思惟したまふ、若し我れ受けざれば當に熱血を吐きて死すべしと、佛憐愍したまふが故に七日を受請したまへり、時に阿耨達は思惟を作せり、此の四月の供具云何んが七日に能く盡さん、佛自恣じし竟りて越祇國に二月遊行せんと欲したまはゞ、越祇國こくの人佛の當に来るべきを聞きて各々供具を設けん、我れは今日、汝は明日と、是の如く次第して二月を竟らんと。

佛自恣已りて越祇こくに向ひて去りたまへり、阿耨達諸供具を齋して隨ひて佛を送りて去れり、若し乏少の時は當に以つて供養すべしとて、諸の越祇の人聞き已りて共に要令を作せり、若し佛來りたまはゞ各々自ら當に具を辦じ小食・時食・中後の含消がんと・漿飲を乏少せしむる勿れ、異人をして其の間に

ふや不やと、答へて言はく能く噉ふと、受けて之れを食するに滋味非常にして實に是れ諸天味を以つて之に加ふるなり、欣悦して無量の悲塞即ち除く。佛食已に訖はり阿難行水して手に澆ぎ衣鉢を攝め佛に白して言さく、世尊今一女に飯を作るを倩ふに肯かず、傍らに一女有り、倩はざるに自ら作れりと、佛阿難に語りたまへり、飯を作らざる者は應に得べき所の福則ち得ること能はず、若し飯を作るものは應に轉輪王の第一夫人と作るべし、自ら飯を作る者此の福無量なり、若し餘福を作らざらしむるも此の徳廣大にして乃ち解脫に至りと。是の時世尊の宿行未だ除かず、一時の中佛及び僧毘羅然國にて馬麥を噉ふを知る者ある無し、爾の時魔王化して諸比丘と作り飯食盈長に齋し諸國に向ふ、道路に逢ふ者問うて言はく汝何こより來ると、答へて言はく毘羅然國より來ると、諸居士言はく佛彼に在りて住したまふ、供養ありや不やと、答へて言はく彼こに常に大會あり肴膳盈長す、我が持する所のものは是れ彼の遺餘なりと。

爾の時世尊宿行已に畢り十六大國咸な世尊五百の比丘と毘羅然國にて三月馬麥を食したまふと聞き諸國の貴人長者居士大富商人衆供具種種の肴膳を備へ車駄に充満し來りて世尊を迎ふること親の遠くより至るが如し、時に七日ありて未だ自恣に至らず、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、自恣の餘幾日ありやと、阿難答へて言はく、餘七日ありと、佛阿難に告げたまへり、汝行いて城に入り阿青達に語れ、佛言はく、我れ汝の國に於いて安居し已に竟り諸國を遊行せんと欲すと、諸比丘言はく世尊是の婆羅門佛衆僧に於いて何んの恩徳あらん、此に在りて安居し窮乏困極せり、而るを之れに別を與へたまふるやと、佛言はく此の婆羅門恩徳無しと雖も貧主の法宜しく應に別を與ふべしと。阿難教を受け一比丘と俱に門下に到り守門人に語れり、汝の王に白すべし、阿難外に在りと、時に守門の者思惟し念言すらく、阿難は吉と名く清且に之れを聞く王に白さざれば是れ不祥と爲すと。時に阿青達早起し沐頭し白淨の衣を著し獨り中堂に坐せり、守門者白せり、阿難外に在りと、

【三】阿難名吉、阿難(Anan)は歡喜、摩吉の意なる故に云ふ。

し移轉すべからずと、皆聽許したまはず。

是の國清涼にして水草豐茂す、時に波羅奈國の諸牧馬人水草に隨逐し來りて此の國に到る、諸牧馬人佛を信じ心淨なり、諸比丘の乞食を行する時極苦にして得難を見て諸長老に語りて言はく、極辛苦なるやと、答へて言はく極苦なりと、皆言はく我等の極苦し乞食得難きを知るも食糧食盡き正に馬麥のみあり、汝能く噉ふや不やと、諸比丘言はく佛未だ我等に馬麥を食するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく馬は看馬人に屬す、若し諸の看馬人能く好草鹹水を以つて馬を食ひ肥へしむれば此の麥自在に受くべしと。是の馬五百匹あり比丘五百に少きこと一人有り、一馬麥二斗を食す、一斗を比丘に與へ一斗を馬に與ふ、中に良馬あり麥四斗を食し、二斗を佛に與へ二斗を良馬に與ふ、阿難佛の麥分並に自の分を取りて聚落中に入り一女人の前に到りて佛の功德を讚せり、佛は是の如きの念・定・智慧・解脫・知見・大慈・大悲あり、一切智・三十二相・八十種好あり、身眞金色にして頂に圓光あり、梵音聲あり、之れを視るもの厭くこと無し、若し出家せざれば應に轉輪聖王と作り我汝等と一切皆屬すべく、今出家して阿耨多羅三藐三菩提を得未度者を度せしめ、未解者を解せしめ、未滅者を滅せしめ、未だ生老病死憂悲苦惱を度せざるものを度せしめたまふ、少因縁を以つて此れに安居したまふ、汝此の麥を持して佛の爲に飯を作れと、女即ち答へて言はく、我が家多事にして能く作ることを得ずと。時に一女あり佛の功德を聞き即ち敬心を生ず、是の如き人は世に未だ曾て有らずと、阿難に語りて言はく、我れ與に飯を作り及び汝の分も作らん、更に善德持戒比丘あり、若し力あらば亦當に與に作らんと、女即ち飯を作り持して阿難に與ふ、阿難深く心に佛を敬し是の如く思惟せり、佛は王種たり常に肴膳を御す、今此の龜患何んぞ能く身を益せんと、是の念を作し已りて行水して飯を授く、佛の之れを食したまふを見て悲哽し情塞ぐ、佛其の意を知りてこれを釋せんと欲して曰はく、汝能く此の飯を噉

【九】 牧馬人、巴利には馬商人 (Gama vāṇijī) 馬師とす。

【一〇】 二斗、三本及び宮本は二升とす、ニバタ量 (Nittana) なり。

【一一】 八十種好、佛の三十二相を更に細別して八十種の好となす、好とは體形好と云ひ三十二の形相に隨ふ好なり。

【一二】 未滅者、未滅度者、即ち煩惱を斷滅せざるもの。

佛に白して言はく、世尊願はくは佛及び僧我が毘羅然國に夏安居を一時受けたまへと、佛是の念を
 作したまへり、我れ先世の果報必ず應に受くべしと、是の念を作し已りて默然として請を受けたまへ
 り、是の波羅門佛の默然として受けたまへるを知り已り即ち坐より起ち右繞して去れり。是の波羅
 門所有の因縁の事竟り毘羅然國に還り自舍に到り佛及び僧の爲めに夏四月多美の飲食を辨ぜり、爾
 の時阿耆達王守門の者に語れり、我れ夏四月外人客を斷じ安樂自娛せんと欲す、外事の好醜一も白
 すを得ずと、時に守門の者勅を受けて教への如くす。佛安居の時到るを知り是の因縁を以つて比丘
 僧を集め諸比丘に告げたまへり、今當に毘羅然國に詣り安居すべしと、諸比丘言はく教へを受けん
 と、是に於て世尊五百の比丘と與に其の國に入りたまふ。其の國信邪にして先きに精舍なし、城北
 に勝葉樹林有り其の樹茂り好地甚だ平博なり、佛大眾と此の林中に止まりたまへり、彼の邑狭少に
 して人衆少信、乞食得難く佛夜過ぎ已りて僧を會したまふ、僧を會し已り諸比丘に勅したまへり、
 汝等當に知るべし是の邑狭少にして人衆少信乞食得難し、若し此れに安居を欲する者は住せ、不ら
 ざる者は意に隨へと。是の時舍利弗獨り不空道山中に往いて、天王釋夫人阿須輪女の舍に詣請を受
 く、夏四月安居し天食を供養せり。

時に佛五百の比丘の一人少なきと毘羅然國に安居したまへり、彼の諸居士及び波羅門少信心を以
 つて佛及び僧を供養し五六日に至りて便ち止む、諸比丘乞食を行する時極苦にして得難し、長老入
 目犍連佛に白して言さく、世尊、樹有り、閻浮と名づく、是の樹に因つての故に地を閻浮提と名づ
 く、此の果を取りて大衆に食を與へんと欲す、閻浮樹に近く、訶梨勒林有り、阿摩勒果有り、鬱單
 曰に自然の粳米有り、切利天上に食あり、修陀と名づく、皆取り來りて以つて大衆に供せんと欲す、
 甘地味有り我れ一手を以つて諸衆生を擎げ、一手にて地を反し諸比丘をして地味を取りて噉はし
 めん、願はくは皆聽許したまへと。佛目連に語りたまへり、汝大神力有りと雖も諸比丘惡行の報熟

- 【三】 閻浮、閻浮提、閻浮、
 (Yambu) は瞻部とも寫し樹
 の名、穢と譯す、閻浮、(Cha-
 mbudhi) は瞻部洲とも云ひ
 須彌山の南方にある大洲の名
 にして我等の住する世界なり
 この洲の中心に閻浮樹の林あ
 る故に云ふ。
- 【四】 訶梨勒、(Tuliniki) 樹
 名にして其の果は藥用となり
 五藥の一。
- 【五】 阿摩勒果 (Amulko) 胡
 桃に似たる果にして藥用とな
 る、三本及び宮本には訶梨勒
 果とす。
- 【六】 鬱單曰 (Uthar ke ni)
 鬱單越とも寫す、須彌四洲の
 中北方の大洲にして北徠盧洲
 と云はれるものである。
- 【七】 修陀 (Sudhi, anta) 須
 陀蘇陀とも云ひ天上の食物、
 甘露なり。
- 【八】 地味 (Chumai-pappai-

二、「有食家」とは女人は男子の食と名く、「獨」とは即ち一比丘一女人にして更に第三人無きなり、「深處に坐す」とは深く入り乞食比丘の見ざる所の處なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘有食家中に獨り一女人と共に坐すれば三事起りて一波逸提なり、一には有食家、二には獨り一女人と共なる、三には深處に坐するなり、若し坐より起ちて還た坐すれば更に三事起るを得一波逸提なり、起きて還た坐するに隨ひ隨つて兩所の波逸提を得。若し戸向閉ぢ外に作淨人有れば波逸提なり、若し戸向を開き外に作淨人あれば突吉羅なり、若し戸向を開き内に作淨人有れば不犯なり。(四十三竟る)

44 與外道食戒。(九八b)

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時毘羅然國に婆羅門王あり、阿耆達と名づく、因縁を以つての故に舍衛國に向ひ一居士の舍に宿せり、是の居士に問ひて言はく是の舍衛國に頗し沙門婆羅門の大衆の師となり多人に敬せられ皆好人と言ふもの有りや、我れ當に時時往いて見え親近すべし或ひは我が心をして清淨歡喜ならしめんと、居士言はく有り、沙門瞿曇釋種中に出で信を以つて出家し鬚髮を剃除し袈裟を著し阿耨多羅三藐三菩提を得、汝當に時時往いて見え親近すべし、或は汝の心をして清淨歡喜ならしめんと、問うて言はく瞿曇沙門今何處に在るや、我れ當に往いて見えんと、答へて言はく瞿曇沙門舍衛國祇桓精舍に在りと。聞き已りて居士の舍を出で往いて祇桓に詣る、爾の時佛無量百千萬の衆生の與に圍繞され說法したまへり、阿耆達王遙かに佛の林間に在るを見る、端正殊特にして諸根寂滅し身に無量の光焰を出だし眞金聚の如し、小道の口に至り下乘して歩みて進む、前みて佛所に詣り問訊し畢りて一面に坐す、佛坐し已るを見て種種の因縁も一說法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默然としたまへり。時に阿耆達佛の說法し示教利喜したまふを聞き已り

【八】前戒を見よ。

【九】作淨人、比丘の坐を清淨(無罪)とする人の意にして第三者なり、比丘は獨りにて一女人と坐すれば無罪なる故に他の第三者あれば無罪にして清淨なる故にかく云ふ。

【一〇】*acchikāya* (裸形者戒) 四分、巴利四十一戒、五分四十戒、僧祇五十二戒。

【一一】毘羅然國(Venēḍī) 毘羅然國婆羅門の物語り巴利律には律藏最初序品に出づ、鼻奈耶律八、有部藥事十中本起經下、智度論九等にも出づ、漢譯他律になし。

【一二】阿耆達(Aśśinitt)。

知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け有食家に獨り一女人と舍内に強坐するやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け有食家中にて獨り女人を舍内に強坐するやと、是の如く訶し已りて爲に本生因縁を説きたまへり。

(2) 佛諸比丘に語りたまへり、過去世の時に狗あり、自家を捨てて他家に至りて乞食せり、他家に入る時身は門内に在りて尾は門外にあり、時に主人居士打ちて食を與へず、狗衆官に詣りて言はく、是の居士我れ其の家に至りて乞食するに我に食を與へず反つて更に我れを打つ、我れ狗法を破らすと、衆官問ふて言はく、狗に何んの法有りやと、答へて言はく我れ自家に在れば隨意に坐臥するも他家に到れば身門内に入りて尾は門外に在りと、衆官言はく、居士を喚び來れと、時に即ち將ゐ來る、問ふて言はく、汝實に是の狗を打ちて食を與へざるやと、答へて言はく實に爾りと、衆官言はく是の如き因縁は來たより未だ有らずと、即ち狗に問ふて言はく、此の人應に云何に治すべきと、狗言はく此の舍衛城内の大居士の職位を與へよと、何を以つての故に、答へて言はく、我れ昔此の舍衛城中に在り大居士を作す、身口を以つて惡を作す故に是の弊狗の身を受く、是の人惡なること我より甚だし、若し是の人をして力勢有らしめば極めて當に惡を作すべし、地獄に入らしめ苦惱を極受せしめよ、更に何事の治を以つて是れより劇しからんと。

佛言はく畜生すら尙ほ他家に入るの法、齊限有るを知る、何に況んや人に於いて法を知らざらんやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の戒應に是の如く説くべし。

七 若し比丘有食家中にて獨り一女人と舍内に強坐すれば波逸提なり。

【六】 衆官、裁判官なり。

【七】 この戒文、巴利には、五分と相當異なる、巴利には「女人と獨りにて屏處に坐すれば波逸提なり」(yo puna bhikkhu natthi g'mena s'iddh'm ruko pi'cchanno es'ano nianjham kappeyya l'ic'cittiyam)なり。

まへり、云何んが比丘と名け有食の家中にて強ひて坐するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘有食の家中にて強ひて坐すれば波逸提なり。

二、「有食」とは女人は男子の食と名く。「家」とは白衣の房舎なり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘有食家中に強ひて坐すれば波逸提なり、若し起ちて還た坐すれば隨つて爾所の波逸提を得。不犯とは若しは斷姪欲の家、若しは受齋の家なる、若しは更に尊重する人の座に在る有る、若しは是の舍多人出入するは不犯なり。(四十二竟。)

43 屏與女坐戒 (九八)

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時跋難陀釋子常に一家に出入せり、中前に衣を著し鉢・持し往いて其の舍に到り門・戸・向を閉ぢ獨り一女と舍内にて相近坐せり。時に一乞食比丘あり、早起し衣を著し鉢を持して城に入りて乞食し次により是の家に到り門前に立ちて彈指せり、時に跋難陀釋子乞食比丘を見是の乞食比丘は跋難陀を見ず、跋難陀居士の婦に語れり、是の比丘に食を與へよと、女人是の念を作せり、必ず是れ跋難陀の相識なりと、即ち鉢を取り與に梗米飯を滿し好羹を以つて上に澆げり、乞食比丘得已りて持し去る、女人還り入る、跋難陀問ふて言はく、比丘に食を與へしやと、答へて言はく已に與ふと、跋難陀言はく善し此れ好比丘なりと。跋難陀食後に祇桓に還り乞食比丘を見て是の念を作り、我れをして空しく恩分を作さしむる莫れと、彼の比丘に語りて言はく、汝今日某家に至りて乞食せしや不やと、答へて言はく到れりと、好食を得たるや不やと、答へて言はく得たりと、汝知るや不や、我れ教へ汝に與へしむと、比丘問ふて言はく汝爾の時何處に在りしやと、答へて言はく房内に在りと、乞食比丘是の事を以つて諸比丘に向ひて説けり。是の中比丘有り少欲

【四】有食家 (abhogjana kula)

これ一種の隱語にして男女が欲事を爲すことを云ふ、食とは女は男の食男は女の食なる故に云ふ。四分、五分は單に「食家」とす、女人のある家或は大婦欲事をなさんとす家の意なり。

【五】善見に戒名なし、四分、巴利四十四戒、僧祇七十戒。第廿八波逸提、二不定法、及び前戒參照。

り。若し有虫水中に有虫想にて用ふれば波逸提、有虫水中に無虫想にて用ふれば波逸提、有虫水中に疑にて用ふれば波逸提なり。無虫水中に有虫想にて用ふるは突吉羅、無虫水中に疑にて用ふるは突吉羅、無虫水中に無虫想にて用ふるは不犯なり。(四十一竟る)

42 三家強坐戒 (九七。)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時跋難陀釋子常に一家に出入せり、時に跋難陀中前に衣を著し鉢を持し是の家に到り坐し已りて樂不樂を問訊せり、是の居士婦を娶りて未だ久しからず、手にて摩觸せんと欲す、婦言はく、爾かする莫れ、比丘此に在りと、居士自ら念すらく、若し我れ住すれば比丘終に時に去らざらんと、居士婦に語れり、比丘に食を與へよと、答へて言はく爾せんと。居士即ち出づ、婦比丘に語りて言はく、是の飯麩を受けよと、跋難陀言はく日早し小らく住し時到りて當に受くべしと。居士意に比丘已に去ると謂ひ入りて婦に近づかんと欲す、比丘故のごとく在るを見て居士是の念を作せり、若し我れ在れば比丘去らざらんと、婦に語りて言はく比丘に食を與へよと、答へて言はく爾せんと、居士即ち出で婦復た飯麩を持して與へ比丘に語る、受けよと、跋難陀言はく、小らく住せん日時早し時到りて當に受くべしと、居士復念すらく、比丘必ず去ると、入已りて故のときを見て即ち瞋を發して言はく、是の比丘を用ふるを爲さんや、我れ家中に於いて自ら作さんと欲する所自在を得ずと。

跋難陀是の如く居士を惱まし已りて便ち出で去り食後に諸比丘に向ひて説けり、我れ今日故らに是の居士を惱ませりと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け有食の家中で強ひて坐するやと、種種の因縁もて訶責し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め、知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不と、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責した

【三】 sabbhujana 三 (食戒)
四分、巴利四十三戒、僧祇五十三戒。

卷の第十四 (三誦之一)

九十波逸提の六

41 飲虫水戒 (九七b)

一、佛拘跋彌國に在しき、爾の時長老闍那有虫水を用ふ、諸比丘闍那に語りて言はく、有虫水を用ひ多少の蟲を死せしむる莫れと、闍那言はく、我れ水を用ひ蟲を用ひすと、諸比丘言はく汝水に虫あるを知るや不やと、答へて言はく知ると、若し知らば何を以つて用ふるや、答へて言はく我れ自ら水を用ひ虫を用ひすと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け衆生中に於いて憐愍心無きやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に向ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて闍那を訶責したまへり、云何んが比丘を名け水の虫あるを知りて故らに自ら取用し衆生中に於いて憐愍心無きやと。種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘水の虫あるを知りて用ふれば波逸提なり。

二、「知る」とは若しは自ら知り若しは他より聞くなり、「蟲」とは若しは眼に見られ若しは澆水囊に得らるるものなり、「波逸提」とは煮爇の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘水の虫あるを知りて用ふれば所有の虫の死するに隨ひ一一波逸提なり、若し比丘有虫水を用ひて飯・羹・粥・湯・染を煮れば爾所の虫の死するに隨ひて一一波逸提なり、若し有虫水を用ひ手を洗ひ脚を洗ひ口・面・目を洗ひ身を洗へば爾所の虫の死するに隨ひ一一波逸提なり

【一】 *su-pāṭikāṃ s.* (虫戒) 四分、巴利六十二戒、五分無し、僧祇五十一戒。第十九波逸提參照。

【二】 虫 (*Paṭaka*)。

三、是の中犯とは若し比丘不病にして自の爲に乳を索め得れば波逸提、得ざれば突吉羅ときらなり、不病にして自の爲に酪・生酥・熟酥・油・肉・脯を索め得れば波逸提、得ざれば突吉羅なり、不病にして自の爲に飯・羹・茶を索め得れば突吉羅、得ざるも亦突吉羅なり、若し酪汁・酪漿・酪滓らくさいを索め得れば突吉羅、得ざるも亦突吉羅なり。不犯とは若しは病なる、若しは親里なる、若しは先に請ぜる、若しは索めずして自ら與ふるは不犯なり。(四十竟る、第二誦竟る)

生乳有らば當に更に相與ふべしと、又問へり酪ありや不や、熱酥有りや、生酥有りや、油・魚・肉・
 脯有りや不やと、答へて言はく是れ乳香美にして好樂草を用ひて煮る、並に用ふべきの食なり、
 酪・熱酥・生酥・油・魚・肉・脯有れば當に與ふべしと。「謂」六群比丘頌りて摩訶男に語りて言はく、汝
 佛を欺き佛及び僧を誑かす、汝好飲食を辦ずること能はざれば何を以つて佛及び僧を請ぜりや、若
 し餘人請すれば當に隨意に多美の飲食を與ふべし、此の如き熱乳何處にて得ざらんと。是の摩訶男
 は性善にして不暈不驚なり、諸の行食の人嫉妬瞋恚せり、沙門釋子は自ら言ふ、善好有徳なりと、
 是の釋摩訶男は深く佛及び僧を敬す、云何んが現前に訶罵するやと、佛諸比丘の是の惡事を作し諸
 白衣の爲に訶せらるるを見たまひ、見已りて默然したまへり。爾の時摩訶男多美の飲食を以つて衆
 僧に與へ自恣に飽滿せしめ、鉢を擧し已るを見て自手に行水し小床を取りて佛前に坐し説法を聽か
 んと欲せり、佛種種の因縁を以つて説法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて坐より起ち去り
 たまへり。

爾の時佛食後に是の事を以つて比丘僧を集めたまひ種種の因縁を以つて六群比丘を訶責したまへ
 り、云何んが比丘と名け是の摩訶男深く佛法衆僧を敬するを現前に僞語を以つて訶罵するやと、種
 種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは
 の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘不病にして白衣の家中に、是の如き美食あり、乳・酪・生酥・熱酥・油・魚・肉・脯なり、^六自の爲に是の
 如き食を索むれば波逸提なり。

二、「家」とは白衣の舍を家と名く、「美飲食」とは乳・酪・生酥・熱酥・油・魚・肉・脯なり、「病」とは風
 發し冷發し熱發するなり、若し此の食を噉へば病差ゆ、是の因縁を除くを名けて不病と曰ふ、「波逸
 提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

【七三】 脯、ほじし、ほしたる
 肉なり。

【七四】 自爲(attanō atthayā)。

【七五】 美飲食(maññābhogaṃ)
 巴利戒文には次の如く、
 mā 1 (酥) māvāṇṇam (牛酥)
 telāṅgā (=madhū) 蜜 p aṅgī m
 (砂糖) mūcoṭṭo (魚) māvāṇṇam
 (肉) khāṇṇam (乳) mācchū (凝乳)。

刀淨・爪淨・鬚鵝鴨淨を作さざる是れを不作淨と名く、不淨とは是の飲食不淨なる、若しは不淨食と和合せるなり。

若し比丘非時・不與・不受・不作淨・不淨なる、此の食を噉へば五種罪なり。若し時・不與・不受・不作淨・不淨なる、此の食を噉へば四罪なり。若し時・與・不受・不作淨・不淨なる、此の食を噉へば三罪なり。若し時・與・受・不作淨・不淨なる、此の食を噉へば二罪なり。若し時・與・受・作淨・不淨なる、此の食を噉へば一罪なり。若し時・與・受・作淨・淨なる、此の食を噉ふは不犯なり。不淨食中舉殘宿の不淨食を噉へば波逸提、人肉不淨は偷蘭遮なり、大比丘手に不淨を觸れて噉へば突吉羅なり。

(三十九竟)

40 栞美食戒 (九六)

一、佛、迦維羅衛國に在しき、爾の時、摩訶男釋いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面に坐せり、佛種種の因縁もて示教利喜したまひ示教利喜し已りて默然したまへり、摩訶男佛の種種の因縁もて示教利喜したまふを聞き坐より起ちて合掌して佛に白して言せり、願はくは佛及び僧我が明日の請を受けたまへと、佛默然として受けたまへり。佛の受けたまふを知り已り佛足を禮し右繞して去り自舍に還りて通夜種種多美の飲食を辦じ藥草乳汁を煮たり、辦じ已りて早起し坐處を敷き使を遣して佛に白せり、食具已に辦じぬ、唯聖時を知りたまへと、佛及び衆僧往いて其の舍に入り座に就きて坐せり、摩訶男佛の坐したまふを見已りて自手に行水し自手にて粳米飯、香藥、乳汁を與へたり。爾の時六群比丘、藥乳汁を以つて粳米飯に澆ぎ鉢に盛滿して置いて前に在り、更に得んと欲す、摩訶男是の念を作せり、誰か食し食せざる、誰か少く少くならざると、是の念を作し已りて便ち看る、六群比丘鉢に盛滿せる香藥乳汁を澆げる飯の前に在りて食せざるを見て問ふて言はく何を以つて食せざると、答へて言はく生乳有りや不やと、摩訶男言はく是れ藥草乳汁香美の並食なり、

【40】 Paṇḍita-jāna 栞美食戒、巴利、僧祇三十九戒、五分、四十一戒。

【41】 迦維羅衛國(Kapilavastu) 生誕の都城。

【42】 摩訶男釋(Maharajasa) 釋迦佛の叔父甘露飯王の子。

我れ等今日是の死人を送る、親里の去りし後必ず當に比丘の爲めに噉はるべしと、死人を棄て已り諸居士屏處びんじょに立ちて看る、是の比丘是の念を作せり、是の中所有の萎しぼ・葉は・乾かん・糲じを烏鳥をして來りて汚よごさしむる莫れと、即ち起ち往きて守る、諸居士言はく、是の比丘起ち已り去り已り近づき已り取り已り食し已ると、諸居士定んで沙門釋子人肉を噉へりと謂へり、一人二人に語り二人三人に語る、是の如く展轉てんてんして惡名流布し舍衛城に滿てり、沙門釋子は實に人肉を噉ふと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて訶責たしなしたまへり、云何んが比丘と名づけ不受の食を口中に著くやと。種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり十利を以つての故に比丘の與ために結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、「若し比丘不受食を口中に著くれば波逸提なり」不受食とは男女、苦門くもん二根の人より受けざるものなり、波逸提とは煮燒の覆降にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。是の中犯とは若し比丘不受の飲食を口中に著くれば波逸提なり、爾の口中に著くる所に隨つて口口波逸提なり。

(3) 爾の時諸比丘佛結戒したまふを聞き、口を洗はんと欲し水揚枝を用ひ淨人に求めて受く、時には得ずして辛苦す、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め戒を讃じ持戒を讃じたまふ、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘不受食を口中に著くれば波逸提なり、水及び揚枝を除く。

二、是の中犯とは五種あり、若し非時・不與・不受・不作淨・不淨なり、非時とは日中を過ぎて後地未了に至る是れを非時と名く、不與とは若しは男女、黃門、二根人の與へざる是れを不與と名く、不受とは他より受けざる、若しは男女、黃門、二根人より、是の故に不受と名く、不作淨とは、火淨くわくじやう・

【六七】 不受食、巴利には單に與へられざるもの (aninnam) とす、他人より與へられざる食物なり。

【六八】 水及揚枝 (Udakkamānā-poma)。

【六九】 火淨、刀淨、爪淨、鬚淨、果物を食ふには淨果法をなさねばならぬ、火淨とは火にてやくこと、刀淨とは刀にて壞損すること、爪淨とは爪にて傷けること、鬚淨とは鬚がつかいばみ傷けたるものなり、即ち完全なる果物をそのまゝ生にて食してはならぬ、四分律には火淨、刀淨、瘡淨、鳥啄淨、不中種淨の五種淨法を説く、かゝる淨法をなすことを作淨と云ふ。

39 不受食戒 (九五。)

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時長老摩訶迦羅 一切糞掃物法を受く、是の人糞掃 僧伽梨、鬱多羅僧・安陀衛・糞掃鉢・糞掃杖・糞掃革履・糞掃食を持せり、云何んが糞掃僧伽梨を持す、若しは巷中若しは 死人處の糞掃中に段弊衣有れば取りて水上に持し淨く浣治し僧伽梨を作る、鬱多羅僧・安陀衛も亦是の如し、糞掃鉢とは若し巷中、死人處の糞掃中葉弊器有れば取りて水上に持し洗治して受用す。糞掃杖とは若し巷中死人處の糞掃中に棄杖(有れば)取りて水上に持し洗治して畜用す、糞掃革履とは若し巷中、死人處の糞掃中に棄革履有れば取りて水上に持し淨洗縫治し 畜用す、糞掃食とは若し巷中死人處の糞掃中に棄羅蔔葉・胡荽葉・雜勸葉、若しは臭糞有れば自手に取り持して水上に至り淨洗治し已りて便ち食す、是れを糞掃食と名づく。是の長老死人處住法を受け死人處に樂住す、若し國中疫病にて死する有る時は便ち城に入りて食を求めず但だ死人所棄の飲食を噉ふ、若し疫病にて死する無き時は則ち城に入りて食を求む。是の比丘身體肥大、多脂血肉にして強壯多力なり、是の比丘一時城に入りて食を求む守門の人見て是の念を作して言はく、是の比丘疫病にて死する有る時は來り城に入りて食を求めず疫病にて死する無き時は便ち來りて城に入る、是の比丘身體肥大、多脂血肉にして強壯多力なり、此の人必ず人肉を噉へりと。一人二人に語り二人三人に語り是の如く展轉して惡名流布し舍衛城に滿つ、言はく沙門釋子人肉を噉ふと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀と行す、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけて他より受けざる飲食を口中に著くやと、佛但だ訶責して未だ結戒したまはず。

(2)是の長老摩訶迦羅世俗の禪定を得死人處住法を受け死人處に樂住せり、爾の時舍衛國に一居士有り、親里死して送りて死人住處に向ふ、諸居士是の比丘を見て言はく、此れは是れ噉人比丘なり

【三】 dantakopā a. (揚子戒) 巴利四十戒、五分三十七戒僧祇三十五戒。

【四】 一切糞掃物法 (anbhā-papatti-kulika) 糞掃物とは棄捨されたるもの、一切糞掃物を受けて修行することを一切糞掃物法を受くと云ふ。

【五】 僧伽梨等、註五ノ八參照。

【六】 死人處 (ams'ina) 濕處なり。

佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、是の石上の阿に誰か飯を噉すやと、阿難答へて言さく、世尊是の房中に比丘あり、上勝と名く乞食法を受けて二分の食を乞ひ一分は即ち噉ひ一分は持ち來りて石上に著きて噉し明日手を洗ひ淨人より受けて噉ふ、是の故に飯を噉すなりと、佛阿難に問ひたまへり、諸比丘擧宿の殘食を噉ふやと、答へて言さく實に噉ふと、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに上勝比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すややと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け擧宿の殘食を噉ふやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘擧殘宿の佉陀尼、蒲闍尼を噉へば波逸提なり。

二擧殘宿食とは若し大比丘今日手に受くる所の食を擧して明日に至るを擧殘宿食と名く、食とは五種の佉陀尼、五種の蒲闍尼、五似食なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘擧宿の根食を噉へば波逸提なり、若し莖・葉・麩・果を噉へば皆波逸提なり、若し擧宿の飯・麩・糲・魚・肉を食すれば皆波逸提なり、若し擧宿の糜・粟・穉麥・莠子・迦師飯を食すれば皆波逸提なり。

若し比丘樹淨地に生じ垂れて不淨地に在り、若し果不淨地に墮つるを若し比丘内宿して是の果を噉へば突吉羅なり、若し樹不淨地に生じ垂れて淨地に在り、若し果淨地に墮つるを若し比丘草竹葉を以つて瓦を以つて是の果を取り擧宿して明日噉へば波逸提なり、若し比丘樹淨不淨地に生じ若し果竹上に墮ち若しは維多羅枝上、麻留多枝上に墮つ、果を取りて内宿して噉へば突吉羅なり。淨地法は佛在時に已に捨す。(三十八寛る)

【五六】擧殘宿食 (sumidhika) nāho kāḍāṇiya vā bhujāṇiya 〔五七〕時藏し殘して自房に一夜を越さしめたる食なり。

【五七】大比丘、具具戒を受けたる比丘を云ふ。

【五八】以下第三十四足食戒の下參照。

【五九】淨地、ここにては食厨處のこと、戒行を淨からしめ誹謗を、はなれしむる故に淨厨屋とも云ひ、又糲食界とも云ふ、從つて不淨地とは淨地にあらざる處即ち僧住處を云ふ。

【六〇】内宿 (anto yutham)、内に食と共に宿するなり、内とは食界以外の僧住處の結果地を云ふ。

【六一】維多羅、不明。

【六二】麻留多、枳椇易土集に麻留迦、云ふものと同じか、然らば藤類なり。

空地に在りて經行せり、是の音聲を聞き諸比丘に問ふて言はく、汝等何んが故に言ふや、我等今日極好快樂なり福德あり衰惱無しと、時に十七群の比丘即ち上事を廣説せり。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに十七群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて十七群比丘を訶責して言はく、云何んが比丘と名け非時に飲食するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘非時に噉食すれば波逸提なり。

二、「非時」とは日中を過ぎてより地未了に至る是の中間を非時と名く、「噉」とは五種の佉陀尼なり、「食」とは五蒲闍尼若しは五似食なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘非時に根食を噉へば波逸提なり、若し莖・葉・磨・果を噉へば皆波逸提なり、若し比丘非時に飯・麩・糲・魚・肉を食すれば皆波逸提なり、若し比丘非時に五似食の糜・粟・穠麥・莠子・迦師を食すれば皆波逸提なり。若し比丘非時中に非時想にて食すれば波逸提、非時中に時想にて食すれば波逸提、非時中に疑にて食すれば波逸提なり。若し時中非時想にて食すれば突吉羅、時中疑にて食すれば突吉羅、時中時想にて食すれば不犯なり。(三十七竟る)

30 食殘宿戒 (九五七)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時比丘あり、名けて上勝と曰ふ、乞食法を受けて是の人日日に二分の食を乞ひ一分は即ち噉ひ一分は持ち還り自房舍に至りて石上に著きて曬し明日手を洗ひ淨人より受けて噉へり。爾の時佛阿難と共に諸比丘の房に遊行し是の上勝比丘の房所に到り石上に飯を灑すを

【五三】 非時(Anāpāna), 正午以後黎明未明迄でなり。
【五四】 噉、已下第三十四足食戒參照。

【五五】 sannidhikāra 戒(貯戒) 五分三十九戒、僧祇三七戒。

を作りて自ら飲まんと、是の比丘云何んすべきを知らず是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より沙門の因縁の故に別衆食するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘別衆食すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは病時、作衣時、道行時、船行時、大衆會時、沙門請時なり。

二、「沙門」とは阿耨維、尼隄子老弟子にして略説せば佛の五衆を除き餘の出家人は皆沙門と名く。

三、是の中犯とは若し沙門比丘を請じ白衣手に食を持して與ふ、是の比丘請を受くるは不犯、食すれば波逸提なり、若し白衣比丘を請じ沙門手に食を持して與ふ、是の比丘請を受くる故に突吉羅、食するは不犯なり、若し白衣比丘を請じ白衣手に食を持して與ふ、請を受くる故に突吉羅、食すれば波逸提なり。不犯とは若し沙門請じ沙門手に食を持して與ふ、若しは請を受け若しは食するも不犯なり。(三十六寛る)

37 非時寬戒 (九五 a)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時節日^{五二}に至り諸居士種種の好飲食を辨じ城を出でて園林中に入れり、爾の時十七群比丘自ら相謂つて言はく、共に彼の園中に到りて看る可く去かんと、皆言はく爾すべしと、即ち自ら洗浴し面目を莊嚴し香油を髮に塗り新淨衣を著し園林中に到りて一處に立ちて看る、是の十七群比丘は端正姝好にして多人の敬愛する所なり、諸居士見て共に相謂つて言はく、是の諸出家を看よ年少にして端正姝好なりと、皆言はく實に爾りと、諸居士歡喜するが故に種種の好酒食を持して與へて言はく、汝能く噉ふや不やと、答へて言はく汝等尚ほ能くす、我れ何を以つて能はざらんと。是の十七群比丘多く飲食を得已りて醉亂迷悶し食後に頭を搖り臂を掉りて祇桓に向ひ是の言を作せり、我等今日極好快樂なり、福德あり衰惱ある無しと。爾の時諸比丘祇桓の門間の

【四九】 沙門請時 (samagghatthāna-samāyama)。沙門の供養する時なり。

【五〇】 vāṣaḍḍhājāna a. (五分三十八戒、僧祇三十六戒。

【五一】 節日 (cāra-gga samajjā) 祭日なり。

【五二】 十七群比丘 (aṭṭhanna-vaggiya bhikkhū) 王舍城に於ける十七名の年少の團體にして目連、度して比丘とせるものなり。

く、是の極多に誰か能く爲に與へん、我等後より來り乞食を得ず是の故に苦惱すと、諸居士言はく我れ今汝を請ぜん、諸有の大衆集の因縁者我が舍に來りて食せと、諸比丘言はく、佛未だ大衆集の因縁の故に別衆食するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまふ、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より諸比丘に大衆集の因縁有る者に別衆食するを聽す、今よりは是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘別衆食すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは病時・作衣時・道行時・船上行時・大衆集時なり。大衆集とは極少は乃ち八人に至る、四舊比丘四客比丘共に集まるなり、是の因縁を以つての故に聚落中諸居士をして諸比丘に飲食を供給すること能はざらしむるなり。是の中犯とは若し比丘滅八人の集まる時別衆食すれば波逸提なり、若しは八人若しは過八人の集まる時は不犯なり。

(7) 佛王舍城に在しき、爾の時 瓶沙王の舅 阿耆維外道中に出家せり、是の舅是の念を作せり、我が外甥瓶沙王深く佛及び弟子を敬す、我れ是の王の爲の故に當に佛及び弟子を請じて一食を作さんと、是の外道便ち王舍城に入り米・麵・胡麻・小豆を求む、諸居士問ふて言はく何ん等を作さんと欲するやと、答へて言はく我が外甥深く佛を敬す、我れ歡喜せしめんと欲するが故に佛及び弟子を請ひて一食を作さんと欲すと、諸居士佛法を信するが故に故らに多く米麵を與ふ、得已りて城を出で一比丘を見て即便ち語りて言はく、汝能く我が爲に佛及び爾所の弟子を明日我が舍に至りて食するに請するや不やと、比丘答へて言はく、佛未だ我等の沙門別衆食を受くるを聽したまはずと、彼れ言はく俱に是れ出家の人なり、何んが故に聽さざる、何んの不可有る、我れ亦汝等を敬せず但だ外甥の爲に佛を敬し、歡喜せしめんと欲するが故に汝等の爲に食を作すなりと、時に外道是の念を作せり、我れ當に具さに飲食を辦じ若し佛と弟子と來らば當に與へん、若し來らざれば當に用ひて酒

【六】大衆集時 (Paṭisaṃyā) 四分には大集會時と云ふ、安居の免れる後等に多くの比丘が同時に佛所に見えんとし集まるが如き時を云ふ。

【七】瓶沙王詳しくは勝軍瓶沙王 (oniyā Bimbisāro) と云ふ、須婆娑羅王とも書す、摩竭陀國王なり。
【八】阿耆維外道、(ajiviko) 死命外道なり、探行なる故に裸形外道とも云ふ。

步道より行いて船を逐ふ、師子難・虎狼難・熊羆難に値ひ非道より去くに棘刺・竹刺・刈草刺有り、走りて船を逐ふ時脚痛み苦惱す、是の岸上に居士あり、見已りて比丘に問ふて言はく汝苦惱するやと、答へて言はく苦惱すと、何んの因縁の故に、我等先きに船に載り舍衛國に向ふ、船聚落に近づき我等船師に語りて言はく、船を廻して岸に向へ我れ乞食せんと欲すと、即の時岸に向ひ我等船を出でて聚落に入り家家に食を求め已りて聚落を出でて食す、食し已りて手を洗ひ口を洗ひ鉢を洗ひ衣を卷きて囊中に著く、爾の時船去りて已に遠し、即ち道より行いて船を逐ふに師子難・虎狼難・熊羆難に値ひ、若し非道より行かば棘刺・竹刺・刈草刺あり走りて船を逐ふに脚痛みて苦惱すと。諸居士言はく、我れ今汝を請ぜん諸の船中者我が舍に來りて食せと、諸比丘言はく佛未だ船行の因縁の故に別衆食するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より諸の船行の比丘に別衆食するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘別衆食すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは病時作衣時道行時船行時なり、船行とは極近半由延を若しは往き若しは來るなり。是の中犯とは若し比丘昨日來りて今日食すれば波逸提なり、明日行くに今日食すれば波逸提なり、即日極少半由延を行し若しは往き若しは來りて別衆食するは不犯なり。

(6)佛王舍城に在しき、爾の時王舍城内に大衆集あり、佛千二百五十の比丘と俱なりき、是の中諸比丘城に入りて乞食せり、諸居士但だ能く二三比丘に食を與へ更に與ふること能はず、即ち門を閉ぢて言はく、極多に誰か能く爲に與へんと、後來乞食比丘は得ざるが故に苦惱せり。居士ありて見已り比丘に問ふて言はく、汝等苦惱するやと、答へて言はく苦惱すと、何んの因縁の故に、諸比丘言はく、是の王舍城に大衆集ある故に諸比丘前に乞食する者二三人得て諸居士即ち門を閉ぢて言は

【五】 船行時 (bhavāhīṇa-
nūsanany) 乗船時なり。

如く説くべし、「若し比丘別衆食すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは病時びやうじ 作衣時さくえじなり」。是の中犯とは若し比丘作衣時未だ到らざるに別衆食すれば波逸提、作衣時到りて別衆食すれば不犯なり。

(4) 佛舎衛城に在しき、爾の時諸比丘しやうしやく 憍薩羅國きやうさくわくより遊行し舎衛城に向へり、彼の國地平らかにして諸聚落遠し、遙かに見て近きに似る、諸比丘前聚落に従ひて乞食せんと欲し聚落に至る時日已に中に到り當に乞食する時日已に(中を)過ぐ、諸比丘しやく 食を斷ずるが故に苦惱す。是の聚落中の諸居士見已りて比丘に問ふて言はく汝等苦惱するやと、答へて言はく苦惱すと、何んの因縁の故に、我れ憍薩羅國より舎衛城に向ひ遙かに聚落を見て近しと謂ひ至りて乞食せんと欲する時日便ち中を過ぎ食することを得ざるが故に苦惱すと、諸居士言はく、我れ今汝等を請ぜん、諸の行ぎやうを欲する者我が舎に來りて食せと、諸比丘言はく、佛未だ行の因縁の故に別衆食を聽したまはずと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より諸の行比丘に別衆食するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし、「若し比丘別衆食すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは病時・作衣時・行時ぎやうじなり」。行とは極近はぎやく 半由延はんゆうえんに至るを若くは往き若しは來るなり。是の中犯とは若し比丘昨日來りて今日食すれば波逸提なり、明日行くに今日食すれば波逸提なり、即日極少半由延を若しは往き若しは來る、若し別衆食するも不犯なり。

(5) 佛舎衛國に在しき、爾の時諸比丘しやうしやく 憍薩羅國きやうさくわくより船に載りて舎衛國に向ふ、是の船聚落に近づきて行く、時に諸比丘船師に語りて言はく、船を廻して岸に向へ我れ乞食せんと欲すと、即ち船を廻して岸に向ふ、諸比丘船を出でて聚落に入り家家に食を求め已り聚落を出でて食せり、食し已りて手を洗ひ口を洗ひ鉢を洗ひ衣を巻きて囊ぶくろ中に著おく、是の如き中間に船去りて已に遠し、諸比丘即ち

【四】 作衣時(Oiyankarimo-hariya)、巴利、五分等にはこれに施衣時(Civandhana)を加ふ。

【五】 比丘は日中を過ぎては食し得ず、故に食を斷ず。(第三十七波逸提、非時食戒)。

【六】 行時(Adhanga-mana-samaya)、旅行時なり、行路時とも云ふ。

煮爇の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。是の中犯とは若し四比丘別衆食すれば波逸提にして若し三比丘別に共に一處に食すれば【60】。第四人食分を取れば不犯なり。

(2) 佛王舍城に在しき、爾の時諸病比丘乞食の因縁を以つての故に苦惱なやみ疲悴せり、城中に居士あり、見已りて問ふて言はく、汝等苦惱するやと、答へて言はく苦惱すと、何んの因縁の故に、答へて言はく我等病有り乞食の因縁を以つての故に苦惱すと、諸居士言はく汝等病者我れ今汝を請ぜん、諸有の病者我が舍に來りて食せと、諸比丘言はく佛未だ病の因縁の故に別衆食するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より諸病比丘の別衆食するを聽す、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘別衆食すれば波逸提なり、因縁を除く、因縁とは病時なり【61】。病とは若し比丘風・冷・熱盛んなる是れを名けて病と爲す。是の中犯とは若し比丘無病にして別衆食すれば波逸提、病者は不犯なり。

(3) 佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘作衣時到る、是の諸比丘早起して染衣の具、薪草を求め煮染し漉くし出揚し冷し所染の衣を出せり、是の如き中間に食時轉また近づき乞食を行することを得ず、是れに因つて苦惱せり。城中に居士あり見已りて問ふて言はく、汝等苦惱するやと、答へて言はく苦惱すと、何んの因縁の故に、我等作衣時到り早起して染衣具、薪草を求め煮染し漉し出揚し冷し所染の衣を出す、是の如き中間に食時轉また近づき乞食するを得ず、是の因縁を以つての故に苦惱すと、諸居士言はく、我れ今汝を請ぜん、諸作衣者我が舍に來りて食せと、諸比丘言はく佛未だ作衣の爲の故に別衆食するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より比丘作衣時到り諸の作衣者に別衆食を聽す、今より是の戒應に是の

【60】 三人のみ一處に食し第四分は食分を取りてそこに食せざれば不犯なりの意か。

【61】 病時 (gīṃṣaṃ vāyā)。

36 三別衆食戒(九三ト)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時阿闍世王、諸大臣、將帥提婆達を信じ是の諸人民爲に提婆達比丘を助け供養の 前食・後食・恒鉢那を作せり、諸有の年少比丘の出家して久しからざるものを提婆達・鉢・鈎鉢多羅・大隗瓷・小隗瓷・衣鈎・神繩繩帶・匙・筋・鉢支・扇・蓋・革屣の隨比丘の所須の物を以つて皆之れを誑誘し提婆達自ら百比丘或は二百三百四百五百比丘と共に恭敬圍繞され王舍城に入りて別に好供養の前食後食恒鉢那を受く。諸有の上座長老比丘の佛法の味を得久しく梵行を修するものは是の諸比丘城に入りて乞食するに 宿冷飯を得或は得ず、或は臭麩を得或は得ず、是の如きの麩食或は飽き或は飽かず。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け自ら百人二百三百四百五百比丘と共に恭敬圍繞され別に供養の前食後食恒鉢那を受け諸有の上座長老比丘の佛法の味を得久しく梵行を修するものは是の諸比丘は城に入りて乞食し宿冷飯を得或は得ず、或は臭麩を得或は得ず、是の如き麩食を或は飽き或は飽かざるやと、種種の因縁もて訶し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んか比丘と名づけ自ら百人二百三百四百五百の比丘と共に恭敬圍繞され別に供養の前食後食恒鉢那を受け、諸上座長老比丘の佛法の味を得久しく梵行を修するものは是の諸比丘は城に入りて乞食して宿冷飯を得或は得ず、或は臭麩を得或は得ず、是の如きの麩食を或は飽き或は飽かざるやと。種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、今より二利の因縁を以つての故に別衆食を遮し三人共食を聽す、一利は隨ひて檀越を護る憐愍を以つての故に、二利は諸惡欲比丘の力勢を破するが故に、惡欲の人をして別に衆を作り別に法を作らしめ僧と共に諍はしむる莫れ、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘別衆食すれば波逸提なり。別衆食とは極少は乃至四比丘共に一處に食するなり、波逸提とは

【四】 僧ahojam 四分三十三戒、五分、巴利三十二戒僧祇四十戒、第十一、十二僧殘參照。

【五】 前食等、以下註二の六八、六九參照。

【六】 鈎鉢多羅等、以下註三の六五、六六參照。

【七】 禪儀、坐禪の時頭上におき睡魔を防ぐ木片なり。

【八】 宿冷飯、前日の残りの冷飯なり。

【九】 別衆食(sanghājāma) 別衆とは比丘が四人以上にて界内の僧衆の中に別に團を作ることにして別衆食とはこの一團をなして食を受けることを云ふ。巴利に「四人(以上)の比丘が五正食の一にて請ぜられ食する時これを別衆食と云ふ」とす。

五種の佉陀尼、五種の蒲闍尼、五種の似食（を噉ふ）なり、「勸めて食せしむ」とは殷勤に食せしむるなり、「憚す」とは瞋恚心を以つて其の過罪を出すなり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘餘比丘の食し竟り自恣請無きを知りて教へて根食・葷食・婬磨食・果食を噉はしめ若しは教へて五種の蒲闍尼の飯・麩・糲・魚・肉を食せしめ若しは教へて五似食の糜・粟・穢・麥・莠子・迦師小麥を食せしむれば皆波逸提なり。復た比丘あり餘比丘に教へて非時に噉「食」せしむ、若し彼れ噉すれば俱に波逸提なり、比丘あり餘比丘に教へて非時に食せしむ、若し彼れ食すれば俱に波逸提なり。比丘あり餘比丘に教へて他物を偷奪せしむ、若し偷奪すれば物に隨ひて俱に罪を得、比丘あり餘比丘に教へて人命を奪はしむ、若し命を奪へば俱に波羅夷なり、若し比丘餘比丘に教へて生草木を殺さしむ、若し殺せば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて他を擄きて房を出す、若し擄き出せば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて強いて臥具を敷かしむ、若し敷けば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて有虫水を用つて草に灑ぎ泥に灑がしむ、若し用ふれば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて有虫水を取りて飲ましむ、若し取りて飲めば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて裸形外道の男女と飲食せしむ、若し與にすれば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて空地に燃火せしむ、若し燃せば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて自手に金銀を取らしむ、若し取れば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて畜生の命を奪はしむ、若し奪へば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて是の比丘の衣鉢を藏せしむ、若し藏すれば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて自手に地を掘らしむ、若し掘れば俱に波逸提なり、若し比丘餘比丘に教へて殘宿食を噉はしむ、若し彼噉へば俱に波逸提なり。

云はく、比丘未だ手に食を受けづして食と共に宿すれば名けて内宿と曰ふ、此の食を噉へば突吉羅なり、已に手に受け舉げて共宿するを殘宿食と名く、此の食を噉へば波逸提なり。（三十五事竟る）

をあげてをる。因にこの戒の戒文 *Kalya Danda* は翻譯す。
（東方聖書）

【三】小住云云、比丘が某食處にて食を供養されたる時小らく待てと云ひ或は時間早しとて食せず又は粥を食せる時は足食せざるが故に殘食法をなさずして食するも不犯なり
の意。

【三】 *dutya pavāraṇa*（第二足食戒）四分、巴利、五分三十六戒、僧祇三十四戒。前戒参照。

一、佛舎衛國に在しき、爾の時憍薩羅國の一住處に二比丘有り、是の一比丘破戒缺漏にして慚愧あること無く細戒を護らず、第二比丘は清淨持戒にして乃至小罪にも大怖畏を生ず。是の清淨比丘彼の罪を犯すを見て常に彼に語りて言はく、汝今是の如き是の如き罪を犯すと、破戒比丘是の念々作せり、我れ當に何時彼の罪を犯すを見ば我れ當に之れを出すべしと。破戒比丘一時持戒比丘食し已り自恣請なきを見て故らに坐より起ち便ち蒲闍尼、佉陀尼を持して喚びて共に噉食せり、持戒比丘囑せざる食なるを憶せず便ち共に噉食せり、破戒比丘言はく、長老汝波逸提罪を得たりと、問ふて言はく何ん等か波逸提なると、答へて言はく汝食し已りて自恣請無くして便ち噉食せりと、持戒比丘言はく、汝我れ食し已りて自恣請なきを知らば何んが故に我を喚んで食せしめしやと、答へて言はく、汝常に數數我が罪を出す、時に我れ自ら念を作せり、何時汝の罪を犯すを見て當に即ち之れを出さんと、是の故に汝の食し已り自恣請なきを知り相惱さんと欲するが故に汝に勸めて食せしめしなりと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け他の食し已り自恣請なきを知りて相惱さんと欲するが故に勸めて食せしむるやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け他の食し已り自恣請なきを知りて相惱せしめんと欲するが故に勸めて食せしむるやと。佛種種訶し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘比丘の食し已り自恣請なきを知り相惱せしめんと欲するが故に勸め、蒲闍尼、佉陀尼を食せしめん、是の因縁を以つてし異なければ波逸提なり。

二、「知る」とは若しは比丘自ら知り、若しは他より知り若しは彼の比丘自ら説くなり、「噉ふ」とは

受けずして更に食し得ない、而して食の威儀には行、住、坐、臥の四あり、この一を變へずして足食せねばならぬのである。

【三】 以下も難解なるが殘食法を成ぜざる場合を説くものなり、上の意は殘食法は行、住、坐、臥の四威儀の一を壞せず(變更せず)してなすべしとするものなるが巴利、僧祇にはこのことを一層詳しく説く、巴利には殘食法を成ぜざる場合として(1)不淨食なる時 (appiyakkāmapā hōti) (2) 食を手を持たずしてなされた時 (appapiggāhita-kāmapā hōti) (3) その食を少しも取らずして還せる時 (amocārīkāmā hōti) (4) 申手内に非ずしてなされたる時 (ānuttāpāna kārīya hōti) (5) 請者が食し竟らざるものなる時 (ābhūtāvina kāmāmapā hōti) (6) 足食し竟りて坐より立てるものとして作されたる時 (Phuttāvina pavarīsa nāya va vūthīkena k. h.) (7) この食は凡て須らず汝に與へんと云はるる時 (āma etāmapibbāna ti svutāmapā h.) (8) 病者の殘食に非らざる時 (na glānāta-kāmapā h.) を告ぐ、僧祇律には離處、離食、離境界、離申手、離語の五非法をあげ開宗記には殘食法を作す十緣

す未だ起たざる者を知りて是の人の邊に従ひ偏袒へんたんし胡跪こくわいして鉢ぼつを捉りて言へ、「長老憶念おくねんして我が與に殘食法を作したまへ」と、若し前比丘少多是の食を取らざれば殘食法を作すと名けず、若し是を用つて殘食法を受け若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。若し鉢ぼつを持して地に著き殘食法を受くれば名けて殘食法を受くと爲さず、若し是を用つて殘食法を受け若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。若し鉢ぼつを以つて膝上しんじやうに著き殘食法を受くれば名けて受と爲さず、若し是を用つて殘食法を受け若しは噉たし若しは食せば波逸提ばいつていなり。若し相去ること遠く手相及ばざるに殘食法を受くれば名けて殘食法を受くと爲さず、若し是れを用つて殘食法を受くれば若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。若し不淨食を以つて殘食法を受くれば名けて殘食法を受くると爲さず、若し是を用つて殘食法を受け若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。若し不淨肉を以つて殘食法を受くれば名けて受となさず、若し是を用つて殘食法を受くれば若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。若し比丘五種の佉陀尼を噉せんと欲する時五種の蒲闍尼を用ひて殘食法を受くれば名けて受と爲さず、若し是れを用つて殘食法を受くれば若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。若し五種の蒲闍尼を食せんと欲する時五種の佉陀尼を用ひて殘食法を受くれば名けて受と爲さず、若し是れを用つて殘食法を受け若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。若し五種の似食を食せんと欲する時五種の蒲闍尼を用ひて殘食法を受くれば名けて受と爲さず、若し是を用つて殘食法を受け若しは噉たし若しは食すれば波逸提ばいつていなり。

(3) 長老優波離うぱり佛ぶつに問ひて言さく、世尊比丘に幾處ありて行時自恣じしなる、幾住、幾臥がなると、佛優波離に告げたまへり、五處ある比丘行時自恣じしなり、五處の立、五處の坐、五處の臥あり。行に五處ありとは行を知り、供養を知り、遮食を知り、種種食を知り、威儀を壞するなり。立に五種ありとは立を知り、供養を知り、遮食を知り、種種食を知り、威儀を壞するなり。坐に五種ありとは坐を知り

【三〇】 以下離解なるが諸律を參照して所謂足食の條件を説けるものなることを知る、即ち殘食法を受けるものは充分食せる者でなくてはならず、殘食法を請はれるものは未だ食し竟らざるものでなくては

に於て食し竟り病比丘の食分を迎へて去れり、諸病比丘食する者有り、食せざる者有り、少しく食する者有り、是の看病比丘先きに已でに食し坐處より起つ、更らに食するを得ず諸病比丘に多くの殘食有りて僧房内に捨つ、是の時多くの鳥鳥有り來りて是の食を噉ひ大音聲を作す。佛寺内に多くの鳥鳥の聲を聞き知つて故らに阿難に問ひたまへり、何んが故に僧房内に多く鳥鳥の聲有るやと、阿難答へて言さく、世尊是れ維耶離の諸比丘多く病み看病比丘有り、先きに僧中に於て食し竟り病比丘の食分を迎へ來る、諸病比丘食する者有り食せざる者有り少しく食する者有り、是の看病比丘已でに先きに食し坐處より起つ、更らに食するを得ず、諸病比丘に多く殘食有りて僧房内に捨て鳥鳥有り來りて是の食を噉ふが故に大音聲を作すと。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまひ戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり。今より二利を以つての故に殘食法を受くるを聽す、一つには看病比丘の因縁の故に、一つには比丘因縁有りて食不足の故に。十利を以つての故に比丘の與めに結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘^{二二}食し竟り坐處より起ちて去る有らんに、殘食法を受けずして若し噉食すれば波逸提なり。

二、「噉」とは五種の佉陀尼なり、「食」とは五種の蒲闍尼、五種の似食なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、(1)是の中犯とは若し比丘食し竟り座より起ち去り殘食法を受けずして若し根食を噉へば波逸提なり、若し莖・葉・磨・果を噉へば皆波逸提なり。若し比丘食し竟り起ち去りて殘食法を受けずして若し飲を食すれば波逸提、若し麩・糲・魚・肉を食すれば皆波逸提なり。若し比丘食し竟り座より起ち去り殘食法を受けずして若し糜飯・粟飯・穠麥飯・莠子飯・迦師飯を食すれば皆波逸提なり。

(2)今より殘食法を受くるを聽す「とは」諸比丘云何んが受くるを知らず、佛諸比丘に語りたまへり、殘食法を受くるを欲するものは能く食する所の多少に隨ひ盡く鉢中に著き餘比丘の食未だ竟ら

【三五】佛一食法を制し給ひし故なり。

【二三】食竟(Ohantavi pava-
Ita) 四分に足食と云ふ、充分に食すること。

【二七】不受殘食法(an-ti-
tanti)。

【二〇】噉(Khadati) 堅きものを噉ふこと。即ち佉陀尼を噉ふこと。

【二九】食(Chandati)、輕食即ち蒲闍尼似食、を食することなり。

諸比丘に與ふ、諸比丘食はざるが故に飽滿するを得ず復更らに羸瘦し無色無力なり、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり何を以つての故に諸比丘羸瘦し無色無力なりやと、阿難答へて言さく世尊、諸比丘の五種の佉陀尼食を噉ひ自恣に受くるを聽したまひ諸比丘王舍城に入りて乞食せり、時に白衣有り、蘆萄葉・胡荽葉・羅勒葉の雜食を以つて諸比丘に與へ諸比丘食せず飽滿するを得ざるが故に羸瘦し無色無力なりと。佛聞き已りて諸比丘に語りたまへり今より五種の蒲闍尼食を食するを聽す、謂はく飯・粳・糲・魚・肉なり、五種食を自恣に受けよと。是の諸比丘王舍城に入りて乞食せり、時に諸白衣蘆萄葉・胡荽葉・羅勒葉の雜食を以つて諸比丘に與ふ、諸比丘食せず、復飽かざるが故に羸瘦し無色無力なり、佛諸比丘の羸瘦し無色無力なるを見知つて故らに阿難に問ひたまへり、何んが故に諸比丘羸瘦し無色無力なるやと、阿難答へて言さく、世尊五種食を食するを聽したまひ諸比丘城に入りて乞食する時蘆萄葉・胡荽葉・羅勒葉の雜食を得て諸比丘に與ふ、諸比丘食せず復た飽滿せざるが故に羸瘦し無色無力なりと、佛言はく今より五種の似食を自恣に糲る所に隨ひて食するを聽す、謂はく、糜・粟・穉麥・莠子・迦師飯なりと。

(2) 佛維耶離に在しき、爾の時一居士有り佛所に至り頭面禮足して一面に坐せり、佛居士の一面に坐し已るを見て與めに種種の法を説き示教利喜し、示教利喜し已りて默然したまへり。

是の居士佛の種種の因縁もて示教利喜したまへるを聞き已りて座より起ち合掌して言さく、願はくは佛及び僧我が明日の食を受けたまへと、佛默然として受けたまへり、居士佛の默然として受けたまふを知り已りて即ち佛足を禮し右繞して去り自舍に還歸し通夜種種多美の飲食を辨じ晨起して坐處を敷き使ひを遣して佛に白せり、食具已でに辦す佛自ら時を知りたまへと。諸比丘僧は居士の舍に往き佛は自ら房に住して食分を迎へたまへり。居士衆僧の坐し已るを知り自手に行水し自ら種種多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしむ。爾の時維耶離の諸比丘多く病み看病比丘有り、先きに僧中

【一〇】 蒲闍尼食 (Phojiniya) 所謂五正食にして食し易き輕食を云ふ、註八の二〇参照。

【三】 糜、かゆなり。

【三】 穉麥、大麥、或はふすま。

【三】 莠子、莠は稷に似たる惡草、はぐさ。

【二四】 迦師飯、碎麥なり。

一、(1)佛舎衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷夜暗に小雨墮ち雷聲電光有る中に於て白衣の舎に入りて食を乞へり、時に是の家中に一洗器の女人有り電光中に出てて遙かに迦留陀夷の身の黒きを見る、見已りて驚怖し身毛皆堅ち即ち大いに喚んで言はく、鬼來る鬼來ると、怖畏を以つての故に即便胎を墮す、迦留陀夷言はく、姉妹我れは是は比丘にして鬼に非らず乞食の故に來ると、時に女人瞋りて惡語・龜語・不淨語・苦語を以つて比丘に語りて言はく、汝の父を死なしめ母を死なしめ種姓を皆死なしめん、是の沙門の腹をして破れしめん、禿沙門斷種の人著黑弊衣、何んぞ利き牛舌の刀を以つて自ら汝の腹を破らざる、乃ち是の夜暗黒の雷電中に於て乞食し汝沙門乃ち爾許の惡を作せり、我が兒墮死し我が身を壞せしむと。迦留陀夷是の家に於いて是の如き過罪を起す故に即便出でて去り是の事を以つて諸比丘に向ひて説けり、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説す。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ非時に白衣の家に入りて乞食するやと、佛言はく若し比丘非時に白衣の家に入れば何ぞ但だ是の如きの過罪を得ん、當に復是れに過ぐる罪を得、今より諸比丘應に一食すべしと。

爾の時諸比丘一食を以つての故に羸瘦し無色無力なり、佛諸比丘の羸瘦し無色無力なるを見て知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘何んが故に羸瘦し無色無力なるやと、阿難答へて言さく世尊結戒したまへり、諸比丘應に一食すべしと、一食の故に諸比丘羸瘦し無色無力なりと。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁をもて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より五種の 佉陀尼を啜ふを聽す自恣に食せよ、五種とは根・莖・葉・磨・菓なりと。爾の時諸比丘王舎城に入りて乞食す、時に白衣有り、蘆薈葉・胡安葉・蘿勒葉の雜食を

【一四】 pathama pavānaṃ 一 (第一足食戒) 四分、三利、五分、三十五戒、僧祇三十三戒。

【一五】 佉陀尼食 (Khadanīya) 齒にかみくだきて食する堅き食を云ふ、蒲闍尼食を糲食と云ふに對して堅食と云ふ、四分律十四には根、枝、葉、華、果、油、胡麻、黑石蜜、磨細末食をあげ、摩得勒論六には九種法陀尼として、葉、華、果、胡麻、油、麴、糖、石、蜜をあげ。【一六】 麴、四分律に云ふ磨細末食にして粉の食か。【一七】 蘆薈、大根なり。【一八】 胡安、こにし、こえんどう、香草の一。【一九】 蘿勒、不明、蘿はつた、かづら、つものよもぎなり。

行糲を食し是の估客嶮道にて賊の爲に殺さると、一人二人に語り二人三人に語り是の如く展轉して相語り諸沙門釋子比丘の惡名流布し舍衛城に滿てり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀に問ひたまふ、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ時を知らず量を知らず法を知らざるや、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、云何んが是の估客をして嶮道中に賊の爲めに殺されしむるやと。種種の因縁もて訶責し已りて諸比丘に語りたまへり十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘白衣の家に往き、自恣請じて多く餅麩を與へんに諸比丘須ふれば應に二三鉢取るべし、是れを過ぎて取れば波逸提なり、二三鉢取り已りて外に出で餘比丘に語りて、共分せよ、是の事應に爾すべきなり。

二、「家」とは白衣の家なり、「請じて多く與ふ」とは數數に與ふるなり、「餅」とは小麦麵作、大麥麵作、大重華餅・小重華餅、是の如き比の諸の清淨の餅なり、「麩」とは稻麩・麥麩なり、「鉢」とは三種有り上中下なり、上鉢とは三鉢他の飯・一鉢他の羹・餘の可食物の半羹を受くるなり、下鉢とは一鉢他の飯、一鉢他の羹、餘の可食物の半羹を受くるなり、若し上下の中間なるは是れを中鉢と名づく、「外に出で、餘比丘に語りて共分す」とは言はく、眼所見のものなり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘上鉢を以つて取れば應に一鉢を取るべく二鉢を取るべからず、二鉢を取れば波逸提なり。若し中鉢を以つて取れば極多二鉢を取り三を取るべからず若し三を取れば波逸提なり、若し下鉢を以つて取れば極多三鉢を取り四を取るべからず、若し四を取れば波逸提なり。外に出で比丘を見て共分すれば善し共分せざれば突吉羅なり。(三十三竟)

【七】 自恣時 (abhiññham pavāsa) 欲するだけ自由に取れと云ひて與ふること。
 【八】 共分 (ohāra bhūti bhāga) 他 (dham samvāha jābhāga) の比丘と分配せよの意。
 【九】 家 (Kulā)。
 【一〇】 大重華餅、不明、僧祇律には大小麥、米、豆と云ふ、故に或は豆のことか。
 【一一】 麩、巴利の戒文には pūva (餅) mantha (菓子) とする、麩は kumasa にして菓子一種なる故に是れ即ち mantha なるか、五分律に五正食をあげる中餅麩と同一物とす。
 【一二】 鉢他註七の六一、參照。
 【一三】 眼所見、目前に居る比丘と分配すべしの意。

桓もとに到り佛（所）に向ひて跋難陀の事を説かんと欲せり、爾の時佛百千萬の衆たふの與もに圍繞まわされ説法したまへり、漸漸に佛に近づき、佛の慈心力を以つての故に彼の瞋いら即除き佛所に到りて是の言を作せり、世尊是の法有ること無し、女人の貴重する所の物を我女已に失ふと、佛爲に種種の因縁もて説法し示教し利喜し、示教利喜し已りて默然としたまへり、婆羅門佛の種種の因縁を以つて示教利喜したまふを聞き已り頭面づめんもて佛足を禮し右繞うまわして去れり。去ること久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀ばなんだに問ひたまへり、汝實に是の事を作せるや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて訶責ししたまへり、云何んが比丘と名づけ時を知らず量を知らず法を知らざるや、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべしと、佛ただ訶責して未だ結戒したまはず。

(2)時に佛故のごとく舍衛國に在しき、爾の時舍衛城中に估客こかく業有いり、沸星吉日ひうせいきちつを用つて他國に行せんと欲す一估客有いり、是れ跋難陀釋子の相識にして跋難陀常に其の舍に出入せり。時に跋難陀中前に衣を著し鉢ぼんを持して其の舍に至る、坐處を與へ共に樂不樂を相問訊せり、坐し已りて估客一心に恭敬し跋難陀に問訊せり。跋難陀は是れ大法師にして樂說辯才有いり、爲に妙法を説き是の人法味を得るが故に言はく大德たいとく羹飯有いる無し、但道中行糧かうりやうの麩ぶ有いり能く食ふや不やと、答へて言はく汝等尚能く食ふ、我れ何を以つて能はざらんやと、即ち麩ぶを與へんと持ち出だす、第二第三比丘も亦是の如く估客の麩器皆空となれり。是の估客往いて估客の主に語りて言はく、我れ所有の行糧沙門釋子悉く持ち去りて盡きたり、小らく待て我れ更らに糧食を作らんと、估客の主旨はく、諸估客沸星吉日に去らんと欲す、云何んが住するを得ん、汝但だ糧を辨じ徐徐に後より來れと。諸估客の前に在りて去く者は衆多の故に賊敢へて發せず、是の一估客糧を辨じ已りて少伴と共に嶮道に入りて賊發して物を奪ひ是の估客を殺せり。是の如きの惡聲諸國に流布す、是の言を作す、釋種の比丘他の

【五】沸星吉日、星の明らかなる吉日か、巴利に *nijjinhā* (この月明の夜) と云ふ。

【六】麩、註八の二〇参照。

卷の第十三 (二誦之七)

九十波夜提の五

33 取鹽嫌買容食戒(九〇a)

一(1)佛舎衛國に在しき、爾の時一波羅門有りて女の 睐眼ニヒクなるあり即ち睐眼と名づく、夫家使ひを遣はして來り迎ふ、時に女の父母波羅門言はく小らく待て 煎餅煎せんびを作り竟りて送らんと、時に世伽儉なり、是の波羅門勤苦して煎餅の具を求め餅を作る。跋難陀釋子常に其の家に出入す、其の大衆に語りて言はく我が入る所の舎に隨ひて汝等皆我れに隨ひて入れ、若し我れ食を得れば汝等も亦次第に得んと、時に跋難陀釋子中前に衣を著し鉢を持して波羅門の舎に入る、坐處を與へ共に樂不樂を相問訊し坐し已りて是の波羅門一心に恭敬し跋難陀に問訊せり。跋難陀は是れ大法師にして樂說辯才有り爲めに種種の妙法を説く、主人法味を得るが故に是の言を作せり大德美飯有る無し能く是の餅を噉ふや不やと、答へて言はく汝等尙噉ふ我れ何を以つて能はざるやと、即ち餅を與へて持ち出せり、第二第三の比丘も亦是の如し、時に餅器皆空となる、夫家復更らに使ひを遣はして睐眼女を喚ぶ、波羅門還た使ひを遣はして答へて言はく、小らく待て餅を作り竟りて送らんと、更らに煎餅の具を求む、時に跋難陀復た徒衆と共に來り爲めに種種の法を説き已り復た餅を持ち去れり、夫家第三に復た使ひを遣はして來り睐眼女を喚ぶ、是の婆羅門復た答へて言はく小らく待て、煎餅を作り竟りて送らんと。時に夫疑ひ瞋りて言はく是れ或ひは復た來らずと、彼更らに婦を娶り使ひを遣はして語りて言はく、我れ既に婦を娶れり、汝復た來ること莫れと。婆羅門是の語を聞き愁憂し瞋りて言はく、沙門釋子は乃爾耐足するを知らず施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、我が女婿先きに相愛念せり、是の因縁を以つて今便ち棄て去ると。是の人瞋恨し自ら忍ぶこと能はず祇

【一】 Kanamatu s. (カーナ母戒) 四分、巴利、五分、三十四戒、僧祇三十八戒。
 【二】 睐眼、睐は目の瞳子の正しからざること、有部律には其の右目を眇す」と云ふ、片眼のことなり。巴利、四分には伽若那(Kāṣṭhā)と云ふ。この物語は本生活にもある。
 【三】 有部律にはこの前に結婚のことを詳しく述ぶ、某夫に嫁ぎ己が父母の家に到り歸ること遅れたる故に夫が使を遣して歸りを促すなり。
 【四】 煎餅、巴利に *paṇḍa* と云ふ、僧祇に送女食と云ふが如く贈り物として作る美味なる煎餅類。

に風病發し是の念を作せり、我れ若し中に住し一宿を過せば食せざるも突吉羅なり、我れ寧ろ當に去るべしと、去り已りて道中にて病更に増劇せり、漸漸に遊行して舍衛國に到り佛所に詣りて頭面禮足し一面に坐せり、諸佛の常法として客比丘の來る有れば是の如き語を以つて諸比丘を(勞)問したまふ、忍するや不^いや足するや不^いや、安樂住するや不^いや、乞食難からずや、道路疲れざるやと、佛是の語を以つて舍利弗に問ひたまへり、忍するや不^いや、足するや不^いや、宋樂住するや不^いや、乞食難からずや、道路疲れざるやと、舍利弗言さく、世尊、乞食得易し但だ道路の疲極を忍すべからずと、是の事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘無病にして福德舍に、過一食すれば波逸提なり。

二、「病」とは乃至一聚落より一聚落に至るに身傷破すること乃ち竹葉の傷くる所に至るも皆名づけて病となす。

三、是の中犯とは若し無病にして福德舍に住し一食を過ぐれば波逸提なり、若し過一宿にして食せざれば突吉羅なり、若し餘處に宿し是の中に食せば波逸提なり。不犯とは一夜宿一食、若しは病なる、若しは福德舍は親里の作なる、若しは先きに請ぜらる、若しは福德舍に住して伴を待ち險道に入らんと欲す、若しは多く福德舍ある、若しは福德舍に人の留住するを知るは皆不犯なり。

(三十二寛る)

【三十二】 過一食、巴利には *o'ho*
avassakhuṃṣi' dā bhikkhū
hato ce uttarim bhāṇeyya
とす。

蘇油を足に塗り好床榻臥具氎褥被枕を給し、明日香美の前食後食怛鉢那を與へ恭敬供養せり。爾の時六群比丘相共に謂つて言はく、今時惡世にして飲食得難し。當に小らく此に住して樂を受くべしと、是の念を作し已りて即ち住して去らず、是の中更に沙門婆羅門ありて來りて宿せんと欲する者あれば相容受せず、是の後來の沙門婆羅門主人に語りて言はく我等此の宿を得るや不やと、主人言はく好しと、便ち入りて六群比丘の所に至りて宿せんと欲するに六群比丘言はく、得ず、何を以つての故に、我れ已に先きに住すと、六群比丘素健多力なり、客來共語すること能はず、諸居士曠りて訶責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有徳と言ひ云何んが強いて福德舍に住するや、王の如く大臣の如しと。

是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け福德舍にて一食を過ごすやと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘福德舍にて過一食すれば波逸提なり」。

(2)「福德舍の法」は是の中に應に一夜宿し一食すべし、「波夜提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

(3)是の中犯とは若し比丘福德舍にて過一食すれば波逸提なり。若し過一夜宿し食せざれば突吉羅なり、若し餘處に宿し是の中にて食すれば波逸提なり、若し一夜宿一食は不犯なり。

し。へ。

(4)佛舍衛國に在しき、爾の時長老舍利弗、憍薩羅國より遊行して舍衛國に向ひ福德舍に到れり、時

福德舍は應に一宿處と言ふ

ば波逸提なり。若し比丘有衣食無衣食の請に彼に有衣食無衣食來り請を受ければ突吉羅、食すれば波逸提なり、又比丘有衣食無衣食の請に彼に有衣食來り請を受ければ突吉羅、食するは不犯なり、又比丘有衣食無衣食の請に彼に無衣食來り請を受ければ突吉羅、食すれば波逸提なり。不犯は多有衣食の請あり一切の有衣食來るは不犯なり。

三、佛舍衛國に在しき、爾の時舍衛城節日にして多く飲食あり、諸居士種種の飲食を作し持して園中に詣り便ち祇桓に入りて躑躅を打てり、諸比丘問へり、居士何んの因縁の故に躑躅を打つやと、諸居士言はく我れ衆中に於いて爾所の比丘を飲食に請ぜんと、諸比丘言はく、佛未だ節日に白衣の會中に在りて數數食するを聽したまはずと、居士言はく我等白衣の法は若し嫁娶、節日には諸親族知識を醜す、我等諸比丘を貴重す、更に天神も沙門釋子に勝るゝなし、汝等必ず當に我が會食を受けよと、諸比丘云何んするを知らず、是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より諸比丘節日に數數食するを聽す。彼を他に與へ竟りて彼の中に受けよ、何者を他に與ふるや、謂はく相食、故作食、齋日食、月一日食、十五日食、衆僧食、別房食、衆僧請、獨請、皆他に與ふ應きなり、若し 五衆請食は他に與ふべからず。

相とは吉凶相なり、故作とは大德比丘に人之爲に供養するなり、五衆とは比丘尼六法尼沙彌沙彌尼なり。

(三十一事竟る)

32. 施一食處過受戒 (八九b)

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時憍薩羅國の諸居士 福德舍を作り若し沙門婆羅門の來る來りて是の中に宿するものあれば諸居士往いて迎へ問訊禮拜し湯水もて洗脚し蘇油を足に塗り好床、榻、臥具、氈褥、被枕を給し、明日香美の前食、後食、但鉢那を與へ恭敬供養せり。爾の時六群比丘憍薩羅國より遊行し舍衛國に向ひ福德舍に到れり、諸居士即時に出で迎へ問訊禮拜し湯水もて洗脚し

【元】彼與他竟受彼中云云、已下難解なるも節日に請食を受ける時は先に請ぜられし相食、故作食等は他比丘に與へて是れを受けよの意なるべし、多請食ある時前請或は後請を捨てて人に與ふことは諸律に説く所なり。

【四】五衆請食、五衆とは比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼なり、この五衆を同時に請ずるものなるべし、下の註に云ふ六法尼とは式叉摩那なり。

【五】Aṅśulīpīḍḍā s (施食處食戒)、四分、巴利、僧祇三十一、五分三十三戒。

【六】福德舍(Aṅśulīgāra) 福德を得る爲に遊行者を休息せしめ、一食を施與する堂にして、施一食處、福舍等とも云ふ、或は puṇḍāra とも云ひ、この戒の戒文には單に aṅśulī となす。

【七】前食、後食、但鉢那、註二の六九、七〇参照。

瘦し色無きやと、阿難答へて言はく世尊是の比丘秋月に冷え熱病盛んにして飲食すること能はず、是の故に羸瘦し色無きなりと。佛是の因縁を以つての故に比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今日より病比丘を憐愍利益するが故に三種の具足食を食すべきを聽す、謂はく好色香味なり、病比丘は應に一請を受け二請を受くべからず、若し一請處にて飽く能はざれば應に第二請を受くべし、第三請を受くべからず、第二請處にて飽満するこも能はざれば應に第三請を受くべし、第三請を受くべからず、若し第三請處にて飽くこと能はざれば受け已りて漸漸に食し乃ち日中に至れ。今よりは戒應に是の如く説くべし、「若し比丘數數食すれば波逸提なり、時を除く、時とは謂はく病時なり、是れを時と名づく」、若し人冷盛んに、熱盛んに、風盛んにして食を得れば則ち止めよ。是の中犯とは若し比丘無病にして數數食すれば波逸提なり、若し實に病なれば不犯なり。

(5) 佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘舍衛城に入りて乞食し、時に^{三六}有衣の請食を得たり、請主言はく、我が食を受くれば當に衣を以つて施さんと、諸比丘言はく、佛未だ我等の衣の爲の故に數數食するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より衣の因縁の故に諸比丘に數數するを聽す、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘數數食すれば波逸提なり、時を除く、時とは^{三七}病時、^{三八}施衣時なり、是れを時と名づく。

二、是の中犯とは若し比丘有衣食の請に彼に有衣食來り請を受くるは不犯、食するも亦不犯なり、又比丘有衣食の請に彼に無衣食來り請を受くるは不犯、食へば波逸提なり、又比丘有衣食の請に彼に有衣食無衣食來り請を受くるは不犯、食すれば波逸提なり。若し比丘無衣食の請に彼に無衣食來り請を受くれば突吉羅、食すれば波逸提なり、又比丘無衣食の請に彼に有衣食來り請を受くるは突吉羅、食するは不犯なり、又比丘無衣食の請に彼に有衣食無衣食來り請を受くれば突吉羅、食すれ

【三六】 有衣請食、食を施した時に衣をも施す請持なり。

【三七】 病時 (gāmasan aya)。
 【三八】 施衣時 (āvaradāna-maya) (已利、五分等には尙作衣時 (āvarakāras maya) を加ふ。

言はく、是の好食を收め去り猪肉、乾糲かんじゆを持ち來りて與へよと、爾の時使人即ち好食を收め猪肉、乾糲を持ちて鉢に滿し與ふ、大臣言はく食へ、汝我が家には是の食無しと謂へるやと。諸比丘即の時慚愧して食はず語らず、大臣見已りて是の念を作せり、好食すら尙ほ噉ふこと能はず況んや鹿食を噉はんやと、還た收め去らしむ。時に大臣上座の前に至りて言はく、汝等好食すら尙ほ噉ふこと能はず何に況んや鹿食をや、猪肉乾糲は世間の宜法なり、若し他の請を受くれば應に其の食を持つべしと。大臣自手に好食を捉りて言はく、是の食香美なり、少多噉ふべしと、復た餘食を捉りて言はく是の食香美なること前者に勝る、受けて食すべしと、是の如く勸め已りて一切の僧皆飽滿せり、爾の時大臣淨潔多美の飲食を以つて自恣に飽滿し已りて自手に行水し、僧の鉢を攝め竟れるを知りて小床を取りて僧前に坐し説法を聽かんと欲せり、上座説法し已りて坐より起ちて去り諸比丘も隨いて次第に起ち去れり、還りて佛所に詣り頭面禮足せり。諸佛の常法として比丘食より還れば是の如く勞問したまふ、飲食多美なりしや、僧飽滿せしや不やと、佛是の語を以つて諸比丘に問ひたまへり、飲食多味なりしや、僧飽滿せしや不やと、諸比丘言はく飲食多美にして衆僧飽滿せりと、是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事及び先きの因縁を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて諸比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け數數食するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、「若し比丘數數食すれば波逸提なり」。

(3) 「數數食」とは食し已りて更に食するなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。是の中犯とは若し比丘數數食すれば波逸提なり、不犯とは數數食せざるなり。

(4) 佛王舍城に在しき、爾の時一比丘あり、秋月時に於いて冷え熱病盛んにして飲食すること能はず羸瘦し色無し、佛比丘の羸瘦し色無きを見知つて故らに阿難に問ひたまへり、何んの故に比丘羸

【三】數數食(ānārambhā) 先に他の請待を受けながら處々にて食供養を受くること、處處食展轉食とも云ふ。

やと、佛是の語を以つて諸比丘を問ひたまへり、飲食多美なりしや、衆僧飽滿せしや不やと、諸比丘答へて言はく飲食多美にして衆僧飽滿せりと、是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて比丘を訶責したまへり、云何んが比丘と名け數數食するやと、佛但だ訶責して未だ結戒したまはず。

(2)佛維耶離に在しき、爾の時維耶離に一の大力大臣あり、往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に坐し已れり。佛種種の因縁を以つて説法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默然したまへり。是の大力大臣佛の種種示教利喜したまへるを知り已りて坐より起ちて合掌し佛に白して言さく、世尊願はくは佛及び僧我が明日の食を受けたまへと、佛默然とし受けてたまへり、大臣佛の受けたまふを知り已りて即ち佛足を禮し右繞して去り還りて自舍に到り通夜種種淨潔多美の飲食を辦せり、爾の時維耶離節日にて衆僧多く猪肉、乾糲を得たり、諸比丘受け已りて少しく嘗めんと欲して漸漸に飽滿せり、是の人種種淨潔多美の飲食を辦じ已りて早起し座を敷きて使を遣して佛に白せり、食具已に辦ぜり佛自ら時を知りたまへと、諸比丘は大臣の舍に往き佛は自房に住して食分を迎へたまへり、是の大臣僧の坐し已るを見て自手に行水し自ら飯を持して上座に與ふ、上座言はく多く著く莫れと、第二上座言はく少しく著くと、第三上座言はく半を與へよと、是の如く展轉して多く與ふる莫れ、少しく與へよ、半を與へよと、(言ふ)一切皆な爾り。時に是の大臣往いて飯處を看るに飯大いに減ぜず、羹處を看るに羹大いに減ぜず、罍盂の器中を看るに皆滿ちて減ぜず、爾の時大臣上座の所に往いて言はく、何んの故に食せざるや、我れ慈悲する爲の故か、世儉なる爲の故か、食不熟不香不美なる爲かと、上座直實に言はく、我れ慈悲を以つての故ならず、世儉なるを以つてならず、不熟不香不美なるを以つての故ならず、今是れ節日にして早起し多く猪肉乾糲を得、初に少しく嘗めんと欲して漸漸に飽滿せり、是の故に食少なきなりと。大臣是の事を説くを聞きて即ち悲を發して

所幾許なる、是の一一の珠多く直する所ありと、十兒復た疑へり、我れ若し物を取れば或は切利天上に生ずるを得ざらんと、估客の主に語りて言はく、小らく住して我れの佛に問ひて還るを待てと、估客言はく意に隨へと。

小兒城を出でて往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に在りて立ち是の事を以つて佛に向ひて廣說せり、佛言はく但だ取れ、必ず切利天上に生ずるを得んと、今は是れ華報なり、果報は後に在りと、是の語を聞き已りて念言すらく、佛に異說なし、我れに三四受記を與へたまふ、必ず切利天に生ずるを得んと、即ち還りて估客の所に到りて是の寶物を取れり、是の小兒忽然として大富貴なるが故に即ち名づけて忽然居士を爲す。客作すべき所の居士の家も大富貴にして種種の福德戒相成就し事事具足せり、但だ兒子なく唯一女有り、端正殊妙なり、是の居士是の念を作せり、是の小兒の姓我れに減ぜず但だ財を貧乏せるのみ、今日所得の財物我が舍及ばず、今當に女を與へて婦と作さんと、即ち自ら婦に語る、婦言はく意に隨ひたまへと、是の居士即ち女を以つて與ふ。偈に説く所の如し。

有るは皆盡き 高きは亦墮つ 合會すれば離有り 生者は死有り。

と、是の因縁を以つての故に是の居士死せり、波斯匿王聞き已りて問ふて言はく、是の居士兒有りや不やと、答へて言はく兒無しと、兄弟有りや不やと、答へて言はく有るなしと、誰か是の家を料理するやと、答へて言はく一女婿あり善好にして功德あり其の家を料理すと、王言はく其の家の財物は即ち是の人に與へよ、復た舍衛城内大居士の職位を與へよと、是の教を作し已りて即ち用ひて大居士の職を作せり。

是の諸比丘食後城を出でて往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に在りて坐せり、諸佛の常法として諸比丘食より還れば是の如き語を以つて比丘を擧問したまふ、飲食多美なりしや衆僧飽滿するや不

【三四】 受記、未來の果報を豫言すること。

我れ大海の險難に於て初めに食を乏しくせず今大城に至りて得る事能はず汝等更に往いて審詰に漏く求めよ、隨ひて何物の方便を以つても得しめよと。是の小兒先きに啼いて佛に向ふ時多人見知す、是の人估客に語りて言はく某舍に今日多く飲食を辦じて所用少なし、汝彼の舍に往いて食を求むれば必ず得んと、估客居士の舍に往いて守門の者に語れり汝の家主に語れ大海估客有りて今門下に在りと、時に守門の者即ち入りて主に白せり、主言はく入れしめよと、即ち入り坐を與へ共に樂不樂を相問訊せり居士小らく默然として便ち問へり、汝何が故に來るやと、答へて言はく食を須ふるが故に來れりと、居士言はく此れは是れ小兒の飲食、我が有に非らざるなりと、估客小兒に語りて言はく我れ等飲食を須ふと、小兒言はく得べし價を道ふを須ひず、今汝估客幾許の人有りやと、答へて言はく五百人有りと、盡く喚來し入れよと、是の人即ち往いて估客の主に語れり、飲食の得べき有り價を須ひずと、估客の主言はく我れ等飢乏す若し貴價を以つて買ふとも尙取る、何に況はんや直に得んをや、皆當に共に去くべしと、人の物を守るものを留めて餘人皆往いて居士の舍に入れり、小兒坐せしめ自手に行水し多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしめたり、多美の飲食を與へて自恣に飽滿せしめ已りて是の小兒食竟れるを知り器を擗めて行水し一面に在りて坐せり。時に小兒の邊に近く憍薩羅國の大銅盃あり、時に估客の主小兒に語りて言はく、此の盃を持ち來れと、小兒言はく何を以つての故にと、但だ取り來れと、即ち持し來り估客主の前に著けり、時に估客の主諸估客に語りて言はく、何んの舍に隨ひて是の如き好供養を得る者ぞ、應に好物を以つて報償すべし、汝若し能くせば此の盃中に著けと、時に估客の主衣の角頭に珠あり直十萬金錢なり、解きて盃中に著けり、第二估客に珠有り直九萬金錢なり、是の如く直八萬七萬六萬五萬四萬三萬二萬一萬なる者を銅盃中に著き一盃に溢滿するを持して小兒に與へ是れ以つて汝に相與す隨意に用ひよと、小兒言はく我れ食を直與す、賣りて價を求めずと、諸估客言はく我れも亦直與し以つて食を買はず、我等の食する

と、是の如く展轉して少しく與へよ、多く與ふる莫れ、半を與へよと一切の僧皆悉く是の語を作す、小兒往いて飯處を見るに猶大いに減ぜず、次に羹處かうじよを見るに亦大いに減ぜず、罍器中ばうきを見るに皆滿ちて減ぜず。爾の時小兒上座の前に至りて言はく我れを慈愍する爲の故に食せざるや、世儉なるを以つての爲の故に、我れ一歲客作し勤苦するを以つての爲の故に、食熟せず香ならず美ならざる爲の故に（食せざるやと）、上座直性に言はく、我れ慈愍を以つてせず、世儉なるを以つてせず、客作勤苦を以つてせず、不熟不香不美を以つての故ならず、今日舍衛城節日にして早起し大いに猪肉乾糲ちうにくかびを得、初め少しく嘗めんと欲し漸漸に飽滿せり、是の故に食少なきなりと、小兒聞き已り愁憂して心に悔せり、我れ食を作して具足せず、或は忉利天上たうりてんに生ずるを得ざらんと。是の小兒居士の舍を出で啼哭し佛所に詣り諸比丘の食少なきを説けり、爾の時世尊大衆の與に恭敬圍遶くげうゐねうされて爲に説法したまへり、佛遙かに小兒の啼哭して來るを見たまひ佛小兒に問ひたまへり、何を以つて啼くやと、即ち是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛小兒に語りたまへり、汝疾く還り去り諸比丘の能く噉ふ者に隨ひて與へよ、汝必ず忉利天に生ずるを得んと、小兒聞き已りて大いに歡喜し是の念を作せり、佛に異記三三無し我れ當に忉利天に生ずべきこと疑無しと。時に小兒食を持して上座の所に至りて言はく、是の食香美なり、少多取れと、復た一種を以つて與へて言はく是れ復た大いに好し少多取れと、第二第三皆是の如く勸む、小兒自手に多美の飲食を與へ諸比丘自恣に飽滿し已れり、僧の鉢を攝さつするを知りて自手に行水し少床を取つて衆僧の前に坐し説法を聽かんと欲す、上座説法し已りて坐より起ち去り諸比丘次に隨ひて起ち去れり。時に舍衛城に哺時まじ大海諸估客たひかいしよかくの至る有り寶物を城外に於て各々相謂つて言はく當に城に入りて飲食を買はんと、即ち人を遣して求む、二因縁を以つての故に求めて得ること能はず一には世儉なるを以つて二には時熱なるを以つて食留殘あひざんせず、時に買食の人還りて估客に語れり、城中に至りて食を買ふに都て得べからずと、估客の直言はく、

【三】 異記、誤れる豫言の意、聖藏には異語とす。

【三】 大海諸估客、海外に行く貿易者なり。

三、是の中不犯とは若し比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲す、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先に請すと、比丘尼言はく爲に粳米飯を辦ぜよ、若しくは家屬の爲に作せと、比丘食するも不犯なり。又比丘尼往いて居士に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ先に請すと、比丘尼言はく爲に酥豆の羹を辦ぜよ、若しくは家屬の爲に作せと、比丘食するも不犯なり。又比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先きに請すと、比丘尼言はく爲に雉肉、鶉肉、鶉肉を辦ぜよ、若しくは家屬の爲に作せと、比丘食するも不犯なり、乃至少薑を以つて食中に著き、若しくは某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先きに請すと、比丘尼言はく爲に粳米飯を辦ぜよ、若しくは先きに比丘の爲に作せと、比丘食するも不犯なり。若し比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先きに請すと、比丘食するも不犯なり。若し比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先きに請ぜりと、比丘尼言はく爲に酥豆の羹を辦ぜよ、若しくは先に比丘の爲に作せと、比丘食するも不犯なり。又比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先きに請ぜりと、比丘尼言はく爲に雉肉、鶉肉、鶉肉を辦ぜよ、若しくは先きに比丘の爲に作せと、比丘食するも不犯なり、乃至少薑を以つて食中に著き、若しくは先きに比丘の爲に作すを教ふ、比丘食するも不犯なり。(三十事竟る)

31 三
展展食戒 (八六。)

一、(1) 佛舍衛國に在しき、爾の時一居士有り、無常の因縁を以つての故に田宅を亡失し家人死盡せ

【三】 paramparabhujana 戒。
四分、僧祇三十二、巴利三十三。

諸比丘往かず、是の請を失するが故に是の日食を斷ぜり。

時に居士行還して婦に問ふて言はく汝諸比丘を請じ好く供養せりやと、婦言はく夫の教ふる所の如く我れ多美の飲食を辦じ雜色の坐具を敷き比丘尼を遣して往いて喚びしむるに諸比丘來らず、當に何んの供養する所ぞと、居士聞き已りて瞋恚して言はく若し諸比丘飲食せざれば何を以つて我が請を受けしや、諸比丘知らずや、今世飢儉にして飲食得難く諸人妻子にすら尙飲食を乏しくす況んや乞人に與へんをやと。是の居士瞋を忍ぶ能はざるが故に祇桓びくわんに入り佛所に詣り「て諸比丘に言へり、是の居士祇桓に入らんと欲する時請ぜし所の比丘を見て謂つて言はく、汝等若し飲食せざれば何を以つて我が請を受けしや、汝寧じくんぞ知らざらん、今世飢儉にして飲食得難く諸人妻子にすら尙飲食を乏しくす、況んや乞人に與へんをやと、諸比丘言はく、居士愁憂すること莫れ、佛我等の爲に結戒したまへり、比丘尼の因縁を作せる食を得ずと、今日比丘尼使を作して來る故に我れ等是の比丘尼の因縁の飲食と謂へり、是れを以つて往かず朝來我等食を斷ずと、是の居士比丘食を斷ぜるを聞く故に瞋り即ち除滅し諸比丘に語りて言はく、我れ先きに心に佛及び僧を請じて會を設けんと欲するあり、今世飢儉にして飲食得難く我れ大富にあらず、田宅人民の作使に於いて少し、夏月末ならんと欲し我れ福德中に於いて空しく過すを欲せず、若し都て請すること能はざれば當に僧中に於いて少多の比丘を明日の食に請すべし、汝等當に我れ自ら發心し比丘尼の因縁を作せるに非らざるを知るべし、汝等明日來りて冷食を食噉せよと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘比丘尼の讚歎にて食を得たるを知りて食すれば波逸提なり、檀越だんごつの先きに請ぜるを除く。

二、「先きに請す」とは檀越先きに自ら發心思惟して比丘僧を請ぜんと欲するなり。

【五】除檀越先請 (anūtra pubbe gūhasama ambhā) 施主が前より比丘の爲に準備せる場合を除くの意。

を教へ比丘食すれば突吉羅なり。

(4) 佛舎衛國に在しき、爾の時居士あり、先きに心に佛及び僧を請じて會を設けんと欲するあり、時に世飢儉にして飲食得難し、是の居士既に大富ならず田宅人民の作使に於いて少なし、夏月末ならんと欲す、是の居士憂慙して言はく、奈何んぞ辛苦なる、我れ先きに心に佛及び僧を請じて會を設けんと欲するあり、今世飢儉にして飲食得難し、我れ大富ならず、田宅人民の作使に於いて少なし、夏月末ならんと欲し我れをして福德を空しく過ごさしむ、若し都て僧を請ずる能はざれば當に僧中に於いて少多の比丘を請ぜん。是の念を作し已りて往いて祇桓ぎくわんに詣り毘提びだいを打てり、諸比丘居士に問へり、汝何んの因縁の故に毘提を打つやと、答へて言はく、我れ僧中に爾所の比丘を明日我が舎に到りて食せんことを請ぜんと欲すと、諸比丘言はく爾かせよと、是の居士僧を請じ已れり、爾の時更に急因縁事あり、城を出でて行く須し、便ち婦に約勅して言はく、我れ急事ありて自ら行き去る須し、汝當に爾所の比丘を請すべし能く是の如き是の如き飲食を辦するや不やと、時に婦福德を信樂するが故に答へて言はく、我れ能く教の如くせんと、即ち種種多美の飲食を辦じ雜色の坐具を敷く、人の遣はして比丘を請すべきもの無し、時に一比丘尼あり、先きより是の家に出入せり、是の比丘尼早く起き衣を著して其の舎に往き多美の飲食を辦じ雜色の坐具を敷るを見たり、見已りて問ふて言はく、比丘を請するやと、答へて言はく請せんと欲す、夫の教ふる所の如く我れ盡く辦じ已れり、人の往いて比丘を請すべきものなし、汝能く往いて比丘を請じ來れば並に此の食に在れと、答へて言はく能く請せんと。時に諸比丘衣鉢を置きて空地に經行し立ちて請の至るを待てり、時に比丘尼城を出で諸比丘の各々已に莊嚴せるを見て諸比丘に語りて言へり、某居士の請を受くる者は飲食已に辦す自ら時を知つて到れと、諸比丘是の念を作せり、佛結戒したまへり、若し比丘尼の因縁を作せる食は噉ふべからずと、今比丘尼使して來る、是の比丘尼必ず食の因縁を作さんと、

諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與は結戒せん、今よりはの戒應に是の如く説くべし、「若し比丘比丘尼の讚歎の因縁にて食を得たるを知りて食すれば波逸提なり」。

(2)「知る」とは若しは自ら知り若しは他より知り若しは比丘尼自ら説くなり、「讚歎」とは比丘尼讚歎するなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

(3)是の中犯とは若し比丘尼往いて居士婦に語らん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく爾せんと、比丘尼言はく爲に糲米飯を辦ぜよと、是の比丘食すれば波逸提なり。比丘尼有り往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく爾せんと、比丘尼言はく與に酥豆の羹を辦ぜよと、比丘食すれば波逸提なり。又比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく爾せんと、比丘尼言はく爲に雉肉、鷄肉、鶉肉を辦ぜよと、比丘食すれば波逸提なり、乃至小蘆を辦じて食中に著けと教へ比丘食すれば突吉羅なり。又比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先に請すと、問ふ、飯何んの似き、答へて言はく龜飯なりと、比丘尼言はく與に粳米飯を辦ぜよと、比丘食すれば波逸提なり。又比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先に請すと、問ふ、飯何んの似き、答へて言はく龜飯なりと、比丘尼言はく與に粳米飯を辦ぜよと、比丘食すれば波逸提なり。又比丘尼往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先に請すと、問ふ、飯何んの似き、答へて言はく爲に浮陵伽豆の羹を作すと、比丘尼言はく爲に酥豆の羹を辦ぜよと、比丘食すれば波逸提なり。比丘尼あり往いて居士婦に語りて言はん、當に比丘を請すべしと、誰を請すと爲すや、答へて言はく某を請ぜよと、居士婦言はく我れ已に先に請すと、問ふ何んの食を作すや、答へて言はく牛肉なりと、牛肉を與ふることに莫れ爲に雉肉、鷄肉、鶉肉を辦ぜよと、比丘食すれば波逸提なり。乃至小蘆を以つて食中に著く

【三】讚歎、巴利律には bhikkhūnissajjakāṃ pindopāṇā bhajeyya (比丘尼の斡旋せる食を取れば)とし、その註に比丘を讚歎して食を與へしむることす。梵本同じ。
【三】糲米 (aili) 稻、普通の米を云ふ。

【三】鷄、えびすすずめ。
【四】薑、しやうが、はじめかみ。

具を敷きて比丘を請するやと、答へて言はく請すと、誰を請するや、答へて言はく大迦葉、舍利弗、目犍連、阿那律を請すと、是の比丘尼居士の婦に語りて言はく、是の小小の比丘を請す、若し我れに問はば當に 【一九】大龍比丘を請すべしと、居士の婦言はく何者か是れ大龍なるやと、答へて言はく大 【二〇】德提婆達多、俱伽離、養陀達多、三文達多、迦留盧提捨是れなりと。比丘尼居士婦と共に語る時大迦葉前に在りて行けり、是の語を聞きて是の念を作せり、我等若し即入せざれば是の比丘尼當に大罪を作すべしと、即ち聲を作せり、比丘尼聲を聞きて即ち默然し面を廻らして即ち見便ち居士婦に語りて言はく、汝是の大龍を請すと、居士の婦言はく誰か是れ大龍なると、答へて言はく大迦葉舍利弗、目犍連、阿那律是れなりと、時に居士後に隨ひて來至し比丘尼の二種の語を作すを聞き偷蘭難陀比丘尼に語りて言へり、汝は弊惡の賊比丘尼にして一頭兩舌なり、適に小小の比丘と言ひ復た大龍と言ふ、若し更に我が舍に入らば當に賊法の如く汝を治すべしと、復た其の婦に語りて言へり、汝若し是の比丘尼を前みちびげば我れ當に唱言すべし、汝は我が婦に非ず、當に汝を棄て去るべしと。

爾の時居士諸比丘をして雜色の坐具に坐せしめ自ら行水し自ら多美の飲食を與へ、多美の飲食を與へて自ら恣に飽滿せしめ已りて居士行水し諸比丘鉢を攝め已り小卑床を取りて諸比丘の前に在りて坐し說法を聽かんと欲せり、大迦葉說法し已り諸比丘と俱に坐より起ちて去り往いて佛所に詣りて頭面禮足し一面に立ちて笑へり、佛知つて故らに大迦葉に問ひたまへり、汝何の因緣によりて笑ふやと、答へて言さく世尊我等今日偷蘭難陀比丘尼の爲に名を字あやなされし所謂つて小小の比丘と爲し復た大龍と言ふと、佛言はく何んの因緣の故に爾るやと、大迦葉佛に向ひて如上の因緣を廣説せり。

佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘比丘尼の因緣を作す食を食することありやと、答へて言さく實に爾なりと、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因緣を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け比丘尼の因緣を作せるを知つて食を得て便ち食するやと、種種の因緣もて訶し已り

【一九】大龍(mahānaga) 智德の勝れたるをたとへて言ふ。
 【二〇】提婆達多……以下註四の四四、四八一五一參照。

んが比丘と名け獨り一女人と露地に共に坐すやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け獨り一女人と露地に共に坐すやと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘獨し一女人と露地に共に坐すれば波逸提なり。

二、「女人」とは命あるを名づく、若しは大若しは小若しは嫁し若しは未だ嫁せざる姪事を作するに堪ゆるものなり、「獨り一女人」とは正に二人有りて更に第三人無きなり、「露地」とは壁障無く衣幔障なく席障なきなり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘獨り一女人と露地に共に坐すれば波逸提なり、起ち已りて還た坐すれば波逸提なり、隨つて起ち還た坐すれば隨つて爾所の波逸提を得。若し相去ること半尋に坐すれば波逸提、相去ること一尋に坐すれば波逸提、相去ること一尋半に坐すれば突吉羅なり。不犯とは若し相去ること二尋若しは二尋を過ぎて坐すれば不犯なり。(二十九事寛る)

30 食尼歎食戒 (八五b)

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時一居士あり、佛の四大弟子大迦葉、舍利弗、目犍連、阿那律を明日の食に請ぜり、皆默然として受く、居士諸比丘の默然として受くるを知り已り坐より起ちて頭面作禮し右繞して去れり、即ち自舍に還りて通夜種種多美の飯食を辦ぜり、是の夜多美の飲食を辦じ已りて晨朝雜色の坐具を敷き自ら往いて四大比丘に白して言せり、時到れりと、偷蘭難陀比丘尼先きより是の家に在りて出入せり、是の比丘尼早く起き衣を著して是の居士の舍に入り多美の飲食を辦じ雜色の坐具を敷けるを見たり、時に比丘尼居士の婦に問へり、多美の飲食を辦じ雜色の坐

【六】 pa-tiācā s. (幹旋戒)、四分、巴二十九戒。
【七】 目犍連 (Moggallāna)。
【八】 阿那律 (Anuruddh)。

28 獨與尼屏露坐戒 (八四。)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時迦留陀夷掘多比丘尼と舊くより相識り數數共語し親善狎習せり、迦留陀夷掘多比丘尼の房所に往いて屏覆處にて獨り掘多比丘尼と共に坐せり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、聞き已りて呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ獨り一比丘尼と屏覆處に共に坐するやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け獨り一比丘尼と屏覆處に共に坐するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘獨り一比丘尼と屏覆處に共に坐すれば波逸提なり。

二、「獨り一比丘尼」とは正に二人有り更に第三人無きなり、「屏處」とは若しは壁障、衣幔障、席障是の如き等の物の覆障ある是れを屏處と名づく、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘獨り一比丘尼と屏處に坐すれば波逸提、起ち已りて還た坐すれば波逸提、隨つて起ち還た坐すれば隨つて爾所の波逸提を得。(二十八竟)

29 獨與女人坐戒 (八四。)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時迦留陀夷掘多居士の婦と舊くより相識り數數共語し親善狎習せり、時に迦留陀夷居士の婦の舍に往いて獨り此の婦と露地に共坐せり、諸白衣見已りて是の言を作せり、汝等看よ是れ比丘の婦と爲すや私通と爲すや、是の比丘必ず當に共に姪欲の事を作すべしと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何

【二三】 *rahonisaṅga* s. (獨坐戒) 四分二十六戒、巴利三十、五分、僧祇二十五、有部、西藏二十九戒。不定法參照。

【二四】 獨與 比丘尼屏覆處共坐 (*bhikkhū bhikkhunīya sādhami oko ekāya naho nisajjāmi kappeyaṃ*)。

【二五】 *Uparita* s. (行戒) 四分、巴利四十五、五分四十四、有部、西藏二十八、僧祇七十戒。前戒參照。

作れり、此れは是れ汝の衣なり、持し去り、此の間に舒すること莫れ、比丘尼寺中に還りて舒すべしと、即ち取りて持ち去れり、諸比丘尼の前に於いて言はく、看よ、我が師我が與に是の衣を作れり、好なるや不やと、諸比丘尼言はく好なり、誰が汝の爲に作れるやと、答へて言はく大徳迦留陀夷なり、舒して見るべしと、即ち爲に舒して見るに中條に當りて男女和合の像有り、中に年少比丘尼の意びて調戲し笑ふ者あり、見已りて語りて言はく、是の衣好なり、迦留陀夷に非ざるよりは誰か能く汝の爲に是の如き衣を作らんと、時に長老比丘尼の持戒を樂しむ者あり、是の言を作せり、云何んが比丘と名け故らに比丘尼の衣を汚すやと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に向ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したへり、云何んが比丘と名づけ故らに比丘尼の衣を汚すやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりはの戒應に是の如く説くべし。

若し比丘非親里比丘尼の與に衣を作れば波逸提なり。

二、「非親里」とは親里は母姉妹若しは女乃至七世因縁あるものを名け是れに異なるを非親里と名く、「衣」とは麻衣、白麻衣、赤麻衣、芻麻衣、翅夷羅衣、橋施耶衣、劫貝衣なり、「波逸提」とは責燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘非親里比丘尼の爲に衣を作れば一一の事中に隨ひて波逸提なり、若し洗せば一一の事に隨ひて波逸提なり、若し染すれば一一の晒波逸提なり、若し割截、簪縦し若し刺すれば針針波逸提なり、若し直縫すれば針針突吉羅なり、若し拵繩にする時は突吉羅なり、若し縁を審すれば突吉羅なり。若し親里の比丘尼の與に衣を作るは不犯なり。(二十七寛る)

【10】 作衣、巴利には *Givaraṇa* *sihveyya* *vā* *bhipeyya*

（衣を若しは縫ひ若しは縫はしむれば）とす。

【11】 已下前戒參照。

【12】 拵繩、拵はむぢぎぬ、繩拵は布をはかることか。

は煮覆の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘非親里比丘尼有り是れを親里と謂ひて衣を與ふれば波逸提なり、若し非親里の比丘尼を是れを比丘、式又摩尼、沙彌、沙彌尼、出家、出家尼と謂ひて衣を與ふれば波逸提なり、若し比丘非親里比丘尼あり、疑を生じ是れ非親里か非親里かとて衣を與ふれば波逸提なり、若し比丘非親里比丘尼あり、疑を生じ、是れ比丘か非比丘か、是れ式又摩尼か非式又摩尼か、是れ沙彌か非沙彌か、是れ沙彌尼か非沙彌尼か、是れ出家か非出家か、是れ出家尼か非出家尼かとて衣を與ふれば皆波逸提なり。若し比丘親里比丘尼あり、非親里想を生じて衣を與ふれば突吉羅なり、若し親里比丘尼に比丘想、式又摩尼沙彌沙彌尼出家出家尼想を生じて衣を與ふれば突吉羅なり、若し比丘親里比丘尼あり、疑を生じ是れ親里か非親里かとて衣を與ふれば突吉羅なり、若し親里比丘尼か、是れ出家か非出家か、是れ出家尼か非出家尼かとて衣を與ふれば突吉羅なり。若し比丘親里比丘尼ありて若しは謂ひ若しは疑ふ、非親里比丘尼ありて若しは謂ひ若しは謂はず、若しは疑ひ若しは疑はずして不淨衣の謂は駝毛衣、牛毛衣、殺羊毛衣、雜毛織衣を與ふれば突吉羅なり。

(二十六竟る)

27 與非親尼作衣 (八四b)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時迦留陀夷、掘多比丘尼と舊くより相識にして數數共語し親善狎習せり、是の掘多比丘尼に衣の應に割裁して作るべきあり、是の比丘尼迦留陀夷に語れり、大徳能く我が爲に割裁して是の衣を作るや不やと、答へて言はく留め置けと、即ち留めて便ち去る、迦留陀夷即ち取りて舒展割裁し、簪刺して衣の香中に當りて、男女和合の像を作り縫ひ已りて卷疊して本處に著けり、掘多比丘尼來り問へり、大徳我が與に割裁して衣を作り竟るや未やと、答へて言はく已に

【7】 Cīvanuḍḍhana 8. (縫衣戒) 四分有部、西藏二十五戒、巴利二十六戒、僧祇二十九戒、前戒參照。

【8】 簪刺、飾り縫ふこと即ち刺繡するなり。

【9】 男女和合像 (paṭiḥhāṅgaṭṭha) 春畫なり。

一、佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘屏處に在りて衣を分つ、一比丘有り、是れ偷蘭難陀比丘尼の知にして舊くより相識る、數數共に語り親善狎習せり、是の比丘分衣處より出づ、偷蘭難陀比丘尼見已りて問ふて言はく、大徳何こより來るやと、答へて言はく某處より衣を分ちて來ると、汝の所得の衣分何に似るやと、答へて言はく好なりと、比丘尼看已りて言はく實に好しと、問ふて言はく汝是の衣を須ふるやと、比丘尼言はく正に須ひしむるも我れは是れ女人にして薄福なり、當に何こより得べきと、時に是の比丘是の念を作せり、是の比丘尼是の如く作すは決定して索むるなり云何んが與へざると、即ち衣を以つて偷蘭難陀比丘尼に與へたり。

時に佛、夏の末月に諸國を遊行し諸比丘皆新衣を著するに是の比丘獨り故衣を著せり、佛見已りて知つて故らに問ひたまへり、汝何を以つて獨り故衣を著するやと、比丘是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛知つて阿難に問ひたまへり、是の比丘今非親里比丘尼に衣を與へたるやと、答へて言はく實に與へたり世尊と。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて訶責したまへり、云何んが比丘と名け非親里の比丘尼に衣を與へん、何を以つての故に、非親里の人は夜の足ると足らざるとを問ひ爲に有と無有とを更ふること能はず得れば便ち直ちに取る、若し親里なれば能く足ると足らざるとを問ひ爲に有と無有とを更ふ、若し無ければ能く自ら與ふ、何に況んや從つて索めんをやと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘非親里比丘尼に衣を與ふれば波逸提なり。

二、「非親里」とは親里は母、姉、妹、若しは女乃至七世の因縁あるを名け是れに異なるを非親里と名づく、「衣」とは麻衣、白麻衣、赤麻衣、芻麻衣、翹夷羅衣、憍施耶衣、劫貝衣なり、「波逸提」と

【三】 Uparadana s (與衣戒) 四分有二十四戒、巴利二十五戒、第四捨墮參照。
 【四】 偷蘭難陀 (Chulannan-) 屢々制戒の因をなす愚劣の比丘尼なり。

【五】 原文、非親里人不能開衣足不足爲更有無有得便直取、有部律には、「非親尼の若きは有衣と無衣とを籌量すること知らざれば得る時は便ち受け人も親は則ち爾らず」と云ふ。

【六】 已下註六の一〇、一一參照。

(4) 佛舎衛國に在しき、爾の時諸比丘尼憍薩羅國より遊行して舎衛城に向ひ河岸上に至り住して船を待てり、爾の時諸比丘あり亦憍薩羅國より遊行して舎衛城に向ひ河岸上に到りて船を待てり、船至り比丘便ち疾く上船す、諸比丘尼復來りて上船せんと欲す、諸比丘言はく汝上ること莫れ、何を以つての故に、佛結戒したまへり、比丘比丘尼と共に一船に載るを得ずと、諸比丘尼言はく、若し然らば大徳に先きに渡りたまへと、是の船即ち去り更に復た還らず、諸比丘尼即ち岸上に於いて宿せり、夜賊有り來りて悉く衣を奪ひ裸形にして放ち去れり。諸比丘遊行し舎衛國に到り佛所に詣りて頭面禮足し一面に立てり、諸佛の常法として客比丘の來る有れば是の如き語を以つて勞問したまふ、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食得易く道路疲れざるやと、佛即の時是の語を以つて問訊したまへり、諸比丘忍するや不や、足するや不や乞食乏しからず道路疲れざるやと、諸比丘答へて言さく、世尊忍足し安樂住す乞食得易く道路疲れずと、即ち是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘比丘尼と共に期して一般に載り水を上り水を下れば波逸提なり、直渡を除く。

二、「水を上る」とは流れに逆ふなり、「水を下る」とは流れに順するなり、「直渡」とは直ちに彼岸に到るなり。

三、是の中犯とは若し比丘一比丘尼と共に一船に載りて水を上り一聚落より一聚落に至れば波逸提なり、中道より還れば突吉羅なり、若し聚落なく空地なれば乃ち一拘盧舍に至れば波逸提、中道より還れば突吉羅なり、水を下るも亦是の如し。不犯とは若しは共に期せず、若しは直渡し、若しは直渡せんと欲して水の爲に漂はされて去く、若しは直渡の前岸崩墮せる、若しは行具を漂失して船の上下するは不犯なり。(二十五竟。)

【二】 載一般云云、巴利に、
 ekaṃ nāvān ubhārahāya
 uddhagāminīn vā adhogam-
 ānīn vā ānātra tīrān
 taṃsāya gacchīyaṃ (同一
 般に乗り流れを上り或は下ら
 ば横ぎるを除き波逸提なり)
 とす。

卷の第十二 (二誦之六)

九十波逸提の四

25 與尼同船戒 (八三ト)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘助提婆達多比丘尼と共に一船に載り調戲大笑し鹿野語種種の不清淨業を作せり、是の中白衣有り兩岸上に在り見已りて相共に謂つて言はく、汝等是を看よ、是れを婦と爲すや、是れを私通と爲す、必ず共に姪欲の事を作すと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^{いな}やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け比丘尼と共に一船に載るやと種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし「若し比丘比丘尼と共に期して一船に載れば波逸提なり」。

(2)「期す」とは二種あり、若しは比丘期を作し若しは比丘尼期を作す、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

(3)是の中犯とは若し比丘一比丘尼と共に期して一船に載れば一波逸提なり、若し一比丘二三比丘尼と共に期して一船に載れば四波逸提なり。若し二比丘二比丘尼と共に期して一船に載れば二波逸提なり。若し三四一比丘尼と共に期して一船に載れば一波逸提なり。若し三比丘三比丘尼と共に期して一船に載れば三波逸提なり。若し四一二比丘尼と共に期して一船に載れば二波逸提なり、若し四比丘四比丘尼と共に期して一船に載れば四波逸提なり。若し一二三比丘尼と共に期して一船に載れば三波逸提なり。

【一】 *nañābhīcchāra s.* (乘船戒) 四分、巴利二十八戒、五分二十九戒、有部、西藏僧祇、二十七戒。前戒參照。

若し比丘比丘尼と共に期して同道に行き、一聚落より一聚落に至れば因縁を除き波逸提なり、^{五八}因縁とは若し是の道行に多伴を須ふるを要し、行く所の道に疑・怖・畏ある、是れを因縁と名く。

三、「疑」とは二種あり、一には衣鉢を失ふを疑ひ、二には糧食を失ふを疑ふ、若し糧食を失ふを疑はば比丘尼の飲食を比丘應に取りて持ち去るべし、若し衣鉢を失ふを疑はば比丘尼の衣鉢を比丘應に取りて持ち去るべし、若し安隱豐樂處に至れば爾の時應に比丘尼の衣食を還し應に語りて言ふべし、姉妹汝等隨意に共行するを得ずと、若し爾の時即ち共に同道に行けば一聚落に至り波逸提なり、若し中道より還れば突吉羅なり、水道も亦是の如し。不犯とは期して去かず、若しは王夫人有りて共に行くは不犯なり。(二十四竟る)

【五八】因縁者云云、以下巴利に *tathā yam sāvāyo sathā-
nāmanūyo hoti maggo sā-
nāksamānāto sappeti bhayo
nyāyā tathā samāyo* (茲に特別の場合とは隊をなして行くべき道にして危険の疑、恐怖あるなり、これ茲に云ふ特別の場合なり)とす。

し。「若し比丘比丘尼と共に期して同道に行き一聚落より一聚落に至れば波逸提なり」。

(2) 五七期することは若しは比丘期を作し若しは比丘尼期を作す、「道」とは二種有り陸道、水道なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

(3) 是の中犯とは若し比丘比丘尼と共に期して陸道を行き一聚落より一聚落に至れば波逸提、若し中道より還れば突吉羅なり。若し空地の聚落無き處に向へば乃ち一拘盧舍五百に至り波逸提、若し中道より還れば突吉羅なり。水道も亦是の如し。

二(1)佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘尼橋薩羅國より遊行して舍衛國に向ひ險道中に到りて多くの伴を待てり。時に諸比丘有りて亦橋薩羅より遊行して舍衛國に向へり、諸比丘尼遙かに諸比丘を見て是の念を作せり、我等諸比丘と共に去けば安隱に過ぐるを得んと、諸比丘來りて漸く近づけり、比丘尼問ふて言はく、諸大徳何に去かんと欲するやと、諸比丘答へて言はく舍衛國に向ふと、比丘尼言はく我等當に諸大徳と共に去かんと、諸比丘答へて言はく佛結戒したまへり、諸比丘比丘尼と共に期して同道に行くを得ずと、云何んが共に去かんと、諸比丘尼言はく若し然らば大徳前に去りたまへと。時に諸比丘衆多にして安隱に險道を過ぐるを得、賊敢へて發せず、諸比丘尼後に隨ひて緩來せり、賊女人の衆少なきを見て尋いで出で衣を奪ひて悉く皆裸形とし放ち去れり。諸比丘遊行し漸く舍衛國に到り佛所に詣り頭面禮足せきし一面に坐せり、諸佛の常法として客比丘の來る有れば是の如き語を以つて勞問し「て言ひ」たまふ、諸比丘忍するや不や、足るや不や、安樂住するや不や、乞食易きや不や、道路つち穢れずやと、諸比丘答へて言さく、世尊忍足し安樂住す、乞食得易すく通路極れずと、即ち是の事を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

【五七】期 (Samaññahati) 豫め約束し、謀し合はすこと。

の言を作すや、諸比丘は財利の爲の故に比丘尼を教誡すと、種々の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群の比丘に問ひたまへり汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ是の言を作すや、諸比丘は財利の爲の故に比丘尼を教誡すと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘是の言を作す、諸比丘五五財利の爲の故に比丘尼を教誡すと、波逸提はつていなり。

二、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘言はく、諸比丘鉢の爲の故に比丘尼を教誡すと、波逸提なり、若し衣・戸鉤・時藥・夜分藥・七日藥・終身藥の爲の故に比丘尼を教誡すと、皆波逸提なり。隨ひて説く所隨ひて爾所そこの波逸提を得。(二三三寛る)

24 與尼期行戒五六(八二。)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘助提婆達多比丘尼じよだいはだつたと共に期ごして同道に行き調戲てうぎ大笑し塵惡語種種の不淨業を作せり、是の中居士の逆道より來る者有り、後に隨ひて來る者有り、見已りて共に相謂ひて言はく汝等是を看よ、是れを婦と爲すや、是れを私通と爲す、必ず共に姪欲の事を作すと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ比丘尼と共に期して同道に行き一聚落より一聚落に至るやと、佛種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

【譯】 諸比丘爲財利故教誡比丘尼 (Amis heva bhikkhū bhikkhunyo ovaḍaṇṭī)。

【英】 Saṅghāṇa 戒 (波約戒) 四分、巴利二十七戒、五分、二十八戒、有部、西藏、僧祇二十六戒。

て共に宿し早起して門下に放來するが如く諸釋子比丘も亦是の如く暮に共に宿し已り早起して放來すと、是の如く一人二人に語り、二人三人に語り、是の如く展轉として惡名流布し舍衛城に滿てり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種々の因縁を以つて難陀を呵責したまへり、汝時を知らず、量を知らず、説法を樂しみて乃ち日没に至ると、諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘僧差して比丘尼を教誡し五三日没に至れば波逸提なり。

二、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘地了時に比丘尼を教誡し乃ち日没竟時に至り波逸提なり、若し比丘地了竟る時・中前時・日中時・哺時・下哺時・日没時に比丘尼を教誡し日没竟時に波逸提なり。若し日没竟時に日没竟想を生じ教誡すれば波逸提なり、若し日没竟時に不没竟想を生じて教誡すれば波逸提なり、若し日没竟時に疑を生じ教誡すれば波逸提なり、若し日未だ没せざるに没し竟るの想を生じ教誡すれば突吉羅なり、若し日未だ没せず、疑を生じ教誡すれば突吉羅なり、若し日未だ没せず、未だ没せざる想を生じて教誡するは不犯なり。(二十二竟る)

23 大 誡教尼人戒 (八二〇)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群の比丘自ら復比丘尼を教誡するを得ざるを知り妬瞋して是の言を作せり、諸比丘は利養の爲の故に比丘尼を教誡す、謂はく衣鉢・戸鉤・時藥・夜分藥・七日藥・終身藥、是の利を以つての故に諸比丘比丘尼を教誡す、善好法の爲ならずと、是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種々の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ是

【五三】 至日没、巴利には *atth-sinṇaṃ e suriya* (日没せる時) 教誡せば——とする。

【五四】 *Amisāsa* (飲食戒) 巴利、五分、僧祇二十四戒。

べし、應に是の如く作すべし。一心和合僧に一比丘唱言せよ、「大徳僧聽きたまへ、是の難陀比丘を僧差して比丘尼を教誡せしめん、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、僧の難陀を比丘尼を教誡するに差するを、白是の如し」と、白二羯磨を作す、「僧難陀比丘を比丘尼を教誡するに差し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然たるが故に、是の事はの如く持す」と。

是の夜過ぎ已りて難陀比丘中前に衣を著し鉢を持して城に入りて乞食し食後に房に還り空地に獨坐床を敷き入室坐禪せり、時に諸比丘尼難陀比丘尼を教誡するを聞き先きに未だ來りて法を聽かざる者皆來集して聽けり、五百の比丘尼俱に王園精舎を出で祇陀林に入り難陀の房前に詣り立ちて警嗽し聲を作して戸を叩きて言へり、大徳難陀、我等の爲に說法教誡に來りたまへと、時に難陀禪より起ち戸を開きて出で獨坐床上に至り端身大坐せり、時に諸比丘頭面もて難陀の足を禮し皆な前に在りて坐せり、難陀卽の時種々の法を説き示教利喜せり、示教利喜し已りて默然たり、時に諸比丘尼善法味を得深く愛樂するが故に起ち去るを欲せず、難陀是の念を作せり、是の諸比丘尼法味を得るが故に猶法を聞かんと欲すと、卽ち更に爲に種々の法を説き示教利喜し乃ち日没に至り諸比丘尼に語りて言はく、日没したり去る可しと、諸比丘尼卽ち起ち北面禮足し右邊して去り祇陀林を出でて城に入らんと欲するに城門已に閉づ、卽ち城下塹邊に住して宿する者、或は樹下に在り或は井邊に在り或は屏處、障處に在りて宿するあり、晨朝門を開くに諸比丘尼卽使ち先づ入れり、時に守門の人諸比丘尼に問へり、諸善女今何こより來れるやと、答へて言はく我れ祇陀林より聽法し日没して來還るに城門已に閉ぢ入るを得るに及ばずと、問ふて曰はく何處に宿せりやと、各々宿する處に隨ひて答ふ、城下に宿する者は答へて城下と言ひ、樹下に宿する者は答へて樹下と言ひ、井邊に宿する者は答へて井邊と言ひ、屏障處に宿する者は答へて屏障處と言ふ有り、守門の人は言はく、何んぞ此の法有らん、諸沙門釋子梵行を破り夜に至り共に惡を作し早起して放ち來る、賊の姪女を得

ず正語說法すること能はず、十三事を犯し三衆を汚す、若し僧是の人を差すれば差を成ぜず、是の人比丘尼を教誡すれば波逸提なり。若し二十歳に滿ち若しは過ぎ能く持戒し、能く多聞にして正語說法すること能はず、十三事を犯して三衆を汚がす、若し僧是の人を差すれば差を成ぜず、是の人比丘尼を教誡すれば波逸提なり。若し二十歳に滿ち若しは過ぎ能く持戒し能く多聞にして能く正語說法し、十三事を犯し三衆を汚す、若し僧是の人を差すれば差を成ぜず、是の人比丘尼を教誡すれば波逸提なり。若し二十歳に滿ち若しは過ぎ能く持戒し能く多聞にして能く正語說法なり。若し二十歳に滿ち若しは過ぎ能く持戒し能く多聞にして能く正語說法し十三事を犯さず、三衆を汚さず、若し僧未だ差せざるに便ち比丘尼を教誡すれば波逸提なり。

五法を成就し已に差し未だ僧中に差せずして、便ち教誡すれば波逸提なり、五法を成就し已に差し、已に僧中に差し、未だ語らずして便ち教誡すれば突吉羅なり、五法を成就し已に差し、已に僧中に差し、已に語り未だ僧中に語らずして便ち教誡すれば突吉羅なり、五法を成就し已に差し已に僧中に差し、已に語り已に僧中に語り來者に問ひて諸妹一切皆來集せりや不やと問はずして便ち教誡すれば突吉羅なり、五法を成就し已に差し、已に僧中に差し、已に語り已に僧中に語り、已に諸妹一切來集するや不やと問ひ未だ五法を成就し八敬法を説かずして便ち後を語れば比丘は突吉羅なり、五法を成就し已に差し、已に僧中に差し、已に語り、已に僧中に語り、已に諸妹一切皆來集するや不と問ひ、已に八敬法を説き次に後を語れば比丘は不犯なり。(二十一竟る)

22 與尼說法至日暮戒 (八二a)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時佛難陀に告げて言はく、汝當に比丘尼を教誡すべし、當に比丘尼を教誡すべし、當に比丘尼の爲に說法すべし、何を以つての故に、若し汝比丘尼を教誡すれば我れと異なる無しと、即その時長老難陀默然として教を受けたり、佛即の時諸比丘に告げたまへり、汝等難陀を比丘尼を教誡するに差すべし、若し更に是の如き比丘有れば亦當に差して比丘尼を教誡せしむ

【五】 已下の意明らかならず。

【五】 八敬法 (Citta candhi, samma) 八重法、八破戒、八尊師法、八不可越法とも云ふ、比丘尼が特に守るべき比丘僧に對する法にして諸律の比丘尼毘度に説く。

【五】 atthangala 日沒戒。

十歳を過ぎず、二には戒を持すること能はず、三には多聞たもんなる能はず、四には正語説法すること能はず、五には四八十三事を犯し處々に三衆を汚がす。未だ二十歳に滿たずとは具戒を受けしより來た未だ二十歳に滿たざるなり、戒を持すること能はずとは佛所結の戒を破り具戒中の教に隨はず威儀を知らず、行すべき處と行すべからざる處を知らず乃至小戒を破りて怖畏心無く次第に持戒を學ぶこと能はざるなり、多聞ならずとは四九二部の具戒を義に合して讀誦せざるなり、正語説法すること能はずとは善く世間の正語上好の言辭を知ること能はざるなり、十三事を犯すとは若し十三事中處々に式しき又摩尼しよみ・沙彌しゃみ・沙彌尼しゃみにを汚すなり、是の三衆の邊に置を犯せば悔過すと雖も亦比丘尼を教誡するを得ず。若し比丘五法を成就すれば應に比丘尼を教誡するに差すべし、何ん等を五とす、二十歳に滿ち若しは二十歳を過ぐ、能く戒を持す、能く多聞なる、能く正語説法す、十三事を犯さず三衆を汚さず、二十歳に滿つとは具戒を受けて來た二十歳に滿ち若しは過ぐるなり、戒を持すとは佛所結の戒を犯さず大戒の教に隨ひ威儀を知り行すべき處と行すべからざる處とを知り乃至小戒を破して大怖畏を生じ次第に持戒を學ぶを知るなり、多聞とは二部の大戒を義に合して誦讀するなり、能く正語説法すとは善く世間の正語上好の言辭を知るなり、十三事を犯かさすとは十三事處々に汚さざるなり、三衆とは式又摩尼・沙彌・沙彌尼なり、若し比丘五法を成就すれば僧應に比丘尼を教誡するに差すべし。

若し比丘二十歳に滿たず、持戒すること能はず、多聞なる能はず、正語説法すること能はず、十三事を犯し處々に三衆を汚す、苦し僧是の人を比丘尼を教誡するに差せば差を成ぜず、若し是の人比丘尼を教誡すれば波逸提なり。若し二十歳に滿ち若しは過ぎ持戒すること能はず多聞なる能はず正語説法する能はず十三事を犯し三衆を汚す、若し僧是の人を差すれば差を成ぜず、若し是の人〔を差して〕比丘尼を教誡すれば波逸提なり。若し二十歳に滿ち若しは過ぎ能く持戒し、多聞なる能はず

【四八】十三事、十三僧殘のこと。

【四九】二部の具戒、比丘、比丘尼の二部の具足戒なり。

三四比丘尼を教誡すれば四波逸提なり、若し二比丘二比丘尼を教誡すれば二波逸提、若し三四比丘尼を教誡すれば一波逸提なり、若し三比丘三比丘尼を教誡すれば三波逸提、若し四一二比丘尼を教誡すれば二波逸提なり、若し四比丘四比丘尼を教誡すれば四波逸提、若し一二三比丘尼を教誡すれば三波逸提なり。

四、佛王舍城に在しき、爾の時六群の比丘僧の比丘尼を教誡するに差せざるを知り便ち界外まじりに出で自ら比丘尼を教誡するを相差次し然る後界に入り諸比丘尼來る時便ち諸比丘尼に語りて言はく、僧我を差して比丘尼を教誡せしむ、汝來れ我當に教法を説くべしと、是の因縁を以つて比丘尼衆集まり已り教誡の事を置き教誡の事を置き説法語を置きて二種の惡を作せり、是の中年少比丘尼有り深く持戒を樂しまず、六群比丘と共に調戲し輕語大笑し更に字を相して種々の不清淨事を名けたり、是の中上座長老比丘尼有り、深く持戒を樂しみ餘處に在りて經行し或は立住して待てり、是の時比丘尼僧共に和合し相近づけり、佛遙かに比丘尼僧の共に和合し相近づけるを見佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、何を以つての故に比丘尼僧共に和合し相近づくやと、阿難答へて言さく、世尊、是の六群比丘僧の羯磨こんまして比丘尼を教誡せしめざるを知り便ち界外に出でて自ら比丘尼を教誡するを相羯磨し然る後界に入り諸比丘尼の來るを見て便ち是の言を作せり、僧一心に我が比丘尼を教誡するを羯磨せり、汝等來れ、我れ當に教法を説くべしと、是の因縁を以つての故に比丘尼を集め教誡の事を置き、教誡の事を置きて説法語を置きて二種の惡を作せり、是の中年少下座の比丘尼有り深く持戒を樂しまず、六群比丘と共に調戲し輕語し更に字を相して名づく、是の中上座長老比丘尼有り、深く持戒を樂しみ餘處に在りて經行し立ちて待つ、世尊是の因縁を以つての故に比丘尼僧共に和合し相近づく。佛是の因縁を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今日より比丘四五に和合し相近づく。法有れば差して比丘尼を教誡せしむるべからず、何等か五なる、一には未だ二十歳に滿たず未だ二

【四七】 五法、四分律五分律には十法、巴利に八法、有部律に七法、僧祇に十二法とす。

(2) 佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘次にて比丘尼を教誡せり、時に教誡の事を置き、教誨の事を置き、説法の語を置きて二種の惡を作し、龜惡識を説けり、爾の時下座年少の比丘尼有り、深く持戒を樂しませず六群の比丘と共に調戲し輕語大笑し更に相字して種種不清淨事と名づく。是の中上座長老比丘尼有り、深く持戒を樂しむ、餘處に在りて經行し或ひは立住して待ちて説法を聞かんと欲せり。又一時摩訶波闍波提比丘尼大比丘尼衆五百人と俱に王國精舍を出で往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に在りて立てり、五百の比丘尼も亦頭面にて佛足を禮し一面に在りて立てり、瞿曇彌比丘尼一面に立ち已りて佛に白して言さく、世尊佛利益の爲の故に比丘尼を教誡するを聽し是の利を得ざるやと、瞿曇彌比丘尼佛に向ひて是の事を廣説せり、佛言はく實に爾り、我利益の爲の故に比丘尼を教誡するを聽し汝等實に是の利を得ずと、時に佛瞿曇彌及び五百の比丘尼の爲に種種の法を説き示教利喜し已りて默然としたまへり、時に瞿曇彌五百の比丘尼佛の示教利喜し已れるを知り頭面にて佛足を禮し右邊して去れり。時に瞿曇彌五百の比丘尼去りて久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事と作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種々の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ僧差せずして便ち比丘尼を教誡するやと、佛種々の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘僧比丘尼を教誡するに差せずして比丘尼を比丘教誡すれば波逸提なり。

二、「僧差せず」とは僧未だ一心和合して差して教誡せしめざるなり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し一比丘僧未だ差せずして一比丘尼を教誡すれば一波逸提なり、若し一比丘二

覺道と云ふ、この聲聞、緣覺の二は後世には菩薩の語と對立せしめ、小乘の徒として賤するに至れり。

【四四】 辟支佛、前項を見よ。

【四五】 瞿曇彌 (Gotami) 瞿曇 (佛陀の姓) の女性なり、前の摩訶波闍波提を云ふ。

【四六】 僧不差 (asammatta) の比丘僧が差遣せざること。

地に坐床を敷き已りて入室坐禪せり。爾の時諸比丘尼今日般特比丘次にて比丘尼を教誡すと聞き皆輕心を生ぜり、是れ多聞ならず經を誦讀すること少なし夏四月過ぎて誦して一拘摩羅偈を得「智者は身口意に一切の惡を作さず、常に繫念し現前に諸欲を捨離し亦世間無益の苦行を受けず」と、我れ等未だ聞かざるの法を云何んが聞くを得ん、我れ等未だ知らざる所の法を云何んが知るを得ん、誦する所の拘摩羅偈は我れ等先きに已でに誦せりと、諸有の比丘尼先きに祇陀林に入りて聽法せざるもの時に皆共に來れり、五百の比丘尼あり王園比丘精舍を出で祇桓に往いて聽法し長老般特の房前に詣りて立ち警教して聲を作し戸を叩きて言はく、大德般特出で來りたまへと、長老般特即ち禪より起ちて房を出で獨坐床上に至り端身大坐より諸比丘尼頭面にて禮し竟り皆前に在りて坐す時に長老般特柔軟の語を以つて言はく、諸姉妹當に知るべし我れ鈍根にして讀誦する所少なく夏四月過ぎて誦して一偈を得たり、「智者は身口意に一切の惡を作さず常に繫念して現前に諸欲を捨離し亦世間無益の苦行を受けず」と、然りと雖へども我れ當に知る所に隨ひて説くべし、汝等當に一心に不放逸法を行すべし何を以つての故に乃至諸佛皆一心不放逸行に従ひ阿耨多羅三藐三菩提を得たまへり、所有の助道善法は皆不放逸を以つて本と爲す、是の語を作し已り神通力を用ひて座上に没し東方虚空の中に在りて四威儀の行立坐臥を現じ火光三昧に入り身に光焰の青黃赤白種種色の光を出し身下に火を出し身上に水を出し身下に水を出し身上に火を出す、南西北方の四維上下亦復是の如く種種神力を現じ已りて還りて本處に坐せり。諸比丘尼長老般特の是の如き神力を見已りて輕心滅盡し信敬心尊重淨心を生じ憍慢を折伏し、即ち比丘尼の意樂する所の法、解すべき所の法に隨ひて演説を爲せり、衆中須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果を得る有り、聲聞道の因縁を種うる有り 辟支佛道の因縁を種うる有り阿耨多羅三藐三菩提の因を發す有り、爾の時衆中是の如き種種の大利益を得たり是れ戒の初因縁なり。

- 【三〇】 Ośāra (教誡戒)。
 【三一】 四衆、比丘、比丘尼、沙彌、沙彌尼なり、或は比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷をも四衆と云ふ。
 【三二】 次、(parivāra) 順序、願番なり。
 【三三】 般特 (Gāṇḍhaka) (Gāṇḍhaka) 周利般特と云ふ、小路、愚路と譯す。
 【三四】 拘摩羅偈、(Kumārāgā-ḥi) 幻童の誦する(易すき) 偈の意ならん、巴利律、五分律(次の戒)には單に偈とのみ云ひ、拘那含無尼佛の偈を引いてを、或は今の偈もこの偈のことか。
 【三五】 阿難得過是次者善、阿難尊者よ、我れこの當番を免ぜられればよしの意なるべし。
 【三六】 阿耨多羅三藐三菩提 (anuttarasamyakṣambhūti) 無上正等正覺と譯し、菩提(覺)の境を云ふ。
 【三七】 須陀洹果、以下註二の六二珍照。
 【三八】 聲聞 (Śrāvaka) 聲聞とは佛の教へを一心に聞き修行するものにして佛弟子なり、これに對して無佛の世に出で性寂靜を好み師友なく飛花落葉を感じて覺を得るものを辟支佛 (Asaśvajit) と云ふ、聲覺又は獨覺と譯す、この境地或は修行の道を聲聞道、緣

なり、「治地」とは泥地の鹿泥糠泥を赤白黑壘を用ひて壓し塗治し、黑畫・青畫・白畫・赤畫を彩畫するなり、「再三覆す」とは應に若しは二若しは三覆すべし、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘自ら覆を知る者は、應に自ら一分を覆ひ竟りて第二分は應に發頭すべく、第三分は應に約勅して言ふべし、當に是の如く覆すべしと、約勅し已りて便ち去れ、是の比丘若し中に在りて即ち第三覆を竟れば是の令若し草を用つて覆へば所用の草に隨ひ一一波逸提なり、若し木簀を用つて覆へば木簀を用ふるに隨ひて一一の簀波逸提なり、若し互を以て覆へば所用の互に隨ひて一一波逸提なり。不犯とは若し板を用つて覆ひ若しは鳥翅を用つて覆ひ若しは優尸羅草の根を用ふつて覆へば不犯なり。(二十事竟る)

21 輒教尼戒 (八〇^a)

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時佛諸比丘に告げたまへり、我れ四衆を教化して疲極せり、諸比丘をして當に比丘尼を教誡すべしと、爾の時諸比丘佛の教を受け已り次第に比丘尼を教誡せり、上座比丘次第に教誡し竟りて次長老般特に至れり。時に阿難往いて般特に語りて言はく、汝知るや不や、汝明日次いて應に比丘尼を教誡すべしと、般特阿難に語りて言はく、我れ鈍根にして多聞ならず未だ所知あらず、我夏四月に乃ち能く誦して一拘摩羅偈を得たり、智者は身口意に一切惡を作さず常に繫念して現前に諸欲を捨離し亦世間無益の苦行を受けず、阿難是の次を過ぐるを得れば善しと、阿難再三般特に語りて言はく諸上座已でに教誡し竟り今次汝に到れりと、般特比丘亦再三阿難に報じて言はく我れ鈍根にして多聞ならず未だ所知あらず夏四月乃ち能く誦して拘摩羅の一偈を得、次を過ぐるを得れば善しと、阿難復言はく汝明日次にて比丘尼を教誡せよと、即ち阿難の語を受け夜過ぎ已りて中前に衣を著け鉢を持し舍衛城に入りて次第に乞食し食後に自の房舎に還り空

【三】再三覆、覆とは諸律によつて見るに戸口及び四壁を塗ることである、又屋根を葺く意の如くも考へらる、巴利には *atthi kothuhamā* といふ *Daṇḍa* は屋根を二重、三重に覆ふこととす、巴利にはこの覆に縱覆 (*maggaṇa aṭṭaṇṭhu*) 圓覆 (*paṇḍi yonā chā*) ありと四分にも覆に縱覆、横覆ありとす、詳しくは諸律及び巴利善見を參照すべし。

【三】若比丘自知覆者……以下の意は巴利律に「二覆(重)を指授し第三覆は命じて去るべし」と云ひ、四分に「彼の比丘指授し二節を覆ひ已り第三節未だ竟らず、去りて不見不聞處に至らざれば第三節竟り波逸提なり」と云ふものに相當すべし、即ち比丘にして覆を作すことを知るものは第一重(二分)は自らなし、第二重はその初めをなし(發頭)第三重は是の如くなせと命じて去るべし。若し去らざれば第三重竟る時波逸提なりの意なり。

【三】木實、實はすのこ、ゆかいた、なり。

【四】佛尸羅草 (*niro*) 香菜と譯す、冷藥の草なり。

死するに隨ひて一一波逸提なり。牛屎ぎゅうし、乾土乃至竹蘆の葉を以つて有虫水中に著けば虫死するに隨ひて一一波逸提なり。若し比丘有虫水中に有虫想にて用ふれば波逸提なり、有虫水中に無虫想にて用ふれば波逸提なり、有虫水に疑にて用ふれば波逸提なり、無虫水中に有虫水想にて用ふれば突吉羅なり、無虫水に疑を生じ用ふれば突吉羅なり、無虫水中に無虫水想にて用ふれば不犯なり。(十九竟る)

20 覆屋過三節戒 (八〇a)

一、佛ぶつ俱舍彌國くしやみこくに在しき、爾の時長老闍那大房なつぼう閣を起こさんと欲せり、是の人性懈墮げだにして是の念ねんを作せり、誰か能く日目に看視せんと、即ち一日に地を堀り基を築き壁を累し竟り、戸向こかうを安んじ【第二重を】成じて【戸口を安施し】泥壁塗治し架椽して覆ひ訖り即日に作り竟りて即日に崩倒せり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け大房閣を起こし大いに草木泥土を用ひて即日に作成し即日に崩倒するやと、種種の因縁もて訶り已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不なやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて闍那を訶責して云はく、云何んが比丘と名け大房閣を起し大いに草木泥土を用ひて即日に作成し即日に崩倒するやと、種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒是の如く説くべし。

若し比丘大房を起さんと欲すれば當に壁を壘むらし梁りやう・戸こ向かうを安んじ治地すべし、應に再三覆すべし、是れを過ぎて覆せば波逸提なり。

二、【九】大房【十】とは温室・講堂・合ごう霜堂【十一】・高樓・重閣・狹長屋なり、「壁」とは四壁にして若しは木若しは土なり、「梁」とは棟の所依の處なり、「戸」とは扇を安んずる處なり、「向」とは窓にして通明に向ふ處

【九】 mahālakka vihāra. (大寺戒・巴利・五分第十九戒。)

【十】 以下原文「即一日堀地築基累壁竟安戸口成第二重安施戸向泥壁塗治架椽覆訖」にして難解なり、聖本には「第二重安施戸向」なし、これを除く方意を解し易き如し、後の本文及び註を見るべし。

【九】 大房 (mahālakka vihāra)

【十】 合霜堂、明らかならず、霜はあまだれ、のき(尾字)、へや(房室)なり、三本及び宮本には流に作る。

犯なり。木支朽なれば則ち軟にして人を傷ける能はず故に不犯と言ふ。(十八竟る)

19 用 虫 水 戒 (七九。)

一、佛俱全彌國に在しき、爾の時長老闍那有虫水を用つて草に澆ぎ泥に和せり、諸比丘闍那を語りて言はく、汝有虫水を用つて草に澆ぎ泥に和し諸小蟲を殺すこと莫れと、闍那答へて言はく我れ水を用つて泥に和し虫を用つてせずと、諸比丘言はく、汝是の水の虫有るを知り云何んが用ひて泥を和するや、汝畜生中に於いて憐愍心無しと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて訶責せり、云何んが比丘と名け水の虫有るを知りて用ひて草に澆ぎ泥を和すやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣設せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名け水の虫有るを知りて用ひて草に澆ぎ泥を和すやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘、水の虫有るを知りて自ら用ひて草に澆ぎ泥を和し、若しは人をして用ひしむれば波逸提なり。

二、「知る」とは若しは自ら知り若しは他より聞くなり、「蟲」とは若しは眼の見る所、若しは澆水囊に澆さるる所のものなり、「草に澆ぐ」とは自手に澆ぐなり、「澆がしむ」とは他に教へて澆ぐなり、「泥を和す」とは自手に和するなり、「和せしむ」とは他を教へて和するなり、「波逸提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘水の虫有るを知り用ひて草に澆げば、虫の死するに隨ひて一一波逸提なり、若し他をして草に澆がしむれば虫の死するに隨ひて一一波逸提なり。若し比丘水の虫有るを知りて用ひて泥を和すれば虫の死するに隨ひて一一波逸提なり、若し他をして泥を和せしむれば虫の

【三】 sūyāṅgaṃ (虫水戒) 巴利、五分第二十戒。

【三】 有虫水 (sappāṅka udāna) 本律の原文は「水有虫」なり。

【四】 澆水囊 (parisaṅgaṃ) 水をこす囊、比丘六物の一、これ虫を飲みて殺すこと無からん爲の具なり。

【五】 草に澆ぐ (ūṇa sīṇa-nti)。

【六】 和泥、土にまぜて泥とすること、巴利に mathakaṃ sīṇanti (土に澆ぐ) とす。

の頭を傷け死に垂せしむるやと、種種の因縁もて呵責し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘、比丘の房閣中にて二六尖脚床を用ひて坐臥せば波逸提なり。

二、「比丘の房」とは或は僧に屬し或は一人に屬し、極小なるは乃ち四威儀の行立坐臥を容るるに至るもなり、「閣」とは一重以上を皆名づけて閣と爲す、「床」とは臥床なり、臥床に五種あり、阿珊蹄脚・波郎劬脚・羝羊角脚・尖脚・曲脚なり、「坐す」とは身上に坐するなり、「臥す」とは身上に臥するなり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘臥床の一脚尖にして三脚二九阿珊蹄なる、若しは二脚尖にして二脚阿珊蹄なる、若しは三脚尖にして一脚阿珊蹄なる、若しは四脚尖なる、是の中力を用ひて坐臥するに隨ひて一脚波逸提なり。若し臥床の一脚尖にして三脚波郎劬なる、若しは二脚尖にして二脚波郎劬なる、若しは三脚尖にして一脚羝羊角なる、若しは四脚尖なる、是の中力を用ひて坐臥するに隨ひて一脚波逸提なり。若し是の臥床一脚尖にして三脚羝羊角なる、若しは二脚尖にして二脚羝羊角なる、若しは三脚尖にして一脚羝羊角なる、若しは四脚尖なる、是の中力を用ひて坐臥するに隨ひて一脚波逸提なり。若し是の臥床一脚尖にして三脚曲なる、若しは二脚尖にして二脚曲なる、若しは三脚尖にして一脚曲なる、若しは四脚尖なる、是の中力を用ひて坐臥するに隨ひて一脚波逸提なり。是の如し。

若し三〇石支尖脚床を以つてせば波逸提なり、若しは輓支を以つてし、若しは木支を以つてし若しは白鐵支を以つてし若しは鉛錫支を以つてすれば一脚波逸提なり。若し材棧・板棧・三二檀子棧若しは厚泥を以つてし、若し是の床脚の支木朽腐し、若しは草團支、若しは衣團支若しは納團支なるは不

【二六】尖脚床、四分、有部には脱脚床とし、巴利に *tiṅga-cāpāḍaṅgaṃ na māḍaṅgaṃ va pīṭṭham* とする、脚がはめ込みになり取りはづしの出来る様になる寢臺又は椅子なり、東方聖書に *a beds end with red oryble legs* と説す。

【二七】閣 (*volāna-kṛti*) 二階以上の建物を云ふ。

【二八】以下註十の四五參照。

【二九】阿珊蹄、薩婆多論には不尖とす。

【三〇】石支尖脚床、支とは床脚を支へる横木のことなるべし、下の註にこれが朽腐すれば軟にして人を傷けずと云ふ、これは木製、輓(瓦)製、金屬製のものあるなるべし。

【三一】檀子棧、檀は木の枝なり、木の枝にて作れる床のことなるべし。

り。「波逸提」とは煮焼しやうの覆障ふくしょうにして若し悔過せざれば能く道を障礙しやうがいす。

三、是の中犯とは若し比丘、比丘の房中に在り先きに臥具を敷き竟れるを知り後に來り坐床前に強ひて臥具を敷かんに若し敷くこと能ふれば波逸提敷くこと能はざれば突吉羅なり。若しは臥床前、若しは房内、戸外の行處、高處、土埵前に若しは自ら敷き若しは人をして敷かしめんに敷くこと能ふれば波逸提能はざれば突吉羅なり。是の如き處に自敷、教敷に随ひ一一波逸提突吉羅なり。若し比丘他を惱ます爲の故に戸を閉ぢ戸を開き、向を閉ぢ向を開き、火を然ねんじ火を滅し、燈を然ねんじ燈を滅し、若しは呎はし呪願じゆらん讀經し說法問難し他の意ばざる所に隨ひて作せば一一波逸提なり。(十七竟る)

18 坐脫脚牀戒 (七九)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時二客比丘有りて向暮に來れり、是の二客比丘次にて一房を得、一人は閣上を得一人は閣下を得たり、閣下を得たる者は是れ坐禪人、寂靜にして早く房中に入り床褥じやうじよくを敷きて結加趺坐けつがふざせり、默然もくねんを樂しむが故に、閣上に在る者は多おほだ調戲てうぎを意いぶ、經きやう・呪願じゆらん・問難もんなんして大聲に戲笑し種種無益の語言を作し然る後に房に入り力を用ひて尖脚の床上に坐せり、葦あし・棧せんを以つての故に床脚及び支陷下し比丘の頭を傷け死しに垂おせり、是の比丘房より出で諸比丘に語れり、汝是の比丘を看よ、一心に坐臥せざるが故に床脚陷下し我が頭を傷け死しに垂おせりと。是の中比丘有り小欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて、心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け一心に坐臥せず力を用ひて坐せる故に床脚をして陷下せしめ比丘の頭を傷けて死しに垂おせしむるやと、種種の因縁もて訶し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不いなやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け一心に坐臥せず床脚をして陷下せしめ比丘

【註】 yohasakui s (階上戒)。

【五】 葦棧、棧は櫓かけはし(閣)なり、階上階下の床が葦にて作られたるものならん。

一、佛舎衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷惡眠して一心に眠らず寤眠し齟齬し寢語頻伸にして拍手動足し大音聲を作す、諸比丘是の聲を聞き眠を得ざるが故に食消せず、食消せざるが内に身體患瘡にして憊悶吐逆して樂します諸比丘各共に相近づきて臥具を敷き是の念を作せり、迦留陀夷をして中に入りて臥せしむる莫れと、時に迦留陀夷強いて中に來入して臥具を敷けり、諸比丘言はく、迦留陀夷、汝強いて中に入りて臥すること莫れ、何を以つての故に汝惡眠して一心に眠らず寤眠し齟齬し、寢語頻伸にして拍手動足し大音聲を作す、諸比丘是の聲を聞きて眠ることを得ざるが故に食消せず食消せざるが故に身體患瘡し憊悶吐逆して樂しますと、迦留陀夷言はく、我れ自ら安樂す、汝樂しまざる者は便ち自ら出で去れと、是の語を作し已りて強いて臥具を敷けり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて呵責せり云何んが比丘と名づけて比丘の房中に先きに臥具を敷けるを知りて後より來り強ひて敷くやと、種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひ給ふ、汝實に是の事を作すま不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて迦留陀夷を呵責したまふ、云何んが比丘と名づけ比丘の房中に先きに臥具を敷けるを知りて後に來りて強いて敷くやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘比丘の房中に先きに臥具を敷けるを知り後に來りて強ひて敷き若しは人をして敷かしむ、樂しまざるものは自ら當に出で去るべしと、彼の因縁を除き波逸提なり。

二、「知る」とは自ら知り若しは他より聞き若しは彼の人の語るなり、「強ひて敷く」とは他の意に隨はず自ら強ひて敷くが故なり、「敷かしむ」とは人に教へて敷かしむなり、若しは坐床の前に敷き若しは臥床の前に敷き若しは房内に敷き若しは戶外の行處若しは高處若しは土埵前に敷けば波逸提なり

【三】 強敷(annupakkhujja sa-
vyaṃ kappeti)無理に間に入
りこみ、臥具を敷くこと。

是の比丘（じよなん）才（さい）輒（れつ）の樂人にして頭手傷壞し鉢破れ衣裂く。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞き已りて心に意はず種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ比丘の房中に瞋恨して意はず便ち強ひて牽き出すやと。種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群の比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと答へて言（ま）さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ比丘の房中に瞋恨して意はず、便る牽き出すやと、種種の因縁もて呵り已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に、諸比丘の與に結戒さん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘、比丘の房中にて瞋恨（しんこん）して意はず便ち自ら牽き出だし若しは人をして牽き出さしめん「癡人（ちじん）遠く去れ、此に住す可からず」と、彼の因縁を除いて波逸提（はいつだい）なり。

二、「比丘の房」とは或ひは僧に屬し或ひは一人に屬し極小は乃ち四威儀の行立坐臥を容るゝに至る、「瞋恨」とは意に従はざる故なり、「意はず」とは瞋りて意見せざる故なり、「自ら牽く」とは自手に牽き出だすなり、「牽かしむ」とは他に教へて牽くなり、若しは床上より地に至り、房内より戸に至り、戸より行來處に至り、高上より下處に至り、土埵（ど）上より地に至れば波逸提なり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘瞋恨して意はず比丘を牽き捉（とら）ふ、能く牽けば波逸提なり能く牽かざれば突吉羅なり、若し他をして牽かしめん（めん）に能くせば波逸提能くせざれば突吉羅なり、若し坐床上より能く牽けば波逸提、能くせざれば突吉羅なり、若し坐床上、房内・戸外・行處・高上・土埵上より若し能く牽けば波逸提、能はざれば突吉羅なり。自ら牽くに隨ひ教へて牽くに隨ふ、皆波逸提突吉羅なり、若し房舍破れんと欲するが故に牽き出すは不犯なり。（十六事竟る）

17 強 敷 坐 戒 (七八。)

【八】 瞋恨 (kṛpinā)。
 【九】 不意 (an. thamma)。
 【一〇】 自牽 (nikkandhuṣṣya)。
 【一一】 使牽 (nikkaḍḍhaṣṣya)。
 (2a)。

【一二】 anupakkaḍḍhā s. (強入戒)四分、巴利第十六戒。

佛言はく今日より僧臥具を付囑し已りて便ち行くを聽す、囑は三種の言有り、此れは是れ戸鉤なり、此れは是れ房舎なり、此れは是れ臥具なり、若し此れは是れ戸鉤なり、此れは是れ房舎なり、此れは是れ臥具なりと説けば應に誰に付囑すべきや、應に臥具を敷く者に付囑すべし、若し臥具を敷くもの無ければ應に典房者に付囑すべし、若し典房舎無ければ應に修治房舎人に囑すべし、若し是の人無ければ是の中舊比丘の善好有功徳持戒者に付囑すべし、若し是の人無ければ是の僧房中若しは善好ある賢者に、若しは守僧坊民に應に付囑すべし、無慚愧破戒の比丘に付囑すべからず、又小沙彌に囑すべからず、若し好人を得る能はず若し衣架象牙有れば「我」應に被褥枕を持して上に著き便ち去るべし、若し衣架象牙無ければ「我」是の中兩床有れば被褥枕を持して一床上に著き一床を以つて上を覆ひ壁を去ること四寸にして便ち去れ。不犯は是の房中に留まる物去り乃至盛富羅の囊を留るなり。(十五竟々)

18 室他出房戒 (七八b)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時長老耶舎五百の眷屬と俱に舎衛國に來向し安居せんと欲せり、時に諸比丘皆安居の先事を作せり、謂はく壁の孔罅を塞ぎ土墮の孔罅を塞ぎ、缺壞を補ひ繩床を解治し被枕を抖擻せり、爾の時六群の比丘懈惰にして作さず遙かに他の作すを見て便ち是の念を生ぜり、我等は上座なり彼の作し竟り臥具を受け已るを須ち當に後に於て入り上座に隨ひて驅起すべしと、是の念を作し已り諸比丘作し竟りて臥具を受け已る、六群比丘便ち後に隨ひて入る、諸比丘六群比丘に問へり、汝我れ等と共に來り先事を作すや不やと、答へて言はく作さずと、諸比丘言はく汝等我等と共に來りて先事を作さず我等先事を作し竟る我起たすと、六群比丘言はく佛の説きたまふ所の如く上座に隨ひて次第に房を受くべし、先事を作さざる者に與へずと説きたまはず、我れは是れ上座なり、云何人が起たざらんと、六群比丘大力勦健にして大いに謹慎せず即ち強ひて牽き出せり、

【四】囑、付囑 (apucchati) と云ふに同じ、他人に告げ依頼すること。

【五】盛富羅囊、靴を入れる囊なり。

【六】nikkaḍḍhana 卽ち(奉出戒)四分、巴利第十七戒。

【七】先事、安居の準備として房舎を修理することなり、(paṭisaṅkharoti)。

やと、佛即ち諸比丘に問ひたまへり、飲食多美なりや、僧飽滿せるや不やと、諸比丘言さく飲食多美にして衆僧飽滿せりと、佛諸比丘に語りたまへり、汝等居士の舎に入り已りて我れ戸鉤を持して諸房を遊行し一房の戸を聞き草敷中に虫を生じ虫是の草を噉ひ、床脚・床椗・床檣・床繩を噉ひ被褥枕を噉ひ已りて壁中に入りて住し人を齧まんと欲するを見たり。是の事はならず非法なり、爾すべからず、云何んが僧の臥具を取用し踐踏して護惜するを知らざるや、諸居士血肉を乾渴し福德の爲の故に布施供養す、汝等應に少しく用ふべし、守護するは善しと。佛諸比丘に語りたまへり、誰か是の中に宿せしやと、諸比丘言さく世尊二客比丘有り、來りて次第に是の中に共住し一人は床を得一人は草敷を得、夜宿し已りて地了に便ち去れりと。佛種種の因縁もて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ僧臥具を用ひ付囑する所無くして便ち去るやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘比丘の房中に僧臥具を敷く、若しは自ら敷き若しは人をして敷かしめ是の中に坐臥し去る時舉せず舉するを教へざれば波逸提なり。

二、「比丘の房」とは或ひは衆僧に屬し或ひは一人に屬す、極小は乃ち四威儀の行立坐臥を容るゝに至るものなり、「自ら敷く」とは勝手に敷くなり、「敷かしむ」とは他に教へて敷かしむるなり、「坐す」とは上に坐すなり、「臥す」とは身上に臥すなり、「舉せず」とは勝手に舉せざるなり、「舉するを教へず」とは他に舉するを教へざるなり、「波逸提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し客比丘比丘の房中に僧臥具を敷き界を出でて去れば波逸提なり。若舊比丘比丘の房中に僧臥具を敷き界を出でて去り是の念を作す、即日當に還るべし、急因縁有り即ち還るを得ず、界を出でて地了時に至れば突吉羅なり。

【三】比丘房、巴利律には「僧坊中」(Sanghiko vihare)とす。

卷の第十一 (二誦之五)

九十波逸提法の三

15 覆處敷僧物戒 (七七〇)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時二客比丘ありて向暮かうぼに來り次第に一房を得て共住し一人床を得一人草敷を得たり、二人夜宿し已りて學まなせずして便ち去れり、時に草敷中に生ぜる虫は是の草を噉くじひししやう脚・床椹・床檣・床繩しやうじやうを噉くじひ、被褥ひじふ、枕まくらを噉くじへり、噉くじひ已りて壁中に入りて住す。爾の時一居士有り、佛及び僧を明日の食に請まねぜり、佛默然として受けたまふ、居士佛の默然として受けたまふを知り已りて即ち座より起ちて頭面禮足づめんらいそくし右遶うなづして去れり、還りて自舎に到り是の夜種種多美の飲食を辦ととじ早起して坐處を敷き已りて使つかひを遣はして佛に白せり、食具已に辦ととぜり唯聖時を知りたまへと、諸比丘居士の舎に往き佛は自房に住して食分を迎へたまへり。諸佛の常法として諸比丘居士の舎に往けば爾の時佛は自ら戸鉤かぎを持して一房より一房に至り諸房舎を看たまふ、佛即ち戸鉤かぎを持して一房より一房に至り一房の戸を開き是の草敷に虫生じ草を噉くじひ床脚・床椹・床檣・床繩・被褥、枕を噉くじへるを見たまへり、佛見已りて是の舎内に入り徐徐に被褥枕まくらを舉あげ安徐に床を舉あげ漸漸に敷草を舉あげ虫を却かへき已り掃灑さうさい、溼塗ていずし竟り被褥、枕を抖擻とさうし、床を打ち、虫を却かへきて本處に還著し臥具を敷き已りて戸を閉ぢとめてん、居まゐを下おろし還りて房舎に在りて獨坐どくざし床上に結跏趺坐けつかふざしたまへり。是の時居士僧の坐し已るを見て自手に行水し自ら多美の飲食を與へ自ら恣まかしに飽滿せしめたり、爾の時居士僧の飽滿し已り鉢を攝め竟れるを知り自手に水を與へ小床を取りて衆僧の前に坐し説法を聽かんと欲す、上座説法し已りて坐より起ちて去り諸比丘次第に隨まひて出で還りて佛所に詣り。諸佛の常法として諸比丘食後に還る時はの如き語を以つて諸比丘を勞問したまふ、飲食多美なるや、僧飽滿せるや不

【一】 dutiyasikkhāna 2 (第二數具戒) 前戒參照。

【二】 居、戸のしまり、錠前なり。

無くたんせき簾せん壁へきなく衣えん幔まん覆ふく障しょう無し、是の如き比の物の覆障する無き處なり。「白ら敷く」とは自手に敷くなり、「敷かしむ」とは他人に教へて敷かしむるなり、「坐す」とは上に坐するなり、「臥す」とは身を床に著くるなり、「舉せず」とは自手にて舉せざるなり、「教へて舉せず」とは他に教へて舉せざるなり、「波夜提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障しょう障しょうす。

三、是の中犯とは若し比丘地了時に露地に衆僧の臥具を敷き已りて便ち室に入りて坐息し地了竟るに至りて乃ち舉して覆處に著けば波夜提なり、地了竟時・中前時・日中時・晡時・日没時に露地に僧臥具を敷き已りて便ち室に入り坐息し日没竟時に乃ち舉して覆處に著けば波夜提なり、若し比丘露地に僧臥具を敷き已りて寺門を出で四十九歩を過ぐれば波夜提なり。又比丘露地に僧臥具を敷き已りて寺門を出で牆籬しょうりを過ぎること少許にして地了時に至れば突吉羅なり。又比丘露地に僧臥具を敷き已りて人に囑せず諸坊を遊行すれば突吉羅なり。二比丘あり露地に僧臥具を敷き已りて俱に坐より起ち去れば後に去る者應に舉すべし。又二比丘露地に僧臥具を敷き已りて衣鉢いぼつを持して中に在り一比丘先きに衣鉢を取りて去れば後に衣鉢を取りて去るもの應に舉すべし、舉せざれば犯なり。

四、一時衆僧露地に會食せるあり、諸比丘食し竟りて僧臥具を捨て露地に在おきて去れり、惡風雨水ありて汚濕せり、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に舉して覆處おほに著くべしと、佛是の語作し已り諸比丘食し竟りて諸白衣ありて即ち僧臥具の床上に坐せり、是の事を佛に白せり、佛言はく待つべしと、諸比丘久しく待ちて熱悶吐逆せり、佛言はく若し病者あれば應に去るべし、隨つて見る者應に舉すべし、若し二比丘見れば一人應に大床小床を舉すべく、一人應に大褥小褥を舉すべし。若し聚落邊、寺中より臥具を持して空閑處に至り、空閑處より持ち來りて聚落邊寺中に至り雨に値へば不犯なり。若し戸鉤こ戸鑰かぎを失し舉する處無く、若しは八難中一一の難起りて舉せざるは不犯なり。(十四事竟る)

【文路脚床】*ritimp' daka* (句利羅脚床) *silacompada* (阿遏遮脚床) とす。(善見律、及び巴利善見律七七三頁以下參照)。

【繩繩床】*pitthā*、四分には本床とす、巴利に云ふ *pitthā* にして坐床即ち椅子なり。

【褥被】*bhūsiṃ*、*va* *koosūnā*、*va* 言くるに相當するものにして褥は *koosūnā* にして下に敷くもの即ち敷具にして被は *bhūsiṃ* にして上に被るもの即ち毛布の如きものなり、巴利の註によれば被には毛製、布製、樹皮製、草製、樹葉製のものありとし、褥に樹皮、樹根、草等にて製せるものありと、この褥は俱執とも云ふ。

【八難】八難、病、王、財、水、火、衣鉢、命、梵行の八難なり。

已りて天雨り僧臥具を濕せり。諸佛の常法として諸比丘居士の舎に往ける時佛自ら戸鉤を持し房より房に至り諸房舎を看たまふ、一房の門を開きて僧臥具の露地に在り雨り濕りて爛壞せるを見即ち取りて振曬卷疊して擧して覆處に著き便ち房門を閉ぢ櫛を下り自房舎に還り獨坐し床上に結加趺坐したまへり。爾の時居士僧の坐し已るを知り自手に水を行じ自ら多美の飲食を與へ自ら恣に飽滿せしめたり、爾の時居士僧の満足し已りて鉢を攝し竟れるを知り自手に水を與へ小床を取りて衆僧の前に坐し說法を聽かんと欲せり、上座說法し已り座より起ちて去れり、諸比丘次第に隨ひて出で還りて佛所に詣れり、諸佛の常法として諸比丘食後に還る時は是の如き語を以つて諸比丘を勞問したまふ、飲食多美なりや、僧飽滿するや不やと、諸比丘言さく世尊飲食多美にして衆僧飽滿せりと、佛言はく今日汝等居士の舎に入り已り我れ後に於て戸鉤を持し房より房に至り諸房舎を看る、一房の門を開き僧臥具の露地に雨濕し爛壞せるを見たりと、諸比丘に語りたまへり、是の事はならず非法なり爾すべからず、一切衆僧の臥具云何んが趣用して踐踏し護惜するを知らざるや、諸居士血肉を乾渴し福德の爲めに布施供養す、汝等應に少しく用ふべし、守護すれば善しと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり。十利を以つての故に、比丘の與に結戒せん今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘露地に僧臥具の細繩床・麗繩床・褥被を敷き若しは人をして敷かしめ是の中に坐臥し去る時 自舉せず人に致へて擧せざれば波夜提なり。

二、細繩床に五種有り、阿彌蹄脚・窳郎劬脚・羝羊角脚・尖脚・曲脚なり。麋蹄脚・窳郎劬脚・羝羊角脚・尖脚・曲脚なり。

褥被とは褥とは甘蔗滓貯褥・瓠草貯褥・長瓜草貯褥・霽貯褥・芻摩貯褥・劫貝貯褥・文闍草貯褥・麻貯褥・水衣貯褥なり。「被」とは俱執被・芻摩被・霽被・劫貝被なり。「露地」とは土壁無く草木壁

【三】 結加趺坐 (pallankampabhuja) 兩足を組み合はせて坐すること、即ち兩のくびすをももの上にをく坐し方、如來は常に此の坐法をなして說法し給へり。

【四】 擧 (udharanti) 救めり、取り上げるの意。

【五】 細繩床 (manoa) 臥床即ち寢臺なり、四分には單に繩床となす、五種の名を施脚繩床、直脚、曲脚、入陸、及び無脚繩床とす、巴利には四種とし、masinaka (善見、波摩遮羅伽脚床) bandakabaddha

の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひたまへり汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ罪を犯し已り默然して他を惱ますやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、汝等當に闍那比丘の默然して他を惱ます事を憶識すべし。憶識の法は一心和合衆僧に一比丘僧中に唱言せよ。「大德僧聽きたまへ是の闍那比丘罪を犯し默然して他を惱ます、若し僧時到らば僧忍聽したまへ闍那比丘の默然して他を惱ますを憶識するを、汝闍那女の默然して他を惱ます事に隨ひ衆僧隨ひて憶識せん」是の如く白し白二羯磨す、「僧憶識し竟んぬ、僧忍ぜり默然するが故に、是の事はの如く持す」と。今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘異事を用ひ默然して他を惱ませば波夜提なり。

二、是の中犯とは若し僧未だ憶識せざる時默然して他を惱ませば突吉羅、若し僧憶識し已りて他を惱ませば波夜提なり。若し比丘口病・唇病・齒病・舌病・咽病・心病・面に氣滿ち若しは出血す、是の如くして語らざるは不犯なり。佛を恭敬するが故に語らず和上阿闍梨を恭敬し上座を恭敬し尊重する故に語らざるは不犯なり。若し語ること能はざる故に語らざるは不犯なり。(十三事竟る)

14 露處敷僧物戒 (七六)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時一居士有り、佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまふ、是の居士佛の默然として受けたまふを知り已りて頭面禮足し右邊して去れり、還りて自舎に到り是の夜種種多美の飲食を辦じたり、時に諸比丘露地に僧の臥具を敷き衣鉢を持して中に在り食時の到るを待てり、比丘の經行する有り、比丘の坐する有り、時に居士早く起き坐處を敷き已り使を遣はして佛に白して言さく、世尊食具已でに辦ぜり、唯聖時を知りたまへと、即時諸比丘僧臥具を捨し自ら衣鉢を持し居士の舎に往けり、佛は自房に住して食分を迎へたまふ、諸比丘居士の舎に往き

【註】 Tathagata's una g.
(第一敷具戒)

に依止するやと、種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひたまへり汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて闍那を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ罪を犯し已りて異事を用ひ異事に依止するやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、汝等當に闍那比丘の異事を用ふるを憶識すべし、若し更らに闍那比丘の如き者有らば亦應に彼の異事を用ふるを憶識すべし。憶識の法は一心和合僧にて一比丘僧中に唱言せよ、「大徳僧聽きたまへ是の闍那比丘罪を犯して異事を用ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ闍那比丘の異事を用ふるを憶識せん、汝闍那異事を用ふる所に隨ひ衆僧隨ひて憶識せん」と、是の如く白し是の如く白し羯磨す、「僧憶識し竟んぬ、僧は忍じたまへり默然するが故に、是の事はの如く持す」、佛諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に、比丘の與に結戒せん今よりは是の戒應に是の如く説くべし。「若し比丘異事を用ひて他を惱ませば波夜提なり」。

(2)「波夜提」とは煮燒の覆障にて若し悔過せざれば能く道を障闕す。

(3)是の中犯とは若し比丘僧未だ異事を用ひ異事に依止するを憶識せず、爾の時異事を用ふれば突吉羅なり、若し僧憶識し已り爾の時異事を用ひ異事に依止すれば波夜提なり。

(4)佛拘睺彌に在しき、即ち闍那比丘悔過すべき罪を作す、諸比丘慈心憐愍し利益せんと欲するが故に闍那に語りて言はく汝悔過すべき罪を犯せり當に發露し覆藏すること莫れと、闍那是の念を作せり、若し我れ異事を用ふれば衆僧當に憶識羯磨を作さん我當に默然すべしと、闍那便ち時に默然たり、諸比丘闍那に語りて言はく、若し汝罪有れば便ち有りと言へ無ければ便ち無しと言へ何んが故に默然して我れ等を惱ますやと、闍那言はく我れは是れ汝等の何物ぞ我れ汝等を畏れずと、是の語を作し已りて還復默然たり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ罪を犯し已りて默然し他を惱ますやと、種種

【四二】憶識用異事無關係なる異語をなして衆僧を惱ますことを公表し呵責すること、巴利に *ābhaya-ādikāma ropeti* とす。

以つて比丘僧を集め知つて故らに彌多羅浮摩比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ僧の如法に差會人と作せるを便ち遙かに瞋譏するやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘面前にて僧の差する所の人を瞋譏し若しは遙かに譏れば波夜提なり。

二、是の中犯とは若し比丘僧如法に羯磨せる差會の人を若し瞋譏すれば是の人聞けば波夜提、若し僧如法に羯磨して十四人と作せるを若し遙かに瞋譏し是の人聞けば波夜提聞かざれば突吉羅なり。

若し比丘十二人の未だ捨羯磨せざるを若し遙かに瞋譏し是の人聞けば波夜提なり。若し聞かざれば突吉羅なり、若し捨羯磨し已れるを遙かに瞋譏し聞けば突吉羅聞かざるも亦突吉羅なり。十四人中の二人若しは捨羯磨し捨羯磨せざるを、若し遙かに瞋譏し是の人聞けば波夜提聞かざれば突吉羅なり、乃至別房及び同事、差會を若し遙かに瞋譏し是の人聞けば突吉羅聞かざるも亦突吉羅なり。二人とは教戒尼人及び三九四悔中第四の差羯磨使迎食人なり。(十二事竟る)

13 身口綺戒 (七六b)

一、(1)佛拘睺彌くわんみに在しき、爾の時闍那比丘せんかひく悔過すべき罪を犯せり、諸比丘慈心憐愍し利益せんと欲するが故に闍那に語りて言はく汝悔過すべき罪を犯せり、當に發露はつろして覆藏すること莫れと、闍那諸比丘に語りて言はく汝等能く我れ是の事を作せりと謂ふや、我れ汝等能く我れに是の事を犯せりと説くと謂はずと、諸比丘闍那に言はく汝若し罪有れば便ち有ると言ひ無ければ便ち無しと言へ、何を以つて異事を用ひ異事に依止するやと、闍那言はく我れ何んぞ汝等の事に豫くません、我汝等を畏れんや、更らに異事を用ひ異事に依止せんと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀づだを行す、是の事と聞きて心に喜ばず種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ罪を犯し已りて異事を用ひ異事

【三九】 四悔中第四差羯磨使迎食人、第四波羅提舍尼法の下參照。

【FO】 *atthavāḍaḍa* 異語戒) 四分、巴利、五分、僧祇第十二戒。

す。爾の時彌多羅浮摩比丘愈惡不美の飲食處を得不美の食を噉ふ時は念を作して言へり、是の陀
驪比丘欲に隨ひて差會し瞋怖癡に隨ひ次第を知らず次を越え上下坐に隨はず、我等當に共に是の人
を滅擯し更らに差會の人を立つべしと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞き
て心に喜ばず種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ僧の如法に羯磨せる差會人を便ち瞋
りて譏言するや、是れ欲心怖癡に隨ひ次第を知らず次を越え上下坐に隨はずと、種種の因縁もて呵
し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに彌多羅浮摩比丘に問ひ
たまへり、汝實に是の事と作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛是の事を以つて種種
の因縁もて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ僧の如法に羯磨せる差會人を便ち譏諷するやと。
佛種種の因縁を以つて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、
今より是の戒應に是の如く説くべし。「若し比丘瞋りて差會人を譏れば波夜提なり」。

(2)「波夜提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

(3)是の中犯とは若し比丘、僧如法に羯磨せる差會人を瞋りて是の人を譏れば波夜提なり、若し僧
如法に羯磨し、十四人を差するを瞋りて是の人を譏れば波夜提なり、若し十二人未だ捨羯磨せざ
るを瞋りて是の人を譏れば波夜提なり、若し捨羯磨已りて瞋りて是の人を譏れば突吉羅なり、十四
人中二人若しは捨羯磨し未だ捨羯磨せざるを瞋りて是の二人を譏れば波夜提突吉羅なり、乃至別房
及び同事、差會を瞋りて是の人を譏れば突吉羅なり。

佛結戒し已り諸比丘復面前にて瞋り譏らず便ち遙かに陀驪比丘を瞋譏せり、欲に隨ひて差會し瞋
怖癡に隨ひ次第に隨はず次を越え上下坐に隨はずと、是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、
是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて呵責せり云何んが比丘と名づけ佛結戒したまふ故に面前
にて瞋譏せず便ち遙かに瞋譏するやと、種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を

【三】十四人、僧團に指命され分衣、分食等、衆僧の爲になす十四種の人、その内容未詳なるも有部律百一羯磨には十二種人とする、即ち分房八、分飯人、分粥人、分餅果人、分諸有雜物人、藏器物人、藏衣人、分衣人、藏雨衣人、分雨衣人、雜驅使人、看檢房舍人なり、十誦の十四人はこれに下に言ふ教誡尼人、差羯磨使迎貧人を加へたるものか。【元】捨羯磨、有部律に「事停息」と云ふものにして僧の任命せる仕事をなし已り責任を解除せられることなり。

ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら焼き、教へて焼かしむれば波夜提なり。又比丘枝種子中自落種子想、實種子想、根種子想、莖種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら焼き、教へて焼かしむれば波夜提なり。若し比丘自落種子中に自落種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら焼き、教へて焼かしむれば波夜提なり。又比丘自落種子中實種子想、根種子想、枝種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら焼き、教へて焼かしむれば波夜提なり。若し比丘實種子中實種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら焼き、教へて焼かしむれば波夜提なり。又比丘實種子中根種子想、莖種子想、枝種子想、自落種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら焼き、教へて焼かしむれば波夜提なり。若し比丘一時に五種子を燒けば一時に五波夜提を犯す、一一の燒に一一の波夜提なり、燒く所に隨ひて爾所の波夜提を得。若し比丘自ら樹を斷じ、若しは教へて斷ぜしむれば波夜提なり、樹を斷ずる所に隨ひて爾所の波夜提を得。若し比丘自ら草を斷じ教へて斷ぜしむれば波夜提なり、草を斷ずる所に隨ひて爾所の波夜提を得。生中生想にて、自ら斷じ教へて斷ずれば波夜提なり、生中乾想にて、自ら斷じ教へて斷ずれば波夜提なり、生中疑にて乾と爲し生と爲して自ら斷じ教へて斷ずれば波夜提なり。若し乾中生想にて自ら斷じ教へて斷ぜしむれば突吉羅なり。乾中疑にて乾となし生となし自ら斷じ教へて斷ずれば突吉羅なり、乾中乾想にて自ら斷じ教へて斷ずるは不犯なり。(十一事竟る)

12 毘舍離戒 (七五。)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時陀驪比丘力士子五法を成就し僧羯磨にて、差會の人と作せり、諸比丘を會に差はず時欲に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず次第を知り上下坐に隨ひ次を越へ

【三五】 Pijjāpana 戒 (嫌毀戒)

四分、巴利、五分、僧祇第十

【三六】 差會人、註四の一五參照。

是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘鬼村の種子を研拔すれば波夜提なり。

二、「鬼村」とは生草木の衆生の依住するを謂ふ、「衆生」とは謂はく樹神、泉神、河神、舍神、交道神、市神、都道神、蚊、蛇、蛙蟻、蜘蛛、蠍麻蟲、蠍虫、蟻虫なり、是の衆生草木を以つて舍と爲し亦以つて村、聚落、城邑となす、「生」とは根の潤澤を含むなり、若くは自ら斷じ若くは人に教へて斷ぜしむ、自ら破り教へて破らしむ、自ら燒き教へて燒かしむ、是れを名けて「研る」と爲す。草木に五種子あり、根種子、莖種子、節種子、自落種子、實種子なり、根種子とは謂はく藕、蘿蔔、蕪菁、舍樓樓、偷樓樓なり、是の如き比種の根生物なり。莖種子とは謂はく栝榴、葡萄、楊柳、沙勒、是の如き比種の莖生物なり。節種子とは謂はく甘蔗、籐竹、細竹、是の如き比種の節生物なり。自落種子とは謂はく蓼、阿修盧、波修盧、修伽羅、菩提那、是の如き比の自落の生物なり。實種子とは謂はく稻、麻、麥、大豆、小豆、菴豆、是の如き比の種子生物なり。「波夜提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは若し比丘根種子中に根種子想にて、生中生想にて、若しは自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら燒き、教へて燒かしむれば波夜提なり。又比丘根種子中莖種子想にて、枝種子想にて、自落種子想にて、實種子想にて、生中生想にて、若くは自ら斷じ、教へて斷ぜしめ自ら破し、教へて破せしめ自ら燒き、教へて燒かしむれば波夜提なり。若し比丘莖種子中實種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら燒き、教へて燒かしむれば波夜提なり。又比丘莖種子中枝種子想にて、自落種子想にて、實種子想にて、根種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて破せしめ、自ら燒き、教へて燒かしむれば波夜提なり。若し比丘枝種子中枝種子想にて、生中生想にて、自ら斷じ、教へて斷ぜしめ、自ら破し、教へて斷ぜしめ、自ら燒き、教へて燒かしむれば波夜提なり。

月の八日、即ち十二月八日より二十三日までの十六日間が寒氣最も甚だしと云ふ、この意に解する方がよき如し、因に春の末月の八日、夏初月の八日即ち四月八日より二十三日までが最も熱しとする。

- 【一】 鬼村 (bhūtagama)、生きたる草木のこと、草木には鬼神が止住すと云ふが故に鬼村となす、有情村となすものもある。
- 【二】 斷 (chindati)。
- 【三】 破 (bhindati)。
- 【四】 燒 (paoti) 煮なり。
- 【五】 五種子 (pañca bijjī-kani)。
- 【六】 根種子 (mūlabija)。
- 【七】 莖種子 (śākhābija)。
- 【八】 節種子 (śākhābija)。
- 【九】 自落種子 (eggabija)。
- 【十】 實種子 (bījābija)。

を抜き自手に花を採れり、是の時居士あり草木中に於て有命を生じ見て嫉妬心を以つて言はく、沙門釋子は是奪命の一切の衆生を殺すと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに阿羅毗比丘に問ひたまへり、汝等實に是の事を作すや不^{いな}やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて阿羅毗比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ自手に寺内の草、經行處の草、經行兩頭處の草を抜き自手に花を採るやと、佛但だ呵責して未だ結戒したまはず。

(2) 佛舍衛國に在しき、爾の時 一摩訶盧比丘あり、是れ木師の種なり 大畢撥樹を斫り大房舎を起せり、是の樹神後夜の時小兒を擔ひ負ひ手に復た男女を牽き抱き圍遶して往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に有りて立ち已り佛に白して言さく、世尊云何んが是の法有らん、我が住する所、止まる所、依る所、歸する所、趣く所の房舎一摩訶盧比丘有りて我が樹を斫り取りて大房舎を作れり、我が兒子幼少にして衆多なり、冬八の夜時寒風破竹にして氷凍甚だ寒し、我れ當に何こに於て兒子を安隱せんと、佛爾の時餘の鬼に勅して言はく、汝當に安止して是の住處を與ふべしと、諸鬼佛語を以つての故に即ち住處を與へたり。是の夜過ぎ已りて佛是の事を以つて比丘僧を集め、諸比丘に語りたまへり、昨夜一鬼有り小兒を擔ひ負ひ手に復た男女を牽き抱き圍遶して來り我が所に至りて頭面作禮し一面に立ちて言へり、云何んが是の法有らん、我が住する所止まる所依る所歸する所趣く所の房舎を一摩訶盧比丘有りて我が樹を斫り取りて大房舎を作れり、我が兒子幼小にして衆多なり、冬八の夜時寒風破竹し氷凍甚だ寒し、我れ當に何こに於て兒子を安隱せんと。

佛諸比丘に語りたまへり、是の事非法なり是ならず爾の應からず、居士天神皆嫌して呵責せり、云何んが比丘と名づけ自手に寺内の草、經行處の草、經行處兩頭の草を抜き自手に花を採るやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん今より

【三】 摩訶盧比丘 (mahāluha bhikkhu) 老比丘、無知比丘の意。

【四】 畢撥樹 (pipphala)、畢鉢羅樹とも書く、榕樹なり。

【五】 冬八夜時、巴利、僧祇等にも同じく冬の寒夜を云ふ時に「冬中八夜」と云ふ、巴利に sītaṇa hamanikaṇṇa rattiṇa nānārañhitaṇṇa (寒き冬の八の間の夜に於いて) 2144 (M. V. III. 13) 八の間とは満月満月の後の第八日以後次の満月の前第八日以前の間即ち二十四日より七日までの意なり (P. II. 9) 辭書冬四ヶ月中にも満月の前後八日を除ける夜が最も寒き故にかく云ふか故に「冬八夜時」は巴利より見れば「冬八中夜時」の意なり。又薩婆多論七によれば天竺にては冬の末月の八日と春の初

きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけは是の言を作すや、是の雜碎戒を用ふるを作さんや、半月説くの時諸比丘をして疑悔惱熱し憂愁して樂まず捨戒の心を生ぜしむと種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに閻那に問ひたまへり汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ己が所學を毀替するやと、種種の因縁を以つて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘説戒の時是の言を作さん、何んぞ是の雜碎戒を用ふるを作さんや、半月説く時諸比丘をして疑悔惱熱し憂愁して樂まず捨戒の心を生ぜしむと、是の戒を輕呵するを作せば波夜提なり。

二、「波夜提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障闕す。

三、是の中犯とは若し比丘四波羅夷を説く時是の言を作す、是の四波羅夷を用ふるを爲さんや、半月説く時諸比丘をして疑悔惱熱し憂愁して樂まず捨戒の心を生ぜしむと、波夜提なり。若し比丘三僧伽婆尸沙を説く時二不定法の時三十尼薩耆波夜提法の時九十波夜提の時四波羅提提舍尼の時衆多學法の時七止淨法の時及び律經に隨ひて説く時若し是の言を作さん、是の律經に隨ふを用ふるを爲さんや、半月説く時諸比丘をして疑悔惱熱し憂愁して樂します捨戒心を生ぜしむと、是の語を作すものは皆波夜提なり。律經に隨ふを除き餘經を説く時、是の經を説くを用ふるを作さんや、諸比丘をして疑悔惱熱し憂愁して樂まず捨戒心を生ずと、是の語を作せば突吉羅なり。所説の處に隨ひて一一の語に波夜提突吉羅を得。(十事竟る)

11 壞生種戒 (七四。)

一、(1)佛阿羅毗國に在しき、爾の時阿羅毗の諸比丘自手に寺中の草、經行處の草、經行兩頭處の草

【1】雜碎戒 (khuddamukha-dakani sikkhapadam) 小々戒とも譯し普通は三十捨墮以下を云ふ。

【2】半月毎に布薩に於いて戒を讀誦するを云ふ。

【3】輕呵戒 (sikkhapadvayananku) 戒を輕侮誹謗すること。

【10】 bhūtagama s. (有情村戒)。

【11】 經行兩頭處、經行即ち散步する道の兩端ことが、群し得ず。

ふると、種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに彌多羅浮摩比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不_なやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け先きに自ら與ふるを勧め後に是の言を作すや、諸比丘親厚する所に隨ひて僧物を廻らして與ふると。佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘先きに自ら與ふるを勧めて後に是の言を作す、諸比丘は親厚する所に隨ひて僧物を廻らして與ふると波夜提なり。

二、「先きに與ふるを勸む」とは先きに僧に欲を與へて後に是の言を作すなり、「親厚に隨ふ」とは_二上阿闍梨に隨ひ_一 同和上同阿闍梨に隨ひ善知識に隨ひ相愛念する所に隨ひ同事に隨ひ國土に隨ひ聚落に隨ひ家に隨ひ伴に隨ふなり、「僧物」とは若し布施物の衣鉢、戸鉤、時藥、夜分藥、七日藥、終身藥を得るなり、「波夜提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障闕するなり。

三、是の中犯とは若し比丘先きに勸めて欲を與へ竟り後是の言を作す、諸比丘は親厚する所に隨ひ僧物を廻らして與ふると、波夜提を得。若し是の言を作す、和上に隨ひ阿闍梨に隨ひ同和上同阿闍梨に隨ひ善知識に隨ひ愛念する所に隨ひ同事する所に隨ひ國土に隨ひ聚落に隨ひ家に隨ひ伴に隨ふと、皆波夜提なり。(九事竟る)

10 毘尼戒 (七四ト)

一、佛拘毘彌國に在しき、爾の時長老闍那悔過す可き罪を犯せり、時に諸比丘慈心憐愍し利益せんと欲するが故に教へて悔過せしめて言はく、闍那汝某可悔過の罪を犯せり汝應に發露し覆藏すること莫れと、闍那言はく、是の雜碎戒を用ふるを爲さんや(是れ)半月說戒の時諸比丘をして疑悔惱熱し憂愁して樂しまず捨戒の心を生ぜしむと、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す是の事を聞

【三】 與僧欲、僧に承諾(chandak)を與ふること。

【四】 帝親厚(yatthi santu-
tun) 特別の情實關係によること、即ち次に説く如く和尙阿闍梨たる爲とか、同宿する爲とかの如きなり。

【五】 同和上、同阿闍梨(na-jhayanatta, aacariyanatta) その法臘及び德行に於いて和上、阿闍梨に等しき長老なり。

【六】 僧物(sanghika lakha) 僧團の所得物なり。

【七】 vihotthara s. (疑恣戒)

四分、巴利七二戒。

けば波夜提若し事を説けば突吉羅なり、名を説き事を説くに隨ひて一一の語に波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の僧伽婆尸沙を犯すを見て疑を生じ是の罪を僧伽婆尸沙と爲し、波夜提と爲し、波羅提提舍尼と爲し、突吉羅と爲し、波羅夷と爲す、是の人僧伽婆尸沙中に於て定んで波羅夷想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて聞中不聞想にて聞中疑にて若し名を説けば波夜提若し事を説けば突吉羅なり、名を説き事を説くに隨ひて一一の語に波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯すを見是の人突吉羅中に於て疑を生じ、突吉羅と爲し、波羅夷と爲し、僧伽婆尸沙と爲し、波夜提と爲し、波羅提提舍尼と爲す、是の人突吉羅中に定んで波羅提提舍尼想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば突吉羅若し事を説けば突吉羅なり、名を説き事を説くに隨つて一一の語に突吉羅なり。(八事竟る。)

9 同羯磨後悔戒 (七四a)

一、佛王舍城に在しき、爾の時長老陀驪力士子多知多識にして能く飲食衣服臥具醫藥養生之具を供養するを致せり、時に陀驪比丘の衣服故壞せり、諸居士陀驪比丘に因つての故に多く衆僧に飲食衣服の現前僧の分つべき物を與へたり、時に彌多羅浮摩比丘是の念を作せり、是の陀驪比丘に因るが故に衆僧多く飲食衣服臥具湯藥を供養するを得たり、是の陀驪比丘の衣服故壞して今衆僧現前僧の分つべき物を得たり、當に衆の前に於いて羯磨を作して陀驪比丘に與ふべしと、是の念を作し已りて即ち衆僧中に羯磨を作して陀驪比丘に與へたり、是の彌多羅浮摩比丘先きに自ら與ふるを勧め已りて後に是の言を作せり、諸比丘は親厚する所に隨ひて僧物を廻らして與ふと、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け先きに自ら與ふるを勧め後に是の言を作すや、諸比丘は親厚する所に隨ひて僧物を廻して與

【二】 Dabba s. (ダツバ戒)
四分七四、巴利八一五分八〇
戒。この戒、第八、第九第二
十九僧殘參照。

羅想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば突吉羅若し事を説けば亦突吉羅なり。名を説き事を説くに随ひて一一の語に突吉羅なり。

又比丘餘比丘の波羅夷を犯すを見、波羅夷中に於て疑を生じ波羅夷と爲し僧伽婆尸沙と爲し、波羅夷と爲し、波夜提と爲し波羅夷と爲し波羅夷と爲し波羅提提舍尼と爲し、波羅夷と爲し突吉羅と爲す、見の人疑を斷じ波羅夷中に於て波羅夷想を生じ見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、若し名を説けば波夜提若し事を説けば突吉羅なり、名を説き事を説くに随ひて一一の語に波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の僧伽婆尸沙を犯すを見て疑を生じ是の罪を僧伽婆尸沙と爲し波夜提と爲し、僧伽婆尸沙と爲し波羅提提舍尼と爲し、僧伽婆尸沙と爲し、突吉羅と爲し、僧伽婆尸沙と爲し波羅夷と爲す、是の人疑を斷じ僧伽婆尸沙中に於て僧伽婆尸沙想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば波夜提若し事を説けば突吉羅なり、名を説き事を説くに随ひて一一の語に波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の波羅夷、波羅提提舍尼、突吉羅を犯すを見て突吉羅中に於て疑を生じ、突吉羅と爲し波羅夷と爲し、突吉羅と爲し僧伽婆尸沙と爲し、突吉羅と爲し波夜提と爲し、突吉羅と爲し波羅提提舍尼と爲す、是の人疑を斷じ突吉羅中に於て突吉羅想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、若し名を説けば突吉羅若し事を説けば突吉羅なり。名を説き事を説くに随ひて一一の語に突吉羅なり。

若し比丘餘比丘の波羅夷を犯すを見て疑を生じ是の罪を波羅夷と爲し、僧伽婆尸沙と爲し、波夜提と爲し、波羅提提舍尼と爲し突吉羅と爲す、是の人波羅夷中に於て定んで突吉羅想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説

羅提提舍尼と謂ひ、突吉羅と謂ふ、是の比丘波羅夷中に於て突吉羅想を生じ、見中見想にて、見
不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば波夜提若し
事を説けば突吉羅なり名を説き事を説くに隨ひて一一の語波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の僧伽
婆尸沙を犯すを見て僧伽婆尸沙と謂ひ、波夜提と謂ひ、波羅提提舍尼と謂ひ、突吉羅と謂ひ、波羅
夷と謂ふ、是の比丘僧伽婆尸沙中に於て波羅夷想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて。見中疑
にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば波夜提若し事を説けば突吉羅な
り、名を説き事を説くに隨ひて一一の語波夜提突吉羅なり、又比丘餘比丘の波夜提、波羅提提舍尼
突吉羅を犯すを見、突吉羅中に於て突吉羅と謂ひ、波羅夷と謂ひ、僧伽婆尸沙と謂ひ、波夜提と謂
ひ、波羅提提舍尼と謂ふ、是の比丘突吉羅中に於て波羅提提舍尼想を生じ、見中見想にて、見中不
見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば突吉羅若し事
を説けば突吉羅なり、名を説き事を説くに隨つて一一の語突吉羅なり。

若し比丘餘比丘の波羅夷を犯せるを見て疑を生じ波羅夷か波羅夷に非らざるかと爲す、是の比丘
後に便ち疑を斷じ波羅夷中に於て波羅夷想を生じ見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞
中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて、若し名を説けば波夜提若し事を説けば突吉羅なり、名
を説き事を説くに隨ひて一一の語波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の僧伽婆尸沙を犯すを見て疑を
生じ、僧伽婆尸沙か僧伽婆尸沙に非らざるかと爲す、是の比丘後ち便ち疑を斷じ僧伽婆尸沙中に於
て僧伽婆尸沙想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想
にて、聞中疑にて若し名を説けば波夜提若し事を説けば突吉羅名を説き事を説くに隨ひて一一の語
波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯すを見る、是の比丘突吉羅
中に疑を生じ、突吉羅か突吉羅に非らざるかと爲す、是の比丘後便ち疑を斷じ突吉羅中に於て突吉

市肆ししに隨ひて説け、若しは一若しは多なり、是の中應に是の如き處に説くべし、若し餘處に説けば突吉羅なり。

若し是の罪比丘、僧説罪羯磨を作し已りて若し更に勤めて僧を惱せば是の時一切僧應に是の人の罪を説くべし、是の如く應に作すべし、一心和合僧中に一比丘唱言せよ。

大徳僧聽きたまへ、是の某比丘、僧説罪羯磨を作し已りて更に勤めて僧を惱ます、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、一切僧隨意に、隨時隨處に某比丘の罪を説くことを。

是の如く白し、白四羯磨す、

僧隨意説罪羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然たるが故に、是の事是の如く持す。

と、是れを「僧羯磨を除く」と名く。

「波夜提」とは煮焼しやせうの覆障ふくしょうなり、若し悔過せざれば能く道を障闕しょうけつす。

三、(1)是の中犯とは若し比丘餘比丘の波羅夷を犯すを見て波羅夷想を生じ、見中に見想にて、見中に不見想にて、見中に疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば波夜提にして若し事を説けば突吉羅なり、名を説き事を説くに隨ひて一一の語に波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の僧伽婆尸沙を犯せるを見て僧伽婆尸沙想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば波夜提、若し事を説けば突吉羅なり。名を説き事を説くに隨ひて一一の語波夜提突吉羅なり。又比丘餘比丘の波夜提、波羅提舍尼、突吉羅を犯すを見突吉羅中に於て突吉羅想を生じ、見中見想にて、見中不見想にて、見中疑にて、聞中聞想にて、聞中不聞想にて、聞中疑にて若し名を説けば突吉羅若し事を説けば亦突吉羅なり、名を説き事を説くに隨ひて一一の語突吉羅なり。

又比丘餘比丘の波羅夷を犯すを見て波羅夷を爲すと謂ひ僧伽婆尸沙と謂ひ、波夜提と謂ひ、波

【一〇】見中見想、波羅夷を犯すのを見て、見たることを自覺せること、以上同じ。

若し比丘他の惡罪有るを知りて未受大戒の人に向ひて設けば僧の羯磨を除き波夜提なり。

二、「知る」とは若しは自ら知り若しは他より聞き若しは彼自ら説くなり、「惡罪」とは若しは波羅夷、僧伽婆尸沙一切の犯罪を皆名づけて惡と爲す、「未受大戒の人」とは比丘比丘尼を除き餘の一切人は是れなり、「僧羯磨を除く」とは僧羯磨は若し比丘白衣の舍に於て惡を作し若しは他をして作さしむれば是の人に 現前僧應に與に說罪羯磨を作すべきを名づく。

說罪羯磨の法は先づ應に能く罪を説く人を求むべし、是の如く作すべし、一心和合の僧中に一人唱言すべし、誰か能く某比丘の罪を説く、誰か能く居士の前に某比丘の罪を説くやと、是の中若し比丘有りて能くすと言はば是の比丘を僧應に籌量すべし、若し五法有れば僧說罪人と作さしむべからず、何等か 五法なる愛に隨ひて説き瞋に隨ひて説き怖に隨ひて説き癡に隨ひて説き説くと説かざるを知らざるなり、若し比丘五法を成就すれば僧應に罪を説く人に作さしむべし、何等か五なる、愛に隨はずして説き瞋に隨はずして説き怖に隨はずして説き癡に隨はずして説き説くと説かざるを知るなり、是の中一比丘僧中に唱へよ。

大德僧聽きたまへ某比丘能く說罪の人となり能く某居士の前に某比丘の罪を説く、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、某比丘の能く說罪の人となり能く某居士の前に某比丘の罪を説くを、是の如く白し白二羯磨す。

僧說罪羯磨を作し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

若し比丘說罪者と作らば應に彼の比丘の罪を説くべし、餘比丘説くべからず、若し餘比丘説けば突吉羅を得、若し比丘說罪人と作らば應に是の居士に向ひて説くべし、餘人に向ひて説くべからず若し餘人に向ひて説けば突吉羅なり。家に隨ひて説け、若しは一家若しは多家なり、行處に隨ひて説け、若しは一行處若しは多行處なり、聚落に隨ひて説け、若しは一聚落若しは多聚落なり、里巷

【六】 惡罪、巴利には *atti-hulla apatti* (重罪、重犯) として四波羅夷、十三僧殘とする、四分、僧祇等の諸律も然り。

【七】 除僧羯磨 (*ānāra bhikkhusammatiya*)、僧團の認可ある場合を除きの意たり。

【八】 現前僧 (*saṃmukhībhikkhusangha*)、現にその界内に居る比丘の僧團なり。

【九】 五法、註四の一〇参照。

に須陀洹すだわん向須陀洹むすだわんにして他人に向ひて説けば皆波夜提はななり、若比丘實じつに初禪しゆぜんを得人に向ひて説けば波夜提はななり、實じつに二禪にぜん三禪さんぜん四禪しぜん、慈悲喜捨じひぎせつ、空處くうぢよ、識處しぢよ、無所有處むしゆりやうぢよ、非有想非無想處ひしゆしやうひむしゆしやうぢよ、不淨觀ふじやうくわん、阿あ那般那念あなはんなんねんを得他人に向ひて説けば波夜提はななり、乃至我れ好く持戒ぢけいし他人に向ひて説けば突吉羅とくじらなり、若し比丘實じつに諸天しよてんの我が所に來至らいしし龍りゆう、夜叉やしゃ、浮荼鬼うたがき、毘舍遮鬼ひせしやがき、羅刹鬼らせつがきの我が所に來至らいしするを見他人に向ひて説けば波夜提はななり、乃至實じつに土鬼どがきの我が所に來至らいしするを見て他人に向ひて説けば突吉羅とくじらなり。(七事竟る)。

五 向非其人説虛罪罪 (七三六)

一、佛王舍城ぶつわんせぢやうに在しき、爾の時六群りくぐん比丘鬪諍とうしやうを喜び相言相罵あひあひあてあはれせり、時に六群の比丘餘比丘と共に鬪諍とうしやうし相言相罵あひあひあてあはれし已りて未受大戒みじゆだいけいの人に向ひて其の惡罪あくざいを説けり、某比丘は波羅夷はらい、僧伽婆尸沙そうかばししゃ、波夜提はな、波羅提提舍尼はらいだいだいせに、突吉羅とくじらを犯せりと、是の中に比丘未だ破れざるものは便ち破れ、已でに破るものは和合せず、未だ出でざる事便ち出で、已でに出づる事は滅すべからず。是の中比丘あり少欲しやうよく知足じくじゆにして頭陀だうたを行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、種種しゆしゆの因緣いんねんもて六群比丘を呵責あせつして言へり云何んが比丘と名づけ鬪諍とうしやうを喜び相言相罵あひあひあてあはれし他比丘と共に鬪たうし已りて未受大戒みじゆだいけいの人に向ひて其の惡罪あくざいを説き出すや、某比丘は波羅夷はらい、僧伽婆尸沙そうかばししゃ、波夜提はな、波羅提提舍尼はらいだいだいせに、突吉羅とくじらを犯せりと、種種しゆしゆの因緣いんねんもて呵あし已り佛に向ひて廣説くわうせつせり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實にんじつに是の事を作すや不ふやと、答へて言さく實じつに作せり世尊せそんと、佛種種ぶつしゆしゆの因緣いんねんを以つて呵責あせつしたまへり、云何んが比丘と名づけ鬪諍とうしやうを喜び相言相罵あひあひあてあはれし他と共に諍しやうし已りて未受大戒みじゆだいけいの人に向ひて其の惡罪あくざいを出すや、某比丘は波羅夷はらい、僧伽婆尸沙そうかばししゃ、波夜提はな、波羅提提舍尼はらいだいだいせに、突吉羅とくじらを犯せりと種種しゆしゆの因緣いんねんもて呵あし已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與あひまに結戒けつけいせん、今より是の戒應けいおうに是の如く説くべし。

【三】 浮荼鬼 (Uttara)、奥餓鬼と譯す、餓鬼中福の最勝なるものと云ふ。

【四】 毘舍遮鬼 (Pisāca)、持國天所領の鬼。

【五】 dutihārocca n. (説瓶罪戒)、四分、有部、西藏、七戒、巴利、五分、九戒。

迎へ一心に問訊し與に衣鉢を擔ひ房舎を開きて臥具處を示し是の如き言を作せり、此れは是れ汝等の房舎、床榻、臥具なり次第に隨ひて住せよと、問訊して言はく汝等道路疲れず氣力輕健にして乞食難からずやと、答へて言はく我等氣力輕健、乞食難からず、但だ道路に疲極せりと、維耶離に住せる比丘言はく汝等實に道路に疲極し乞食難からず、何を以つての故に、汝等肥盛にして顔色和悦せりと、時に維耶離比丘漸漸に急問せり、諸長老今世飢儉にして乞食得難く諸人の妻子自ら飲食を乏しくす、況んや乞人に與へんをや、汝等何んの因縁の故に安居の時氣力肥盛顔色和悦し乞食難からずやと、時に婆求摩の比丘即ち向ひて如上の因縁を廣説せり、諸比丘問ふて曰はく、汝等の讚歎すべき所實に是の功德ありや不やと、答へて言はく實にありと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け但だ飲食の爲の故に實に過人法ありて未受具戒の人に向ひて説くやと、種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに婆求摩河比丘に問ひたまへり、汝等實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け飲食の故を以つて實に過人法ありて未受具戒人に向ひて説くやと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘實に過人法あり、未受大戒人に向ひて説けば波夜提なり。

二、「未受大戒人」とは比丘比丘尼を除き餘の一切の人は是れなり、「實に有り」とは是の聖法を得る故なり、「波夜提」とは煮焼の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障闕す。

三、是の中犯とは若し比丘實に是れ阿羅漢にして他人に向ひて説けば波夜提なり、實に向阿羅漢にして他人に向ひて説けば波夜提なり、實に阿那含、向阿那含たり、實に斯陀含、向斯陀含たり、實

【二】未受大戒人、未受具戒人と同じ。

某は阿那舍にして某は向阿那舍なり、某は斯陀舍にして某は向斯陀舍なり、某は須陀洹にして某は向須陀洹なり、某は初禪二禪三禪四禪を得、某は無量慈悲喜捨を得、某は空處、識處、無所有處、非想非非想處を得、某は不淨觀を得某は阿那般那念を得と、諸居士聞き已りて信忍心を得是の念を作せり、我等實に善利を得、大福田の衆僧有り我が聚落に依りて安居す、某は是れ阿羅漢にして某は向阿羅漢なり、乃至某は阿那般那念(を得)と、乃至豐樂時に僧に小食、中食、恒鉢那を與ふるが如く飢儉時にも亦是の如く作せり、諸婆求摩河安居の比丘是の飲食を噉ひ大いに色力を得肥盛潤澤せり。

佛在世時の法として歳に二時の大會あり、春の末月、夏の末月なり、春の末月とは諸方の國土處處の諸比丘是の念を作す、佛所説の法にて我等夏安居の時修習して安樂住を得と、是れ初めの大會なり、夏の末月とは諸比丘夏三月安居竟りて衣鉢を持して佛所に詣り是の念を作す、我等久しく佛に見えず、久しく世尊に見えずと、是れ第二の大會なり、爾の時憍薩羅安居の比丘夏三月を過ごして衣鉢を持し遊行して維耶離に到れり、諸佛の常法として佛と共に安居する比丘有りて客比丘の來る有れば當に共に往いて迎へ一心に問訊し房舍を開きて臥具處を示し是の如き言を作す、此れは是れ汝等の房舍、床榻、しゃたか 踞床、きまじやう 獨坐床、さくごじやう 被褥、ひじやく 枕席なり、次第に隨ひて住せよと、爾の時維耶離比丘遙かに憍薩羅比丘の來るを見便ち共に出で迎へ一心に問訊し與に衣鉢を擔ひ房舍を開いて臥具處を示し是の如き言を作せり、此れは是れ汝等の房舍、臥具、床榻なり、次第に隨つて住せよと、問訊して言はく、汝等道路疲れず氣力輕健にして乞食難からずやと、答へて言はく、我等道路疲れず氣力輕健なり、但だ乞食得難しと、維耶離比丘言はく汝等實に道路疲れず氣力輕健なるも乞食得難く汝等羸瘦し顔色憔悴すと。爾の時婆求摩河邊安居の比丘三月竟りて衣鉢を持し遊行して維耶離に到れり、佛と共に安居せる比丘遙かに婆求摩比丘の來るを見て皆共に出で

卷の第十 (二誦之四)

九十波逸提法を明すの二

7 實得道向未具者說戒 (七二b)

一、佛維耶離國に在し夏安居の時大比丘僧と俱なりき、時に世飢儉にして乞食得難し、諸人の妻子自ら飲食を乏しくす、況んや乞人に與へんをや、佛是の因縁を以つての故に比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、汝等知るや不_なや、此の間飢儉にして乞食得難し、諸人の妻子自ら飲食を乏しくす、況んや乞人に與へんをや、汝等比丘知識する所に隨ひ諸親里に隨ひ所信人に隨ひ彼れに往いて安居し飲食の因縁を以つての故に諸苦惱を受くること莫れと、諸比丘教を受け已り頭面禮足し知識するに隨ひて去れり、憍薩羅國に往いて安居する有り、比丘有り婆求摩河邊に往いて一聚落に依止して安居せり、是の聚落中富貴の家あり、多饒財寶にして穀米豐盈し諸產業田地人民奴婢多く作使して種種成就せり、爾の時婆求摩比丘是の念を作せり、今世飢儉にして乞食得難く諸人の妻子自ら飲食を乏しくす、況んや乞人に與へんをや、是の聚落中富貴の家あり、多饒財寶にして穀米豐盈し諸產業田地人民奴婢多く作使して種種成就せり、我等何んぞ往いて其の舍に到り共に相歎言せざる、聚落主知るや不_なや、汝等大善利を得、大福田の衆僧汝の聚落に依りて安居す、此の衆中某は是れ阿羅漢にして某は向阿羅漢なり、某は阿那含にして某は向阿那含なり、某は斯陀含にして某は向斯陀含なり、某は須陀洹にして某は向須陀洹なり、某は初禪二禪三禪四禪を得、某は無量慈悲喜捨を得、某は空處、識處、無所有處、非有想非無想處を得、某は不淨觀を得、某は阿那般那念を得と、諸比丘是の念を作し已りて即ち聚落に入り、富貴の舍に至り共相に歎言せり、居士知るや不_なや、汝等大善利を得、大福田の衆僧あり汝の聚落に依りて安居す、某は是れ阿羅漢にして某は向阿羅漢なり、

【1】 bhūtinānaṃ (實說戒) 四分、巴利、五分、有部、西藏、第八戒。この戒第四波羅夷參照すべし。

足味し不足味し、足字し不足字す、是の因縁を以つての故に大高聲多人衆の聲ありと、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに阿羅毘比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛「是の」種種の因縁を以つて阿羅毘比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け句法を以つて未受具戒人に教ゆるやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の頭^{たま}に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘四六、六、六句法を以つて未受具戒人に教ゆれば波夜提^{はやたい}なり。

二、「未受具戒人」とは比丘比丘尼を除いて餘の一切の人は是れなり、「句法」とは七足句不足句、足字不足字、足味不足味なり、足句とは具足して句を説き、不足句とは具足せずして句を説くなり、足味とは具足して味を説き、不足味とは具足せずして味を説くなり、若し足句なれば即ち是れ足味足字にして不足句不足味不足字に非ず、若し不足句なれば即ち是れ不足味不足字にして足句足味足字に非ず、「法」とは佛所説、弟子所説、天所説、仙人所説、化人所説にして布施、持戒、生天、泥洹^{ぬいぜん}を顯示するなり、「波夜提」とは煮燒の覆障を名く、若し悔過せざれば能く道を障闕^{しやうけつ}す。

三、是の中犯とは若し比丘比丘尼句法を以つて未受具戒人に教へ若し偈もて説けば偈偈波夜提なり、若し經もて説けば事事波夜提なり、若し別句を説けば句句波夜提なり、足味足字も亦是の如し。若し比丘不足句法を以つて未受具戒人を教へ若し偈もて説けば偈偈波夜提なり、若し別句もて説けば句句波夜提なり、若し經もて説けば事事波夜提なり、不足味不足字も亦是の如し。

不犯とは四六説き竟りて説くなり、不犯とは四六、六、六懺^{しやうざん}提舍事の問答並に誦に、彼の中自ら已でに懺提舍者にして經を授け餘の誦者誦し竟るなり。(六事寛る)

(akkhara)はその句の文字即ち綴りなり、味(Draṅgīna)は意義なり。この三によつて同誦せしむれば波夜提なり、例へば諸惡莫作と説き、未受具人が同時にこれを説き(隨句)、惡と説き同時にこれを誦し(隨字)、「色は無常なり」と云ひて同時に「受も無常なり」と誦せしむ(隨味)が如きなり、而してこの戒に「句法を以つて教ゆ」と云ふのは他律及び多病等によるに同時に誦せしむることにして、その同時とは節の聲の終らざる中に唱へしむることである、即ち一時に諸惡莫作と云ふ(同句)ことが罪なると共に師の聲の終らざる中にこれにつけて云ふのも(前句)犯であり、多病には足句とは同句なりと云ふ、足句をかく解すれば本律に云ふ不足句は有部律の前句の意となる、いづれにしても本戒は聲の同時なるが犯なる故に聲をして前後はなして誦するの是不犯である。

【四六】説竟説、師が誦し竟り聲が全く前註參照のこと、前註參照。

【四九】懺提舍(優婆提舍) (Dāna)のことか、十二分經の一にして問答して理を論じ行く論義經なり、この所の文意明かならず。

て説けば、偈偈波夜提なり、若し經もて説けば、事事波夜提なり、若し別句もて説けば、句句波夜提なり。若し比丘即ち先きに坐處に坐し、解語の男子無く更に異女人有りて來り復た爲に說法すること五六語を過ぐ、先きの女人亦中に在りて坐し二俱に法を聞かんに、若し偈もて説けば、偈偈波夜提、若し經もて説けば、事事波夜提、若し別句もて説けば、句句波夜提なり。若し比丘女人の爲に說法し解語の男子無く五六語を過ぎ已りて坐より起ちて去るに更に女人あり道中に逆へ來り復た爲に說法し解語の男子無く五六語を過ぐ、先きの女人復た後より來り二俱に法を聞かんに若し偈もて説けば、偈偈波夜提、若し經もて説けば、事事波夜提、若し別句もて説けば、句句波夜提なり。若し比丘解語の男子無く女人の爲に說法し五六語を過ぎ已りて次に餘家に入り更に餘女人の爲に說法し五六語を過ぎ解語の男子無く、先きの女人亦來りて壁邊に在りて立ち若しは障邊に在り若しは籬邊に在り若しは壑邊に在り亦復た法を聞かんに若し偈もて説けば、偈偈波夜提、若し經もて説けば、事事波夜提、若し別句もて説けば、句句波夜提なり。

不犯とは若し比丘唄し若しは達嘯し若しは所施の功德を説き若しは受戒を與へ、若しは女人問ひて答ふるは不犯なり。(五事竟る。)

第六 與未具人同誦戒 (七一・七二)

一、佛阿羅毘國に在しき、爾の時阿羅毘國の比丘寺内に於いて句法を以つて未受具戒人を教へ或は足句し不足句し、足味し不足味し、足字し不足字せり、是の因縁を以つての故に寺内大音聲高聲を出し多人衆の聲算を學ぶ人の聲に依、婆羅門の圍陀經を讀む時に似たり、捕魚師の魚を失へる時の聲の如く是の寺内句法を以つて未受具戒人「者」に教ゆる聲亦是の如し、佛是の大高音聲を聞き知つて故らに阿難に問ひたまへり、是の寺内何を以つての故に是の多人衆の聲有りやと、阿難答へて言さく、世尊是の阿羅毘國の比丘寺内に於いて句法を以つて未受具戒人に教へ或は足句し不足句し、

【四〇】達嘯 (darsana)、控親とも云ひ財施の義、轉じて食後の說法即ち法施の義となる、今はこの意なり。

【四一】Padosa bhanna 等 (隨句法戒) 巴利、四戒。

【四二】未受具戒人 (anuppaṭṭha-mānna)、未だ比丘の具足戒を受けざる人、即ち七衆の中比丘、比丘尼以外の者なり。

【四三】句法、「以句法教」とは巴利に、padosa bhannam vācanti (句を逐ひて法を同誦せしむ)と云ひ、文文句句を順次同誦せしめて法を説くことなり。例へば「色は無常なり」と説きこれを同誦せしむるが如きなり。

【四四】句、字、味、句 (vācanti) は偈中の一句一句を云ひ、字

り、是の如く比丘の説く所は必ず當に我が母と通するべしと、又女の事を以つて母に向ひて説けり、汝の女の隠處是の如き是の如き相ありと、母是の念を作せり、是の如く比丘の説く所は必ず當に我が女と通するべしと、又子の婦の事を以つて姑に向ひて説けり、汝の子婦の隠處是の如き是の如き相ありと、如是の念を作せり、是の如く比丘の説く所は必ず當に我が子婦を通するべしと、又姑の事を以つて子婦に向ひて説けり、汝の姑の隠處是の如き是の如き相ありと、子婦是の念を作せり、是の如く比丘の説く所は必ず當に我が姑と通すべしと。迦留陀夷是の語を作す時他身の爲に自身に疑を作り是の諸婦女展轉して相疑へり。

是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け女人の前にて兩可羞事を説くやと、種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣く説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け女人の前にて兩可羞事を説くやと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘女人の與に説法すること五六語を過ぐれば波夜提なり、有知の男子(ある)を除く。

二、「女人」とは女人の能く姪欲を受くるものなり、「五六語を過ぐ」とは五語とは「色陰は無常なり、受想行識陰も無常なり」を名づけ、六語とは「眼は無常なり、耳鼻舌身意も無常なり」を名く、「法」とは佛の所説、弟子の所説、天人の所説、仙人の所説、化人の所説にして布施・持戒・生天・涅槃を顯示するなり。「有知の男子」とは知とは能く言語の好醜を分別するを名く、「波夜提とは燒煮の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙するなり」。

三、是の中犯とは若し比丘四二解語の男子無く女人の爲に説法すること五六語を過ぐれば、若し偈も

【三〇】 過五六語 (Catharian-pasovavāṇa)。

【三一】 五語、色受想行識の五蘊の無常を説くなり、有部律には五句法と云ふ。

【三二】 六語、眼耳鼻舌身意の六根の無常を説くたり、有部律に六句法と云ふ。

【三三】 佛所説等、智度論等に云ふ五種人説法にして巴利律には Bhaddhuhā-sita, āyaka-bh-sita, jātibh-sita, devadha-sita の四を説き化人所説を説かぬ、化人所説とは上の四種のものか本身をかくし化現して説法せるものである。

【三四】 有智男子 (vināya-purī-avivagāhu) 姪狼の語なるや否やを解する男子なり。

【三五】 解語男子、有知男子と同じ、前項を見よ。

更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。犯罪諍中に常所行諍想、相言諍想、無事諍想にて、如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して言はん、諸長老、是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。舊比丘常所行諍中に常所行諍想にて、如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して言はん、諸長老、是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。常所行諍中に相言諍想、無事諍想、犯罪諍想にて、如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して言はん、諸長老是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。客比丘・受欲比丘・作羯磨比丘・貝羯磨比丘も亦是の如し。

(2) 若し比丘如法滅諍中に如法滅諍想にして還た更に發起すれば波夜提なり、如法滅諍中に不如法滅想にて還た更に發起すれば波夜提なり、如法滅諍中疑を生じ還た更に發起すれば波夜提なり、不如法滅諍中に如法滅想にて還た更に發起すれば突吉羅なり、不如法滅諍中疑を生じて還た更に發起すれば突吉羅なり、不如法滅諍中不如法滅想にて還た更に發起するは不犯なり(四事竟る)

5 異女人說法過限戒 (七〇b)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時迦留陀夷中前に衣を著し鉢を持して舍衛城に入りて乞食せり、食し已りて還りて自房に至り衣鉢を收め戸鉤を持して門間に在りて立ち是の念を作せり、若し女人有り此れに來りて看んとする者には我れ當に諸房を示すべしと、爾の時多く女人有りて來りて寺に入り看んとせり、迦留陀夷遙かに女人の來るを見是の言を作せり、諸姉妹來れ、我れ當に諸房舍處を示すべしと、是の因縁を以つての故に諸女人集まれるに、兩の羞ず可き事を説けり、「他の」母の事を以つて女に向ひて説いて言はく、汝の母の隱處是の如き是の如き相ありと、爾の時女是の念を作せ

【三〇】 dhammudāyana 戒 (説法戒) 四分九、巴利七、五分五戒。

の如く説くべし。

若し比丘、僧、如法に諍を斷じ竟れるを還た更に發起すれば波夜提なり。

二、如法に斷ず」とは法の如く比尼びにの如く佛の教説の如きなり「諍」とは四種あり、相言諍、無事諍、犯罪諍、常所行諍なり、「還た更に發起す」とは是の如き言を作すなり、諸長老、是の事は非作惡作なり應に更に作すべし、非斷惡斷なり更に斷すべし、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、是の人に五種あり、一には舊人、二には客人、三には受欲人、四には説羯磨人、五には見羯磨人なり、「波夜提」とは煮燒の覆障ふくさうを名く、若し悔過せざれば能く道を障隲す。

三、(1)是の中犯とは若し舊比丘相言諍中に於いて相言諍にて、如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して、是の如き言を作さん、諸長老、是の事は非佛惡作なり更に作せり、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。相言諍中に無根諍想、犯罪諍想、常所行諍想にて、如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して言はん、諸長老、是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。若し舊比丘無事諍中に、無事諍想にて、如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して言はん、諸長老、是の事は非作惡作なり應に更に作すべし、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。無事諍中に犯罪諍想、常所行諍想、相言諍想にて、如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して言はん、諸長老、是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。舊比丘犯罪諍中に犯罪諍想にて如法に滅し已れるに如法滅想にて還た更に發起して言はん、諸長老、是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、波夜提なり。

【一〇】如法斷(yathādhammam nīhatahīkarana)。

【一一】諍(cahi-sarano)、四種諍事については註四の三一參照。

【一二】還更發起(unakama-ya nikkaḍḍhi)、更に裁次に附せんと願ぎ立てること。

【一三】舊人、舊比丘(avasiṅha bhikkhu)に同じ。その界(教區)内の住僧を舊比丘と云ひこれに對して客來の比丘を客比丘(āgantuka bhikkhu)と云ふ。

【一四】客比丘、前項を見よ。

【一五】受欲人、僧團のなす行事會議(羯磨)に差支の爲出席し得ざるものは他比丘を代理としその會議の決議に異議なきことを申し出でねばならぬ、この事を與欲(ānanda-dāna)と云ふ、受欲人とはこの欲(承諾)を受けたる人なり。

波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり、是れを名づけて罵となす。

若し比丘是の八種を以つて餘比丘に語らんに、別離心の故に、波夜提突吉羅なり。是の八種に異り若し餘事を以つて比丘を別離すれば突吉羅、比丘を除き若し八種を以つて餘人を別離すれば突吉羅なり。(三事竟る)

二八
發譚戒 (六九。)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘は鬪諍を喜び相言相罵せり、是の六群比丘餘比丘と共に鬪諍し相言相罵し僧如法に諍を斷じ竟れり、六群比丘如法に斷じ已れるを知りて還た更に發起して是の言を作せり、諸長老是の事は二九非作惡作なり應に更に作すべし、非斷惡斷なり更に斷すべし、非停惡停なり更に停すべし、非滅惡滅なり更に滅すべしと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず種種の因縁もて六群比丘を呵責して言へり、云何んが比丘と名け僧如法に諍を斷じ竟れるを還た更に發起して是の言を作すや、諸長老、是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、是の中にまだ破せざる比丘有れば便ち破し、已に破せるは和合すべからず、未だ諍せざるは便ち諍し、已に諍するは滅すべからずと、種種呵し已りて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け僧如法に諍を斷じ竟るを還た更に發起して是の言を作すや、諸長老是の事は非作惡作なり更に作せ、非斷惡斷なり更に斷ぜよ、非停惡停なり更に停せよ、非滅惡滅なり更に滅せよと、是の中に未だ破せざる比丘は便ち破れ已に破れるは和合すべからず、未だ諍せざるは便ち諍し已に諍するは滅すべからずと、佛種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是

【二八】 Pikkhona 等 (諍戒) 四分六六、巴利六三、五分五戒。

【二九】 非作惡作應更作 (Akat-sip kammam dukketaṃ ka-mmam, I ma kabbhaṃ ka-mmam) この羯磨(處分、裁決)は未だ成立せず、如法になされず、故に更に裁決すべしの意、以下も同じ。

れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰く某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり、是れを名づけて犯と爲す。病とは、若し比丘往いて餘比丘に語りて言はく、彼れ説けり汝は悪病人なり出家受戒を用ふるを爲さんやと、汝は癩病・癰病・乾病・瘡病・鬼病なりと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく某某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ唯れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり、是れを名づけて病となす。相とは、若し比丘往いて餘比丘に語りて言はく、彼説けり汝は悪相人なり出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は搵手・兀手・癩瘡・左作・曾似鳥翅なりと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく某某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり、是れを名づけて相となす。煩惱とは、若し比丘往いて餘比丘に語りて言はく、彼説けり汝は軍煩惱人なり出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は多欲・多瞋・多癡・喜・憂・惱なりと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく某某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり、是れを名づけて煩惱となす。罵とは、若し比丘往いて餘比丘に語りて曰はく彼説けり、汝は喜罵の人なり出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は二種の罵を以つて他を罵る、白衣罵、出家罵なりと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく某某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば

解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて竹師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は竹師の種なり應に竹蓋を破りて符を作り箭・扇・蓋・箱・箆を作る〔を學ぶ〕べしと、是の如き種々の竹師の事を應に作す〔を學ぶ〕べしと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰く某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて剃毛師子の比丘に語りて言はく、彼れ説けり汝は剃毛師の種なり應に頂上の周に羅髮を留むるを知〔るを學び〕り、髮を剃り、鬚を剃り、腋下の毛を剃り、爪甲を剪り鼻毛を鑷く〔を學ぶ〕べし、是の如き種々の剃毛師の技術を汝應に作すべし出家受戒を用ふるを爲さんと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて旃陀羅子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は旃陀羅の種なり應に人の手・足・鼻・耳・頭を斷ち持して木上に著き死人を擔ひて出で、燒くを作すべし、是の如き種々の旃陀羅の事を汝應に作すべし、出家受戒を用ふるを爲さんと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰く某作、某作は是れ誰れ答へて曰く某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更らに説けば波夜提突吉羅なり。是れを名づけて作となす。

犯とは、若し比丘往いて餘比丘に語りて言はく、彼説けり汝は犯罪人なり出家受戒を用ふるを爲さんと、汝は僧伽婆尸沙を犯し、汝は波夜提を犯し、汝は波羅提提舍尼を犯し汝は突吉羅を犯すと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰

【七】波羅提提舍尼、註四の九五參照。

比丘に語りて曰く、彼説けり汝は鍛師の種なり應に釧・鉞・鎖・鼎・鍬・鐸・鉞・斧・稍・大刀・小刀・鉢・拘鉢多羅・半拍鉢多羅・大鍵磁・小鍵磁・剃刀・針・鈎・鉢・鉢・鉢・鎖・鑰を作るべし、是の如き種々の鍛師の事を汝應に作すべし。出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰く某姓、某姓は誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて木師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は木師の種なり應に機・闕・木人・車・輿・榑・犂を作るべし、是の如き種々の木師の事を汝應に作すべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰く某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて陶師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は陶師の種なり應に土を取り泥を調し輪を轉じて盆・瓮・瓶・甕・釜・鉢・拘鉢多羅・半拘鉢多羅・大鍵磁・小鍵磁を作すべし、是の如き種々の陶師の事を汝に應に作すべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰く某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて皮師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は皮師の種なり應に皮を取りて浸治し、割截し、連縫して鞞・富羅・革屣・鞞・勒・鞞・鞞を作るべし、是の如き種々の事を汝應に作すべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰れぞや答へて曰く名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰く某姓なり、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰く某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、

と、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓なり、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。是れを名づけて伎となす。

作とは、若し比丘往いて刹利子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は刹利の種なり應に象・馬・車・輿に乗り刀・楯・弓・箭を提り、鈎・網羅を擲ち、陣に入り陣を出づるべし、是の如き種々の刹利種の事を汝應に作すべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に説けば亦突吉羅なり。又比丘往いて婆羅門子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は婆羅門の種なり應に圍陀經を讀み亦他を教へて讀ましめ自ら天祠を作し亦他を教へて作さしめ飲食・蛇呪・疾行呪・劬羅呪・乾陀羅呪を讀むべし、是の如き種々の婆羅門の事を汝應に作すべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰く某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰く某作、某作は是れ誰れ答へて曰く某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に説けば亦突吉羅なり。若し比丘往いて估客子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は估客の種なり、應に金肆・銀肆・客作肆・銅肆・珠肆に坐すべし、是の如き種々の估客の事を汝應に作すべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰く名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に説けば亦突吉羅なり。又比丘往いて鍛師子の

れば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に解けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて皮師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は皮師の種なり、應に皮相を知り皮の堅軟なるを没して割截、裁縫して鞞・富羅・革屣を作るを學ぶ龜皮を治し、皮を摩拭し、鞞勒鞞靴を作るを學ぶべし、是の如き種々の皮師の伎術を汝應に學ぶべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰ぞや答へて曰く名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰く某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰く某作、某作は是れ誰れ答へて曰く某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて竹師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は竹師の種なり應に竹葦の相を知り、竹の堅軟なるを浸すを學び、破るを學び、屈して扇・蓋・箱・箆を作るを學ぶべし、是の如き種々の竹師の伎術を汝應に學ぶべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰ぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて剃毛師子の比丘に語りて言はく彼れ説けり汝は剃毛師の種なり應に頂上の周に羅髮を留むるを〔知るを〕學び髮を剃り、鬚を剃り、腋下の毛を剃り、爪甲を剪り、鼻毛を鑷くを學ぶべし、是の如き種々の剃毛師の伎術を汝應に學ぶべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて旃陀羅子の比丘に語りて言はく、彼れ説けり汝は旃陀羅の種なり、應に人の手・足・耳・鼻・頭を斷ち持して木上に著き死人を擔ひて城を出でて燒くを學ぶべし、是の如き種々の旃陀羅の伎術を汝應に學ぶべし出家受戒を用ふるを爲さんや

銀の相絲縮繪綵を知るを學ぶべし、應に金肆・銀肆・客作肆・銅肆・珠肆に坐すべし、是の如き種々の估客の伎術を汝應に學ぶべし、出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に說けば亦突吉羅なり。又比丘往いて鍛師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は鍛師子の種なり應に劍・鉞・鎖・鼎・鑊・鏃・鉞・鏡・斧・稍・大刀・小刀・鉢・鈎・鉢多羅・鈎・鉢多羅・大びんじ隨鐵・小隨鐵・剃刀・針鈎・鎖・鑰を作るを學ぶべし、是の如き種々の鍛師の伎術を汝應に學ぶべし、出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に說けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて陶師子の比丘に語りて言はく彼説けり汝は陶師の種なり、應に土相を知り土を取りて泥を調するを學び輪を轉じて盆・瓶・釜・蓋・鉢・拘鉢多羅、半拘鉢多羅、大隨鐵、小隨鐵を作るを學ぶべし、是の如き種々の陶師の伎術を應に學ぶべし出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解す

汝は剃毛師の種なり、出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて旃陀羅子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は旃陀羅の種なり、出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。是れを名づけて種と爲す

伎とは若し比丘往いて刹利子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は刹利の種なり應に象馬車輿に乗り刀楯弓箭を捉り鉤を擲ち網羅を擲ち陣に入り陣を出づるを學ぶべし、是の如き種々の刹利の伎術を汝應に學ぶべし、出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰く某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰く某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に説けば亦突吉羅なり。又比丘往いて婆羅門子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は婆羅門の種なり、應に園陀經を學び亦他を教へて學ばしめ自ら天祠を作し亦他を教へて作さしめ飲食呪蛇呪疾行呪劬羅呪乾陀羅呪を讀むべし、是の如き種々の婆羅門の伎術を汝應に學ぶべし、出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰く某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰く某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に説けば亦突吉羅なり。又比丘往いて估客子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は估客の種なり應に算・書・數・印相を學び金

客子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は佉客の種なり出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に説けば亦突吉羅なり。又比丘往いて鍛師子の比丘に語りて言はく彼説けり、汝は是れ鍛師の種なり出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に餘を説けば波夜提、突吉羅を得。又比丘往いて陶師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は陶師の種なり出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼れ解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて皮師子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝皮師の種なり出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼れは是れ誰れぞや答へて曰はく名某なり、某名は是れ誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば波夜提、解せざれば突吉羅、解し已りて更に説けば波夜提突吉羅なり。又比丘往いて剃毛髮師子の比丘に語りて言はく、彼説けり

なるべし 今此の弊小虫 生來性自惡にして 一頭にして兩舌なり 是を殺せば則ち和合せんと、爾の時虎師子と事實を驗し已りて共に野干を捉へ破りて二分と作せり。

佛言はく畜生すらなほ兩舌の因縁を以つての故に不安樂を得、何に況はんや人に於てをやと、佛是の因縁を以つて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘兩舌すれば波夜提なり。

二、「波夜提」とは燒煮の覆障を名づく、若し悔過せざれば能く道を障礙す。

三、是の中犯とは八種あり、謂はく種・伎・作・犯・病・相・煩惱・罵なり、是の八事中皆五事を用ふ、

是の如きの名、是の如きの姓、是の如きの種、是の如きの作、是の如きの相なり、是の如き名とは某甲某甲の比丘の名なり、姓とは婆蹉姓・俱磋姓・俱提羅姓・婆羅墮姓・阿支羅姓是れを姓と名づく、

種とは刹利種・婆羅門種・毘舍種・首陀羅種なり、作とは賣金肆・賣銀肆・客作肆・珠肆を作すなり、相とは捲手・兀手・癩癬・作左・臂以鳥翅、是れを相と名づく。

種とは若し比丘往いて刹利子の比丘に語りて言はく彼説けり汝は刹利の種なり出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰ぞや答へて曰はく某某なり、某名は是誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是れ誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是れ誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅なり、解し已りて更に説けば亦突吉羅なり。若し

比丘往いて婆羅門子の比丘に語りて言はく、彼説けり汝は婆羅門の種なり出家受戒を用ふるを爲さんやと、彼は是れ誰ぞや答へて曰はく某某なり、某名は是誰れ答へて曰はく某姓、某姓は是誰れ答へて曰はく某種、某種は是れ誰れ答へて曰はく某作、某作は是誰れ答へて曰はく某相なりと、若し彼解すれば突吉羅、解せざるも亦突吉羅、解し已りて更に説くも亦突吉羅なり。若し比丘往いて估

【三】種等、已下前戒の姓(10)参照。

【四】姓(Gotta、梵gotra)、四姓(種)の外に更に分れる家系の名にして例へば婆羅門にはシャーンデルヤ、カシュヤバ等四十九の姓ありとせられる、下の婆蹉姓等はその姓の名をあげたものであるが巴利律にはこの處に卑姓(hina gotta)と貴姓(ukkhatta)の二ありとし、卑姓等 Kosiyyogotta Bhāradvāja 等にして輕卑なる姓、貴姓とは Gotama 等 Moggallāna 等 Kaccāyana 等 Vāṣiṭṭha 等にして尊貴なる姓とする。

【五】種(Jāti)所謂四姓なり、刹利門種(Khattiya)は武士階級、婆羅門種(Brahmanā)は僧侶階級、毘舍種(Vessā)は農工商階級、首陀羅種(Sudda)は奴隸階級なり。

【六】作、職業なり。

と、好毛師子言はく云何んが知るを得んと、兩舌の野干答へて言はく好牙子明日汝を見る時閉目して汝の毛を舐むれば當に惡相を知るべしと、是の言を作し已り往いて虎に語りて言はく、汝知るや不や好毛師子汝に惡心あり是の言を作せり好牙の食噉する所あるは皆これ我が力なりと、是の偈を説いて言はく

好牙色あり 勦疾人の畏るゝ所なりと雖も 好牙は我れに勝らず 好毛是の説を作す、

と、云何んが知るを得んと、答へて言はく好毛明日汝を見る時閉目して汝の毛を舐むれば當に惡相を知るべしと、是の知識中虎畏想を生ず是の故に先に師子の所に往いて言はく、汝我れに惡心を生じ是の言を作す、好牙の食噉する所あるは皆これ我が力なりと、復偈を説いて言はく

好牙色あり 勦疾人の畏るゝ所なりと雖も 好牙は我れに勝らず 汝是の説を作すや

と、師子の言はく誰か是の語を作すと、答へて言はく兩舌の野干なりと、好毛復た問ひて言はく汝我れに惡心を生じ是の如きの言を作すや好毛食噉する所あるは皆是れ我が力なりと、復偈を説いて言はく

好毛色あり 勦疾人の畏るゝ所ありと雖も 好毛我れに勝らず 故是の説を作すや

と、虎言はく不らずと、虎師子に語りて言はく汝若し是の惡語すれば共に善知識と作るを得ずと、好毛言はく是の兩舌の野干此の如き言あらば意に於いて云何ん、我れと共に住するを喜ばずやと、即ち偈を説いて言はく

若し是の惡人を信すれば 則ち速かに別離し去り 常に其の愁憂を抱き 瞋恨心を離れず 凡

そ善知識たる 他語を以つて離れず 不信にして除かんと欲するものは 常に其の方便を覓む

若し他を信じ別離せば 則ち其の食ふ所と爲らん 兩舌を信せざれば 却つて共に和合を作

さん 所懐を相向ひて説けば 心淨に言柔軟にして 當に善知識と作り 和合して水乳の如く

因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣く説けり、佛是の事をもつて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不や、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種々の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ鬪諍し比丘僧をして破れて二部たらしめ便ち往いて一部に語りて言はく、彼の諸比丘説けり、汝等出家受戒を用ふるを爲さんや、汝等は某名某姓某種某作某相なりと。復た一部に語りて言はく、彼の諸比丘説けり、汝等出家受戒を用ふるを爲さんや、汝等は某名某姓某種某作某相なりと。是の時未だ破れざる者あれば便ち破れ已でに破るゝものは和合すべからず、未だ出でざる事便ち出で已でに出づる事滅すべからずと、佛種々の因縁もて呵し已りて即ち本生因縁を説いて諸比丘に語りたまへり。

(2) 過去世に雪山の下に二獸あり、一を好毛師子と名づけ二を好牙虎と名づく、共に善知識たり、相親愛念し相問訊せり、時に閉目して毛を相舐む是の二獸恒に軟好の肉を得て噉へり、是れを去ること遠からずして兩舌の野干ニヤカンあり、野干是の念を作せり是の好毛師子好牙虎と共に善知識を作し相親愛念し相問訊し時に目を閉ぢて毛を相舐め常に好軟の肉を得て噉ふ、我れ當に是の二獸の邊に至り第三件と作らんと、是の念を作し已りて虎師子の所に到りて是の言を作せり、我汝の與トモに第三件と作らん、汝我入ることを聽すや不やと、師子虎言はく、竟に隨へと、兩舌の野干二獸の殘肉を得て噉ふが故に身體肥大せり、肥え已りて是の念を作せり、是の好毛師子好牙虎共に善知識たり、相親愛念し相問訊し時に目を閉ぢて毛を相舐め、恒に好肉を得て噉ふ、或る時得ざれば必ず當に我を噉ふべし、我れ何んぞ先に方便を作して心をして別離ならしめざる、別離し已りて皆我より恩を受けんと。是の念を作し已りて往いて師子に語りて言はく、汝知るや不や好牙虎汝に惡心あり是の言を作せり好毛師子の食噉する所あるは皆是我が力なりと、是の偈を説いて言はく

好毛色あり 勦疾トウシツし人の畏るゝ所なりと雖も 好毛我れに勝らず 好牙是の説を作す

【三】 野干、狐のこと。

比丘往いて餘比丘に語りて言はん、汝は重煩惱人なり、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は多欲多瞋多癡喜憂惱なりと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり、是れを名けて煩惱と爲す。罵とは若し比丘往いて餘比丘に語りて言はん、汝は喜罵の人なり、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は二種の罵を作して他を罵る、一には白衣の罵、二には出家の罵にて心を苦惱せしむと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり、是れを名けて罵と爲す。

若し比丘是の八種の語を以つて餘比丘に語らんに、輕毀心の故に波夜提なり、是の八種を除き若し餘事を以つて比丘を輕毀すれば突吉羅なり、若し比丘を除き八種を以つて餘人を輕毀すれば突吉羅なり。(二事竟る)

三 兩舌戒 (六六 a)

(1) 佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘鬪諍相言を喜ぶ、六群比丘餘比丘と共に鬪諍する故に諸比丘僧別れて二部となる、是の六群の比丘往いて一部に語りて言はく汝等知るや不や彼の部説けり汝等出家受戒を用ふるを爲さんや、汝等は某名某姓某種某作某相なりと。復た還りて一部に語りて言はく、汝等知るや不や彼の部説けり汝等出家受戒を用ふるを爲さんや、汝等は某名某姓某種某作某相なりと。是の時未だ破れざる者あれば便ち破れ已に破るゝものは和合せず、未だ出でざるも事便ち出で已に出づる事滅すべからず。是の中比丘あり、少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ鬪諍を喜び比丘僧をして破れて二部たらしめ便ち一部に語りて言はく、彼の諸比丘説けり汝等出家受戒を用ふるを爲さんや汝等は某名某姓某種某作某相なりと。復た還りて一部に語りて言はく汝等知るや不や彼の諸比丘説けり、汝等出家受戒を用ふるを爲さんや汝等は某名某姓某種某作某相なりと。是の時未だ破れざる者あれば便ち破れ已に破るゝものは和合せず未だ出でざる事便ち出で已に出づる事は滅すべからずと、種種の

を轉じて盆・瓶・甕・釜・蓋・大鉢・拘鉢多羅・半拘鉢多羅・大鍵鐵・小鍵鐵を作るべし、是の如き種種の陶子の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて皮師子の比丘に語りて言はん、汝は皮師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に皮を取りて浸・治割截・連縫して富羅・革履・鞞・靴を作るべし、是の如き種種の皮師の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて竹師子の比丘に語りて言はん、汝は竹師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に竹葦を破りて符を作り箭・扇・蓋・箱・箆を作るべし、是の如く種種の竹師の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて剃毛師子の比丘に語りて言はん、汝は剃毛師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に毛・鬚・髮を剃り、腋下の毛を剃り爪甲を剪り鼻毛を鑿くべし、是の如き種種の剃毛師の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて旃陀羅子の比丘に語りて言はん、汝は旃陀羅の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に人の手足耳鼻を斷じて持して本上に著き、死人を擔ひて出でて焼くべし、是の如き種種の旃陀羅の事を應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。是れを名けて作と爲す。

犯とは若し比丘往いて餘比丘に語りて言はん、汝は犯罪の人なり、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は僧伽婆尸沙を犯ぜり、波夜提を犯ぜり、波羅提提舍尼を犯ぜり、突吉羅を犯ぜりと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり、是れを名けて犯となす。病とは若し比丘往いて餘比丘に語りて言はん、汝は惡疾の病人なり、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は癩病・癰病・白癩病・乾病・疳病・鬼病ありと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり、是れを名けて病と爲す。相とは若し比丘往いて餘比丘に語りて言はん、汝は惡相人なり、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝は捲手・兀手・癭癖・左作・臂似鳥なりと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり、是れを名けて相と爲す。煩惱とは若し

【九】兀手、兀は動かぬさま、兀手は手の動かぬことか。
 【一〇】癭癖、癭はこぶなり。

り鼻毛を鑷くを學ぶべし、是の如く種種の剃毛師の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて旃陀羅子の比丘に語りて言はん、汝は旃陀羅種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に人の手足耳鼻頭を截りて持して木上に著くを學び死人を擔ひて出で、燒くを學ぶべし、是の如く種種の旃陀羅の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり、是れを名けて技と爲す。

作とは若し往いて比丘利子の比丘に語りて言はん、汝は刹利種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に象・馬・羣・輿に乗り刀・楯・弓・箭を捉り、鈎・網羅を擲ち陣に入り陣を出づるを學ぶべし、是の如き種種の刹利の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に一一の語に突吉羅なり。又比丘往いて婆羅門子の比丘に語りて言はん、汝は婆羅門の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に圍陀經を讀むべく亦應に他人に讀むを教へ自ら天祠を作し亦他を教へて作さしめ、飲食呪・蛇呪・疾行呪・劬羅呪・毘陀羅呪を讀むべし、是の如き種種の婆羅門の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に突吉羅なり。又比丘往いて估客子の比丘に語りて言はん、汝は估客の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に金肆・銀肆・銅肆・客作肆・珠肆に坐すべし、是の如き估客の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に突吉羅なり。又比丘往いて鍛師子の比丘に語りて言はん、汝は鍛師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に劍・鉞・鎖・鼎・鍬・鋤・鋏・錢・斧・稍・大刀・小刀・鉢・拘鉢多羅・半拘鉢多羅・大鍵鐵・小鍵鐵・刺刀・針・鈎鎖・鑰を作るべし、是の如く種種の鍛師の事を汝應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて木師子の比丘に語りて言はん、汝は木師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に機・關・木人・盆・盂・椀・梨・車・乘・輦・輿を作るべし、是の如き種種の木師の事を汝は應に作すべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて陶師子の比丘に言はん、汝は陶師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に土を取り泥を調して輪

估客の種、出家受戒を用ふるを爲さん、汝應に書、算數、印相を學び、金銀の相絲綿繒絲（まきいと）を知るを學び金肆、銀肆、客作肆、銅肆、珠肆に坐するを學ぶべし、是の如き種種の估客の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に突吉羅なり。又比丘往いて鍛師子の比丘に語りて言はん、汝は鍛師の種、出家受戒を用ふるを爲んや、汝應に劍、鉞、鎖、鼎、鐵、錡、鉞、斧、稍、大刀、小刀、鉢、拘鉢多羅、半拘鉢多羅、大捷鐵、小捷鐵、剃刀、針、鈎鎖、鑰を作るを學ぶべし、是の如き種種の鍛師の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて木師師子の比丘に語りて言はん、汝は木師の種、出家受戒を用ふるを爲さん、汝應に機關、木人の若しは男若しは女を作るを學び盆、盂、糠、梨、車、乘、輦、輿を作るを學ぶべし、是の如き種種の木師の技術汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて陶師子の比丘に語りて言はん、汝は陶師の種、出家受戒を用ふるを爲さん、汝應に土相を知り土を取りて泥を調して水の多少を著くを學び、輪を轉じて盆、瓶、釜、蓋、鉢、大鉢、拘鉢多羅、半拘鉢多羅、大捷鐵、小捷鐵を作るを學ぶべし、是の如き種種の陶師の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて皮師子の比丘に語りて言はん、汝は皮師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に皮相を知り皮の堅軟なるを浸して裁割縫連して、富羅、革履を作るを學び皮を治浸し皮を摩擦し皮の表裏を知るを學び鞍、勒、鞭、靴を作るを學ぶべし、是の如き種種の皮師の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて竹師子の比丘に語りて言はん、汝は竹師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に竹葦の相を知り竹の堅軟なるを浸すを學び、破るを學び屈するを學び筍、箭、扇、蓋、箱、篋を作るを學ぶべし、是の如き種種の竹師の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて剃毛師子の比丘に語りて言はん、汝は剃毛師の種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に頂上の周に羅髮を留むるを知るを學び鬚を剃り腋下の毛を剃り爪甲を剪

【一七】富羅（梵 *paṇi*）莊飾せる短靴。
 【一八】革履（*up-hana*）靴なり。

利子の比丘に語りて言はん、汝は利子の種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に一一の語に突吉羅なり。又比丘往いて婆羅門子の比丘に語りて言はん、汝婆羅門種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に、一一の語に突吉羅なり。又比丘估客子の比丘に語りて言はん、汝は估客の種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に、一一の語中に突吉羅なり。又比丘往いて鍛師子の比丘に語りて言はん、汝は鍛師の種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて木師子の比丘に語りて言はん、汝は木師の種、出家受戒を用ふるを爲さんと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて陶師子の比丘に語りて言はん、汝は陶師の種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて皮師子の比丘に語りて言はん、汝は皮師の種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて剃毛髮師子の比丘に語りて言はん、汝は剃毛髮師の種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に、一一の語に波夜提なり。又比丘往いて旃陀羅子の比丘に語りて言はん、汝は旃陀羅の種、出家受戒を用ふるを爲さんやと、輕毀心の故に一一の語に波夜提なり、是れを名けて種となす。

技とは若し比丘往いて利子の比丘に語りて言はん、汝は利子種、出家受戒を用ふるを爲さん、汝は應に象馬に乗り車輦に乗るを學び、刀、楯、弓、箭を捉るを學び、鐵鈎を捉るを學び網羅を擲つを學び入陣出陣を學ぶべし、是の如く種種の利子の技藝を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に突吉羅なり。又比丘往いて婆羅門子の比丘に語りて言はん、汝は婆羅門種、出家受戒を用ふるを爲さんや、汝應に圍陀經を學び亦他に學ぶを教へ、自ら天祠を作し亦他に作すを教へ、飲食呪、蛇呪、疾行呪、劬羅呪、捷陀羅呪を學ぶべし、是の如く種種の婆羅門の技術を汝應に學ぶべしと、輕毀心の故に、一一の語に突吉羅なり。又比丘往いて估客子の比丘に語りて言はん、汝は

【二】「用出家受戒爲」出家受戒して何んするものぞ、出家受戒の用なし、出家の資格なしの意。

【一】旃陀羅 (Candala)、執暴惡人、下姓、屠者等と譯す、四姓外の卑族にして屠殺を業とす。

【二】圍陀經 (Vedā), 婆羅門の聖典たる四吠陀。

【三】劬羅呪、不明。

【四】捷陀羅呪、捷陀羅は樹の名を云ふか、實積經に捷陀羅樹の香を以つて白芥子の油に和すれば一切の龍を伏すと云ふ、捷陀羅呪とはこのことか。

是の物を得し人後に復更に唱ふ、誰か牛の力勝てば我れ爾所の物を輸せんと、是の時黒牛是の唱聲を聞きて便ち主に語りて言はく、是の人何んが故に復た斯の言を唱ふるやと、時に主答へて曰はく、財物を貪ずる故に復た是の唱を作すなりと、黒牛主に語る、答へて爾せんと言ふべし、主言はく能はず、然る所以は汝弊悪牛を以つての故に大いに我が物を輸せり、今復た作せば我が物を輸して盡くさんと、牛主に語りて言はく先きには衆人の前に在りて形相し我れを輸んじ下賤の名を以つて喚びて黒曲角と謂へり、悪名を聞くが故に即ち色力を失ひ是の故に重きを挽きて坂を上ること能はず、今主に語を授けん、悪言を出すこと莫れ、他の前に在る時便ち我れに語りて言へ、汝犢子の時刺脚中に入る、自らは是の刺を着て出すを得んと欲するが故に角を地中に入る、故に曲るなり、汝は是れ好黒大牛、生來良善の角あり廣く且つ直しと、主、牛語を受けて即便ち洗刷し麻油を角に塗り好華鬘を車の右邊に繋ぎ柔軟愛語せり、大吉黒牛、廣角にして大力あり、是の車を牽きて去けと、是の牛是の柔軟愛語を聞くが故に即ち色力を得重きを牽きて坂を上る、時に黒牛主先きに失ふ所の物更に再三倍を得たり、是の牛主大利を得已りて心に甚だ歡喜し即ち偈を説いて言はく、

載重深轍に入るを 我が語に隨ひて能く去く 是の故に應に軟語すべし 悪言を出すべからず
軟語して色力有り 是の牛能く重を牽き 我れ大財物を獲 身心喜樂を得たり

佛諸比丘に語りたまへり、畜生すら形相語を聞きて尙色力を失ふ、何に況んや人に於いてをやと、時に佛種種の因縁を以つて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘他を形相すれば波夜提なり。

二、「波夜提」とは煮燒の覆障にして若し悔過せざれば能く道を障礙するなり。

三、是の中犯とは八種あり、謂はく種・技・作・犯・相・相・煩惱・罵なり。種とは若し比丘往いて刹

【二】八種の形相(毀誉)。

種 (jati)

技 (sippa)

作 (kamma)

犯 (apatti)

病 (caḍḍha)

相 (līṅga)

煩惱 (kilesa)

罵 (akkoṣa)

巴利にて十種とし、これに姓 (gotthi) 及 (nāma) の二を加ふ。

ひ見たるか見ざるかと爲し他に語りて見ると言はゞ波夜提なり、聞覺、知も亦是の如し、若し心想に隨ひて説くは不犯なり。(二事竟る)。

2 罵 (六四 a)

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘鬪諍相罵を喜べり、是の六群比丘諸比丘と共に鬪諍し已りて便ち他の過を出して、形相し輕んじて下賤の種姓下賤の名字技術作業を喚べり、是の時未だ諍せざる者有れば便ち諍し、已に諍する者は止むるを欲せず、未だ出でざる事便ち出で已に出づる事減すべからず、是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け鬪諍相罵を喜び他と共に諍し已りて便ち其の過を出し形相して輕んじ下賤の種姓名字技術を喚ぶや、是の時未諍の者あれば便ち諍し、已諍の者は止むるを欲せず、未出の事便ち出で已出の事減すべからずと、種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣く説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^{いな}やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け鬪諍相罵を喜び他と共に諍し已りて便ち其の過を出し形相し輕んじて下賤の種姓名字技術を喚ぶや、是の時未諍の者有れば便ち諍ひ、已諍の者は止めんと欲せず、未出の事便ち出で已出の事減すべからず、佛種種の因縁もて呵し已りて、本生因縁を説きたまへり。

(2)佛諸比丘に語りたまへり。過去に人あつて一黒牛あり、復一人あり亦一牛あり、財物の爲の故に唱言せり、誰か牛の力我が牛に勝てば我れ爾所の物を輸せん、若し如かされば我れに爾所の物を輸せよと、時に黒牛主是の唱聲を聞きて答へて言はく爾すべしと、時に重物を載せて牛車の左に繋げ形相し輕んじて喚んで黒牛角と謂ひ杖を以つて之れを撃ち是の車を牽きて去かしむ、時に牛是の形相罵の故に即ち色力を失ひ重きを挽きて坂を上ること能はず、時に黒牛主大いに財物を輸したり、

【八】 omniashvino (罵戒)。

【九】 形相、原文「使出過形相輕喚下賤種姓下賤名字技術作業」形相とは四分、五分等に毀哲と譯し、巴利に omniashvino と云ふものにして僧祇律には種類形相語と云ひ種姓、職業、面貌等により罵り輕侮することなり。(下の三の下参照)

【一〇】 本生因縁 (Jitukandina) 前生の因縁説。

りて即ち王舍城に向へり、明日城中の人集まり久しく待つも來らず、時已に過ぐるを知りて自ら祇
 頂に至り推尋して之れを求むるに餘比丘言はく、訶哆釋子は即ち後夜時に衣鉢を持して去れりと、
 諸城内の人聞き已りて種種に呵責せり、云何んが比丘と名け故らに妄語するやと、一人二人に語り
 二人三人に語り是の如く展轉して惡名流布し舍衛城に滿てり。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀
 を行ぜり、衣鉢を持して城に入り乞食して是の事を聞き心喜ばず、食し已りて佛に向ひて廣説せり、
 佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け故らに妄
 語するやと、種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、
 今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘故妄語すれば波夜提なり。

二、「故妄語」とは是の事の爾らざるを知りて他を誑する故に異説するなり、「波夜提」とは是の罪を
 燒煮の覆障を名け若し悔過せざれば能く道を障隲す。

三、是の中犯とは五種あり、妄語の突吉羅に入る有り、波夜提に入るあり、偷蘭遮に入るあり、僧
 伽婆尸沙に入るあり、波羅夷に入るあり、「有り」とは自ら聖法無きを知りて人に語
 りて、我れ聖法ありと言ふ、是れを波羅夷に入ると名く、僧伽婆尸沙に入るとは無根の四波羅夷法
 を以つて他比丘を誑する故に、偷蘭遮に入るとは不具足の波羅夷妄語亦は不具足の僧伽婆尸沙妄
 語の故に、波夜提に入るとは若し比丘無根の僧伽婆尸沙を以つて他比丘を誑するが故に、突吉羅に
 入るとは四種の妄語を除き餘の妄語は突吉羅なり。

若し比丘見ざる事を見ると言へば波夜提、若しは見るを見ずと言へば波夜提、若し見て見ずと謂
 ひ他に語りて見ると言へば波夜提、若し見ざるを見ると謂ひ他に語りて見ずと言へば波夜提なり。
 若し見已りて疑ひて見たるか見ざるかと爲し他に語りて見ずと言へば波夜提なり、若し見ずして疑

【五】 故妄語 (samānāmi-
 tis' dā), 故意に妄語するこ
 と。

【六】 燒煮覆障、燒煮は八熱
 地獄に墮して燒煮せらるる苦
 を受けること、覆障は煩惱、
 罪過のこと、墮獄の報を受く
 る罪なり。

【七】 不具足波羅夷妄語、波
 羅夷となるべき妄語の不完全
 なるもの、未遂なるものなり、
 第四波羅夷の條下參照、次の
 不具足僧伽婆尸沙妄語も同じ。

卷の第九 (二誦之三)

九十波夜提法を明すの一

1 小妄語戒 (六三 b)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時南天竺に論義師あり、銅鐸コウダクを以つて腹を鐸し頭上に然火して來りて舎衛國に入れり、時人問ふて言はく汝何んの因縁にて爾るやと、答へて言はく我れ智慧多く腹の裂くるを恐るゝが故なりと、汝頭上に何を以つて火を著くや、闇を照らさんと欲する故なりと、語りて言はく、癡婆羅門日天下を照らす何を以つて闇と言ふやと、答へて言はく汝等知らず、闇に二種あり一は日月火燭無く二は愚癡にして智慧の明無きなりと、諸人言はく汝未だ 訶哆釋子比丘カダシヤシビクを見る故に敢へて是の語を作すなり、若し見て共に語れば日出で、則ち闇く夜則ち日出でんと、時に城内の人民即ち訶哆釋子比丘を喚び共論せしめんと欲せり、時に訶哆之れを聞きて心に愁ひ已むを得ずして來り入城の道中に二羝羊ニテウヤウの共に鬪へるを見即ち因つて相を取りて是の念を作せり、一の羊は是れ婆羅門、一の羊は是れ我れなりと、是の我れなる者鬪いて則ち如かず、見已りて轉た更に愁憂せり、前マみ行きて又二牛の共に鬪へるを見復た是の念を作せり、一牛は是れ婆羅門、一手は是れ我れなりと、是の我れなる者即ち復た如かず、又前行して復た二人の相撲オウキするを見て是の念を作せり、一は是れ婆羅門一は是れ我れなりと、我れなる者即ち復た如かず、論處に入らんと欲して一女人の満瓶水を持し水瓶即ち破るゝを見て復是の念を作せり、我れ諸不吉相を見る、將た如かざることを無けんやと、已むを得ずして便ち前マみて舎に入れり、是の論師婆羅門の眼口相貌を見て自ら如かざるを知り愁憂更に甚だし、適坐須臾にして諸人便ち言へり、共に論議すべしと、答へて言はく我れ今小しく安隱ならず、須らく明日を待つべしと、是の語を作し已りて便ち宿處に還り後夜時に至

【一】九十波夜提法 (navatti paṭṭiya dhamma)、波夜提 (梵patayantika)は波逸提、波逸迦とも音譯し隨と譯す、(巴利語は賠償さるべきの意) 若し悔過せざれば墮獄の報を受くる故なり、この罪は前の捨墮法が財事に關することとなりしに對し單に執着心、瞋根心等の煩惱に關することにしてこれに九十ヶ條ある故に九十波逸提と云ひ、これを犯せるものは三人以下の比丘の前に懺悔せねばならぬ、この法、巴利・信藏兩律は九十二ヶ條、五分律は九十一ヶ條あり。

【二】 *magghāda* (妄語戒) 第四波羅夷の條下參照。

【三】 銅鐸、銅のいたがね銅板なり。

【四】 訶哆釋子 (Hathaka Sakyaputta) 四分に象力と譯す。

地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。

(2) 若し比丘應に捨すべき酥あり、未だ捨せず罪未だ悔過せず次續未だ斷ぜざるに更に酥を得、是の後の酥は尼薩耆波夜提を得、本酥の因縁の故に。又比丘應に捨すべき酥を已に捨し罪未だ悔過せず次續未だ斷ぜざるに更に酥を得、是の後の酥は尼薩耆波夜提を得、本酥の因縁の故に、又比丘應に捨すべき酥を已に捨し罪已に悔過し次續未だ斷ぜざるに更に酥を得、是の後の酥は尼薩耆波夜提を得、本酥の因縁の故に。又比丘應に捨すべき酥を已に捨し罪已に悔過し次續已に斷じて更に酥を得るは不犯なり。油、蜜、石蜜も亦是の如し、若し重病なれば不犯なり。(三十事竟る)

を得、是れを過ぎて是れを服すれば尼薩耆波夜提なり。

二、「病」とは若しは風發し熱發し冷發して是の四種の藥を服して差すべき者はれを病と名く「不病」とは是の因縁に異なるを名けて不病となす、「尼薩耆波夜提」とは是の藥應に捨すべく、波夜提の罪應に悔すべきなり。

三、(1)是の七五 中犯とは若し比丘一日に酥を得て畜へ二日に捨し二日に得て畜へ三日に捨し三日に得て畜へ四日に捨し四日に得て畜へ五日に捨し五日に得て畜へ六日に捨し六日に得て畜へ七日に捨し七日に得、七日の時比丘是の酥を應に人に與へ若しは作淨し若しは服すべし、若し比丘人に與へず作淨せず服せざれば第八日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。若し比丘一日に酥を得二日に更に得一を畜へ一を捨す、二日に酥を得三日に更に得て一を畜へ一を捨す、三日に酥を得四日に更に得て一を畜へ一を捨す、四日に酥を得五日に更に得て一を畜へ一を捨す、六日に酥を得七日に更に得、七日の時比丘是の酥を應に人に與へ若しは作淨し若しは服すべし、若し人に與へず作淨せず服せざれば第八日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。若し比丘一日に酥を得二日に更に得て畜へ後を畜へ前を捨す、三日に酥を得四日に更に得て後を畜へ前を捨す、四日に更に得五日に更に得て後を畜へ前を捨す、五日に酥を得六日に更に得て後を畜へ前を捨す、六日に酥を得七日に更に得、七日の時比丘是の酥を應に人に與へ若しは作淨し若しは服すべし、若し人に與へず作淨せず服せざれば第八日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。若し比丘一日に酥を得て畜へ二日に得ず四五六日に得ず七日の時比丘是の酥を應に人に與へ若しは作淨し若しは服すべし、若し人に與へず作淨せず服せざれば第八日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり、若し比丘一日に酥を得て畜へ二日に更に得三四五六七日に更に得、七日の時比丘是の酥を皆應に人に與へ若しは作淨し若しは服すべし、若し人に與へず作淨せず服せざれば第八日の

【七一】 内宿、前註を見よ。

【七二】 含消藥、消化を助ける食物なり。

【七三】 共宿、藥と同處に宿すること、即ち自房に藥をしまひ置くことなり。

【七四】 病 (Ghītanu)。

【七五】 已下第一捨墮長衣戒の下參照。

30 畜七日齋過限戒 (六〇〇)

一、佛舎衛國に在して大比丘僧と安居したまへり、爾の時長老、畢陵伽婆蹉王舎城に安居し多く知識有り、大いに酥、油、蜜、石蜜を得たり、是の長老多く得る故に一鉢、半鉢、拘鉢多羅、牛拘鉢多羅、大 毘鐵、小毘鐵、或は 絳囊に盛り 象牙の杓上に懸け申より取る時翻棄して壁を汚ごし臥具爛壞し房舎を汚壊し房舎は臭處たり、是の長老畢陵伽婆蹉の弟子 擧宿して食し(或は)惡捉して内宿を受けず。諸佛在世の法歳に二時大會あり、春の末後の月、夏の末後の月なり、春の末月とは諸方國土處處の諸比丘來りて佛所に詣り是の念を作す、佛所説の法にて我等當に安居する時修習して安樂住を得べしと、是れ初の大會なり。夏の末月とは諸比丘夏三月安居竟り作衣畢りて衣鉢を持して佛所に詣り是の念を作す、我等久しく佛に見えず、久しく世尊に見えずと、是れ第二の大會なり、爾の時一比丘あり、王舎城にて安居竟り作衣畢りて衣鉢を持して遊行し舎衛國に到り往いて佛所に詣り頭面禮足して一面に在りて立てり、諸佛常法として若し客此丘來れば是の如き語を以つて諸比丘を勞問したまふ、忍するや不や足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからずや、道路疲れずやと、爾の時佛是の如き語を以て是の比丘を勞問したまへり、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからずや、道路疲れざるやと、比丘答へて言はく、世尊忍足し安樂住し乞食乏しからず、道路疲れずと、上事を以つて佛に向ひて廣く説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて呵責したまへり、我れ病比丘を憐愍利益するが故に四種の 含消藥たる酥、油、蜜、石蜜を服するを聽せるなり、云何んが是の比丘擧宿して食し惡捉して内宿を受けざるやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘病なれば四種の含消藥、酥、油、蜜、石蜜を服するを聽す、共宿すること七日に至るまで服する

【六一】 Bheajja. a. (藥戒) 四分二十六、巴利、僧祇、二十三、五分十五。

【六二】 畢陵伽婆蹉 (Chindava-cetan).

【六三】 酥油蜜石蜜、註一の一三〇参照。

【六四】 拘鉢多羅、小鉢にして助食器なり。 Pāṭhaka. ?

【六五】 毘鐵、漆鐵鉢にして助食器なり、比丘の鉢に大中小の三鉢あり、その中に更に拘鉢多羅、大毘鐵、小毘鐵の三助食器としてありこれ等を別名鎖子(クンス)と云へるなり。

【六七】 絳囊、遊行の時首に繫げる爲に帶を附せる鉢囊たるべし、四分律に「作帶絳鉢」と云ふものこれなり。

【六八】 象牙杓上、杓はく、物をかける爲に壁に打つ象牙製のくいなるべし。

【六九】 擧宿、今日手に受けたる食を藏置して明日に至ること、これは比丘に禁ぜらる、(第三十八單體食殘宿戒)。

【七〇】 惡捉、食と共に一夜を過ぐすことを内宿と云ひ、突吉羅となる、この食は食するを得ず、これを食すれば食殘食戒を犯して波夜提となる、この食を捉るとも即ち捉にして又惡觸とも云ひ突吉羅である。

若し比丘是の物の此の三沙彌尼に向へるを知り求めて餘の三沙彌尼に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の此の三沙彌尼に向へるを知り求めて餘の二一沙彌尼、比丘僧、三二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二比丘尼、三二一式又摩尼、三二一沙彌に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の二沙彌尼に向へるを知り求めて餘の二沙彌尼に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の二沙彌尼に向へるを知り求めて一沙彌尼、比丘僧、三二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二比丘尼、三二一式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の一沙彌尼に向へるを知り求めて比丘僧、三比丘、二比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二一比丘尼、三二一式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の多畜生に向へるを知り求めて餘の多畜生に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の多畜生に向へるを知り求めて二畜生、一畜生に向くれば突吉羅なり。若し比丘是の物の二畜生に向へるを知り求めて一畜生、多畜生に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の此の畜生に向へるを知り求めて餘の二畜生に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の一畜生に向へるを知り求めて多畜生二畜生に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の比丘僧に向へるを知り求めて比丘尼僧に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の此の比丘尼僧に向へるを知り求めて比丘僧に向くれば突吉羅なり、若し比丘僧破れて二部の比丘となる、是の物の此の一部に向へるを知り求めて餘の一部に向くれば突吉羅なり。

若し^六比丘向中に向想を生ずるは尼薩耆波夜提を得、若し向中に不向想を生ずるは又尼薩耆波夜提を得、若し向中に疑を生ずるは尼薩耆波夜提なり、若し不向中に向想を生ずるは突吉羅を得、若し不向中に疑を生ずるは突吉羅を得、若し不向中に不向想を生ずるは不犯なり。(二十九事竟る)

【六】 已下は主観について云ふ、即ち「自己に向は七めて(向中)そのことを自覺すれば(向想)尼薩耆波夜提なり」等なり。

突吉羅なり、若し比丘是の物の一比丘尼に向へるを知り求めて三二一式又摩尼、三沙彌、二一沙彌、三二一沙彌尼、比丘僧、三二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二一比丘尼に向くれば皆突吉羅なり。
若し比丘是の物の此の三式又摩尼に向けるを知り求めて餘の三式又摩尼に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の三式又摩尼に向けるを知り求めて二一式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼、比丘僧、三二一比丘、比丘尼僧、三二一比丘尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の二式又摩尼に向へるを知り求めて餘の二式又摩尼に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の二式又摩尼に向くるを知り求めて一式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼、比丘僧、三比丘、二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二一比丘尼、三式又摩尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の一式又摩尼に向へるを知り求めて餘の一式又摩尼に向くれば突吉羅なり、若し是の物の一式又摩尼に向へるを知り求めて三沙彌、二一沙彌、三沙彌尼、二一沙彌尼、比丘僧、三比丘、二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二一比丘尼、三沙彌尼、二一式又摩尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の二沙彌に向へるを知り求めて餘の三沙彌に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の三沙彌に向へるを知り求めて二沙彌、一沙彌、三沙彌尼、二一沙彌尼、比丘僧、三比丘、二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二一比丘尼、三式又摩尼、二一式又摩尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の二沙彌に向へるを知り求めて餘の二沙彌に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の二沙彌に向へるを知り、求めて一沙彌、三沙彌尼、二一沙彌尼、比丘僧、三比丘、二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、三二一式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の一沙彌に向へるを知り、求めて三沙彌尼、二一沙彌尼、比丘僧、三比丘、二一比丘、比丘尼僧、三比丘尼、二一比丘尼、三式又摩尼、二一式又摩尼、三沙彌、二一沙彌に向くれば皆突吉羅なり。

物若しは衣鉢、戸鉤、澡灌、時藥、夜分藥、七日藥、終身藥なり、僧に向ふ」とは發心して一僧施さんと欲して未だ與へざるなり、「尼薩耆波夜提」とは是の衣應に捨すべく、波夜提の罪應に悔過すべし。

三、是の中犯とは若し比丘是の物比丘僧に向へるを知り自ら求めて己れに向くれば尼薩耆波夜提なり、若し三二一に向くれば突吉羅なり、若し比(比丘)は尼薩耆波夜提なり、若し三二一に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の此の三比丘に向へるを知り求めて餘の三比丘に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の三比丘に向へるを知り求めて二比丘一比比丘比丘僧三比丘二比丘尼一比比丘、三式又摩尼二式又摩尼一式又摩尼、三沙彌二沙彌一沙彌三沙彌尼二沙彌尼一沙彌尼、比丘僧に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の二比丘に向へるを知り求めて餘の二比丘に向くれば突吉羅なり、若し是の物の二比丘に向へるを知り求めて一比比丘比丘僧三比丘尼二比丘尼一比比丘、三式又摩尼二式又摩尼一式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼、比丘僧、三二一比比丘に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の三比丘尼に向へるを知り求めて餘の三比丘尼に向くれば突吉羅なり、若し比丘是の物の三比丘尼に向へるを知り求めて二比丘尼、一比比丘尼、三二一式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼、比丘僧、三比丘、二一比比丘、比丘尼僧に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の二比丘尼に向へるを知り求めて一比丘尼、三二二式又摩尼、三二一沙彌、三二一沙彌尼、比丘僧、三二一比比丘、比丘尼僧、三二一比比丘尼に向くれば皆突吉羅なり。若し比丘是の物の此の一比丘尼に向へるを知り求めて餘の一比丘尼に向くれば

【五七】 澡灌、澡盥と同じか、手洗ひ鉢なり。

【五八】 時藥已下、註七の五二の五五參照。

【五九】 向僧物(sanghika) 1. Dhanu-pariṇāṭha(僧團寄進なる物)なり。

【六〇】 三二一、三人或は二人或は一人の比丘の意なり、僧の最少單位は四比丘なり。

せり、我れ今何んぞ僧中より少多の比丘を請ぜざらん、食を與へ便ち僧に衣を與へて我れをして福德を失はざらしめんと、是の因縁を以つての故に食を汝等に與へ衣を當に僧に與ふべしと、時に六群比丘衣の名を聞き心動きて居士に語りて言はく、是の衣は何んの仰こゝろき、持ち來りて我れに示せと、居士言はく善しと、即ち衣を出して之れを示しり、六群比丘衣を見て倍々貪心を生じ居士に語りて言はく、汝意に是の衣をして用あらしめんと欲するや、擧置せしめんと欲するやと、居士言はく、施す所以の者は之れを用ひしめんと欲するなりと、汝若し用ひざらしめんと欲すれば當に僧に與ふべし、何を以つての故に、僧は多く衣あり擧して一處に在ち朽壞くわいし虫噉くふ、若し用ひしめんと欲すれば當に我等に與ふべし、我等衣少なく施を得れば常に用ふと、居士言はく汝等僧に與ふれば用ひざるを知る、若し汝等能く用ふれば便ち當に相與へんと、居士食を與へ已りて是の衣を持して六群比丘に與へたり、六群比丘食し已りて是の衣を持して祇洹ぎわんに入り諸比丘に示す、是の衣何んぞ、細好の仰こゝろきや不よやと、諸比丘言はく、實に好なり、汝何うよりして得るやと、六群比丘廣く是の事を説けり、是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁も責せり、云何んが比丘と名け物の僧に向かへるを知りて自ら求めて已に向くるやと、種種の因縁も呵し已り佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不よやと、答へて言はく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け、物の僧に向かへるを知りて自ら求めて已に向くるやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘物の僧に向かへるを知りて自ら求めて已れに向くれば尼薩耆波夜提だんちやなり。

二、「知る」とは若しは自ら知り若しは他より聞き、若しはだんちや稱越だんちや語るなり、「物」とは謂はく僧に施す

の比丘使を遣して往いて聞無き處の比丘に語りて言はん、諸大徳しよた小く待ちたまへ共に自恣せんと、若し聞無き處の比丘是の語を受けて待てば是の無聞處の比丘従つて求め來たり、作るは皆突吉羅、従つて受持し來るは尼薩耆波夜提なり、若し比丘有聞處に雨浴衣を求め有聞處に安居するは不犯なり、持し竟らば五五夏前三月便ち之れを捨てよ、無聞處は已に八月に入り熱時已に過ぎる故に犯なり、有聞とは謂はく此の國晚熱なり、謂はく春の末月を聞す、則ち閏月の内に之れを求め若し求めて得れば三月末便ち應に受持すべし、得ること能はざれば四月十六日に應に受持すべし、即ち得れば停めて十五日を過ぐべからず、(二十八事竟る)

29 週僧物入已戒 (五九)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時一居士有り、發心して佛及び僧に飲食を與へ復た僧に衣を與へんと欲せり、時に世飢儉にして乞食得難し、是の居士財物多からず、夏時已に過ぎ心中憂愁して是の言を作せり、今何んぞ痛惱苦急なること乃ち爾るや、我れ本心に佛及び僧に飲食を與へ復た僧に衣を與へんと欲するに時に世飢儉にして乞求得難く我れ財物少なく夏時已に過ぎ心中憂愁苦急にして我が願を滿たさず、我れ今當に僧中より少多比丘を請じ食を與へ僧に衣を與へ我が福德をして空しからざらしむべしと、是の念を作し已りて便ちけんたい祇洹に入り、比丘有り居士に問へり、何んの因緣の故に鍵槌を打つやと、居士答へて言はく、我れ僧より爾所の比丘の我が舎に到りて食せんことを請ふと、時に知會ちけいの人即ち差して爾所の比丘去き次六群比丘に到れり、六群比丘は先時に次請有れば便ち衣鉢を持して先きに請家に至り飲食を辦する時は是の如く是の如く作せと教へたり、是の時六群比丘晨朝衣鉢を持して是の居士の舎に到り共に相問訊して一面に在りて坐せり、居士も禮を作して前に在りて坐し自ら六群比丘に向ひて軟語せり、我れ本心に佛及び僧に飲食を與へ復た僧に衣を與へんと欲するに今世飢儉にして乞求得難く我れ財物少く夏時已に過ぎ心中憂惱苦急にして是の念を作

【三】 已下を宋、元、宮の三本には夾註とす。
【四】 夏前三月とは、夏四ヶ月中の前三月にて、即ち三月の終り、即ち衣時以前に捨つるなり。

【五】 *Paṭiṭṭha* (廻入戒) 四分、巴利第三十、五分十四戒、この戒は宋・元・明・宮の四本を大いに異なる故に正藏には宋本元本を以つて明本と對校せるものを別に卷末に附してをる。

【義】 知會人、差會人に同じ、註四ノ一五參照。已下の文は「差會人が數人の比丘を請待に遣りこの時の順序が六群の比丘に來れり」六群比丘は請食に行く順番の時は常に先きに其の家に行きて衣服飲食につき差國をなせり、是の時も……」の意なり。

薩耆波夜提なり。若し是の住處に迦絺那衣を受くれば是の諸比丘冬末月の末後日に是の衣を應に捨すべく作淨し若しは受持すべし、若し捨せず作淨せず受持せざれば春初月の初日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。(二十七亦覽)

28 遇前求雨衣過前用戒 (五八)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘是の言を作せり、佛我等に 雨浴衣を畜ふるを聽したまへりと、便ち春冬一切時に畜へたり、是の中比丘あり、少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け佛雨浴衣を畜ふるを聽したまひて故らに便ち冬春一切時に畜ふるや、佛は三衣を畜ふるを聽したまふ、雨浴衣は乃ち是れ第四衣なりと、是の諸比丘種種に呵し已りて是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け我れ雨浴衣を畜ふるを聽すに便ち冬春一切時に畜ふるやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘 春殘一月に應に求めて雨浴衣を作るべし、半月に應に受持すべし、若し比丘未だ春殘一月に至らざるに求めて作り、半月を過ぎるに受持すれば尼薩耆波夜提なり。

二、是の中云何んが求め云何んが作り云何んが持す、「求む」とは他より是の衣を乞ふなり、「作る」とは若しは洗染、割截、攢縫するなり、「持す」とは若しは是の衣を受用するなり、「尼薩耆波夜提」とは是の衣は應に捨すべし、波夜提の罪は應に悔過すべし。

三、是の中犯とは若し比丘 閏月有る處にて雨浴衣を求め閏月無き處に往いて安居せんは是の中外より求め來り作り來たるは皆突吉羅なり、從つて受持し來たるは尼薩耆波夜提なり、若し閏有る處

【27】 Yasasina's tika a (雨季衣戒)、四分律、二十七、巴利律二十四、五分律十七、梵本二十六、有部二十八、僧祇律二十五戒。

【28】 雨浴衣 (vāsāṅkaṭṭhāna dīvara) 雨に浴する時に着する衣。

【29】 春殘一月、(chūn sāo Eng'lin) 春(熱季) 四ヶ月中残り一ヶ月となりし時、即ち三月十六日より四月十五日までなり、故に半月 (chūn sāo Eng'lin) とは四月一日以後なり、この戒の意は三月十六日に至りて始めて雨浴衣を求めて作るべく、四月一日に至りて始めてこれを着するを得、若しそれ以前に作り、或は着すれば捨墮衣とするなり。(註一〇九参照)

【30】 攢縫、摺は速なり。

【31】 閏月云云、上の文意明らかならざるも薩婆多論卷六によれば、若し三月に閏あれば前三月に雨衣を求め作るべからず、後三月十六日に至りて求め作るべし、四月が閏月ならば前四月十六日に安居に入り、雨浴衣を受持すべく、七月十五日まで百二十日間安居すべしと云ふ。

自在を得ず、先に鬪の因縁にて殆くして脱するを得たり、今往け云何んを知らず或は能く命を失はん、衆僧集聚して當に是の衣物を受けよと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛知つて故らに阿難に問ひたまふ、自恣に幾日在る有りやと、阿難答へて言さく世尊十日在る有りと、佛阿難に語りたまふ、十日未だ自恣に至らずと雖も布施衣を失ふを恐れは應に受くべしと、佛及び僧一處に集坐し諸鬪將諸衣を分ちて衆僧に與へりて佛前に在りて坐せり、説法を聽かんが故に、佛坐し已るを見て種種の法を説き示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默然としたまふ、是の諸鬪將佛の説法を聞き已りて頭面禮足し右邊して去れり、去りて久しからずして佛先の因縁及び是の事を以つての故に比丘僧を集めたまへり、佛種種の因縁を以つて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘十日未だ自恣に至らざるに急施衣有れば應に受くべし、比丘是の衣を須ふれば當に自ら手に取り乃ち衣時に至るまで畜ふべし、是れを過ぎて畜ふれば尼薩耆波夜提なり。

二、十日未だ自恣に至らずとは若し自恣に十日在る有るを知るなり、「急施衣」とは若しは王施し若しは夫人施し若しは王子施し若しは大臣・大官・鬪將・内官、若しは女の嫁がんと欲する時、若しは病人、若しは賊を殺さんと欲する時、是の如き等の人の施す衣なり、若し十日未だ自恣に至らざるを知れば應に受くべし、「衣時」とは若し住處有り迦絺那衣を受けされば夏末一月、若し迦絺那衣を受くる住處は夏末一月及び冬の四月なり、「尼薩耆波夜提」とは是の衣は應に捨すべし、波夜提の罪は應に悔過すべし。

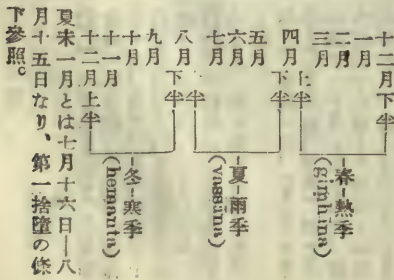
三、是の中犯とは若し是の處に迦絺那衣を受けされば諸比丘夏末月の末後の日に是の衣應に捨し若しは作淨し若しは受持すべし、若し捨せず作淨せず受持せされば冬初月の初目の地了時に至りて尼

【四】 十日未至自恣(Chandhan-gatthāya pavāraṇāya)自恣(夏安居の終了日)に至るまで尙十日間あること。

【四三】 急施衣(ācāra-ācāyana)、普通は安居竟りて衣を施すべく安居中はこれを受けざる規定なるも出征軍人等が時に安居中に施さんとする特別施衣なり。

【四二】 衣時、已下註五の四以下参照。

【四一】 夏末一月云云、印度にては一年を次の如く三季に分



是の比丘尼の來りて是の舍衛國に三月夏安居するを請せざるやと、是の諸鬪將比丘尼の所に到りて言はく、大徳我が舍衛國に到りて夏安居に來りたまへと、比丘尼答へて言はく、能はずと、何を以つての故に、答へて言はく、佛の安居したまふ處に隨ひて我等當に往いて安居すべし、是の中數佛を見るを得、數々大徳比丘を見るを得他に因つての故に法を聞くを得、汝等若し我れをして是の中に安居せしめんと欲すれば先づ佛を此の舍衛國に夏安居に請すべしと、是の鬪將即ち佛所に往いて頭面禮足し一面に在りて坐せり、佛坐し已るを見て種種の因縁もて說法し示教利喜したまへり、示教示喜し已りて默然としたまふ、是の諸鬪將佛の說法し種種の因縁もて示教利喜したまふを聞き已りて佛に白して言さく、世尊我等の請を受けて舍衛國に夏安居されんことを、憐愍の故にと、佛默然として之れを受けたまへり。諸鬪將佛の默然として請を受けたまふを知り已り頭面禮足し右繞して去り還りて自舍に到り各々相約勅して力の所に隨ひて若しは一日食二日食三日食を辦ぜり、是の如く次第に三月食を辦じ衆僧の爲に別房衣を作り家中衣を作り夏安居衣を作れり、爾の時四餘り十日在りて未だ自恣に到らず、波斯匿王復小國の反判あり、即ち復た先の鬪將の往けるを遣はせり、前に賊を破るを以つて是の故に今復汝等をして往かしむと、是の諸鬪將聞き已りて愁憂せり、何んぞ苦しむこと乃ち爾るやと、先きに鬪の因縁にて殆くして脱するを得たり、今復た往かば或は能く命を失せん、我等已に佛を請じ三月衣食湯藥を辦ず、我等若し以つて布施せざれば衆僧布施を失ひ我等は福徳を失ふ、我等先きに物を施さんと欲して今布施する何んぞ苦しまん、我等常に施法をして絶えざらしめば僧の福田中に恒に福徳を作す、僧は施物を得我等は福を得と、即ち前に許せる布施物を出し多く、衣襖四二を持して祇陀林中四三に到り、捷槌四四を打てり、諸比丘言はく何を以つて打つやと、鬪將答へて言はく諸大徳集まれ、我れ此の衣を以つて衆僧に布施せんと、諸比丘言はく、佛我等の未だ自恣せざる夏月内に安居衣を分つを聽したまはずと、諸鬪將言はく、我等は官人にして他に屬し

【四一】自恣までに尙十日の日數あること。

【四二】衣襖、襖は幘と同、フキンなり。

【四三】捷槌(Sankha)、鐘なり。

す、自の房舎中には好床榻衣服臥具あり、諸婦皆好衣服環釧瓔珞華鬘莊嚴身具あり、官の給する所の麩皆充足するを得たり、是の因縁を以つての故に諸鬪將漸漸に大富多饒し金銀財寶奴婢人民種種成就せり、破斯匿王は是の富人を以つて圍繞さるる故に王の威徳あり衆の敬仰する所たり。

爾の時波斯匿王小國の反叛あり、諸鬪將に語れり、汝等彼に往いて折伏して便ち還れと、是の諸將中に深く佛を敬する者あり、弓頭に澆水囊を著け是の念を作せり、若し水の虫有るに値へば當に澆して之れを飲むべしと、是の中に佛法を信ぜざる者あり、嫉妬心を生じ往いて波斯匿王の所に到りて言はく、是の中某甲の諸鬪將は弓頭に澆水囊を著けて是の念を作す、有虫水に値へば當に澆して之れを飲むべしと、是等王を誑すなりと、王の言はく、云何んが是れ等小虫中に於いて是の如き憐愍心あり何に況んや人に於いてをやと、王言はく喚び來れと、即ち往いて之れを喚ぶ、王の言はく汝等實に澆水囊を以つて弓頭に繋ぎ是の念を作すや、水の虫有るに値へば當に澆して之れを飲まん、答へて言はく實に爾りと、王言はく汝等我を誑すかと、鬪將言はく云何んぞ王々誑せん、王言はく汝等小虫に於いて尙憐愍心あり何に況んや人に於いてをやと、鬪將言はく虫に何んの過あらん、王に於いて若し過有らば當に知るべし我等王の爲に之れを治すべしと。王是の念を作せり、或は人の淨潔を喜ぶ有故ならん、何んぞ必ずしも殺虫を畏れんと、王言はく將めて陣前に至れと、即ち將めて陣前に至る、是の諸鬪將或は慈心三昧を得るあり慈心力に入るが故に是の賊陣を破りて即時に折伏せり、王賊を破るを聞ききて大いに歡喜せり、爾の時諸鬪將賊を破り已り還りて王の所に到り長跪して言はく、大王常勝なりと、是の語を作し已りて王の前に在りて立てり、王即の時償して財物聚落田宅人民を賜ひ更に倍々供給せり、爾の時諸鬪將富貴轉た増し多饒にして金銀財寶奴婢人民種種増益せり、王是の人を以つて圍繞さるる故に威徳轉た勝れ衆倍々敬仰せり。

諸鬪將是の念を作せり、我等の富貴具足するは皆達摩提拏比丘尼に因つての故なり、我等何んぞ

【10】澆水囊(Parishtanna)、水中にある虫を飲み殺さざる爲に水を澆して飲む囊なり、比丘六物の一にして遊行の時常に持すべきなり。

所の衣食湯藥の直是の物いづに去るやと、比丘答へて言はく是れ夏の初月諸比丘是の物を分ちて餘處に去きて安居せりと、估客言はく我れ分ちて餘處に安居せしむる爲の故に與へず、我等此の處に住する爲の故に與へて供養を受けしむるなりと、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣く説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け夏の初月に安居物を分つやと、佛爾の時但だ呵責して未だ結戒したまはず。

(2) 佛又舍衛國に在しき、爾の時波斯匿王に鬪將千人あり、五百人を一營と作す、皆な弊壞の垢衣を著し無色無徳なり、自の房舍中には好床榻、臥具無し、諸鬪將の婦も亦好衣服・環・釧・瓔珞・華鬘・莊身具なし、正しく官を得しめて、廩食を供給するも又充足せず、是の人飲食を喜び人の客すれば酒を嗜み鬪諍せり、或る時は啼哭し或る時は戲笑し跳躑し大喚せり、達摩提那比丘尼有り、是の處に近く住し是の大音聲鬪亂を以つての故に是の比丘尼の坐禪讀經を妨げたり、時に達摩提那比丘尼鬪將の婦の所に往いて問ふて言はく、汝等の夫何を以つて弊壞の垢衣を著し無色無徳にして自の房舍中には好床榻臥具なく汝等も亦好衣服環釧瓔珞華鬘嚴具なく、設ひ官を得しめて供給するも又充足せざるや、汝の夫飲食を喜び人の客すれば酒を嗜みて鬪諍し或は啼哭し戲笑し或は跳躑し大喚し我が坐禪讀經を妨ぐ、汝何んぞ遮せざるやと、答へて言はく何んぞ能く之れを制せん、設し遮せしむれば先に得る所の飲食の餘も更に復た得ず、善人若し當に呵すれば或は能く受用せんと、達摩提那比丘尼語を聞き已りて去りて飲食を乞覓せり、時時諸鬪將中の大力勢の者を請じて食を與へて之れを誘ひ、信心ありて能く語を信受するを知れば即ち語りて言はく、諸聚落主、汝等佛に歸依し法に歸依し僧に歸依せよと、是れ語を信受するが故に即ち佛法僧に歸依せり、佛法僧に歸依するが故に復た飲酒を喜ばず、亦酒客を延致するを喜ばず、鬪諍を喜ばず、復啼哭・戲笑・跳躑・大喚を喜ば

gana (臥具) glāṇayācāyā-
dheṣṭijjā-ṇīcchāṇā (病器具、
藥器具) をあべ。

【三五】原文「我等不爲方故與使餘處安居」にして上の如く讀むは無理なるも文意によりてかく譯す。

【三六】安居物、安居中所用のものとして供養されたるもの。

【三七】波斯匿王 (Pāṇḍita-
ra Pressanāhita)、勝光或は勝軍
と譯す、憍薩羅國王なり。

【三八】廩食、俵穀、ふち米なり。

【三九】達摩提那 (Dhammā-
nā)。

いては「是れ」^三 一拘盧舍、北方國に於いては則ち半拘盧舍なり、「疑有る處」とは疑とは是の中に物を失ふこと、乃ち一水器を失ふに至るまでなり、「畏あり」とは是の中に怖畏有ること乃ち惡比丘を畏るるに至るまでなり、「若し比丘三衣中「随つて」一の衣を以つて界内の家中に著く」とは衣とは三衣を名く、若しは僧伽梨若しは鬱多羅僧若しは安陀會なり、「六夜離衣して不犯」とは若しは僧伽梨を離し若しは鬱多羅僧を離し若しは安陀會を離するなり、「尼薩耆波夜提」とは是の衣は應に捨すべく波夜提の罪は應に悔過すべきなり。

三、是の中犯とは比丘第六夜に應に還りて衣を取り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し比丘衣を取り來らず衣所に往かず、餘衣を受けされば第七夜の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。

三「三月過ぎ」とは謂はく夏は四月あり、三月過ぎると雖も而も後安居の人は日猶ほ未だ滿たざる故に「未だ八月に滿たず」と言ふなり。(二十六事竟る)

27 過前受急施衣過後著戒 (五七b)

一、(1)佛舎衛城に在しき、爾の時舎衛の估客諸聚落に遊べり、市利の爲の故に、道中に一僧坊の閑靜遠離なるを見、估客中に入りて比丘僧の少なきを見て比丘に問ふて言はく此の中に比丘何を以つて少なきやと、比丘答へて言はく汝知らずやと、估客言はく云何んと、比丘言はく是の處極越の衣食湯藥を供給する無し、是の故に比丘僧少なきなりと、估客言はく我れ等は是の處を修治し衣食湯藥を供給せんと欲すと、是の諸估客即時衣食湯藥の直を留め已りて便ち去り諸處を遊行せり、諸比丘夏の初月是の物を分ちて去り餘處に安居せり、是の估客利を得て行還し是の僧坊を見て是の念を作せり、此れは是れ我等の供養する所の處なり、當に中に入りて幾人有りて安居するやを看るべし、或は衣食湯藥を乏しくなる所有れば當に更に供給すべしと、即ち入り已りて比丘の轉た少なきを見て問ふて言はく、此の中に比丘何を以つて轉た少なきやと、比丘言はく汝知らずや、是の中檀越の衣食湯藥の直を供給する無し、是の故に減少せるなりと、估客言はく、我等の先きに供給する

差支の爲おくれたるものは五月十六日に入り八月十五日に出る、これを後安居と云ふ、
【未だ歲滿たず】とは後安居の人のついて云ふとの意なり、有部律にはこの戒の規定を後安居をなすものに對するものとし「阿蘭若處に在りて住し後安居を作さんに……」と云ふ。
【二〇】五百弓、僧祇に「五肘の弓にて五百弓」と云ふ、五肘は姫周尺にて九尺、故に五百弓は四千五百尺、唐尺にて三十六百尺、即ち十町なり。
【二一】註五の四六參照。
【二二】三月過者云云、已下の二十九字は原本に夾註とせざるも宋元明三本は夾註とし、宮本には缺く、これ當然の下に存すべき戒文の註にしてこゝにあることは後に附加されしことを示すものなる故に三本に隨ひ夾註とせり。
【二三】MOOĀKĀYĀVA B. (特別施衣戒)四分、僧祇二十八、五分、十八、有部、二十、戒。
【二四】四事供養、比丘の必須品として四事をあげこれを供養することは常に説かるものにして本律には衣食湯藥とせざるも普通衣食、飲食、臥具、湯藥、式は房衣、衣服、飲食、湯藥とす、巴利には常に、*ghāṇā* (衣服) *ṭṭhāṇa* (飲食) *paṇṇā-*

ざれば突吉羅なり、自ら力を以つて鬪諍して奪ひ得れば尼薩耆波夜提、得ざれば突吉羅なり、他をして力を出し鬪諍して奪はしめ得れば尼薩耆波夜提、得ざれば突吉羅なり。若し彼れを折伏せんと欲するが故に暫く奪ふは不犯なり。(二十五竟る)

26 有難蘭若離衣戒 (五七 a)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時長老毘訶比丘僧伽梨を安陀林中に留め上下衣を著して城に入りて乞食後に僧伽梨を失し還り覺めて得ず、諸比丘に向ひて説けり、我れ僧伽梨を安陀林中に留めて城に入り乞食し後便ち失し還り覺めて得ず、我れ當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに毘訶に問ひたまへり、汝實に僧伽梨を安陀林中に留め上下衣を著して城に入り乞食し後に僧伽梨を失し還り覺めて得ず諸比丘に向ひて説けるや、諸長老我れ僧伽梨を安陀林中に留め上下衣を著して城に入り乞食し後僧伽梨を失し還り覺めて得ず、我れ當に云何んすべきと、答へて言はく實に爾り世尊と、佛種種の因縁もて所往の所に隨ひて衣鉢と俱なるを讚歎し是の如き言を作したまへり、若し比丘少欲知足なれば衣は形を蔽ふに趣り、食は命を活かすに趣り、所往の處に隨ひて衣鉢を俱にして常に安樂住なり、譬へば鳥の飛ぶに所往の處に隨ひて毛翹共俱なるが如く比丘も亦爾り、所往の處に隨ひて衣鉢と俱にして常に安樂住なりと、佛種種の因縁を以つて衣鉢と俱なるを讚歎し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘 三月過ぎ未だ八月に至らず、未だ歲に満たず、若し阿練兒比丘阿練兒處に在りて住せんに疑・怖・畏有り是の比丘三衣中一一の衣を以つて 界内の家中に著かんと欲す、此の比丘因縁ありて界外に出でんに離衣宿は六夜に齊る、是れを過ぎて宿せば尼薩耆波夜提なり。

二、「未だ歲に満たず」とは 後安居なり、「阿練兒處」とは聚落を去る 五百弓なり、摩迦陀國に於

【六】 bhaveta 有難戒

四分、巴利律、二十九、五分律十六、梵本、二十八、有部律二十七、僧祇、二十九戒第一捨墮參照。

【七】 三月過未至八月未滿歲、前安居の三月(四月十六日—七月十五日)過ぎて後安居の竟る八月十五日に未だ至らず、從つて未だ歲を滿たさざる時、即ち前安居竟りて後迦提月の一ヶ月間は戒の多き時なる故に林間中(阿練兒)に住するものは三衣の中の一衣は俗家中に預けることを得、用事ありて界外に出る時も六夜は殊に離衣宿あるを得る規定なり。

【八】 界内、原文界外となるも三本及び宮本は界内とし五分にも界内とする故にこれによる、四分及び僧祇には單に「家内」及び「舍内」と云ふのみ、巴利には antigghara

と云ふ、界内の家」の意と見るべし。薩婆多論によればこれを「衆僧の界内若しけ白衣の舍」とす。

【九】 後安居、普通安居には四月十六日に入るものなるも

へり、跋難陀釋子佛の夏末月に二月他國に遊行せんと欲したまふを聞けり、聞き已りて弟子達磨に語れり、佛夏末月に二月他國に遊行せんと欲したまふ、今我れ汝と共に佛の前に在りて他國に遊行せん、我等當に多く衣食諸臥具を得て闕かざるべしと、達磨言はく去くこと能はずと、何を以つての故に、我れ佛に縦ひて他國に遊行し數々佛に見え數々大徳比丘に見えんと欲す、他に因つての故に法を聞くことを得んと、跋難陀言はく、汝我れと共に去くを欲せずやと、答へて言はく去かずと、跋難陀言はく去かざれば我が衣を還し來れと、弟子言はく和上衣を已に我れに與へたりと、跋難陀言はく、我れ他事を以つての故に汝に與へず、汝に與ふるは我が事の爲の故なり、汝實に去くを欲せずやと、答へて言はく實に去くを欲せずと、跋難陀即ち還た衣を奪ひ取れり。是の弟子 祇陀槃那の門間に在りて立ちて啼けり、佛祇陀槃那に入り達磨を見たまへり、佛知つて故らに達磨に問ひたまへり、汝何んが故に啼くやと、即ち佛に向ひて廣く上事を説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀釋子に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け他比丘に衣を與へ後に瞋恚嫌恨して便ち還た奪ひ取るやと、種種に呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘他比丘に衣を與へて後 瞋恚嫌恨 一若しは自ら奪ひ若しは人を使して奪はしめん、我が衣を還し來れ、汝に與へずと、是の衣を得れば尼薩耆波夜提なり。

二、「自ら奪ふ」とは自身に奪ふなり、「人をして奪はしむ」とは他人をして奪はしむるなり、「尼薩耆波夜提」とは是の衣は應に捨すべく波夜提の罪應に悔過すべきなり。

三、是の中犯とは若し比丘他比丘に衣を與へて後瞋恚嫌恨して便ち奪ふ、若し能く奪ひて得れば尼薩耆波夜提なり、若し得ること能はざれば突吉羅なり。人をして奪はしめ得れば尼薩耆波夜提、得

【註】 祇陀槃那 (Ghṛitvāna) 祇園 (祇園) のこと。

【註】 瞋恚嫌恨 (kṛpita anātī bhāvanā) 怒り悦ばざること。

(3) 又比丘往いて織師に語る、汝知るや不や、是の衣は我が爲めに織る、汝好く織れ我れ汝を益せずと、是の比丘得れば突吉羅なり。若しは言はく廣く織れ、若しは言はく極好に織れ、若しは言はく淨く織れ汝を利益せずと、皆突吉羅なり。若しは言はく好く織り廣く織れ、若しは言はく好く織り極好に織れ、若しは言はく好く織り淨く織れ、若しは言はく廣く織り極好に織れ、若しは言はく廣く織り淨潔に織れ、若しは言はく極好に織り淨く織れ汝を益利せずと、皆突吉羅なり。若しは言はく好く織り廣く織り極好に織れ、若しは言はく好く織り淨潔に織れ、若しは言はく極好に織り淨潔に織れ、若しは言はく好く織り廣く織り淨潔に織れ、若しは言はく好く織り極好に織り淨潔に織れ汝を利益せずと、皆突吉羅なり。若しは言はく好く織り廣く織り極好に織り淨潔に織れ汝を利益せずと、皆突吉羅なり。

(4) 若し比丘往いて織師に語りて言はく、汝知るや不や、是の衣は我が爲に織る、汝好く織る莫れ我れ汝を益せずと、突吉羅なり。若しは言はく廣く織る莫れ、若しは言はく極好に織る莫れ、若しは言はく淨潔に織る莫れ、我れ汝を益せんと、皆突吉羅なり。若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ極好に織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ、若しは言はく廣く織る莫れ淨潔に織る莫れ、若しは言はく極好に織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ淨潔に織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ淨潔に織る莫れ、若しは言はく極好に織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ淨く織る莫れ、若しは言はく廣く織る莫れ、極好に織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ淨潔に織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ淨く織る莫れ、若しは言はく廣く織る莫れ、極好に織る莫れ淨く織る莫れ、若しは言はく好く織る莫れ淨く織る莫れ極好に織る莫れ淨く織る莫れ汝を利益せずと、皆突吉羅なり。若し比丘自有のものを織師をして織らしむるは不犯なり。(二十四事竟る)

25 華 衣 戒 (五六〇)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時跋難陀釋子に共行の弟子あり、達磨と名け善好有徳たり、時に跋難陀釋子暫く割截衣を與へて著せしむ、爾の時佛自恣竟り夏の末月二月他國に遊行せんと欲したまふ。

【三】 *otvāna nechintāna* n.
(奪衣戒) 五分律、十三、僧祇、二十四戒。

【三】 割截衣 (*bhinnagāyā*)、袈裟は其の相小片に割截せるものを綴り合はせて作れる故に云ふ。

提なり。若しは言はく極好に織れ當に多少汝を益せんと、尼薩耆波夜提なり。若しは言はく淨潔に織れ當に多少汝を益せんと、尼薩耆波夜提なり。若しは言はく好く織り廣く織れ、當に多少汝を益せんと、尼薩耆波夜提なり。若しは言はく好く織り極好に織れと若しは言はく好く織り淨く織れと、若しは言はく廣く織り極好に織れと、若しは言はく廣く織り淨く織れと、若しは言はく極好に織り淨く織れ、當に多少汝を益せんと、尼薩耆波夜提なり。若しは言はく好く織り廣く織り極好に織れと、若しは言はく好く織り廣く織り淨潔に織れと、若しは言はく廣く織り極好に織り淨潔に織れ當に多少汝を益せんと、皆尼薩耆波夜提なり。若しは言はく好く織り廣く織り極好に織り淨潔に織れ我れ當に多少汝を益せんと、皆尼薩耆波夜提なり。

(2) 又比丘往いて織師に語る、汝知るや不や、是の衣は我が爲に織る、汝好く織る莫れ、我或ひは多少汝を益せんと、是の比丘得れば尼薩耆波夜提なり。若し比丘往いて織師に語りて言はく是の衣は我が爲に織る、汝廣く織る莫れ、或ひは多少汝を益せんと、尼薩耆波夜提なり。若しは言はく極好に織る莫れ、或ひは多少汝を益せんと、尼薩耆波夜提なり。若しは言はく淨く織る莫れ、或ひは多少汝を益せんと、尼薩耆波夜提なり。若しは言はく好く織る莫れ、廣く織る莫れと、若しは言はく好く織る莫れ、淨く織る莫れと、若しは言はく廣く織る莫れ極好に織る莫れと、若しは言はく廣く織る莫れ淨く織る莫れと、若しは言はく極好に織る莫れ淨く織る莫れ、或ひは多少汝を益せんと、皆尼薩耆波夜提なり。若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ極好に織る莫れと、若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ淨く織る莫れと、若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ淨く織る莫れ、或ひは多少汝を益せんと、皆尼薩耆波夜提なり。若しは言はく好く織る莫れ廣く織る莫れ極好に織る莫れ淨く織る莫れ或ひは多少汝を益せんと、皆尼薩耆波夜提なり。

廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて跋難陀を呵責せり、云何んが比丘と名け非親里の人と同意を作すやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘の爲の故に非親里の居士居士婦織師をして衣を織らしめん、是の比丘先きに請ぜられずして便ち往いて織師に語りて言はく、汝知るや不や、是の衣は我が爲の故に織る、汝好く織り、極好に織り、廣く織り、淨潔に織れ、我れ當に多少汝を益せんと、是の比丘若しは自ら語り若しけ人をして語らしめて後時若しは食を與へ若しは食直を與ふれば、好の爲の故に、尼薩耆波夜提なり。

二、「比丘の爲に」とは跋難陀釋子の爲なり、「非親里」とは、親里は父母兄弟姉妹男女乃至七世因縁あるを名く、是れに異なる非親里と名く、「居士居士婦」とは白衣の男子を居士と名け白衣の女人を居士婦と名く、「織師」とは男・女・黃門・二根のものなり、「衣」とは 白麻衣・赤麻衣・翅夷羅衣・芻麻衣・儕奢耶衣・欽婆羅衣・劫貝衣なり、「先きに請ぜられずして」とは是の居士先きに所須あらば來りて取れと語らざるなり、「同意を作す」とは是の居士我が所須に隨ひて瞋らずと信するなり、「織師に好く織れと語る」とは 稍稍に織らしむるなり、「廣く織れ」とは極廣に織らしむるなり、「極好に織れ」とは好織に織らしむるなり、「淨潔に織れ」とは織く淨潔に織らしむるなり、「食若しは似食を與ふ」とは 食とは五種あり、謂はく飯・麩・麩・魚・肉なり、似食とは亦五種あり、謂はく糜食・粟食・籩・麥食・莠子食・迦帥食なり、「食直」とは食物を買ふ可きなり、「尼薩耆波夜提」とは是の衣應に捨すべく波夜提罪應に悔過すべきなり。

三、(1)是の中犯とは若し比丘織師の所に往いて言く是の衣は我が爲の故に織る、汝好く織れ我當に少多汝を利益せんと、尼薩耆波夜提なり。若し言はく廣く織れ當に多少汝を益せんと、尼薩耆波夜

【一七】 已下註五の五二以下參照。

【一八】 已下註六の五二以下參照。

【一九】 稍稍、少しづつ、丁寧の意なるべし。

【二〇】 五種正食、所謂五種蒲闍尼食 (pakka bhogjanī) にして比丘が時中 (夜明より日中まで) に食し得る正食である、四分律には飯、麩、乾飯、魚肉とし五分律に、飯、乾飯、餅麩、魚、肉とし、律祇律に麩、麩、飯、魚、肉とし、巴利律に、oḍḍana (飯) kammaṇṇa (團子の如く丸ちたる食物) sattu (麥粉) maochho (魚) manna (肉) とする、これより見て上の麩は kammaṇṇa 麩は乾飯と同じく sattu にして僧祇の麩なりとすべきであらう。

【二一】 五種似食、僧祇に五雜正食と云ふものにして糜はかゆ、こごめ、麩は大麥、或はふすま、莠は稷に似たる草、迦帥は碎麥なり。

比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中親里より乞ふは不犯、非親里より乞ふは突吉羅非親里をして織らしむるは尼薩耆波夜提、自から織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。不犯とは一 波梨（二五）を織り若しは 禪帶（二六） 腰帶（二七）を織り若しは一 杼（二八）兩杼（二九）は不犯なり。（二十三事竟。）

24 勸織師増衣法（五五）

一、佛舍衛國に在しき、爾の時一居士有り跋難陀釋子の爲の故に織師をして衣を織らしむ、跋難陀是の事を聞き往いて織師に語りて言はく、汝知るや不や、是の衣は我が爲に織るなり、汝じ好く織り廣く織り極好に織り淨潔に織れ、我れ當に少多汝を利益せん、若しは食、若しは似食若しは食直もと、織師言はく、大徳我等の是れを學するは利を得んと欲するが故なり、若し我れに少多の利を與ふれば當に汝の爲に好く織り廣く織り極好に織り淨潔に織らんと、跋難陀言はく善しと、時に織師便ち爲に好く織り廣く織り極好に織り淨潔に織り多く經緯を費せり、居士覺り已りて織師に語りて言はく、何んぞ以つて經緯を用ふること多きやと織師答へて言はく減ぜず偷せず織り竟りて自ら共に稱看せん、今是の衣好く織り廣く織り極好に織り淨潔に織れる故に多く經緯を費すなりと、居士言はく誰か汝を約勸して是の如く織らしむるやと、織師言はく、跋難陀釋子なりと、居士言はく但だ是れを好織せよと、居士の先きに辨ぜし所の縷更に再三倍を用ゐて乃ち衣を成するを得たり跋難陀釋子に與へ已りて瞋恚呵責せり、諸沙門釋子は自ら善好にして功德有りと言ひ何んぞ以つて乃ち能く時を知らず量を知らざるや、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、我れ先きに辨ぜし所の縷再三倍を用ゐて乃ち衣を成するを得たり、此れは是れ我等衰惱し利を失へり、何んぞ以つて是の滿し難く養ひ難く厭足するを知らず少欲ならざる人を供養せん。

是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の居士の呵責を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて

【二三】 波梨。明らかならず。
【二四】 禪帶、禪を修する時にする帶。
【二五】 腰帶。所謂帶なり、南方には *Kyrbandhana* とし

【二六】 杼ははた織の器具にして杼糸を通すものい。

【二七】 *muktavāra*、大織師戒、巴利、第二十七戒、五分

十二、鼻奈耶、二十九、偈祇二十七戒。第八及び第九捨墮參照。

夜提、若しは自ら織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘親里より縷縷を乞ひ親里非親里をして織らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中親里より乞ふは不犯親里をして織らしむるも亦不犯非親里をして織らしむるは尼薩耆波夜提、自ら織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘非親里より縷を乞ひ非親里をして織らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中非親里より縷を乞ふは突吉羅、非親里をして織らしむるは尼薩耆波夜提、自ら織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘非親里より縷を乞ひ親里をして織らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中非親里より縷を乞ふは突吉羅、親里をして織らしむるは無犯、自ら織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘非親里より縷を乞ひ親里非親里をして織らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中非親里より縷を乞ふは突吉羅、親里をして織らしむるは不犯、自ら織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘親里非親里より縷を乞ひ親里非親里をして居らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中親里より乞ふは不犯、非親里より乞ふは突吉羅、親里をして織らしむるは不犯、非親里をして織らしむるは尼薩耆波夜提、自から織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘親里非親里より縷を乞ひ親里をして織らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中親里より乞ふは不犯、非親里より乞ふは突吉羅、親里をして織らしむるは不犯、自から織り比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘親里非親里より縷を乞ひ、非親里をして織らしめ若しは自から織り若し比丘

諸聚落主織師をして我が爲に衣を織らしめよと、是の諸貴人即ち織師に語れり、是の比丘の與に衣を織れ、我れ汝に衣價を與へんと、是の織師此の貴人の命に依りて住す、敬畏するが故に違逆すること能はず、但だ衣を織る時瞋恚し呵責して言はく、沙門釋子は自ら善好有徳を言ひ、貴人に依恃して我れをして虚しく作らしむ、食無く價無く亦福德恩分無し、是の我等衰惱し利を失ふ、是の滿し難く養ひ難く少欲ならず足るを知らざる人に値遇せりと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の呵責を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け自ら縷を乞ひて非親里の織師をして衣を織らしむるやと、種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘自行いて縷を乞ひ非親里の織師をして織らしむれば尼薩耆波夜提なり。

二、「自ら乞ふ」とは或は五十波羅を得或は百波羅を得乃至一兩を得るなり、「縷」とは麻縷・毛縷・獨麻縷・劫貝縷なり、「非親里」とは親里は父母兄弟姊妹兒女乃至七世因縁のものを名け是れに異なるを非親里と名く、「織師」とは若しは男・女・黃門二根なり、「尼薩耆波夜提」とは是の物は應に捨すべく波夜提の罪は應に悔過すべし。

三、是の中犯とは若し比丘親里より縷を乞ひ若しは親里をして織らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼をして織らしむ、是の中親里より乞ふは不犯、親里をして織らしむるも亦不犯、自ら織るは突吉羅を得、比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむるは皆突吉羅なり。若し比丘親里より縷を乞ひ非親里をして織らしめ若しは自ら織り若しは比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼をして織らしむ、是の中親里より乞ふは不犯、非親里の織師をして織らしむるは尼薩耆波

【八】 自行乞縷 (amoraṃ sutta-
ni vāṇiyeṭṭhi)。

【九】 波羅、註七の一五參照。

【一〇】 已下註五の五二以下參照。

【一一】 織師 (bandhāvā)。

鉢を取りて之れを行じ次に第二上座の所に到りて問ふて言く、是の鉢を須ふるや不やと、若し須ふと言はば應に與ふべし、又應に第二上座の鉢を取り次に第三上座に問ふべし。第三上座に問ふ時若し第一上座心に悔して還た自ら鉢を索む、佛言はく與ふべからずと、若し上座強いて取れば應に還奪し上座に突吉羅の悔過を作すを教ゆべしと。若し是の鉢を第一上座取らざれば應に次第に行遍し若し是の満水の鉢を都て人の取る無ければ乃ち應に彼の比丘に還與すべし、若し人の是の鉢を取る者あれば應に是れを取る人の鉢を次に遍く之れを行すべし、若し是の鉢を取る者無ければ乃ち以つて彼の比丘に與へ是の如く教へて言ふべし、「汝是の鉢を畜へ乃ち是の鉢を破るに至るまで地に著くこと莫れ、石上に著くこと莫れ、高處に著くこと莫れ、屋漏處に著くこと莫れ、土埴上に著くこと莫れ、持して大小便處に至るべからず、持して浴室に入るべからず、糞沙牛屎を以つて洗ふべからず、若し鉢濡れば便ち擧ぐべからず、ただ乾かしむるべからず、故らに打破すべからず、用ゐて手面を澳洗すべからず、好く守護し是の破因縁を以つての故に求覓し坐禪讀經行道を妨廢すること莫れと。」「尼薩耆波夜提」とは是の鉢は應に捨すべし、波夜提の罪應に悔過すべし。

三、早の中犯とは若し比丘鉢未だ破れざれば更に新鉢を乞ふべからず、若し乞ふて得れば尼薩耆波夜提なり、得ざれば突吉羅なり。若し比丘鉢破れて一綴すべきは若しは綴するも若し未だ綴せざるも更に乞ふべからず、若し乞ひて得れば尼薩耆波夜提、得ざれば突吉羅なり。若し比丘鉢破れ兩綴三綴四綴すべきは若しは綴し若しは未だ綴せざるも更に乞ふべからず、若し乞ひて得れば尼薩耆波夜提、得ざれば突吉羅なり。若し比丘鉢破れ五綴すべきは更に新鉢を乞ひ若し得るも得ざるも不犯なり。(二十二事竟)

23 自乞鉢使非親糞戒 (五五)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘丘自ら糞を乞ひ持して富貴の人の舍に到り是の言を作せり、

【4】uttovāṇṇitī v (七米戒) 利第二十六、五分、十一鼻奈耶律二十八、僧祇、二十六戒。

を著へて乃ち破るゝに至れど、是の事應に爾かすべきなり。

二、(1)「所用の鉢」とは先きに受用する所の食鉢なり、「鉢」とは三種あり、上中下なり、上とは三鉢他の飯、一鉢他の羹、餘の可食物半羹を受くる、是れを上鉢と名く、「下鉢」とは一鉢他の飯、半鉢他の羹、餘の可食物半羹を受くる、是れを下鉢と名く、餘は中鉢と名く、大より大に、小より小なるは名けて鉢となさず、「減五綴」とは四綴三綴二綴一綴なり、一故の爲とは是の比丘滿し難く養ひ難く足るを知らず少欲ならざる故なり。

(2)「是の鉢應に比丘衆中に捨すべし」とは是の鉢應に中に水を盛滿し僧中に之れを行じ、應に是の唱言を作すべし、諸長老集まれ、今滿水鉢を作さんと欲すと、諸比丘應に即時に各々自ら先きに受用する所の鉢を持して來り一處に集まれ、是の時諸比丘更に餘鉢を受くるを得ず、若し諸比丘是の時に於いて更に餘鉢を受くれば突吉羅罪を得、僧和合し已りて先きに應に滿水鉢を行する人の羯磨を作すべし、一比丘應に僧中に唱言すべし、諸長老、誰か能く是の滿水鉢を行する者と、若し比丘我れ能くせんと言はんは是の比丘若し五惡法を成就すれば行鉢人に作さしむるべからず、何等を五惡とす、欲に隨ひて行じ、瞋に隨ひて行じ、怖に隨ひて行じ、癡に隨ひて行じ、行を不行とを知らざるなり、若し五善法を成就する者は應に行鉢人と作さしむべし、欲瞋怖癡に隨はず、行と不行とを知る、是の比丘を應に行鉢人に作さしむべし。是の中一比丘即時唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲比丘能く滿水鉢を行する人と作る、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、某甲比丘滿水鉢を行する人と作るを」と、是の如く白す、是の如く白し羯磨を作す、「僧今某甲比丘の滿水鉢を行する人と作るを聽し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然たるが故に、是の事はの如く持す」と。若し是の比丘滿水鉢を行する人と作れば應に鉢に水を盛滿し初に應に先づ第一上座比丘の所に至りて問ふて言へ、上座是の鉢を須ふるや不やと、若し上座須ふと言はば應に上座に與ふべし、是の人應に上座の

【三】是事應爾(ayam tattva s. andi)「これの場合正しき方法なり」の意。

【四】減五綴(āṇapāṇhan-dhana)、接目が五ヶ所に達せよのこと。

【五】註、六の五四参照。

【六】是鉢應比丘僧中捨(ānābhī-dhana sa patto b ikh-paṭisāya nissajjābbo)。

卷の第八 (二誦之二)

三十尼薩者法を明すの四

22 乞鉢戒 (五四〇)

一、佛舎婆提に在しき、爾の時跋難陀釋子一估客の子と共に市巷中を行き一肆上に好瓦鉢の圓正可愛なる有るを見たり、見已りて貪著し估客の子に語れり、汝是の瓦鉢の圓正可愛なるを看るやと、答へて言はく實に爾りと、估客の子言はく汝是れを須うるや不やと、答へて言はく得んことを欲すと、即便ち買ひて與へたり、跋難陀釋子是の鉢を得已りて舎衛城を出で祇洹中に入り諸比丘に示して言はく、諸長老汝等是の瓦鉢の圓正可愛なるを看るやと、諸比丘言はく、實に好なり汝何こより得たりやと、跋難陀比丘に向ひて是の事を廣説せり、諸比丘問へり、先きに用ふる所の鉢有りや不やと、答へて言はく先きのもの有りやと、又言はく、此の鉢を用ふるを爲さんやと、答へて言はく、先きのもの有り今有り何んの患有らんやと、是の中比丘あり、少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け先きに用ふる所の鉢あり、更に新鉢を乞ふやと、種種呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀釋子に問ひたまへり、汝實に是の事を作すやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け先きに用ふる所の鉢あり更に新鉢を乞ふやと、種種に呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘所用の鉢破れんに、減五綴にして更に新鉢を乞へば、好の爲の故に、尼薩者波夜提なり、是の鉢は應に比丘僧中に捨すべく、此の衆中の最下鉢を應に是の比丘に與へ是の如く教へて言ふべし、汝比丘是の鉢

【一】 Unāraṅgābandha s. (減五綴戒) 五分律第十九戒、前戒參照。

【二】 舎婆提 (Savatthi)、舎衛城に同じ。

に得て前を畜へ後を捨つ、八日に得九日に更に得て前を畜へ後を捨つ、九日に得十日に更に得、是の鉢十日の時應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘一日に鉢を得て畜へ二日に得ず三四五六七八九十日に得ず是の鉢十日の時應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘一日に鉢を得て畜へ二日に更に得三四五六七八九十日に更に得て畜ふ、是の鉢十日の時皆應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。

(2) 若し比丘鉢有り、應に捨すべくして未だ捨せず罪未だ悔過せず次續未だ斷ぜざるに更に鉢を得れば是の後の鉢は尼薩耆波夜提を得、本鉢の因縁の故に。又比丘應に捨すべき鉢を已に捨し罪未だ悔過せず次續未だ斷ぜざるに更に鉢を得れば是の後の鉢は尼薩耆波夜提なり、本鉢の因縁の故に。又比丘應に捨すべき鉢有りて已に捨し罪已に悔過し次續未だ斷ぜざるに更に鉢を得れば是の後の鉢は尼薩耆波夜提なり、本鉢の因縁の故に。又比丘應に捨すべき鉢あり、已に捨し罪已に悔過し次續已に斷じ更に異鉢を得れば不犯なり。(二十一竟る)

す。「尼薩耆波夜提」とは是の鉢は應に捨すべし、波夜提の罪は應に悔過すべし。

三、(1) 六二 是の中犯とは若し比丘一日に鉢を得て畜へ二日に捨し、二日に得て畜へ三日に捨し、三日に得て畜へ四日に捨し、四日に得て畜へ五日に捨し、五日に得て畜へ六日に捨し、六日に得て畜へ七日に捨し、七日に得て鉢へ八日に捨し、八日に得て畜へ九日に得て畜へ十日に捨し、十日に得て畜ふれば十日の時是の鉢應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘一日に鉢を得二日に更に得一を畜へ一を捨つ、二日に得三日に更に得一を畜へ一を捨つ、二日に得三日に更に得一を畜へ一を捨つ、四日に得四日に更に得一を畜へ一を捨つ、四日に得五日に更に得一を畜へ一を捨つ、五日に得六日に更に得一を畜へ一を捨つ、六日に得六日に更に得一を畜へ一を捨つ、七日に得八日に更に得一を畜へ一を捨つ、八日に得九日に更に得一を畜へ一を捨つ、九日に得するに更に得、是の鉢十日の時に皆應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘一日に鉢を得二日に更に得て後を畜へ前を捨つ、二日に得三日に更に得て後を畜へ前を捨つ、三日に得四日に更に得て後を畜へ前を捨つ、四日に得五日に更に得て後を畜へ前を捨つ、五日に得六日に更に得て後を畜へ前を捨つ、六日に得七日に更に得て後を畜へ前を捨つ、七日に得八日に更に得て後を畜へ前を捨つ、八日に得九日に更に得て後を畜へ前を捨つ、九日に得十日に更に得十日の時是の鉢皆應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘一日に鉢を得二日に更に得て前を畜へ後を捨つ、二日に得三日に更に得て前を畜へ後を捨つ、三日に得四日に更に得て前を畜へ後を捨つ、四日に得五日に更に得て前を畜へ後を捨つ、五日に得六日に更に得て前を畜へ後を捨つ、六日に得七日に更に得て前を畜へ後を捨つ、七日に得八日に得

【六二】 已下第一捨墮長衣戒參照。

べしと、淨人比丘に語らん是の物を比丘に與へんと比丘言はく此れは是れ不淨物なり、若し淨なれば當に受くべしと、若し同心の淨人を得ざれば應に用ゐて四方僧の臥具を作るべし。是の比丘應に僧中に入りて言ふべし諸大徳我れ種々に賣買して波夜提の罪を得たり、我れ今發露し覆藏せず悔過すと、僧應に問ふべし汝是の物を捨するや不やと、答へて言はく已に捨すと、僧應に問ふべし汝罪を見るや不やと答へて言はく罪を見ると、僧應に語るべし汝今發露し覆藏せず悔過す、後に復作る莫れと。若し未だ捨せずと言へば僧應に約敕して捨せしむべし、若し僧約敕せざれば一切の僧突吉羅を得、若し僧約敕して捨せざれば是の比丘突吉羅を得。若し此れに賤にして彼れに貴なれば賣りて利有りとも雖ども不犯なり、本利の爲ならざる故に。(二十事竟る)

21 畜長鉢過限戒 (五三〇)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘多く鉢を畜へ積聚して垢を生ず破壊すれば用ゐざるが故に、是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず六群比丘を呵責せり、云何んが比丘と名づけ多く鉢を畜へ積聚して垢を生じ破壊すれば用ゐざるやと、是の如く呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまふ、實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種々の因縁もて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ多く鉢を畜へ積聚して垢を生ずるや、破壊すれば用ゐざるが故にと、種種呵責し已りて諸比丘に語りたまふ、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘 長鉢を畜へんに十日に至るを得、是れを過ぎて畜ふれば尼薩耆波夜提なり。

二、「鉢」とは三種有り、上中下なり、上鉢とは三鉢他の飯、一鉢他の羹餘の可食物の半羹を受くる、是れを上鉢と名づく。下鉢とは一鉢他の飯半鉢他の羹、餘の可食物の半羹を受くる、是れを下鉢と名づく。若し餘は中鉢と名づく、若しは大より大若しは小より小なる鉢は名づけて鉢と爲さ

【六】 此の地(或は時)に價安くして彼の地にて高くこれを賣りて利ありとも本來利を得るの目的には賣買するに非らざれば無罪なりの意。

【五】 *patthā* (鉢戒)五分律第二十戒。第一捨墮參照。

【四〇】 長鉢(*atthekapatha*)、餘分の鉢なり。
【六一】 鉢他(*patthā*)量の名、一升と露す四分律には斗と譯す。

に隨つて波夜提を得。

(2) 佛言はく今日より若し共に物を買へ前人心に悔すれば應に還し自ら本物を取るべきを聽すと、時に六群比丘佛の共に物を買へ心に悔すれば應に還し自ら本物を取るべきを聽したまへるを聞けり、聞き已りて故らに半月一月他の衣を著し色を壞失し然して後悔を索む、悔を索むる時他與へず、是れに因つて鬪諍し相言し相罵し相打し種々の事起れり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく七日の内に悔ゆる者は應に還すべし、若し七日を過ぎれば還すべからずと。

賣衣人あり衣を持して行賣せり、六群比丘少價を以つて他の貴衣を求む、賣衣人言はく汝何んの爲の故に少價を以つて我が貴價衣を索むるや、若し衣價を知らざる人なれば則ち我が衣を輕賤し、我が衣價を減ぜんと、佛言はく減價して他の貴衣を索むべからず、若し減價して他の貴衣索むれば突吉羅なり、若し實に是の物を須うれば審かに思量して言へ、我れ爾所の物を以つて買はんと、若し彼れ與へざれば更に應に再び語るべし、若し復與へざれば又應に三たび語るべし、若し三たび索めて與へず、比丘是の物を須ふること急なれば應に淨人を覓めて是の物を買はしむべし、若し淨人市價を知らざれば比丘當に先に教ふべし、爾所の物を以て是の物を買へと、當に是の物幾許を索む、汝好く思量し看よと教ふべし。佛言はく今日より衆僧中に衣を賣らんに未だ三唱せざれば應に益便するを聽すと。益價の時比丘心に悔す我將に彼の衣を奪すること無けんやと、佛言はく三唱未だ竟らざるに益價するは不犯なりと。

(3) 若し比丘利の爲の故に鐵錢を以て種種に賣買すれば尼薩耆波夜提なり。若比丘利の爲の故に銅錢、白鐵錢、鉛錫錢、樹膠錢、皮錢、木錢を用つて種々に賣買すれば皆尼薩耆波夜提なり。

(4) 是の比丘種々に賣買せる物若少なれば應に棄すべし、若し多ければ設し同心の淨人を得れば應に淨人に語りて言ふべし、我れ是の如き是の如き因縁を以つて取る可からず是の物を汝應に取る

【五】 衆僧中賣衣未三唱應益價……衆僧中にて衣を競賣する時ある價にて買はんと一比丘が三唱せざる中はその價を増して他比丘が買ふも差支なしと意なり、僧祇に「若し衆僧中にて物を賣らんに價を上ぐるを得、取らんに無罪なり」と云ふものこれに相當する次文の意は、一比丘が價をつけて居る時他比丘がその價を上げて買ふはんとしてこれ他比丘より奪ふことにならずやと疑へることなり。

【五七】 已下賣買せる物の處分法を説く。

に喜ばず、佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^{いな}やと、答へて言^{こと}さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け種種の賣買事を作すやと、佛是の如く呵し已りて諸比丘に語りたり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘 種種賣買すれば尼薩者波夜提なり。

二、「種種」とは若しは相似を以つて相似を買ひ若しは不相似を以つて不相似を買ふなり。相似とは鉢は鉢と相似なり、衣は衣と相似なり、澡盥と澡盥と相似なり、戸鉤と戸鉤と相似なり、時藥と時藥と相似なり、夜分藥と夜分藥と相似なり、七日藥と七日藥と相似なり、終身藥と終身藥と相似なり、是れを相似を用つて相似を買ふと名く、不相似とは鉢と衣とは不相似なり、鉢と澡盥、戸鉤、時藥、夜分藥、七日藥、終身藥と不相似なり、衣と澡盥と不相似なり、戸鉤、時藥、夜分藥、七日藥、終身藥及び鉢は不相似なり、澡盥と戸鉤と不相似なり、時藥と夜分藥、七日藥、終身藥、鉢、衣は不相似なり、戸鉤は時藥と不相似なり、夜分藥、七日藥、終身藥、鉢、衣、澡盥は不相似なり、時藥は夜分藥乃至戸鉤と不相似なり、夜分藥は七日藥と不相似なり、乃至時藥と不相似なり、七日藥は終身藥と不相似なり、乃至夜分藥と不相似なり、終身藥は鉢と不相似なり、乃至七日藥と不相似なり、是の故に不相似を用つて不相似を買ふと説く。「尼薩者波夜提」とは是の物は應に捨すべく、波夜提の罪は應に悔過すべし。

三、(1)是の中犯とは若し比丘利の爲に故に買ひ已りて賣らざるは突吉羅なり、若し利の爲の故に賣りて買はざるも亦突吉羅なり、若し利の爲の故に買ひ已りて還た賣るは尼薩者波夜提なり。若し比丘是の可捨物の若しは金を用つて銀を買ひ、銀を用つて錢を買ひ、錢を用つて穀を糶ひ、糶を用つて物を買ふに是の物若し噉ふくくんば口口突吉羅を得、是の物若し衣を作して著すべくんば著する

【四】 種種賣買者 (vāṇijyā-kāraṇakāraṇī) 賣買は交換の意も含む。

【五】 澡盥、手洗ひ鉢なり。

【五】 時藥 (vāṇijyā) 午前中(時)食し得べき食物。

【五】 夜分藥 (yamakālikā-dhā) 日中より初夜(午後六時—十時)まで飲むことを得る藥類。

【語】 七日藥 (sattahakālikā-dhā) 病人の爲に七日間奮ふるを聽された美食、酥、油、蜜、石蜜(砂糖)なり。

【五】 終身藥 (vāṇijyā-kāraṇī) 鹽、胡椒の如く生涯奮へることを聽されたるもの、盡善藥とも云ふ。

し已れり、梵志即ち翅彌樓染の欽婆羅を脱して跋難陀に與へ跋難陀は常欽婆羅を與へたり。梵志常欽婆羅を著して梵志の精舍に到れり、諸梵志見已りて語りて言はく、汝の翅彌樓染の欽婆羅んぞ去るやと、答へて言はく他と買へて去ると、誰と共に買えたるやと、答へて言はく跋難陀となりと、跋難陀と汝と何んの因縁有る故に共に買ゆるやと、答へて言はく我れ本白衣の時善知識にして深く相愛念するが故に共に買へたりと、諸梵志言はく、跋難陀釋子は汝を調欺せり、是の梵志言はく、若しは欺き若しは調ふるも我れ已に共に買へたりと、諸梵志復た言はく、是の翅彌樓染の欽婆羅は大いに價有りて是の常欽婆羅の比に非すと、是の梵志言はく、貴價なりと雖も我れ已に與に買へたりと、諸梵志復言はく、汝じ駛り往いて是の翅彌樓染の欽婆羅を取り來り我等をして木榜を立てて汝を治せしむる莫れと。是の梵志即の時怖畏して是の念を作せり、同學或は能く木榜を立てて我を治せんと、便ち跋難陀釋子の所に到り是の言を作せり、跋難陀我に翅彌樓染の欽婆羅を還せ、此の欽婆羅を汝に還さんと、跋難陀言はく、已に共に買へ竟れりと、梵志言はく汝我を欺き我を調へたりと、跋難陀言はく設ひ欺調せしむるも買へること已に決了せりと、梵志又言はく、翅彌樓染の欽婆羅は大價にして是の汝の常欽婆羅の比に非すと、答へて言はく價大なるも不大なるも買已に決了せりと、又言はく跋難陀、我が諸同學言はく若し翅彌樓染の欽婆羅を得て還らざれば當に木榜を立てて汝を治せんと、汝當に我れに還し來れ、諸同學をして木榜を立てて我れを治せしむること莫れと、跋難陀言はく、若し木榜を立てて汝を治するも若しは更に餘も何んぞ我が事に豫せん、買已に決了せり終に、汝に與へすと、是の梵志急索して得ず、諸有の佛法を信ぜざる人は是の事を説くを聞き妬心を以つての故に呵責して是の言を作せり、沙門釋子自ら善好有徳を言ふ、云何んが出家人と名けて故らに餘の出家人を欺調するやと、諸有の信人も亦復呵責せり、云何んが比丘と名け種種の賣買事を作すやと、是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心

【咒】 木榜、榜はむちなり。

白鐵錢、鉛錫錢、樹膠錢、皮錢、木錢を用つて種種に用ふれば皆突吉羅なり。

(2) 若し比丘種種に寶を用ゐんに若し少なければ應に棄つべし、若し多くば設し同心の淨人を得れば應に是の人に語りて言ふべし、「我れ不淨を以つての故に取るべからず、汝應に取るべし」と、淨人は是の物を取り已りて比丘に語つて言はん、「是の物を比丘に與へん」と、比丘言はく「此れは是れ不淨物なり若し淨なれば當に受くべし」と、若し同心の淨人を得されば應に用ゐて四方僧の臥具を作るべし。是の比丘應に僧中に入りて言ふべし、「諸大徳、我れ種種に寶を用ゐて波夜提罪を得たり、我れ今發露す、覆藏せず悔過す」と、僧應に問ふべし、「汝是の寶を捨せしや不や」と、答へて言はく「已に捨せり」と、應に問ふべし、「汝罪を見るや否や」と、答へて言はく「罪を見る」と、僧應に語るべし、汝是の罪を發露悔過す、後に復作すこと莫れと。若し未だ捨せずと言はば僧應に約勅して捨せしむべし、若し僧約勅せざれば一切の僧突吉羅を得、若し僧約勅して捨せざれば是の比丘突吉羅を得、若し籌量して未だ決せざるは不犯なり。(十九事竟る)

20 販 賣 戒 (五二・B)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時一梵志あり、翅彌樓染の欽婆羅を著せり、是れ跋難陀釋子を舊知識にして共に事せり、時に跋難陀遙かに梵志の翅彌樓染の欽婆羅衣を著せるを見たり、是の衣を見已りて貪著心を生ぜり、梵志跋難陀の所に到り共に樂なりや不やを相問訊し一面に在りて坐せり、跋難陀梵志に語りて言はく、汝の欽婆羅好し可愛なりと、答へて言はく實に好まうと、跋難陀言はく我れに與ふ可けんや、我れ此の常欽婆羅を持して汝に與へんと、梵志言はく我れ自ら用ふ須しと、跋難陀復言はく、汝梵志の法裸形にして無徳なり、何んぞ好衣を用ゐて爲さんと、梵志言はく我れ用ゐて臥す須しと、跋難陀又言はく、我れ本時好物あれば汝に與へざる者無く汝も亦好物ありて我れに與へざる者なし、汝今出家し已りて意に慳貪心を懷生し本の如からずやと、時に跋難陀苦責數

【七】 *kaṃvikkayaṃ* 物品交換戒(五分律第二十八戒、解脱戒經第十八戒、前戒參照)。
【八】 翅彌樓染、梵、*śaṃḍā-varṇā* (好色、錦色)? 巴利律には跋難陀が僧伽梨を赤く美しく染めて着せり(*saṃuttarā supparikkamaṃketaṃ kaṭṭhā parivā*)と云ふ。

不作に易へ、若しは相を用つて相に易へ若しは相を用つて不相に易へ若しは相を用つて相、不相に易へ、若しは不相を用つて不相に易へ、若しは不相を用つて相に易へ若しは不相を用つて相、不相に易へる、是れを種種と名く。「用ふ」とは五種あり、^{四六}若し言はく此の物を取れ、此の中より取れ、爾所を取れ、此の人より取れと、持來、持去、賣、買も亦是の如し。復五種あり、彼の物を取れ、彼の中より取れ、爾所を取れ、彼の人より取れと、持來、持去、賣、買も亦是の如し。此の物とは若しは金若しは銀なり、此の中より取るとは若しは芻麻を取り若しは憍施耶を取るなり、爾所を取るとは若しは五十を取り若しは一百を取るなり、此の人より取るとは若しは男、女、黃門、二根人より取るなり、持來、持去、賣、買も亦是の如し、彼の物を取るとは若しは金若しは錢なり、彼の中より取るとは若しは芻麻を取り若しは憍施耶を取るなり、爾所を取るとは若しは五十を取り若しは一百を取るなり、彼の人より取るとは若しは男、女、黃門、二根人より取るなり、持來、持去、賣、買も亦是の如し。「尼薩耆波夜提」とは是の物應に捨すべく、波夜提の罪應に悔過すべきなり。

三、(1)是の中犯とは若し比丘作を用つて作に易へば尼薩耆波夜提、作を用つて不作に易へ、作を用つて作、不作に易へ、不作を用つて不作に易へ、不作を用つて作に易へ、不作を用つて作、不作に易へれば皆尼薩耆波夜提なり。若し相を用つて相に易へ、若しは相を用つて不相に易へ若しは相を用つて相、不相に易へ、若しは不相を用つて不相に易へ、若しは不相を用つて相に易へ、若しは不相を用つて相、不相に易へれば皆尼薩耆波夜提なり。若し此れを取れと言へば尼薩耆波夜提なり、若しは此の中より取れとは尼薩耆波夜提なり、若し爾所を取れとは尼薩耆波夜提なり、此の人より取れとは尼薩耆波夜提なり、若しは持來、持去、賣、買亦是の如し。若し彼れを取れと言へば尼薩耆波夜提なり、若しは彼の中より取れ若しは爾所を取れ、彼の人より取れと云ふは皆尼薩耆波夜提なり、持來、持去、賣、買も亦是の如し。若し比丘鐵錢を用つて種種に用ふれば突吉羅を得、銅錢

【四六】已下の意は「用ふ」に五種あり、取、持來、持去、賣、買にして、取るには、此の物を取る、此の中より取る、爾所を取る、此の人より取る等の四種あり、又彼の物を取る等の四種あり、持來、持去、賣、買にも同様二種の四種ありと云ふことなり、(薩婆多論參照)爾所とは「それだけ」の意なり。

は是れ不淨物なり、若し淨なれば當に受くべしと。若し同心の淨人を得ざれば應に用ゐて四方僧の臥具を作るべし。是の比丘應に僧中に入りて言ふべし、「諸大徳、我れ自ら手に寶を取り波夜提罪を得たり、我れ今發露し覆藏せず悔過す」と、僧應に是の比丘に問ふべし、「汝是の寶を捨するや不や」と、答へて言はく「已に捨す」と僧應に問ふべし、「汝罪を見るや不や」と、答へて言はく「罪を見る」と、僧應に語りて言ふべし、「汝是の罪發露悔過す、後に復作すこと莫れと。若し未だ捨せずと言はば僧應に約勸して捨せしむべし、若し僧約勸せざれば一切僧突吉羅を得、若し僧約勸して捨てざれば是の比丘突吉羅を得。若し籌量して未だ決せざるは不犯なり。(十八事竟る)

18 寶 戒 (五一。)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘先に捨する所の寶にて種種の用を作せり、房舎を起こして金肆、客作肆、銀銅肆、治珠肆を作らしめ、象群、馬群、駱駝群、牛群、驢群、羊群、奴婢、子弟人民を畜へたり、是の中人あり、諸人民の田業を強奪して賣りて比丘に與へたり、諸の失居業者瞋恚呵責して是の言を作せり、沙門釋子は自ら善好有徳を言ひ種種の寶を用ゐて肆を作り賣買することと王の如く大臣の如く異なる無しと、是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六種比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け種種の寶を用ふるやと、佛種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與めに結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘種種に 寶を用ふれば尼薩耆波夜提なり。

二、「種種」とは若しは作を用つて作に易へ、若しは作を用つて不作に易へ、若しは作を用つて作、不作に易へ、若しは不作を用つて不作に易へ若しは不作を用つて作に易へ、若しは不作を用つて作、

【四三】 rūpiyasapvohara s(金錢寶買戒)、五分律第廿九戒。前戒參照。

【四五】 用賣、巴利、梵本同じ rūpiyasapvoharam samā-pujieyya (寶物の賣買をなせば)とする、他の漢譯もこの意に譯し、四分は「賣買寶物」とし五分律は「以金銀及錢種種賣買」とし有部律は「出納求利」とす。

18. 畜錢寶戒 (五一)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘自ら手に寶を取れり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子は自ら善好有徳を言ひて云何んが自ら手に寶を取ること王の如く大臣の如きやと。是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け自ら手に寶を取るやと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘自ら手に寶を取り若しは他をして取らしむれば尼薩耆波夜提なり。

二、「寶」とは名けて金銀と爲す、是の二種の若しは 作、若しは不作、若しは 相若しは不相なり、「取る」とは五種有り、手を以つて他手より取り、若しは 衣、衣を以つて他の衣より取り、若しは器を以つて他器より取り、若しは是の中に著けと言ひ、若しは是の淨人に與へよと言ふなり。「尼薩耆波夜提」とは是の物は應に捨すべく、波夜提の罪は應に悔過すべきなり。

三、(1)是の中犯とは若し比丘手にて手より取り、衣にて衣より取り器にて器より取り若しは是の中に著けと言ひ若しは是の淨人に與へよと言ふは皆尼薩耆波夜提なり、若しは作若しは不作を、若しは相若しは不相を他より取れば皆尼薩耆波夜提なり。若し比丘自ら手にて鐵錢を取れば突吉羅、若し 銅錢、白鐵錢、鉛錫錢、樹膠錢、皮錢、木錢を取れば皆突吉羅なり。

(2)佛言はく、自ら手に寶を取るに若し少ならば應に棄つべし、若し多くば設し同心の淨人を得れば應に是の人に語りて言ふべし、我れ不淨なるを以つての故に是の寶を取るべからず、汝應に取るべしと、淨人は是の寶を取り已り比丘に語りて言はん、此の物を比丘に與へんと、比丘言はく、此れ

【三八】 rūpiya 金、錢、五分、第三十戒、解脫戒經第二十戒。

【三九】 寶、巴利、有部、僧祇五分、四分皆これ戒に寶を云はず、金 (gāṅṅaṃ) 錢 (rūpiya) 或は金、銀、錢等と云ふ、然るに梵文には svahaṅgaṃ rūpiyaṃ udghaṅṅiyat... (自手にて寶を取れば...) とす。
 【四〇】 若作若不作、作 (kaṇṭha) とは器物に作つたもの、不作 (attha) とは器物に作らぬ寶そのものを云ふ。
 【四一】 若相若不相、薩婆多論によれば相とは字相を作り或は印相を作つたもの、不相とは然らざるものとす。
 【四二】 衣、衣襦なり。
 【四三】 巴利律には銅錢 (dohā-masaka) 木錢 (dārumasaka) 樹膠錢 (jātumāsaka) を云ふ。

若しは染し若しは撃し若しは洗染し若しは洗撃し若しは染撃し若しは洗染撃すれば皆尼薩耆波夜提なり。若し比丘往いて非親里比丘尼に我が爲に染せよ洗する勿れ撃する勿れと語り若し爲に染すれば尼薩耆波夜提なり、若しは洗し若しは撃し若しは洗染し若しは染撃し若しは洗染撃すれば皆尼薩耆波夜提なり。若し比丘往いて非親里比丘尼に我が爲に撃せよ洗する勿れ染する勿れと語り若し爲に撃すれば尼薩耆波夜提なり、若しは洗し若しは染し若しは洗染し若しは洗撃し若しは染撃し若しは洗染撃すれば皆尼薩耆波夜提なり。

(2) 若し比丘非親里比丘尼有り、是れを親里と謂ひ語りて羊毛を洗染撃せしめん若し比丘尼爲に洗し若しは染し若しは撃すれば尼薩耆波夜提なり。若し非親里比丘尼有り、是れを比丘、式又摩尼、沙彌、沙彌尼、出家、出家尼と謂ひ語りて洗染撃せしめん若し爲に洗染撃すれば尼薩耆波夜提なり。若し比丘非親里比丘尼有り、是れを親里か非親里かと疑ひ語りて洗染撃せしめん若し洗染撃すれば尼薩耆波夜提なり。若し是れを比丘か非比丘か式又摩尼か非式又摩尼か沙彌か非沙彌か沙彌尼か非沙彌尼か出家か非出家か、出家尼か非出家尼かを疑ひ語りて洗染撃せしめん若し爲に洗染撃すれば尼薩耆波夜提なり、若し比丘親里比丘尼有り、非親里と謂ひ語りて洗染撃せしめん若し爲に洗染撃すれば突吉羅なり。若し是れを比丘式又摩尼、沙彌沙彌尼出家出家尼と謂ひ語りて洗染撃せしめん若し爲に洗染撃すれば皆突吉羅なり。若し比丘親里比丘尼有り、是れ親里か非親里かと疑ひ語りて洗染撃せしめん若し爲に洗染撃すれば突吉羅なり。若し是れを比丘か比丘尼か比丘尼か式又摩尼か非式又摩尼か沙彌か非沙彌か沙彌尼か非沙彌尼か出家か非出家か出家尼か非出家尼かと疑ひ語りて洗染撃せしめん若し爲に洗染撃すれば皆突吉羅なり。若し比丘親里非親里の比丘尼有り、若しは謂ひ若しは疑ひ語りて不淨毛の謂はく駱陀手鬘羊毛、雜毛を洗染撃せしむれば突吉羅なり。不犯とは親里なり。(十七事竟る)

提」とは是の羊毛は應に捨すべく、波夜提は應に悔過すべし。

三、(1)是の中犯とは若し比丘往いて非親里比丘尼に我が爲に羊毛を浣染摩せよと語り、若し比丘尼爲に浣せば比丘尼薩耆波夜提なり、若し染せば尼薩耆波夜提なり、若し摩せば尼薩耆波夜提なり。若しは浣染し若しは浣摩し若しは染摩し若しは浣染摩すれば皆尼薩耆波夜提なり。若し比丘往いて非親里の比丘尼に我が爲に浣染し如しは摩せると語り若し爲に浣せば尼薩耆波夜提なり。若し染せば尼薩耆波夜提なり、若しは摩し若しは浣染し若しは染摩し若しは浣染摩すれば皆尼薩耆波夜提なり。若し比丘往いて非親里の比丘尼に我が爲に浣染し如しは染せよと語り若し爲に浣せば尼薩耆波夜提なり。若し摩すれば尼薩耆波夜提なり、若しは浣染し若しは染摩し若しは浣染摩すれば皆尼薩耆波夜提なり。若し比丘往いて非親里比丘尼に我が爲に浣染し摩する勿れと語り、若し爲に浣すれば皆尼薩耆波夜提なり、若し染すれば尼薩耆波夜提なり、若しは浣染し若しは染摩し若しは浣染摩すれば皆尼薩耆波夜提なり、若し比丘往いて非親里比丘尼に我が爲に染摩せよ浣する勿れと語り若し比丘尼爲に染すれば尼薩耆波夜提なり、若し摩すれば尼薩耆波夜提なり、若し浣すれば尼薩耆波夜提なり、若しは浣染し若しは染摩し若しは浣染摩すれば皆尼薩耆波夜提なり。若し比丘往いて非親里比丘尼に我が爲に浣せよ染する勿れと語り若し爲に浣すれば尼薩耆波夜提なり、

中に著きて持ち去るは不犯なり。(十六事寛る)

17 使非親尼染羊毛戒 (五〇b)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時迦留陀夷先の羊毛の分を得て持して 王闍比丘尼精舎に詣れり、到り已りて諸比丘尼をして一處に集めしめて是の言を作せり、能く我が與に是の羊毛を摩治、洗染するや不^なやと、迦留陀夷大名聞威德力勢有りて諸比丘尼敬畏するを以ての故に違逆する事能はず、是の言を作せり、大徳但だ地に放きて去れと、迦留陀夷即ち留めて去る、諸比丘尼羊毛を取つて摩治洗染し已り染色手に著けり。爾の時 摩訶波闍波提瞿曇彌比丘尼衆多の比丘五百人と俱に王國精舎を出で往いて佛所に詣り頭面禮足して一面に立てり、是の五百の比丘尼も亦頭面作禮して一面に立てり、佛諸比丘尼の手に染色有るを見て佛知つて故らに瞿曇彌比丘尼に問ひて言はく、何が故に諸比丘尼の手に染色有るやと、瞿曇彌答へて言はく、世尊我^{三六}等の求むる所異なり、作す所異なりと、佛言はく瞿曇彌、云何んが求むる所異なり作す所異なるやと、瞿曇彌是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛言はく、汝等實に所求異なり所作異なると、佛爾の時瞿曇彌比丘尼衆の與に種種の法を説き示教利喜し已りて默然として住したまへり、時に瞿曇彌比丘尼衆佛の說法已れるを知り頭面禮足し右遶して去れり、諸比丘尼去りて久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひ給へり、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて迦留陀夷を呵責したまへり、云何んが比丘と名け非親里の比丘尼をして羊毛を洗染摩せしむるやと、是の如く種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如へ説くべし。

若し比丘非親里比丘尼をして羊毛を洗染摩せしむれば尼薩着波夜提なり。

二、「非親里」とは親里は母、姉、妹乃至七世因縁のもの、是れを除くを非親里と名く、「尼薩着波夜

【三〇】 elakadomadhovijana^三。(洗羊毛戒)五分律、第廿六戒第五捨墮參照。

【三一】 王闍比丘尼精舎 (Bajja-karama)。

【三二】 摩訶波闍波提瞿曇彌 (Mahapajapati Gotami) 釋尊の姨母にして最初の比丘尼、摩訶波闍波提は大愛道と譯す、瞿曇彌は釋迦種族の姓にして女性なり、男性は瞿曇 (Gotama) なり。

【三三】 我等所求異、所作異、有部律に「應に作すべきを作さず、翻りて餘事を作して今我れ之れを爲せり」と云ふ。

【三四】 洗染摩、洗は洗ふなり (dhovana) 染はそむるなり (rajanu)、摩はほどきさばくこと梳つること (vijitana)。

車聲を聞くを喜ばず、是の估客遙かに諸比丘の來るを見て心に喜びて是の念を作せり、是の羊毛必ず當に失はず當に以て是の比丘僧に布施すべしと、是の念を作し已りて諸比丘に語り、共に一處に集れ我れ是の羊毛を以て衆僧に布施せんと、僧即時に集る、居士布施し已りて去れり。諸比丘各各分を作せり、比丘肩上に擔去する有り、比丘脊上に負去る有り、比丘手に持して去る有り大聚落中を経て過ぎるに諸前行の估客諸比丘の羊毛を持して來るを見心に嫉妬を生じ是の呵責の言を作せり、汝等何處にて是の毛を買ひ來り何處に販去し何處に坐肆せんと欲するや、是れ利を得ると爲すや利を得ざると爲すやと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の估客の呵責を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣く説けり。佛是の事を以て比丘僧を集め知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不_なやと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種々の因縁を以て呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ自ら羊毛を擔ひて三由延_{さんゆうえん}を過ぎるやと、佛是の如く種々の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以ての故に比丘の與に結戒せん今よりは是の戒應に是の如く説く可し。

若し比丘道中を行き羊毛を施すを得んに比丘須ふれば自ら取りて持ち去ること乃ち三由延_{さんゆうえん}に至れ、若し人の代る無ければ、是れを過ぎて擔へば尼薩耆波夜提_{にさつぎはやだい}なり。

二、若し二比丘羊毛を得て待ち去らんに六由延に至るを得、若し三比丘は九由延に至るを得、若し四比丘は十二由延に至るを得若し五比丘は十五由延に至るを得、是の如く人の多少に隨ひて一人三由延に至るを得。尼薩耆波夜提とは是の羊毛は應に捨すべし、波夜提の罪は應に悔過すべし。

三、是の中犯とは若し比丘自ら羶羊毛_{とうやうもう}を持して去るに三由延を過ぐれば尼薩耆波夜提なり、若し比丘比丘尼、式叉摩尼、沙彌沙彌尼をして持ち去らしむれば三由延を過ぐれば突吉羅なり、若し比丘羶羊毛を持して耳上に著きて去り若しは耳中に著き若しは咽下に著き若しは鬣_{えん}を作し若しは針線囊

【三】 由延(Orhina)、由旬、踰繕那とも寫す、里程の單位にして王者一日の軍行里程、舊傳に四十里(六町一里)とし又は三十里とする。

【三】 若無人代、比丘の爲に運搬する人無ければ三由延は自ら持して差支なしの意、巴利に *amāsa bhārad* (持者無くば)とす。

持して遍く諸房を觀するに一房戸を開いて捨敷具有り是の房中に滿ち衣架垂曲せるを見たり、見已りて是の念を作せり、多く是の捨敷具ありて復た用ゐず、諸施主は血肉を乾竭して布施作福するなり、若し比丘少しく取れば善し、云何んか諸比丘をして是の故敷具を用ゐしめ諸施主の布施をして福を得しめんと、復た是の念を作せり、我れ當に諸比丘に新敷具坐具を作るに故敷具の周匝一修伽陀磔手を用ふるを聽さん、壞色の爲の故に、是の因縁を以つて故敷具を用ふることを得施主福を得んと、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘二五 新敷具坐具を作らんには應に二六 故敷具の周匝一修伽陀磔手を取るべし、壞色の故に、若し比丘新敷具坐具を作るに故敷具の周匝一修伽陀磔手を用ゐて壞色せざれば、好の爲の故に、尼薩耆波夜提なり。

二、尼薩耆波夜提とは是の敷具坐具は應に捨すべく、波夜提罪は應に悔過すべし。

三、是の中犯とは若し比丘新敷具坐具を作らんと欲すれば應に故敷具の周匝一修伽陀磔手を取るべし、壞色の故に、若し取りて作らば善し、若し取りて作さざれば尼薩耆波夜提なり。若し減して取りて作ること乃至半寸なれば突吉羅、若し一修伽陀磔手を過ぎるを取りて作れば不犯なり。若し故敷具を以つて新敷具坐具上に遍著するは不犯なり。(十五事竟る)

16 持羊毛過限戒(四九)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘估客と共に遊行し憍薩羅國より舍衛國に向へり、諸估客滿車に羈羊毛を載せ險道中に到り、一估客の車軸折れ手脚傷破せり、是の估客諸伴に語りて言はく汝等各各我が爲に少多是の羊毛を載せ都失せしむる勿れと、諸估客言はく我等の車各自滿重せり若し汝の爲に載せば亦當に俱に失せんと、諸估客悉皆捨て去れり。是の估客一面に在りて立ち愁憂して是の車物を守れり。諸比丘隨ひて後より來れり、二因縁を以ての故に一には塵身に塗る爲に、二には

【二五】 敷具坐具(nīlānassa-nthata)

【二六】 故敷具(parīṇasaṅghata) 前の敷具なり。

【二七】 周匝(samanta) 周圍なり。

【二八】 修伽陀磔子、註三の七五、八一參照。

【二九】 壞色(d bhayyakarava) 好色を故意に惡色にすること、これ貪著心を除かんが爲にして袈裟の色を褐色に染むるも壞色なり。

【三〇】 ekakuloma s (羊毛戒) 五分、廿六。

捨し若しは捨せずして更に新敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。(十四事竟)

15 不帖坐具戒 (四九b)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時一居士あり、佛及び僧に明日の食を請ぜり、佛默然として請を受けたまふ、居士佛の受けたまへるを知り已りて坐より起ちて頭面禮足し右邊して去れり、還歸りて竟夜諸の淨潔多美の飲食を具し、辨じ已りて晨朝坐具を敷き使を遣して佛に白せり、時到食具さに已に辨ぜり唯佛時を知りたまへと、諸の比丘僧は居士の舍に往き佛は自房に住して食分を迎へたまへり、佛の常法として若し衆僧請を受けて去れば佛戸鑰ニヒを持して房より房に至り諸房舍を觀たまふ、是の時諸比丘居士の舍に入り已る、佛戸鑰ニヒを持して房より房に縦り遍く諸房を觀じたまひ一房戸を開きて捨敷具有り是の房中に滿ち衣架垂曲せるを見たまふ、見已りて是の念を作したまへり多く是の捨敷具有りて復用ゐず、諸婆羅門居士血肉を乾竭して布施作福するなり、若し比丘少しく取れば善し、何の因縁を以つて諸比丘をして是の捨敷具を用ゐしめ諸施主の布施をして福を得しめんと。復是の念を作したまへり、我れ今諸比丘に新坐敷具を作るに是の故敷具を用ゐて周匝一修伽陀磔ツクシ手を作るを聽かん、壞色の故に、是の因縁を以つて故敷具を用ゐるを得諸施主福を得んと、佛是の念を作し已りて戸を閉ぢニヒ、櫪ニヒを下りて自房に還り本處に坐したまへり。

爾の時居士衆僧の坐し竟るを見て自手に行水し淨潔多美の飲食を自恣に飽滿せしめ已れり、居士僧の手を洗ひ鉢を攝め竟れるを知り一小床を取つて僧前に在つて坐し説法を聽かんと欲せり、上座説法し已りて起ち去り、餘比丘も次第に隨ひて去り還りて佛所に詣り頭面禮足して一面に坐せり。

諸佛の常法として比丘僧食より還れば是の如く勞問したまふ、諸比丘飲食多美にして僧満足せりや不なやと、即ち是の如きを以つて問訊したまへり、諸比丘満足するや不なやと、諸比丘言さく、世尊飲食多美にして衆僧満足せりと、佛諸比丘に語りたまふ、汝等衆僧居士の舍に入り已りて我れ戸鑰を

【三】 nisīdamsantāna 座具戒五分、二十五。

【三】 竟夜 (Cemā nattiya na onyena) 盡夜とも譯す、その夜中の意。

【三】 戸鑰、戸の鍵なり。

【三】 櫪、ノキなり。

三、是の中犯とは若し比丘何んらの歳に敷具を作るに隨ひて即ち是の歳更に新敷具一九を作るは突吉羅、二〇作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し何んらの歳に敷具を作るに隨ひて若し二歳三四五六歳に至りて更に新敷具二〇を作らんに若し作るは突吉羅、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し比丘何んらの歳に敷具を作るに隨ひて即ち是の歳故敷具を捨て更に新敷具を作らんに若し作るは突吉羅、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し何んらの歳に敷具を作るに隨ひて若し二三四五六歳に至りて故敷具を捨て、更に新敷具を作らんに若し作るは突吉羅、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し比丘何んらの歳に敷具を作るに隨ひて若し二三四五六歳に至りて故敷具を捨て、更に新敷具を作らんに若し作るは突吉羅、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し何んらの歳に新敷具を作るに隨ひて若し二三四五六歳に至りて故敷具を捨てずして更に新敷具を作らんに若し作るは突吉羅、作り竟らば尼薩耆波逸提なり。若し比丘何んらの歳に敷具を作るに隨ひて即ち是の歳若しは故敷具を捨て若しは捨てずして更に新敷具を作らんに若し作るは突吉羅、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し何んらの歳に敷具を作るに隨ひて若し二歳三四五六歳に至りて若しは故敷具を捨て若しは捨てずして更に新敷具を作らんに若し作るは突吉羅、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し比丘何んらの歳に敷具を作るに隨ひて即ち是の歳更に新敷具を作らんと欲する時突吉羅を得、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し何ん等の歳に敷具を作るに隨ひて若し二三四五六歳に至りて若し新敷具を作らんと欲する時皆突吉羅、作り竟れば尼薩耆波夜提なり。若し比丘何んらの歳に敷具を作るに隨ひ即ち是の歳更に新敷具を作り未成にして置き第二歳に至りて當に作り竟る、是の比丘初めに敷具を作る時突吉羅を得、作り竟りて尼薩耆波夜提なり。若し何んらの歳に敷具を作るに隨ひ若し二歳三四五六歳に至りて更に新敷具を作り未成にして置き第七歳に至りて當に作り竟る、初めに作る時突吉羅、作り竟るは無犯なり。若し比丘先きに作る所の敷具の如きは應に人に與へ若しは作淨すべしとて、若し比丘六歳内に故敷具を若しは

【一九】作 (pavogena) 作る動
作、作りつゝあること。
【二〇】作竟 (pajjhānena) 作
りて完成すること。

だ大に若しは太だ小なり、若しは穿壞し若しは縁破れ新敷具を作らんと欲す、我れ僧に從ひ新敷具を作らんことを乞ふ。

第二第三も亦是の如く乞ふ、爾の時僧は應に籌量すべし、若し太だ厚しと言ひて實には厚からざれば羯磨すべからず、若しは太だ薄しと言ひて實には薄からず若しは太だ重しと言ひて實には重からず若しは太だ輕しと言ひて實には輕からず若しは太だ大なりと言ひて實には大ならず若しは太だ小なりと言ひて實には小ならず、若しは穿壞すると言ひて實には穿壞せず、若しは縁破ると言ひて實には破れざれば羯磨を作すべからず、若し穿壞するも還た割補す可き者には羯磨を作すべからず、若し縁破るも還た齒縫す可き者には亦羯磨を作すべからず、若し太だ厚しと言ひて實に厚ければ應に羯磨を作すべし、若しは太だ薄しと言ひ實に薄く若しは太だ重しと言ひ實に重く、若しは太だ輕しと言ひ實に輕く若しは太だ大なりと言ひて實に大なり若しは太だ小なりと言ひて實に小なり、若しは穿壞すと言ひて實に穿壞し、若しは割補すべからずと言ひて實に割補すべからず、若しは縁破れると言ひて實に破れ齒縫す可らざれば應に羯磨を作すべし、是の中一比丘應に僧中に唱言すべし。

大徳僧聽きたまへ、是の某甲比丘の敷具若しは太だ厚く若しは太だ薄く若しは太だ輕く若しは太だ重く、若しは太だ大に若しは太だ小なり、若しは穿壞して割補す可らず若しは縁破れて齒縫す可らず、今僧に從ひて新敷具を作る羯磨を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲比丘に新敷具を作る羯磨を與へんことを、白是の如し。

是の如く白二羯磨せよ。

僧某甲比丘に新敷具を作る羯磨を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然たるが故に、是の事はの如く持す。

と、是れを僧羯磨と名く。

一、佛舎衛城に在しき、爾の時六群比丘多く敷具を作り畜へて言はく、此の敷具は太だ厚し、此の敷具は太だ薄し、此れは太だ輕く此れは太だ重く此れは太だ大に此れは太だ小なり、此れは穿壞し此れは緣破る、此の敷具は擧げて畜へん、朽壞して用ひずと。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞き心に喜はず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名け多く敷具を作り畜へて言はく、此れは太だ厚し此れは太だ薄し此れは太だ輕し此れは太だ重し、此れは太だ大なり此れは太だ小なり、此れは穿壞し此れは緣破る、此の敷具は擧げて畜へん、腐壞して用ひずと、種種呵し已りて佛に向ひて廣く説けり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^なやと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名けて多く敷具を作り畜へて言ふや、此れは太だ厚し此れは太だ薄し、此れは太だ輕し此れは太だ重し、此れは太だ大なり此れは太だ小なり、此れは穿壞し此れは緣破る、此の敷具は擧げて畜へん、腐壞して用ひずと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、

若し比丘新敷具を作らんと欲せば故敷具は必ず六年に満さしめて畜ふべし、若し比丘減六年にて若しは故敷具を捨て若しは捨てずして更に敷具を作らば僧羯磨の者を除きて尼薩者波夜提なり。

二、「僧羯磨」とは若し比丘故敷具若しは太だ厚く若しは太だ薄く若しは太だ輕く若しは太だ重く若しは太だ大に若しは太だ小なり、若しは穿壞し若しは緣破れて新敷具を作らんと欲せば、是の比丘一心和合僧に坐より起ちて偏袒右肩し革屣を脱し胡跪合掌して是の言を作せ。

我れ某甲比丘、故敷具若しは太だ厚く若しは太だ薄く若しは太だ輕く若しは太だ重く若しは太

【一〇】 Chabbasas a. (六年戒) 五分、二十四。

【一七】 減六年 (orena ohamn-
am vassānā) 六年に満たす
しての意なり。
【一八】 僧羯磨 (bhikkhūsa-
nā) 僧伽の許可なり。

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘是の念を作せり、佛結戒して純黒羶羊毛にて敷具を作るを聽したまはず、我れ今當に少白羶羊毛を以つて黒羶羊毛に雜へて敷具を作らんと。是の中比丘あり、少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜はず、種種呵責せり、云何んが比丘と名けて佛純黒羶羊毛にて敷具を作るを聽したまはざるに便ち少白羶羊毛を以つて雜へて敷具を作るやと、種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名けて是の念を作すや、佛純黒羶羊毛もて敷具を作るを聽したまはず便ち少白羶羊毛を以つて雜へて敷具を作らんと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘敷具を作らんに應に、二分は黒、三分は白、四分は下を用ふべし、若し比丘二分の黒三分の白第四分の下を用ひずして敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。

二、「黒」とは四種あり、生黒、藍染黒、泥染黒、木皮染黒なり、「白」とは謂はく脊毛、脇毛、頸毛なり、「下」とは謂はく頭毛、腹毛、脚毛なり、若し四十波羅の敷具を作らば應に二十波羅の純黒羶羊毛、十波羅の白羶羊毛、十波羅の下羊毛を用ふべし、「尼薩耆波夜提」とは是の敷具は應に捨すべく、波夜提の罪應に悔過すべし。

三、是の中犯とは若し比丘黒羶羊毛二十波羅を過ぎること乃至一兩なるも敷具を作れば尼薩耆波夜提を得、若し白羶羊毛を取ること十波羅を過ぎること乃至一兩なるも敷具を作れば突吉羅を得、若し下羊毛を取ること十波羅を減すること乃至一兩なるも敷具を作れば尼薩耆波夜提を得。不犯とは若しは下羊毛を取ること多き、若しは純下羊毛を用ふるは不犯なり。一波羅は此の四兩なり。十三事竟る。

【一〇】二分黒 (dve bhāga su-adhakatikkam ekaḥlomanaṃ) 全黒の四分の二即ち半分の純黒羊毛なり。

【一一】三分白 (tulyaṃ oḍā tinaṃ) 四分の中三分、即ち全量の四分の一の白毛なり。

【一二】第四分下 (Cātthapāṇaṃ) 四分中の第四分、即ち全量の四分の一の下色色なり、下色とは巴利律に云ふが如く羯色の鹿毛なり、四分には尅とす。

【一三】生黒等、前戒註七參照。

【一四】頸、原本に項となるも三本及び宮本に頸とす、有部律には頂邊とする。

【一五】波羅 (paḍa) 重量、支那の四兩に當ると云ふ、巴利律にはツラー (tūla) を出す、百バラが一ツラーなり。

犯なり。(十一事覚る)

12 黒毛臥具戒 (四八八)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘純黒の羴羊毛を以つて敷具を作れり、此の國黒羊毛貴く黒羊毛の縷貴く黒羊毛の氈貴し、諸比丘敷敷をひて居士に語りて言はく、比丘黒羊毛を須う、黒縷黒氈を須うと、諸居士厭患し呵責して言はく、諸沙門釋子は自ら善好有徳を言ひ而も純黒の羴羊毛を以つて新敷具を作る、此の國黒羊毛貴く縷貴く氈貴し、比丘是の黒羊毛を取つて擇摩し布貯し多事多務にして讀經坐禪行道を妨廢すと。是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名け純黒羊毛を以つて新敷具を作るや、此の國黒羊毛貴く縷高く氈貴し、擇摩し布貯し多事多務にして坐禪讀經行道を妨廢すと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘純黒の羴羊毛を以つて新敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。

二、黒羴羊には四種あり、謂はく生黒、藍染黒、泥染黒、木皮染黒是れを四種黒と名づく、「尼薩耆波夜提」とは是の敷具應に捨すべし、波夜提の罪應に悔過すべし。

三、是の中犯とは若し比丘生黒羴羊毛を以つて擇摩し布貯して敷具を作れば尼薩耆波夜提なり、若し藍染、泥染、木皮染を以つて擇摩し布貯して敷具を作らば皆尼薩耆波夜提なり、若し比丘黒羴羊毛、黒羴羊毛縷、黒羴羊毛氈を以つて擇摩し布貯して敷具を作れば皆尼薩耆波夜提なり。不犯とは若しは塔の爲に作り僧の爲に作る、若し已成の者を得るは不犯なり。(十二事覚る)

13 白羊三衣戒 (四八八)

三十尼薩耆法を明すの三

一三九

【六】 *anuddakarata a* (純黒戒) 五分、第廿二、僧祇第十一戒。

【七】 純黒羴羊毛 (*anuddakarata a*) 羴羊毛とは胡羊にして領の皮肉の垂れ下れる羊、チルダースは *rum*, *wild goat* とす。

【八】 生黒等、有部律には性黒色、性青色、泥色、牦色の四種とす、巴利には生黒 (*Janakulaka*) 染黒 (*Janakulaka*) とす、藍染黒以下は染めたものなる故に巴利の染黒にあたる。

【九】 *dvebhaga a* (二分戒) 五分、二十三、僧祇、十二戒。

卷の第七 (二誦之一)

三十尼薩耆法を明すの三

11 七疋綿作袈裟戒 (四七〇。)

一、佛拘睺彌國に在しき、爾の時拘睺彌の比丘新橋施耶の敷具を作れり、此の國綿貴く縷貴く衣貴く繭貴し、多く蠶を殺すが故に、比丘數乞ひ居士に語りて言はく、比丘綿を須る縷を須る衣を須る繭を須ゆと、摩治引貯に多事多務にして讀經坐禪行道を妨廢せり、諸居士厭患し呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有徳を言ひ而も新橋施耶の敷具を作る、此の國綿貴く縷貴く衣貴く繭貴し、多く蠶を殺すが故に、諸比丘綿を乞ひ縷を乞ひ衣を乞ひ繭を乞ひ摩治引貯し多事多務にして讀經坐禪行道を妨廢す、是の中に我等利を失ひて是の滿し難く養ひ難く厭足無きの人を供養すと比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに拘睺彌の比丘に問ひたまへり、汝等實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ新橋施耶の敷具を作るや、此の國綿貴く縷貴く衣貴く繭貴し、多く蠶を殺すが故にと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に(諸)比丘の與に結戒せん、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘新橋施耶を以つて敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。

二、尼薩耆波夜提とは是の敷具は應に捨すべく、波羅提の罪應に悔過すべし。

三、是の中犯とは綿を取り摩治して新敷具を作らば尼薩耆波夜提なり、若しは縷を以つて衣を以つて若しは繭を以つて摩治して敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。不犯とは若し已成の敷具を得るは不

【一】 Kosiya s (絹戒) 五分律卅廿一、僧祇律卅十三戒。

【二】 橋施耶、(Kosiyā) 橋耆那と同じ絹布なり。

【三】 敷具 (Santthaka)、毛氈なり、地質細かく厚い毛布。

【四】 摩治、引貯、摩はけぐなり、ほどきさばくこと。有部律に「營造の爲の諸事業」と云ふものにして絹糸絹布を作る仕事なり。

【五】 この戒文、巴利には Kosiyamissaka southala (絹糸の雜れる敷具) とし、四分は雜野蠶綿とし、僧祇にも橋舍耶を以つて紙黑羊毛に雜へて」と云ふ皆「雜へて」の實を述べるが梵本には nava'antisyā-bharishara (新橋施耶の敷具) とし五分、有部、同じである。

なり。「直」とは金・銀・車渠・瑪瑙・錢なり。

(2)「使到り已りて比丘に語る」とは是の使跋難陀釋子に語りて言はく、大德是の某王、王臣若しは婆羅門若しは居士是の衣直を送りて大德に與ふ今當に受け取るべしと、比丘使に語りて言はく、我れ比丘の法にて衣直を受くべからずとなり。「若し、淨衣を得れば當に自手もて受け、速かに衣を作りに持す」とは若しは僧伽梨・鬱多羅僧・安陀衛を作るなり。「是の使、執事に語る、是の衣直を以つて是の如き是の如きの衣を作りて」とは是の如き價、是の如き色、是の如き量と謂ふなり。「我已に執事に語る」とは若しは自ら口語し若しは人を遣して比丘衣を須うる時は往到りて衣を索めんと語るなり。「是の言を作す」とは、再三反に至るまで往いて應に言ふべし、我れ衣を須うと、若し三反往いて語り衣を得れば善きなり、「若し衣を得ざれば、乃ち六反に至るまで執事の前に默然として立て」とは當に面前に在りて立つべし、謂はく巧作處・自住處・產業處・市肆處とは鍛作處・本作處・陶作處なり、若し執事人は是の處に在れば比丘應に其の面前に在りて默然として立すべし、自住處とは自ら其の家房舍處に在るなり、產業處とは耕種處・販賣處・出息物處・算計處なり、市肆處とは金肆・銀肆・客作肆・銅肆・珠肆なり、若し執事人は是の處に在れば比丘四反、五反乃至六反默然として面前に在りて立つべし。「衣を得ざれば」とは應に衣主に語るべし、若しは自ら往き若しは使を遣はし、汝の送る所の衣直は我れ得て用ゐず、汝自ら物を知れと、是の比丘衣主に語り已りて餘の因縁ありて是の處に往到り若し執事人比丘に問はん、汝何んが故に來るやと、比丘答へて言はく、我れ餘事あるが故に來ると、若し執事言はく汝是の衣直を持ち去れと、是の比丘言はく我れ已に衣主に語れり、汝自ら往いて共に分了せよと、若し執事言はく、汝但だ是の衣直を持ち去れ、我れ自ら當に往いて衣主に解語せんと、若し比丘爾の時衣直を受けて持ち去るは無犯なり。(十事竟る)

【六〇】淨衣、比丘の受けて差支なき衣即ち清淨なる(罪とならぬ意)衣なり。

【六一】執事(yogyavācānkarū)比丘に代りて金錢受授等のことをなす人なり。

【七〇】至再三反往應言我須衣(dvāthikīkhattum odestāho s'irethāho : attho me āvuso āvāronā ti)我れは衣を希望すると二三度督促し思ひ出さしめるべしの意。

【七一】乃至六反往執事前默然立(cha-kākhantayamānā tu-piṭṭhānāsu naddissā thā-bhānā) (四反五反)最大六反默然として執事の前に立つべしの意。巴利及び四分律の註によれば一語は二黙に相當する故に六語或は十二黙して督促し得、縱つて四語すれば四黙し得るとす。

【七二】出息物處、金錢財物の貸與、交易によりて利息を得る店ならん。

へり、汝時を知らず量を知らず、何んぞ小らく住して待たざる、汝の事廢せず居士失ふ所無しと、佛是の如く種種呵責し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘の爲の故に若しは王、王臣若しは婆羅門、居士使を遣して衣直を送らん、是の使比丘の所に到りて言はく、大徳若しは某王、王臣の若しは婆羅門、居士是の衣直を送る、汝當に受け取るべしと、比丘應に言ふべし、我れ比丘の法にて衣直を受くべらず、若し衣を須みん時は淨衣を得れば當に自手もて受け速かに衣を作りて持すと。是の使比丘に語りて言はく、大徳執事人の能く比丘の爲に執事する有りや不やと、是の比丘應に執事人、若しは僧團民若しは優婆塞を示すべし、此の人能く比丘の爲に執事すと、是の使執事人の所に往いて言はく、善哉、執事、汝是の衣直を取りて是の如き是の如きの衣を作りて某比丘に與へよ、是の比丘是の比丘衣を須うる時來らば汝當に衣を與ふべしと。是の使語り已りて還りて比丘に報ぜん、我れ已に語り竟る、大徳衣を須うる時は便ち往いて取れ、當に汝に與ふべしと。是の比丘執事の所に到りて衣を索めて是の言を作せ、我れ衣を須うと、再三反に至るも亦是の如く索め衣を得れば善し、得ざれば四反五反乃至六反執事の前に往いて默然として立て、若し四反五反六反默然として立ちて衣を得れば善し、若し衣を得ざるに是れを過ぎて求め衣を得れば尼薩耆波逸提なり。若し衣を得ざれば衣直を送り來れる處に隨ひて若しけ自ら往き若しは使を遣はして語るべし、汝の送る所の衣直は我れ得ず、汝自ら物を知り失はしむること莫れと、是の事應に稱るべきなり。

二、「比丘の爲に」とは跋難陀釋子の爲の故なり、「王」とは若しは刹利種の王職を受くる亦王と名け亦は國主と名け亦は水澆頂と名く、若しは婆羅門若しは居士乃至女人の王職を受くるも亦王と名け亦は國主と名け亦は水澆頂と名く。「王臣」とは官の俸祿を食むものなり。「婆羅門」とは婆羅門種なり、「居士」とは王、王臣及び婆羅門種を除き餘の在家白衣、是れを居士と名く。「使」とは若しは男・女・黃門・二根なり。「衣」とは白麻衣・赤麻衣・翅夷羅衣・芻麻衣・橋奢耶衣・欽婆羅夷・劫貝衣

【六〇】僧團民(Cammika)僧團の番人、堂守、比丘の爲に給仕をなす、淨人も云ふ。

【六一】是事應爾(oyam tatha samto)これかかる時の正しき方法なりの意。

【六二】註一の八八參照。

【六三】水澆頂、註一の八九參照。

【六四】王臣(C'jabbogga)大臣官吏なり。

【六五】婆羅門(Brahmana)。

印度に於ける四姓の最高のものにして僧侶階級なり、大梵天の口より生じ最勝の族なるが故に梵の名をとりに呼ぶとす。

【六六】居士(Gahapattika)。
【六七】使(duta)。

乃至欽婆羅衣を索めて劫貝衣を得れば突吉羅なり。不犯は親里より索む、若し先きに請ぜらる、若し索めずして自ら與ふるは無犯なり。(九事竟る)

10 過限忽切棄衣價戒 (四六。)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時一居士あり、使を遣して衣直を送り跋難陀釋子に與ふ、使是の物を持ちて來り跋難陀釋子估客の子と共に市肆中の床上に坐するを見使到りて是の言を作せり、大徳、某甲居士我れを遣して是の衣直を送る大徳受取せられよと、時に跋難陀釋子閉き已りて估客の子に語れり、汝是の衣直を受け、數取して擧置せよ、若し我れ淨人を得れば當に當に來りて取去すべしと、估客の子即ち數取して擧せり。爾の時舍衛國に衆人共要して一處に聚集せり、若し及らざる者には錢五十を罰す、是の估客の子應に往きて赴集すべし、時に估客の子物を繋ぎて一處に著き肆戸の莊嚴を關閉して去かんと欲せり、時に跋難陀釋子淨人を將ゐて來り估客の子に語る、我が衣直の與に來れりと、答へて言はく是の舍衛城に衆人聚集の事有り、我れ必ず應に往くべし、若し及らざる者には錢五十を罰す、小らく待て我れ還りて當に與ふべしと、跋難陀言はく、爾するを得ず、汝は白衣在家にして常に自ら利を求む、先きに我れに與へて便ち去れ、小らく住まるを得ずと、是の估客の子肆戸を開きて是の衣直を出し數を見て付與し還歸せしむ、衆人の聚集已に散じ即ち錢五十を罰し衆人來り責むるを聞き估客の子心に愁惱を生じ沙門釋子を呵罵せり、時を知らず量を籌らず、若し小く住まるも汝の事を廢せず我れ罰を被らず、我れ是の沙門釋子を坐せしむるが故に是の物を失ふと、一人二人に語り一人三人に語り是の如く展轉して沙門釋子の惡名流布し舍衛城に遍きたり。是の中比丘あり少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀釋子に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて跋難陀釋子を呵責したま

【五七】 *piṇḍa*. a. (王戒)。

【五】 數取擧置、金錢を計算して保管せよの意。比丘は金錢を手取るべからず。

【五九】 淨人 (*Kapilyakarako*)、比丘に不相應なるものを保管し或は相應なる様なして比丘の用を辨ずる給仕者。

に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛是の事を以つて種種の因縁もて呵責したまへり、云何んか比丘と名け非親里の人に同意を作して索むやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘二非親里居士居士婦各々衣直えちぢきを辨じ是の念を作して言はん、我れ是の衣直を以つて各々是の如き衣を買ひ某甲比丘に與へんと、是の中比丘先きに請ぜられずして便ち居士居士婦の所に往いて用意の言を作さん、汝等各々衣直を辨ず、合して一衣を作り我に與へよと、好の爲の故に、若し衣を得れば尼薩耆波逸提にさつぎはいつだなり。

二、「比丘の爲に」とは跋難陀釋子の爲の故なり、「衣直」、「爲に」辨ず、「先きに請ぜられず」は上に説くが如し。

三、是の中犯とは三種あり、價・直・量なり、價とは若し比丘居士に語りて我れに好衣を與へよ、二人共に一衣を作れと言ひ若し得れば尼薩耆波逸提なり、若し我れに好衣を與へよと説き、若しは二人共に合せよと言ひ〇一衣を作せと言ひ若し衣を得ざれば突吉羅なり、乃至我れに二三百錢價の衣を與へとて(若し得れば)尼薩耆波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、是れを價と名く。色とは比丘居士に語りて我れに青衣若しは黄赤白黒白・白麻衣・赤麻衣・翅夷羅衣しやうゐらえ・芻麻衣・欽婆羅衣きんばらえ・劫貝衣こふばいを與へよと言ひ若し得れば尼薩耆波逸提なり、若し我れに好衣を與へよと言ひ若しは二人共に合せよと言ひ若しは一衣を作れと言ひ若し衣を得ざれば突吉羅なり、是れを色と名く。「量」とは比丘居士に語りて我れに四肘衣、五肘衣乃至十八肘衣を與へよと云ひ得れば尼薩耆波逸提なり、若し我れに好衣を與へよと言ひ若しは二人共に合せよと言ひ若しは一衣を作れと言ひて若し衣を得ざれば突吉羅なり、是れを量と名く。若し此を索めて彼を得れば突吉羅なり、若し青衣を索めて黄衣を得れば突吉羅なり、若し青を索めて赤白黒を得れば突吉羅、若し白麻衣を索めて赤麻衣を得れば

【五】已下前戒の註(四八一五四)参照。

若しは我れに黄赤白黒衣・白麻衣・赤麻衣・翹夷羅衣・欽婆羅衣・芻麻衣・幡奢那衣・劫貝衣を與へよと言ひて若し得れば尼薩耆波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、是れを色と名く。量とは若し比丘居士に語りて我れに四肘衣、五肘六肘乃至十八肘衣を與へよと言ひて若し得れば尼薩耆波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、是れを量と名く。

若し此れを求めて彼れを得れば突吉羅なり、若し青を求めて黄を得れば突吉羅、若し青を求めて赤白黒を得るも亦是の如し、若し白麻衣を求めて赤麻衣を得乃至欽婆羅衣を求めて劫貝衣を得るも亦是の如し。不犯とは親里より索む、若しは先きに請す、若しは求めざるに自ら與ふは無犯なり。

(八事寛る)

9 勸二家増衣戒 (四六八)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時跋難陀釋子に二非親里の居士居士婦あり、跋難陀釋子の爲に衣直を辨じ是の念言を作せり、我れ是の衣直を以つて各各是の如き是の如き衣を買ひて跋難陀釋子に與へんと、跋難陀釋子聞き已りて便ち居士居士婦の所に往いて言はく、汝等實に我が爲の故に衣直を辨じて是の念を作して、我等是の衣直を以つて各各是の如くの衣を買ひ跋難陀釋子に與へんと言ふや

不やと、答へて言はく實に爾りと、云何んが衣を作すと、居士答へて言はく是の如くの衣を作さんと、跋難陀釋子言はく、善し、我等比丘出家の人は衣服少く乞求得難じ、汝等は常に布施の因縁有ること能はず、汝今好心有るを以つて我が爲に是の如き是の如き衣を作れ、若し各々作ること能はずば二人共に一衣を作りて我れに與へよと、答へて言はく爾せんと、諸居士居士婦隨つて辨ずる所の衣直に更に再三倍を出して衣を作り跋難陀釋子に與へたり。後悔心を起し呵責せり、沙門釋子は滿し難く養ひ難く厭足有ること無し、我等衰惱失利せり、云何んが是の人を布施供養せると。是の中比丘あり、少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、諸比丘是の事を以つて佛

【五】 dūtya upakāṣaṇa. (第二準備戒)前戒參照。

の如き滿し難く養ひ難く厭足無き人に布施供養せると。是の中比丘あり小欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、諸比丘是の事を以つて佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀釋子に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて跋難陀釋子を呵責したまへり、云何んが比丘と名け非親里の所に同意索を作すやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまふ、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今よりはの戒應に是の如く説くべし。

若し比丘の爲の故に非親里の居士居士婦衣直を辦し是の念を作して言はん、我れ是の衣直を以つて是の如くの衣を買ひ某比丘に與へんと、是の中比丘先きに自恣請じしやうされずして便ち居士居士婦の所に往いて同意の言を作さん、汝我が爲に是の如き衣直を辦し是の如き是の如き衣を買ひ我れに與へよと、好の爲の故に、若し衣を得れば尼薩耆波逸提にさつぎはいっだいなり。

二、「比丘の爲に」とは跋難陀釋子の爲の故なり、「衣」とは白麻衣びやくまゐ・赤麻衣しやくまゐ・翅夷羅衣しからゐ・欽婆羅衣きんぱらゐ・智麻衣ちまゐ・橋耆耶衣けうしやゐ・劫貝衣けつはいゐなり、「衣直」とは金・銀・車渠しやう・瑪瑙まゐ・錢乃至米穀なり、「辦ず」とは此の直物を以つて別に一處に著くなり、「是の如き衣」とは是の如き價、是の如き色、是の如き量なり、「某比丘に與へん」とは跋難陀釋子に與ふる故なり、「先きに自恣請されずして」とは居士先きに比丘に所須を來り取れを語らざるなり、「同意を作す」とは是の居士我が多少を索むるに隨つて瞋らずと信するなり、「好の爲」とは滿難く養ひ難く厭足し難きが故なり。

三、是の中犯とは三種有り、謂く價・色・量なり、價とは若し比丘居士に我れに好衣を與へよと語りて若し衣を得れば尼薩耆波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、乃至我に二三百錢價の衣を與へよと若し衣を得れば尼薩耆波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、是れを價と名く。色とは比丘居士に請りて我れに青衣を與へよと言ひ若し衣を得れば尼薩耆波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、

【四】 爲比丘(故)(*Ohikkhampī* *īn'ova nuddisā*) 比丘を指名してない。

【五】 衣直(*āramocīpamno*) 衣を買ふ金なり、衣價とも譯す。

【六】 辦(*āpa'roceti*) 準備しととなるなり。

【七】 如是衣(*evaṃīa oīra-*
ṇā) 先不自恣請 (*pubbe āpavāṇā*) 自恣請せられざる。先ちこの意、自恣請とは如何なる衣を購ひて與へと施衣を申し出づること。

【八】 作同意(*vit'uppannā ā-*
ṇā) 他律にこの譯語なし、他律には「是の如き言を作す」、「衣についで指示をする」の意に譯す。

【九】 爲好(故) (*Kaṭṭhānaka-*
ṇāv'atṭha n'atṭha) 善好の衣を得んが爲にの意。

ひて得ざれば突吉羅^{トクジラ}なり、若し比丘一衣を失ふに是の比丘の僧伽梨^{ソウカ} 撻^タして衣を作る可くば撻^タして作り乞ふべからず、若し乞ひて得れば尼薩耆波逸提若し乞ひて得ざれば突吉羅なり。若し比丘二衣を失ふに是の僧伽梨撻^タして衣を作る可くば應に一衣を乞ふべし、二衣を乞ふべからず、若し乞ひて二衣を得れば尼薩耆波逸提。若し乞ひて得ざれば突吉羅なり。若し比丘三衣を失はば應に五衆^{ゴシュウ}の所より暫く衣を借りて著し聚落に入りて衣を乞ふべし、若し是の事無くば、是の中に若し^四四方僧物の若しは甌若しは拘執、若しは褥若しは班紡^{ハンポウ}若しは枕有らば撻^タして衣を作り著せ、是の衣を著し已りて衣を乞へ、若し乞ひて衣を得れば應に新衣を著し當に先衣を洗ひ緞^{ソウ}打治^{ダヂ}し還成^{ゲンテイ}して本處に著け、若し此の寺空しく人の住する者無くば應に隨つて近くの僧の住處に著くべし、若し先寺に還た人の住する有れば應に是の物を取りて本處に著くべし。(七事竟る)

勸増衣價戒 (四七〇)

一、佛舍衛城に在しき、爾の時一居士有り、跋難陀釋子^{ハツナンダシヨウジ}の爲に衣直^{エナヂ}を辨じ是の念言を作せり、我れ是の衣直を以つて是の如くの衣を買ひ跋難陀釋子に與へんと、時に跋難陀釋子聞き已りて往つて居士の所に到り問ふて言はく、汝實に我が爲に衣直を辨じ是の念言を作すや我れ是の衣直を以つて是の如くの衣を買ひ跋難陀釋子に與へんと、居士答へて言はく實に爾りと、云何んが我が爲に衣を作る、答へて言はく是の如くの衣を作らんと、跋難陀釋子「好を」言はく、我れ等比丘出家の衣服少なく乞求得難し、汝等居士は常に布施の因縁あること能はず、若し我が爲に衣を作らんと欲すれば當に我が爲に是の如き是如き衣を作れと、居士言はく爾せん、是の居士即ち先の衣直に隨ひ更に再三倍を辨じて衣を買ひ跋難陀釋子に與ふ、後心に悔を生じ呵罵して言はく、沙門釋子は時を知らず厭足するを知らず、籌量するを知らず若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、我れ本辨する所の衣直更に再三倍を出せり、此れは是れ我等の過罪たり、(我等)衰惱失利せり、何んか故に是

【三】 撻作衣、僧伽梨は二重或は三重に作れる故にこれをはがして一重の衣を作るなり。

【四】 四方僧物、四方いづこより來れる比丘も受用することの出來る僧伽の共有物なり。

【五】 班紡、紡はふるわた。

【六】 緞打治還成、しぼり乾かし打ちてもとの如くしの意なり。

【七】 upakāśa (準備戒)。

已りて波羅比丘に語りて言はく、汝等少知少識の故に衣無し、我等多知多識にして亦衣少なし、我れ今汝の爲の故に乞はん、若し汝三衣にて満足せば餘殘の衣は盡く用ひて我れに與へよと、波羅比丘言はく是の如けん、時に六群比丘即ち舍衛城に入り富貴人の舍に入りて波羅比丘の善好を讚歎し是れ佛の親里なり嶮道中に賊に遇ひて衣を奪はる汝等當に與ふべしと、即の時信者種種の衣を與ふ、若しは氈、俱執、欽波羅なり、是の如く展轉して一家より一家に至り多く衣服を得裏みて肩上に著き持ち還れり、六群比丘自ら好なる者を取り好ならざる者を持して波羅比丘に與へたり。是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて六群比丘き呵責せり、云何んが比丘と名け故らに波羅比丘の衣を奪ふやと、諸比丘種種の因縁もて呵責し已りて佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け故らに波羅比丘の衣を奪ふやと、種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘奪衣失衣燒衣澀衣の時非親里居士居士婦より乞はん、自恣に多く衣を與ふれば是の比丘應に上下衣を取るべし、若し是れを過ぎて取れば尼薩耆波逸提なり。

二、「上下衣」とは二種あり、白衣の上下衣あり比丘の上下衣あり、白衣の上下衣とは一上衣一下衣なり、比丘の上下衣とは所用の三衣なり、若し白衣の上下衣を得れば若し少くば應に更に乞ふべし、若し多くば主に還すべし、若し比丘の上下衣を得れば若し少くも更に乞ふべからず、若し多くも主に還すべからず。

三、この中犯とは若し比丘三衣具足すれば乞ふべからず、若し乞ひて得れば尼薩耆波逸提、若し乞

【三〇】 少知少識、知人、親戚の少なきこと。

【三一】 俱執、巴利の *koocān* なるべし、數具なり、樹皮、草、ぼろ等を中に滿して作る。

【三二】 自恣多與衣、巴利律に「よれば *bhūhi oṣvāhi nāhi bhūbhūg pavareyya* (多衣を持ち來り欲するだけ取れと與ふるに)」とする故に自恣は比丘について言へるなり。

【三三】 上下衣 (*saṅgharūpa-parivāṇi*)、多くとも内外衣の意。

【三四】 少多は衣量について云ふ、有部律によれば白衣(俗人)の衣は上衣長さ十二肘、闊さ三肘、下衣長さ七肘、闊さ二肘、比丘衣は兩肩の僧伽梨に作りて堅三、横五、內衣として堅二、横五とす。

に裸形にて舍衛國に到るべしと、是の故に我れ今裸形なりと。次いで禮して六群比丘の所に到る、六群比丘問ふて言はく、汝は何人なりやと、答へて言はく沙門なりと、何んの沙門なりや、答へて言はく釋子の沙門なりと、何を以つての故に裸形なるや、答へて言はく我れ道中にて賊に遇ひ衣を奪はる、時に是の念を作せり、佛結戒して非親里より乞ふを聽したまはず、我が親里遠し、當に裸形にて舍衛國に到らんと、是の故に裸形なりと。六群比丘是の念を作せり、是の因縁を以つては佛必ず當に非親里より乞ふを聽したまふべし、我等當に是の人に親近すべしと、六群比丘語りて言はく、汝云何んが裸形にして佛所に到ると、我れ當に汝の衣を借りて佛所に到らんと、汝衣を得已らば當に我れに還すべしと、答へて言はく爾せん^しと、六群比丘より即ち衣を借りて著し佛所に向ひ頭面禮足して一面に坐せり、諸佛の常法として客比丘至らば是の如く勞問したまふ、諸比丘に語りたまへり、忍するや不^いや足するや不^いや、安樂住するや不^いや、乞食乏しからずや不^いや、道路疲極せざるやと、諸比丘答へて言はく、世尊、忍足し安樂住し乞食難からず、但だ道中疲極せりと、是の事を以つて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘非親里居士、居士婦より衣を乞へば尼薩耆波逸提なり、餘^{三四}時を除く、餘時とは奪衣・失衣・燒衣・漂衣なり、是れを時と爲す。

二、奪衣とは若しは官に奪はれ若しは賊若しは怨家若しは怨黨に奪はるなり、失衣とは若しは失ひて何所に在るやを知らず、若しは朽爛し若しは虫齧めるなり、燒衣とは若しは火の爲に燒かれ若しは日炙けるなり、漂衣とは若し水漂し風飄するなり、是れを時と名く。(六事竟る)

7 過分取衣戒 (四五 a) .

一、爾の時六群比丘佛是の因縁を以つて比丘に非親里居士より乞ふを聽したまへるを聞けり、聞き

【四】 除餘時 (ānātra sama-
ya) 餘時とは特別の場合或は
條件の意なり。

【五】 奪衣 (sacchinnoṭvāsa)。
失衣 (noliṅgovāsa)。

【七】 tatutani a. (過分戒)。

(2) 「非親里」とは親里は若しは父母兄弟姊妹兒女乃至七世因縁のものを名く、是を除くを非親里と名く、「居士」とは名けて男子となす、「居士婦」とは名けて女人となす、「衣」とは白麻衣・赤麻衣・翅夷羅衣・欽婆羅衣・芻麻衣・劫貝衣なり。

(3) 是の中犯とは三種あり、謂はく價・色・量なり、若し比丘居士に我れに好價衣を與へよと語りて若し衣を得れば尼薩者波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、乃至直二百三百錢價の衣を我れに與へよとて若し衣を得れば尼薩者波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、是れを價と名く。色とは若し比丘居士に我れに青衣を與へよと語りて若し衣を得れば尼薩者波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、黃・赤・白・黒衣・白麻衣・赤麻衣・翅夷羅衣・欽婆羅衣・芻麻衣・劫貝衣等も亦是の如し、是れを色と名く。量とは若し比丘居士に我れに四肘の衣を與へよと語り若し衣を得れば尼薩者波逸提、若し衣を得ざれば突吉羅なり、若しは五肘六肘乃至十八肘の衣も亦是の如し、是れを量と名く。

此れを索めて彼れを得れば突吉羅なり、若し青を索めて黃衣を得れば突吉羅、若し青を索めて赤白黒を得るも亦是の如し、若し比丘白麻衣を索めて赤麻衣を得れば突吉羅乃至欽婆羅衣を索めて劫貝衣を得れば突吉羅なり。不犯は親里より索む、若しは先きに請ず、若しは索めずして自ら與ふるは無犯なり。

(4) 佛舍衛國に在しき、爾の時波羅比丘憍薩羅國より遊行して舍衛國に向へるに道中にて賊に遇ひ衣を奪はれ裸形にて行けり、時に是の念を作せり、佛結戒したまひ非親里より衣を乞ふことを得ず、我が親里遠し、今當に裸形にて舍衛國に到るべしと、即便ち來りて祇桓に入り舊比丘を禮せり、舊比丘問へり、汝は何人なりやと、答へて言はく我れは是れ沙門なりと、何人の沙門なりや、答へて言はく釋子の沙門なりと、何んが故に裸形なるや、答へて言はく、我れ道中にて賊に遇ひ衣を奪はれ裸形にて來る時に是の念を作せり、佛結戒して非親里より乞ふを聽したまはず、我が親里遠し當

【三】 已下第四戒の註參照。

【三】 居士 (Gahv. aṭṭh.)

【三】 居士婦 (gahv. aṭṭh.)

【三】 已下第三戒の註(五の

五二已下)參照。

し已りて是の言を作せり、汝の是の上下衣は中てて比丘の僧伽梨・罽多羅僧・安陀衛を作るに好し、若し汝我れに與れば我れ能く取りて畜へんと、是の居士聞かず、或は聞きて與ふるを欲せず、時に跋難陀更に種種異法を説き示教利喜し已りて復言はく、汝の著する上下衣は中てて比丘の僧伽梨、罽多羅僧、安陀衛を作るに好し、汝若し我れに與ふれば我れ能く取りて畜へんと、是の居士是の語を聞かず或は聞きて與ふるを欲せず、跋難陀更に種種の異法を説き示教利喜し已りて復居士に語りて言はく、汝我に一衣を與へ來れ、我等の法居士より衣を得と。居士是の念を作せり、此の比丘是の決定の索を作す、云何んが與へざると、即ち一衣を脱して卷疊して授與せり、是の居士衣を與へ已りて心に悔い瞋恚して忍びず、是の念を作して言はく、我れ沙門釋子の僧伽藍中に到るべからず、若し居士中に到れば則ち衣を強奪して取る、嶮道の如く異なる無し、是れを以つての故に沙門釋子の所に到るべからずと、是の居士舍衛城に入る時守門者見て問ひて言はく、沙出づる時上下衣を著せり、今一衣の在る所はと、居士即ち是の因縁を以つて廣説せり、是の語を説く時倍悔心を生じ瞋恨して忍びず、是の言を作せり、沙門釋子の僧伽藍中に到るべからず、若し到れば則ち人の衣を強奪し嶮道の如く異なる無しと、是の如く一人二人に語り二人三人に語り展轉して相語れり、沙門釋子は人の衣を強奪すと惡名流布して舍衛城に滿てり。

是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀釋子に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて跋難陀を呵責したまへり、云何んが比丘と名けて非親里人の所に同意索を作すやと、佛種種の因縁もて呵責し已りて請比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘非親里居士居士婦より衣を乞へば尼薩耆波逸提なり」。

【二六】僧伽藍(sangharama) 僧園、衆比丘の住する處なり。

と、若し爲に浣染打すれば比丘尼薩耆波逸提を得。若し是れ比丘なり、是れ式又摩尼・沙彌・沙彌尼。出家、出家尼なりと謂ひ是の言を作さん、我が爲に是の衣を浣染打せよと、是し爲に浣染打すれば比丘尼薩耆波逸提を得。若し比丘非親里比丘尼有り、疑ひて親里か非親里かとなして語りて言はく我が爲に是の衣を浣染打せよと、若し爲に浣染打すれば尼薩耆波逸提なり。若し是れ比丘か比丘に非ざるか式又摩尼か式又摩尼に非ざるか、沙彌か沙彌に非ざるか、沙彌尼か沙彌尼に非ざるか、出家か、出家に非ざるか、出家尼か出家尼に非ざるかと疑ひ語りて言はく、我が爲に是の衣を浣染打せよと、若し爲に浣染打すれば尼薩耆波逸提なり。若し比丘親里の比丘尼有り非親里と謂ひて語りて言はく、我が爲に是の衣を浣染打せよと、若し爲に浣染打すれば比丘突吉羅を得、若し是れ比丘なり、式又摩尼・沙彌・沙彌尼・出家・出家尼なりと謂ひて語りて言はく、我が爲に是の衣を浣染打せよと、若し爲に浣染打すれば是の比丘突吉羅を得、若し比丘親里の比丘尼あり疑を生じ是れ親里か親里に非ざるかとし語りて言はく、我が爲に是の衣を浣染打せよと、若し爲に浣染打すれば突吉羅なり、若し是れ比丘が比丘に非ざるか式又摩尼が式又摩尼に非ざるか沙彌か沙彌に非ざるか沙彌尼か沙彌尼に非ざるか出家か出家に非ざるか出家尼か出家尼に非ざるかと疑ひ語りて言はく我が爲に是の衣を浣染打せよと、若し爲に浣染打すれば突吉羅なり。若し比丘親里、非親里有り、若しは謂ひ若しは疑ふ、不淨衣の謂はく駱駝毛、牛毛、殺羊毛の雜織衣を以つて浣はしむれば皆突吉羅を得。若し親里なれば不犯なり。(五事竟る)

6 從非親俗人乞衣戒 (四四 a)

一、(1) 佛舍衛國に在しき、爾の時一居士有り、上下衣を著して來りて祇桓に到れり、是れ 跋難陀と舊くより相識り共に語り共に事せり、跋難陀遙かに居士の來るを見上下衣を著せるに貪著心を生ず、居士漸く跋難陀の所に至りて頭而禮足し前に在りて坐せり、跋難陀爲に種種の法を説き示教利善

【五】 前戒の註(一七)參照。

【六】 殺羊、色の黒きめひつじ。

【七】 *apāṭita bhikkhūnaṃ* (從非親乞戒) 第四捨墮參照。

【八】 跋難陀 (*Prānanda*) 六群比丘の一人とある。

は浣染打すれば皆尼薩耆波逸提なり。又比丘非親里比丘尼に語らん、我が爲に是の衣を浣染せよ、打つこと莫れと、若し爲に浣へば尼薩耆波逸提、若しは染め若しは打ち、若しは浣染し若しは浣打し若しは染打し若しは浣染打すれば皆尼薩耆波逸提なり。又比丘非親里比丘尼に語らん、我が爲に是の衣を染打せよ、浣ふ莫れと、若し爲に染むれば尼薩耆波逸提、若し打てば尼薩耆波逸提、若し打てば尼薩耆波逸提、若しは染め若しは浣染し若しは浣打し若しは染打すれば皆尼薩耆波逸提なり。比丘有り非親里比丘尼に語らん、我が爲に是の衣を浣染せよ、如しは染めよと、若し爲に浣へば尼薩耆波逸提、若し打てば尼薩耆波逸提、若しは染め若しは浣染し若しは浣打し若しは染打し若しは浣染打すれば皆尼薩耆波逸提なり、比丘有り非親里比丘尼に語らん、我が爲に是の衣を浣染せよ、如しは打てと、若し爲に浣はば尼薩耆波逸提、若しは染め若しは打てば尼薩耆波逸提、若しは浣染し若しは浣打し若しは染打し若しは浣染打すれば皆尼薩耆波逸提なり、比丘有り非親里比丘尼に語らん、我が爲に是の衣を染打せよ、若しは浣せよと、若し爲に染むれば尼薩耆波逸提、若し打てば尼薩耆波逸提、若しは浣ひ若しは浣打し若しは染打し若しは浣染打すれば皆尼薩耆波逸提なり。又比丘非親里比丘尼に語らん、我が爲に是の衣を染めよ、浣ふ莫れ打つ莫れと、若し爲に染むれば尼薩耆波逸提、若しは浣ひ若しは打ち若しは浣染し若しは浣打し若しは染打すれば皆尼薩耆波逸提なり、又比丘非親里比丘尼に語らん、我が爲に是の衣を打て浣ふ莫れ染むる莫れと、若し爲に打てば尼薩耆波逸提、若しは浣ひ若しは染め、若しは浣染し若しは浣打し若しは染打し若しは浣染打すれば皆尼薩耆波逸提なり。

(2)若し比丘非親里の比丘尼あり是れを親里と謂ひ是の言を作さん、我が爲に是の衣を浣染打せよ

を著し已り來りて迦留陀夷に近づき迦留陀夷に語れり、是の衣を持ち來れ我れ當に與に洗はんと、迦留陀夷更に餘衣を著し此の衣を脱して比丘尼に與ふ、比丘尼是の衣を持して小らく一面に却き衣を振りて汗を取りて小便處に著けたり、即ち時に福德の子有り、來りて母胎を受けたり、腹漸く長大となる、諸比丘尼寺より驅出して言はく、是れ弊惡比丘尼、賊比丘尼なり、汝新しく外來するや、舊出家の人云何んが娠を得んやと、是の比丘尼言はく、我れ姪欲を作さずとて是の如くの因縁を諸比丘尼に向ひて説けり、諸比丘尼云何んせんを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、汝等此の比丘尼を呵責すること莫れ、是れ梵行を破らず、姪欲を犯さず、是の如き因縁の故に娠を得と。

爾の時佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて迦留陀夷を呵責したまへり、云何んが比丘と名け非親里の比丘尼をして故衣を洗はしむるやと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘非親里の比丘尼をして故衣を洗はしめ若しは染め若しは打たしむれば尼薩耆波逸提なり。

二、「非親里」とは親里は母・姉・妹若しは女乃至七世因縁のものを名く、「故衣」とは乃至一經も身に著すれば皆故衣と名く。

三、(1)是の中犯とは若し比丘非親里比丘に語らん、我が爲に是の故衣を洗へ、若しは染めよ若しは打てと、若し比丘尼爲に是の衣を洗へば比丘尼薩耆波逸提を得、若し染むれば尼薩耆波逸提、若し打てば尼薩耆波逸提、若しは浣染し若しは浣打し若しは染打し若しは浣染打すれば皆尼薩耆波逸提なり。又比丘非親里比丘に語らん、我が爲に是衣を浣打せよ染むる莫れと、若し比丘尼爲に洗へば比丘尼薩耆波逸提を得、若しは打し若しは染め、若しは浣染し若しは浣打し、若しは染打し若し

【一〇】 浣(dhavaṇṇa)。

【一一】 毳(ṛijṇa)。

【一二】 打(āḍḍhana)。

【一三】 前戒の註一〇參照。
故衣(ṭṭāṇḍavaṇṇa)。

らざるかと疑ひ従ひて衣を取れば尼薩耆波逸提なり、

若し比丘、親里の比丘尼あり非親里と謂ひて従ひて衣を取れば突吉羅なり、若し是れ比丘〔尼〕、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼、出家、出家尼なりと謂ひ従ひて衣を取れば突吉羅なり、若し比丘親里の比丘尼あり、比丘疑を生じ親里か非親里かとなし従ひて衣を取れば突吉羅なり、若し是れ比丘か比丘に非ざるが、是れ式叉摩尼か式叉摩尼に非ざるか、是れ沙彌か沙彌に非ざるか、是れ沙彌尼か沙彌尼に非ざるか、是れ出家か出家に非ざるか、是れ出家尼か出家尼に非ざるかと疑ひ従ひて衣を取れば突吉羅なり、親里非親里を取りて若しは謂ひ若しは疑ひて不淨衣の謂はく駱駝毛、牛毛、犛羊毛の雜織を以つてすれば突吉羅なり。

(2) 不犯とは若しは親里なる、若しは先に請する、若しは別房住の故に與ふ、若しは説法を爲す爲の故に與ふる(を受くる)は不犯なり。(四事竟る)

5 俱非親尼浣故衣戒 (四三 a)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷、掘多比丘尼と舊くより相識し共に語り來往せり、時に迦留陀夷二月他國に遊行し、掘多比丘尼長老迦留陀夷二月遊行せりと聞けり、掘多比丘尼迦留陀夷二月遊行竟り還りて舍衛國に到るを聞けり、掘多比丘尼迦留陀夷二月遊行し舍衛國に還れるを聞き已りて身體を洗ひ面目を莊嚴し香油を髮に塗り輕染衣を著して迦留陀夷の所に到り頭面禮足して前に在りて坐せり、時に迦留陀夷染著心を生じ其の面を諦視せり、比丘尼も亦染心を生じ比丘の面を視たり、比丘尼是の念を作せり、此の我が面を視るは必ず染著を生ずるなり、我れ何んぞ前に在りて起行せざると、時に迦留陀夷單だ泥洹僧を著し共行來往し敬心動發するも犯戒を畏れるの故に敢へて相觸れず、諦らかに面を相視て便ち不淨を失し急熱を離れ已りて即ち本處に還れり。掘多比丘尼是の念を作せり、長老迦留陀夷還りて本處に坐せり心不淨を失せるなりと、掘多比丘尼還りて上衣

【七】 親里にせよ非親里にせよ、又主觀に於いて明らかにせよ疑念あるにせよ不淨衣を取ると云ふことは突吉羅である、(勿論非親里の時に捨墮である)の意なるべし、次戒には「取」は「有」となる、參照せよ。

【八】 *purīṇāvāṇa* (故衣) 巴利、梵本、有部、西域、鼻奈耶は第四條。前戒參照。

【九】 泥洹僧 (*nirivāṇa*)、涅盤僧とも云ふ、內衣と譯す、裙なり。

(2) 「非親里」とは、親里は母・姉・妹若しは女乃至七世因縁のものを名く、「衣」とは麻衣・赤麻衣・白麻衣・芻麻衣・翅夷羅衣・欽婆羅衣・劫貝衣なり。

(3) 是の中犯とは若し一比丘一非親里比丘尼より衣を取れば一尼薩耆波逸提なり、若し一比丘二三四非親里比丘尼より衣を取れば爾れを得る所に隨ひて尼薩耆波逸提なり、若し二比丘二三四一非親里比丘尼より衣を取れば爾れを得る所に隨ひて尼薩耆波逸提なり、若し三比丘三四一二非親里比丘尼より衣を取れば爾れを得る所に隨ひて尼薩耆波逸提なり、若し四比丘四非親里比丘尼より衣を取れば爾れを得る所に隨ひて尼薩耆波逸提なり、若し四比丘一三非親里比丘尼より衣を取れば爾れを得る所に隨ひて尼薩耆波逸提なり。

(4) 佛舍衛國に在しき、爾の時憍薩羅國に二部の僧あり、多く衣を得分ちて二分と作し比丘比丘尼所宜の衣を得、比丘尼比丘所宜の衣を得たり、比丘の得たる時諸比丘尼比丘に語りて言はく、諸大徳衣を我等所得の衣を諸大徳に與へんと、比丘答へて言はく、佛結戒したまひ非親里の比丘尼より衣を取ることを得ずと、諸比丘云何すべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集めたまひ種種の因縁もて戒を誹じ持戒を誹じたまへり、戒を誹じ持戒を誹じ已りて諸比丘に語りたまへり、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘非親里の比丘尼より衣を取れば、貿易するを除き尼薩耆波逸提なり。

二、(1) 是の中犯とは若し比丘非親里比丘尼有り、是れを親里と謂ひ縦ひて衣を取れば尼薩耆波逸提なり、若し是れを比丘・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼、出家・出家尼と謂ひ縦ひて衣を取れば尼薩耆波逸提なり、若し非親里の比丘尼に比丘疑を生じ親里か非親里かと偽し従ひて衣を取れば尼薩耆波逸提なり、若し是れ比丘尼か比丘尼に非ざるか、是れ式叉摩尼にか式叉摩尼に非ざるか、是れ沙彌か沙彌に非ざるか、是れ沙彌尼か沙彌尼に非ざるか、是れ出家か出家に非ざるか、是れ出家尼か出家尼に非

【10】 非親里 (amattika) 親戚關係なきもの、巴利にも一父母より七世以内に繋がるもの (matthi va pitto va yava suttama pitamajjaga asemubha) 云々。

【11】 以下前戒の註(五)の五二(二)下參照。

【12】 二部僧、比丘僧伽(僧團)と比丘尼僧伽。

【13】 比丘尼所宜衣、比丘尼に適當する衣なり。

【14】 貿易 (pariyattaka)、交換することなり。

【15】 已下註五の四二(五衆)參照。

【16】 出家、出家尼、外道出家の男女なり。

の麤細好なりやと、比丘尼答へて言はく細好なりと、「比丘尼答へて細好なりと言ひ已り」六群比丘言はく、好なるを何んぞ好人に施與せざると、比丘尼是の念を作せり、是れ決定して素むるなり、云何んが與へざると、即ち麤を以つて六群比丘に與へたり、是の比丘尼深信敬佛にして是の念を作せり、我れ佛に見えずして便ち還りて城に入るべからずと、是の念を作し已りて即ち佛所に向へり、爾の時世尊諸大衆の與に圍遶せられ説法したへまり、佛遙かに華色比丘尼の來るを見たまふに衣服弊壞す、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、是の華色比丘尼何を以つて衣服弊壞す、布施衣を得ること能はざるやと、阿難言さく、適々貴價の麤を得たりと、信言はく今何處に在りやと、阿難言さく、六群比丘索め去ると、佛知つて故らに阿難に問ひたまふ、丘比實に非親里の比丘尼より衣を取るやと、答へて言さく實に取る世尊と、佛即ち阿難に語りたまふ、盈長の衣中五衣を取りて是の比丘尼に與へよと、阿難言さく爾さんと、即ち盈長衣中五衣を取りて之に與ふ、比丘尼即ち是の衣を著し來りて佛所に詣り頭面禮足して一面に在りて立りて、佛與に説法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて默然したまふ、華色比丘尼佛説法し示教利喜したまふを聞き頭面禮足し佛を遶りて去れり、去りて久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め知りて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け非親里の比丘尼より衣を取るや、非親里の人は衣の足、不足、長となるや長たらすやを問ふこと能はず、趣得するを便ち取る、若し親里の者は當に衣の足、不足、長となるや長たらすや問ふべし、親里の人には尙ほ自ら衣を持して與ふべし何に況んや不足なるに取らんをやと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘非親里の比丘尼より衣を取れば尼薩耆波逸提なり」と。

【八】深言となるも縮刷に深信とす、正藏の觀植なるべし。

【九】五衣、比丘の三衣に對して比丘尼には五衣がある、五衣とは三衣に、覆肩衣 (paṭṭisaṅkaṅkhiṇa) 厥修羅衣 (kūṣiṇa) を加へたものである。前者は僧祇支と謂れるものにして乳を覆ふ爲に着るもの、後者は紺である、寺内房中にはこの兩者のみ著すればよい。但し五衣について諸律によつて異説あり、四分には僧祇支と覆肩衣 (異物と見る) を加へ、五分律には僧祇支と水語衣、僧祇律には僧祇支と雨浴衣を加ふ。

卷の第六 (初誦之六)

三十尼薩耆法を明すの二

4 取非親尼衣戒 (四二a)

一、(1)佛舎衛國に在しき、爾の時 華色比丘尼晨朝時到り衣を著け鉢を持して城に入りて乞食し食し已りて安和林中に入れり、樹下に在りて端身正坐し威儀清淨なり、時に五百の群賊有りて先きに林中に入れり、是の賊主佛法を信じ華色比丘尼の端身正坐し威儀清淨なる見たり、見已りて清淨の信心を生ぜり、我れ何んぞ一弗の肉を以つて是の比丘尼に與へて噉はしめざらんと、是の賊中更に

三 少知法の者ありて言はく、此の比丘尼は是れ時食の人、非時食せずと、賊主聞き已りて信心轉深せり、是の比丘尼端身正坐し威儀清淨にして時食し非時食せず、我れ何んぞ一弗の肉を以つて明日食せしめざらんと、少知法の者言はく、是の比丘尼得るに隨ひて食し留餘の 宿食を食せずと、時に賊主比丘尼に於いて 倍信心を生ず、是の比丘尼端身正坐威儀清淨にして時食し非時食せず、得るに隨ひて食し留餘の宿食を食せず、我れ何んぞ一 貴價の麩を以つて一弗の肉を裹み樹上に懸著

し是の比丘尼の爲の故に是の念を作さざらん、若し沙門、婆羅門有りて取る者に即ち以つて施與せんと、是の念を作し已りて即ち貴價の麩を以つて肉を裹み樹上に懸著して是の言を作せり、諸沙門婆羅門の須ゆる者に即ち以つて施與せんと、時に夜過ぎ已りて華色比丘尼是の言を作せり、賊我れに因つての故に麩を以つて肉を裹み樹上に懸著して是の言を作せり、若し沙門婆羅門の須ゆる者に以つて施與せんと、我れ此の肉を噉ふべからず當に持して僧に與ふべく疑は當に自ら取るべしと、即ち是の肉を持して、祇桓中に至り作食人の處を問ひ肉を以つて與へ已り祇桓を出で去れり。

時に六群比丘華色比丘尼の好麩を持して出づるを見たり、見已りて貪心を生じ語りて言はく、汝

【一】(Civaraṅgā niggaḥḥayaṃ, a)

(取衣戒)以下の戒漸次各律により順序の相違を來たす、この戒、巴利、梵本、有部、西藏、鼻奈耶には第五となり次戒と順序代る。

【二】華色比丘尼(Uppalavaṇṇā bhikkhuni)蓮華色比丘尼のこと、優鉢羅比丘尼とも書す。

【三】少知法者、少しく佛法を知るものなり。

【四】非時食せず、午後食せざること。

【五】宿食、一夜を経たる食物。

【六】貴價麩、高價なる布なり。麩は劫貝衣(Kap. salkha)即ち綿布なり。

【七】祇桓(Jetavana)祇陀林即ち祇園のこと。

へり、汝優波斯那一送食に非ず布薩に非ずして往いて佛所に到り波夜提の罪を得たり汝應に如法に悔過すべし、汝當に是の罪を發露すべし覆藏すること莫れと、優波斯那言はく、上座知るや不や我れ佛所に到り頭面禮足して一面に坐し已る、佛知りて故らに我れに問ひて言はく優波斯那汝の徒衆何の因縁の故に威儀清淨なりやと、我れ言さく世尊若し比丘あり來りて我所に至り經を讀誦するを求め若しは依止を求むれば我れ是の比丘に語る、汝能く盡形阿練兒じよんぎょうれんじを作し糞掃衣ふんぼういを著し乞食し一食し空地坐すれば我當に汝に讀經を教へ汝に依止を與へんと、若し比丘能く是の頭陀法を行すれば我れ讀經を教へ依止を與ふ是れを以ての故に世尊我が徒衆威儀清淨なりと、佛我れに問ふて言はく、舊比丘制を立つ汝知るや不やと、答へて言さく知らず世尊、云何んが制を立つと、佛言はく優波斯那我れ四月燕坐せんと欲し諸比丘に語りて來りて我が所に至るを得ざらしむ、一送食及び布薩を除くと、諸比丘我が語を受けて衆に還りて制を立つ、一送食及び布薩を除きて諸比丘我が語を受けて衆に還りて制を立つ、若し比丘一送食に非ず布薩に非ずして佛所に往く者は波夜提を犯すと、我れ即ち之を可すと、我れ言さく世尊彼の舊比丘此の意を知るや不やと、佛言はく何ぞ以て是らざらんと、佛言はく我れ今より阿練兒、著納衣の頭陀比丘に若しは一送食にも送食に非ざるにも若しは布薩にも布薩に非ざるにも隨意に來りて我が所に至るを可すと、爾の時諸比丘是の念を作せり、我れ等何ぞ居士衣を捨て納衣を著せざるやと、即時諸比丘居士を捨て、皆糞掃衣ふんぼういを著せり。(三事竟る。)

【五】この次に原本に次の文あり、今上の如く三本にしたがひて略す。
「此の卷第二十六張第二行夜提の下乃至三十日皆如上説」とは丹本に此の中の九字無くして「又比丘得不具足衣乃至三十日地了時尼薩耨波夜提」等凡そ九十一行の文有り、國本宋本並に無きは今丹本に依つて適かに之れを足す。
同卷二十七張第十三行即ち今の正本第三十一張第十三行の尼薩耨波夜提の下「十二日乃至三十日亦如上説」は丹本に此の中の十二字無くして「又比丘得不具足衣停更望乃至三十日地了時尼薩耨波夜提」等凡そ九十二行の文有り、國本宋本並に無きは同丹本に依つて適かに之れを足す。
同卷第二十九張第四行即ち今の正本第三十七張第四行の尼薩耨波夜提の下「十二日乃至三十日皆上説」と丹本に此の中の十二字無くして「又比丘得不具足衣乃至尼薩耨波夜提」等凡そ九十七行の文有り、國本宋本無き所は今丹本に依つて適かに之れを足す。」

りて警欬し指を以て戸を扣けり、佛與に戸を開きたまへり。長老優波斯那即ち大房舍内に入りて佛所に到り頭面禮足して一面に坐す、佛知つて故らに問ひてのたまは言く、汝の徒衆清淨善好なり、汝の衆何の因縁の故に威儀清淨なりや答へて言さく世尊若し比丘來りて我が所に至り經を讀誦することを求め依止を求むれば我れ是の比丘に語る、汝能く盡形阿練兒を作し糞掃衣を著し乞食し一食し空地坐すれば我當に汝に讀經を教へ汝に依止を與へんと、若し比丘能く是の頭陀法を行すれば我れ讀經を教へ依止を與ふ、是れを以ての故に世尊我が徒衆威儀清淨なりと、佛優波斯那に問ひたまへり、舊比丘制を立つるを汝知るや不いなやと、答へて言さく、知らず世尊、舊比丘云何んが制を立つるやと、佛優波斯那に語りたまへり、我れ四月燕坐せんと欲し諸比丘に語れり、汝諸比丘來りて我が所に至るを得ず、一送食及び布薩を除くと、諸比丘我が語を受けて還りて衆中に制を立てり、若し比丘一送食及び布薩に非ずして佛所に往けば波夜提の罪を得と、諸比丘制を立て已りて來りて我れに語り我れ即ち默然として之を可ゆるせりと、優波斯那言さく、世尊舊比丘此の意を知るや不いなやと、佛言はく、何ぞ以て知らざらんと、佛言はく我れ今より阿練兒、著糞掃衣の頭陀比丘に若しは送食にも送食せざるにも若しは布薩にも布薩せざるにも隨意に來りて我が所に至るを聽ゆるすと。

舊比丘長老優波斯那送食に非ず布薩に非ずして佛に見えんと欲するが故に便ち佛所に到るを聞けり。聞き已りて比丘僧を集む、集め已りて優波斯那を喚び來れり、衆僧已に集まる、爾の時長老優波斯那即ち僧中に到りて頭面にて上座の足を禮し次に隨つて坐し已る、舊比丘優波斯那に問へり汝舊比丘の制を立つるを知るや不いなや、答へて言く知らずと、上座に問ふて言はく、舊比丘制を立つること云何と、答へて言はく優波斯那佛安居の比丘に語りたまへり、我れ四月燕坐せんと欲す、諸比丘來りて我が所に至るを得ず、一送食及び布薩を除くと、我れ等佛の教を受けて制を立つ、若し比丘一送食に非らず布薩に非ずして佛所に往る者は波夜提の罪を得と、佛即ち默然として之れを可ゆるしたま

【八一】 一食 (ekasanna)。午前中に一食するのみにして朝食をとらざるもの。

【八二】 乞食 (pindapattina)。常に乞食して請待供養を受けざるもの。

【八三】 空地坐 (Abhokasika)。樹下をも去りて露天に坐するもの、露坐とも云ふ。

なるに許す、復所望を勤求す、是の望亦斷じ非望にして更に得、是の衣十日に應に作衣すべし、若し足れば善し足らざれば留めよ。又比丘不具足衣を得、停めて更に多衣を望むが故に、十一日に至りて所望を得ず、亦望と斷ぜず、非望なるに許す、復所望を勤求す、是の望亦斷じ非望にして得、是の衣十一日に應に作衣すべし、若し足れば善し足らざれば留めよ。十二日乃至三十日皆上に説くが如し。

(7)若し比丘捨墮衣ありて未だ捨せず罪を未だ悔過せず次續斷せずして更に衣を得れば尼薩耆波夜提なり。本衣の因縁の故に。又比丘捨墮衣ありて已に捨し罪を未だ悔過せず次續斷せずして更に衣を得れば尼薩耆波夜提なり、本衣の因縁の故に。又比丘捨墮衣ありて已に捨し罪已に悔過し次續斷せずして更に衣を得れば尼薩耆波夜提なり、本衣の因縁の故に。又比丘捨墮衣ありて已に捨し罪已に悔過し次續已に斷じて衣を得るは不犯なり。

四、佛舎衛國に在しき、大比丘衆と安居したまへり、爾の時諸比丘多く布施衣を得て畜ふ、佛諸比丘の多く衣を畜ふるを制せんと欲するが故に安居の比丘に語りたまへり、我れ諸比丘の多く衣を畜ふるを制せんと欲するが故に安居の比丘に語る、我れ四月燕坐し、諸比丘をして來りて我が所に至らざらしめんと欲す、一送食の比丘及び布薩を除くと諸安居の比丘佛の教を受け衆中に還りて是の如き制を立つ、若し比丘一送食及び布薩に非ずして佛所に至る者は波夜提罪を得と、是の制を立て已りて佛に白す、佛默然として之を可したまへり、爾の時長老優波斯那多比丘衆五百人と俱に皆阿練兒にて納衣を著し一食し乞食し空地坐せり。來去坐臥視瞻進止の威儀清淨なり、僧伽梨を持し鉢を執り安庠として憍薩羅より遊行して舎衛國に至れり、時に多比丘祇桓の門間に經行せり、長老優波斯那諸比丘に問へり、佛今在す所はと、諸比丘曰く、彼の東向大房に一板を戸となして内に在す、若し往かんと欲する者は意に従へと、時に長老優波斯那大房所に往けり、到り已

【五】 已下上と同じく三本による、但し原本には十二日を説き已り、十三日を説く所に註して三本に「十二日乃至三十日皆如上説」とすと云ふも文理上十二日を説く所より略せるものと見ねばならぬ故上の如くせり。

【六】 已下第一捨墮の註(一五)參照。

【七】 已下の物語り諸律に見えずたゞ本律にのみあり。巴利律には十五不帖坐具戒の因縁談として同一の物語を出す。

【八】 四月燕坐。燕坐とは坐禪し寂黙に住すること、四月燕坐は四ヶ月間燕坐しこの間は諸比丘を接見せざるなり。巴利律には三月燕坐とす。

【九】 優波斯那 I (pucceṇa)。譯、近軍。

【一〇】 阿練兒 (Arudhaka)。阿練若(村を離れたる空地)に住し房舎住をなさぬもの。

【一一】 著納文 (paṇṇakūṭika)。糞掃衣を著し布施衣を著せざるもの。

念を作す、我れ二十八日に所望必ず得ること能はずと、是の衣八日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に乃至九日に是の念を作す、我れ二十二日に所望を必ず得ること能はずと、是の衣二日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十日に至りて是の念を作す、我れ二十一日に所望を必ず得ること能はずと、是の衣一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に十一日に至りて是の念を作す、我れ二十日に所望を必ず得ること能はずと、是の衣十一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十二日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。^{七三} 十二日乃至三十日皆上に説くが如し。

(6) 又比丘不具足衣を得、停めて更に多衣を望むが故に即ち得衣の日に所望を得ず、亦望を斷ぜず七四 非望なるに許す、復所望を勤求す、是の望亦斷じ非望にして更に得、是の衣十日に應に作衣すべし、若し足れば善し、若し足らざれば留めよ。又比丘不具足衣を得、停めて更に多衣を望むが故に三日に至りて所望を得ず、亦望を斷ぜず、非望なるに許す、復所望を勤求す、是の望亦斷じ非望なるに得、是の衣九日に應に作衣すべし、若し足れば善し足らざれば留めよ。又比丘不具足衣を得、停めて更に多衣を望むが故に、乃至九日に所望を得ず亦望を斷ぜず非望なるに許す、復所望を勤求す是の望亦斷じ非望にして更に得、是の衣二日に應に作衣すべし、若し足れば善し足らざれば留めよ。又比丘不具足衣を得、停めて更に多衣を望むが故に、十日に至りて所望を得ず、亦望を斷ぜず、非望

【七三】 已下上と同じく原本に一千三百四十九字なるも三本により十二字とす。

【七四】 非望而許。期待せる所に非ざるも須られば與へんとて許すこと。

へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に三日に至りて所望を得ず所望を斷ぜずして非望なるに得、是の衣八日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に乃至九日に所望を得ず所望を斷ぜずして非望なるに得、是の衣二日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて所望を得ず所望を斷ぜずして非望なるに得、是の衣一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて所望を得ず所望を斷ぜずして非望なるに得、是の衣十一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十二日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。^七又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、即ち得衣の日は念を作す、我れ此の三十日に所望を必ず得ること能はずと、是の衣十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二日に至りて是の念を作す、我れ此の二十九日に所望を必ず得ること能はずと、是の衣九日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、三日に至りて是の

【七】 已下の十二字上と同じく三本により一千三百四十一字を省略して置く。
【七二】 以下は三十日間に望衣を得ること能はずと考へたる時を云ひ、同じく十日以前に考へたる時は十日迄でに作衣等をなし、十一日以後三十日までには即日になすべしとす。

人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得停めて更に衣を得るを望むが故に、二日に至りて望得する所を斷じ非望なるに得、是の衣九日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、三日に至りて望得する所を斷じ非望なるに得、是の衣八日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、乃至九日に望得する所を斷じ非望なるに得、是の衣二日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十日に至りて望得する所を斷じ非望なるに得、是の衣十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十一日に至りて望得する所を斷じ非望なるに得、是の衣十一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十二日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。十二日乃至三十日も亦上に説くが如し。

(4) 又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に即ち得衣の日に所望を得ず所望を斷ぜずして非望なるに得、是の衣十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に二日に至りて所望を得ず所望を斷ぜずして非望なるに得、是の衣九日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與

【六九】 已下の十二字も上の如く(註六七) 三本に從ひ一千二百六十九字を略して置く。
【七〇】 已下(4)は所望を得ざるも斷ぜるに非ずして非望を得たる時を説く。

時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、三十日に至りて是の念を作す、我れ此の三十日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣三十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば三十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。

(2) ^{六六}又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、即ち停衣の日に所望を得ず非望なるに得、是の衣十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二日に至りて所望を得ず非望なるに得、是の衣九日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に乃至九日に所望を得ず非望なるに得、是の衣應に二日に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に〔乃ち〕十日に至りて所望を得ず、非望なるに得、是の衣一日に應に即ち作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十一日に至りて所望を得ず、非望なるに得、是の衣十一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十二日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。 ^{六七}十二日乃至三十日皆上に説くが如し。

(3) ^{六八}又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、即ち得衣の日望得する所を斷じ非望なるに得、是の衣十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作淨せず

【六六】 已下(2)は期待せざる所より次の衣を得たる時(非望而得)にも一日乃至十日に得たる時は十日迄で衣等をなすべく十一日以後なれば即日に依衣等をなすべきことを説く。

【六七】 「十二日乃至三十日皆如上説一は原本には(1)に於けると全く同様に「又比丘得不具足衣停更望得衣故至十二日不得所望……」と三十日に至るまで説くも、三本にこの一千二百六十九字を省略して上の如くする故に今これに従ふ全く同様な繰返しなる故に必要なならばこれを作することを得べし。

【六八】 已下(3)は期待する所より得たることとなり、期待せざる所より得たる時を云ふ、前と全く同様なり。

若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十四日の地了時に至りて尼薩耆波提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十四日に至りて是の念を作す、我れ此の二十四日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十四日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十五日の地了時に至りて尼薩耆波提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十五日に至りて是の念を作す、我れ此の二十五日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十五日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十六日の地了時に至りて尼薩耆波提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十六日に至りて是の念を作す、我れ此の二十六日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十六日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十七日の地了時に至りて尼薩耆波提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十七日に至りて是の念を作す、我れ此の二十七日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十七日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十八日の地了時に至りて尼薩耆波提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十八日に至りて是の念を作す、我れ此の二十八日に望む所必ず得ること能はずし、是の衣二十八日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十九日の地了時に至りて尼薩耆波提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十九日に至りて是の念を作す、我れ此の二十九日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十九日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば三十日の地了

念を作す、我れ此の十七日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十七日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十八日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十八日に至りて此の念を作す、我れ此の十八日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十八日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十九日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十九日に至りて是の念を作す、我れ此の十九日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十九日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に二十日に至りて是の念を作す、我れ此の二十日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若しは作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に望むが故に、二十一日に至りて是の念を作す、我れ此の二十一日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十二日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十二日に至りて是の念を作す、我れ此の二十二日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十二日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば二十三日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二十三日に至りて是の念を作す、我れ此の二十三日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二十三日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し

れば十一日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十一日に至りて是の念を作す、我れ此の十一日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十二日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十二日に至りて是の念を作す、我れ此の十二日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十二日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十三日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十三日に至りて是の念を作す、我れ此の十三日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十三日に應に〔即ち〕作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十四日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十四日に至りて是の念を作す、我れ此の十四日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十四日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十五日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十五日に至りて是の念を作す、我れ此の十五日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣十五日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十六日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十六日に至りて是の念を作す、我れ此の十六日に望む所必ず得ること能はずと、是の夜十六日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十七日の地了時に至りて尼薩耆波夜提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十七日に至りて是の

が故に、四日に至りて是の念を作す、我れ七日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣七日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、五日に至りて是の念を作す、我れ六日に望む所を必ず得ること能はずと、是の衣六日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、六日に至りて是の念を作す、我れ五日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣五日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、七日に至りて是の念を作す、我れ四日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣四日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、八日に至りて是の念を作す、我れ三日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣三日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、九日に至りて是の念を作す、我れ二日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣二日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、十日に至りて是の念を作す、我れ一日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣一日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざ

る大會との説もあり。律部二十、註千七の四。

【六二】沙婆婆羅會梵名Sāṅgha (Sāṅgha) 六歲會或は六年會と云ふ。六年毎の大祭か或は有部尼陀那に云ふ六歲重立頂鬘大會にして佛が太子たりし時六歳の時重ねて頂鬘を立てられたのを記念する會か。

【六三】二月會。有部律には頂鬘會と云ふ。頂鬘を剪る節會のことか。

【六四】入舍會。有部律に盛年會と云ふ。成年式をする祭會か。

【六五】已下(1)は月の一日に衣をおるに不足の布(衣)を得て更に衣を得んとて停める時十日以前に望衣を得ること能はずと考へたる時はその衣は十日迄に作衣し若しくは人に與へ若しくは作論し若しくは受持すべく、十一日以後三十日までにこの念を作せる時は即日に人に與へる等をなすべく三十一日以後は即ち一ヶ月以上は停むべからずと説く。

若し比丘衣竟り已に迦絺那衣を捨てて非時衣を得んに比丘須ゆれば當に自手に取りて速かに衣を作りて持すべし、若し足れば善し、若し足らざれば更に衣を得るを望めば具足せしむるが故に是の衣を停むること乃ち一月に至れ、是を過ぎて停むれば尼薩着波逸提なり。

二、^{五九}「非時衣」とは謂はく別房衣家中施衣を除き安居衣を除きて餘殘の衣を非時衣と名く、「自手に取りて速かに作りて受持せよ」とは是の衣を若しは僧伽梨に作り若しは齋多羅僧に作り若しは安陀衛に作るなり、「更に衣を得るを望めば」とは此の比丘是の念を作す、若しは母我に與へん、若しは父若しは兄弟・姉妹・兒女、^{六〇}本第二我に與へん、若しは般闍婆瑟會^{六〇}有り、若しは沙婆婆瑟會^{六〇}有り、若しは二月會、若しは入舍會有り、我れ此の一月中の會に當に能く集めて是の衣を成ぜんと、「不足を足らしむ」とは若しは僧伽梨少なるを、若しは齋多羅僧少なるを、若しは安陀衛少なるを作りて具足せしむるなり。

三、(1)是の中犯とは^{六五}若し比丘不具足衣を得停めて更に衣を得るを望むが故に、是の比丘従つて衣を得る日即ち是の念を作す、我れ十日に望む所を必ず得ること能はずと、是の衣十日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩着波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、二日に至りて是の念を作す、我れ九日に望む所必ず得ること能はずと、是の衣九日に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩着波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望むが故に、三日に至りて是の念を作す、我れ八日に望む所を必ず得ること能はずと、是の衣八日内に應に作衣し若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し作衣せず人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩着波逸提なり。又比丘不具足衣を得、停めて更に衣を得るを望む

【五九】非時衣 (at-tisittaya)。衣時 (衣を作る正式な時) とは迦絺那衣を得ざれば安居後の一ヶ月 (七月十六日―八月十五日)、得れば五ヶ月 (七月十六日―十二月十五日) にしてこの期間に得たるものを時衣と云ひ、これ以外の時に得るものを非時衣と云ふ、これ各律に皆説く所である。然るに今十誦にはこの事を直接説かず、別房衣、家中施衣、安居衣以外を非時衣と云ふ、然しこれ等は前述の時中に施され或は作成したるものを示すものにして時期より云へば前に説く所と同一なり。
【六〇】本第二。故二と同じ、出家前の妻なり。
【六一】般闍婆瑟會 (paṇḍarāsiya) (梵) aśramāy (paṇḍarāsiya) (五歲會或は五年會と譯す、五年毎の大祭なり、無遮會とも云ひ四方衆僧に供養す、阿育王が始めしものと云ふ、或は今云ふ五歲會は無遮會と異なり、有部尼陀那卷五に云ふ五歲除頂大會にして佛が太子たりし時五歲にして頂髻を除かれたるを記念す

ば無犯なり。(二事竟る)

3月望衣戒 (三三三)

一、佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘 非時衣を得て畜へ是の念を作せり、是れ相似せず留め置かん、若し相似の者を得ば當に作りて衣を成せんと、是の六群比丘若し先に青衣を得後に黄衣を得れば是の念を作せり、相似せず留め置かんと、若し先きに黄衣を得後に赤衣・白衣・麻衣・野麻衣・芻摩衣・幡奢耶衣・翅夷羅衣・欽婆羅衣・劫貝衣を得れば得已りて是の念を作せり、相似せず留め置かん、若し相似の者を得れば當に作りて衣を成せんと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて六群比丘を呵責せり、云何んが比丘と名け非時衣を得て畜へ相似せざるの故を以つて留置するや、若し相似の智を後れば當に作りて衣を成せんと、先きに青衣を得て後に黄衣を得れば是の念を作す、相似せず留置せんと、若し先きに黄衣を得後に赤衣白衣麻衣野麻衣芻摩衣幡奢耶衣翅夷羅衣欽婆羅衣劫貝衣を得れば得已りて是の念を作す、相似せず留置せん、若し相似の者を得ば當に作りて衣を成せんと。是の如く諸比丘種種の因縁もて呵責し已り是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名け非時衣を得て畜ふへ相似せざるを以つての故に留置するや、若し相似の者を得ば當に作りて衣を成せんと、若し先きに青衣を得後に黄衣を得れば是の念を作す、相似せず留置せんと、若し先きに黄衣を得後に赤衣白衣麻衣野麻衣芻摩衣幡奢耶衣翅夷羅衣欽婆羅衣劫貝衣を得れば得已りて是の念を作す、相似せず留置せん、若し相似の者を得れば當に作りて衣を成せんと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

【四〇】 *tuṭṭhakeṭṭhina* v. (第三迦絺那衣戒) 第一捨墮參照。
 【五一】 非時衣。下の註を見よ。

【五二】 麻衣 (*dhunḍiga*)。

【五三】 野麻衣 (*homa*)。譏麻衣とも云ふ。

【五四】 芻摩衣。普義には皆麻衣とす、開宗記に紵麻にて作ると云ひ、有部毘奈耶に此方に無しと云ふ。

【五五】 幡奢耶衣 (*koṣṭhyā*)。絹布なり、綿衣とも云ふ。

【五六】 翅夷羅衣。開宗記に鳥毛にて作る衣と云ふ。

【五七】 欽婆羅衣 (*kambhala*)。毛布なり。

【五八】 劫貝衣 (*kaṭṭhaka*)。綿布なり。以上の衣は全部衣料即ち布の意なり。

舎に在り衣餘園舎に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けされば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

車行に一界有り別界有り、是の中前車界とは謂はく中車に向ひて杖所及の處なり、中車界とは謂はく前車後者に向ひて杖所及の處なり、後車界とは謂はく中車に向ひて杖所及の處なり、若し比丘一車界に在り衣餘車界に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けされば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

單船に一界有り別界有り、是の中單船界とは謂はく船の所繫の處若しは柱若しは四五櫂若しは板處なり、若し比丘一船に在り衣餘船に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けされば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

ぼうせん舫船界も亦是の如し。

樹に一界有り別界有り、是の中不相接樹界とは若し日中時なれば影の所陰の處、若し雨墮つる時なれば水の及ばずして枝葉の著く處なり、若し比丘一樹の下に在り衣餘樹の下に在れば應に取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けされば尼薩耆波逸提なり。相接樹界とは若し是の諸樹の枝葉相接すれば乃ち一四六拘盧舎に至るに是の中隨所に衣を著き地了時に衣を著き地了時に至るも無犯なり。

四七四十九尋 衣角とは比丘和上阿闍梨の與に衣を擔ひて道中を行くが如き若しは前に在り若しは後に在り四十九尋内は不離(衣)なり、若し四十九尋を過ぎれば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

四九(3) 諸比丘有り、衣鉢を持して一處に著き衣の四邊に在りて臥さんに、是の中一比丘若し起きて去らんに遺取し得可き處を離るれば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。比丘有り二界の中に臥さんに衣の身を離ること乃ち半寸に至るも他界中に墮つれば突吉羅罪を得、若し衣の一角身上に在れ

【四七】 櫂。くひなり。

【四八】 拘盧舎 (Gharā, 梵 Kīro, a) 牛又は鼓の音の聞き得る最大距離にして五百弓又は五里と云ふ。(一弓は六尺四寸)

【四七】 尋。一尋は八尺、四十九尋は三十九丈二尺、六十五間餘である。薩婆多論には前後のみならず縱廣も四十九尋内は不失衣とす。

【四八】 衣角。衣のすみなり。

【四九】 この意。一比丘起きて衣を持ち去りたる時、他比丘これを知り取返し得る距離の處なればの意なるべし。

外道人舎に一界有り亦た別界有り、外道とは五衆を除き阿視毘・尼犍子阿視毘・老弟子尼犍子・梵志等佛の五衆を除き餘殘の出家人を皆外道と名づく、是の外道舎界とは謂はく、門屋・食堂・中庭・廁處・取水處なり、若し比丘一外道舎に在り衣餘外道舎に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり、若し諸外道同見同論なれば無犯なり。

輪行人處に一界有り亦た別界有り、輪行人とは若しは伎人ぎじん・歌舞人かぶじん・躑絶人ちつせつじん・相打人さうだつじん・相撲人さうぼくじん・俳笑人の龜輪を以つて財物を載せ細輪に妻子を載せて諸國を遊行し營輪住宿するなり、是の中界とは謂はく門處・食處・中庭・廁處・取水處なり、若し比丘一家に在り衣餘家に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり、若し是の輪行人一人に屬すれば無犯なり。

場處に一界有り別界有り、是の中界とは謂はく、門處・食處・中庭・廁處・取水處なり、若し比丘一場に在り衣餘場に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

場舎に一界有り別界有り、是の中界とは謂はく門處・食處・中庭・廁處・取水處なり、若し比丘一場舎に在り衣餘場舎に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

園に一界有り別界有り、是の中界とは謂はく門處・食處・中庭・廁處・取水處なり、若し比丘一園中に在り衣餘園に在れば應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

園舎に一界有り別界有り、是の中界とは謂はく門處・食處・中庭・廁處・取水處なり、若し比丘一園

階は同界にして三階は別界となる、その他の場合も同、この重間に一家族の住する時は同界にして不失衣界となるの意なるべし。

【21】阿視毘(Aśivika)邪命外道なり。

【22】尼犍子(Nigandhu)。六師外道の一、外道の出家の體名なるも特に裸形塗炭等の苦行を修するものを云ふ、即ち裸形外道(Digambara)なり。

老弟子は N bhūta なるべし、尼犍子外道の祖の名。

【23】梵志(Brahmacarin)。梵天の法を志求するもの、即ち婆羅門行者なり。

【24】五衆。出家の五衆とは一に比丘(bhikkhu)、具足戒を受けし男子、二に比丘尼(bhikkhuni)、同上の女子、三に式叉摩那(sikkhamaṇā)、學法女と譯す、具足戒を受くる前二ヶ年の間大法を學修する女を云ふ。四に沙彌(sāmaṇera)、出家して十戒を受けし男子、五に沙彌尼(sāmaṇerī)、同上女子なり。

【25】躑絶人。輕業師か。

【26】場處。四分律に場と云ふ、又巴利に打穀場(dhannakāraṇṇa)と云ふものこれである、穀物を始末する場所である。

しは雞飛びて所及の處、若しは糞掃ふんそうを棄て、所及の處、若しは慚愧ざんき有る人の大便する所の處、若しは箭を射て所及の處なり。若し比丘一聚落いっしゆらくに在り衣餘聚落いじよくに在れば比丘應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提にさきへびていなり。相接聚落さうせつしゆらく界がいとは若しは十椀梯じゆばんていを容れ若しは十二椀梯じふにばんていを容れ若しは載梁車さいりやうしやの廻轉くわんてんを容るゝなり、若し聚落しゆらくに牆壁けいへき・籬し・籠かご有りて圍遮いしやせば外幾許がいきこに至るを名づけて界がいと爲す、是の中界ちゆうがいとは謂はく牆外の作事處さうじこを容れるなり、若し聚落しゆらくに塹ざん有りて圍遮いしやせば外幾許がいきこに至るを名づけて界がいと爲す、是の中界ちゆうがいとは謂はく糞掃ふんそうを擲して所及の處なり、若し比丘一聚落いっしゆらくに在り衣餘聚落いじよくに在れば比丘應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提にさきへびていなり。

同族どうしゆに一界いっがい有り亦た別界べつがい有り、是の中同族ちゆうどうしゆの別界べつがいとは謂はく門屋もんゑ・食堂じきだう・中庭ちゆうてい・取水處しゆすいじよなり、若し比丘一族いっしゆに在り、衣餘族いじよしゆに有れば比丘應に衣を取り來り、若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提にさきへびていなり。

家に一界いっがい有り亦た別界べつがい有り、是の中別界ちゆうべつがいとは謂はく戸處こじよ・食處じきじよ・中庭ちゆうてい・取水處しゆすいじよなり、若し比丘一家いっかに在り衣餘家いじよかに在れば應おつさに衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提にさきへびていなり。

重閣舍ちゆうかくしやに一界いっがい有り別界べつがい有り、是の中界ちゆうがいとは謂はく中重下重ちゆうじゆうげうじゆうなり、是れ上重界じゆうじゆうがいに一戸入るが故なり、中重上重ちゆうじゆうじゆうなり、是れ下重界げうじゆうがいに一戸入るが故なり、下重げうじゆうなり、是れ中重界ちゆうじゆうがいに一戸入るが故なり、若し比丘異重いしじゆうに在り衣異重いしじゆうに在れば比丘應に衣を取り來り若しは衣所に至り若しは餘衣を受くべし、若し衣を取り來らず衣所に至らず餘衣を受けざれば地了時に至りて尼薩耆波逸提にさきへびていなり、若し是の重閣ちゆうかく一人ひとりに屬まはすれば無犯むふんなり。

【三三】 異聚落は勿論別界なる故に離衣宿は捨墮となるが同一聚落中にも別界なるれば同様に捨墮となる理である。
 【三四】 相接聚落界。一聚落と他の聚落が接してをる時の界即ち勢分について云ふ。
 【三五】 椀梯。有部律には肘梯と云ふ、一肘は一尺八寸なる故に十椀梯は一丈八尺なり。
 【三六】 載梁車。梁を載せた車なるべし、有部律には六牛竹車(六牛が引く竹を載せた車)とす。
 【三七】 作事處。有部律に「鷄飛びて盛つる處を齊り、又慚愧を懷ける人の便利する處を齊りて是れ其の勢分なり」と説き巴利律にも有羅の(Pari-katthi)聚落につき擲石所及處を不失肘界と云ふ故にこの意味ならん、或は前に云ふ十二椀梯を容れ、載梁車を廻轉する餘裕ある處か。
 【三八】 同族。同族の聚落(Bhikkhava, gāma) 或は住(Cariya, a) 或は屋(udāthi)の意。
 【三九】 重閣舍。階層建の家、上重とは三階、中重は二階、下重は一階なり、上の意は三階に一戸別にある時け一、二

諸長老憶念したまへ、我れ某甲比丘老病にして一月遊行せんと欲し僧伽梨重し、今僧に縦ひて一月不離僧伽梨宿羯磨を乞ふ、僧憐愍の故に我に一月不離僧伽梨宿羯磨を與へたまへ、

と、是の如く三たび説け、是の中僧應に籌量すべし、若し是の比丘我れ老病と言ひて實には不老病ならば與ふべからず、若し實に老、實に病ならば與ふべし、若し僧伽梨重しと言ひて實には重からずば與ふべからず、若し實に重ければ與ふべし、與ふる法は僧一心に和合し一比丘僧中に唱へよ。

大德僧聽きたまへ、是の某甲比丘老病にして一月遊行せんと欲し僧伽梨重し、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲比丘老病なるに一月不離僧伽梨宿羯磨を與へん、白是の如し。

是の如く白二羯磨し、

僧已に某甲比丘の老病なるに一月不離僧伽梨宿羯磨を與へ竟んぬ、僧忍したまへり、默然たるが故に、是の事はの如く持す。

と、乃至九月も亦爾り、僧伽梨の如く若しは辯多羅僧、安陀衛も亦是の如し。

三、(1)是の中若し未だ不離衣法を結せず、比丘聚落在在り衣も亦聚落在在れば比丘應に衣の所に至るべし、若し比丘聚落在在り衣阿練若處に在れば比丘應に衣の所に至るべし、若し比丘阿蘭若處に在り衣聚落在在れば比丘應に衣の所に至るべし、若し比丘阿蘭若處に在り衣も亦阿蘭若處に在れば比丘應に衣の所に至るべし。若し已に不離衣法を結し、若し比丘聚落在在り衣も亦聚落在在れば比丘應に衣の所に至るべし、若し比丘聚落在在り衣阿蘭若處に在れば比丘應に聚落界を出づべし、若し比丘阿蘭若處に在り衣聚落在在れば比丘應に衣の所に至るべし、若し比丘阿蘭若處に在り衣亦阿蘭若處に在れば不犯なり。

(2)「聚落」とは若しは一家二家衆多家にして居士有り妻子奴婢人民と共に共住する是れを聚落と名づく、聚落在一界有り又別界有り、一家中にも亦一界有り別界有り、「不相接聚落界」とは若

【二】聚落 (Gāma)。

【三】一界 (ekupāṇi)。

同界とも云ふその區域内なれば衣と身と離れるも離衣罪とならぬ區界、即ち不失衣界である下に説く所により知るべし。

【四】別界 (Ganupāṇi)。

異界とも云ふ、一界に非らざる區界、即ち不失衣界なり。

【五】聚落界 (Gāmapāṇi)。

上に説く如く、落の入口より鶏の一飛し乃至箭の行く距離の間を云ふ、四分律には普通の人の石を擲ちて及ぶ所(遺石所及所)とし、これを又勞分(四分、有部律)とも云ふ、巴利律には籬に圍れる聚落では聚落の門に立ちて中人の擲石所及處 (iddupāṇi)、籬無

き聚落では家の入口より擲石所及處とす。この距離、H. H. Johnston と云ひ、善見律によれば十五肘とし、善見律には十三步(十二間)、七丈八尺とす、不失衣界となるのは一界

及びこの勞分の範圍なり、相接とは他の聚落と連續し接せず一聚落が獨立せること。

るや不いなやと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因縁を以つて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、今日より三三一布薩共住處に三四不離衣羯磨を結するを聽す、不離衣羯磨の法は一心和合僧にて一比丘應に僧中に唱ふべし、

大德僧聽きたまへ、是の一布薩共住處は僧の先きに結する所の共布薩界なり、是の中聚落及び聚落界を除き三五空地及び住處を取り、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧一布薩共住處に不離羯磨を作さん、白びやく是の如し。

大德僧聽きたまへ、是の一布薩共住處は僧先きに結する所の共布薩界なり、是の中聚落及び聚落界を除き空地及び住處を取りて不離衣羯磨を作さんに誰か諸長老是の一布薩共住處に不離衣羯磨を作すことを忍する者は默然たり、誰か忍ぜざる者は是の長老は説きたまへ。

僧已に一布薩共住處を結して不離衣界と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然たるが故に、是の事はの如く持す。

と、是れを僧羯磨を除くと説く。

復た僧羯磨有り、長老舍利弗しゃりふつ病むとき諸國を一月遊行せんと欲するに僧伽梨重きが如し、時に舍利弗諸比丘に語れり、我れ一月遊行せんと欲す、我れ今病有りて僧伽梨重し、今當に云何せんと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の因縁を以つて比丘僧を集め知つて故らに舍利弗に問ひたまへり、汝實に諸比丘に語れりや、我れ一月遊行せんと欲す、我れ今病有りて僧伽梨重し、今當に云何せんと、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因縁を以つて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて比丘に語りたまへり、今より老比丘病比丘に一月不離僧伽梨羯磨作すを聽す、羯磨を乞ふ法は是の老病比丘僧和合の時三六偏袒へんだん右肩けんし革屣かくしを脱し胡跪こくわい合掌がしやうして言へ、

【三三】一布薩共住處。半月半月の布薩の時一處に集つて同一の布薩をなし、その他の僧事をなすに所住の比丘が悉く一處に集まるべき區域を一布薩界(Oghosātha sīmā)と云ひ、これを又共住處と云ふ、これ一敷區にして僧團の單位なり。

【三四】不離衣羯磨。三衣を離して宿するもその區域内に有れば離衣宿の罪とならぬ區域を不離衣界(Chūṭṭhama avāṇī, Pāvāṇī sīmā)と云ふ、この不離衣界を結する作法行事を不離衣羯磨と云ふ、この羯磨は白二羯磨(一白一羯磨)である、この羯磨により一布薩界は村落を除いて不離衣界となるのである。

【三五】聚落界。下に説く。
【三六】空地及住處。阿蘭若處及び精舍なり。

【三七】一月不離僧伽梨羯磨。一ヶ月間は僧伽離を離して宿するも離衣の罪とならざる羯磨なり。僧團が老病比丘に與ふる特別の許可なり。

比丘と名け處處に衣を留め上下衣を著して諸國を遊行し弊衣を誣著して威儀有る無く諸受寄の舊比丘汝の與に架上に衣を取りて舒曬抖擻し卷牒して衣囊中に著きて繫擧し是の因縁を以つて讀經坐禪行道を妨廢するやと、諸比丘是の如く呵し已りて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集めたまふ、佛知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ處處に衣を留め上下衣を著して諸國を遊行し弊衣を誣著して威儀有ること無く諸受寄の舊比丘汝の與に架上に衣を取り舒曬抖擻し卷牒し衣囊中に著きて繫擧し是の因縁を以つて讀經坐禪行道を妨廢するやと、佛〔是の事の〕種種の因縁を以つて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘二〇衣竟り迦絺那衣かぢなえを捨し已りて三衣中若し一衣を離すること乃ち一夜宿に至れば、尼薩耆波逸提なぞくしはなり、僧羯磨そうごんまを除く。

三

二、「一夜」とは日没より 明相未出に至る。「三衣中若し一衣を離すれば」とは若しは僧伽梨そうごりを離し若しは鬱多羅僧うたたらそうを離し若しは安陀衛あんたゑを離するなり。「僧羯磨を除く」とは僧羯磨そうごんまとは大迦葉だいあせつ因縁を以つての故に僧伽梨そうごりを香闍崛山じやくくつせん中に留め上下衣を著して來りて 竹園たけぐんに入りしに時に天雨ふるに遇ひ香闍崛山じやくくつせんに還り上ることを得ず僧伽梨そうごりを離して宿せる如きを名づく、是の大迦葉だいあせつ諸比丘に語れり、我れ因縁を以つての故に僧伽梨そうごりを香闍崛山じやくくつせん中に留め今天雨ふるに遇ひ山に還るを得ず僧伽梨そうごりを離して宿せり、今當に云何せんと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集めたまひ佛知つて故らに大迦葉だいあせつに問ひたまへり、汝實に僧伽梨そうごりを山中に留め上下衣を著して來りて竹園に入る時天雨ふり山に還るを得ず、是の事を諸比丘に問へりや、我れ僧伽梨そうごりを香闍崛山じやくくつせん中に留め上下衣を著して來りて竹園に入り今天雨ふるに遇ひ山に還るを得ず、今當に云何せんと、汝實に爾

の衣を十日以上蓄ふるのではないが常に繼續する故に最初の衣の因縁（四分、努力）によつて最初の衣より十日を過ぐれば十日目に得た衣も同様に捨墮となる意たり。本衣とは最初の衣なり、この規定なくんば常に事實上餘衣を蓄ふることが出来ることとなる。

【二〇】 *Uddamāsa* (小屠戒) 前戒參照。

【二一】 上下衣。鬱多羅僧及び安陀衛なり。

【二二】 受寄舊比丘。衣を預つてをる比丘のこと。

【二三】 舒曬等。舒曬はのばしかはかすこと。抖擻は塵を拂ひきれいにすること。卷牒はしるしを書きつけること（誰の衣なるやと）繫擧はかけてしまひ置くことなり。

【二四】 衣竟捨迦絺那衣已。前戒の註參照。

【二五】 明相（*Arjunḡamanā*）。夜明のこと。

【二六】 竹園（*Vihāra-nāḡaḡa-dāraḡivānā*）。迦闍陀竹園林、竹林精舎と云ふ、頻婆沙羅王が佛に獻したもので王舎城にあり、印度五精舎の一にして僧園の嚆矢と云はる。

念を作さん、是の衣を若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持せんと、還た衣を摘する故に突吉羅、若し十日を過ぎれば尼薩耆波夜提なり。若し比丘故衣を得て四重の僧伽梨、二重の鬱多羅僧、二重の安陀衛、四重の尼師壇を作り若し還た摘却して是の念を作さん、若しは人に與へ若しは作淨し若しは受持せんと、還た衣を摘する故に突吉羅、若し十日を過ぎれば尼薩耆波夜提なり。若し比丘新衣を得二重の僧伽梨、二重の尼師壇、若しは三重の僧伽梨、三重の尼師壇を作り、若し還た摘却して是の念を作さん、若しは洗し若しは染し若しは表裏を轉易せんと、還た衣を摘する故に突吉羅にして、若し十日を過ぎるも無犯なり。若し比丘故衣を得四重の僧伽梨、二重の鬱多羅僧、二重の安陀衛、四重の尼師壇を作り若し還た摘却して是の念をなさん、若しは洗し若しは染し若しは表裏を轉易せんと、還た衣を摘する故に突吉羅にして、若し十日を過ぎるも無犯なり。

(4) 若し比丘捨墮衣有り、未だ捨せず罪未だ悔過せず 次續未だ斷へざるに若し更に衣を得れば是の後衣は本衣の因縁の故に尼薩耆波夜提を得。復た次に比丘捨墮衣有り、已に捨し罪未だ悔過せず 次續未だ斷へざるに若し更に衣を得れば是の後衣本衣の因縁の故に尼薩耆波逸提を得。復た次に比丘捨墮衣有り、已に捨し罪已に悔過し次續未だ斷へざるに若し更に衣を得れば是の後衣本衣の因縁の故に尼薩耆波夜提を得。若し比丘捨墮衣有り、已に捨し罪已に悔過し次續已に斷へ若し更に衣を得るは無犯なり。(一事竟る)

2 三衣戒 (三一b)

一、佛王舍衛に在しき、爾の時六群比丘處處に衣を留め、上下衣を著して諸國を遊行し弊衣を趣著して威儀有ること無し、諸の受寄の舊比丘六群比丘の與に架上に衣を取りて、舒曬抖擻し卷牒して衣囊中に著きて聚擧す、是の因縁を以つて讀經坐禪行道を妨廢せり。是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて六群比丘を呵責せり、云何んが

廿一條は四長一短とする、鬱多羅僧は二長一短、安陀衛は一長一短である、上に「成分別若干長若干短」とはこれを云ふ、かくして新しい衣を作つた上は衣材の殘餘及び故の衣をそのまま持すれば長衣を持つることになる故にこれを人に與へ若しは作淨するのである。

【四】二重僧伽梨。已下は三衣の重數について説く、重數は新衣材の時は僧伽梨及び尼師壇(坐具)は三重、若し欲すれば三重(これにつき薩婆論には三重を許すのは新衣、古衣合して作る時とす)とし、鬱多羅僧及び安陀衛は一重とする、若し古衣材の時はこの倍となし得る(但し六重は許さず)故に若しこれ以上の重數とすればそれだけ長衣となり十一日に捨墮罪となるのである。又一且衣として證ひ合はせたるものを人に與へる爲等にてはどいて一枚づつにすれば(摘却)これ又十一日に至つて長衣戒を犯すことになる。

但し浣ふ爲染める爲、又は裏返し爲にほくのは十一日に至つても捨墮とはならぬがかくするところは突吉羅となる。

【五】次續未斷。織頭が絶えぬこと、例へば毎日一衣を得て翌日これを捨する時は同一

普波逸提なり、若し比丘一日に衣を得て畜へ二日に得ず、三四五六七八九十日に得ず、十日の時比丘是の衣を應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。若し比丘一日に衣を得て畜へ二日に衣を得て畜へ三四五六七八九十日に衣を得て畜へんに十日の時比丘是の衣を皆應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りて尼薩耆波逸提なり。

(2) 若し比丘初日に衣を得用ひて僧伽梨の 最下九條なるを作る、成分を若干は長若干は短に別つ、總じて九條と説く、作衣竟るの日即ち應に受持して是の言を作すべし、我是の最下の僧伽梨九條を作持す、餘殘の物及び先の僧伽梨は應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべしと。若し比丘初日に衣を得用ひて鬱多羅僧七條を作る、成分を若干は長若干は短に別つ、總じて七條と説く、作衣竟るの日即ち應に受持して是の言を作すべし、我れ是の鬱多羅僧七條を作持す、餘殘の物及び先の鬱多羅僧は應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべしと。若し比丘初日に衣を得用ひて安陀衛五條を作る、成分を若干は長若干は短に別つ、總じて五條と説く、作衣竟るの日即ち應に受持して是の言を作すべし、我れ是の安陀衛五條を作持す、餘殘の物及び先の安陀衛は應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべしと。

(3) 若し比丘新衣を得ば 二重に僧伽梨を作り、一重に鬱多羅僧を作り、一重に安陀衛を作り、二重に尼師壇を作れ、若し欲すれば三重に僧伽梨作り、三重に尼師壇を作れ、若し更に新衣を以つて重縫すれば是の比丘重縫衣の故に突吉羅、若し十日を過ぎれば尼薩耆波夜提なり。若し比丘故衣を得ば四重の僧伽梨、二重の鬱多羅僧、二重の安陀衛、四重の尼師壇を作れ、若し更に新衣を以つて重縫せば是の比丘重縫衣の故に突吉羅、若し十日を過ぎれば尼薩耆波逸提なり。若し比丘新衣を得ば二重の僧伽梨、二重の尼師壇、若しは三重の僧伽梨、三重の尼師壇を作り若し還た摘却して是の

く前日に衣を得盡日これを捨て、同日に又別の衣を得て翌日これを捨て更に別衣を得るが如く十日間繼續して衣を得る時は別の衣と雖も最切に得た衣を畜ふると同様に一日の夜明には捨墮となることを説く、然らざれば常に餘衣を畜ふることを得るが故である。

【二】作淨 (Sampatti)。淨施、分別、説淨等と云ひ、知友の比丘に衣を與へる儀式をなし、その比丘に代り、已が保管して必要の時是用ふることにして事實上餘分の衣を保持するも長衣禁制に違反せぬ行法である。(單墮法六十八條參照、宗教研究新第九卷六號拙稿參照)。

【三】受持 (Adhiyāna)。正式の作法により自己の衣として受持すること。

【三】最下九條。已下三衣の作り方についての説明を含む、先づ三衣の條數を言へば僧伽梨は最少のもの九條にして十一條十三條乃至廿五條に至る九品有り、鬱多羅僧は七條、安陀衛は五條なり、この各條を更に分割して縫ひ合せるがこれに長いものと短いものがあり、九條の僧伽梨では各條を三つに分ち二を長く一を短くする、これを二長一短と云ふ、十五條のものは三長一短、

し、十日に衣を得んに十日の時比丘是衣を應に人に與へ若しはニヤトヤ作淨し若しはニヤトヤ受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りてニヤトヤ尼薩耆波夜提ニヤトヤなり。若し比丘一日に衣を得二日に更に得て一を畜へ一を捨す、二日に衣を得三日に更に得て一を畜へ一を捨す、三日に衣を得四日に更に得て一を畜へ一を捨す、四日に衣を得五日に更に得て一を畜へ一を捨す、五日に衣を得六日に更に得て一を畜へ一を捨す、六日に衣を得七日に更に得て一を畜へ一を捨す、七日に衣を得八日に更に得て一を畜へ一を捨す、八日に衣を得九日に更に得て一を畜へ一を捨す、九日に衣を得十日に更に得て一を畜へ一を捨せんニヤトヤに十日の時比丘是の衣を應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りてニヤトヤ尼薩耆波夜提ニヤトヤなり。若し一日に衣を得二日に更に得て前を捨し後を畜ふ、二日に衣を得三日に更に得て前を捨し後を畜ふ、三日に衣を得四日に更に得て前を捨し後を畜ふ、四日に衣を得五日に更に得て前を捨し後を畜ふ、五日に衣を得六日に更に得て前を捨し後を畜ふ、六日に衣を得七日に更に得て前を捨し後を畜ふ、七日に衣を得八日に更に得て前を捨し後を畜ふ、八日に衣を得九日に更に得て前を捨し後を畜ふ、九日に衣を得十日に更に得て前を捨し後を畜へんに十日の時比丘是の衣を應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りてニヤトヤ尼薩耆波夜提ニヤトヤなり。若し比丘一日に衣を得二日に更に得て前を畜へ後を捨す、二日に衣を得三日に更に得て前を畜へ後を捨す、三日に衣を得四日に更に得て前を畜へ後を捨す、四日に衣を得五日に更に得て前を畜へ後を捨す、五日に衣を得六日に更に得て前を畜へ後を捨す、六日に衣を得七日に更に得て前を畜へ後を捨す、七日に衣を得八日に更に得て前を畜へ後を捨す、八日に衣を得九日に更に得て前を畜へ後を捨す、九日に衣を得十日に更に得て前を畜へ後を捨せんニヤトヤに十日の時比丘是の衣を應に人に與へ若しは作淨し若しは受持すべし、若し人に與へず作淨せず受持せざれば十一日の地了時に至りてニヤトヤ尼薩耆波夜提ニヤトヤなり。

縛那衣を捨するのは他にも因縁あり、これ以前に捨てることもある。迦縛那衣を受ける時は前の衣覽れる後は餘分の衣を畜ふるべからず。

【六】長衣 (Aññāsaṅkha) 正式に受持せる以外の餘分の衣なり。

【七】得至十日 (Dassanī) 最長十日、十日を限度とするの意、この十日を許されたについて諸律皆別に因縁談を出す。

【八】僧伽梨等。已下所謂三衣 (Tissam) なり、比丘の常持の衣 (袈裟) に三種あり。僧伽梨 (saṅghaṭṭi)。大衣、重衣と云ふ、兩重にして、九條乃至二十五條あり、王宮聚落に入る時用ふ。

【九】毳多羅僧 (uttarāsaṅgā)。上衣と云ひ、一重にして七條なり、禮誦、布薩等に用ふ。

【十】安陀衛 (Anuvāsaṅkha)。內衣、中着衣と云ふ、一重、五條にして作務、臥床等の時用ふ。

【九】衣。この衣は衣材にして巴利律には六種衣の中長衣となるのは作淨すべき最下量以上即ち長さが佛の八指廣さ、四指以上のものであるとし、四指以上は十種衣をあげ大いさは四様に云ふ。

【一〇】已下は十日間は長衣を畜ふるを得ると云ふも次の如

恒鉢那時に異衣を著し恒鉢那竟りて異衣を著し、食前に異衣を著し食後に異衣を著し、初夜に異衣を著し中夜に異衣を著し後衣に異衣を著し、廁に入るに異衣を著し廁を出でて異衣を著し、大便を洗ふ時異衣を著し大便を洗ひ竟りて異衣を著し、小便時に異衣を著し小便竟りて異衣を著し、浴室に入るに異衣を著し浴室を出づるに異衣を著し、是の如くの種類の餘衣を蓄積して朽爛虫壤して用ひられざるやと、佛是の如く種類の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘衣竟り、已に迦絺那衣を捨しては、長衣を蓄ふること十日に至るを得、若し是れを過ぎて蓄ふれば尼薩耆波夜提なり。

二、是の中或は衣竟り迦絺那衣を捨せるに非ざる有り、或は迦絺那衣を捨して衣竟るに非ざるあり、或は衣竟り亦迦絺那衣を捨せるあり、或は衣竟るに非ず亦迦絺那衣を捨せるに非らざるあり。衣竟り迦絺那衣を捨せるに非ずとは若し比丘衣竟り未だ迦絺那衣を捨せざる是れを衣竟り迦絺那衣を捨するに非ずと名く。迦絺那衣を捨して衣竟るに非ずとは若し比丘迦絺那衣を捨し衣竟らざる是れを迦絺那衣を捨して衣竟るに非ずと名く、衣竟り亦迦絺那衣を捨すとは若し比丘竟り迦絺那衣を捨す是れを衣竟り亦迦絺那衣を捨すと名く。衣竟るに非ず亦迦絺那衣を捨するに非ずとは若し比丘衣竟らず迦絺那衣を捨せるに非ず是れを非竟るに非ず迦絺那衣を捨するに非ずと名く。「長衣」とは僧伽梨・瞿多羅僧・安陀衛を除き餘殘の衣を名けて長衣と爲す。「尼薩耆波夜提」とは是の衣應に捨すべし、波夜提罪は應に悔過すべきなり。

三、(1)是の中犯とは若し比丘 初一日に衣を得て畜へ二日に捨し、二日に衣を得て三日に捨し、三日に衣を得て四日に捨し、四日に衣を得て五日に捨し、五日に衣を得て六日に捨し、六日に衣を得て七日に捨し、七日に衣を得て八日に捨し、八日に衣を得て九日に捨し、九日に衣を得て十日に捨

【E】衣竟(Nīḥiṅkaṭṭhāna)安居の竟る後一ヶ月間(七月十六日—八月十五日)を衣時(Cāyanaṭṭhāna)或は作衣時と云ひ比丘はこの間に衣を調製、修繕してこれを受持すべきである、衣竟りとはかくして衣を受持したる以後の意【五】迦絺那衣(Kāṭhinīya)功德衣或は堅固衣と譯す、安居三ヶ月間精勵せる比丘に賞與として與へられる衣にしてこの衣は五ヶ月間即ち十二月十五日まで持ち得るものにして同日に至れば捨せねばならぬ、而してこの迦絺那衣を所持するものは五ヶ條の特典が與へられ(本律第二十九卷迦絺那衣法參照)その中に餘分の衣を蓄ふることが出来る箇條がある、已捨迦絺那衣(Cāḍha, āra, āpa, kāṭhinīya)とは十二月十五日にこの衣を捨てたる以後はの意なり。但し迦

卷の第五 (初誦之五)

三十尼薩著法を明すの一

1 長衣戒 (二九〇。)

一、佛王舍城に在しき、爾の時、六群比丘多く衣服を畜へ聚落に入るに異衣を著し聚落を出づるに異衣を著し、食時に異衣を著し食竟りて異衣を著し、怛鉢那時に異衣を著し、怛鉢那時に異衣を著し、初夜に異衣を著し、初夜に異衣を著し、中夜に異衣を著し、後夜に異衣を著し、初夜に入るに異衣を著し、廁を出でて異衣を著し、大便を洗ふ時異衣を著し、大便を洗ひ竟りて異衣を著し、小便時に異衣を著し、小便時に異衣を著し、浴室に入るに異衣を著し、浴室を出づるに異衣を著し、是の如く種種の餘衣を畜積し朽爛虫壤して用ひられず。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞見して心に喜ばず、種種の因縁もて六群比丘を呵責せり、云何んが比丘と名けて多く衣服を畜へ聚落に入るに異衣を著し聚落を出づるに異衣を著し、食時に異衣を著し食時竟りて異衣を著し、怛鉢那時に異衣を著し、怛鉢那時に異衣を著し、食前に異衣を著し、食後に異衣を著し、食時に異衣を著し、食時竟りて異衣を著し、初夜に異衣を著し、中夜に異衣を著し、後夜に異衣を著し、廁に入るに異衣を著し、廁を出でて異衣を著し、大便を洗ふ時異衣を著し、大便を洗ひ竟りて異衣を著し、小便時に異衣を著し、小便時に異衣を著し、浴室に入るに異衣を著し、浴室を出づるに異衣を著し、是の如く種種の餘衣を畜積して朽爛虫壤して用ひられざるやと、種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名けて多く衣服を畜へ、聚落に入るに異衣を著し聚落を出づるに異衣を著し、食時に異衣を著し食時竟りて異衣を著し、

【一】三十尼薩著法 (Tīrasaṃ nissaggiyā pacittiya dhamaṃ)。委しくは尼薩者波夜 (逸) 提法と云ふ、尼薩者是捨の義、波逸提は賠償の義、梵語は墮の義あり、故に捨墮と譯さる。衣服、坐具等の所有物につき不法のありし時はその物を捨てて罪を賠償懺悔せねばならぬ、又墮獄の報を得る罪なる故に捨墮と云ふ、三十條ある故に三十捨墮と云ふ、四人以上の僧中にて懺悔せねばならぬ。

【二】Pāṭhaṇa vaḥiṇa n. (第一迦絺那衣戒)。

【三】六群比丘 (Uḥabbaggiyā bhikkhū) 六人の惡比丘にして佛陀制戒の緣をなすものとして律書中に屢々出るもの、其の名は一定しない、有部律には難陀、優波難陀、馬宿、滿宿、闍陀、優陀夷とし、巴利律に assaji, punaabbasā, Paṇḍita, Toḍḍakā, m. tiya, Bhummajāka をあげる但し佛時代にかゝる、一團ありしや疑はしく後世に云ふことなるべし。

是の處に來去坐立するを見たりと説き、^{二三}出精若しは觸女身、若しは草木を殺し、若しは中を過ぎて食し若しは飲酒するを見ず、是の如きの事中不決定の故に名づけて不定と爲す。

三、可信優婆夷の説く所に隨ひ應に善く急問すべし、善く急問し已りて若し是の比丘自ら我れ是の罪有りて往かずと言はゞ比丘の語の如く治すべし、若し我れ往くも是の罪有ること無しと言はば比丘の語の如く治すべし、若し我れ往かず是の罪有ること無しと言はば可信優婆夷の語の如く應に實^{じつ}覺を與ふべし、實覺法は僧一心に和合し一比丘僧中に唱^{なぐ}言せよ、

大徳僧聽きたまへ、是の某甲比丘を可信優婆夷の語を以つて善く急問し已るに自ら彼の處に到れりと説かず、自らは是の罪有りと言らず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲比丘の與に可信優婆夷の語に隨ひて實覺を作さん、白是の如し。

是の如く白四羯磨し、

某甲比丘の與に可信優婆夷の語に隨ひて實覺を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に是の事は是の如く持す。

と、實覺を得たる比丘の行法は是の人他に受大戒を與ふべからず、他の依止を受くべからず、沙彌を畜ふべからず、比丘尼を教誡すべからず、若し僧差を作すも受くべからず、重ねて實覺罪を作すべからず、相似罪を作すべからず、先罪を重ねて作すべからず、羯磨を呵すべからず、羯磨を作す人を呵すべからず、清淨比丘の罪を出すべからず、求聽して他の罪を出さんと欲するを得ず、説戒を遮すべからず、自恣を遮すべからず、僧羯磨して比丘尼を教誡する人を遮すべからず、清淨比丘の罪を擧すべからず、教へて憶念せしむるべからず、相言すべからず、恒に自ら謙卑し心意を折伏せよ、清淨比丘の心に隨順せよ、常に恭敬禮拜を行ぜよ、若し是の如くの法を行ぜざれば盡形壽^{じんぎやうじゆ}是の羯磨を出することを得ず。(二不定竟る)

是の因縁を以つて佛に向ひて廣説せり、佛布薩陀の與に種種の法を説き示教利喜し已りて默然したまへり、布薩陀佛の默然たるを見已りて座より起ちて禮を作し去れり、去りて久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集めたまひ佛知つて故らに尸利比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^{いな}やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて尸利比丘を呵責したまへり、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず、不清淨行を作せり、出家の人の作すべからざる所なり、汝癡人知らずや、我れ種種の因縁を以つて欲・欲想・欲覺・欲熱を呵し、種種の因縁もて欲想を斷じ欲熱を滅せるを稱讚するを、我れ常に說法し人に離欲を教ふ、汝尙心をも生ずべからず、何に況んや欲・患・癡を起こし結縛の根本たる不淨惡業を作さんをやと。佛是の如く種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりはの戒應に是くの如く説くべし。

若し比丘獨り一女人と共に露地ろぢの不可行姪處に坐し、若し可信の優婆夷是の比丘に二法中の一一の法を説かんと、若しは僧伽婆尸沙若しは波夜提と、若し是の比丘自ら我れ是の處に坐すと云はば應に説く所に隨つて治すべし、若しは僧伽婆尸沙若しは波夜提なり、若しは可信優婆夷の説く所に隨つて治す、是れ二の不定法なり。

二、「露地處」とは壁障無く、籬はげ無く、薄はく、席障無く、衣幔障無き、是れを露地と名づく、「不可行姪處」とは是の中羞恥する所有り姪を作すを得ざるなり、「可信優婆夷」とは佛に歸し法に歸し僧に歸し道を得果を得、是の人終に身の爲め若しは他人の爲め若しは小因縁を以つて若しは財利の爲の故に故らに妄語を作さざるなり、「二法中一一の法を説く」とは僧伽婆尸沙とは十三僧伽婆尸沙中の一事を趣説するなり、波夜提とは九十波夜提中の一事を趣説するなり、「不定」とは可信の優婆夷犯の何處に起こるやを知らず、犯の名字を知らず、但だ我れ女人の是の處に來去坐立するを見亦た比丘の

【一〇】 信閑多(Sindhu) 有部律に譯名をあげて善生とす。
【一一】 布薩陀居士婦、有部律に那囊灑陀那波斯迦(Uppasā-thānupāsikā)とす。
【一二】 典計人、會計係、番當のことならん。

【一三】 露地(Aparicochanna)。

【一四】 不可行姪處(Kāṅghka-namāyā)。

【一五】 已下前戒の註參照。

是の如く白羯磨し、

僧某甲比丘の爲に可信優婆夷の語に隨ひ實覓を作し竟んぬ、僧忍じたまふ、默然たるが故に、

是の事はの如く持す

と、實覓を得たる比丘の行法は是の人他に、投大戒を與ふ應らず、他の依止を受くべからず、沙彌を畜ふべからず、比丘尼を教戒すべからず、若し僧差を作すも受くべからず、重ねて實覓罪を作すべからず、相似罪を作すべからず、亦先罪を重ねて作すべからず、羯磨を呵すべからず、羯磨を作す人を呵すべからず、清淨比丘の罪を出すべからず、求聽して他の罪を出さんと欲するを得ず、說戒を遮すべからず、自恣を遮すべからず、僧羯磨して比丘尼を教誡する人を遮すべからず、清淨比丘の罪を擧すべからず、教へて憶念せしむるべからず、相言すべからず、恒に自ら謙卑し心意を拆伏せよ、清淨比丘の心に隨順せよ、常に恭敬禮拜を行ぜよ、若し是の如き法を行ぜざれば盡形壽是の羯磨を出するを得ず。(初不定竟る)

2 露風不定 (一九a)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時 戸利比丘 修闍多居士の婦と舊くより相知識にして、共に事し共に語れり、時に戸利比丘晨朝時到り衣を著け鉢を持して修闍多の舍に至り獨り二人にて露處に坐して説法せり。時に 布薩陀居士の婦有り、小因縁の故に修闍多の比舍に到り戸利比丘説法の語聲を聞き是の念を作せり、必ず是れ戸利比丘修闍多の爲に説法せるならん、我れ當に往いて聽くべしと、即ち往いて舍に到り戸利比丘獨り修闍多の婦と露處に共坐せるを見たり、見已りて是の念を作せり、是の坐處惡なり、比丘是の中に坐すべからず、若し其の夫若しは其の子若しは奴若しは子弟若しは典計人は是の處に坐するを見ば必ず當に知るべし、是の比丘惡事を作し竟り若しは惡を作さんと欲すと、我今當に往いて佛に白すべしと。時に布薩陀往いて佛所に到り頭面禮足して一面に坐し已り

【二】實覓比丘行法、已下實覓法を行はれた比丘の失權を説く。

【三】大戒、具足戒即ち初全なる比丘となる戒なり。

【四】依止(Upasāhita) 弟子として仕へ戒行を習ひ教を受くこと、受具の後は阿闍梨の下に五年間(巴利律は十年)依止すべく規定せる。

【五】沙彌(Sāmaṇera)、出家して丁年に達せざる者(十五歳より二十歳未満)、息怒、求寂等と譯す、上の意は自分が師となり弟子を畜ふべからずと云ふこと。

【六】註一五參照。

【七】求聽、許可を求めること、他人の罪を説示し懺悔せしめんとその人に許しを求めること。

【八】遮(anturayhika abhamaṇā)、異議を申立てること。

【九】本律第三十三卷、遮法參照。

【一〇】duttva aniyāsa (第二不定) 前戒參照すべし。

【一一】戸利比丘の比丘有部律に室利迦とす。諸律優陀夷とし五分のみ跋難陀とす。

に三法中の説く所に隨ひて治すべし、若しは波羅夷、若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提なり、若しは可信優婆夷の説く所の法に隨ひて治す、是れ初不定法なり。

二、「女人」とは女人の有命の人にて若しは大若しは小中姪欲を作す(可き)を名く、「獨り」とは一比丘一女人にして更に第三人無きなり。「屏處」とは是の處に壁有り、籬、席障、薄障、衣幔障、是の如き等の種種の餘障有る、是れを屏覆處と名づく、「行姪處」とは是の中羞恥する所無く、姪欲を作す可きなり、「可信の優婆夷」とは佛に歸依し法に歸依し比丘僧に歸依し道を得、果を得、是の人終に身の爲め若しは他人の爲、若しは小因縁を以つて、若しは財利の爲の故に妄語を作さざるなり、「三法中波羅夷」とは四波羅夷中の一事を趣説するなり、「僧伽婆尸沙」とは十三僧伽婆尸沙中の一事を趣説するなり、「波夜提」とは九十波夜提中の一事を趣説するなり、「不定」とは云何んが不定と名く、可信の優婆夷犯を知らず、何處に起るやを知らず、犯の名字を知らず、但だ我れ女人の是の處に來去坐立せるを見亦た比丘の來去坐立せるを見たり、若しは姪欲を作し若しは偷奪をなし、若しは人命を奪ひ若しは女人の身に觸れ若しは草木を殺し、若しは過中に食し、若しは飲酒せるを見ずと言ふ、是の如き事の中決定せざるが故に是れを不定と名く。

三、優婆夷の所説の事に隨ひ應に善く是の比丘を急問すべし、善く急問し已りて自ら我れ是の罪有りて往かずと説かば比丘の語に隨ひて治すべし、若し我れ往きて是の罪を犯さずと言はば比丘の語の如く治す應じ、若し我れ往かず是の罪有るごとく無しと言はば可信優婆夷の語に隨ふ故に應に是の比丘の與に實覺法を作すべし、實覺法は衆僧一心に和合し一比丘僧中に唱言せよ。

大徳僧聽きたまへ、是の某甲比丘を可信優婆夷の語を以つて善く急問し已る、自ら彼の處に到れりと語かず、自ら是の罪有りと説かず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲比丘の與に可信優婆夷の語に隨ひて實覺と作さん、白是の如し、

【104】獨 (eka ekāya)。

【105】屏處 (paricchohama)。

【106】薄は、すだれなり。

【107】可行姪處 (āram' amujjīya)。

【108】可信優婆夷 (Saddheyya-viwasā Uparika)。

【110】實覺法 (tassapa' sīyanti-kākarāma) 實罪相親屬とも云ふ、罪を自白せざる比丘に對して眞實の罪を自白するまで比丘の資格を失はしむる作法。

一、佛舍衛國に在しき、爾の時迦留陀夷比丘^{一〇七}掘多憂婆夷と舊くより相知識にして共に事し共に語れり、時に迦留陀夷掘多の舍に到り已りて獨り屏覆處に坐して說法せり。時に 毘舍佉鹿子母有り小因縁の故に掘多の比舍に到り遙かに迦留陀夷の說法の聲を聞き、是の念を作せり、必ず當に是の迦留陀夷掘多の舍に在りて說法せるべし、我れ當に往いて聽かんと、時に毘舍佉鹿子母即ち掘多の舍に到り迦留陀夷の獨り掘多と屏覆處に坐せるを見たり、見已りて是の念を作せり、是の坐處惡なり、比丘是の中に坐す應らず、若し長者有りて是の坐處を見れば必ず當に知るべし、是の比丘惡事を作し竟る若しは惡を作さんと欲すと、我れ今當に往いて佛に白すべしと。時に毘舍佉鹿子母即ち佛所に到り頭面禮足して一面に坐し已り是の因縁を以つて佛に向ひて廣く説けり、佛毘舍佉鹿子母の與に種種の法を説き示教利喜し已りて默然として住したまふ、毘舍佉鹿子母佛の默然たるを見已りて坐より起ちて禮を作して去れり、去りて久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや否やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種の因縁を以つて迦留陀夷を呵責したまへり、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道、無欲、樂心に隨順せず、不清淨行を作せり、出家の人の作すべからざる所なり、汝癡人、我れ種種の因縁を以つて欲、欲想、欲欲、欲覺、欲熱を呵し種種の因縁もて欲を斷じ、欲想を除き欲熱を滅するを稱讚す、我れ常に說法して人に離欲を教ふ、汝尙心をも生ず應らず、何に況んや乃ち欲、恚、癡を起こし結縛の根本たる不淨惡業を作らんをやと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘獨り女人と共に屏覆内の可行^{びやくふく内のけいこう}處に坐し、若し可信の優婆夷是の比丘に三法中の一一の法を説かん、若しは波羅夷、若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提と、若し是の比丘自ら我れ是の處に坐せりと言はば應

【107】 pāhama anyata (第一不定戒)
 【108】 掘多憂婆夷 (Gutta Upanisā) 笈多とも音寫す。有部律には故(出家前の妻)とす。
 【109】 毘舍佉鹿子母 (Vāśālā bhikkhuni) 佛陀の篤信なる信女にして舍衛城外の東園精舍を布施せり、又比丘尼に浴衣を施しこれを着ることの許を請へるも彼の女なり。(第八十七單墮の條下參照)。

【108】 已下註一の二二以下參照。

大德僧聽きたまへ、是の闍那比丘の自身に戻語の事を作せり、已に軟語約勅するも是の事を捨てず、若し僧時判らば僧忍聽したまへ、僧は當に闍那比丘を約勅すべし、戻語の事を作す莫れ、汝我れに好惡を語ることを莫れ、我れも亦汝に好惡を語らずと言ふこと莫れ、諸比丘は法の如く律の如く戒經中の事の如く説くなり、汝戻語する莫れ、當に隨順語を作すべし、諸比丘は當に汝の爲に法の如く律の如く説くべし、汝は當に諸比丘の爲に法の如く律の如く説くべし、是の如くなれば諸如來の衆增長利益を得共語を以つて相教へて共に出罪するが故に、汝當に是の戻語の事を捨つべしと、白^{びやく}是の如し。

是の如く白四羯磨し

闍那比丘を約勅し竟^{おひ}んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

と、佛の失きに説き給ふ如く是の比丘を應に約勅して乃ち三たびに至るまで教ふべし、是れを約勅と名づけ、是を名づけて教と爲し、是れを約勅教と名づく、若し^{九九}軟語約勅して捨てざるは未犯、若し初説の説未だ竟らず、説竟る、第二説の説未だ竟らず、説竟る、第三説の説未だ竟らず、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、法別衆、異法、異律、異佛教にて三たび約勅して捨てざるは未犯、若し如法、如律、如佛教に三たび約勅し已りて捨てざれば僧伽婆尸沙を犯す。是の比丘若し四事を以つて約勅し皆約勅を成ぜんに若しは是れを以つて約勅し若しは餘を以つて約勅す、此の四事を以つて一向に約勅して捨てざれば一向に僧伽婆尸沙を成す、若し後に復た約勅して捨てざれば復た僧伽婆尸沙を得。約勅する所に隨つて捨てざれば隨つて爾所^{こゝ}の僧伽婆尸沙を得、是の比丘應に即ち僧中に入りて自ら唱言すべし、諸長老、我れ某甲比丘僧伽婆尸沙を犯せりと、若し即説すれば善し、若し即説せざれば是の時より來^あかた覆藏の日數と名づく。(十三事竟る)

二不定法を明す。

【九七】 已下註六七—七〇参照。

【一〇〇】 已下不定罪 (An. 5. 14) を説く、不定罪とは男女關係につき疑はしき行爲のあつた時、信用ある信者の言により或は波羅夷となり又は僧殘となり、又は波夜提となるものにして罪科不定のものである、これに二ヶ條あり、尼僧にはこの罪はなし。

らず、我れ亦汝に好悪を語る應らず、我が大人の子佛法を得たる故にと。是の中比丘の少欲知足にして頭陀つくだを行する有り、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責かしやくせり、云何んが比丘と名づけ戒經中に説く事の如く、諸比丘如法如律に利益憐愍を以つての故に説くに自身戾語れいごの事を作すやと、諸比丘種種因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那のたまに問ひて言はく、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて闍那を呵責したまふ、云何んが比丘と名づけ自身に戾語を作すやと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘惡性にして、戾語れいごし諸比丘法の如く律の如く戒經中の事の如く説かんに是の比丘戾語して受けず、諸比丘に語つて言はく、汝我れに好悪を語ること莫れ、我れも亦汝に好悪を語らずと。諸比丘應に是の如く言ふべし、諸比丘法の如く律の如く戒經中の事の如く説く、汝戾語すること莫れ、汝當に隨順語すべし、諸比丘は當に汝の爲に法の如く律の如く説くべし、汝も亦當に諸比丘の爲に法の如く律の如く説くべし、何を以つての故に、是の如くなれば諸如來の業增長利益を得、共語を以つて相教へ共に罪を出づる故に、汝當に是の戾語の事を捨つべしと、諸比丘是の如く教ふる時は是の事を捨てざれば當に再三教へて是の事を捨てしむべし、再三教へ已つて捨つれば善し、捨てざれば僧伽婆尸沙そうがはししやなり。

二、是の中犯とは、若し比丘言はく、汝我に語る莫れと、突吉羅とくらなり、好を語る莫れと、偷蘭遮ちゅうらんしやなり、惡を語る莫れと、偷蘭遮、我れ亦汝に語らずと、突吉羅、汝に好を語らずと、偷蘭遮、汝に惡を語らずと、偷蘭遮なり、若し是の我れを教ふる法を捨てよと言はば衆を嫌罵けんまするが故に波夜提はやだいなり。先づ軟語にて約勅すべし、軟語約勅已りて是の事を捨つれば四偷蘭遮二突吉羅一波夜提の悔過出罪を作さしめよ、若し捨てざれば應に白四羯磨はやくしよんまにて約勅すべし、約勅の法は僧一心和合し一比丘僧中に唱言せよ、

【九】戾語(Gubbhojikkha)
惡語をなし他人の教誡を受けぬこと。

是の如く白四羯磨を作す、

僧馬宿滿宿比丘を約勅し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

と、佛の先きに説きたまふが如く、是の比丘を應に約勅して乃ち三たびに至る迄で教ふべし、是れを約勅と名づけ、是れを名づけて教となし、是れを約勅教と名づく、若しは軟語約勅して捨てざるは不犯、若しは初説の説未だ竟らず、説竟る、第二説の説未だ竟らず、説竟る、第三説の説未だ竟らず、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、法別衆、異法、異律、異佛教にて約勅して捨てざるは不犯なり。若し如法如律如佛教にて三たび約勅して捨てざれば僧伽婆尸沙を犯す、是の比丘若し四事を以つて約勅して皆約勅を成ぜんに若しは是れを以つて約勅し若しは餘を以つて約勅し此の四事を以つて一向に約勅して捨てざれば一向に僧伽婆尸沙を成す、若し後復約勅して捨てざれば復た僧伽婆尸沙を得、約勅する所に隨つて捨てざれば隨つて爾所の僧伽婆尸沙を得、是の比丘應に即時に僧中に入りて自ら唱言すべし、諸長老、我れ某甲比丘僧伽婆尸沙罪を得たりと、若し即説すれば善し、若し即説せざれば是の時より來かた覆藏の日數と名づく。(十二事竟る)

13 惡性拒僧違諫戒 (二七〇)

一、佛拘睺彌國に在しき、爾の時長老闍那小 悔過罪を犯ぜり 諸比丘利益憐愍し安隱ならしめんと欲するが故に教へて是の罪を憶せしめんと闍那に語りて言はく、汝某可悔過罪を作せり、汝應に發露悔過すべし、覆藏すること莫れと、闍那答へて言はく、汝等我れに好惡を語ること莫れ、我れも亦汝等に好惡を語らず、何を以つての故に、我が大人の子佛法を得たる故に汝等は種種の雜姓、種種の國土、種種の家より佛法を信するが故に鬚髮を剃除し法服を著し佛に隨ひて出家せるなり、秋葉落ちて風一處に吹くが如く汝等も亦爾なり、種種の雜姓種種の國土種種の家より佛法を信するが故に鬚髮を剃除し法服を著し佛に隨ひて出家せるなり、是を以つての故に汝等我に好惡を語る應

【九四】 已下註六七、六八、六九、七〇参照。

【九五】 *atthavaṇṇa* (惡口戒) この戒巴利五分僧祇には第十二條となり前戒と順序代る。
 【九六】 悔過罪 (*Cattāraṇṇiya*) 懺悔すべき罪、特に悔過罪と名くるもの四ヶ條あり、下の其の項に説く、(但し今の意は巴利に *ārahāṇa* (不善行) と云ふが如く單に惡行の意味なるべし)。
 【九七】 我大人子 (*evaṃvāṇa*)、闍那は佛陀在家時代の御者にして後出家せる故に佛を我が佛とし他に做れるなり、五分律には「聖師法王は是れ我が主なり」と云ふ、大人の子とは即ち主人の子の意、原語はアリアンの子の意より主人の子の意となる。

り是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘依止する所の聚落に隨ひて 惡行を作し 他家を汚し 皆見皆聞き皆知る、諸比丘應に是の如く言ふ應し、汝等惡行を作し他家を汚し皆見皆聞き皆知る、汝等出で去れ、此に住す應らずと。是の比丘諸比丘に語りて言はん、諸比丘は欲に隨ひて行じ、瞋に(隨ひて)行じ、怖に(隨ひて)行じ、癡に(隨ひて)行じ、何を以つての故に、是の如きの同罪比丘有るに驅する者有り、驅せざる者有りと。諸比丘是の比丘に語れ、汝是の語を作すこと莫れ、諸比丘は欲に(隨ひて)行じ、瞋に(隨ひて)行じ、怖に(隨ひて)行じ、癡に(隨ひて)行じ、何を以つての故に、諸比丘は欲に(隨ひて)行じ、瞋に(隨ひて)行じ、怖に(隨ひて)行じ、皆見聞知す、汝當に是の欲瞋怖癡に隨ふの語を捨つべし、汝等出で去れ、此に住する應らずと。是の如く教ふる時是の事を捨てざれば當に再三教へて是の事を捨てしむべし、再三教ふる時捨つれば善し、捨てざれば僧伽婆尸沙なり。

二、是の中犯とは、若し比丘言はく、諸比丘は欲に隨ひて行すと、偷蘭遮なり、瞋に隨ひて行すと、偷蘭遮、怖に隨ひて行すと、偷蘭遮、癡に隨ひて行すと、偷蘭遮なり、若し同犯罪の比丘にて驅する者有り驅せざる者有りと言はば僧を呵罵するが故に波夜提を得、先きに應に軟語約勅すべし若し捨つれば四偷蘭遮一波夜提の悔過出罪を作さしめよ、應に白四羯磨にて約勅すべし、約勅の法は、僧一心和合し一比丘僧中に唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の馬宿滿宿比丘に衆僧如法に驅出羯磨を作さん、僧阿難は欲に隨ひて行じ瞋に(隨ひて)行じ、怖に(隨ひて)行じ、癡に(隨ひて)行すと説く、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に是の比丘を約勅し衆僧如法に驅出羯磨を作すべし、汝僧阿難欲に隨ひて行すと説く莫れ、瞋に隨ひて行すと云ふ莫れ、怖に隨ひて行すと云ふ莫れ、癡に隨ひて行すと云ふ莫れ、汝當に是の欲瞋怖癡に隨ふの語を捨つべしと、白是の如し。

【九一】惡行、(Piyamantara) 非威儀なることをし或は惡行をなすこと、因緣談に説く女人と共に一床に坐す已下のことなり。

【九二】汚他家 (Kuludhasaka) 僧祇の註によれば信者の信仰を減退せしむることとす、四分にはこれに四種ありとす、惡行を作すこと即ち他家を汚すことである。

【九三】皆見皆聞皆知、惡行を作して信心を汚されし俗家の人人が皆見聞知すること。

九〇 誰か能く馬宿滿宿比丘の是の如き罪事を説き而も自ら毘波夜提を犯さず、何を以つての故に、僧の差にて作す故に」と、若し比丘有りて僧中に我れ能く作すと言はゞ即ち馬宿滿宿比丘を喚び來り是の比丘應に問ふべし、「汝憶念するや、女人と共に一床に坐し、共に一盤に食し、共に一器に飲酒し、中後に食し、食宿を共にし、宿食を噉ひ、不受食し、殘食法を受けざるを」と、廣く上の如き種種の惡不淨事を汝憶念するや不やと問ひ若し馬宿滿宿比丘是の諸罪中一事にても趣説せば即ち語る應し、汝默然たれ、今僧汝の與に驅出羯磨を作すと、時に一比丘僧中にて唱言せよ。

大德僧聽きたまへ、是の馬宿滿宿比丘は惡行を作し他家を汚し皆見聞知す、女人と共に一床に座し、共に一盤に食し、器を共にして飲酒し、中後に食し、食宿を共にし、宿食を噉ひ、不受食し、殘食法を受けず乃至諸異國語(を語る)、僧與に驅出羯磨を作さん、白是の如し。

是の如く白羯磨す、

僧馬宿滿宿比丘の與に驅出羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

と、是の比丘、僧如法に驅出羯磨を與へ已りて是の言を作せり、僧阿難は欲に隨つて行じ瞋に(隨つて)行じ、怖癡に(隨つて)行ずと。是の中比丘の少欲知足にして頭陀を行する有り、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因縁もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ衆僧和合し如法に驅出羯磨を作すに乃ち復た説く、僧阿難は欲に隨つて行じ、瞋に(隨つて)行じ、怖に(隨つて)行じ、癡に(隨つて)行ずと、諸比丘種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣説せり。佛種種の因縁を以つて馬宿滿宿比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ一心和合僧如法に驅出羯磨を作すに僧阿難は欲に隨つて行じ、瞋に(隨つて)行じ、怖に(隨つて)行じ、癡に(隨つて)行ずと説くやと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の爲に結戒せん、今よ

【九〇】 已下、馬宿滿宿に罪を説く者無きや、彼等の罪を説くも波夜提罪とはならぬ、衆僧が指命して説かしむる故なりとの意、普通には他の比丘の罪を説けば波夜提罪となる、故に毀毘波夜提と云ふのである。

爾の時阿難なん迦尸國かじこくより來り舍衛城に向はんと黒山邑に到りて宿せり、晨朝時到りて衣を著し鉢を持して城に入りて乞食せるに、阿難空鉢を持して城に入り還た空鉢にて出づ。城を出でて遠からざるに多人衆集まる、少因縁有るなり、阿難彼かこに到りて衆人に問うて言はく、汝此の土地豊樂にして多く諸人衆あつまる、今我れ乞食して空鉢を持して入り還た空鉢にて出づ、沙門釋子此れに在りて多少の惡事を作すこと有る無けんやと、爾の時賢者有り、憂樓伽うろうかと名く、彼の衆中に在り坐より起ちて偏袒へんたん合掌し阿難に語りて言はく、大徳知るや不なや、此れに馬宿まじやく、滿宿比丘まんじやくひしよ有り、諸の惡行を作すこと上に廣説する如し、大徳阿難是の二比丘此に住して惡を作し悉く諸家を汚すこと皆見聞知すと、時に憂樓伽賢者即ち兩手を以つて阿難の身を抱きて將とひて自舎に入り座を敷きて坐せしめ自手に水を與へ多美飲食を與へ自ら恣あいまゝに飽滿せしめ已り手を洗ひ鉢を攝む、賢者小床坐を取る、法を聽かんと欲するが故に、阿難種種の因縁を以つて説法し示教利喜し已り座より起ちて去り自の房舎に向ひ臥具を受くる所に隨ひ舊比丘に還付し衣鉢を持して遊行せり。舍衛城に向ひ漸く佛所に到り頭面あたま禮足し一面に在りて立てり、諸佛の常法として客比丘の來る有らば是の如き語を以つて問訊したまふ、忍にんするや不なや、足するや不なや、安樂住するや不なや、道路疲れざるや、乞食乏しからずやと。佛是の如き語を以つて阿難を問訊したまへり、忍するや不なや足するや否いなや、安樂住するや不なや、道路乏しからずや、乞食難からずやと、阿難答へて言さく、世尊忍足し安樂住し道路乏しからず乞食難からずと、是の因縁を以つて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて馬宿滿宿比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ惡行を作し他家を汚し皆見聞知するやと、佛是の如き種種の因縁もて呵し已り、阿難に語りたまへり、汝黒山に往きて馬宿、滿宿比丘にまじやく驅出羯磨くしやくまを與へよ、若し更に是の如き比丘有らば亦應に是の如く驅出羯磨すべし。

羯磨くしやくまの法は、一心和合僧是の馬宿滿宿比丘のまじやく著見處あきところ不聞處きこふところにて一比丘僧中にて是の言を作せ、

さずして食すること、殘食法とは足食した後に請を受たるた如き時は殘食に限つて食し得る故に他比丘の殘食として受ける作法をなすことである、これを作さずして食すれば罪となる。(尼食戒)

【八三】 鼓簧、簧は一種の笛なり。

【八四】 銅盃、盃は鉢なり。

【八五】 驅絶反行、這ひ廻り轉びて輕業のごときことをすることか。田利でんりにもくknautikya

kinnti(轉び歩きをする)と云ふものこれか。

【八六】 迦尸國(Kasi)。

【八七】 田利律には舍利弗目連とす。

【八八】 驅出羯磨(Kubbāṅgama)その住處より驅出して他へ移り住ましむる作法。

【八九】 著見處不聞處、よく見えるが言語は聞えぬ位の位置を云ふ。

教なれば捨てざるも不犯なり、若し如法如比尼如佛教にして三たび約勅して捨てざれば僧伽婆尸沙を犯す。是の比丘を若し七四 四事を以つて約勅するに皆約勅を成す、若しは是れを以つて約勅し若しは餘にて約勅す、此の四事の一向に約勅して捨てざれば一向に僧伽婆尸沙なり、若し後に復約勅して捨てざれば復僧伽婆尸沙を得、約勅する所に隨つて捨てざれば隨つて爾所の僧伽婆尸沙を得、是の比丘應に即時に僧中に入りて自ら唱言すべし、諸長老我れ某甲比丘僧伽婆尸沙罪を得たりと、若し即説すれば善し、若即説せざれば是の時より來た覆藏の日數と名づく。(十一事竟る)

12 汚家捨逆邊戒 (二六b)

一、佛舍衛國に在し、爾の時 黑山土地に二比丘有り 馬宿、滿宿と名づく、此の處に在りて住し惡行を作し他家を汚し皆見皆聞き皆知れり。是の比丘女人と共に一床に坐し共に一盤に食し、器を共にして飲酒せり、中後に食し、食宿を共にし、宿食を噉ひ、不受にして食ひ、殘食を受けず、鼓簧を彈し唇を捻じて音樂の聲を作し齒にて伎樂を作し、銅盃を彈たき、多羅樹葉を彈たき、餘の種種の伎樂歌舞を作し、鬘、瓔珞をつけ、香を以つて身に塗り、香熏衣を著し、水を以つて相灑ぎ、自ら手に華を採り亦人をして採らしめ、自ら華鬘を貫き亦人をして貫かしめ、頭上に華を著け、自ら耳環を著け亦人をして著けしめ、自ら他の婦女を將ひて去り又人をして將ひて去らしめ、若しは象馬鬪、車鬪、步鬪、羊鬪、水牛鬪、狗鬪、鷄鬪、男鬪、女鬪せしめ、亦是自ら共に鬪ひ、手を打ち脚を踏み、四向に馳走し、服飾を變易し、馳走し跳躑し、水中に浮没し、樹木を斫截し、臂を打ち髀を拍たき、啼哭し大喚し或は謬語を嘯き諸異國語を語り、躑躅反行して婉轉魚の如く、物を空中に擲げて還つて自ら接取し、女人と共に大船上に載りて伎樂を作さしめ或は象馬に騎し車、輦、輿に乗り、多人衆の輿に貝を吹きて導道し、園林中に入れり、是の如く等の種種の惡不淨事を作せり。

【七四】 四事、上に説く四偷蘭遮になる言。

【七五】 *kaṇḍisaṅka* n. (汚家戒) の戒巴利及び五分律、僧祇律には第十三條とし順序次戒と代る。

【七六】 黑山土地 (*Kiṇḍi*、*giri*)、鷄唵山、吉羅邑、黑山聚落等とも云ふ、村の名なり。

【七七】 馬宿 (*Maṅga*)、四分律には阿濕婆とす。

【七八】 滿宿 (*Paṇḍusaka*) 四分律に富那婆沙とす。

【七九】 中後食、日中以後(午後)に食すること、これ非時食として比丘に禁ぜられる。(非時食戒)

【八〇】 宿食、一宿(夜)を経たる食、これを食することは禁ぜらる。(食殘宿戒)

【八一】 不受而食、乞食して得或は供養によらざる食即ち葷に供へられたる如き食を不受食と云ふ、これを食すること律に禁ず。(不受食戒)

【八二】 不受殘食。殘食法をな

當に再三教へて是の事を捨てしむべし、再三教へ已つて捨つれば善し捨てざれば僧伽沙尸沙なり。

二、是の中犯とは、若し助破僧比丘諸比丘に語りて汝是の事の中説く莫れと言はば是の比丘突吉羅を得、若し是の比丘法を説く者なりと言はば偷蘭遮を得、是れ律を説く者(と言はば)偷蘭遮なり、若し是の比丘の所説は皆是れ我等の欲する所なりと言はば突吉羅、若し知りて説き知らずして説くに非ずと言へば偷蘭遮、若し是の比丘の所説は皆是れ我等の樂忍する所と言はば偷蘭遮なり、先づ應に軟語もて約勸すべし、已りて捨つれば四偷蘭遮二突吉羅の悔過出罪を作さしむ、若し捨てざれば應に白四羯磨して約勸すべし、約勸の法は僧一心和合し一比丘僧中に唱言せよ。

大徳僧聽きたまへ、是の某甲比丘は某甲比丘の破僧を求むるを助け別の朋黨を作れり、若しは十若しは二若しは衆多なり、已に軟語約勸するも是の事を捨てず、若し僧時たらば僧忍聽したまへ、僧當に某甲比丘を約勸すべし、汝等某甲比丘の破僧事を求むるを助くること莫れ、別の朋黨を作ること莫れ、是の言を作すこと莫れ、是の比丘は法を説き律を説く、是の比丘の所説は皆是れ我等の欲する所、是れを知りて説き知らずして説くに非ず、是の所説は皆是れ我等の樂忍する所なりと。

是の如く白し是の如く白四羯磨し、

某甲比丘を破和合僧を助くること莫れと約勸し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

と佛の所説の如く、是の比丘を應に約勸すること乃ち三たびに至りて教へて破僧事を助くるを捨てしむべし、是れを約勸と名づけ是れを名づけて教と爲し是れを約勸教と名づく、若し軟語約勸して捨てざれば不犯なり、若し初説の説未だ竟らず、説竟る、第二説の説未だ竟らず、説竟る、第三説の説未だ竟らず、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、如法別衆、異法、異律、異佛

【七三】 已下前戒(註六七、六八、六九、七〇)参照。

教なるに若し勅して捨てざるは未だ犯ぜず、若し如法如律如佛教にして三たび約勅竟りて捨てざれば僧伽婆尸沙を犯す。

是の比丘を若し十四事を以つて約勅し皆約勅を成ぜんに、若しは是の約勅を以つて若しは餘の約勅を以つて此の十四事の一向に約勅して捨てざれば一向に僧伽婆尸沙を成ず、後復た約勅して捨てざれば復た僧伽婆尸沙を得、約勅する所に隨つて捨てざれば隨つて爾所の僧伽婆尸沙を得り、是の比丘應に即時に僧中に入りて自ら唱言すべし、諸長老、我れ某甲比丘僧伽婆尸沙罪を得たりと、若し即説すれば善し、若し即説せざれば是の時より來た覆藏の日數と名づく。(十事竟る)

11 助破僧違諫戒 (二五。)

一、佛王舍城に存しき、佛是の助破僧比丘の因縁を以つての故に比丘僧を集め種種の因縁もて助破僧比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけて、是の比丘和合僧を破せんことを求むるを知り別の朋黨を作り相共に佐助するや、若しは一若しは二、若しは衆多なりと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘破和合僧を求むるに餘の同意相助の比丘有り、若しは一若しは二若しは衆多なり、諸比丘に語りて言はく、汝是の事の中是の比丘に説くこと莫れ、何を以つての故に、是の比丘は法を説き律を説く、非法を説かず非律を説かず、是の比丘の所説は皆是れ我等の欲する所、是れを知りて説く知らずして説くに非ず、是の比丘の所説は皆是れ我等の樂忍する所なりと。諸比丘當に是の如く是の相助の比丘を教ふべし、汝是の語を作すこと莫れ、是の比丘は法を説き律を説く、非法を説かず非律を説かず、是の比丘の所説は皆是れ我等の欲する所、是れを知りて説き知らずして説くに非ず、是の比丘の所説は皆是れ我等の樂忍する所なりと、汝破僧事を求むるを相助すること莫れ、當に和合僧を助くるを樂ふべし、僧和合すれば歡喜無諍にして一心一學氷乳の合するが如くにして安樂住を得と。諸比丘是の如く教ふる時は是の事を堅持して捨てざれば諸比丘

【六九】一向、一事に對しての意なるべし。

【七〇】覆藏 (Paticchanna) 犯罪をなしてこれを覆ひかくして告げざること、僧殘罪に於いては覆藏すればそれだけの日數だけ別の罰たる別住 (Pāṭhaka) を受けねばならぬのである。

【七一】dutyasungbhad, s. (第二破僧戒) 前戒を参照すべし。
【七二】助破僧比丘の因縁、前戒に説く提婆の同黨四人のこと。

て捨つれば善し、捨てざれば僧伽婆尸沙なり。

二、^{六五}是の中犯とは比丘是の事の中十四種有り、非法を犯して法と説けば偷蘭遮法を非法と説けば偷蘭遮、非律を律と説けば偷蘭遮、律を非律と説けば偷蘭遮、非犯を犯と説けば偷蘭遮、犯を非犯と説けば偷蘭遮、輕を重と説けば偷蘭遮、重を輕と説けば偷蘭遮、有殘を無殘と説けば偷蘭遮、無殘を有殘と説けば偷蘭遮、常所用法を非常法と説けば偷蘭遮、非常所用法を是常法と説けば偷蘭遮、非教を教と説けば偷蘭遮、教を非教と説けば偷蘭遮なり、先づ應に軟語もて約勅すべし、已りて捨つれば十四偷蘭遮の悔過^{六六}出罪^{六七}を作さしむべし、若し捨てざれば應に白四羯磨して約勅すべし、約勅の法は、衆僧一心和合し一比丘、僧中に唱言すべし、

大德僧聽きたまへ、是の某甲比丘和合僧を破らんことを求め破僧事を受持し已に軟語約勅するも是の事を捨てず、若し僧時^{六八}到らば僧忍聽したまへ、僧當に某甲比丘を約勅すべし、汝和合僧を破ること莫れ、破僧事を受持すること莫れ、當に僧と和合すべし、僧和合すれば歡喜無諍にして一心一學水乳の合するが如くにして安樂住を得、汝當に是の破僧事を求むるを捨つべしと、白是の如し。

是の如く白四羯磨し、

僧某甲比丘を汝和合僧を破ること莫れ、破僧事を受持すること莫れと約勅し竟んぬ、僧忍す默然たるが故に是の事是の如く持す。

と佛の先きに説きたまふが如く是の比丘を應に約勅すべく乃ち三たびに至るまで教へて是の破僧事を捨てしむなり、是れを約勅と名け是れを名けて教と爲し、是れを約勅教と名づく、若し軟語約勅して捨てざるは未だ犯ぜず、初説の説未だ竟らず、説竟る、第二説の説未だ竟らず、説竟る、第三説の説未だ竟らず、非法別業、非法和合業、似法別業、似法和合象、如法別業、異法、異律、異佛

【六五】是の戒には直ちに犯相を説き戒文の註釋なし。

【六六】悔過出罪、懺悔して罪を滅すること。

【六七】初説……、已下は約勅（諫告）の行事の竟らざる間は未犯なることを説く、初説二説三説とは白四羯磨の作法に於ける第一羯磨乃至第三羯磨を云ふ、第三羯磨が竟りてその作法は成ずる故にその時尙捨てざれば僧殘となる、羯磨作法に於いては第六僧殘の項本律第二十一卷以下参照。

【六八】非法別業等。已下は約勅の作法の無効なる場合をあげてこの場合捨てざるは未犯とす、羯磨の無効なる場合は参加の人員を缺ける時（別業）、人員は集まるも（和合業）、その作法の進行に於いて白と羯磨が行ふ所と一致せぬ時（非法）、白と羯磨の順序が轉倒せる場合（相似）なり。

提婆達多を教ゆるも悪邪を捨てしむること能はず、便ち坐より起ちて往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に坐せり、坐し已りて佛に白して言さく、世尊我等已に提婆達多を約勅せり、而も悪邪を捨てず、四同黨有り復是の言を作す、汝等提婆達多に是の事を説くこと莫れ、何を以つての故に、是の人法を説き律を説く是の人の所説は皆是れ我等の欲する所、是れを知りて説く知らずして説くに非ず、是の人の所説は皆是れ我等の樂忍する所なりと、諸比丘再三約勅するも是の事を捨てずと。爾の時佛是の念を作したまへり、提婆達多の如き癡人及び四同黨或は能く我が和合僧を破り轉法輪を壞せん、我れ當に自ら提婆達多を約勅して是の事を捨てしめんと、佛是の念を作し已りて即ち自ら提婆達多を約勅したまふ、汝破和合僧を求むること莫れ、破僧の因縁事を受持すること莫れ、汝當に僧と和合すべし、僧和合すれば歡喜無諍くわんぎむじやうにして一心一學水乳の合するが如くして安樂住を得るなり、汝非法を法と説き法を非法と説き、非律を律と説き律を非律と説き、非犯を犯と説き犯を非犯と説き、輕を重と説き重を輕と説き、有殘を無殘と説き無殘を有殘と説き、常所用法を非常法と説き非常所用法を是れ常法と説き、非教を教と説き教を非教と説くこと莫れ、汝當に是の破僧の因縁事を捨つべしと、爾の時提婆達多佛の口教を聞き暫く是の事を捨つ。

佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁を以つて呵責かしかくしたまへり、云何んが比丘と名づけ和合僧を破り破僧事を受持するやと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の爲に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘和合僧を破らんと欲して、勤求方便きんぐほうべんして破僧事を受持すれば諸比丘應に是の如く呵して言ふべし、

「汝和合僧を破すること莫れ、方便を求めて破僧事を受持すること莫れ、當に僧と和合すべし、僧和合すれば

歡喜無諍くわんぎむじやうにして、一心一學水乳の合するが如くして、安樂住を得、汝當に是の破僧事を求むるを捨つ

べしと、諸比丘是の如く教ゆる時は是の事を捨てざれば當に再三教へて是の事を捨てしむべし、再三教へ已り

と、禪定七名の一。

【五八】和合僧(samagga sangha) 和合僧の略、同一の戒を持ち同一の見を持ち同一の戒養を受けて衆僧一味となり修する團體のこと。

【五九】有殘、無殘、有殘は僧殘罪、無殘は波羅夷罪なり、比丘として残り得るものと、残り得ざるものと。

【六〇】約勅(samambhassati) 教誡諫告すること。

【六一】勤求方便(parikkama) 努力すること。

【六二】歡喜無諍(sammodamāna avivadaṇṇa)。

【六三】一心一學如水乳合、同一の心にて同一に戒を調和水と乳との合するが如く調和しての意、互利には單に *ekā-idea*、(一學、同一誦)と云ふのみ、梵本には前後に缺字あり、…… *okodāsa ekasīropanu*…… (一學水乳合)となす、故に正利には *khino-tukkhita* が缺けるものと見ゆべし。

【六四】安樂住(Pāsu viharati)。

和合僧を破り轉法輪を壊せんと、四比丘言はく、是の如し、提婆達多、大徳の語を受けんと。

提婆達多後時諸少年比丘の所に到り五法を以つて之れを誘ひ諸比丘に語れり、汝盡形壽納衣を受著せよ、盡形壽乞食法を受けよ、盡形壽一食法を受けよ、盡形壽露地坐法を受けよ、盡形壽斷肉法を受けよ、汝等是の五法を行すれば疾やかに涅槃を得んと、復諸長老上座比丘に語れり、佛は已に老耄し年衰末に在り、自ら閑靜を樂しみ現法樂を受けたまへ、汝の所須の事は我れ當に相與ふべしと。爾の時提婆達多非法を法と説き法を非法と説き、非律を律と説き律を非律と説き、非犯を犯と説き犯を非犯と説き、輕を重と説き重を輕と説き、有殘を無殘と説き無殘を有殘と説き、常所用法を非常法と説き非常所用法を是れ常法と説き、非教を教と説き教を非教と説けり。時に諸比丘提婆達多和合僧を破り轉法輪を壊せんと欲するを見たり、見已りて往いて佛所に詣り頭面禮足して一面に在りて坐せり、坐し已りて佛に白して言さく、世尊是の提婆達多和合僧を破らんと欲し破僧の因縁事を受持せり、是の人非法を法と説き法を非法と説き、非律を律と説き律を非律と説き、犯を非犯と説き非犯を犯と説き、輕を重と説き重を輕と説き、有殘を無殘と説き無殘を有殘と説き、常所用法を非常法と説き非常所用法を是れ常法と説き、教を非教と説き非教を教と説けりと、佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に提婆達多を呵して是の破僧の因縁事を捨てしむべしと。是に比丘佛語を受け已りて提婆達多の所に到りて言はく、汝破和合僧を求むること莫れ、破僧事を受持すること莫れ、當に僧と和合すべし、僧は和合すれば歡喜無諍にして一心一學水乳の合するが如くして安樂住を得、汝當に是の破僧の因縁事を捨てべしと、時に提婆達多是の事を捨てざりき。

爾の時提婆達多の四同黨諸比丘を呵して言はく、汝等提婆達多に是の事を説くこと莫れ、何を以つての故に、是の人は法を説き律を説く、是の人の所説は皆是れ我等の欲する所、是れを知りて説き知らずして説くに非らず、是の人の所説は皆是れ我等の樂忍する所なりと、是の如く諸比丘再三

【四八】 俱伽梨 (Kokālika)。

【四九】 舊陀陀驪 (Kṛmānde-vīryaputta)。

【五〇】 迦留陀提舍 (Kṛtmora-kāśasāka)。

【五一】 三文達多 (Sumanadada-tha)。

【五二】 天眼、天眼通 (能く一切處を見ることを得る通力)のこと。

【五三】 知他心念、他心通のこと、他人の心中を知ることを得る通力なり。

【五四】 五法 (pañca vāthāni) 各種の傳によりて異説多し、巴利は次の如し。

1. bhikkhū yāvajīvaṃ añ-

ññīkaṃ assu, yo gāmanāna-

ssa reyya v. j. jaṃ naṃ phasa-

yya. (五、爾に住すべし)

2. pīṇḍavātikaṃ assu, yo

nīmanānaṃ sādīyeyya.

(乞食を受へんべし)

3. jāmetakūlikaṃ assu, yo

gahapakkāvaṇaṃ sādīyeyya.

4. (納衣を著すべし)

5. rukhamūlīkā assu,

yo ubanāna upasavocheyya.

..... (樹下坐をなすべし)

6. maoccha mānasaṃ na

khādeyyuṃ yo maṃ, khāde-

yya. (肉魚を斷ずべし)

【五五】 盡形壽、終生の意。

【五六】 納衣、糞掃衣のこと。

【五七】 現法樂、現法樂住のこと。

して我れ犯すを見ると言はゞ一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。復比丘有り地了時に他比丘の罪を犯すを見る、若しは波夜提、若しは波羅提提舍尼、若しは突吉羅なり、是の中疑を生じ是の罪を是れ突吉羅なり、是の中疑を生じ是の罪を是れ突吉羅と爲し、僧伽婆尸沙し、波夜提と爲し、波羅提提舍尼と爲す、後疑心を除き突吉羅罪中定んで波羅提提舍尼想を生じ彼の波羅夷を犯すを見ずして我れ犯すを見ると言はゞ一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。(九事竟る)。

10 破僧違諫戒

一、佛王舍城に在しき、爾の時 提婆達多和合僧を破らんことを求め 破僧事を受持す、是の人嫉妬心有り、方便して是の念を作せり、我れ獨りにて沙門 瞿曇の和合僧を破り 轉法輪を壞すことと能はずと、是の提婆達多に四同黨有り、一を 俱伽梨と名け二を 蓋陀陀驪と名け三を 迦留陀提舍と名け四を 三文達多と名く、提婆達多是の四人の邊に到り已りて是の言を作せり、汝當に共に沙門瞿曇の和合僧を破り轉法輪を壞すべしと、時に彼の四人提婆達多に語りて言はく、沙門瞿曇の諸弟子大智大神通有り 天眼、知他心念を得、是の人我等和合僧を破り轉法輪を壞せんと欲するを知見す、我等云何んが能く沙門瞿曇の和合僧を破り轉法輪を壞せんと。提婆達多四人に語りて言はく沙門瞿曇の年少の弟子は新しく彼の法に入り出家して久しからず、我等(彼の)邊に到りて五法を用ひて誘取せん、諸比丘に語りて言はん、汝 盡形壽 納衣を受著せよ、盡形壽乞食法を受けよ、盡形壽一食法を受けよ、盡形壽露地坐法を受けよ、盡形壽斷肉法を受けよ、若し比丘是の五法を受くれば疾かに涅槃を得んと、若し長老上座比丘の多知多識にして梵行に久習し佛法の味を得たる者有らば當に之れに語りて言はん、佛は已に老耄の年にして衰末に在り、自ら閑靜を樂しみ 現法樂を受けたまへ、汝等の所須の事は我當に相與へんと、我等者の方便を以つて能く沙門瞿曇の

【一〇】 *pehama-sanghabheda*、
甲(第一破僧戒)本律第三十六卷、第三十七卷、雜誦中調達事參照。

【一〇】 提婆達多(Devadatta)單に提婆とも書す、調達或は天授と譯す、佛の從弟と言はれその破僧事件は釋尊が團に於ける最も重大なる事件である。

【一一】 破僧(*sanghabheda*)僧團を分裂せしむること、破僧事(*sanghabhedasavayuttanika adikkama*)、破僧を起す事件、救護禁戒。

【一二】 瞿曇(*Gotama*)、佛のこと、釋迦佛の姓なり、佛陀は *Gotama Buddha*、或は *Saṃyasa Gotama* と稱はれる。

【一三】 轉法輪(*dhammacakkapavattā*)、佛が正法を宣布されること、轉法輪を壞するを *Ukkatthabhedā* と云ふ。

婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。復比丘有り、地了時に餘比丘の罪を犯するを見る、若しは波夜提若しは波羅提提舍尼、若しは突吉羅なり、是の人は是れを突吉羅と謂ひ、僧伽婆尸沙と謂ひ、波夜提と謂ひ、波羅提提舍尼と謂ふ、是の人突吉羅罪中定んで波羅提提舍尼想を生じ他の波羅夷を犯すを見ずして我れ犯すを見ると言はゞ一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。

復比丘有り地了時に餘比丘の僧伽婆尸沙を犯すを見見の中疑を生じ是れを僧伽婆尸沙と爲し、僧伽婆尸沙に非すと爲す、後疑心を除き定んで僧伽婆尸沙の想を生じ他の波羅夷を犯すを見ずして我れ犯すを見たりと言はゞ一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。復比丘有り地了時に餘比丘の罪を犯せるを見る、若しは波夜提、若しは波羅提提舍尼、若しは突吉羅なり、是の中疑を生じ突吉羅と爲し突吉羅に非すと爲し後疑心を除き突吉羅罪中定んで突吉羅想を生じ他の波羅夷を犯すを見ずして我れ犯すを見たりと言はゞ一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。復比丘有り、地了時に餘比丘の僧伽婆尸沙を犯せるを見是の中に疑を生じ是の罪を僧伽婆尸沙と爲し波夜提と爲す、僧伽婆尸沙と爲し波羅提提舍尼と爲す、僧伽婆尸沙と爲し突吉羅と爲す、後疑心を除き僧伽婆尸沙中定んで僧伽婆尸沙の想を生じ他の波羅夷を犯せるを見ずして我れ犯せるを見ると言はゞ一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。復比丘有り地了時に他の罪を犯せるを見る、若しは波夜提若しは波羅提提舍尼、若しは突吉羅なり、是の中疑を生じ是の罪を突吉羅と爲し僧伽婆尸沙と爲す、突吉羅と爲し波夜提と爲す、突吉羅と爲し波羅提提舍尼と爲す、後疑心を除き突吉羅罪中定んで突吉羅想を生じ他の波羅夷を犯せるを見ずして我れ犯すを見たりと言はゞ一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。復比丘有り地了時に他の僧伽婆尸沙を犯すを見是の中疑を生じ是れを僧伽婆尸沙と爲し是れを波夜提と爲し是れを波羅提提舍尼と爲し是れを突吉羅と爲す、後疑心を除き僧伽婆尸沙中定んで突吉羅想を生じ他の波羅夷を犯すを見ず

等かの一部分或は類似せる一部分の意にして、戒文の意は他の事柄の中(波羅夷以外)から類似せる一部を取り外してこれを用いて波羅夷なりと誹謗する意である、故に四分律には「異分とは若し比丘波羅夷を犯さざるに波羅夷を犯すを見ると言ひ……」と云ひ、僧祇には「異分」とは四波羅夷、十三僧伽婆尸沙を除ける是を異分と爲す、「小々事」とは衆學及び威儀なりと言ふのである、この點の解釋諸律一定せず、更に研究すべし、因に Rhy. paribhas 是巴利のこの點を次の如く譯せり、
.....supporting himself by some point or other of no importance in a case that really rests on something of a different kind..... (S. B. E. XIII)

【註】地了時(arnugamantana)夜明時のこと、明相出時とも云ひ土地が見える様になる時なり。

と、佛種種の因縁を以つて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘惡瞋の故に異分中の片若しは似片事を取り波羅夷法を以つて無波羅夷比丘を謗じて彼の梵行を破らんと欲す、是の比丘後時或は問はれ或は問はれずして「是の片（若しは）似片なるを知るも比丘惡瞋に住するが故に是の語を作せり」と（言は）ば僧伽婆尸沙なり。

二、「異分」とは四波羅夷是れなり、何を以つての故に、是の四波羅夷中若し一一の事を犯せば沙門に非ず釋子に非ず比丘の法を失ふ故に異分と名く、不異分とは十三事、二不定法、三十捨墮法、九十墮法、四波羅提提舍尼法、衆多學法、七止誦法、是れを不異分と名づく、何を以つての故に、若し是の事を犯するも故のごとく比丘と名け故のごとく釋子と名け比丘の法を失はず、是れを不異分と名づく「片、須臾片」とは諸威儀中の事はれを名づけて片と爲し、亦是須臾片と名く「誦」とは諍に四種有り、鬪訟諍、相助諍、犯罪諍、常所行諍なり。

三、是の中犯とは若し比丘地了時に餘比丘の僧伽婆尸沙を犯すを見る、是の比丘僧伽婆尸沙中、定んで僧伽婆尸沙の想を生じ他の波羅夷を犯せるを見ずして我れ犯せざる見たりと言はば一一の語中僧伽婆尸沙なり、日出時、日出已、中前、日中、中後、晡時、日没、日没已、初夜初分、初夜中分、初夜後分、中夜初分、中夜中分、中夜後分後、夜初分、後夜中分、後夜後分も亦是の如し。比丘有り、地了時に餘比丘の罪を犯すを見る、若しは波逸提、若しは波羅提提舍尼、若しは突吉羅なり、是の比丘突吉羅罪中定んで突吉羅想を生じ他の波羅夷を犯せるを見ずして我れ犯せるを見たりと言はば一一の語中僧伽婆尸沙なり、乃至後夜後分も亦是の如し。比丘有り地了時に餘比丘の僧伽婆尸沙を犯するを見、是れを、僧伽婆尸沙なりと謂ひ、波夜提と謂ひ、波羅提提舍尼と謂ひ、突吉羅と謂ふ、是の比丘僧伽婆尸沙中定んで突吉羅の想を生じ他の波羅夷を犯するを見ずして我れ犯するを見ると言はば一一の語中僧伽

が行姪せるを見てこれを陀睨と慈地比丘の行姪と言へりとし、五方には羊の代りに獼猴の行姪を云ふ。

【三三】 異分 (vinnahāya)。

【三四】 十三事以下、七止誦法迄で律藏に説く罪の凡て（四波羅を除く）を擧げたるもの、この順序により説く故にその一一については後の其の箇處を見るべし。

【三五】 片、須臾片 (Kinnā deṇḍa Jesonatti) 戒文に云ふ片若似片なり、上の註によれば行住坐臥等の威儀の意。

【三六】 諍 (vaddharanā) 前戒の註に云ふ「事」と同じ、今の戒文の似片事事を註せるものなり、註三一参照。

【三七】 この註釋によれば四波羅夷中の威儀の部分を取り來つて無波羅夷比丘を謗することとなるがこの註は、巴利原文は ānābhāgiyaṇa abhi-karassana kinnā deṇḍam leṇḍa-mattapā upādiṭṭhāna...

原語の意味より言へば「異分」とは他の事柄中、異つた事件中の意、「片若似片」とは何ん

聞くと言ふなり。四種の不犯とは若しは疑、若しは聞、若しは聞きて忘れず、若しは疑ひて忘れざるなり。清淨比丘の如く不清淨に依る（比丘）も亦是の如し。（八事竟る）。

〇 假根誑戒

一、佛王舍城に在しき、爾の時力士子陀驪比丘獨り 山下に在り二比丘尼と共に一處に立てり、時に彌多羅浮摩比丘亦彼の山に在り石上に坐して衣を治し遙かに陀驪比丘の獨り 二比丘と共に一處に立てるを見たり、見已つて是の念を作せり、我れ先きに無根の波羅夷法を以つて誑誘して成ぜず、今小事有り、當に波羅夷法を以つて之れを誘せんと、是の念を作し已りて便ち諸比丘に語れり、今陀驪比丘は是れ姪を犯せる人なり、我れ是の事を見たり他語に隨はずと。爾の時諸比丘審諦急問せり、汝云何んが見、何處にて見、何事を犯せるを見たるや、汝何事を以つて往いて見たるやと、是の如く諸比丘審諦（急）問し已り、便ち云はく、我れ愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ふ故に説けり、是の陀驪比丘は實には梵行清淨なりと。諸比丘問へり、云何んが我れ愛憤怖癡に隨ふ故に説く、是の陀驪は比丘梵行清淨なりと言ふやと、答へて言はく、我れ彼の山に在りて石上に坐して衣を治し遙かに陀驪比丘獨り二比丘尼と共に一處に立てるを見たり、見已りて便ち是の念を作せり、我れ先きに無根波羅夷法を以つて誑誘して成ぜず、今小事有り當に波羅夷法を以つて之れを誘せんと、是れを以つての故に我れ愛憤怖癡に隨ふ故に説く、陀驪比丘實には自ら清淨なりと言ふなりと。是の中比丘の少欲知足にして頭陀を行する有り、是の事を聞きて心に喜ばず、呵責して言はく、云何んが比丘と名づけて小片事せうぺんじを持して波羅夷法を以つて清淨比丘を誘するやと、諸比丘種種の因縁もて呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに彌多羅浮摩比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけて小片事せうぺんじを持し波羅夷法を以つて清淨比丘を誘するや

言諍事とも云ふ。

(2) 相助事 (anuvāda) 見聞疑せざる犯罪について誘り諍を生ずること、教誡諍事、非難事とも云ふ。

(3) 犯罪事 (pāṭikā) 犯罪の輕重について生ずる諍。

(4) 常所行車 (kicchā) 僧團になす行車法事につき如法不如法の諍の生ぜるもの、事諍事とも云ふ。

【三】若聞信聞、若聞不信聞の意義明らかならず、有部律にはこの次に「而言我見の文あり、これによれば開きて信じ或は信ぜざるいづれにしてもこれを見たりと云ふは犯となる、巴利にもこの意あり故に右の數語を補ひて見るべきか、或は又強いて解すればこの聞くを直接自ら開けるに非ずして他人より開けることを以つて誘なるを犯とすと見る事が出来る。次下に出る阿文も同じ。

【四】聞已言疑、聞已るものを疑へりと三根について一が事實有るも他を云ふ時は犯となる。

【五】dutyuddhāna a. (第二瞋不懲戒) 前戒を參照すべし。

【六】山下、耆闍窟山 (Gijjhakūṭa pabbata) の下なり。

【七】巴利及び四分には二羊

は、^{三五}三十六及び五あり。惡心にて惡口を作し、聖人を輕毀^{ひんげ}する故に、壽終りて必ず當に、是の如きの地獄中に墮せん。

佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與^いに結戒せん、今より是の戒當に是の如く説くべし。

若し比丘惡瞋に住するが故に無根の波羅夷法を以つて無波羅夷の比丘を誘じて、彼の梵行を破らんと欲す、

是の比丘後時或は問はれ或は問はれずして、「是の無根事なるを知るも比丘惡瞋に住するが故に是の語を作せ

り」と(言は)ば僧伽婆尸沙なり。

二、「惡瞋」とは貪著^{とんざく}を以つて起こる故に惡瞋増盛し是の人の功德を見ず、但だ過惡を求むるなり。

「無波羅夷比丘」とは是の比丘四波羅夷中一切犯ぜざるなり、「無根」とは三種の根本あり、若しは見

若しは聞若しは疑なり。「誘す」とは是の比丘不犯なるに強いて罪を以つて加ふるなり。「梵行を破

る」とは彼の比丘の法を破り退墮せしめんと欲するなり。「是の無根事なるを知る」とは、事に^{三二}四種

あり、評訟事、相助事、犯罪者、常所行事なり。

三、是の中犯とは若し比丘無根の波羅夷法を以つて不清淨の比丘を誘すれば十一種は犯、五種は不

犯なり、十一種とは是の事、不見、不聞、不疑なり、若しは見て忘れ、聞きて忘れ、疑ひて忘る、

若しは^{三三}聞きて聞を信じ、若しは聞きて聞を信ぜざる、聞き已りて疑へりと言ひ、疑ひ已りて見る

と言ひ疑ひ已りて聞くと言ふ、是れを十一種の犯と名く。五種の不犯とは是の事若しは見、若しは

聞、若しは疑たり、見已つて忘れず、聞き已つて忘れず、是れを五種の不犯と名く、不清淨比丘の

如く清淨に似たる比丘も亦是の如し。若し比丘無根の波羅夷法をもつて清淨比丘を誘すれば十種は

犯、四種は不犯なり、十種とは不見、不聞、不疑なり、若しは聞きて忘れ、疑ひて忘る、若しは聞

きて聞を信じ、聞きて聞を信ぜず、聞き已りて疑へりと言ひ、疑ひ已りて見ると言ひ、疑ひ已りて

【二五】原文に「三十六及五」とあり、三本及び宮には「三十六及五」とす巴利耆一のII、³に「ohattimā, Paṭṭa, or abhāṇāni」と云ふ故に三十六及五と讀めり。

【二六】原文「知は無根事、比丘住惡瞋故作是語者僧伽婆尸沙」とあり、梵本戒本に anadhikaraṇaṃ bhavod bhikkhūsaṃ annudhavaṃ saḍḍha-dosa parijñātaṃ tōgeṇāvaṃ hi saṃghāvasāḥ」とあるに

より上の如く譯す、最後の所巴利と少しく異なる。
【二七】惡瞋、巴利には dūṭṭha-deṣa appāṭṭa (惡瞋不滅)とす。

【二八】無根 (amulaka)、見 (dīṭṭha) 聞 (anta) 疑 (pari-sāḍḍha) の三根なきことを言ふ。

【二九】破梵行 (anuddhavaṃsi)。
【三〇】破梵行 (brahmacariya oṣeṭi)。

【三一】四事(四種評事)(cattāri adhikaraṇāni)。

(一)評訟事 (vivādadhikaraṇa) 教法について論議すること。

語を作して謗するやと、答へて言はく、陀驪比丘五法を成就するが故に王舎城の衆僧教へて差會人となす、愛瞋怖癡に隨はず、次第の次を越えざるなり、我れ時に次會にて麁惡食に値ふ、是の如く再三麁食なり。時に心中苦惱し便ち是の念を作せり、陀驪比丘故らに麁食を以つて我れを惱ます、當に何を以つて報せんと、復是の念を作せり、我當に無根の波羅夷法を以つて謗せんと、是の因縁を以つての故に我れ欲瞋怖癡を以つての故に是の語を作して謗するなりと。是の中比丘の少欲知足にして頭陀を行する有り、是の事を聞きて心に喜ばず、呵責して言はく、云何んが比丘と名づけて無根の波羅夷を以つて清淨梵行の比丘を謗するやと、諸比丘種種の因縁もて呵し已り佛に向つて廣說せり、佛時に即ち禪室より出でたまひ比丘僧を集め知つて故らに彌多羅浮摩比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ無根の波羅夷法を以つて清淨梵行の比丘を誹謗するやと。

佛種種(の因縁を)以つて呵し已り、諸比丘に語りたまへり、三種の人有り必ず地獄に墮せん、何等を三とす、若し人無根の波羅夷法を以つて清淨梵行の比丘を謗す、是の初人地獄に墮せん、復人有り是の如く邪見す、便ち是の言を作す、姪欲中無罪なりと、是れを以つての故に是の人深く放逸を作し自ら五欲を恣まゝにす、是れを第二人と爲し地獄に墮せん、復人有り犯戒し惡法臭爛たり、沙門に非ずして自ら沙門と言ひ梵行に非ずして自ら梵行と云ふ、是れを第三人と爲し地獄に墮せん。爾の時世尊此の事を明了ならしめんと欲して偈を説いて言はく、

三
妄語すれば地獄に墮せん 之れを作して作さずと言ふ 是の二俱に相似たり 後皆罪報を受く

夫れ人の世間に處るや 斧の口中に在りて生ず 是れを以つて身を斬る 斯れ惡言を作す
に由る 呵す應きに讚歎し 讚す應きに呵罵す。 口過の故に衰を得 衰の故に樂を受けず
財利を奄失するが如きは 是の衰尠少となす。 尼羅浮地獄は 其の數十萬有り 阿浮陀地獄

【一】この偈は諸律中有部律のみに有り。

【二】本文「如奄失財利、是衰爲尠少」とす、有部律に「猶如博奕人、失財是小過、於他清淨者、謗毀成大愆」とするにより上の如く解す。

【三】尼羅浮地獄(Nirubhi)は、八寒地獄の第一、肉胞獄と譯す、身肉共に裂くる地獄。

【四】阿浮陀地獄(Abhuta)は、八寒地獄の第一、飢と譯す、極寒の爲に身に飢を生ず。

の如しと。陀驪比丘佛に白して言さく、世尊、世尊我れを知りたまふ、修伽陀我れを知りたまふと、佛陀驪に語り給ふ、汝今是の如き語を作すを得ず、世尊我れを知りたまふ、修伽陀我れを知りたまふと、汝憶念すれば便ち憶念すと説け、若し憶念せざれば憶念せずと説けと。我れ憶念せず世尊、憶念せず修伽陀と。爾の時長老、羅睺羅亦會中に在り、彌れ右肩し合掌して佛に白して言さく、世尊是の陀驪比丘何んの所説を爲すやと、是の彌多羅比丘尼今佛前に在りて是の如き語を作せり、世尊云何んが是の法有らんや、陀驪比丘我れと共に姪を作し波羅夷事に墮すと、彌多羅浮摩比丘亦是の言を作す、世尊是の事實に爾り、我れ先きに亦知る、是の比丘尼の所説の如しと、佛羅睺羅に語りたまへり、我今汝に問はん、汝の意に隨つて答へよ、意に於いて云何、若し是の比丘尼來りて我に語りて言はく、世尊云何んが是の法有らん、羅睺羅我れと共に姪を作し波羅夷事に墮すと、彌多羅浮摩比丘亦是の説を作す、是の事實に爾り、我れも亦先に知る、比丘尼の所説の如しと、汝當に云何んがすべきと、時に羅睺羅言さく、世尊我れを知りたまふ、修伽陀我れを知りたまふと、佛言はく癡人、汝すら尙能く世尊我れを知りたまふ、修伽陀我れを知りたまふと言ふ、何に況んや陀驪比丘の持戒清淨善修梵行なる云何んが世尊我れを知りたまふ、修伽陀我れを知りたまふと言はらざらんやと。

爾の時佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に記すべし、陀驪比丘憶念せずと説く、是の彌多羅比丘尼自ら罪を作せりと説く故に應に減羯磨を與ふべしと、佛是の如く教へ已りて起ちて禪室に入りたまへり。時に諸比丘彌多羅浮摩比丘を誹謗急問して言はく、汝云何んが見、何處に見、何事も犯するを見るや、汝何事を以つて故に往いて見るやと、是の諸比丘審諦急問し已り答へて言はく、陀驪比丘實には梵行清淨なり、我れ欲を以つて故に瞋の故に癡の故に是の語を作して謗せりと、諸比丘言はく、云何んが陀驪比丘梵行清淨なるに欲を以つての故に瞋の故に癡の故に謗せりと、

【一〇】 修伽陀、註三の七五參照。

【一〇】 羅睺羅(Rāhula)羅云、とも書す、覆障、障月と譯す、釋尊の一子にして後出家し比丘となる。佛十大弟子中密行第一と言はる。

【一一】 梵行(Brahmacariya)。清淨なる修行。

【一〇】 減羯磨(māṣaṇa kamma)減損とも云ふ。比丘の資格を減し擯斥して僧衆と共に住せしめざる作法。

我れ深く苦惱す、是れ陀驪力士故らに是の麁食を以つて我れを惱ます、當に何を以つて報じて彼をして惱を得しめんと、復是の念を作す、我れ當に無根の波羅夷法を以つて誘ぜん。是の比丘に妹比丘尼有り、彌多羅と名く、時に此の比丘尼彌多羅浮摩比丘の所に到り頭面禮足し一面に在りて立つ、時に彌多羅浮摩比丘共に語らず看す坐を教へず、是の比丘尼是の念を作せり、我れ何んの惡何んの犯に觸る、所を作して此の兄を使って共に我れと語らざらしむと、是の念を作し已りて便ち言はく、我れ兄に何んの過有るが故に共に我れを語らず我れに坐を教へざると、是の比丘言はく、陀驪比丘故らに麁食を以つて我を惱ますこと乃ち再三に至る、汝我を助けずと、比丘尼言はく、我れをして何事を以つて相助けしめ人と欲するやと、是の比丘言はく、妹よ、汝佛所に到りて是の如き言を作せ、世尊云何んが是の法有らん、陀驪比丘我と共に姪を作し波羅夷事に墮せりと、比丘尼言はく、是の清淨無罪の比丘云何んが無根波羅夷法を以つて誘ぜんと、是の比丘言はく、妹よ汝是の誘を作さざれば我れ汝と共に語らず、汝を坐に喚ばすと。是の比丘尼兄を敬愛するが故に即ち是の念を作せり、若し我れ語に隨はざれば兄我れと共に語らず我に坐を教へすと、是の如く念じ已りて即ち兄に語りて言はく、當に汝の語に隨はんと、是の比丘言はく、妹よ小らく住せ、我れ當に先に佛所に往かん、汝後ろに隨ひて來れ我れ當に之れを證せんと、即ち佛所に往いて頭面禮足し一面に在りて立つ、是の比丘尼便ち後より來り頭面禮足して一面に在りて立ち佛に白して言さく、世尊云何んが是の法有らん、陀驪比丘我れと共に姪を作し波羅夷事に墮せりと、時に彌多羅浮摩比丘即ち是の言を作せり、世尊是の事の實に爾り、我れも亦先に知る、是の比丘尼の所説の如しと。

爾の時陀驪佛の後ろに在りて佛を扇げり、佛陀驪を顧視して言はく、汝今云何ん、是の彌多羅比丘尼我が前に在りて言はく、世尊云何んが是の法有らん、陀驪比丘我と共に姪を作し波羅夷事に墮せりと、彌多羅浮摩比丘亦是の言を作す、世尊是の事實に爾り我れ先きに亦知る、是の比丘尼の所説

愛、瞋怖業に服せず受取れると受取らざるを知ることの五にしてこれ即ち前に云ふ五法なり。

【三】阿練兒(Aśhīka)阿練若(舍閉處)に住して房舍に住せざるもの、かかる阿練若住者は阿練若住者と同一所に分配すること、以下持律(Vii nuyāhan)者説法者(daw = mmaketha)等と同し。

【四】讀修妬路(sūta)の音聲、修妬路は sutra(梵)の音聲、經のこと、讀修妬路は經を學び住を誦するものなり。

【五】差會人(bhadradasin)請食の會に順次行くことを差配する者即ち食物の分配を司る役なり。差次會者とも云ふ。

【六】彌多羅浮摩比丘(Moti = yabhammajāka bhikkhu)慈地比丘と譯す、巴利の意は慈比丘、地比丘の二比丘なり、五分、有部も二人とするが他は一比丘とす。

應に僧に問ふべきなり。「處を示す」とは僧應に處を示すべきなり。「難處妨處」とは上に説けるが如し。

(2)是の比丘應に僧に従ひて作處を示すを乞ふべし、乞ふの法は僧一心和合し是の比丘坐より起ち偏袒へんだん右肩うげんし革履かくしを脱し胡跪合掌こくわいごうじやうして應に是の言を作せ。

諸長老一心に念じたまへ、我れ某甲比丘大房舍を作らんと欲し有主にして自の爲にす、無難無妨處に作る、是の有主にして自の爲にし無難無妨處に作らんが爲の故に僧に従ひて作處を示さんことを乞ふ、僧憐愍の故に我に作處を示したまへ。

と、第二第三も亦是の如く乞へ、是の中に僧示す可きと示す可らざるを籌量すべし、若し無難と云ひ而も實に有難たり、若し無妨と言ひ而も實に有妨たり、若し無難無妨と言ひ而も實に有難有妨たるは皆示す應らず、無妨(と言ひ)實に無妨たり、無難(と言ひ)實に無難なれば示す應し、示す法は僧一心に和合し一比丘唱言せよ。

大徳僧聽きたまへ、是の某甲比丘大房舍を作らんと欲し有主にして自の爲にす、無難無妨處に作る、是の比丘大舍を作る爲の故に僧に従ひて作處を示さんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に某甲比丘に作處を示すべし、白是の如し。大徳僧聽きたまへ、是の某甲比丘大舍を作らんと欲し有主にして自の爲にす、無難無妨處に作る故に僧に従ひて作處を示さんことを乞ふ、僧憐愍の故に當に作處を示すべし、誰か諸長老、某甲比丘大舍を作り有主にして自の爲にす、無難無妨處に作るを忍ずる者は默然もくねんし、若し忍ぜざる者は説きたまへ。

是の如く白四羯磨びやくしやくまし、

僧示し竟んぬ、某甲比丘大舍を作るに有主にして自の爲にす、無難無妨處なるを僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

【七】 以下前戒參照。

卷の第四 (初誦之四)

十三僧殘法の餘

1 有主房戒 (二一b)

一、佛 拘睺彌國に在しき、爾の時長老 闍那多く知識の國王、夫人、王子、大臣、將帥、官屬有り、多知識を以つての故に他の 神樹を伐りて 大房舍を作れり、是の樹は多人の識る所多人の用ふる所なり、諸居士嫌恨呵責せり、諸沙門釋子は自ら修善功德を言ひ國王、夫人、王子、大臣、將帥、官屬を知識する所たるを以つての故に多人所人多識所用の神樹を伐りて大房舍を作り我れ等利を失へり、是の如きの滿し難く養ひ難く多欲にして厭足無きの人を供養せるなりと。比丘の少欲知足にして頭陀を行する有り、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣く説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに闍那に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責して言はく、云何んが比丘と名づけて國王、夫人、王子、大臣、將帥、官屬を知識する所たるを以つての故に是の多人識用する所の神樹を伐りて大房舍を作るやと、佛種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘大房舍を作らんに、有主にして自の爲に作る、是の比丘應に諸比丘に問ふべし、諸比丘は當に無難無妨處を示すべし、若し比丘大房舍を作らんに有主にして自の爲にす、諸比丘に難處妨處を問はずして作らば僧伽婆尸沙なり。

二、(1) 「大(房)舍」とは溫室、涼室、殿堂、樓閣、一柱舍、重舍、乃至は四威儀の行立坐臥を容るる(もの)なり。「有主」とは是の舍權越主の若しは男若しは女、黃門、二根有るなり。「問ふ」とは

【一】 前戒を參照すべし。造大房

【二】 拘睺彌國(Kosambhi)。

俱舍論、憍當彌等ともす、鹿野苑精舍より西北十三由旬にしてこの國ありと云ふ。(法顯傳)

【三】 闍那(Ohanna)、闍陀或は車匿とも音寫す、釋尊出城の時馬を御せし從者、六群比丘の一人に數へられ多く犯戒をなす。

【四】 神樹(Catimrakka)。

【五】 大房舍(Vihara) 精舍なり。

【六】 有主(amanatika)。

犯なり、不問、難處なれば犯なり、不問妨處なれば犯なり、難處妨處なれば犯なり、過量・不問・難處なれば犯なり、過量不問妨處なれば犯なり、過量・不問・難處・妨處なれば犯なり。若し比丘餘比丘に語る、我が爲に舍を作れと、語り已りて便ち去る、後作りて未成らず、行きて還り自ら成さんにはの舍不如法に作られたらば犯なり、過量に作れば犯なり、不問處なれば犯なり、難處なれば犯なり、妨處なれば犯なり、過量、不問なれば犯なり、過量難處なれば犯なり、過量妨處なれば犯なり、不問難處なれば犯なり、不問、妨處なれば犯なり、難處、妨處なれば犯なり、過量・不問・難處なれば犯なり、過量・不問、妨處なれば犯なり、過量・不問・難處・妨處なれば犯なり。若し佛の爲にし、僧に爲にするは無犯、若し先に成れる舍を得るは無犯なり。(六事竟る)

【八〇】命ぜられたる者が未だ完成せざる時還りて自ら残りを爲して完成せしむる時の意なり。

無難と言ひ而も實に有難なれば示すべからず、若し無妨と云ひ、而も實に有妨なれば亦示すべからず、若し無難無妨と言ひ而も實に有難有妨なれば示すべからず、若し無難と言ひ實に無難なれば示すべし、若し無妨と言ひ實に無妨なれば示すべし、若し無難無妨と云ひ實に無難無妨なれば示すべし、示す法は、僧一心に和合し一比丘僧中に唱言せよ。

大徳僧聽き給へ、是の某甲比丘自ら乞ひて舍を作らんと欲し無主にして自の爲にす、無難無妨處に作さん故に僧に從ひて作處を示さんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽し給へ、僧當に某甲比丘に作處を示すべし、白是の如し、大徳僧聽き給へ是の某甲比丘自ら乞ひて舍を作る、無主にして自の爲にす、無難無妨處に作さん故に僧に從ひて作處を示さんことを乞ふ、僧憐愍の故に當に作處を示すべし、誰か諸長老、僧の某甲自ら乞ひて舍を作り無主にして自の爲にするに無難無妨處に作すを示すを忍ずる者は默然し、若し忍ぜざる者は説きたまへ。僧某甲比丘の自ら乞ひて舍を作り無主にして自の爲にするに無難無妨處に作すを示し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事はの如く持す。

三、(1)是の中犯とは若し比丘自ら乞ひて舍を作る、無主にして自の爲にす、如法に作らざれば犯なり、量を過ぎて作れば犯なり、處を問はざれば犯なり、有難處なれば犯なり、有妨處なれば犯なり、過量、不問處なるは犯なり、過量、難處なるは犯なり、若し過量、妨處なれば犯なり、若し不問、難處なれば犯なり、不問 妨處なるは犯なり、若し難處妨處なれば犯なり、若し過量・不問・難處なれば犯なり、若し過量・不問・妨處なれば犯なり、若し過量・不問・難處・妨處なるは犯なり。

(2)若し比丘餘比丘に語る、我が爲に舍を作れと、語り已りて便ち去る、後爲に作り竟らんは是の舍不如法に作られたらば犯なり、若し過量に作れば犯なり、不問處なれば犯なり、有難處なれば犯なり、妨處なれば犯なり、量量不問處なれば犯なり、過量、難處なれば犯なり、過量、妨處なれば

諸説一定せず、律部八、註六の一〇九參照、内廣とは内部の幅なり。

【八一】無難處(anarambha)。

【八二】無妨處(āparikkha manna) 巴利は有行處の意、五分も有行處と云ふ、周圍に牛車梯が廻轉し得るだけの餘裕ある地とする。

【八三】示作處(vatthudassana) 作處の指定法、已下はその法を説く。

【八四】已下の作法については註一の六一以下參照。

【八五】誰……者、(yo……so)「……する所の者は」の意なり。

【八七】此戒につき犯となるは、過量(Pamāṇam atikkamehi) 不問處、(bhikkhu mambhineti vatthudassana) 難處、(ārambha) 妨處、(āparikkha manna)にしてこのいづれにても犯となる、以下これを組み合せて説けるなり。上の不如法作とは即ち以下なり。

高大の舎を作り久故にして治し難く、數諸居士より種種求索し作事に樂著し是の因縁を以つて讀經坐禪行道を妨廢するやと、佛是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは戒應に是の如く説くべし。

若し比丘自ら乞ひて舎を作る、無主にして自らの爲ならんに當に應じて作るべし、是の中量とは長さ十二修伽陀揅手、内廣七揅手なり、是の比丘應に諸比丘に問ふべし、諸比丘當に無難無妨處を示すべし、若し比丘自ら乞ひて舎を作り、無主にして自らの爲ならんに諸比丘に問はず、量を過ぎて作らば僧伽婆尸沙なり。

二、(1)若し自ら乞ひて」とは比丘諸人より乞ひて若しは百錢、五十乃至一錢を得るなり。「舍」とは溫室・涼室・殿堂・樓閣・一柱舍・重舍なり。「無主」とは是の舍權越主たる若しは男・女・黃門・二根無きなり。「自らの爲ならんに」とは衆僧の爲の故ならず専ら己の爲なるを自らの爲と名く、「量」とは佛言はく我手量を用ひて長さ十二揅手、内廣七揅手なりと、「問ふ」とは應に僧に問ふべきなり、「難處」とは是の中に蛇窟・蜈蚣・百虫・毒虫乃至鼠の穴有るなり。「無難處」とは是の中に蛇窟・蜈蚣・百足・毒虫乃至鼠の穴無きなり。「妨處」とは是舍の四邊一尋の地内に塔地若しは官地・居士地・外道地・比丘尼地有り若しは大石・流水・大樹・深坑有るなり、是の如きの有妨處を僧示す應らず、「無妨處」とは是の舍の四邊一尋の地内に塔地・官地・居士地・外道地・比丘尼地・大石・流水・池水・大樹・深坑無きなり、是の如き無妨處を僧應に示すべし。

(2)是の比丘應に僧に従ひ 作處を示さんことを乞ふべし、作處を示さんことを乞ふ法は、僧一心和合の時是の比丘坐より起ち偏袒右肩し革履を脱し胡跪台掌して應に是の言を作すべし。

諸長老一心に念じ給へ、我れ某甲比丘是の自ら乞ひて舎を作り無主にして自の爲にし、無難無妨處に作らんが爲の故に僧に従ひて作處を示さんことを乞ふ、僧憐愍の故に我れに作處を示し給へ。

第二第三も亦是の如く乞へ。是の中僧應に示す可きと示す可らざるを籌量すべし、若し是の比丘

【七】修伽陀(Śr. Gaṭhā)佛十號の一、善逝と譯す、揅手は下の註參照。

【七】舍、巴利には *ḥṛīti* と云ひ、五分に房、四分に扉即ち房なりとし、有部に小房と云ひ、註して「其の中に於いて四威儀を容るゝを得るなり」と云ひ、五分にも同じく云ふ、故に今云ふ舍も小房のことにしてこゝに云ふ説明は次の戒の大房舍の説明と混同せるもので適切でないと思はれる。

【八】無主 (*asamīka*)。

【九】自爲 (*atthadevā*)。

【十】量 (*amāna*)。

【十一】揅手、戒文の「長十二修伽陀揅手内廣七揅手」は巴利に *diggha dvadasa vidhī tiyo saggavadiṭṭhāya tiyo yam satī* *antava* と云ふ、揅手とは拊指と長指を張りたる長さにして普通一尺二寸(一握)なるも佛の揅手は常人の倍なる故に二尺四寸である、但しこの長さについては

沙、若し意志を受けて語を受けざれば偷蘭遮、若し但だ語を受けて意旨を解せざるは不犯なり。(五事竟る)

6 無 主 房 戒 (二〇六)

一、佛阿羅毘國に在しき、爾の時諸の阿羅毘の比丘自ら乞ひて廣長高大の舍を作り、久故にして治し難く、諸比丘數人居しより乞ふて言はく、我れ聖を須ふ、罽・鉢・斧・鑿・釜・竈・槃・鉢・瓶・甕・麻・繩・種種の草木・皮繩・土囊を須ふ、人車・鹿車を作せと、諸比丘是の因縁を以つて心常に忽遽にして、作事を樂著し讀經・坐禪・行道を妨廢せり。爾の時長老 大迦葉晨朝時到り衣を著け鉢を持して城に入りて乞食せり、諸居士遙かに大迦葉の來るを見て即ち呵責して言はく、諸沙門釋子は自ら修善功德を言ふ、今自ら物を乞ひ廣長高大の舍を作り久故にして治し難く數來りて種種の所須を求索し是の因縁を以つて諸經坐禪行道を妨廢し我等は利を失ひ、是の如く滿し難く養ひ難く厭足無きの人を供養すと、迦葉是事を聞き心に喜ばず、乞食已り往いて佛所に詣り頭而禮足し一面に在りて坐し佛に白して言さく、世尊我れ晨朝時到り衣を著し鉢を持して阿羅毘城に入りて乞食するに諸居士遙かに我が來るを見て呵責して言はく、諸沙門釋子は自ら修善功德を言ひ今自ら物を乞ひ廣長高大の舍を作り久故にして治し難く數我等より罽を索め罽・鉢・斧・鑿・釜・竈・瓶・甕・草木・皮繩を索め〔索めて〕常に作事に著し是の因縁を以つて讀經坐禪行道を妨廢し我等は利を失ひ、是の如き滿し難く養ひ難く多欲にして厭足無きの人を供養すと、唯願はくは世尊諸比丘の與に舍を作るに限量し給はんことをと、佛默然として受け給ふ、大迦葉佛の默然として語を受け給ふを知り已りて將に舊比丘の心を護せんが故に禮を作して去れり。去りて久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め知りて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて諸比丘を呵責して言はく、云何んが比丘と名け自ら乞ひて廣長

【六四】 Kutikara 戒 (造房戒)

【六八】 阿羅毘比丘 (Āṭvaka bhikkhū).

【六九】 舍 (Paṭi) 房舍なり、

【七〇】 久故難治、古くなり朽ちて修繕し難しの意。

【七一】 罽はしきがはら(紙)、

罽はかはら、鉢は鋤、釜は盆

なり。【七二】 樂著作事、造營の事に興味を奪はれること。

【七三】 行道 (Oṅkamaṇa) 經行とも云ふ、一定の地を旋繞し往來すること、坐禪して睡眠を催はする時これを防ぐ爲になす。

【七四】 大迦葉 (Mahākassapa) 佛十大弟子の一人、佛滅後經典の結果をなし教團の統領となりし人、頭陀第一と稱せらる。

(3) ⑥ 他の語を受くるに三種有り、還報に六種有り、三種とは一に威儀二に相三に期なり、威儀とは比丘主人に語りて言はく、若し我れ來往して坐と立とを見ば當に得と不得を知るべしと、相とは比丘主人に語りて言はく、主人若し我れ新剃髮し若しは絶僧伽梨六四を著し若しは互鉢を捉るを見ば當に得と不得を知るべしと、期とは比丘主人に語りて言はく、若し我れ衆中に在りて大語する時、若しは衣を挑る時當に得不得々知るべしと、是れを三種の受語と名く。六種の報とは一に口、二に書、三に手印四五四に威儀五に相六に期なり、若し比丘口にて使の語を受け口にて彼に語り口にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは書・手印・威儀・相・期にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、比丘使の口語を受け

書にて彼に語り書にて還報すれば、僧伽婆尸沙なり、若しは書・手印・威儀・相・期・口にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、比丘使の口語を受け手印にて彼に語り手印にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは手印・威儀・相・期・口・書にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは書・手印・威儀・相・期・口にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは書・手印・威儀・相・期・口にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは比丘使の書を受け手印語にて彼に語り手印にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは比丘手印・威儀・相・期・口・書にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、比丘使の書語を受け口にて彼に語り口にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは比丘書・手印・威儀・相・期にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、若しは比丘使の手印を受け手印語にて彼に語り手印にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、手印・威儀・相・期・口・書にて還報するも僧伽婆尸沙なり、比丘使の手印語を受け口にて彼に語り口にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、書・手印・威儀・相・期にて還報するも僧伽婆尸沙なり、比丘使の手印語を受けて書にて彼に語り書にて還報すれば僧伽婆尸沙なり、手印・威儀・相・期・口にて還報するも僧伽婆尸沙なり。

(4) ⑦ 若し富貴人の語を受けて富貴人に語り、富貴人に還報すれば僧伽婆尸沙、若し貧賤人の語を受けて富貴人に語り貧賤人に還報すれば偷蘭遮なり。若し比丘他語を受けて意旨を解すれば僧伽婆尸

【六二】 已下媒介をなす方法を九種に分ちこれを組合せて説く。

【六三】 威儀、言語にて言はず坐、立等の身體の威儀によつて媒介のことが成立せるや否やを知るべしと豫め相談して置くこと、已下同じ。

【六四】 絶僧伽梨、絶はつむぎなり、僧伽梨(Saṅghaṭṭhī)三衣の一大衣なり。

【六五】 手印、指印とも云ふ、拇印の如きものか、行事鈔資持記に、「舊に云はく、手墨を紙に印して以つて其の意を表す、或は曰く西人指上に印を貫き持して以つて信と爲す」と云ふ、拇印を押しそれにより賛証、成就等を示すのであらう。

十三僧殘法を明すの初

【六六】 已下媒介の對者の身分、比丘の主觀によりての罪の輕重を説く。

僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、二三四女人二根なるも亦是の如し、二三四比丘なるも亦是の如し。一比丘道中を行く、一男一黃門比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與ふやと、比丘語を受け彼に語り還りて報ずれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、二三四男子黃門なるも亦是の如し、二三四比丘なるも亦是の如し。一比丘道中を行く、一男子一二根比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若し女姉妹を與ふるやと、比丘語を受け彼に語り還りて報ずれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、二三四男子二根なるも亦是の如し、二三四比丘なるも亦是の如し、一比丘道中を行く、一黃門一三根比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若女、姉妹を與ふるやと、比丘語を受け彼に語り還りて報ずれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、二三四黃門二根なるも亦是の如し、二三四比丘なるも亦是の如し。一比丘道中を行く一女一男一黃門一二根比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與ふるやと、比丘語を受け彼に語り還りて報ずれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、二三四女人男子黃門二根なるも亦是の如し、二三四比丘なるも亦是の如し。

(3)居士夫婦有り相瞋りて和せず、時に一比丘常に是の家に出入せり、晨朝時到り衣を著け鉢を持って舍に入りて坐し已り、共に相問訊し二人を教へて和合せしめたり、比丘疑を生ぜり、我れ將た僧伽婆尸沙を犯せる無けんやと、是の事を佛に白せり、佛言はく、三種の婦あり、一に財索得、二に水得、三に破賊得なり、三種の婦若し、券を作して我が婦に非すと云ふ、禮法未だ斷たず故の猶く出入し未だ我が婦に非すと唱言せず、是れを教へて和合せしむるは偷蘭遮なり、若し券を作し我が婦に非すと云ひ、禮法已に斷ち復出入せず、而も未だ我が婦に非すと唱言せず、是れを教へて和合せしむるは偷蘭遮なり、若し券をなし我が婦に非すと云ひ、禮法已に斷ち復出入せず、我が婦に非すと唱言す、是を和合せれば僧伽婆尸沙なり。

【五七】 已下夫婦の相争ひ或は離婚せるを和合せしむる場合を説く。

【五八】 三種婦、前に述べし七種婦中の初の三なり、註五〇参照。

【五九】 作券す非我婦、券はつかる(券)、うむ(俺)の意、有部律に「闘ひて」と云ひ、巴利律に *duddhita* (争ひて) と云ふものに相當する故に夫婦相争ふことなるべし。

【六〇】 禮法未斷、離婚の手續きが取られないこと、巴利の *no ahimsavatti* なるべし。

【六一】 唱言、世人に公表すること。離婚の作法をなし、普く衆人に告げて始めて完全なる離婚と見なさる。

(2) 六

つて主人に報すれば俱に僧伽婆尸沙なり、若し報ぜざれば俱に偷蘭遮なり。二比丘有り主人の語を受けて外に出づ、一比丘一比丘に語る、我が意を説くこと莫れと、若し彼に語りて還りて主人に報ぜば一比丘僧伽婆尸沙、若し報ぜざれば偷蘭遮なり。諸比丘他の舍に入る、主人前行の比丘に問ふ、汝等某甲家に入出入するや不や、能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與ふるやと、前行の比丘言はく我等媒人を作すことを得ずと、後行の比丘是の語を聞きて便ち往いて彼の居士に語りて言はく、汝能く某甲の兒に若し女、姉妹を與ふるやと、還りて報すれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり。主人後行の比丘に問ふ、汝是の諸家に出入するや不や、能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與るやと、後行の比丘言はく、我等媒人を作すことを得ずと、前行の比丘是の語を聞きて便ち往いて彼の居士に語りて言はく、汝能く某甲の兒に若し女、姉妹を與ふるやと、比丘語を受けて彼に語り還りて報すれば僧伽婆尸沙なり、報ぜざれば偷蘭遮なり、又一比丘道中を行く、一女人比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與ふるやと、比丘語を受けて彼に語り還りて報すれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、二三四女人なるも亦是の如し、二三四比丘なるも亦是の如し。一比丘道中を行く、一男子比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與るやと、比丘語を受け彼に語り還りて報すれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、一女人一黃門比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與ふるやと、比丘語を受け彼に語り還りて報すれば僧伽婆尸沙、報ぜざれば偷蘭遮なり、二三四女人黃門なるも亦是の如し、二三四比丘なるも亦是の如し、一比丘道中を行く、一女人一二人根人比丘に語りて言はく、汝能く某甲に語るや、我が兒に若し女、姉妹を與ふるやと、比丘語を受け彼に語り還りて報すれば

【六】 已下媒人をなす比丘の數及び依頼する人の種類、數據介行爲の階程によりこの罪の輕重等を組合はせて説く。

男に語る」とは女人有り比丘に語りて言はく、汝能く是の語を持して彼の男子に語るや不や、我れ汝の爲に婦と作らん、若しは共に私通せんと、汝能我が爲に夫と作るや、若しは共に私通せん、若しは我れ汝に女を與へん、若しは姉妹を與へんと、汝能く我が女の夫若しは姉妹の夫と作るやと、是れを女意を持して男に語ると名づく。男意を持して女に語る」とは男有りて比丘に語りて言はく、汝能く是の語を持して彼の女人に語るや不や、汝我が與に婦と作れ、若しは共に私通せん、我れ汝の與に夫と作らん、若しは共に私通せん、若しは我に女を與へよ、我れに姉妹を與へよ、我れ汝の與に女の夫と作らん、姉妹の夫と爲らんと、是れを男意を持して女に語ると名づく。「乃至一會の時」とは一時共に交會する故なり。

(2) 丈夫に 七種の婦あり、索得・水得・破得・自來得・以衣食得・合生得・須臾得なり、索得とは少多の財物を以つて索め得て婦と作す、是れを索得と名く。水得とは若し人手を捉へ水を以つて掌に灌ぎ女を與へて婦と作す、是れを水得と名く。破得とは若し他國を破りて奪つて得婦と作す、復は自國に反叛あり誅討して得る者は是れを破得と名く。自來得とは若し女人自ら一心に貪著愛樂する故に來りて供給して婦と作る、是れを自來得と名く。衣食得とは若し女人自活すること能はず衣食の爲の故に來りて供給して婦と作る、是れを衣食得と名く。合生得とは若し女人男子に語りて言はく、汝財物有り我れも財物有り、若し男女を生ずれば當に我等を供養すべしと、是れを合生得と名く。須臾得とは共に一交會するが故に須臾得と名く。

三、(1)是の中犯とは若し比丘自ら主人の語を受け、自ら彼れに語り、自ら主人に報ずれば僧伽婆尸沙、若し自ら主人の語を受け自ら彼れに語り使にて主人に報ずれば僧伽婆尸沙、若し自ら主人の語を受け自ら彼の使に語り使にて主人に報ずれば僧伽婆尸沙なり、若し自ら主人の語を受け使にて彼れに語り使にて主人に報ずれば僧伽婆尸沙なり、若し自ら主人の語を受け使にて彼れの使

【四〇】 七種婦 (Bharitran)。

妻をその得る方法より七種に分つ、四分には十種、僧祇に十一種、有部に七種、巴利に十種を上げる。

【五一】 水得 (Odipatikanti)。

巴利には「水鉢に觸れて住せしむるもの」と云ふが、有部律に「水授婦とは謂はく、財物を取らず、女の父母水を以つて彼女の夫の手中に注ぎて告げて曰はく、我今此の女を汝に與へて妻と爲さん、汝當に善く自ら防護すべし、他人をして轍ち欺犯あらしむる勿れと、是を水授婦と名く」と云ふ、最も正式なる結婚法であらう。

【五二】 已下自ら奔走する場合及び使にてなす場合を組合せて説く。

【五三】 受主人語 (Cattiganthi) 使となすことを承諾すること。

【五四】 語彼 (Sinnantanti) 先方へ行き語りて奔走すること。

【五五】 報主人 (Poothantanti) 結果を報告すること。

この戒を犯すのは右の受語、語他、還報の三行爲を完行せる時であつて自ら行ふと使をもつて行ふとを問はず僧殘となる。

食不充なれば便ち是の念を作す、諸を迦羅に問ひ語を信受すれば所受の勤苦當に復た是を劇せんと、若し富樂好處を得れば便ち是の如き念を作す、諸を迦羅に問ひ語を信受すれば所受の富樂當に復た是を勝さん、我れ迦羅の語を信受するが故に女姉妹をして是の樂處を得しむと、是の如く迦羅比丘或は讚歎を得、或は毀訾を得。

是の迦羅比丘數諸檀越舍に出入す、人有り迦羅に問うて言はく、大德汝某家に至るや不や、汝能く某に我が兒女を與へ若しは姉妹を與ふるを語るやと、迦羅言はく能くすと、是の如く媒人を作して往來す、比丘有り少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜はず慚愧し種種の因縁もて迦羅を呵責せり、云何んが比丘と名づけて媒人の行を作すやと、是の如く呵し已りて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集めたまへり、佛知つて故らに迦羅に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、汝の作す所は沙門法に非ず、道に隨順せず不清淨行なり、出家の人の作す應らざる所なり、汝癡人知らずや、我れ種種の因縁を以つて欲、欲想を呵し種種の因縁もて欲を離れ欲熱を除滅するを讚歎するを、我れ常に說法して人に離欲を教ゆ、汝尙心をも生ずべからず、何に況んや欲癡癡を起し結縛の根本たる不淨惡業を作さんをや、汝癡人、我れ尙少しく欲心有るをも讚歎せず、何に況んや汝媒嫁の事を作すをやと、佛種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘媒嫁の法を行じ女意を持して男に語り、男意を持して女に語り若しは婦事を成ずる爲にし、若しは私通事乃至は一會時の爲にするも僧伽婆尸沙なり。

二、(1)「媒法」とは他の語を受けて往來するなり。「女」とは十四種の護あり、父所護・母所護・父母所護・兄弟所護・姉妹所護・舅護・姑護・舅姑護・親里護・姓護・自護・法護・夫主護なり。「女意」を持して

【七】檀越 (dānapatti)。施主と譯す、越は檀即ち布施を行ずれば自の貧窮を越渡するが故に加へたりと云ふ。

【八】媒人、媒法と同じ、媒介のこと、註四七參照。

【九】少欲知足 (apjicchin a nūtiṅga)。

【十】媒法 (caṇḍavāritta) 男女間の媒介をなすこと。

【十一】十四種護、婦人をもその保護監督支配するものより十四種に分つ、親甲護 (pitthiṅga) とは親戚が守護せるもの、姓護 (gottharūpa) とは同族の保護するもの、法護 (dhammaka) 同法人によりて守護さるゝ者なり。こゝに十四種と云ふも十三種あるのみ、巴利に十種をあげる中、附護 (appariya) のみがなき故にこれが脱落せるものと見るべきか、附護とはその女を犯すものは罰を與ふるものと云ふ法律により守らるゝ者なり。

【十二】持女意語男 (amārasaṅga itthamāyā)。

問ふ所を常に爲に斷疑し他事に忽務せり、若し人に女、姉妹有り來りて求むる者有らば往いて迦羅に問へり、某我が女若しくは姉妹を求む、是の人は好と爲すや不好なりや、應に與ふべきや與ふ應らずや、能く婦兒に衣食を與ふるや不やと、若し迦羅、好なり、能く婦兒に衣食を與ふ、汝當に女を與ふべしと言はゞ即ち語に隨つて與ふ。若し人自ら爲に婦を求め若しは兒の爲に求めんに往いて迦羅に問ふ、我れ某女を求む、是女好なりや不や、能く家事を成すや、我れ爲に取る可きや不やと、若し迦羅不好なり家事を成す能はず汝之れを取る莫れと言はゞ即ち語に隨つて取らず、若し迦羅好たり、能く家事を成す汝之れを取る可しと言はゞ即ち語に隨ひて取れり。若し諸人、女、姉妹貧窮三惡處に墮し勤苦重作し衣食充ちざれば即ち是の言を作す、我が女、姉妹の受くる所の苦惱の如きは諸を迦羅に問ひ語を信受すれば所受の苦惱當に復た是れを劇せん、我等迦羅の語を信受するに由るが故に女、姉妹をして是の惡處に墮せしめ貧窮勤苦にして衣食充たすと。若し諸人、女、姉妹好處富樂に墮し衣食充足すれば便ち是の念を作す、我が女、姉妹の受くる所の富樂の如きは諸を迦羅に問ひ語を信受すれば所受の富樂當に復た是を勝さん、我等迦羅の語を信受するが故に女姉妹をして好處を得せしめ衣食充足すと。

爾の時迦羅或は稱譽を得、或は毀訾を得、是の人後時信を以つて出家し鬚髮を剃除し袈裟を被著す、比丘を作り已りて猶ほ本法の如く他事に忽務せり、若し人、女姉妹有りて來りて求むる者有らば往いて迦羅比丘に問へり、某我が女姉妹を求む、是の人好と爲すや不好なりや、應に與ふべきや與ふ應らざるやと、若し迦羅、是の人好ならずと言はゞ即便ち與へず、若し迦羅好なりと言はゞ即ち語に隨つて與ふ。若し人或は己の爲兒の爲に婦を求めんに往いて迦羅に問ふ、我れ某女若しくは姉妹を求む、好なりや不好なりや、能く家事を辨するや不やと、若し迦羅好なりと言はゞ便ち語に隨ひて取る、若し不好なりと言はゞ即便ち取らず。若し諸人、女姉妹の貧窮惡處に墮し勤苦重作し衣

【三】原文、墮貧窮勤苦重作惡處衣食不充、次に出づる同文により語の順序を變へて讀む。

伽婆尸沙なり、若し福好快供養と言はゞ僧伽婆尸沙なり。若し上大勝巧上大勝善上大勝妙上大勝福上大勝好上大勝快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し上大勝巧善上大勝巧妙上大勝巧福上大勝巧好上大勝好快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し上大勝巧善妙・上大勝巧善福・上大勝巧善好・上大勝巧善快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し上大勝巧善妙福・上大善妙福好快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり。若し比丘女人に語りて、若し飲食・衣被・臥具・華香・瓔珞を以つて供養に用ふれば是れ上供養なり、能く自身を以つて供養するは是れに過ぎ上中の上なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、是の如く大勝巧善妙福好快も亦是の如し。若し比丘女人に語りて飲食・衣被・臥具・華香・瓔珞を以つて供養に用ふるは是れ上中の上、能く身を以つて供養するは是の上中の上に過ぐと言はゞ僧伽婆尸沙なり、是の如く大勝巧善妙福好快も亦是の如し。

(4) 若し一比丘二女人に向ひて以身供養を讃歎すれば一比丘僧伽婆尸沙なり、若し一比丘二三四女人に向ひて以身供養を讃歎すれば僧伽婆尸沙なり、若し二比丘三三四一女人に向ひて以身供養を讃歎すれば僧伽婆尸沙なり、若し三比丘三四二女人に向ひて以身供養を讃歎すれば僧伽婆尸沙なり、若し四比丘四一二三女人に向ひて以身供養を讃歎すれば僧伽婆尸沙なり。若し比丘女人の所に女想にて讃歎すれば僧伽婆尸沙、女人の所に男想・黃門想・二根想にて讃歎すれば偷蘭遮、黃門の所に黃門想二根想女想男想にて讃歎すれば偷蘭遮、二根の所に二根想女想男想黃門想にて讃歎すれば偷蘭遮なり。若し是の事人女の邊ならば僧伽婆尸沙ならんに即ち是の事非人女の邊ならば偷蘭遮なり、若し是の事人女の邊ならば偷蘭遮ならんに即ち是の事非人女の邊ならば突吉羅なり。(四事竟る)

5 媒人戒 (一八)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時摩子長者の兒有り、名づけて迦羅と云ふ、聰智利根にして衆人の

【10】 註二六參照。

【E1】 *gati-caritha* a.

【E2】 *kaṭṭhā*、諸律皆迦羅若しくは迦留とす、巴利律のみは *udāyī* とす。

偷蘭遮^{ちうらんじや}なり、若し女人に語りて自身を以つて行善人に姪欲供養を作さざれば是れ上供養なりと言は
ゞ偷蘭遮なり、若し女人に語りて自身を以つて梵行人に姪欲供養を作さざるは是れ上供養なりと言
へば偷蘭遮なり、若し女人に語りて自身を以つて持戒行善人・持戒梵行人・行善梵行人・持戒行善梵
行人に姪欲供養を作さざれば是れ上供養なりと言はゞ偷蘭遮なり。若し女人に語りて自身を以つて
不大持戒人に姪欲供養を作さざれば是れ上供養なりと言はゞ偷蘭遮なり、若し比丘衣人に語りて言
はく、自身を以つて不大行善人に姪欲供養を作さざれば是れ上供養なりと言はゞ偷蘭遮なり、若し
女人に語りて自身を以つて大修梵行人に姪欲供養を作さざれば、是れ上供養なりと言はゞ偷蘭遮な
り、若し比丘女人に語りて自身を以つて不大持戒行善人・不大持戒梵行人・不大行善梵行人・不大持
戒行善梵行人に姪欲供養を作さざるは是れ上供養と言はゞ偷蘭遮なり、是の如く大・勝・巧・善・妙・
福・好・快供養も亦是の如し。

(3) 若し比丘女人に語りて汝能く自身を以つて持戒の人を姪欲供養せば是れ上大供養なりと言はゞ
僧伽婆尸沙なり、若し上勝・上巧・上善・上妙・上福・上好・上快供養と言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し大勝
大巧大善大妙大福大好大快供養と言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し勝巧善勝妙勝福勝好勝快供養なり
と言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し巧善巧妙巧福巧好巧快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙、若し善妙善福
善好善快供養と言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し妙福妙好妙快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し
福好福快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し好快供養なりと言へば僧伽婆尸沙なり。若し上大
勝上大巧上大善上大妙上大福上大好上大快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し大勝巧大勝善大
勝妙大勝福大勝好大勝快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し勝巧善勝巧妙勝巧福勝巧好勝巧快
供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し巧善妙巧善福巧善好巧善快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙な
り、若し善妙福善妙好善妙快供養なりと言はゞ僧伽婆尸沙なり、若し妙福好妙福快供養と言はゞ僧

汝尙心をも生ず應らず、何に況んや乃ち欲・恚・癡を起し結縛の根本たる不淨惡業を作さんをやと、佛種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語り給へり、十利を以つての故に諸比丘の爲に結戒せん、今よりはよりはの戒應に是の如く説くべしと。

若し比丘欲盛變心して女人の前に在りて以身体供養を讚歎して是の如き言を作さん、汝能身を以つて我等持戒行善梵行人を供養せば諸供養中の第一供養たりと、僧伽婆尸沙なり。

二、「以身体供養」とは比丘女(人)に語りて、汝能く身を以つて姪欲供養を作せば諸供養中第一供養なりと言ふなり。「持戒者」とは大戒律法を盡く能く受持するなり、「行善者」とは正見、忍辱の故なり。「梵行者」とは二身共會せざる故なり。

三、(1)是の中犯とは九種あり、謂く上・大・勝・巧・善・妙・福・好・快なり。上とは若し比丘女人に語りて、汝能く身を以つて我等持戒の人に姪欲供養を作せば諸供養中是れ上供養なりと言はゞ、僧伽婆尸沙なり、若し女人に語りて、汝能く身を以つて行善人に姪欲供養を作せば是れ上供養なりと言はゞ、僧伽婆尸沙なり、若し女人に語りて、汝能く身を以つて梵行人に姪欲供養を作せば是れ上供養なりと言はゞ、僧伽婆尸沙なり、若し女人に語りて、汝能く身を以つて持戒行善人・持戒梵行人・行善梵行人・持戒行善梵行人に供養せば是れ上供養なりと言はゞ、僧伽婆尸沙なり、若し比丘女人に語りて、汝能く身を以つて僧伽婆尸沙なり、若し女人に語りて、汝能く身を以つて不持戒行善人・不持戒梵行人・不持行善梵行人・不持行善梵行人に姪欲供養を作せば是れ上供養なりと言はゞ、僧伽婆尸沙なり。

(2)若し比丘女人に語りて自身を以つて我等持戒の人に姪欲供養を作さざれば是れ上供養と言はゞ

【三】 以身体供養、巴利律には *atthakāmaparivāraṇā* (自己の姪欲供養) とし、その註として *atthano nābhāya kāmāpi = piyāya* (自己の爲に姪欲供養) とす、この意よりすれば比丘が自己の爲に姪欲供養をなすことを讚歎することとなる、然らば漢譯も、中元明三本及宮内省本の如く、「讚歎己身供養作如是言」と見て己身に供養するを云云と讀めば一致するわけであるが然しこの場合文章よりすれば己身の供養と見るべきである、然るに *piyāya* (atthano) *kāmapi = piyāya* (atthano) *atthāya* 自己の身を以つての供養を」とし他の漢譯律も身を供養する意に譯せる故に巴利の *atthakāmapa* は *atthakāya* とすべきではなからうか。

【三】 持戒者 (*śīlīyanti*)。

【三】 行善者 (*śīlīyanti*) = *śīlīyanti*。

【三】 梵行者 (*śīlīyanti*)。

なり、若し三比丘三四一二女人に向ひて不淨惡語すれば僧伽婆尸沙なり、若し四比丘四一二三女人に向ひて不淨惡語すれば僧伽婆尸沙なり。女人の所に男想・黃門想・二根想にて不淨惡語すれば僧伽婆尸沙なり、男の所に男想・黃門想・二根想にて不淨惡語すれば僧伽婆尸沙なり、黃門の所に黃門想・二根想・女想・男想にて不淨惡語すれば偷蘭遮なり、二根の所に男想・女想・黃門想・二根想にて不淨惡語すれば偷蘭遮なり。若し是の事人女の邊ならば僧伽婆尸沙ならんに、即ち是の事非人女の邊なれば偷蘭遮、若し是の事人女の邊ならば偷蘭遮ならんに即ち是の事非人女の邊ならば突吉羅なり。(三事竟る)

四 三三 向女歎身樂供戒 (一六〇)

一、佛舍衛城に在しき、爾の時長老迦留陀夷晨朝時到り衣を著け鉢を持して城に入り乞食し、食し已りて自房に還り戸鉤を持し門間の間に立ちて是の如きの念を作せり、若し女人の僧房に來りて房舍を看んと欲する者有らば我れ當に諸房處を示すべしと。爾の時迦留陀夷遙かに衆女の來るを見て便ち言はく、姉妹我れ當に汝に諸房舍の處を示すべしと、少多示し已りて將ひて自房に至り女人に向ひて姪欲を身を以つて供養するを讚歎せり、是の衆女中喜ぶ者有り默然たり、喜ばざる者は外に出で諸比丘に語れり、大徳法として應に爾るべきや、此の安穩の處に更に恐怖有りと、諸比丘言はく、云何んが安穩の處に更に恐怖有りと、諸女人廣く上事を説けり、諸比丘言はく汝の所説の如しと、時に諸比丘種種の因縁を以つて衆女の與に説法し示教示喜なり、(衆女人) 頭面禮足して還り去れり。久しからずして諸比丘是の因縁を以つて佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまへり、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道に隨順せず、不清淨行なり、出家の人の作す應らざる所なり、汝癡人知らずや、我れ種種の因縁を以つて欲、欲想を呵し種種の因縁もて欲を離れ欲熱を除滅するを讚歎するを、我れ常に説法して人に離欲を教ゆ、

【譯】 Cātummāsikajhāṇasī, (第四僧殘) 第二僧殘の條參照。

(2) 若し女人比丘の前に在りて三瘡門を讃げん、形色端正なりと、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて三瘡門を毀皆せん、形色不好なりと、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて乞はん、三瘡門中我が意に隨つて作せ、我れ汝の意に隨つて與へんと、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて願ひて言はん、若し人我が三瘡門を得れば是れ福德樂人なり、我れ能く隨意に與へんと、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて問ひて言はん、汝三瘡門中に於いて能く幾種を作し幾時に作すと、乃至百語せんは是の比丘中其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて反問して言はん、汝三瘡門中に於いて是の如きを作さずやと、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて言はん、我れ酒食・槃案・香華・瓔珞・末香・塗香・敷・好床褥を辨ず、汝能く來らば三瘡門中汝の意に隨つて與へんと、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて教へて言はん、汝能く三瘡門中隨意に作さば則ち女人の爲に愛せられんと、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば一一の語中に僧伽婆尸沙なり。若し女人比丘の前に在りて是の比丘を罵り龜罵細罵せん、乃至百語せんは是の中比丘其の心に隨順して少多の語を出せば、一一の語中に僧伽婆尸沙なり。

(3) 若し一比丘一女人に向ひ不淨惡語すれば一(比丘)僧伽婆尸沙なり、若し一比丘二三四人に向ひて不淨惡語すれば僧伽婆尸沙なり、若し二比丘三四人一女人に向ひて不淨惡語すれば僧伽婆尸沙

くべし。

若し比丘欲盛變心して女人の前に在りて不淨惡語を作し姪欲法に隨ひて説かば僧伽婆尸沙なり。

二、^{三九}「不淨惡語」とは、波羅夷に隨ひ僧伽婆尸沙に隨ふ事なり、一切の罪は皆名づけて惡と爲すと雖も但だ此れは是れ重罪の因縁なるが故に名づけて惡語と爲す。姪欲法に隨ふ」とは、^{四〇}一身共會なり。

「説く」とは年少男女の姪欲盛んなるが故に具さに惡語を説くが如きなり。

三、(1)是の中犯とは九種有り、讚・毀・乞・願・問・反問・辨・教・罵なり。讚とは比丘女人の前に在りて^{三九}三瘡門を讚歎するなり、形色端正なり、不大小なり、不麁不細なりと乃至百語せんに一一の語

中に僧伽婆尸沙なり。毀とは比丘女人の前に在りて三瘡門を毀訾するなり、形色好からず、或は大なり或は小なり或は麁なり或は細なりと乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。乞とは比丘女人の前に在りて乞うて言はく、汝の三瘡門中隨意に我に與へよ、我れ三瘡門中に於いて汝の意に隨つて作さんと、乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。願とは比丘女人の前に在りて願ひて言はく、若し人汝の三瘡門を得れば是れ福德樂人なり、汝能く三瘡門中汝の意に隨ひて作すやと、乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。問とは比丘女人に問うて言はく汝の夫は三瘡門中幾種に作し幾時に作すやと、乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。反問とは比丘女人に問うて言はく、汝の夫は三瘡門中に於いて是の如く作さざるやと、乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。辨とは比丘女人の前に在りて言はく、我れ酒食・榮・華香・瓔珞・末香・塗香・敷・好床褥を辨す、汝若し來らば我れ三瘡門中に於いて汝の意に隨つて作さんと、乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。教とは比丘女人に教へて言はく汝三瘡門中に男子に與ふれば則ち男子の爲に愛せられんと、乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。罵とは比丘女人を罵るに二種有り、麁罵細罵なり、乃至百語せんに一一の語中に僧伽婆尸沙なり。

十三僧殘法を明すの初

五一

【三九】 不淨惡語 (duttakāra) 巴利律に、大小便道、姪欲法に關する語とす。

【四〇】 婆羅夷罪中の姪戒及び僧殘罪中の姪戒に關するが如きこと、即ち波羅夷、僧殘中に禁ぜらるが如き姪戒の事の意なり。

【三一】 隨姪欲法 (one ānucchāra) 隨姪欲法 (one ānucchāra) 隨姪欲法に關する語とす。

【三二】 巴利律にも九種を上げ内容全く一致す。

【三四】 三瘡門、大小便道及び口なり。

女の邊なるときは偷蘭遮、若し是の事人女の邊ならば偷蘭遮にして即ち是の事非人女の邊なるときは突吉羅なり。

(4) 若し母想姉妹想の女想にて女身に觸るゝは不犯、若し火難水難刀難、若しは高處より墮ち、惡虫の難、惡鬼の難を救ふ(爲に觸るゝ)は無犯、若し染心無くして觸るゝは不犯なり。(二事竟る)

3 與女人處語戒 (一五e)

一、佛舍衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷晨朝時到り衣を著し鉢を持して城に入りて乞食し食し已りて房に還り戸鉤を取り門間に在りて立ち是の如きの念を作せり、若し女人の來りて看んと欲する者有らば我當に諸房處を示すべしと。爾の時迦留陀夷遙かに諸女を見て便ち言はく、姉妹來れ、我れ當に汝に諸房舍の處を示すべしと、少多を示し已りて將ひて自房に至り不淨惡語を作せり、是の諸女の中喜ぶ者有り默然たり、喜ばざる者は外に出で諸比丘に語れり、大徳法として應に爾るべきや、此の安穩の處に更に恐怖有りと、諸比丘言はく、云何んが安穩の處に更に恐怖有りやと、諸女廣く上事を説けり、諸比丘言はく、汝の説く所の如しと、時に諸比丘種種の因縁を以つて衆女の爲に説法し示教利喜せり、(衆女人)頭面禮足して還り去れり。久しからずして諸比丘是の因縁を以つて佛に向ひて廣く説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて迦留陀夷を呵責したまへり、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道に隨順せず不淨淨行なり、出家の人の作す應らざる所なり、汝癡人知らずや我れ種種の因縁を以つて諸の欲、欲想を呵責し種種の因縁もて欲を離れ欲熱を除滅するを稱讚するを、我れは常に説法して人に離欲を教ゆ、汝尙心をも生ずべからず、何に況んや乃ち欲恚癡を起し結縛の根本たる不淨惡業を作さんをやと、佛種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説

【七】 已下無犯(無罪)の場合を説く。

【八】 *anipphulvāṇa* 戒 (處語戒) この戒の解釋について
は前戒參照。

(2) 若し女人欲盛變心して無衣比丘の頭に上下摩觸するに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば僧伽婆尸沙、若し面・咽・胸・腹・肋・脊・臍・腰・大小便處・髀・膝・蹠を摩し比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば僧伽婆尸沙なり、是の如く抱・捉・牽・推・舉・下・摩大小便處するに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば僧伽婆尸沙なり。若し女人欲盛變心して地より無衣の比丘を擧げて土埵上に著き乃至小下處より小高處に著くに比丘欲心有り身を動かして是の細滑を受くれば僧伽婆尸沙なり。若し女人〔姪〕欲盛變心して堂上より無衣の比丘を擧げて象上に著き乃至小高處より擧げて小下處に著くに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば僧伽婆尸沙なり。

若し女人欲盛變心して有衣比丘の頭を上下摩觸せんに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば偷蘭遮なり、若し面・咽・胸・腹・肋・脊・臍・腰・大小便處・髀・膝・蹠を摩するに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば偷蘭遮なり、是の如く抱・捉・牽・推・舉・下・摩大小便處せんに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば偷蘭遮なり。若し女人欲盛變心して地より有衣の比丘を擧げて土埵上に著き乃至小下處より擧げて小高處に著かんに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば偷蘭遮なり。若し女人欲盛變心して堂上より有衣の比丘を擧げて象上に著き乃至小高處より小下處に著かんに比丘欲心有り身を動かして細滑を受くれば偷蘭遮なり。

(3) 若し一比丘一女人を摩すれば僧伽婆尸沙、若し一比丘二三四女〔人〕を摩すれば僧伽婆尸沙、若し二比丘、二三四一女人を摩すれば僧伽婆尸沙、若し三比丘三四一二女人を摩すれば僧伽婆尸沙、若し四比丘四一二三女人を摩すれば僧伽婆尸沙なり。女人の所に女人想にて摩すれば僧伽婆尸沙、女人の所に男想・黃門想・二根想にて摩すれば僧伽婆尸沙、男の所に男想・黃門想・二根想・女人想にて摩すれば偷蘭遮、黃門の所に黃門想二根想女想男想にて摩すれば偷蘭遮、二根の所に二根想女想男想黃門想にて摩すれば偷蘭遮なり。若し是の事人女の邊ならば僧伽婆尸沙にして即ち是の事非人

【三】 已下は女人より觸るゝ場合を説く。

【四】 細滑を受く、(paṇāpī) paṭivijāti) 觸樂を受くるなり、女人より觸るゝ時は有欲心 (avyavahārikāya) 身動 (kāyena vāyana ti) 及び受細滑の三によりて僧殘罪となる。

【五】 已下觸者と被觸者の數、觸者の主觀被觸者の種類によつての罪の輕重を説く。

【六】 人女ならば僧殘となるべき行爲をなす時對者が非人女なれば偷蘭遮となるのみ。

僧伽婆尸沙なり。

二、「欲盛」とは即ち、變心を名く、亦貪心たんしん・染心ぜんしん・繫心けしんを名く、或は變心にして欲盛心に非ず亦貪心

染心繫心に非らざる有り、狂癡心・亂心・病壞心人の如き是れを變心を名け欲盛心染心繫心に非ず。

「女人」とは大有り中有り小有り、童女非童女にして姪欲を作すに堪ゆるなり。「身に觸る」とは共

に一處に在るなり。「手」とは腕より指に及ぶ、「髻」とは腕より肩に生る、「髮」とは頭髮若しは一九劫

貝髻はいけい・納頭髻なうとうけいなり、「一一の身分」とは眼耳鼻等なり。

三、(1)是の中犯とは九種あり、上摩じょうま・下摩げま、若しは抱、若しは捉、若しは牽、若しは推、若しは擧、

若しは下、若しは摩、大小便處なり。若し比丘欲盛變心して無衣女人の頭を上下摩觸すれば僧伽婆

尸沙なり、若し面・咽・胸・腹・肋・脊・臍・腰・大小便處・髀・膝・跽くせを摩すれば僧伽婆尸沙なり、是の如く

抱・捉・牽・擧・下・摩觸大小便處も亦是の如し、若し比丘地より無衣の女人を擧げて二二土埵ど上に著き、

土埵上より踞床きうじやう上に著き、踞床きうじやう上より獨坐床上どくざへうじやうに著き、獨坐床上どくざへうじやうより大床上だいへうじやうに著き、大床上だいへうじやうより輿

上に著き、輿上うじやうより車上に著き、車上くるまじやうより馬上ばじやうに著き、馬上ばじやうより象上に著き、象上じやうじやうより堂上だうじやうに著き、

堂上だうじやうより乃至小下處せうげふじやうより小高處せうかうじやうに著けは僧伽婆尸沙なり。若し比丘欲盛變心して堂上だうじやうより無衣の女

人を擧げて象上に著き、象上じやうじやうより馬上ばじやうに著き、馬上ばじやうより車上に著き、車上くるまじやうより輿上うじやうに著き、輿上うじやうよ

り大床上だいへうじやうに著き、大床上だいへうじやうより獨坐床上どくざへうじやうに著き、獨坐床上どくざへうじやうより踞床きうじやう上に著き、踞床きうじやう上より土埵ど上に著

き、土埵上どより地に著き、乃至小高處せうかうじやうより小下處せうげふじやうに著けは僧伽婆尸沙なり。

若し比丘欲盛變心して有衣女人の頭を上下摩觸すれば偷蘭遮とらんしや、若し面・咽・胸・肩・腹・肋・脊・臍・腰・

大小便處・髀・膝・跽くせを摩すれば偷蘭遮とらんしや、是の如く抱・捉・牽・推・擧・下・摩大小便處も偷蘭遮とらんしやなり。若

し比丘欲盛變心して地より有衣の女人を擧げて土埵ど上に著き乃至小高處せうかうじやうより擧げて小下處せうげふじやうに著けは

偷蘭遮とらんしやなり。

【一四】欲盛(otinn)欲情を起すこと。

【一五】變心(vipariṇata citta)劣情の爲に惡變せる心なり。

【一六】故に「欲盛變心」とは姪欲の爲に惡變せる心、即ち姪欲による劣情によりの意なり。

【一七】女人(matugama)・巴利の註に人女にして始生のものをも云ふ、況んや大人をやとする。

【一八】觸身(kayapaṇṇa gata)・劫貝髻(kappiṇa)・劫貝(kappiṇa)・梵(kappiṇa)は時分樹と譯し、

縮の樹の一種にしてこれより織れる布を白氈と云ふ、劫貝髻とは俗祇に練繩と云ふものに相當し糸にて飾れる髻か。

【一九】納頭髻とは $nāṭṭhakeṇṇa$ (珠繩)の音寫か、眞珠等種々の珠にて飾れる髻のこと、尙

最初の頭髮とは飾りのない單なる髮(andhakera)なり。僧祇には八種の髮を上げ、巴利には七種を上げ。

【二〇】四分律、有部律、僧祇律には同じく九種の摩觸を上げ、巴利律には十二種を上げる、内容はそれぞれ多少異なる。

【二一】土埵(dhatu)、埵(dhatu)はかた土(堅土)なり、土埵(dhatu)とは家の上り口の土の境の如きものか。

犯なり、若し比丘好色を見る故に精出づるは不犯、若し^二形を見ず憶想するが故に精出づるは不犯なり。(一事竟る。)

2 摩觸女人戒 (四一〇)

一、佛舎衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷晨朝時到り衣を著け鉢を持して城に入りて乞食し食し已りて房に還り^三戸鉤を持し門間に在りて立ち是の如き念を作せり、若し女人の來りて僧坊中に入り房舎を看んと欲する者有らば我れ當に諸房處を示すべしと。時に迦留陀夷遙かに衆女人を見便ち言はく、姉妹來れ、我れ當に汝に諸房舎の處を示すべしと、少多を示し已りて將ひて自房に至り其身に摩觸せり、是の衆女中喜ぶ者有り默然たり、喜ばざる者有り即ち房外に出で、諸比丘に語れり、大徳、法として應に爾るべきや、此の安隱の處に更に恐怖有りと、諸比丘言はく、云何んが安穩の處に更に恐怖有りやと、衆女人廣く上事を説けり、諸比丘言はく、汝の所説の如くんば安穩の處に更に恐怖有りと、時に諸比丘種種の因縁もて衆女人の爲に説法し^四示教利喜せり、(衆女人) 頭面禮足して還り去れり。久しからずして諸比丘佛所に詣り頭面禮足して一面に在りて坐し佛に向ひて廣く説けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不^五やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて迦留陀夷を呵責したまへり、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道に隨順せず不清淨行なり、出家の人の作す應らざる所なり、汝癡人知らずや、我れ種種の因縁を以つて欲、欲想を呵し、種種の因縁もて欲を離れ欲想を除滅するを稱讚するを、我れ常に法を説いて二人に離欲を教め、汝尙ほ心をも生ず應らず何に況んや乃ち欲・癡を起し結縛の根本たる不淨惡業を作さんをや、佛種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘欲盛變心して故らに女身に觸れんに若しは手臂、頭髮を捉り(若しは)一一の身分上下に摩觸せば

【一】 形、陰部なり。

【二】 *Kāyasaṅga* s. (摩觸)

【三】 戸鉤 (*ān*) 戸のかぎなり。

【四】 示教利喜、法を教へばまし樂しませ、喜ばすこと。説法し示教利喜するを巴利に *dhammāya kalyāṇa bandhanaṃ s. madupeti samutt-jāli s. m. pahānati* とす。

以つて受樂の爲の故に發心して身を動かし精を出せば僧伽婆尸沙、治病の爲の故に、試看の爲の故に内受色を以つて發心し身を動かし精を出せば僧伽婆尸沙なり、比丘外不受色を以つて受樂の爲の故に、治病の爲の故に、試看の爲の故に發心身動して精を出せば僧伽婆尸沙なり。復四種有り、一には虚空中に動かす、二には發心、三には身動、四には精出なり、比丘内受色を以つて受樂の爲の故に虚空中に動かし發心身動して精を出せば僧伽婆尸沙なり、治病の爲の故に、試看の爲の故に虚空中に動かし發心身動して精を出せば僧伽婆尸沙なり。復五種有り、若し比丘小便處を搔き小便處を捺して發心身動して精を出せば僧伽婆尸沙なり、比丘内受色を以つて受樂の爲の故に、治病の爲の故に、試看の爲の故に小便處を搔き捺して發心身動し精を出せば僧伽婆尸沙なり、若し比丘外不受色を以つて受樂の爲の故に、治病の爲の故に、試看の爲の故に小便處を搔き捺して發心身動して精を出せば僧伽婆尸沙なり。

(2) 是の中精に五種有り、一には青二には黄三には赤四には白五には薄なり、青は轉輪王及び轉輪王受職太子、黄は轉輪王の其餘の諸子、赤は轉輪王の最上大臣、白は年已成人、薄は年未成人(の精)なり、若し人青精を出す者は黄赤白薄を出さず但だ能く青を出す、若し人の白精を出す者は薄青黄赤を出さず但だ能く白を出す、若し人薄精を出す者は青黄赤白を出さず但だ能く薄を出す。若し比丘青精を出す爲の故に小便處を搔捺し發心身動して精を出せば僧伽婆尸沙なり、若し一人にて一時に五種の精を出すは是の事有る無し、或は人有り多く行姪する故に種種の精出づること有り、或は重きを擔ふ故に、遠く騎乘する故に、筋節斷解する故に種種の精出づること有り。

(3) 若し比丘欲・欲想・欲欲・欲覺・欲熱を起し發心せず出さんと欲して身を動かさず精自ら出づるは無犯なり、若し比丘男根の上に瘡疱・癬疥・痒有り是の病を治する爲の故に搔捺して精出づるは無犯なり、若し比丘行時に兩髀摩觸し或は衣觸れ或は騎乘し或は車に戴りて身動き精出づるは不

【八】 外不受色、前項を見よ。

【九】 轉輪王 (Chakravartin) 此の王は即位の時大より輪寶を得得しこれを轉じて四方を降伏す、その輪寶に金銀銅鐵あり、金輪王は須彌の四州を領し乃至鐵輪王は南閩浮州を領す。

【一〇】 註一ノ二四參照。

れ種種の因縁を以つて欲、欲想を呵し、種種の因縁もて欲を離れ欲熱を除滅するを讚歎するを、我れ常に法を説いて人に離欲を教ゆ、汝尙心をも生ず應らず何に況んや乃ち欲悲癡を起し結縛の根本たる不淨惡業を作さんをや、汝癡人、此の手を以つて他の信施供養を受く、云何んが復此の手を以つて不淨行を作すやと。佛是の如く種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべし、若し比丘故らに精を出せば僧伽婆尸沙なり」と。

(2)佛是の戒を結し已りて諸比丘夢中に精出づ、心に疑悔を生じ阿難の所に往いて頭面禮足し一面に坐し已りて阿難に語りて言はく、世尊精を出す者は僧伽婆尸沙なりと結戒したまへり、今諸比丘夢中に精を出し心に疑悔を生ず、願はくは我等の爲に佛に是の事を問ひたまへと、阿難默然として比丘の語を受く、諸比丘阿難默然として受くるを知り已りて坐より起ちて頭面禮足して還り去れり。久しからずして阿難往いて佛所に詣り頭面禮足して一面に在りて立ち佛に白して言さく、世尊、世尊諸比丘の爲に精を出す者は僧伽婆尸沙なりと結戒したまへり、佛是の如く結戒したまふと雖も今諸比丘夢中に精を出し心に疑悔を生ずと、阿難佛に問へり、夢中に心想有りや不やと、佛言はく、心想有りて作さすと、佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因縁もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘故らに精を出せば夢中を除き僧伽婆尸沙なり。

二、僧伽婆尸沙とは是の罪は僧に屬し、僧中に殘有り、衆僧の前に悔過するに因つて滅することを得るなり、是れを僧伽婆尸沙と名づく。

三、(1)是の中犯とは三種有り、一には發心して出さんと欲す、二には身を動かさし、三には精を出す。復三種有り、一には樂を受けん爲、二には病を治す(る爲)、三には自試の爲なり。比丘内受色を

【四】夢中(āpīṇantaṃ)

【五】頭面禮足(pāṭha vandīti) 牛頭を以つて對者の足の頂きを禮す、長者に對する敬禮法。

【六】僧伽婆尸沙(梵 saṅgha-parivāsa) 僧衆(āyasa) 僧伽(saṅgha) は僧衆 avāsa) は殘餘の義、この罪を犯せるものは波羅夷の如く比丘の生命を失ふことなくその殘餘有り摩那埵及び別住の罰を受け二十人以上の僧中に於て懺悔して罪を滅することを得、巴利にては saṅgha-parivāsa として初(ādi)後(āsa) 共に僧衆にて處分さるべき罪即ち衆僧に屬する罪の意なり。

【七】内受色(ājjhanape) 自分の身支にとつて泄すこと、これに對して他人の身支等により泄すことを外不受色(ājjhanaparivāsa) とす。

卷の第三 (初誦之三)

十三僧殘法を明すの初

1 故出精戒 (一三〇)

一、(1)佛舎衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷に別房舎有り、別房舎中に好床榻、被褥有り、好獨座床を敷き、内外を掃灑し皆悉く淨潔なり、淨水瓶を以つて冷水を盛滿し常用水瓶に冷水を盛滿せり、是の迦留陀夷姪欲發くる時は便ち自ら精を出し急熱を離るるが故に安快に住するを得たり、後時迦留陀夷の知識比丘來り共に相問託して一面に在つて坐し迦留陀夷に語れり、汝忍するや不や、足するや不や、安樂住するや否や、乏しからずや不やと、答へて言はく、忍足し安樂住し乏しからずと、問ふて曰はく、云何んが忍足し安樂住し乏しからずやと、答へて言はく、諸長老我れ別房、好床被褥あり、淨水瓶常用水瓶皆冷水を滿し内外を掃灑し皆悉く淨潔なり、好獨坐床を敷き姪欲發くる時は便ち自ら精を出し急熱を離るるが故に安快に住す、諸長老是の因縁を以つての故に忍足し安樂住して乏しからずと。諸比丘言はく汝忍に非ず足に非ず、實に苦惱を行ひ以つて安樂と爲す、汝の作す所の事は非沙門法なり、道に隨順せず不清淨行なり、出家の人の作すべからざる所なり、汝知らずや佛世尊種種の因縁を以つて欲、欲想を呵し、種種の因縁もて欲を離れ欲熱を除滅するを讚歎したまふを、佛常に説法して人に離欲を教へたまふ、汝尙心をも生ず應らず、何に況んや乃ち欲・患・癡を起こし結縛の根本たる不淨惡業等を作さんをやと、諸比丘種種に呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責し給へり、汝の作す所の事は沙門法に非ず道に隨順せず不清淨行、出家人の作す應らざる所なり、汝癡人〔汝〕知らずや我

【一】十三僧殘、已下僧殘法を説く、僧殘(sanghadisesa)とはこの戒を犯せば罪に服し罪を出づることは凡て僧衆によりて決定さる意、禁語では僧迦婆尸沙(sangghinasa)にして僧たる資格が尙殘る意で懺悔すれば比丘として残り得る罪にして十三ヶ條ある故に十三僧殘と云ふ。

【二】Bhikkhavaññita 波羅夷第一參照。

【三】糞(mūtra)、精液なり。

法を故らに妄語を作す、汝目連應に擯治し驅遣すべしと、是の事を佛に白せり。佛諸比丘に語りたまへり、目連是の事に罪を犯せりと説くこと莫れ、何を以つての故に、目連は前を見て後を見ず、如來は亦前を見亦後を見る、是の七日時に空には大雨有るも、羅睺阿修羅王手を以つて接し去り大海中に置けるなり、目連心想到隨つて説き無犯なりと。

(7) 又一時長老 莎伽陀諸比丘に語り、我れ禪定に入れば能く 阿鼻地獄より上 阿迦膩吒天に至るまで其の中に火を滿たさしめんと、諸比丘言はく、何んぞ是の處有らん、聲聞弟子は能く大火を作すこと阿鼻地獄より 梵世に至るを極とす、汝空無にして過人法を故らに妄語を作す、汝沙伽陀應に擯治驅遣すべしと、是の事を佛に白せり。佛比丘に語りたまへり、莎伽陀是の事に罪を犯すと説くこと莫れ、何を以つての故に、若し比丘初禪に依つて 如意足を修し神通力を得れば阿鼻地獄より上 阿迦膩吒天に至るまで自在に能く中に火を滿す、若し初禪二禪三禪四禪に依るも亦是の如し、是の莎伽陀は四禪に依止して善く如意足を修して大神通を得、若し念ずれば阿鼻地獄より上 阿迦膩吒天に至る迄で自在に意に隨つて能く中に火を滿す、是の莎伽陀は實を語り無犯なりと。

(8) 又一時長老 輸毘陀諸比丘に語り、我れ一念中に能く 宿命五百劫の事を識ると、諸比丘言はく、何んぞ是の處有らん、聲聞弟子は一念中に在りて極多なるも能く一世を知るのみ、汝空無にして過人法を故らに妄語を作す、汝輸毘陀應に擯治驅遣すべしと、是の事を佛に白せり。佛諸比丘に語りたまへり、輸毘陀是の事に罪を犯すと説くこと莫れ、何を以つての故に是の人前身に無想天より命終して此の間に來生す、無想天上に五百劫を受く、是の故に自ら我れ一念中に能く五百劫の事を知ると説く、是の輸毘陀心想到隨つて説き無犯なりと。(四波羅夷竟る)。

【九七】 莎伽陀(Sagata)。

【九八】 阿鼻地獄(Avīci)。無間地獄、大熱地獄の一、五逆罪の一を造れるものがこゝに墮一劫の間斷なく苦を受く。

【九九】 阿迦膩吒天(Akaniṭṭha, Amaniṭṭaka) 色究竟天、色界十八天の最上天、有頂天とも云ふ。

【一〇〇】 取闍(Grihaka) 佛陀の音譯說法を聞きて修行するもの、佛在世の弟子は聲聞なり、又十乘の修行者をも云ふ。

【一〇一】 梵世(Brahma-kāya) 色界四禪大中の初禪天。

【一〇二】 如意足(Adhi-jāto) 三明六通等の如意を得る禪定にして欲、勤、心、思惟の四あり。四如意足と云ふ、又四神足とも云ふ、三十七道品中四正勤について修するもの。

【一〇三】 輸毘陀(Sobhita) 佛弟子中宿命通第一と云はれる。この物語り巴利律に在り。

【一〇四】 宿命五百劫、前世の事を宿命と云ふ、劫(Kalpa) 梵語は極めて長大なる時間をも云ふ。

【一〇五】 無想天、色界第四禪の廣果天に攝す一切の心作用を止滅せる天にして長大の時間の後に心作用を復歸す。

て諸比丘に語れり、摩竭陀の人當に跋耆の人を破るべしと、後共に鬪ふ時跋耆の人勝を得たり、諸比丘目連に語る、汝先きに摩竭陀の人當に跋耆の人を破るべしと言ふ、今跋耆の人更に摩竭陀の人を破る、汝空無にして過人法を故らに妄語を作す、汝目連應に擯治驅遣すべしと、是の事を佛に問へり。佛諸比丘に語りたまへり、目連是の事に罪を犯せりと説くこと莫れ、何を以つての故に、目連は前を見て後を見ず、如來は前を見亦後を見る、是の摩竭陀の夜叉跋耆の夜叉と共に鬪ひて勝を得、時に摩竭陀の人亦跋耆の人に勝てり、後跋耆の人更に兵衆を集めて共に鬪ひて勝を得たり、目連心想に隨つて説き無犯なりと。

(5) 一時目連晨朝時到りて衣を著け鉢を持して居士の舎に入ることあり、與に座處を敷き共に相問訊せり、居士言はく、大德目連、是の妊身の婦人男(或は)女を生むと爲すやと、目連答へて言はく、男を生むと、語り已りて便ち去る。復一梵志有り來りて舎に入る、居士問うて言はく、此の妊身の婦人男(或は)女を生むと爲すやと、答へて言はく女を生むと、後實に女を生む、諸比丘目連に語れり、汝先きに居士の婦男を生むと説く、今乃ち女を生む、汝空無にして過人法を故らに妄語を作す、汝目連應に擯治驅遣すべしと、是の事を佛に白せり。佛諸比丘に語りたまへり、目連是の事に罪を犯すと説くこと莫れ、何を以つての故に、目連は前を見て後を見ず、如來は前を見亦後を見る、是の時此の女は(先きには)是れ男なり後轉じて女と爲る、目連心想に隨ひて説き無犯なりと、後復た他女を相する亦是の如し。

(6) 爾の時大旱なり、目連入定して見、却後七日にして天當に大いに雨り溝坑滿溢すべしと、諸城邑の人皆是の語を聞き咸く大いに歡喜す、國中の人民皆業務を捨て、屋を覆ひ藏を蓋す、各各屈指し、籌を捉へて日を數ふ、第七日に到るも尙雨氣無し何に況んや大雨をや、諸比丘目連に語れり、汝七日にして大に雨り溝坑滿溢すと言ふ、今雨氣無し、何に況んや雨有るをや、汝空無にして過人

【九四】 相他女、他の妊身婦人を相して女を生むと云ひて男を生みしこと前同と同じ。

【九五】 捉籌數日、籌(Shikhi)は竹木を以つて作れる棒にして數を計算するもの、投票等に用ふ。

【九六】 羅睺阿修羅(Rohit. Asura) 羅睺は阿修羅の名にして日月を障蔽するもの。

り起きて阿修羅城中の伎樂音聲を聞けり、聞き已りて還た疾やかに入定し、便ち自ら謂へり、我れ入定して聲を聞くと、若し無色定に入りて若しは色を見若しは聲を聞かば是の處有る無し、何を以つての故に、是の人の色相を破壊し聲相を捨離するが故に、若し目連空無にして過人法を故らに妄語すとは亦是の處無し、是れ目連心に隨つて説き無罪なりと。

(2) 一時諸比丘長老目連に問ふこと有り、多浮陀河の水何處より來ると、目連答へて言はく、此の水阿耨達池中より來ると、諸比丘言はく、阿耨達池は其の水甘美にして八功德有り、此の水は沸熱にして鹹苦なり何んぞ此の事有らん、汝目連、汝空無にして過人法を故らに妄語す、汝目連應に擯治驅遣すべしと、是の事を佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等目連是の事に罪を犯せりと説くこと莫れ、何を以つての故に、阿耨達池は此れを去ること極めて速し、是の水本八功德有り甘美なるも五百の小地獄の上を經歷し來る、是の故に鹹熱なり、汝等若し目連に是の水何んが故に鹹熱なりやと問はゞ能く想に隨つて答へん、目連實を語り無犯なりと。

(3) 一時大目犍連入定して跋耆の諸夜叉摩竭陀の夜叉と共に闘ひて摩竭陀の夜叉を破るを見ること有り、定より起き已りて諸比丘に語り、跋耆の人當に摩竭陀の人を破るべしと、後阿闍世王善く兵衆を將ひて跋耆の人を破る、諸比丘大目犍連に語る、汝先きに跋耆の人當に摩竭陀の人を破るべしと言へり、今摩竭陀の人跋耆の人を破れり、汝空無にして過人法を故らに妄語を作す、汝目連應に擯治驅遣すべしと、是の事を佛に白せり。佛諸比丘に語りたまへり、目連是の事に罪を犯せりと語ること莫れ、何を以つての故に、目連は前を見て後を見ず、如來は前を見亦後を見る、是の跋耆の夜叉摩竭陀の夜叉と共に闘ひて勝を得、時に跋耆の人亦摩竭陀の人を破る、後阿闍世王更に兵衆を集めて共に戦ひて勝を得、是れ目連心に隨つて説き無犯なりと。

(4) 目連又後に入定して摩竭陀の夜叉跋耆の夜叉と共に闘ひ勝を得るを見たり、目連三昧より起き

【一】多浮陀河 (Tupou). 王舍城にある温泉、譯して温泉と云ひ、こゝに在る精舍を温泉精舍 (Apothana) と云ふ。この物語りは巴利律及び有部律にもあり、四分、五分には別の所に見ゆ。

【二】阿耨達池 (Anuradha) 無熱惱池と譯す、雪山頂上にあり。縱廣五十由旬、七寶を以つて飾ると云ふ。

【三】八功德水、一甘、二冷、三輕、四輕、五清淨、六不具、七飲時不損喉、八飲已不傷腸。

道諦を見ざるなり。

三、(1)是の中犯とは若し比丘我は阿羅漢なりと説き若し實ならざれば波羅夷を犯す、向阿羅漢とし不實ならば波羅漢を犯す、若し阿那含とし不實ならば波羅夷を犯す、向阿那含とし不實ならば波羅夷を犯す、若し斯陀含とし不實ならば波羅夷を犯す、若し向斯陀含とし不實ならば波羅夷を犯す、若し向須陀洹とし不實ならば波羅夷を犯す、若し向須陀洹とし不實ならば波羅夷を犯す、若し向須陀洹とし不實ならば波羅夷を犯す、若し比丘言はく、我は初禪二禪三禪四禪を得、無量慈心悲心喜心捨心、空處識處無所有處非有想非無想處、不淨觀を得、阿那般那念を得と、實ならざれば波羅夷を犯す、乃至我は善持戒の人にして姪欲起らずと説き若し實ならざれば偷蘭遮なり。

(2)若し比丘是の言を作す、諸天來りて我が所に至る、龍、夜叉、毘陀羅鬼、餓鬼、鳩槃荼鬼、毘舍遮鬼、羅刹鬼來りて我が所に至り彼れ問ひて我れ答へ、我れ問ひて彼れ答ふと、若し是の事實ならざれば比丘波羅夷を犯す、乃至旋風土鬼我が所に至るとし若し不實ならば偷蘭遮なり。

四、(1)一時長老 大目犍連 耆闍崛山に在りて 無所有處定に入り善く入定相を取り、善く出定相を取らず、三昧より起きて阿修羅城中の伎樂音聲を(聞けり)聞き已りて還た疾やかに入定し、是の如きの念を作せり、我れ定中に在りて阿修羅城中の伎樂音聲を聞けりと、三昧より起きて諸比丘に語れり、我れ耆闍崛山に在りて無所有處無色定に入り阿修羅城中の伎樂音聲を聞けりと、諸比丘目連に語る、何んぞ 是の處有らん、無色定に入りて色を見聲を聞くべきや、何を以つての故に、若し無色定に入れば色相を破壊し聲相を捨離す、汝空無にして過人法を故らに妄語を作す、汝目連應に 擯治驅遣すべしと、是の事を佛に白せり。佛諸比丘に語りたまへり、汝等目連罪を犯せりと説くこと莫れ、何を以つての故に、目連は但だ 前事を見て後事を見ず、如來は亦前を見亦後を見る、是れ目連耆闍崛山にて無所有處無色定に入り善く入定相を取り、善く出定の相を取らず、定よ

【九】 毘陀羅鬼、註四參照。

【一〇】 鳩槃荼鬼 (Kumbhāka) 變形鬼、冬瓜鬼と譯し人の精氣を啖ふ鬼。

【一一】 毘舍遮鬼 (Pisācaka) 顛狂鬼、吸精鬼と云ひ、持國天所領の鬼。

【一二】 羅刹鬼 (Rakshasa)。惡鬼の總名。

【一三】 明らかならず宮内省本には旋風土塊とす。

【一四】 大目犍連 (Mahamoggallāna)。

【一五】 耆闍崛山 (Gijjhakūṭa) 靈鷲山のこと。

【一六】 無所有處定、註六五參照。

【一七】 本文の「徒三昧」は從三昧の誤植。

【一八】 何有是處、この理有らんやの意、即ち無所有處定に入れば五感の活動は停止する故に音聲を聞くの理なし。

【一九】 擯治驅遣 (pabbajanti) 擯滅とも云ふ、放逐すること。

【二〇】 但見前事不見後事、前の事即ち入定のみを知つて後事たる出定を覺知せざるなり、即ち次に云ふ如く善く入定の相を取り、出定の相を取らざること。

佛種種因縁もて呵責し已りて語比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是の戒應に是の如く説くべしと。若し比丘知らず見ずして空無の過人法を自ら我れ得たり、是の如く知り是の如く見たりと言ふ、是の比丘後時若しは問はれ若しは問はずして、利養に貪著するが故に知らざるを知ると言ひ、見ざるを見ると言ひ空誑妄語せりと、(言ふ)是の比丘波羅夷にして共住せざれ。」

(2) 佛舍衛國に在しき、時に憍薩羅國に空閑處有り諸比丘其の中に住す、諸比丘 別相觀に因つて定を得る故に貪欲瞋恚起らず、便ち是の念を作す、我れ已に得道し所作已辨せりと、是の諸比丘佛所に到り自ら言はく、我は是れ阿羅漢なり、生分已に盡き更に身を受けずと。是の語を作し已りて後聚落に近き僧坊中に住せり、數、女人を見る故に貪欲瞋恚起こる、是の諸比丘是の言を作せり、我曹辛苦痛惱す、本と空閑處に在る時別相觀に因つて定を得るが故に貪欲瞋恚起こらず、便ち是の念を作す、我れ已に得道し所作已辨せりと、即ち佛所に到りて自ら言はく、我は是れ阿羅漢なり、我が生已に盡き更に身を受けずと、今聚落に近づきて住し數女人を見る故に貪欲瞋恚便ち生ず我曹比丘の法を失ひ比丘の法を燒けり、我曹空無にして過人法を自ら説いて得ると言へりと。是の諸比丘餘比丘に語り餘比丘は聞き已りて佛に向ひて廣く説けり、佛是の因縁を以つての故に比丘僧を集め種種の因縁を以つて戒を誹じ持戒を誹じたまひ、戒を誹じ持戒を誹じ已りて諸比丘に語りたまへり、今より是の戒應に是の如く説く應し。

若し比丘知らず見ず空無にして過人法を自ら我れ得たり、是の如く知り是の如く見たりと言ひ、後時或は問はれ或は問はれずして 罪を出でんと欲するが故に便ち言はく、我れ知らざるを知ると言ひ見ざるを見ると言ひ空誑妄語せりと、増上 慢を除き是の比丘波羅夷にして共住せざれ。

二、「知らず」とは過人法を知らず得ず見ず觸れず證せざるなり、「見ず」とは 苦諦を見ず集諦滅諦

【七】 別相觀、凡位に於いて修する七方便の第二にして身受心法の四を不淨苦無常無我と各別に觀じ淨樂我淨の四顛倒を離れること、四念處觀中の別相念處なり。

【六】 或問或不問 (sammanuiggahy mano va s'tannuiggahy i manno va) 他より追求され或は追求されずしてなり。

【五】 欲出罪故 (apanno vi-suddhan ekko) 懺悔して罪の清まりんことを欲するなり。

【四】 除増上慢 (adhatra abhināna) 實際には徳を得ざるも得たりと妄信せるものを除く。

【三】 苦諦等、聖者所見の眞理、世界の實相として四諦 (Cattari ariyas uccāmi) を立べ、即ち

苦諦 (dukkha-ari)。
集諦 (saṃudaya-ari)。
滅諦 (nirodha-ari)。
道諦 (maggā-ari)。
なり。

ふ、汝等の作す所の事は沙門法に非ず道、無欲、樂心に隨順せず、不淨行を作せり、出家の人の作す應らざる所なり、汝癡人知らずや、我れ種種の因縁を以つて妄語を呵責し種種の因縁もて不妄語を讚歎するを、我れ常に説法して人に離妄語を教ゆ、汝尙心をも生じ妄語の想をも作す應らず、何に況んや飲食の爲の故に空無なる過人法を自ら説いて得ると言はんをやと。佛是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語り給ふ、世間に三種の大賊有り、一には百人の主と作る故に百人の前に在り百人恭敬圍遶す、二百三百四百五百人の主たる故に五百人の前に在り五百人恭敬圍遶す、城、聚落に入り牆壁を穿ち踰え道を斷ちて偷奪し城を破り人を殺す、是れを初の世間の大賊と名づく、

二には比丘有り三三四方衆僧の園林中の竹木根莖枝葉花果財物飲食を用つて賣りて以つて自ら活き若しくは知識の白衣に與ふ、是れを第二の世間の大賊と名づく、三には比丘有り飲食供養の爲の故に空無なる過人聖法を故らに妄語を作して自ら説いて得ると言ふ、若しは百人の與に恭敬圍遶され五百人に恭敬圍遶さるに至る、城、聚落に入り他の供養の前後食恒鉢那を受く、是れを第三の世間の大賊と名づく。是の中百人の賊主百人の前に在り恭敬圍遶され二百三百四百五百人の主五百人の前に在りて恭敬圍遶され城聚落に入り牆壁を穿ち踰え道を斷じて偷奪し城を破りて人を殺す、此れを小賊と名づく、若し比丘有り四方衆僧の園林中の竹木根莖枝葉花果財物飲食を用つて賣りて以つて自ら活き若しは知識の白衣に與ふるも是れ亦小賊なり、佛言はく、是の第三の賊は天人・世間・魔界・梵世・沙門・婆羅門・天人衆中に於いて最も是れ大賊なり、謂はく飲食の爲の故に空無の過人法を故らに妄語を作して自ら説いて得ると言ひ、若しは百人より五百人に至るまでの與に恭敬圍遶され城聚落に入りて他の供養の前後食恒鉢那を受く、是れを大賊と名くと。佛偈を説きて言はく、

比丘未だ道を得ず 自ら説いて道を得と言ふ 天人中の大賊 極惡破戒の人なり 是の癡人身壞して 當に地獄中に墮すべし

【七】 四方衆僧園林、一切の僧衆（僧伽）の共有物たる園林、所謂四方僧物なり。

問訊して言はく、汝等忍足し安樂住するや、乞食乏しからず道路疲れざるやと、憍薩羅の比丘答へて言はく、我等忍足し安樂住す、道路疲れず、但だ乞食得難しと、維耶離比丘言はく、汝實に忍足し安樂住し道路疲れず、乞食得難き故に汝等羸瘦し顔色憔悴するなりと。爾の時婆求摩河上の比丘安居竟り作衣畢りて遊行し維耶離に到る、時に維耶離比丘遙かに婆求摩河の比丘の來るを見て皆共に出で迎へ一心に問訊し與に衣鉢を擔ひ房舎を開きて臥具處を示し是の如くの言を作せり、此れは是れ汝等の房舎、龜陞繩床、細陞繩床、被褥、枕席なり、上座の次第に隨ひて住せと、問訊して言はく、汝等忍足し安樂住するや、乞食乏しからず道路疲れざるやと、婆求摩河上の比丘答へて言はく、我等忍足し安樂住す、乞食乏しからず、但だ道路に疲極すと、維耶離比丘言はく、汝實に忍足し安樂住し道路に疲極し乞食乏しからず、何を以つての故に汝等肥盛し顔色和悅なるやと。時に維耶離比丘漸漸に急問す、汝等長老今世飢儉にして乞食難し、諸人妻子にすら尙飲食を乏しくす、況んや能く人に與ふるをや、汝等何んの因縁の故に安居の時氣力肥盛顔色和悅にして乞食難からずやと、時に婆求摩河の比丘廣く如上の因縁を説けり、維耶離比丘問へり、諸長老、汝等讚歎す可き所實に是の功德有りや不やと、答へて言はく實には無しと、維耶離比丘種種の因縁もて婆求摩河の比丘を呵責せり、汝の作す所の事は沙門法に非ず道、無欲、樂心に隨順せず不淨行を作す、出家の人の作すべからざる所なり、汝知らずや、佛世尊種種の因縁を以つて妄語を呵責したまひ種種の因縁もて不妄語を讚歎したまふを、佛は常に説法して人に離妄語を教へたまふ、汝等尙心をも生じ妄語の想をも作すべからず、何に況んや飲食の爲の故に空無の過人聖法を自ら説きて得ると言はんをやと、是の如く種種の因縁もて呵し已り佛に向ひて廣く説けり。

佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに婆求摩河の比丘に問ひたまへり、汝等實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて婆求摩河の比丘を呵責し給

【七】 過人聖法 (Uttarimanānussahamāna) 常人を超越せる聖者の功德法、後に内容を説明す。

り、某は向阿那含たり、我れ亦向阿那含なり、某は斯陀含を得我れ亦斯陀含を得、某は向斯陀含にして我れ亦向斯陀含なり、某は須陀洹を得我れ亦須陀洹にして我れ亦向須陀洹なり、某は初禪二禪三禪四禪、無量慈心悲心喜心捨心、空處識處無所有處非有想非無想處、不淨觀、阿那般那念を得我れも亦初禪乃至阿那般那念を得と、彼の諸居士即ち清淨の信心を生じ是の如き念を作す、我等大善利を得、大福田業僧有りて我れ等の聚落に依りて安居す、某は得阿羅漢にして某は向阿羅漢なり、某は得阿那含某は向阿那含、某は得斯陀含某は向斯陀含、某は得須陀洹某は向須陀洹なり、某は初禪二禪三禪四禪、無量慈心悲心喜心捨心、空處識處無所有處非有想非無想處、不淨觀、阿那般那念を得と、是の居士是の信心を得已りて今飢儉時にして乞食得難きに乃ち能く先きの豐樂にして得易き時の如く丘僧の與に（六五）前食後食 恒鉢那を作せり。

時に婆求摩河邊安居の比丘は是の飲食を噉ひ身體充滿し色を得力を得肥盛潤澤なりき、諸佛在世の法として歲に二時大會す（七一）春の末後の月、夏の末後の月なり、春の末月とは諸方の國土處處の諸比丘來りて是の念を作す、佛所説の法として我等當に安居する時修習し安樂住を得べしと、是れを初大會と名く、夏の末月とは諸比丘處處に夏三月の安居を竟り、作衣畢りて衣鉢を持して佛所に詣り是の念を作す、我等久しく佛に見えず久しく世尊に見えずと、是れ第二大會なり。

爾の時憍薩羅國安居の比丘夏三月を過し衣を作り畢りて衣鉢を持し遊行して維耶離國に到れり、諸佛の常法として佛と共に安居する比丘有り、客比丘の來る有れば當に共に往いて迎へ一心に問訊し與に衣鉢を擔ひ房舎を開き衆臥具處を示し是の言を作すべし、此れは是れ汝等の房舎、鹿陸繩床、細陸繩床、被褥、枕席なり、上座の次第に隨つて住せと。爾の時維耶離の比丘遙かに憍薩羅比丘の來るを見便ち共に出て迎へ一心に問訊し與に衣鉢を擔ひ房舎を開き衆臥具處を示して是の如き言を作せり、此れは是れ汝等の房舎、鹿陸繩床、細陸繩床、被褥、枕席なり、上座の次第に隨つて住せと、

【六五】 無量慈心等。無量の衆生を緣じて平等に利する禪定に四無量心を立つ、即ち慈 (metta) 悲 (kaṃsa) 喜 (mudita) 捨 (upekkhā) なり。

【六六】 無量空處等。四禪定と共に説かれる禪定の境地に四無色定 (Okiṃco arāpajhāna) あり、四空定とも云ふ、即ち空無邊處定、識無邊處定、無所有處定、非想非々想定にしてこの各々によりて四無色界處に生ずとす。

【六七】 不淨觀、註三參照。

【六八】 阿那般那念、註一一參照。

【六九】 前食後食、前食 (pūnēhi bhāṇā) とは朝食のこと、小食とも云ひ、これに對して中食を後食 (Paṇḍābhāṇā) 或は大食と云ふ、比丘は中食には飽食し得るも、朝食には薄粥をとるのみなり、即ち比丘は足食は一食のみにして一食制を守るなり。

【七〇】 恒鉢那 (appamaṅga) 梵 (papa) 粥又は和羹と譯す。

【七一】 春末後月、春 (vāṭṭhāna) の末月とは三月十六日より四月十五日迄で、夏 (varasāṃ) の末月とは七月十六日より八月十五日迄なり。

起すこと莫れと。殺事竟る。

4 妄語戒 (一一 a)

一、(1)佛 維耶離國に在しき、夏安居の時大比丘衆と俱なりき、時に世飢饉にして乞食得難く諸人妻子にすら尙飲食を乏しくす何に況んや、乞人に與へんをや、佛是の因縁を以つての故に諸比丘を集めて之れに告げて曰はく、汝等當に知るべし、此の間飢饉にして乞食得難し、諸人妻子にすら尙飲食を乏しくし諸苦惱に遭ふ、何に況んや人に與へんをや、汝等比丘知識する所に隨ひ、諸親里に隨ひ所信の人に隨ひ彼に往いて安居し、此の間に在つて飲食を以つての故に諸の苦惱を受くること莫れと、時に諸比丘知識する所に隨ひ各々往いて安居せり。諸比丘有り憍薩羅國に往いて一處に安居せり、復比丘有り 婆求摩河邊の聚落到りて安居せり、是の聚落中諸貴人多く奴婢財寶穀米豐饒にして種種成就せり、時に河上安居の比丘是の念をなせり、今世飢饉にして乞食得難し、諸人妻子にすら尙飲食を乏しくす況んや乞人に與へんをや、是の聚落中富貴の家多く穀米豐饒にして種種成就す、我等當に是の諸家に到り共に相讚歎して是の言を作さん、居士當に知るべし、汝等大善利を得、諸大比丘僧汝の聚落中に依りて安居する故に、今此の衆中の某は是れ 阿羅漢なり、某は是れ向阿羅漢、某は是れ阿那含、某は是れ向阿那含、某は是れ向斯陀含、某は是れ向斯陀含なり、某は是れ須陀洹を得、某は是れ向須陀洹を得、某は 初禪、二禪、三禪、四禪を得、某は無量慈心、無量悲心、無量喜心、無量捨心を得、某は 無量空處、識處、無所有處、非有想非無想處を得、某は 淨觀を得某は 阿那般那念を得と。

諸比丘是の念を作し已りて即ち聚落に入り富貴の家に到りて共に相讚歎せり、汝等當に知るべし、大善利を得、福田の衆僧汝の聚落に依つて安居す、今此の衆中の某は是れ阿羅漢なり、我も亦是れ阿羅漢なり、某は向阿羅漢にして我れ亦向阿羅漢なり、某は是れ阿那含たり、我れ亦是れ阿那含なり

四波羅夷法を明すの一

三五

【六〇】 Uthari s. (上法戒)。

【六一】 維耶離國、毘舍離 (Vijjānāgala) のこと。

【六二】 婆求摩河 (Vasumati)。

【六三】 阿羅漢等。聖位に四果あり、即ち預流果 (sotā-gāmanī-phala) 一來果 (sakāraṅgā-nī-ph.)、斯陀含 (anāgāma-ī-ph.)、阿那含 (arhanī-ph.) にして更にこれに到る前階程のものとして各々に向 (paṭi-pannāna) を立てる、これを四向四果と云ひ修行者の最高位地である。
【六四】 初禪等。禪定修行を四階級 (四禪、catvāri jhāna) に分ち初禪、二禪、三禪、四禪、

(2) 又父子比丘共に橋薩羅國に行き舍衛城舎衛城に向ふ、嶮道中に至り兒父に語りて言はく疾行して此れを過ぎんと、兒の語に隨ひて疾走して 乏死乏死す、兒即ち疑を生ず、我れ將た波羅夷を犯し 逆罪逆罪を得ること無けんやと、是の事を佛に白す、佛知つて故らに問ひたまへり、汝何んの心を以つて語れりやと、兒比丘言はく、我れ日の暮るゝを見嶮道を過ぎざるを恐れ愛重心を以つて語りて疾行せしめ遂に乏死せしめたりと、佛言はく無犯なりと。

(3) 復父子比丘有り、共に橋薩羅國に行き舍衛城に向ふ、一聚落一聚落に至るに僧坊有る無し、兒父に問うて言はく、今何處に宿せんと、父言はく聚落中に宿せんと、兒言はく聚落中に宿すれば白衣白衣と何んぞ異ならんと、父即ち兒に語る、當に何處に宿すべきと、兒言はく空地に宿さんと、父言はく此れ虎狼の畏る可き有り、我れ眠り汝は覺めよと、兒言はく爾すべしと、即ち臥す、父便ち鼾眠す、虎鼾聲を聞き便ち來りて父を嚙む、頭破れて大喚す、兒即ち起きて頭破れたるを見る、尋いで死せり、兒即ち疑を生ず、我れ將た波羅夷を犯し逆罪を得ること無けんやと、是の事を佛に白す、佛言はく不犯なり、應に大喚し火を燃きて此れを怖れしむべしと。

(4) 一比丘有り、日暮れて嶮道に入り賊に値ふ、賊比丘より取らんと欲し比丘捨て走り岸下の織衣師の上に墮ち織師即ち死す、比丘心に疑ふ、我れ將た波羅夷を犯せる無きやと、是の事を佛に白す、佛言はく、波羅夷を犯さず、今日より是の如き身行を作す莫れと。

(5) 阿羅毘國阿羅毘國の僧坊中壞する故に房舎の比丘屋上に在りて作る、手中手中に 聖聖を失して木師の上に墮す、木師即ち死す、比丘心に疑ふ、我れ將た波羅夷を犯す無けんやと、是の事を佛に白す、佛言はく不犯なり、今日より當に一心に執りて作すべしと。復次ぎに阿羅毘國の比丘僧房中壞する故に房舎の比丘作す時墮中に蠲蠲有るを見て怖畏して跳下し木師の上に墮ち木師即ち死す、比丘心に疑ふ、我れ將た波羅夷を犯す無けんやと、是の事を佛に白す、佛言はく不犯なり、今日より是の如き身行を

【五六】 乏死。息が切れて死することならん。
【七七】 逆罪、殺父は五逆罪の一なり。

【五八】 阿羅毘國 (Aryavata)。曠野國と譯す、舍衛城南方三十由旬の恒河河岸の町。この物語りは巴利律及び有部律にもあり。
【五九】 聖、しきかはら、一説に未だ燒かざる瓦即ち瓦の下地、巴利の *stihaka* (煉瓦) ならん。

の人は念を作さん、我れ何を以つて是の比丘の語を受けて自ら命を奪はんやと、因つて死せざれば偷蘭遮なり、若し比丘他に死を教へ已りて心に悔を生じて言はく、我れ是ならず、何を以つて此の善人に死を教へしやと、還り往いて語つて言はく、汝善戒の人壽命に隨ひて住すれば福德益多し、福德多きが故に福を受くること亦多し、自ら命を奪ふこと勿れと、因つて死せざれば偷蘭遮なり。

病者とは 至しにだせうげん 四大増減し諸の苦惱を受くるなり、比丘是の人に語りて言はく、汝云何んが能く久しく是の苦惱を忍ぶや、何んぞ自ら命を奪はざると、是に因つて死すれば比丘波羅夷を得、若し死せざれば偷蘭遮なり、若し是の病人是の念を作す、我れ何んの縁にて是の比丘の語を受けて自ら命を奪はんやと、因つて死せざれば偷蘭遮なり、若し比丘心に悔ひ我れ是ならず、何を以つて此の病人に自ら殺さんことを教へしやと、還り往いて語つて言はく、汝等病人、或は良藥、善看病人、隨病の飲食を得れば病差ゆるを得べし、自ら命を奪ふこと莫れと、病人因つて死せざれば偷蘭遮なり、是れを三種の讚死と名づく。

四、(1) 五音か 迦留陀夷恒に一居士の舎に出入す、晨朝衣を著け鉢を持して往いて其の舎に至る、是の家の婦に未だ乳を斷たざる兒有り、持して床上に著き、疊を以つて之れを覆ひ捨て去る、迦留陀夷門下にて 五音か 彈指す、婦人出で見て言はく、大徳入りて此の床上に坐し給へと、迦留陀夷看すして便ち兒の上に坐し腸出でて大いに喚ぶ、婦言はく此れに小兒有りと、比丘の身重くして小兒即ち死せり、是の事を作し已りて還りて寺中に到り諸比丘に語れり、我今日是の如き事を作せりと、諸比丘是の事を以つて佛に白す、佛知つて故らに問ひたまへり、汝何の心を以つて作せりやと、答へて言はく我れ先きに床上を看すして便ち坐すと、佛言はく無犯なり、今より當に先きに床榻の坐處を看て然して後坐す可し、若し先きに看ざる者は突吉羅罪を得と。

【五】 四大増減、四大とは地水火風なり、人間の身體はこの四大より成り病はこの四大不調和によるとす。

【五】 迦留陀夷 (Kāṭhakaṇṭhika)。六群比丘の一とす。この物語は巴利律、有部律には有り、四分律には調部に存す。

【五】 彈指、拇指と人指指にて音を立てること、他人の家或は室へ入る時合圖とする、又經中には許諾の意味、歡喜の時にも鳴らすと説く。

死せざれば偷蘭遮なり、(是れを高上推墮下と名づく。)

遺令道中死とは比丘有り是の道中に惡賊惡獸飢餓有るを知り遣して往いて此の惡道中に至らしめ是の如き念を作す、彼をして惡道中に死せしめんと、死すれば波羅夷、若し即死せず後れに因つて死すれば波羅夷、若し即死せず後因つて死せざれば偷蘭遮なり、是れを遺令道中死と名づく。

乃至胎中初得二根とは謂く身根命根の 迦羅羅時(カラム)に殺心を以つて方便を起し死せしめんと欲す、死すれば波羅夷、若し即死せず後因つて死すれば(亦)波羅夷、若し即死せず後因つて死せざれば偷蘭遮なり。

(3)佛諸比丘に語りたまへり、刀を求むるに二種有り一には自求、二には人に教へて求むるなり、讚歎に三種有り、一には惡戒人二には善戒人三には病人なり、惡戒人とは殺牛、殺羊、養鶏、養猪、放鷹、捕魚、獵師、圍免、偷賊、魁脣(ケイリン)、呪龍、守獄なり、比丘有り惡戒人の所に到り是の如きの言を作す、汝等惡戒の人、何を以つて久しく罪を作るや、早く死せんには如かずと、是の人は是れに因つて死すれば比丘波羅夷を得、若し即死せざれば偷蘭遮なり、若し惡戒の人は是の如の言を作す、我れ是の比丘の語を用ひすと、因つて死せざれば比丘偷蘭遮を得、若し比丘是の人を死せしむるを讚歎して便ち心に悔して是の念を作して言はく、我れ何を以つて是の人に死を教へしやと、還りて到り語つて言はく、汝等惡人或は善知識の因縁を以つての故に善人に親近し善法を聽くことを得、能く正思惟(シヨウイ)して惡罪を離るるを得ん、汝自ら殺すこと勿れと、若し是の人比丘の語を受け因つて死せざれば比丘偷蘭遮を得。

善戒者とは比丘、比丘尼、優婆塞(ウパサイ)、塞婆夷(サハヒ)なり、比丘有り諸の善人の所に到り是の如くの言を作す、汝善戒を持し福德有るの人若し死すれば便ち天の福を受けん、汝等何んぞ自ら命を奪はざると、是の人は是に因つて自ら命を奪へば比丘波羅夷を得、若し自ら命を奪はざれば偷蘭遮、若し善戒

【五〇】 迦羅羅時(Calam)。胎内五位の最初で和合、凝滑膜と繋し胎内に生ぜし最初の一週間を云ふ。

【五一】 魁脣、魁は師、首なり、脣は肉を割くこと、典刑者を云ふ。

【五二】 優婆塞(Upasaka)。清信男と譯し在家の信者、女性を優婆夷(Upasika)、清信女と云ふ。

は消血藥を與へ是の念を作す、是の因縁を以つて女人をして死せしめんと、死すれば波羅夷、若し即死せず後に是れに因つて死すれば亦波羅夷、若し即死せず後是れに因つて死せざれば偷蘭遮なり、若し是の比丘彼の母を殺さんが爲の故に墮胎せしめんに若し母死すれば波羅夷、若し胎死すれば偷蘭遮、若し俱に死すれば波羅夷、俱に死せざれば偷蘭遮なり、若し比丘胎を殺さんが爲の故に墮胎法を作し若し胎死すれば波羅夷、母死すれば偷蘭遮、俱に死すれば波羅夷、俱に死せざれば偷蘭遮なり、是れを墮胎と名づく。

四八九

按腹とは比丘有り墮妊の女人を^{四八九}使て重作し或は重物を擔はしめ教へて車前に在つて走らしめ若しは峻岸に上らしめて是の念を作す、此の因縁を以つて女人をして死せしめんと、死すれば波羅夷、若し即死せず後に是に因つて死するも亦波羅夷、若し即死せず後^{四九〇}是に因つて死せざれば偷蘭遮、若し比丘母の爲の故に按腹して母死すれば波羅夷、胎死すれば偷蘭遮、俱に死すれば波羅夷、俱に死せざれば偷蘭遮なり、若し胎の爲の故に按腹し胎死すれば波羅夷、母死すれば偷蘭遮なり、是れを按腹と名づく。

推墮火中とは木火中、草火中、^{四九〇}牛屎火中、疑懼火中に推して是の如き〔心〕念を作す、彼をして是れに因つて死せしめんと、彼是れに因つて死すれば波羅夷、若し即死せず後^{四九一}是に因つて死すれば〔亦〕波羅夷、若し即死せず後因つて死せざれば偷蘭遮なり、是れを墮火と名づく。

推墮水中とは大池中、大海中、深泉中、防水中、大深井中、河渠中乃至面没水中に推し是の如き念を作す、彼をして是に因つて死せしめんと、死すれば波羅夷、若し即死せず後^{四九二}是れに因つて死すれば〔亦〕波羅夷、若し即死せず後因つて死せざれば偷蘭遮なり、是れを墮水と名づく。

高上推墮下とは高山、高岸、殿舍、牆壁、深坑にて是の如き念を作す、彼をして是れに因つて死せしめんと、死すれば波羅夷、若し即死せず後^{四九三}是に因つて死すれば波羅夷、若し即死せず後因つて

【四九〇】按腹(maddana)。

【四九一】牛屎火中、牛糞の乾燥せるものを燃せる火中。

入り或は慈心じしん三昧に入り若しは大力の呪師の護念救解する有り若しは大力の天神守護する有れば則ち害すること能はず、是の作呪の比丘先づ一羊を辨じ若しくは芭蕉樹を得、若し前人を殺すを得ざれば當に是の羊を殺し若しは是の樹を殺すべし、是の如く作せば善し、若し爾しかせざれば還つて是の比丘を殺す、是れを毘陀羅と名く。

半毘陀羅はんびだらとは比丘有り二十九日に鐵車を作る、鐵車を作り已りて鐵人を作り、鐵人を作り已つて鬼を召し鐵人を呪して起たしめ水洗し衣を著け刀を繋いで鐵人の手中に著き若しは心に念じ若しは口に説く、我某の爲の故に是の半毘陀羅を作ると、是の呪術を誦す、是れを半毘陀羅成すと名づく、若し殺さんと欲する所の人禪定に入り滅盡定に入り慈心三昧に入り若しは大力の呪師護念救解する有り若しは大力の天神の守護する有れば則ち害すること能はず、是の作呪の比丘先づ一羊を辨じ若しは芭蕉樹を得、若し前人を殺すことを得ざれば當に是の羊を殺し是の樹を殺すべし、是の如く作せば善し、若し爾しかせざれば還つて是の比丘を殺す、是れを半毘陀羅と名づく。

斷命とは若し比丘其の二十九日を以つて牛屎もて地を塗り酒食の中に著き火を然もし已りて尋いで水中に著き心に念じ口に説き呪術を讀みて言はく、火の水中に滅するが如く某甲人の命も亦是の如く滅すと、若し火滅する時は彼の命隨つて滅す。又如し比丘二十九日牛屎もて地を塗り酒食の中に著き殺さんと欲する所の人の形像を畫作し、是の像を作り已りて尋いで還つて撥滅はつめつし、心に念じ口に説き呪術を讀みて言はく、是の像の滅する如く彼の命も亦滅すと、若し像滅する時彼の命も隨つて滅す。如し比丘有り二十九日に牛屎もて地を塗り酒食の中に著き針を以つて衣の角頭を刺し尋いで還つて抜き出し心に念じ口に説いて呪術を讀みて言はく是針出づる如く彼の命隨つて出づと、是の針出づる時彼の命隨つて出づ、是れを斷命と名づく。

墮胎だたいとは比丘有り有胎の女人に吐下藥、灌鼻藥、灌大小便處藥、若しは針血脈若しは出服涙若し

【四】半毘陀羅、有部律に「起半屍」と云ふ。

【七】墮胎(gabbhujātama)。

り木段白鐵段鉛錫段に依り是の中に縊を施し若しは心に念じ若しは口に説く、是の人此の道より來る爲の故に縊を作ると、是の縊事成り彼れ因つて死すれば比丘波羅夷を得、若し即死せず後に因つて死すれば亦波羅夷、若し即死せず後に因つて死せざれば偷蘭遮なり、若し比丘人の爲の故に縊を作り人死すれば波羅夷非人死すれば偷蘭遮、畜生死するも亦偷蘭遮なり、非人の爲に縊を作り非人死すれば偷蘭遮、人及び畜生死すれば突吉羅なり、畜生の爲に縊を作り畜生墮ちて死すれば波夜提、人及び非人死すれば突吉羅なり、若し比丘一事の爲に定めずして縊を作り諸有の來者を皆墮して死せしめんとし若人死すれば波羅夷非人死すれば偷蘭遮畜生死すれば波夜提、都て死者無ければ偷蘭遮突吉羅なり、是れを縊〔殺〕と名く。

〔三三〕 撥とは若し比丘是の人此の道より來るを知り若しは樹に依り柱に依り檣に依り石に依り壁に依り木段白鐵段鉛錫段に依り是の中に機撥を施し若しは心に念じ若しは口に説く、是の人此の道より來る爲の故に撥を作ると、是の撥事成り彼れ因つて死すれば比丘波羅夷を得、若し即死せず後に是に因つて死するも亦波羅夷、若し即死せず後に因つて死せざれば偷蘭遮なり、若し比丘人の爲の故に撥を作り人死すれば波羅夷、非人及び畜生死すれば皆偷蘭遮、非人の爲の撥を作り非人死すれば偷蘭遮、人及び畜生死すれば突吉羅、畜生の爲に撥を作り畜生死すれば波夜提、人及び非人死すれば突吉羅なり、若し比丘一事の爲に定めずして撥を作り諸有の來者を皆墮ちて死せしめんとし若人死すれば波羅夷非人死すれば偷蘭遮畜生死すれば波夜提、都て死者無ければ偷蘭遮突吉羅なり、是れを名けて撥と爲す。

〔三四〕 毘陀羅とは比丘あり二十九日を以つて全身の死人を求め鬼を召し戸を呪して起さしめ水洗し衣を著け刀を手中に著き若しは心に念じ若しは口に説く、我某の爲の故に毘陀羅を作すと、即ち呪術を誦す、是れを毘陀羅を成すと名く、若し殺さんと欲する所の人或は禪定に入り、或は〔三五〕 滅盡定に

〔三三〕 撥 (pūṣanā)。墮ちかかる物を具へて殺すことならん。

〔三四〕 毘陀羅 (vetāḥ, maṭṭhā) 有部律第七卷に起屍殺とし委〔三五〕 滅盡定 (nirodhasamāpatti) 六識の心心所を滅盡して起さぬ定、不還果以上の聖者が入る定。

若し比丘一事の爲と定めずして作る、諸有の來者皆墮ちて死せしめんと、人死すれば波羅夷、非人死すれば偷蘭遮、畜生死すれば波夜提、都て死者無くんば偷蘭遮突吉羅なり、是れを憂多と名く。

頭多とは二種有り、一には地二には木、地頭多とは若し比丘坑を作り人の脚踝を埋め若しは膝を埋め若しは腰若しは臍若しは腋より頸に至る、是の如く埋め已りて象をして蹴蹋せしめ、馬駱駝牛驢をして蹴蹋せしめ若しは毒蛇蜈蚣をして往いて嚙ましめ是の如き念をなす、彼をして因つて死せしめんと、彼因つて死すれば比丘波羅夷を得、若し即死せずして後是因つて死すれば亦波羅夷、若し即死せず後是因つて死せざれば偷蘭遮なり、是れを地頭多と名く。木頭多とは比丘有り木を穿ちて孔を作り若し人の脚を桁し手を柵し頸を枷す、是の如く繋ぎ已りて象馬駱駝牛驢をして蹴蹋せしめ若しは毒蛇蜈蚣をして往いて嚙ましめ是の如き念を作さん、彼をして因つて死せしめんと、彼因つて死すれば波羅夷、若し即死せず後是因つて死すれば亦波羅夷、若し即死せず後

因つて死せざれば偷蘭遮なり、是れを木頭多と名く。

強とは比丘有り是の人此の道より來るを知り中に於いて樹に依り柱に依り石に依り壁に依り若しは木段白鐵段錮錮段に依り是の中に強を施し若しは心に念じ若しは口に説かん、是の人此の道より來る故に強を作すと、彼をして因つて死せしむれば比丘波羅夷を得、若し即死せず後是因つて死すれば亦波羅夷、若し即死せず後因つて死せざれば偷蘭遮なり、若し非人の爲に強を作り非人死すれば偷蘭遮、人及び畜生死すれば突吉羅なり、若し畜生の爲に強を作り畜生死すれば波逸提、人及び非人死すれば突吉羅なり、若し一事の爲と定めずして作り諸有の來者を皆墮ちて死せしめんとし若し人死すれば波羅夷非人死すれば偷蘭遮畜生死すれば波夜提、都て死せざれば偷蘭遮突吉羅なり、是れを強と名く。

羅とは比丘有り是の人此の道より來ると知り若しは樹に依り柱に依り石に依り壁に依り

〔三〕 頭多。有部律に依處殺と云ひ、その二種を因地稽留、因木稽留と云ふ、柵縛して殺すこと。

〔四〕 踏はくびすなり。

〔五〕 蹴は踐む、踏。

〔六〕 柵。足かせ、柵手かせ、柵、首かせ。

〔七〕 強。綱を張ること。

〔八〕 波逸提、波夜提と同じ。

〔九〕 羅、わななり。

〔一〇〕

〔一一〕

〔一二〕

〔一三〕

〔一四〕

〔一五〕

槊弓箭若しは木段白鐵段鉛錫段を捉へて他を打ち是の如き念を作さん、彼をして因つて死せしめんと、彼因つて死すれば波羅夷若し即死せずして後是に因つて死すれば亦波羅夷なり、若し即死せず後因つて死せざれば偷蘭遮なり。

(2) 復比丘有り内色を以つてせず、非内色を以つてせず、亦内非内色を以つてせず、殺人の爲の故に諸毒藥を合し若しは眼中耳中鼻口中に著き若しは男女根中身上に若しは瘡中に著き若しは餅肉中羹飯粥中に著き若しは被褥中大車小車臥具鞴輿步挽車中に著き是の如き念を作さん、彼をして因つて死せしめんと、彼因つて死すれば波羅夷、若し即死せず後是に因つて死すれば亦波羅夷、若し即死せず後是に因つて死せざれば偷蘭遮なり。

復比丘有り、内色を以つてせず、非内色を以つてせず、亦内非内色を以つてせず、亦毒藥を以つてせず、殺人の爲の故に憂多殺、頭多殺を作し、羶を作し、羶を作し、羶を作し、毘陀羅殺、半毘陀羅殺、斷命殺、墮胎殺、按腹殺、推著火中、推著水中、推著坑中を作し、若しは遣はして去かしめ道中に就いて死せしめ乃至胎中に初めて二根の身根命根を受くるを中に於いて方便を起して殺す。

憂多とは比丘あり是の人此の道より來るを知り中に於いて先きに無煙の火坑を作り沙土を以つて上を覆ひて若しは心に念じ若しは口に説かん、是の人此の通より來る故に我れ是の坑を作ると、是を憂多を成すと名く、若し是の人は是に因つて死すれば比丘波羅夷を得、若し即死せず後是に因つて死すれば亦波羅夷、若し即死せず後因つて死せざれば偷蘭遮なり。若し比丘人の爲に坑を作り人死すれば波羅夷、非人死すれば偷蘭遮、畜生死すれば亦偷蘭遮なり、若し非人の爲に坑を作り非人死すれば偷蘭遮、人死すれば突吉羅、畜生墮ちて死すれば亦突吉羅なり、若し比丘畜生の爲に坑を作り畜生墮ちて死すれば波夜提、若し人墮ちて死すれば突吉羅、非人墮ちて死するも亦突吉羅なり、

【二八】人類。四分、僧祇には人とするのみにて相當語無し、五分律に人若似人とし、有部律に若人若人胎とし、巴利には *manussaviggaha* (人體) とし、梵本には單に *manunya* と云ふ、人類は人胎即ち胎兒の意なり。

【二九】「人用惡活爲」巴利に *Ambho purisa kim tujh' imina jayakena dajvitona* …… (嗤男子、この惡不善の生は汝にとりて何んの用ぞ) と云ふ。

【三〇】用内色 *suyyā bhavati kayena* 自ら自己の身によりて殺すこと。

【三一】用不内色 *bhannati nissāya* 擲つて殺すこと。

【三二】木段、段とは斷片、木切れ、以下同。

【三三】用内非内色 *bhannati kayā yajati bodhiya* 身に持てるものにて殺すこと。

【三四】毒藥 (*Dhavaḍḍa*)。

【三五】憂多 (*Opāṭa*)。僧祇に坑陷殺と云ふ。

の念を作し已りて即ち勤めて阿那般那念を修習し便ち無量種類の知見作證を得たり、佛多く比丘有りて漏盡道を得阿羅漢を成ぜざるを知りたまひ、是の因縁を以つて比丘僧を集め種種呵責したまへり、云何んが比丘と名け刀を求めて自ら殺し死を歎じ死を教ゆるやと、種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべしと。

若し比丘、若しは人若しは人類を故らに自ら命を奪ひ若しは刀を以て與へ死を教へ死を歎じて是の如き言を作さん、人惡活を用ふることを爲さんや寧ろ死は生に勝らんと、彼の心に隨つて死を樂はんとて種種の因縁もて死を教へ死を歎じて死すれば是の比丘波羅夷にして共住す應らず。

二、「命を奪ふ」とは自ら奪ひ若しくは他に教へて奪はしむるなり。

三、(1)是の中云何んが犯罪なる、比丘に三種の奪人命有りて波羅夷なり、一には自、二には教、三には遣使なり、自とは自身に作して自身他の命を奪ふなり、教とは教へて他に語つて言はく是の人を捉へ繫縛して命を奪へと、遣使とは他人に語つて言はく、汝某甲を識るや不や、汝是の人を捉へて繫縛し命を奪へと、是の使語に隨ひて彼の命を奪ふ時比丘波羅夷を得。

復三種の奪人命有り、一には用内色、二には用非内色、三には用内非内色なり、内色とは比丘手を用ひて他の若して足若しは頭若しは餘の身分を打ちて是の如き念を作さん、彼をして因つて死なしめんと、彼れ因つて死すれば是の比丘波羅夷なり、若し即死せずして後是れに因つて死するも亦波羅夷、若し即死せず、後因つて死せざれば偷蘭遮を得、用内内色とは若し比丘木、瓦、石、刀、槊、弓箭、若しは木段、白鐵段、鉛錫段を以つて遙かに彼の人に擲ち是の如き念を作さん、彼をして因つて死せしめんと、彼因つて死すれば波羅夷、若し即死せず後に是に因つて死するも亦波羅夷、若し即死せず後に因つて死せざれば偷蘭遮なり、用内非内色とは若し比丘手を以つて木瓦石刀

【六】 受樂時 (anukampā, iṣṣarā vādī)。

【七】 受心行時 (cittasankhāra pāpārambho) 心が働くのを感じする時、心想享用時とも云ふ。

【八】 除心行時 (pamabbhāyāpāpārambho) 心が除滅した時、止心行或は心想極淨時とも云ふ。

【九】 覺心時 (cittapāpārambho) 心を感知する時、心實享用時とも云ふ。

【一〇】 令心喜時 (abhippamodayanā, oṭṭhā) 令心攝時 (samādāhanā, oṭṭhā) 心を一所に集注する時。

【一一】 令心解脱時 (vimocayānā, oṭṭhā) 觀無常 (aniccānupassanā)。

【一二】 觀離欲 (vīgāmanupassanā) 觀滅盡 (nirodhānupassanā)。

【一三】 親捨離 (paṭisaṅgānupassanā)。

【一四】 漏盡道、無學道のこと、三界の一切の惑を斷じ盡したる位を云ひ、この位に達したる者を阿羅漢 (arahant) と云ふ、阿羅漢とは應供と譯し、供養の價値ある人の意、小乗佛教に於ける最上の聖者なり。

たまへと。

佛阿難に語りたまへり、更に善道有り安樂行法にして厭惡有ること無し諸惡法生ずれば即ち能く除滅すと、世尊云何んが善道安樂住法にして厭惡有ること無く諸惡法生ずれば即ち能く滅除するや、佛阿難に告げたまはく、阿那般那念を名けて善道安樂住法と爲す、所以は何ん、諸惡法生ずれば即ち能く除滅し厭惡無きが故にと。世尊云何んが阿那般那念を修習し名けて善道安樂住法と爲し諸惡法生ずれば即ち能く除滅し厭惡有ること無きと、佛阿難に語りたまへり、若し比丘有り其の所依の城邑聚落到止住せんに、晨朝時到り衣を著け鉢を持し身の諸根を攝し念を一心に繋げ村に入りて乞食し食し已りて若しは空處に在り若しは樹下に在り、若し空舎に在りて尼師壇を敷きて正坐端身し念を繋げて前に在き世の貪嫉を除き他の財物に於いて貪著を遠離せよ、是の如く行ずれば則ち能く曠恚、睡眠、調戲、疑悔を捨離す、是の諸陰蓋は煩惱心を能くし慧力を使し羸からしめ涅槃に至らず、是の故に當に除くべし。若し息入る時は當に一心に入るを知るべし、若し息出づる時は當に一心に出づるを知るべし、若しは長若しは短若しは息入りて身に遍すれば當に一心に一切身より入るを知るべし、若し息出でて身に遍すれば當に一心に一切身より出づるを知るべし、除身行の時當に其の心を一にして出入の息を念すべし、受喜時、受樂時、受心行時、除心行時に當に其の心を一にして出入の息を念すべし、覺心時、心を喜ばしむる時、心を攝せしむる時、心を解脱せしむる時、當に其の心を一にして出入の息を念すべし、無常を觀じ、變壞を觀じ、離欲を觀じ、滅盡を觀じ、捨離を觀する時當に其の心を一にして出入の息を念すべし、阿難是れを善道安樂行法と名け諸惡法生ずれば即ち能く除滅し厭惡有ることなしと。爾の時佛諸比丘に語りたまへり、當に勤めて阿那般那念を修習し大果大利を得べしと、時に諸比丘各々是の念を作せり、世尊我等の爲に阿那般那念を習修し大果大利を得るを讚歎し給ふ、我等當に勤めて修習すべしと、是

【一】阿那般那念 (Anāpāna-sati-samādhi)、出入の息を觀する觀法即ち數息觀、安般、安那波那とも寫す、五停心觀の一なり。

【二】空處阿練若 (Araṇya) のこと、城市、聚落。より離れ止住するものなき地、空閑地、空地、とも譯す。

【三】繫念在前、觀念を目前に集注すること、(amukhaṃ satipaṇāpāpetva)

【四】除心行 (pus ambhayanā kayasankharaṇa) 身行を除滅し平靜ならしめた時、身行極淨、或は止身行とも譯す。

【五】受喜時 (nīlīkāsāre) 心が外界の事物に對して受ける感情即ち受に苦受、樂受、捨受の三受或はこれに喜受、憂受を加へたる五受あり、喜受は第六意識が受ける喜の感情、樂受は前五識が受ける樂の感情である。

に至り讃じて言はく、善人我が命を斷すべしと、時に彼の梵志尋いで其命を斷す、是の如くする二
三乃至六十なり、是の因縁を以つて僧遂に減少せり。

月の十五日説戒の時至り衆僧減少す、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、今説戒の日衆僧都て
集まる、何んが故に減少せるやと、阿難白して言さく、世尊一時諸比丘に深く不淨觀を修習し大果
大利を得ることを教へたまへり、是の諸比丘即ち不淨觀を勤修し臭身を厭惡す、譬へば年少の自ら
嚴飾を喜び身體を洗沐し爪を剪り鬚髮を治し好衣服を著し香を以つて身に塗らんに、若しは死蛇を
以つて、若しは死狗を以つて或は死人の臭爛青瘀し鳥獸の食ある所膿血に虫出づるを以つて其の頸
に繋ぐるせ以つて是の人厭惡し深く慚愧を懷くが如く是の諸比丘も不淨觀を修し厭惡慚愧すること
亦復是の如し、爾の時或は發心して死を欲し死を歎じ刀を求め自ら殺す有り、或は毒藥を服し或は
自繫し、或は高崖より投する有り。或は比丘の轉命を相害する有り。

一比丘有り不淨觀を勤修する故に深く厭惡を得臭身を慚愧す、便ち鹿杖梵志の所に往いて讃じて
言はく、善人、汝能く我を殺せば汝に衣鉢を與へんと、時に彼の梵志尋いて利刀を以つて是の比丘
の命を斷じ血有りて刀を汚す、持して跋求摩河上に至り之れを洗ふに魔の天神有り、水中より出で
て水上に住し梵志を讃じて言はく、汝大福德を得、是の持戒沙門釋子の未度者を度せしめ未脫者を
脱せしめ兼ねて衣鉢を得と。時に彼の梵志即ち惡邪見を生じ自ら審らかに爾なりと謂ひ便ち刀を挟
みて去り房より房に至り經行處より經行處に至り即ち大いに唱へて言はく、誰か未度者なる我れ當
に之れを度せしめん、誰か未脫者なる我當に之れを脱せしめんと、時に諸比丘不淨觀を勤修するが故
に深く厭惡を得臭身を慚愧す、住處より出でて梵志の所に至り讃じて言はく、善人我が命を斷すべ
しと、時に彼の梵志尋いで其の命を斷す、是の如くする二三乃至六十なり故に僧減少す、唯願くは
世尊諸比丘の爲に餘の善道安樂住法を説いて厭惡有ること無く諸惡法生ずれば即ち能く除滅せしめ

卷の第二 (初誦之二)

四波羅夷法を明すの二

3 殺戒 (七b)

一、(1)佛 跋耆國跋耆摩河上に在しき、是の時佛諸比丘に語りたまへり、不淨觀を修習すれば大果大利を得と、諸比丘是の念を作せり、世尊我等に不淨觀を修習して大果大利を得るを教へたまへり、我等當に勤めて修習すべしと。諸比丘是の念を作し已りて勤めて不淨觀を修習し淨く厭惡を懷き是の身を慚愧せり、譬へば年少の自ら嚴飾を好み身體を洗浴し爪を剪り鬚髮を治め好衣服を著け香を以つて身に塗らんに、若しは死蛇を以つて若しは死狗を以つて或は死人の臭爛 青瘀鳥獸の食する所膿血に虫出づるを以つて其の頭に繋ぐるを以つて臭屍を厭惡し深く慚愧を懷くが如く是の諸比丘も深く不淨觀を修する故に慚愧厭惡すること亦復是の如し。

爾の時或は比丘の發心して死を欲し死を歎じ刀を求めて自ら殺すもの有り、或は毒藥を服し或は自繋し或は高崖より投する有り、或は比丘の 轉命を相害する有り。一比丘有り不淨觀を勤修し深く厭惡を得臭身を慚愧し便ち 鹿杖梵志の所に往いて讚じて言はく、善人汝能く我を殺せば汝に衣鉢を與へんと、時に彼の梵志即ち利刀を以つて其の命を斷ず、血有りて刀を汚がす、持して跋耆摩河上に至りて之れを洗ふ、魔の天神有り水中より出で、水上に住し梵志を讚じて曲言はく、善人汝大福德を得たり、是の沙門釋子の 未度者を度せしめ、未脫者を脱せしめ兼ねて衣鉢を得と、時に彼の梵志惡邪見を生じ自ら審らかに爾なりと謂ひ便ち刀を挟みて去り房より房に至り 經行處より經行處に到り唱へて言はく、誰か未度者なる我當に之れを度せしめん、誰か未脫者なる我れ當に之れを脱せしめんと、時に諸比丘不淨觀を勤修するが故に臭身を厭惡し、住處より出で、梵志の所

【一】第二卷以後には「共羅什」の語なし、以下の譯に於いては毎卷この一行を省略す。

【二】 mahāsāvighāṇa s.

【三】 跋耆國 (Vajji)。跋耆摩河 (Vaggumudā nadi)。

【四】 不淨觀 (asubhāsanā) 九想或は五種不淨により自他身の不淨なるを觀じ貪心を離れんとする觀法。五停心觀の一。

【五】 青瘀、水ぶくれになつたもの。

【六】 原文「或有比丘轉相害命」と云々、巴利律に *Anda = maṅṅam, pi, jī, jā, vasa, eṭṭi* (互に生を害す)と云ふに相當す。

【七】 鹿杖梵志 (Migolāṅgīha Samanākatthako) 鹿杖と名くる似而非沙門なり。

【八】 魔天神 (Maraṅkayaka devatā)

【九】 未度者度 (Cāpā tvāpā nāne karā sīti) 未だ解脱せざるものを解脱せしめたる意。

【一〇】 經行處、(vīṭāna) 寺、精舍のこと。巴利律に *vīṭāna = rama vīṭānaṃ parivosaṇa parivosaṇaṃ upasāntikāṃvā* と云ふ。

と、比丘言さく我れ無主と謂ふが故に取ると、佛言はく無犯なり、今より衣を取るには當に善く籌量すべし、此れは是れ他の衣物か、人の守る無しと雖も必らず自ら主有らんかと。(盜竟る)

一比丘尼有り來りて言はく汝胡麻油を須ゆと我れ即ち之に與ふと、施越言はく善し、若し餘物を索めば汝亦當に與ふべしと、施越即ち往いて彼の比丘尼に語りて言はく、汝は是れ弊惡の比丘尼下賤の比丘尼なり、汝波羅夷を得と、彼の比丘尼言はく、何を以つて爾るやと、施越言はく、賈客與へざるに詐りて他の油を取ると、彼の比丘尼言はく、我れ與へざるを取るに非ず我れ汝の名字を以つての故に取るなりと、即ち自ら疑を生じ我將波羅夷を得ること無けんやと、是の事を佛に白す、佛知つて故らに問ひたまへり、汝何んの心を以つて取りしやと、答へて言さく、我れ施越の名字を以つて取れりと、佛の言はく、波羅夷を得ず、但だ故妄語にして波夜提を得、今日より他の名を詐稱して取るを得ず、若し取れば罪を犯すと。

(2)復東方比丘尼有り、波利比丘尼と共に一道を行く、時に波利比丘尼前に在りて衣を遺失して去る、東方比丘尼後に在りて之れを得、共に一處に會する時東方比丘尼唱へて言はく、誰か是の衣を失ふ、我今地に得と、波利比丘尼言はく、汝是の衣を取るやと、答へて言はく我れ取ると、波利言はく汝波羅夷罪を得と、問ふて言はく何んが故にと、答へて言はく汝盜心を以つて取る故にと、是の比丘尼心に疑へり、我れ將た波羅夷を得ること無けんやと、是の事を佛に白す、佛言はく無犯なりと。

(3)一居士有り、祇桓【四】ニギワンに近き耕地にて衣を一面に放てり、時に比丘有り、糞掃衣【五】フンソウイを求む、是の地の衣を見四顧するに人無し便ち取りて持ち去る、耕人遙かに見て比丘に語りて言はく、我か衣を取ること莫れと、比丘聞かず、耕人即ち往いて比丘を捉へて言はく、汝比丘の法に與へざるを取るやと、比丘答へて言はく、我れ糞掃にして主無しと謂ふが故に取れりと、耕人言はく、此れは是れ我が衣なりと、比丘言はく是れ汝の衣なれば便ち自ら持ち去れと。比丘心に疑へり、我れ將た波羅夷を得ること無けんやと、是の事を佛に白す、佛知つて故らに問ひたまへり、汝何んの心を以つて取るや

篇罪の一、惡作と譯し、最も輕い罪で一人に對し、或は自己獨りで懺悔するもの。

【三元】以下譬喩譚をあげて條文運用の實例を示す。

【四】多知識。多くの知人あること。

【五】油 (tehu) 酥 (sappi) ター蜜 (Quandu) 石蜜 (phajita 砂糖) 所謂七日藥 (sattaha = kalikahesajja) と云はれるものにして病比丘が七日畜へ得る美食なり。

【三】祇桓。祇陀林 (Ghāṭikāra) のこと。

【四】糞掃衣 (paṃsukāṭa)。

巷野に棄てられた衣(布)。比丘はこれを拾らひて衣を作る、又納衣とも云ふ。

若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し器を穿ちて蟲を取らんに直五錢ならば波羅夷なり、若し偷心器に在り蟲に在らず、若しは心蟲に在りて器に在らず、若しは心兩に在り、偷心を以つて取り直五錢ならば波羅夷なり、是を多足處と名く。

(3)又七種有り、人の重物を取れば波羅夷なり、一には非已想二には不同意三には不暫用四には知有主五には不犯六には不心亂七には不病壞心なり。又七種あり、人の重物を取るも無犯なり、一には已想二には同意三には暫用四には無主と謂ふ、五には狂六には心亂七には病壞心なり。又七種あり、非人の重物を取れば偷蘭遮なり、一には非已想二には不同意三には不暫用四には知有主五には不犯六には不心亂七には不病壞心なり。又七種あり、非人の重物を取るも無犯なり、已想・同意取・暫用・無主と謂ふ、狂心・亂心・病壞心なり、又七種有り、人の輕物を取れば偷蘭遮なり、非已想・不同意・不暫用・知有主・不狂・不心亂・不病壞心なり。又七種有り、人の輕物を取るも無犯なり、已想・同意取・暫用・謂無主・狂心・亂心・病壞心なり。又七種有り、非人の輕物を取れば突吉羅なり、非已想・不同意・不暫用・知有主・不狂心・不心亂・不病壞心なり、又七種有り、非人の輕物を取るも無狂・已想・同意取・暫用・謂無主・狂心・亂心・病壞心なり。

四、(1)比丘尼有り施越と名く、多知識にして福德有り、人供養を喜びて油・酥・蜜・石蜜を與ふ、一賈客有り、是の比丘尼を見て信敬し心に喜びて是の如く言へり、善女、所須の酥油蜜石蜜を我が舍に至りて取れと、答へて言はく、是の如けん、時に比丘尼有りて是の語を聞けり、後數日を過ぎて便ち往いて其の舍に到りて言はく、施越比丘尼胡麻油五升を須ゆと、賈客問いて言はく、何等を作すに用ふると、答へて言はく、我是を持して比丘尼寺中に至らんと、賈客即ち與ふ、是の比丘尼持して寺中に至り便ち自ら服す、之れを過ぎて後數日賈客施越比丘尼を見て言はく、善女何を以つて但だ麻油のみを素め餘物を素めざると、比丘尼言はく、何を以つて是を説くと、答へて言はく、

【三四】蜈蚣。わかたの一種。

【三五】蛭。くそむし。

【三六】以下七種の條件をあげて無犯 (anapati) 無罪を示し、且つ盜物の所有者及び盜物の輕重によりての罪の相違を示す。

【三七】以下全體の意味は、盜者が

1、已想 (sakkasūchīna)、自己の物と假想せる者。

2、同意 (vissasagāhe)、所有者の同意により取る時。

3、暫用 (āvavakāhe)、暫時借用の場合。

4、無主と謂ふ (pepankūti = avasiṅga)、所有者なしと思へる者。

5、狂 (ummatikassā)、狂人なる時。

6、心亂 (khiṅhitassā)、衷心者なる時。

7、病壞心 (veṭṭanāpīṇasā)、精神逼迫者なる時。

の七條件の一に該当する時は無罪である、從つてこの條件が全くない時は有犯にして、重物(五錢以上)なれば波羅夷、輕物(五錢以下)なれば偷蘭遮である、又盜物については人のものなれば波羅夷、非人(鬼神等)のものなれば偷蘭遮であり、輕物なれば一段づつ輕罪となる。

【三八】突吉羅 (dukkhaṇḍī)。五

を共期處と名く。

【一四】無足衆生とは蟻・蟲・千頭羅蟲なり、人の之れを取りて擧して器中に著かんに比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて取り五錢の直なれば波羅夷なり、若し器を穿ちて取り蟲の直五錢ならば波羅夷なり、若し比丘の偷心器に在りて蟲に在らず、若しは心蟲に在りて器に在らず、若しは心兩に在り、偷奪心を以つて取り五錢の直を得れば波羅夷なり、是れを無足處と名く。

【一五】二足處とは鵝雁・孔雀・鸚鵡・舍利鳥・拘耆羅鳥・狴・狴及び人なり、人の是の物を取りて擧して籠中に著く有り、比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷を得、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷、若し籠を穿ちて鳥を取り直五錢ならば波羅夷なり、若し比丘の偷心籠に在りて鳥に在らず、若しは心鳥に在りて籠に在らず、若しは兩々在り、偷奪心を以つて取りて五錢の直を得れば波羅夷なり、人を偷むに二種あり、一は擔去、二は 共要なり、若し比丘人を以つて脊上に著き、一踣を過ぐれば波羅夷なり、若しは處を共期して行き二踣を過ぐれば波羅夷なり、是を二足處と名く。

【一六】四足處とは象・馬・牛・羊・驢・騾なり、人の繩を以つて繋いで一處に在る有り、比丘偷奪心を以つて繩を解きて牽き去り四踣を過ぐれば波羅夷なり、若しは牆壁・籬障の内に在り、比丘偷奪心を以つて驅出して四踣を過ぐれば波羅夷なり、諸の四足共に一處に臥せんに比丘偷奪心を以つて一を驅して起き出でしめ四踣を過ぐれば波羅夷なり、若し外に在りて放たんに比丘心に念すらく、是の放牧の人村に入りて去る時我當に盜取すべしと、偷蘭遮なり、若し殺せば 波夜提、殺し已りて肉を取り五錢の直なれば波羅夷なり、是を四足處と名く。

【一七】多足處とは 蜈蚣・百足・跼蟻なり、人の擧して器中に著く有り、比丘偷奪心もて取れば波羅夷、

hanp)。

【一五】(11)關稅處(suslangi=stam)。

【一六】買客。商人なり。

【一七】商人の爲に物品を持つて關稅處を通り、脫稅すること。

【一八】脫稅を企てたる爲に稅物を沒收されたること。

【一九】(12)共期處(samya-kāra=vaḥāra) 共期とは共同すること。

【二〇】(13)無足衆生(apānā)。

蛇、魚の如き足のなき動物を云ふ。蟻虫は蛇のこと。

【二一】(14)二足處(dvipāda=ant)。

【二二】舍利鳥(sarī)。

鳥、百舌鳥。

【二三】拘耆羅鳥(koṭṭhā)。

夷羅と云ふ、好聲鳥と譯す。

【二四】狴。狸狸に同じ。

【二五】共要。謀し合はせて行くこと。

【二六】二踣は二步行かす(dvīti=ti ant. pa. am. samkhamati)。

なり。踣は踰り、走るの意。

【二七】(15)四足處(catvāri=pa=ant)。

【二八】波夜提(Gaṇṭhiya)。波逸提とも寫す、單墮と譯す、地獄に墮すべき罪の意、畜生を殺すのは波夜提である。(九十波逸提の條參照)

【二九】(16)多足處(Bahupāda=ant)。

り、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し沈めて水底に著けば偷蘭遮、若し擧げて水を離せば波羅夷なり。復無主の池中に諸の有主鳥有り、比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し沈めて水底に著けば波羅夷、若し擧げて水を離すも亦波羅夷なり、是れを水處と名く。

田處とは二因縁有りて他の田地を奪ふ、一には相言、二には作相なり、比丘地の爲の故に他を言ひて勝てば波羅夷、如ざれば偷蘭遮なり、若しは異相を過分に作り勝を得ば地の直五錢ならば波羅夷なり、僧坊の舍亦是の如し、是れを田處と名く。

身上處とは比丘和上阿闍梨の與に衣を持して行くが如し、是の比丘の身上の諸處謂く、脚處・跽處・膝處・髀處・胯處・腕處・肋處・脊處・腹處・胸處・手處・肘處・臂處・肩處・頸處・頭處なり、比丘偷奪心を以つて是の衣囊を取り此の處從より移して彼の處に著けば波羅夷なり、是れを身上處と名く。

關稅處とは比丘關を度るに應に稅物を輸すべくして而も輸さざれば、稅の直五錢なれば波羅夷なり、復賈客有り關稅處に至り比丘に語りて言はく、我が與に是の物を過せと、比丘與に過せば直五錢ならば波羅夷なり、復賈客有り關稅處に至り比丘に語りて言はく、我が與に是の物を過せ、汝に半稅を與へんと、比丘與に過して稅物を得んに直五錢ならば波羅夷なり、復賈客有り關稅處に至りて比丘に語りて言はく、我が與に是の物を過せ、盡く汝に稅を與へんと、比丘與に過し若し稅物の直五錢ならば波羅夷なり、復賈客あり關稅處に至る、比丘異道を示して過し(爲に) 所稅の物を失せんに物の直五錢ならば波羅夷なり、復賈客あり、未だ稅處に至らざるに比丘異道を示して過し(爲に) 所稅の物を失せんに五錢の直なれば偷蘭遮なり、若し稅處に賊若しは惡獸若しは飢餓有る故に比丘異道を示すは不犯なり、是を關稅處と名づく。

非期處とは比丘賊と非期して諸村落を破し物を得比丘と分つに五錢の直を得れば波羅夷なり、是

【一六】(9) 田處 (Khetthang)。

【一七】相言、作相、相言とは有部律に言訟取と云ふが如く訟訴すること、作相とは有部律に圍繞取と云ふ、田地に於いて境界を越へて枕、籬畔等を作つて取ること、故に「他を言ふ」とは裁判官に訴へること、異相とは枕等のこと、過分とは境界を越えての意なり、巴利律によれば一層期である、曰く

dhammam oranto samikkam
parāje i, apatti i naññissā,
dhammam oranto parajjati,
apatti e' nñāso vvasā. khattam
vā rajjinn vā vñjinn vā ma=
rjvadam vā samkammā, apatti
dakkhassā, ekavñ pavyogam
nāgate, āp. thulā; tuammip
pyogo āgate, āp. pāta.

(法に訴へ所有者に勝てば波羅夷負ければ偷蘭遮、枕、籬、籬等を境界より越さずのは突吉羅、この方法が完了して田を取れば波羅夷)。

【一八】(10) 身上處 (Dānanti=

二〇 車處とは轎車・鹿車、^{二一}轎車・步挽車・轎車なり。轎車處とは謂く、輻・輞・輹・輹・輹箱處・欄楯處なり、

是の諸處に五寶若しくは似五寶有り、比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷なり、若し選擇する時は偷

蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり。鹿車・轎車・步挽車も亦是の如し。轎車處とは脚

處・脚重環處・坐處・板橙處^{はんとうしよ}・柱處・覆處なり、若しは繩索もて覆ひ若しは衣にて覆ふ、一色を一處と

名け異色を異處と名く、是の諸處に五寶若しくは似五寶有り、比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷、

若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、是れを乘處と名く。

二二 船處とは單槽船・舫船・舍船・瓶船・浮囊船・板船、^{二三}木棧・草棧なり、單槽船處とは兩舷處・兩頭處・底

處・兩箱處、^{二四}堅桅處・柁樓處なり、是の諸處に五寶若しくは似五寶有り、比丘偷奪心を以つて取れば波

羅夷なり、選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり。舫船處とは謂く横梁

處・繩縛處なり、餘は上の説の如し。舍船處とは謂く板壁處・瓶處・壺處・安瓶壺蓋處・柱處・梁處なり、

若し草を以つて覆へば一重草を一處と名く、若しは木枝にて覆ひ若しは板にて覆へば一覆を一處と

名け、異色を異處と名く、是の諸處に五寶若しくは似五寶有り、比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷な

り。瓶船處とは一切の瓶、一切の繩縛處一切の皮縛處なり。浮囊船處とは一切の囊處、一切の縛處

なり。板船とは一切の板處、木棧は一切の木處、草棧處とは一切の草處一切の縛處なり、是の諸處

に五寶若しくは似五寶有り、比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷なり、若し選擇する時は偷蘭遮、選

擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、是れを船處と名く。

二五 水處とは人の舍の爲の故に、車の故に薪の故に水中に浮物來下す、比丘偷奪心をもつて取れば波

羅夷なり、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し捉へて留任

するに〔從つて〕水前に到れば波羅夷、若し沈めて水底に著けば波羅夷、若しは擧げて水を離せば亦

波羅夷なり。復次に有主の池中に諸の有主鳥あり、比丘偷奪心を以つて是の諸鳥を取れば波羅夷な

【一〇】(6)車處(ṣaṇṭhaṅga)。

【一一】(7)轎車、輹、輹の處。

【一二】(8)單槽船、舫船、舍船、瓶船、浮囊船、板船。

【一三】(9)木棧、草棧は筏に同じ、

【一四】(10)堅桅處、柁はほぼしら、

【一五】(11)水處(ānāpāna)。

この所原文「水處舍如人為舍

故車故薪故水中浮物來下……

若從捉留住後水到前波羅夷……

……とあり、意義明らかなら

ず假りに上の如く譯す。

是を上處と名く。

一〇六〇 虛空處とは人の房舎殿堂の諸欄楯上に貴價衣の波頭摩衣・頭求羅衣・鳩羅闍衣有り是の諸處に懸

く、風吹きて空に在り衣未だ地に墮ちざる如き、比丘偷奪心を以つて接取すれば波羅夷なり。又比丘和尚阿闍梨の衣下より上に至り、上より下に墮つに衣未だ地に至らざるが如き比丘偷奪心を以つて接取すれば波羅夷なり。又人の門中・向中・閣上・簷下・樓觀處・屋間閣上に内外莊嚴身の具を以つて是の諸處に在り(諸)有の有主鳥・鵝鴈孔雀鸚鵡猩猩是の物を啗みて去るが如き、比丘偷奪心を以つて是の鳥より奪ひて取れば波羅夷なり、若し鳥を待つは偷蘭遮、鳥比丘の欲する所に隨ひて(その)處に至れば波羅夷、若し餘處に至れば偷蘭遮なり。若しは野鳥あり、謂く諸鷹鷲是の物を啗みて去るに比丘偷奪心を以つて是の鳥より奪ひて取れば偷蘭遮、若し鳥を待つ時は突吉羅なり、鳥比丘の欲する所に隨ひて(その)處に至れば偷蘭遮、若し餘處に至らば突吉羅なり。又諸野鳥是の物を持ち去り諸有主鳥野鳥より奪ひ取り比丘偷奪心を以つて是の有主鳥より奪へば波羅夷なり、若し鳥を待つ時は偷蘭遮、鳥比丘の欲する所に隨ひ(その)處に至れば波羅夷、若し餘處に至れば偷蘭遮なり。諸有主鳥是の物を持ち去り野鳥の爲に奪はる、比丘偷奪心を以つて野鳥より奪ひ取れば偷蘭遮、若し鳥を待つ時は突吉羅なり、鳥比丘の欲する所に隨ひ(その)處に至れば偷蘭遮、若し餘處に至れば突吉羅なり、是を虛空處と名く。

一〇六一 乘處とは象乘馬乘なり。象乘處とは謂く脚處・膝處・髀處・膀處・脇處・胸處・頸處・頭處・耳處・鼻處・口處・牙處・尾處なり、是の如き諸處に五寶若しくは似五寶有り、比丘偷奪心を以つて取れば波羅夷なり、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり。馬乘處とは謂く脚處・膝處・髀處・膀處・脇處・胸處・頸處・頭處・耳處・鼻處・口處・鬃毛處・尾處なり、餘は上に説くが如し。

【1060】(3) 虛空處 (vānānāthi-
am)。

【1061】波頭摩衣。頭求羅衣、鳩羅闍衣、明かならず、翻梵語第十に波頭摩衣は赤化(衣)頭求羅衣を細布衣とし、鳩魯縞を功と譯す、鳩羅闍は或はこのことか。

【1062】(4) 乘處。

【1063】鬃毛處。たてがみなり。

じて瓶底に著けば亦波羅夷なり、若し瓶を穿ちて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し比丘の偷奪心器に在りて物に在らず、若しは心物に在つて器に在らず或は心兩に在り五錢の直を取れば波羅夷なり、是れを地處と名く。

【一〇三】上處とは若しは 一〇四 細陞繩床・龜陞繩床・蓐・蓐蓐・薄蓐・厚蓐・蓐覆・雜色蓐・雜色綬絲・薄被・厚被・表鞞被・表裏鞞被・緣鞞被・地敷具・樹上處・屋上處なり。細陞繩床處とは謂はく脚處・足處・環處・床陞

處・上繩床足處・上頭處なり、若し繩を以つて織るに異繩ならば異處と名く、若しは皮若しは衣にて覆ふに一色ならば一處と名け異色ならば異處と名く、如の是き諸處に五寶若しくは似五寶有らんに比丘偷奪心を以つて五錢の直を取らば波羅夷なり、魚陞繩床處とは若し一板ならば一處と名く、若しは皮若しは繩若しは衣にて覆ふに異繩ならば異處と名く、餘は上に説くが如し、蓐は一種の毛にて一重なるを一處と名く、表處裏處一色なるを一處と名く、異色なれば異處と名く、是の諸處に五寶若しくは似五寶有り、比丘偷奪心を以つて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取らば波羅夷なり。蓐・蓐・薄蓐・厚蓐・蓐覆・雜色蓐・雜色綬絲・薄被・厚被・表鞞被・表裏鞞被・緣鞞被・地敷具處とは一種の毛を一處と名け一色を一處と名く、異色は異處と名く、餘は上の説の如し、樹處とは根處・莖處・枝處・葉處・華處・果處乃至根鬚處なり、是の諸處に五寶若しくは似五寶有らんに偷奪心を以つて五錢の直を取らば波羅夷なり、若し選擇する時は偷蘭遮、選擇し已りて五錢の直を取らば波羅夷なり。屋上處とは謂く、一〇五 門間處・向處・門關處・戶樅處・牛頭・象牙・衣架・梁椽・重閣梯椽處は一椀と名く、欄楯處は一鈎と名く、若し未泥の合ならば一撃を一處と名く、若し草覆舎ならば一重を一處と名く、若し木覆舎ならば一木を一處と名く、若し仰泥舎ならば一畫色を一處と名く、是の諸處に五寶若しくは似五寶有らんに比丘偷奪心を以つて五錢の直を取らば波羅夷なり、若し選擇する時は偷蘭遮にして選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、

【一〇三】(2) 上處 (thudattham)。地上物。

【一〇四】以下に上處とする種々の物を擧ぐるも明了ならざるものもあり。要するに直接地上にあるものに非ずして寢蓋の上、敷具の上等の如き場所にあるものを云ひ、これ等につき、一處異處を論ずるは盜罪の條件として「離本處」なることある故にして一處とはその範圍内に於いて動かすは離本處とならざるもの、異處とは離本處となるものなり、これについて同一の材料或は同一色なる範圍に於いては一處とし異なる材料、異色の處は異處となつるのである。

【一〇五】以下は建物について種々の場所をあぐ、向處は廳の處、門關處は門の横木の處、戶樅處は戸のきつつけの處、牛頭、象牙は明かならず、重閣梯椽處は二階屋に昇る階段の處。一椀は一段、欄楯處はてすりの處一鈎は一わく、師泥合は壁畫を畫ける建物のことか。

し。復四種有り、人の重物を取れば波羅夷なり、是の物守護無し、我所心あり、重物、離本處なり、守護者無しとは人の象〔有り〕馬妻子有り、若しは自國に在り若しは他國に在りて是の物人の守護する無きも我所心有り、誰か我所心を爲し、誰にか隨ふ物なり、復田地あり、場上に穀有り是の物人の守護する無きも我所心有り、誰か我所心を爲し、誰にか隨ふ物なり、復五寶若しは似五寶有り藏して地中に著き人の守護する無く但だ我所心有り、誰か我所心有り所屬の主に隨ひ我所心有りと謂ふ、是を有主にして人の守護する無しと名く、重物離本處は上に説くが如し。復四種有り他の重物を取れば波羅夷なり、是の物守護有り、我所心無し、重物、離本處なり、守護有りて我所心無しとは群賊他の城邑を破りて多く財物を得、若しは王力若しは聚落力を以つて還つて是の賊を破り賊物を捨てて走るが如き、是の物は主守護せず我所心無し已に失ふが故に、賊亦守護せず我所心無し、已に奪はれるが故に、誰か守護して我所心無き、奪得者なり。又比丘の諸の衣鉢を失ひ知識比丘有り餘處に在りて見て便ち奪ひ取るが如き、是の失衣鉢の比丘は守護せず我所心無し已に失ふが故に、賊守護せず我所心無し已に奪ふが故に、守護有りて我所心なし、誰か守護有りて我所心無き、奪得者なり、重物離本處は上に説けるが如し。

(2)處とは、地處上處虛空處乘處車處船處水中田地僧坊處身上處關稅處共期處無足二足四足多足なり。地處とは人の五寶若しは似五寶の地に在ること有るが如し、若し比丘偷奪心を以つて取りて本處を離せば波羅夷なり、若し選擇する時は偷離遮なり、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し木瓦石を以つて擧げて取るに本處に墮つと雖も波羅夷なり、若し扱きて取り未だ界を出でざるは偷離遮、又鐵瓶銅瓶鐵甕銅甕あり、五寶若しくは似五寶を以つて此の器中に著くが如き、比丘偷奪心を以つて取りて本處を離せば波羅夷なり、若し選擇する時は偷離遮、選擇し已りて五錢の直を取れば波羅夷なり、若し瓶底の物を取るに轉出して口に近づけば波羅夷なり、瓶口に近き物轉

【九六】五寶。一定せざれども陀羅尼集經によれば、金、銀、眞珠、珊瑚、琥珀、玳瑁とする。似五寶には五寶に類するものなり。

【九七】この所の意は一比丘が賊の爲に衣を失ひ親友比丘がそれを見出して奪ひ得たることを言ふなるべし。

【九八】以下盜取の目的物即ち盜物を主として存在の場所につき分類しこれ等を盜取するにつけての罪の輕重過程を説く。

【九九】(1)地處 (bhūmītiham) 地中物。

【一〇〇】偷離遮 (thullānoyya)。方便罪、未遂罪を云ふ。毘尼母論二には日性としての偷離遮もありとす、語意は兇惡なる義、七聚の一に數ふ。

り人の重物を取れば波羅夷なり、一には用心、二には用身、三には離本處なり、用心とは發心思惟して偷奪して取らんと欲すなり、用身とは若しは手若しは脚若しは頭若しは餘の身分にて他人の物を取るなり、離本處とは物の所在する處に隨ひ舉げて餘處に著くなり、復三種有り人の重物を取れば波羅夷なり、一には他不與、二には重物三には離本處なり、他不與とは若しは男若しは女若しは苦門若しは二根の人の與へざるなり、重物とは物の直五錢若しくは過五錢なるなり、離本處とは物の所在する處に隨ひて舉げて餘處に著くなり、復三種有り人の重物を取れば波羅夷なり、一には盗心二には重物三には離本處なり、盗心とは他與へざるを自ら盗心もて取るなり、重物離本處亦上に説くが如し、復三種有り人の重物を取れば波羅夷なり一には是の物他に屬す、二には重物三には離本處なり、他に屬すとは是の物、主の若しは男若しは女若しは黃門若しは二根人有るなり、重物離本處は上に説くが如し、復三種あり人の重物を取れば波羅夷なり、一には屬他想二には重物三には離本處なり、屬他想とは是の物主(人)の若しは男若しは女若しは黃門二根人の有ることを知るなり、重物離本處上に説くが如し、復四種あり人の重物を取れば波羅夷なり、一には他不與二には偷奪心三には重物四には離本處なり、皆上に説くが如し、復四種あり人の重物を取れば波羅夷なり、是の物他に屬す、偷奪心にて取る、重物・離本處、(これ)波羅夷なり、物の他に屬するを知る、偷奪心にて取る、重物、離本處なり、皆上に説くが如し、復四種有り人の重物を取れば波羅夷なり、一には有主護二には有主三には重物四には離本處なり、有守護とは人の象馬牛羊妻子奴婢有るが如く若しは自國に在り若しは他國に在るも人の守護するあり、我所心有り、誰か我所心を爲し、誰にか隨ふ物なり、復田・甘蔗田・稻田・麥田・麻田・豆田・葡萄田有り、人の守護する有り、我所心有り、誰か我所心を爲し、誰にか隨ふ物なり、復象廐・馬廐・門閭・食厨あり、人の物を藏して中に在る有り、是れを守護と名く、我所心有り、誰か我所心を爲し、誰にか隨ふ物なり、重物離本處は上に述べし如

【四】是物屬他 (parapariṣeṭṭhi-
nāhi am. hoti)。

【五】屬他想 (parapariṣeṭṭhi-
intasādi)。他人の所有物なることを知ること。

【六】この處原文「屬他想若知是物有主人、重物離本處如上説若男若女黃門二根人、重物離本處如上説」とあるも前説の方は一人、重物離本處如上説は除くべきである。

【七】有所心誰爲我所心隨誰物—我所心とは所有心、自己の所有物なりとして守護人があれば所有者はそれを所有せりと心あり、従つて誰にか我所心を爲す、又誰人かに隨ふ物である、との意なるべし。

と。佛即ち諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の與に結戒せん、今よりは是の戒應に是の如く説くべしと。

若し比丘若しは聚落中若しは空地にて物の與へられざるを偷取し、偷物する所を以つて若しは王・王臣、若しは捉へて繫縛し若しは殺し若しは擯し若しは輸金の罪とし、若し是の言を作さん、汝は小兒なり汝は癡なり汝は賊なりと、此の比丘是の如く不與取する者は波羅夷を得共住す應らず。

二、「不與取」とは他人是の物を與へず(即ち)若しは男若しは女若しは黃門若しは二根人與へざるに盜取す、是れを不與取と名く。「王」とは、刹利種の身王職を受け、吉水灌頂するものは是れを王と爲し亦是國王と名け亦是灌頂と名く、若しは婆羅門居士若しは女人の身王職を受くるも、亦名けて王・國主・灌頂となす。「殺す」とは奪命なすを名づく。「繫」とは若しは枷械枷鎖を著けて獄に在るを皆名づけて繫とす。擯とは驅して國界を出すなり。「輸金」とは金等の物を輸りて罪を贖ふなり。「賊」とは二種有り、若しは劫若しは盜なり。「汝は十兒なり」とは未だ法を知らざる故なり。「癡なり」とは所知無き故なり。「波羅夷」とは墮不如と名く、是罪極惡深重にして是の罪を作れる者は比丘と名けず、沙門に非ず釋子に非ず、比丘の法を失す。「共住せず」とは共に比丘の法を作さざるなり所謂白羯磨白二羯磨白四羯磨。説戒自恣なり、十四人數に入るを得ず、是れを波羅夷不共住と名く。

三、(1)是の中犯とは三種有り、人の重物を取れば波羅夷を犯す、一には自取、二には教他人、三には遣使なり、自取とは手にて自ら取り自手にて擧げて、本處を離せば波羅夷なり、教他とは若し比丘人に教へて他物を盜むなり、是の人語に隨ひて即ち偷奪して本處を離せば是の時比丘波羅夷を得、遣使とは若し比丘人に語りて言はく、汝某甲の重物の處を知るや不やと、若し處を知ると言はば往いて盜取せ遣む、是の人語に隨ひて即ち偷奪し取りて本處を離す時比丘波羅夷を得。復三種あ

【八五】 註、二九參照。

【八六】 不與取 (Gvīṇātāna) 與へられざるを取ること、即ち偷盜。

【八七】 黃門、二根、註五三、五四參照。

【八八】 刹利種 (Khattiya 刹利) 印度四姓の一、王族若しくは王臣にして武士階級。

【八九】 吉水灌頂 (Canddhavānī) 卽位の禮、一切河水泉池の水を集め諸藥を入れ王の頂上に注ぎ王位に即く。

【九〇】 説戒とは布薩 (Upasatha) なり。月一回比丘僧が集合して戒律の條文(波羅提木叉)と讀み犯戒する所なきやを反省する僧團の行事。

【九一】 以下盜罪成立の條件を種々の場合について説く。

【九二】 重物 (Garhka)。五錢以上のもの。

【九三】 離本處 (thaṇa oṭṭe)。そのものゝ有る場所から離すこと。

く王當に自ら念すべし、初めて位に登るの時是の如きの言を作せり、若し我が國內の草木及び水は隨ひて諸の持戒の沙門婆羅門取用せよと、王の言はく我れ無主の草木を謂ふが故に是の説を作すなりと、王言はく、汝今大罪中に墮すと、比丘答へて言はく、我は出家の人王國に寄住す、云何んぞ我を殺すやと、王言はく比丘去れ、復た更に是の如き大材を取ること勿れと。時に衆人唱へて言はく、希有なり此の比丘、決定して應に死すべきなりと、呵責して便ち放つ。

是の比丘大罪中より出づるを得て衆僧中に到りて食す、後諸比丘に語れり、我今日垂く王の爲に殺されんとすとて廣く上の事を説けり、諸比丘種種の因縁もて呵責せり、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず清淨行ならず、出家の人の作す應らざる所なり、汝知らずや、佛世尊種種の因縁を以つて偷奪法を呵責し給ひ種種の因縁もて不偷奪法を稱讃し給ふを、汝尙心をも生ず應らず亦説く應らず、何に況んや能く取らんをやと、種種の因縁を以つて呵し已りて佛に向ひて廣説せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに問ひたまへり、汝達尼迦比丘實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責し給ふ、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず清淨ならざるの行、出家の人の作す應らざる所なりと、佛言はく汝癡人知らずや、我種種の因縁を以つて偷奪法を呵責し種種の因縁もて不偷奪法を稱讃するを、汝尙心をも生ず應らず、口にも亦説く應らず、何に況んや乃ち取らんをやと。種種の因縁もて呵し已りて阿難に語りたまへり、一下座比丘を將ゐて王舍城に入り街巷市里の多人衆る處にて以つて衆人の、若しは信・不信者、若しは賢・非賢者、若しは大臣大官將帥の屬に問へ、盜は幾許に至りて摩羯國主阿闍世王は其の大罪を與ふるやと。阿難教を受けて一下座比丘を將ゐて王舍城に入り街巷市里の多人衆る處にて以つて衆人に問へり、盜は幾許に至りて摩羯國主阿闍世王は便ち大罪を與ふるやと。衆人答へて言はく、盜は五錢若しくは五錢の直に至りて便ち大罪を與ふる

大臣と云ひ、五分律及び巴利律には兩合大臣と云ひ名をあげる、四分律には一大臣とあり。
【八】無生 (aparigahita)。所有者のないもの。

【八二】註二三參照。

【八三】大罪。巴利律によれば或は殺し或は縛し或は追放すること (unnati va bandhavi vāpajjati va)。

【八四】五錢は padāsa mārika 即ち一バーダ (padā) の惠琳の音義には一マーサカを銅錢八十にあたとす故五マーサカは四百錢である、僧祇律では十九錢を一屬利沙幣 (kṛāṇī-pāṇā) としこの四分の一を取つたものを盜罪とする故に約五錢である、チルダースの辭書によれば一マーサカは三片より少し多しと云ふ。

法王教へて破らしめたまへば言有るを得ず、今王舎城の諸材木師は是れ我が知識なり、木舎を作る可しと。夜を過ごし時到りて衣を著し鉢を持して城に入り乞食せり、乞食し已りて木師の所に到れり、汝今知るや不や、摩竭國主章提希の子阿闍世王我に材木を與へたるをと、木師答へて言はく、若し王與ふれば隨意に之れを取れと、是の中大重材中に城を守護するものにして持して出入し難く人に乞ふ應らざる者有り、即ち取りて斬截し藏して一處に著けり。時に知城の統大重材中の城を守護するものを斬截して覆藏せるを見たり、見已りて驚怖し毛豎ち念を生ぜり、怨賊將に來らんと欲する無きを得んや、若しは已に入るを得たるやと、往いて木師に問へり、是の大材木は城を守護するに用ふるなり、誰か取りて斬截し藏して一處に著くやと、答へて言はく達尼迦比丘有り來りて是の言を作す、阿闍世王我に材木を與へたりと、我時に答へて言はく、若し王與ふれば隨意に之れを取れと、即便ち自ら大材木を取り斬截して藏して一處に著けりと。城統心に念ずらく、王今云何んが乃ち大材を以つて此の比丘に與へんと、即ち王の所に到りて言はく、大王更に餘材有りや、云何んが乃ち守城の大材を以つて比丘に與ふるやと、王の言はく與へすと、城統言はく王今已に與へたりと、誰か我與へたりと言ふや、答へて言はく木師與へたりと言ふと、王の曰はく木師を將の來れと、即ち教を受けて去り木師を將ひて來る、時に木師中道に達尼迦比丘を見語りて言はく、汝の因縁を以つての故に我今事有りと、比丘言はく、且く去け我れ後に隨ひて往かんと。時に城統即ち木師を將ひて王の所に到りて言はく、大王、此れは是れ木師なりと、時に達尼迦比丘後に隨ひて來れり、王遙かに之を見て便ち言はく、木師を放ちて去らしめ比丘を將ひ來れと、城統即ち木師を放ちて達尼迦比丘を將ひ前みて王の所に到れり、王言はく、汝比丘の法に云何んが與へられずして取るやと、答へて言はく、大王我與へられずして取るに非ず、王先きに我に與ふと、王言はく我れ與へしを憶せずと、比丘答へて言はく、今王をして憶せしめんと、王言はく云何んぞ、答へて言は

【七二】 泥向。向は隨に同じ、
まど。

【七三】 牛頭象牙は泥屋に於ける裝飾の部分なるべし。

【七四】 衣架は衣を入れる戸棚の如きものか。

【七五】 按行とは諸房を巡つて見ること。

【七六】 譏嫌呵責 (vijjāyanti = iha' yanti)。非難攻撃すること。

【七七】 漏結因緣法。有漏結縛即ち煩惱の事柄、この語は外道の非難の語である。

【七八】 諸材木師。有部律には掌木大臣とし、巴利に *ditanti* (dāha gānāha) と云ふ、王の材木を守護する人なり。

【七九】 章提希 (vatthi)。勝身と譯す、摩竭陀國頻婆娑羅王の妃、阿闍世王 (Ajātasattu) の母、巴利律にはこの時の王を頻婆娑羅とする。

【八〇】 原文に「是中有大重材中守護城難持出入不應乞人者」と云ふ、五分に「城防の大材」と云ひ、巴利律に *devagabha* (*dāvatī naga'rapak'isag'gikānā* *ikāni' iṅgāni' khān' nikkāhita'ni*) (王が集めたる材木にして城を修繕する爲に、不時の用の爲に畜へるもの) と云ふ、不應乞人とは人を頼んでも持ち運びが出来ぬ意ならん。

【八一】 知城統。有部律に守城

薩自恣の羯磨を作すを得ず、一切の羯磨作すを得ず。(姪事竟る)

2 法 戒

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時衆多の比丘共に一處に安居し房舎に於いて少なし、時に諸比丘知識する所に隨ひ乞ひて草木を索め各自自ら庵舎を作りて止住せり、是の諸比丘城に入りて乞食するに取薪人有りて其の庵舎を壊して材木を持ち去れり、乞食より還り見て即ち憂愁を生じ、是の如き言を作せり、我等辛苦し暫く乞食を行するに諸年少輩便ち我が舎を壊して材木を持ち去れり、當に復更らに知識より乞ひて草木を索め庵舎を作りて住すべしと。是時衆中に一比丘有り、達尼迦と名く是れ陶家の子なり、自ら巧便を以つて即ち泥舎泥戸泥向を作り梁椽牛頭象牙衣架も皆泥を用ひて作り諸草木を集め火を以つて燒きて成る、色赤く嚴好なり、この舎を作り已りて諸比丘に囑して二月遊行乞索して舎に入りて飲食を作さんとす。爾の時佛阿難と與に諸房を按行し遙かに其の舎の色赤人嚴好なるを見たまへり、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、是れは何等の物ぞや、色赤く嚴好なると。阿難答へて言さく、今王舍城に衆多の比丘一處に安居し其の房舎少なし、是の諸比丘知識する所に隨ひ乞ひて草木を索め庵舎を作りて住せり、城に入りて乞食する時取薪人便ち庵舎を壊して材木を持ちて去れり、乞食し還りて見愁憂を生じて言はく、我等辛苦して暫く乞食を行するに諸年少輩便ち我が舎を壊して材木を持ちて去ると。是の中比丘有り達尼迦と名け、陶家の子なり、自ら巧便を以つて是の泥舎を作り諸草木を集めて火を以つて燒きて成る、嚴好なることは是の如しと。佛阿難に告げたまはく、汝是の達尼迦比丘の赤色の泥舎を破り、外道をして譏嫌呵責せしむること莫れ、佛現に世に在るに是の如き漏結の因縁法を現はすと、阿難教へを受けて即ち往いて之れを破れり。達尼迦二月遊行して還り舎の破壊せるを見て囑する所の比丘に問へり、誰か我が舎を壊せしやと、比丘答へて言はく、是佛大師教へてこれを破らしめたまふと、達尼迦心に念へり、

tikam nādivā ajñāpim pe
Egūh'vā evam sa sa vacanīyo
と云ふ。偏袒右肩とは衣(中
衣)を是だぬきすることにし
て印度の禮法、胡跪とは右膝
を地に著けることにして同じ
く印度の禮法なり。

【六二】以下所謂白四羯磨(Chā
tīvāntika kamma)の方法を
示す、大德傳譯(saṅgīh me
bhante saṅghe)。僧は常に
僧衆の意、個人の時は比丘。

【六三】第二回、第三回も同様
に唱へよの意、即ち三説して
贊否を問ふことにしてこれを
三羯磨と云ふ。

【六四】時到(pattikkāṃp)。
適當なる時なれば、差支なく
ばの意。

【六五】忍聽(Khanti)。承諾、
贊成の意。

【六六】白(ānāpī)。僧衆に提
言すること。

【六七】默念(munhi)。僧衆の
行事に於いては提言に贊成者
は默し反對者のみが意見を云
ふ、故に默念たることにより
忍聽せるを知る。

【六八】是事如持(evaṃ ekaṃ
dharāṃ)持すとは判斷す
る、承知するの意なり。

【六九】anāmad, na s。(不與取
戒)。

【七〇】達尼迦(Dhuvīya kamma
bhakaraputtā)。

是の比丘姪欲身を燒くが故に便ち死馬と共に行姪せり、既に行姪し已りて欲熱小しく止み即ち悔を生じて言はく、我已に退墮す是れ比丘に非ず釋種子に非ず、今や諸比丘必ず捨てて我を遠ざけ復共に住せざらん、我れ不清淨の身を以つて此の法衣を著す應らずと、即ち袈裟を脱して攝めて囊中に著け以つて肩上に置き往いて佛の所に詣れり。爾の時佛百千萬衆の輿に恭敬圍遶せられて爲に說法したまへり、佛遙かに來るを見たまいて即ち是の念を作したまふ、若し我れ軟語を以つて勞問せざれば其の心必ず破れ血を沸して當に面孔より出づべしと。是比丘來りて佛所に到れり、佛言はく、善哉難提、汝更に比丘の所學を學ばんと欲するやと、佛の善い哉難提と言ふ所を聞き心大いに歡欣し便ち是の念を作せり、我當に諸比丘と共に住することを得、必ず我を擯せざるべしと、是の如く思惟し已りて答へて言さく、世尊我れ更に比丘の學法を學ばんと欲すと。爾の時佛諸比丘に語りたまへり、汝等還び難提比丘に學法を與ふべし、若し難提比丘の如き者有らば亦學法を與へよ、應に一心和合會にて難提比丘 偏袒右肩し革屣を脱し胡跪合掌して是の如き言を作すべし、大德僧聽きたまへ、我難提比丘捨戒せず戒羸ならず出さずして姪法を作せり、今我僧に從ひて還び學法を乞ふ、僧我を憐愍するが故に還び我に學法を與へたまへ」と、第二第三亦是の如く説け、是の中一比丘僧中に於いて唱へよ、大德僧聽きたまへ、難提比丘還戒せず戒羸ならずして姪法を作せり、是の難提比丘僧に從ひて還び學法を乞ふ、今僧憐愍の故に還び學法を與へん、若し僧 時到らば僧還び難提比丘に學法を與ふるを 忍聽したまへ、白是の如し、是の如く白四羯磨を用ひ「還び難提比丘に學法を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默念するが故に、是の事は是の如く持す」と。沙彌の行法を學する者と與に佛所結の一切の戒盡く應に受行すべし、諸比丘の下座に在り應に大比丘に飲食湯藥を授與すべし、自ら沙彌白衣より飲食を受けよ、大比丘と同室に再宿を過すを得ず、自ら白衣沙彌と與に二宿を過すを得ず、具戒の比丘と與に布薩白恣の二羯磨を作すを得、學沙彌と與に足數して布

闍者がこれを衛りし故に、闍者を黃門と云ふ。

【五三】 鷄若似鷄。畜生女との行姪に於いて鷄若しくは雞の如き鳥については二處に波羅夷を犯すの意なるべし、他律にこの事を云ふものなし、たゞ僧祇律に「畜生とは象馬より乃し雞に至る……雞身の小なるは偷離罪を得」と云ふ、鷄の如きものに於いては大小便道一なる故に二處と云ふならん。

【五五】 この物語は他の律になく僧祇と十誦のみあり、但し僧祇には畜生との行姪を禁ずる因縁談となり本律の意と異なる、又四分律等には最後の調部にこの物語を出す。

【五七】 難提(Nandi)。座具のこと。

【五九】 安桓林 (Anghanā) (安陀林、安和利、開眼林) のことなるべし、祇園精舍の西北にある。檀は和の誤寫か。本律第六卷(四二頁a)参照。

【六〇】 三昧 (Samādhi)。禪定のこと。

【六一】 偏袒右肩脱革屣胡跪合掌。巴利文には、ekampiṇṇaṃ uttarasāsaṃ gāṃ kṛtvā vuddhī kāmpe jā'e vandī'vā ukka-

に善知識を以つてすべしと、是の如きの語を説くは是れを戒羸にして捨戒に非すと名づく。戒羸にして亦捨戒なるは若し比丘愁憂して樂しまず捨戒を欲し比丘の法を厭ふ、聖服を棄てて白衣の服を取らんと欲し白衣の法を須ゐて比丘の法を須ゐず在家の事を求めて復是の言を作さん、我れ父母兄弟姉妹を念ひ我れ兒女を念ふ、當に駄く我れに生活の伎術を教へ我れを好處に安んじ我れに囑するに善知識を以つてすべしと、是の如きの語を説き已りて復是の言を作さん、我れ佛を捨て法を捨て乃至優婆塞優婆夷を捨て、是れを戒羸にして亦捨戒と名く。

「姪法を行す」とは姪とは非梵行に名く非梵行とは二身交會なり。「波羅夷」とは墮不如と名く。是罪極惡深重にして是の罪を作す者は即ち墮不如にして比丘と名けず沙門に非す釋子に非す比丘の法を失す。「共住せず」とは、共に比丘の法を作すことを得ず所謂白羯磨白二羯磨白四羯磨布薩自恣なり、十四人の數に入るを得ず、是を波羅夷不共住と名く。

三、(1)是の中犯とは四種あり、男女 黃門二根なり、女とは人女非人女畜生女なり、男とは人男非人男畜生男なり、黃門二根とは亦人非人畜生あり、比丘人女と行姪するに三處に波羅夷を犯す、大便處小便處口中なり、非人女畜生女二根も亦是の如し、非人男畜生男黃門も亦是の如し、復畜生女と共に行姪するに二處に波羅夷を犯すること有り、謂く 鷄若しくは似鷄是なり。

四、佛舍衛國に在しき、一乞食比丘有り名けて 難提といふ、晨朝時到りて衣を著け鉢を持して城に入りて乞食し食し已りて 尼師壇を持して左肩上に著け 安桓林に入り一樹の下にありて尼師壇を敷き端身正坐せり、魔の天神あり是の比丘の 三昧を破らんと欲するが故に化して端正の女身と作り其の前にありて立つ、比丘三昧より起ちて此の女身を見即ち著心を生ず、世俗の禪定堅固なること能はず尋時に退失して女身を摩せんと欲す、女人即ち却きて漸漸に遠く去れり、便ち起ちて隨ひ逐ひて其の身を捉へんと欲せり。時に彼の林中に一の死馬あり、女馬所に到りて則ち身現はれず、

同じ。

【四〇】七衆。比丘乃至優婆夷を七衆と云ふ、佛教僧團の成員を七類に分てるもの、比丘 (bhikkhu) とは出家の男子、比丘尼 (bhikkhuni) は女子、沙彌 (śāmaṇa) は二十歳未満の男子出家、沙彌尼 (śāmaṇī) は同上女子、式叉摩尼 (śikṣāmanī) とは沙彌尼の十八歳より二十歳に滿つる迄で二ヶ年六法戒を受けて學ぶものにして具足戒を受けて比丘尼たる資格ありや否やを檢する期間のものを云ふ、又學法女とも云ふ、優婆塞 (upāsaka) は男子の在俗信者優婆夷 (upāsikā) は同上女子なり。

【四一】白衣 (śikhavṛta) 在家人のこと。

【四二】波羅夷 (pāṭika)。波羅市迦とも寫す、巴利律には頭を斷たれたる人の軀幹のみにて活き難きが如く不淨法を行ずれば非沙門非釋種なりと云ふ、四分律及び五分律にも斷頭の語を以つて釋す。

【四三】不共住 (anurūpaṇa)。

【四四】十四人。僧衆の爲に種々の役目をなす十四種の者なり、註十ノ三七参照。

【四五】黃門二根、黃門 (paṇḍu) とは中性者即ち割勢せられたる人なる黃門は宮城中央の門にして割勢せられたる

なる是を比丘具足戒すと名け、是れを「具足戒の比丘と名く、「一學」とは三學有り 善戒學・善心學・善慧學なり、復た三學有り、善學威儀・善學毘尼・善學波羅提木叉なり、「同じく學法に入り」とは百歳受戒比丘の學す所の如く初受戒の人も亦是の如く學す、初受戒の人の學す所の如く百歳の比丘も亦是の如く學す、是の中心一戒一説一波羅提木叉なり、同心同戒同説同波羅提木叉なり、故に同じく比丘の學法に入りてと名く。「戒を捨てず」とは若し比丘狂時に捨戒するは捨戒と名づけず、若しは心亂時、病壞心時にして、若しは狂人に向ひ亂心人に向ひ病壞心人に向ひてし、若しは獨り捨戒し若しは獨に不獨想なる、不獨に獨想なる、若しは中國語にて邊地人の相解せざる者に向ひてし、若しは邊地語にて中國人の相解せざる者に向ひてし、若しは痴人に向ひ若しは瞽人に向ひ瘖瞽人に向ひ、無所知人に向ひてし、若しは非人に向ひ睡眠人に向ひ入定の人に向ひてし、若しは隣障あり、若しは自ら瞋りてし若しは瞋人に向ひてし若しは夢中にし若しは自ら定心ならず若しは定心ならざる人に向ひてす、是の如き捨戒は皆捨戒と名づけず。

或は捨戒にして戒羸に非ざる有り或は戒羸にして捨戒に非ざるあり、或は戒羸にして亦捨戒なる有り。捨戒にして戒羸に非ずとは若し比丘言はく我佛を捨つと、即ち捨戒と名づく、若し言はく、法を捨て僧を捨て戒を捨つ、和上を捨て阿闍梨を捨つ、同和上を捨て同阿闍梨を捨つ、比丘比丘尼を捨て式叉摩尼を捨て沙彌沙彌尼を捨て、優婆塞を捨て優婆夷を捨つと、皆捨戒と名づく、若しは言はく、汝等當に知るべし、我は是れ白衣なり若しは是れ沙彌なり、比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ず乃至復た汝等と共に同學を作さずと、是れを捨戒にして戒羸に非ずと名づく。戒羸にして捨戒に非ずとは若し比丘愁憂して樂します戒を捨てんと欲し比丘法を厭ふ、聖服を棄てて白衣の服を取らんと欲し白衣の法を須る比丘の法を須るす、在家の事を求めて復是の言を作さん、我れ父母兄弟姉妹を念ふ、我れ兒女を念ふ、常に缺く我れに生活の伎術を教へ、我を好處に安んじ我に喫する

ふ、この語は諸律に波羅夷罪を犯せるものに譬へて居る。
 【三九】今云ふ比丘とは是の具足戒の比丘なり。

【四〇】善戒學 (sadhānā-sikkhā) 善心學 (sadhā-cittasikkhā) 善慧學 (sadhā-pañāsikkhā) 増上戒學、増上心學、増上慧學とも云ふ、増上心學は又増上慧學とも云ひ、戒定慧三學のこと、この三に増上を附するは法力の強き意を示はす。

【四一】威儀 (śīlānā) 坐作進退の儀則、毘尼 (vīnaya) は律のこと。
 【四二】波羅提木叉 (pāṭimokkha) 戒律の條文のこと。
 【四三】比丘戒を捨てることを他人に公言すれば捨戒を成じ經事をなすとも再び出家を希望する時は入闍を許される、此下は戒を捨すと云ふも捨戒を成ぜざる種々の場合を列擧する。

【四四】獨不獨想。他人無く獨りなるに獨りに非らずと觀想して捨戒すること、以下同じ。
 【四五】無所知人 (avinnū)。瘖人のこと。
 【四六】捨戒者とこれを聞く者との間に。

【四七】本性の心でない場合。
 【四八】同和向 (samānupajjī) (sāyaka)。和尙を共にしてゐるもの、同學者、同阿闍梨も

起こし結縛の根本たる不淨惡業を作すをや、と。

時に諸比丘種種因縁もて呵責し已りて往いて佛所に詣り佛に向ひて廣説せり、爾の時世尊是の因縁を以つて比丘僧を集め知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまふ、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず、不淨行を作す、出家の人の作す應らざる所なり、汝愚癡の不知らずや、我種種の因縁を以つて欲・欲想・欲覺・欲熱を呵し種種の因縁もて欲を斷じ欲想を捨て欲熱を滅するを稱讚するを、我常に説法して人に離欲を教ゆ、汝尙心をも生ず應らず何に況んや乃ち欲悲癡を起こし結縛の根本たる不淨惡業を作すをや、と。

是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、我れ先きに已に此の戒を結す、今復隨結せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘同じく比丘の學法に入り戒を捨てず戒羸にして出さず經法を行ずれば乃至畜生と共にせん者も是の比丘は波羅夷を得共住す應らず。

二、(1)「若し比丘」とは四種あり、一には名字の比丘、二には自言比丘、三には意乞の比丘、四には破煩惱比丘なり。名字の比丘とは、名を以つて稱と爲す、自言比丘とは、白四羯磨を用ひて具足戒を受くるなり、又は復、賊住比丘の鬚髮を剃除し袈裟を被著し自ら我は是れ比丘なりと言ふ、是れを自信比丘と名く、爲乞比丘とは他より食を乞ふ故に、婆羅門の他より乞ふ時亦我は是れ比丘なりと言ふが如き、是れを爲乞比丘と名く、破煩惱比丘とは諸漏結縛煩惱は衆生の能く後身を受け熱苦の報を受け生死往來して相續するの因縁なり、若し能く知見して是の如き漏を斷じ根本を拔盡すること、多羅樹の頭を斷ちて畢竟生ぜざるが如き是れを破煩惱の比丘と名づく。云何んが比丘具足戒し、云何んが具足戒の比丘なる、若し僧和合して白四羯磨を説き是の人心受隨行して不違不逆不破

起こし結縛の根本たる不淨惡業を作すをや、と。

時に諸比丘種種因縁もて呵責し已りて往いて佛所に詣り佛に向ひて廣説せり、爾の時世尊是の因縁を以つて比丘僧を集め知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて呵責したまふ、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず、不淨行を作す、出家の人の作す應らざる所なり、汝愚癡の不知らずや、我種種の因縁を以つて欲・欲想・欲覺・欲熱を呵し種種の因縁もて欲を斷じ欲想を捨て欲熱を滅するを稱讚するを、我常に説法して人に離欲を教ゆ、汝尙心をも生ず應らず何に況んや乃ち欲悲癡を起こし結縛の根本たる不淨惡業を作すをや、と。

是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、我れ先きに已に此の戒を結す、今復隨結せん、今より是の戒應に是の如く説くべし。

若し比丘同じく比丘の學法に入り戒を捨てず戒羸にして出さず經法を行ずれば乃至畜生と共にせん者も是の比丘は波羅夷を得共住す應らず。

二、(1)「若し比丘」とは四種あり、一には名字の比丘、二には自言比丘、三には意乞の比丘、四には破煩惱比丘なり。名字の比丘とは、名を以つて稱と爲す、自言比丘とは、白四羯磨を用ひて具足戒を受くるなり、又は復、賊住比丘の鬚髮を剃除し袈裟を被著し自ら我は是れ比丘なりと言ふ、是れを自信比丘と名く、爲乞比丘とは他より食を乞ふ故に、婆羅門の他より乞ふ時亦我は是れ比丘なりと言ふが如き、是れを爲乞比丘と名く、破煩惱比丘とは諸漏結縛煩惱は衆生の能く後身を受け熱苦の報を受け生死往來して相續するの因縁なり、若し能く知見して是の如き漏を斷じ根本を拔盡すること、多羅樹の頭を斷ちて畢竟生ぜざるが如き是れを破煩惱の比丘と名づく。云何んが比丘具足戒し、云何んが具足戒の比丘なる、若し僧和合して白四羯磨を説き是の人心受隨行して不違不逆不破

【註(一の五一)】を見よ。

【一〇】極好攝故。四分及び有部律に云ふ、「僧をして歡喜せしめんが故に」と云ふものこれに相當する。

【一一】戒文の意義は下に説明あり。

【一二】跋耆子 (Yasalka Yāhi) (pāṭhaka bhikkhu)。

【一三】戒羸不出は四分に「戒羸にして自ら悔いず」と云ひ、有部に「學識にして自説せず」と云ひ、巴利に「dubbhayaṃ ekaṃkariya (戒羸きを公言せずして)」と云ふ、この意味なり、不出は不説と同意、他の人人に公言せぬこと。

【一四】原文に可得出家とあるも宋元明三本、宮内省本に不得出家とす、これ正しとす。

【一五】字を立て、名けて比丘と云ふが如きもの、*śāmalīya bhikkhu*。

【一六】白四羯磨。一白三羯磨なる比丘僧團に於ける規定の作法により比丘の大戒を受けたるもの、これ正式の比丘である。

【一七】賊住比丘 (theyyā bhikkhu bhikkhu)。佛法を盗まんとして外道が比丘の姿をして比丘僧團に入れるもの。

【一八】多羅樹 (tālā)。棕櫚の一種、この木は頭を一度切れば決して再び芽を生ぜずと云

結戒せん、僧を攝せんが故に、極好に攝せんが故に、僧の安樂に住せんが故に、高心の人を拆伏せんが故に、慚愧ある者安樂を得んが故に、不信者淨信を得んが故に、已信者信を増長せんが故に、今世の惱漏を遮せんが故に、後世の惡を斷ぜんが故に、梵行久住の故に、今よりは是の戒は應に是の如く説くべし、^{三〇}若し比丘同じく比丘の學法に入り戒を捨てずして姪法を行すれば是の比丘は波羅夷を得ん、共住せされ」。

(2) 佛舎衛國に在しき、一比丘有り 跋耆子と名く、戒を捨てず 戒羸にして出さず家に還りて姪を作す、後出家を欲し自らは是の念を作せり、我れ當に先づ往いて諸比丘に出家するを得るや不やを問ひ得されば則ち止みなんと、是の念を作し已りて諸比丘に問へり 諸比丘疑ひて此れを以つて佛に白せり、佛言はく、人有りて戒を捨てず戒羸にして出さず家に還りて姪を作せば出家して更に比丘を作るを 得ず、今よりは是の戒應に是の如く説くべし、^{三一}若し比丘同じく比丘の戒法に入り戒を捨てず戒羸にして出さず姪法を作すれば是の比丘波羅夷を得ん、共住す應らず」。

(3) 佛舎衛國に在しき、爾の時憍薩羅國に一比丘有り獨り林中に住す、雌獼猴有り常に數來りて此の比丘の所に往けり、比丘即ち飲食を與へて之れを誘ふ、獼猴心軟きて便を共に姪を行す。是の比丘多く知識有り來りて相問訊し一面に在りて坐せり、時に獼猴來りて姪を行ぜんと欲し一一諸比丘の面を看次いで所愛の比丘の前に到りて住し其の面を諷視せり、時に此の比丘心に恥ぢて獼猴を視す、獼猴諄いで瞋り其の耳鼻を攫ひ傷破して便ち去る。時に諸比丘其の故を急問し便ち自ら如上の因縁を廣説せり、諸比丘種種の因縁もて呵責せり、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず、不淨行を作せり、出家の人の作す應らざる所なり、汝知らずや佛種種の因縁を以つて欲・欲想・欲欲・欲覺・欲熱を呵し種種の因縁を以つて欲を斷じ欲想を捨て欲熱を滅するを稱讚したまふを、佛は常に説法して人に離欲を教へたまふ、汝尙心をも生ず應らず何に況んや乃ち欲患癡を

一致せず巴利律と全く一致す。五分律とは殆んど似る。

【三〇】 諸佛の常として知つても故らに問はれることあり或は問はれぬことがある、これ世尊は問ふべき時なりや、問ひて益ありや、問ふべき必要ありやを知り給ふが故であるとの意なり。巴利文に、
jāmantipi tathigata pucchānti, jāmantipi na pucchanti, kāmaṃ viddhī pi. k. v. m. i. n. atthasāṃhīti. ang. tathigata pi. no smātasāṃhīti. anā = igatānpi とする。諸律に有益或は有利と云ふ所を四分律のみ義合と云ふ。原語 attāna はこの兩義あり。

【三一】 愚癡人 (moghaṃ nrtti = na)。開諸佛門。比丘の僧團中に未だ罪惡なかりしに須提那が始めて罪惡門を開けり、これより諸の煩惱罪惡を生ぜんとの意。巴利律に *āsavāni hanvīyānāma saṃghe jā = tubhāvanti* と云ふものこれに相當す。

【三八】 身分 (ṅgaṃ) とは男根のことなり。

【三九】 十利 (dasa, atthavasse pāṭicoṇa)。佛が戒を制せらるゝ理由として十箇條をあげる、各律に説く巴利文は律部八、

然として低頭し迷悶して樂しまざるや、汝の身病む爲なりや私に屏處に惡業を作す爲なりやと、須提那言はく我が身病無し私屏の惡業を作せる故に心に愁憂有りと、時に諸比丘漸漸に急問し便ち自ら如上の因縁を廣説せり。諸比丘聞き已りて種種の因縁もて須提那を呵して言はく、汝應に愁苦憂悔すべし、乃ち是の如き私屏の惡業を作す、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず、不淨行を作す、出家の人の作す應らざる所なり、汝知らずや、佛世尊種種の因縁もて欲・欲想・欲欲・欲覺・欲熱を呵し給ひ、種種の因縁もて欲を斷じ、欲想を捨て欲熱を滅するを稱讚したまふを、佛は常に説法して人に離欲を教えたまふ、汝尙ほ心をも生ずべからず何に況んや乃ち欲・悲・癡を起し結縛の根本たる不淨惡業を作すをや、と。

時に諸比丘種種に呵し已り佛に向ひて廣説せり、佛是の事を以つて比丘僧を集めたまへり、諸佛の常法は知つて故らに問ひたまひ或は知りて而も問ひたまはざる有り、時を知りて問ひたまふことと有り、時を知りて問ひたまはざることあり、益有る事に問ひたまひ益無きことに問ひたまはず、因縁ありて問ひたまふ。時に世尊彼の時を知りたまひ正念安慧を以つて須提那に問ひたまへり、汝實にこの事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁を以つて須提那を呵責して言はく、汝の作す所の事は沙門法に非ず、道・無欲・樂心に隨順せず不淨行を作す、出家の人の作す應らざる所なり、汝愚癡の人知らずや、我れ種種の因縁を以つて欲・欲想・欲欲・欲覺・欲熱を呵し種種の因縁もて欲を斷じ欲想を捨て欲熱を滅するを稱讚するを、我は常に説法して人に離欲を教ゆ、汝尙心をも生ず應らず何に況んや乃ち欲・悲・癡を起し結縛の根本たる不淨惡業を作すやと。諸比丘に語りたまへり、是の愚癡の人諸漏門を開けり、寧ろ身分を以つて毒蛇の口中に内るるとも終に此を以つて彼の女人の身に觸れざれと。

佛是の如く種種の因縁もて呵し已りて諸比丘に語りたまへり、十利を以つての故に諸比丘の爲に

【七】 印度古代の法は家に嗣無き時は財産を悉く官に没收せり。

【八】 此戒とは今説く婦戒のこと。

【九】 行姪 (mekhammā dhammam abhivāṭṭāpāṇā)。

【一〇】 知識比丘 (saṅghyā kīṭṭikū)。

【一一】 相聞訊に一面坐 (saṅghaṇṇā)。

【一二】 互に挨拶を交はして前に坐はること、比丘の會合せる場合の禮儀にして常にこの語をもつて説かる。

【一三】 種種因縁呵 (anāpāpāyāyama vighāṭṭā)。

【一四】 道 (magga)。

【一五】 貪欲痴 (kīṭṭānā)。

【一六】 樂心 (gaṇḍagāṇa abhiratā)。

【一七】 欲 (kāma)。

【一八】 欲想 (kāma-sañña)。

【一九】 欲欲 (kāma-chanda)。

【二〇】 欲覺 (kāma-sambhāva)。

【二一】 欲熱 (kāma-piṇḍa)。

【二二】 愛欲 (kāma-rāga)。

【二三】 愛欲 (kāma-rāga)。

【二四】 愛欲 (kāma-rāga)。

【二五】 愛欲 (kāma-rāga)。

【二六】 愛欲 (kāma-rāga)。

【二七】 愛欲 (kāma-rāga)。

【二八】 愛欲 (kāma-rāga)。

【二九】 愛欲 (kāma-rāga)。

【三〇】 愛欲 (kāma-rāga)。

【三一】 愛欲 (kāma-rāga)。

【三二】 愛欲 (kāma-rāga)。

【三三】 愛欲 (kāma-rāga)。

【三四】 愛欲 (kāma-rāga)。

【三五】 愛欲 (kāma-rāga)。

言すらく、須提那門に入りて即ち去れりと、或は能く愁憂して戒を遺捨せんと欲し、梵行を樂しまざるや、我今當に往いて教へ家に還りて自ら五欲を恣にし布施作福せしめんと。是の念を作し已りて往いて其の所に到り須提那に語れり、汝若し愁憂して梵行を樂しまず戒を捨てんと欲すれば便ち來りて家に還り五欲の樂を受け布施作福せよと、即ち母に答へて言く、我愁憂無く戒を捨つるを欲せず梵行を厭はず亦沙門の法を捨つるを欲せず心に梵行を樂しむと。其の母自ら念すらく、我れ口言すると雖も其の心を廻らさず、當に其の婦に語りて言ふべし、汝淨潔の時たらば則ち來りて我れに報ぜよと、便ち往いて之を語る、婦の言はく是の如けんと。其の母の教へを受けて、淨潔の時到り往いて母に報じて言はく、今何をか作す所と、時に母教へて言はく、本須提那の喜ぶ所の衣服嚴飾之具悉く皆著し來れと、教を受けて房に還り其の喜ぶ所の衣服嚴具を著す。母即ち將へて須提那の所に到り便ち是の言を作せり、汝若し愁憂して梵行を樂しまず戒を捨てんと欲すれば當に自ら家に還り五欲の樂を受け布施作福せよ、佛法は成じ難く出家は勤苦なりと、即ち母に答えて曰く、我れ愁憂せず心動轉せず自ら梵行を修するを樂しみ五欲を樂しまずと、母言はく、善い哉須提那、汝梵行を樂しみ捨戒を欲せざれば今婦時到る、當に續種を留むべし、若し家に嗣無くんば所有の財物悉く官に入るべしと。爾の時世尊未だ此の戒を結したまはず是の須提那即ち心動き母に答えて言はく、爾すべしと、母即ち避ける、便ち其の婦を屏處に將へて姪を行す、是の如くすること再三尋いで時に懷妊し福徳有るの子月満ちて生る、名けて續種と曰ひ年長に至りて大いに佛法を信樂し出家學道し勤行精進して漏盡を逮得し阿羅漢を成ぜり。

時に須提那既に姪を行じ已りて心に疑悔を生じ愁憂して色變じ威徳有る無し、默然として低頭し肩を垂れ迷悶して言説を樂しまず、時に知識比丘相問訊し一面に在りて坐し須提那に問へり、汝先きに威徳あり顔色和悅にして梵行を修するを樂しめり、今何を以つての故に愁憂して色變じ默

ることを云ふ。

【九】本聚落。父母の家ある村なり。

【一〇】頭陀(Gahata)。原語の意は振ひ落す意にして修行して煩惱をはらひのけること、即ち衣食處の三種食者を離るることにして十二頭陀行あり、又杜多と又寫し抖擻、修法等と譯す。又受乞食法とは家々を次第に乞食し(Saṃdānaṃ piṇḍaṃ ymacarati)。默念として立つことが乞食の法なり。

【二】父母出家の時反對するも須提那開かざる故に出家後還り來るべしと云つたのである。

【三】梵行(Brahmacariya)。比丘として持戒し修行すること。

【三】五欲。眼・耳・鼻・舌・身の五官に對する色・聲・香・味・觸の感覺的欲望。

【四】出家前の妻(Purāṇī dattika)。なり他律に故二或は本二と云ふ。

【五】四分。有部等に「月期」と云ふ、月經の終期のこと、

巴利律に、月經の終期のこと、
man hoti と云ふ善見に懷胎

は月經の終れる直後なりと云ふ、故に今の意もその意である。

【六】續種(Diṭṭha)。後嗣なり。

十誦律

後秦 北印度三藏 弗若多羅、羅什と共に譯す

卷の第一 (初誦之一)

〔比丘戒〕

四波羅夷法を明すの一

一 經 戒 (大正三、一〇)

一、(1)佛毘耶離國に在しき、城を去ること遠からずして一の聚落あり、是の中に長者の子ありて須提那迦闍陀子と名づく、富貴多財にして種々成就せり、自ら三寶に歸し佛弟子と爲り世を厭ひて出家し鬚髮を剃除し法服を被著して比丘と作り、遠く郷土を離れて橋薩羅國の一處に到りて安居せり。時に世飢饉にして乞食得難く諸人民妻子にすら尙飲食を乏しくす何に況んや能く諸乞求の人に與へんや、時に須提那是の念を作せり、此の大飢饉乞求得難し我等の諸親里多饒財富なり、當に我に因つての故に布施作福すること今正に是の時なりと。是の念を作し已り夏安居三月を過ぎ、自恣竟り作衣畢りて衣を著し鉢ヲ持して毘耶離に還らんと諸國を經遊して本聚落に至れり、晨朝時到りて衣を著け鉢を持して村に入りて乞食し親里の舍に至り諸比丘の爲に各各勸めて種種の飲食を與へしめ自ら頭陀し受乞食法を行じ次第に乞食し已り還りて自舍に到り是の言を作せり、先きに還るべきを許せり我今來歸せりと、是の語を作し已りて便ち駛く出で去れり。其の家の小婢其の駛去するを見て即ち馳せ往きて須提那の母に白せり、向きに須提那門に入りて便ち去れりと、其の母念

四波羅夷法を明すの一

- 【一】十誦律 (Dasaśūtra Vinaya)。この律は一部を初誦乃至十誦の十部に分つ故に十誦律と云ふ、内容等につきては解題參照。
- 【二】四波羅夷法 (Outre-piñjāsādhanā)。已下比丘としての資格を失ふ波羅夷罪につき述ぶ、これに姦淫殺妄の四條あり、故に四波羅夷と云ふ。波羅夷の意義につきては註五〇參照。
- 【三】methuna s'ekkhāna。
- 【四】毘舍離國 (Vesālī)。他の律にはこの前に序品と見るべき毘闍若 (Vembi) に於ける物語があるが有部律と十誦律には直ちに須提那の事を説く。
- 【五】須提那迦闍陀子 (Suddhānukarāṭṭakaputṭa)。
- 【六】橋薩羅國 (Kosāṭṭī)。
- 【七】親里 (Pāri)。
- 【八】夏安居過三月自恣竟作衣畢とは夏安居 (Vāṣa) 三月 (四月十六日より七月十五日) の終了せる日自恣式 (Pavāra) 安居中各自の行事犯罪につき忠告する式) を行ひその後の一ヶ月を迦提月 (Kattikā) と云ひこの期間に新衣を作る、この期間を衣時 (Oṭṭhāna) と云ふ、かくの如く安居を終了し衣を作り畢りた

那跋摩、浮那跋摩、僧伽跋摩の如き律匠が律儀の興隆に努めこれ等はいづれも十誦をもととせる故である、當時印度に於いて最も有力なる部派は有部であり従つてその律たる十誦律が最も有力なりしことを思へばこれ當然のことと言はねばならぬ。

僧傳によつてこれ等十誦の講説者を見るに羅什の門下として律に長ずるものに僧業あり、その弟子に惠光、僧瓊あり僧

昭和九年四月廿四日

瓊は十誦羯磨一卷を撰集した。卑摩羅叉は南方に於いて盛んに律を弘めたがその門人に「十誦義疏」八卷の著者たる惠猷ありこれ恐らく十誦律の註疏として最初のものであらう。その後彼の「十誦戒本」「十誦羯磨」を撰せる法穎あり、その弟子に智稱あり齊代の一大律師で「十誦義記」八卷の著あり、又同じく法穎門下に建初寺の僧祐がある、出三藏記集、弘明集、釋迦譜等の著名の述作があるが律に關す

るものに「薩婆多師資傳」五卷、「律分五部記」、「律分十八部記」、「十誦律五百羅漢出三藏記」、「善見毘婆沙記」等の著ありと云ふが今日傳つてゐない。

斯の如く羅什以後梁陳の頃に至るまで百五十年間は十誦律が専ら盛んで四分の如きは廣律戒本共に早く譯傳されたがその研究は始め全然缺如して居つたのである。

譯者 上田天瑞識

śāstra) は秦代の翻譯と言はれるが譯者は不明である。又十誦の釋なりと云ふも(雲雨鈔)實は何部の律なりや疑問であつて或は四分十誦を釋すと云ひ(八宗綱要)或は諸部に通じ特に四分僧祇に近しとも云ふ(有部律攝刊本學如序)、内容比較によつて見れば四分律一派に屬するものかと見られる。薩婆多部毘尼摩得勒伽(Sarvāstivāda-Nikāya-Vinaya-Mātrikā)は名の

示す如く有部の律即ち十誦律有部律の全體に亙つてその要事を述べたものである。次に薩婆多毘尼毘婆沙(Sarvāstivāda-Vinaya-Vibhīṣā)は普通薩婆多論或は略して多論と言はれ印度撰述の律釋文としては最も重要なものにして十誦律を一ヶ條毎に註釋したもので譯者は不詳であるが已に秦代の經錄に載せらるるが故にこの時代の譯出であらう。但し音譯語の相違によつて譯者は漢譯十誦律を知らず獨立に譯出したものであらう。この

書は始め前八卷のみで註釋も九十波逸提中第六十八までであつたのを後隨の沙門智首が百方搜索してその後の註釋たる第九卷を補つたものである、この書は十誦律研究には最も重要なものでこれによつて廣律中の意義不明な點を明らかにし得ることは屢よである。

五、講究の歴史について

支那に於いて最も講究された律藏は四分律であつて戒律宗はこの四分律を所依の根本律藏とするものである。従つて支那日本に於いては律藏の代表的なるものとしては四分律をあげねばならぬ。然しながら支那に於いて専ら四分律が用ひられるに至つたのは隋末唐初に至つたからで、それ迄では寧ろ他の律が盛んであつたのである。即ち支那に於いて始めて律行が傳つたのは魏の嘉平二年(A. D. 250)に中印度の曇柯迦羅(Dharmakāla)

が洛陽白馬寺に於いて僧祇戒心(戒本)を譯出したのに始まり(歷代三寶紀五、開元錄一)次いで嘉平四年に康僧鑑(Śāṅghaiśvarman)が曇無德部雜羯磨を譯し、同六年に安息國の沙門曇詵(Dharmatāra)も曇無德部の羯磨を譯出し降つて道賢、竺佛念、曇摩持等が十誦戒本を譯出しこれ等によつて受戒隨行して居つたのであるが秦の建元十八年に到つて前述の鼻奈耶律が譯され始めて廣律が備つたのである。然しこの廣律は尙不完全なるもので後弘始年中十誦律が譯出されて始めて完全なる廣律が傳はりこの後梁陳に至るまで専らこの十誦律の講究が行はれたのである、これは雜什が十誦を學び戒本を譯し又十誦に精通せる弗若多羅、曇摩流支、卑摩羅叉、佛陀耶舍等が相次いで長安に來り十誦の廣律を譯せるのみならず流支、卑摩羅叉等は南方宋地に至つて盛んにこれを講究し更に其の地には次いで求

佛念譯鼻奈耶十卷、義淨譯根本說一切有部毘奈耶五十卷、同苾芻尼毘奈耶二十卷外八部八十七卷、及び西藏律がある。鼻奈耶律は道安の序によれば符秦の建元十八年(A. D. 385)の譯出なるが故に支那に於いて最初に譯出された廣律として重要である。その部屬については古來學者の定説がないが戒條の配列順位、特殊の因縁談の配置方法等により十誦と系統を同じくするものなることを知り得る、然し條文内に於いて十誦と異なる所多く到底十誦の異譯と見ることは出来ぬ、この律は他律に比して充分整理されて居らぬ點に於いて諸律藏の原形を想像せしむるものがある。有部律は最も廣翰なる律藏であるが十誦を根幹としてこれに本生話譬喩譚教義的説明等を附し甚だ文學的に創作されたものであつて内容に於いて屢々十誦律の註譯として有用なるものである。西藏律は有部律と殆んど似たるものであ

る。

次に十誦廣律中の條文のみを抽出した戒本(Prāṇisa, E) pṛimokkha)に次の諸本がある。

十誦比丘波羅提木叉戒本

一卷 羅什譯 大正第廿三卷

十誦比丘尼波羅提木叉戒本

一卷 法顯集出 同上

倣煌
田土十誦比丘尼戒本 一卷 羅什譯(?)

Prāṇisaṣṭra

最後の梵本戒本はペリオ(Louis Pelliot)

探險隊が庫車(Koutcha)の Dardour-

Agourの廢墟より發見したもので羅什譯

十誦比丘戒本の佛譯を對照して "Le

Prāṇisaṣṭra das Sarvāstivādins" と

して西紀一九一三年に出版されて居る、

この戒本は十誦律の條文と極めてよく一

致するが故に(全同とは言へぬが)十誦の

戒文の解釋に疑問ある時これによれば明

了なることが出来る、十誦の戒文が他律

と異なる時梵本に對象して見ると常に一致して居ることを發見するのである、其他に梵本に比丘尼戒本及び犍度部の斷片がある。

次に僧團會儀或は儀式に於ける作法特

に作法語を十誦廣律中より集録した羯磨

に次のものがある。

大沙門百一羯磨 一卷

失譯 大正第二十三卷

十誦羯磨比丘要用 一卷

僧瓊撰出 同上

次に十誦律の註釋書或は綱要書として

あぐべきものは

毘尼母經(論) 八卷

失譯 大正第二十四卷

薩婆多部毘尼摩得勒伽 十卷

僧伽跋摩譯 大正第廿三卷

薩婆多毘尼尼婆沙 九卷

失譯 同上

である、毘尼母論(Vinaya-Mārika-Sā-

が鼻奈耶律十卷は無論十誦律の異譯と云ふことは出来ぬが大體に於いて十誦と系統を近くするものと云ふことが出来る、又義淨譯の廣幹なる有部律は有部教會の改革されたる根本説一切有部(Mūlaśāstra)の律である、義淨三藏は有部律を以つて十誦より根本的なるものとするけれども根本説一切有部教會は有部教會より出でたる如く有部律も十誦律より出でたるもの少なくとも同一系統のものにして十誦の内容が増廣されたるものがある部律なることはその内容を比較すれば直ちに知ることが出来るのである。故に十誦律を舊有部律とすれば有部律は新有部律と云ふことが出来る、かくて有部に屬する廣律は漢譯に十誦、有部、鼻奈耶の三部、西藏譯(有部律と同じ)一部があるわけである、これ等の中最も根本的にして且つ整備せるものは十誦であると言はねばならぬ。

次に十誦律は何時頃成立せるものなりやは頗る困難な問題であるが次の如き論據より大體紀元元年より百年の間頃の成立と見たい、即ち龍樹が依用した律が十誦律なることは種種の點より見て間違の無いことと考へられる、一二の例を上げると智度論二に「爾時須提那迦蘭陀長者子初作姪欲、以是因緣、故結初大罪、二百五十戒義作三部七法八法比丘尼毘尼增一憂婆利問雜部善部、如是等八十部作毘尼藏」(大正廿五、六九頁c)と云つて居るがこの律藏の内容たる七法八法比丘尼等は十誦律の内容分類と一致するものである、又同じく智度論二(六六頁b)に毘尼中に説くとして所謂五人説法を上げて居るがこれは全く十誦律に説く所と一致し他律とは一致しない、又智度論の集法經も十誦律によつて述べて居る、故に十誦律は龍樹以前の集法經よりも古く紀元百年頃には成立して居つたと

見ねばならない、然るに一方諸種所律の現形或はその基礎は少なくとも部流分裂以後即ち阿育王以後でなくてはならない、四分五分巴利等の誦律と内容比較をする時十誦律及び巴利律は四分五分より後の成立なりと斷ぜざるを得ない故に四分五分を佛滅後三四百年頃の成立と見れば十誦律は紀元後の成立と見ねばならぬ、かくて極めて大膽なる假定を下げば右の如く紀元始めより百年間頃に特に北方を中心として成立せるものなりと言はねばならぬ。(諸律藏の成立について詳しくは宗教研究新八卷第六號拙稿参照)

四、類本及び註譯書に

つきて

前述の如く十誦律は説一切有部に屬する律藏であるが故にその類本即ち同一系統として廣義の有部に屬する律典は比較的多い、先づ廣律としては前述の如く竺

の便宜よりして教團の主體たる比丘の一般規定たる戒條及び犍度部をまとめ、比丘尼戒以後を附隨的に置いたのであらう。十誦の中第七誦比丘尼戒迄では戒律

と七百結集品は第一結集及び第二結集たる佛典特に律藏の編纂を述べたものであり諸律には犍度部の最後、雜事の前に置いて居る。

の一般規定にして他の律藏と共通するもので、戒の條數、順序、説明等に於いて異がある、十誦律はその戒條比丘戒二百六十三條、比丘尼戒三百五十四條で比丘戒は梵本と條數一致して居る。雜事の中八誦増一法は増一阿含等に倣ひ戒律を彙類して一法より十一法となせるものであり、九誦佛波離問法は律の誦出者たる優波利の名に託して律の根幹たる比丘戒及び犍度部について補足せるもの、十誦の比丘誦以下は更にこれ等に缺ける所を補ふるのである、最後の善誦毘尼序卷は前述の如く卑摩羅叉によつて補譯されたもので十誦中に含ませて居るが毘尼中雜品及び因緣品は共に前の比丘誦以下の如く律事の補遺をなすものにして五百結集品

十誦律の内容の特色はこれを他の律藏と比較するに内容に於いては有部律と最もよく一致するが其の形式に於いては寧ろ四分五分等に近いものがある。要するに十誦律は四分律五分律の素朴なると僧祇律有部律の文學的、教理的に複雑なるとの中間に位するものでありこの點より云へば巴利律と其の形式を近くするものがある、これはこの儘成立順序を示すものであると見ることが出来ると思ふ。松本文三郎博士は十誦律の内容を十章（又は十一章）八十部とし、智度論に云ふ八十部の律とは即ち十誦律なりとして居られるが後に述べるごとく龍樹の見たる律は十誦律でなければならぬ點よりしてこの説は肯定し得るものであ

四
と思ふ。（佛典批評論參照）

三、部屬と成立について

十誦律が説一切有部に屬する律藏であることは疑問の餘地がない、有部は小乘諸部派中最も有力なる部派であり殊に西北印度につよく流行し又後代まで榮へたもので犍淨三藏も兩海寄歸傳に當時印度に於いて流行せる小乘部派に四部ありとし中印度には四部通習するが有部が最も盛んであり北方は皆有部にして時に大衆部に會ふと云つて居る、かくの如く印度に於いて有部は最も有勢であつた故にその傳承たる律即ち十誦律は最も用ひられたものと考へられる、これ漢譯に傳はれる律の註譯書は殆んど凡て有部のものである理由であるとも言ひ得る。但しここに注意すべきは所謂有部の律なるものは十誦律に限らないと云ふことである、廣律の中比丘戒のみ傳譯されて居る

〔比丘戒〕〔初誦〕

(1) 四波羅夷法 (一〇一)

(2) 十三僧殘法 (一〇四)

(3) 二不定法 (一〇四)

(4) 三十尼薩耒法 (一〇六)

〔二誦〕

(4) 三十尼薩耒法 (一〇八)

(5) 九十波逸提法 (一〇三)

〔三誦〕

(5) 九十波逸提法 (一〇八)

(6) 四波羅提舍尼法 (一九)

(7) 一百七衆學法 (一九二)

(8) 七滅諍法 (二〇)

(以上國譯初卷所收)

〔毘度部〕〔四誦〕

七法

(1) 受具足戒法 (三)

(2) 布薩法 (三)

(3) 自恣法 (三)

(4) 安居法 (二)

(5) 皮革法 (五)

以上の表にて知り得るが如く要するに

大綱三部即ち比丘比丘尼戒、毘度部、雜

(6) 醫藥法 (二六)

(7) 衣法 (七二)

〔五誦〕

(1) 迦絺那衣法 (元)

(2) 俱舍彌法 (三)

(3) 瞻波法 (三)

(4) 般茶盧伽法 (三)

(5) 僧殘悔法 (三一)

(6) 遮法 (三)

(7) 臥具法 (四)

(8) 諍事法 (五)

〔六誦〕

雜誦

(1) 調達事 (六一)

(2) 雜法 (元)

(以上國譯二卷所收)

〔比丘尼戒〕〔七誦〕

(1) 八波羅夷法 (四)

(2) 十七僧殘法 (四一)

(3) 三十捨墮法 (四一)

事(補遺)よりなりこれを十章(十誦)に分

つたものであるが比丘比丘尼戒を分つて

(4) 百七十八單波夜提法 (四一)

(5) 八波羅提舍尼法 (七)

(6) 比丘尼八教法 (七)

(7) 增一法 (四)

(1) 一法 (四)

(2) 二法 (四)

乃至 (四)

(10) 十法 (五)

(11) 後一法 (五)

(12) 二法 (五)

乃至 (五)

(20) 十法 (五)

(21) 增十一相 (五)

〔九誦〕

優波離問法

(1) 姪事 (五)

(2) 盜事 (五)

(3) 殺事 (五)

(4) 妄語事 (五)

(5) 十三事 (五)

その間に毘度部を入れて居るのはこの律

に限る特色である。思ふにこれは實際上

(6) 二不定法 (五)

(7) 三十捨墮法 (五)

(8) 波夜提事 (五)

(9) 七滅諍法 (五)

(10) 七法 (五)

(11) 八法 (五)

(12) 雜事 (五)

〔十誦〕

(1) 比丘誦 (六一)

(2) 二種尼尼及雜誦 (七)

(3) 波羅夷法 (五)

(4) 僧伽婆尸沙 (五)

〔善誦毘尼序卷〕

(1) 五百比丘結集三藏法品(序卷上) (六)

(2) 七百比丘集滅惡法品(序卷上) (六)

(3) 毘尼中雜品(序卷中) (六)

(4) 因緣品(序卷下) (六)

(以上國譯三卷所收)

傳はるものとしたと言つて居る。(大正五十五卷、二十頁) 出三藏記集以後の經

錄も凡てこの説をかかへて居る故に十誦の翻譯は大體上述の如き經過を取つたものと見て差支ないと思ふ。大唐內典錄や

開元釋教錄には二秦錄に見ゆるとして弘始六年(A. D. 404)十月十七日に義學

の沙門六百餘人を集め長安の中寺に於いて弗若多羅を請じて翻譯に着手し翌七年

秋曇摩流支が來つて残りを譯したとして居る、又卷數について法經錄や大周刊定

衆經目錄には羅什と曇摩流支が譯せるものを五十九卷とし現律本もさうなつて

居るがこれは卷數開合の不同であつて開元錄等に言ふのは現律本の五十八卷五十

九卷を別卷とせず共に五十八卷とし(三本及び宮本も然り)第六十卷六十一卷と

なつて居る。卑摩羅又續譯の善誦毘尼序上中下を三卷としたものに過ぎないので

ある。この毘尼序は序とは言ふが最後の

補遺の如きもので五百結集、七百結集等

を説くものである。

是の如く十誦律は弗若多羅及び曇摩流支を譯主とし羅什を譯語として譯され

れに卑摩羅又を譯主とするものを補つたものであつて現行本に弗若多羅と羅什の

名を出して曇摩流支の名を略せるのはいささか穩當を缺ぐと言はねばならぬ、又

翻譯の年時については開元錄等によれば紀元四〇四年であつてこれについて四分

律(A. D. 405)・僧祇律(A. D. 416)・五分律(A. D. 424)が譯されたのであつて

十誦は廣律の部分譯たる鼻奈耶律(A. D. 382)を除けば最初に翻譯された廣律である。

二、内容について

十誦律は一部の内容を初誦乃至十誦の十部に分つて居る、これ十誦律の名のある所以で其の内容組織は他の諸律に對し

ていささか異なる點がある、元來律藏なるものは大綱三部より成立して居る、第一は比丘比丘尼の戒條(波羅提木叉)を説

く部分にして四分律の第一分第一分、巴利律の經分別(*W. ta. i. bhā. sū.*)がこれ

度規定及び比丘比丘尼戒の補説をなす部分にして四分律の第三分、巴利律の韃度

部(*Khandhaka*)これであり、第三は雜事にして第一第二に説くことの補遺及び

綱要の部分で四分律の第四分、巴利律の附隨(*Parivāṇa*)これである。凡ての律藏

はこの三部よりなり、その順序もこの次第によつて居る、然るに十誦律のみは最

初に第一の戒條部の半たる比丘戒を説き、次に第二の韃度部を説き次に第一の

後半たる尼律を説き最後に第三の雜事を説いて居る。この點は注意すべき相違點

である。その内容を表すれば次の如くである。

十誦律解題

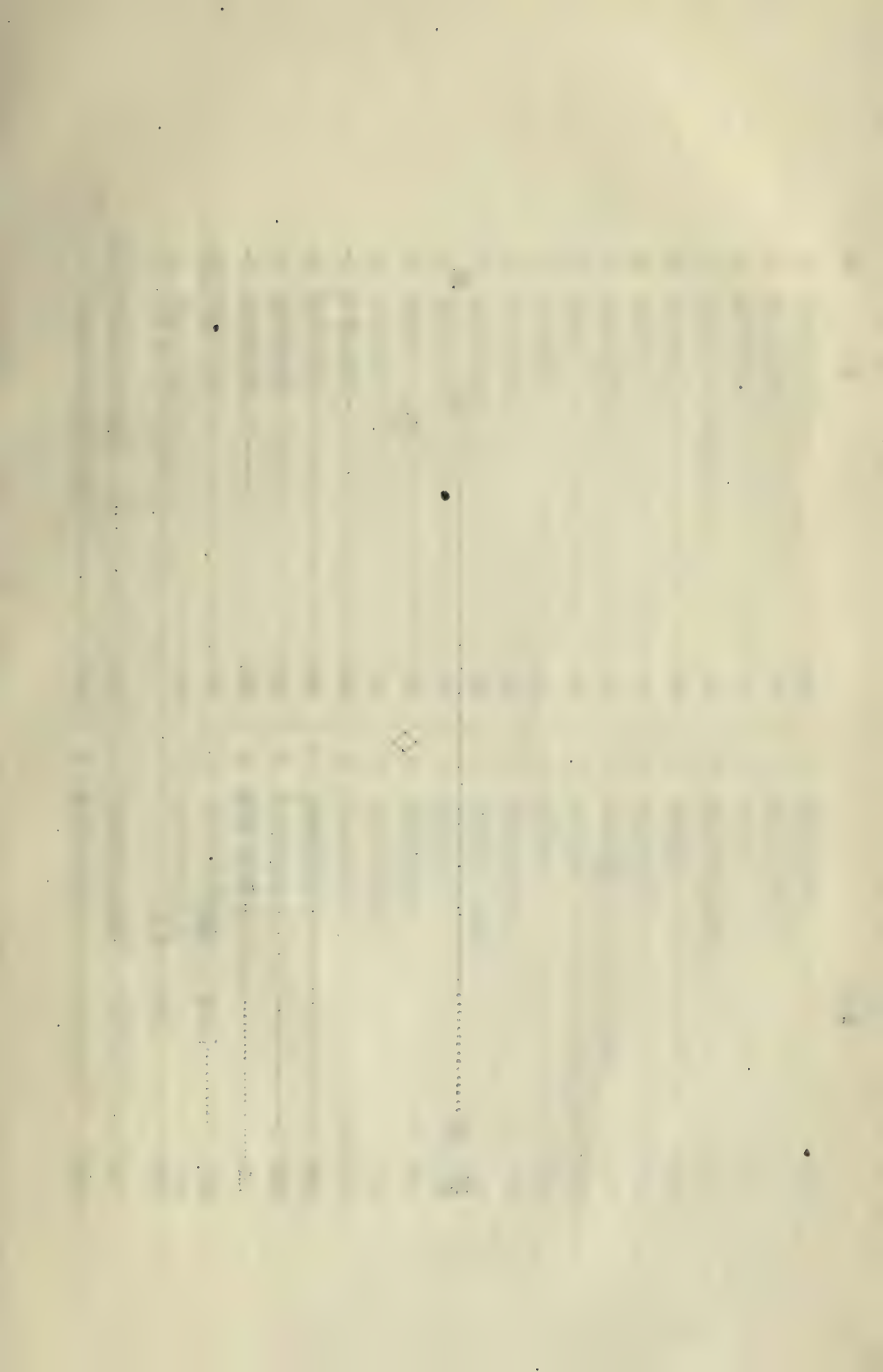
一、翻傳について

律藏に種種の區別があるがその代表的なるものは比丘比丘尼の戒律を詳説する所謂廣律である、漢譯廣律に四分律・五分律・十誦律・摩訶僧祇律・有部律・鼻奈耶律の六種あり。この中前四は最も完全なるもので古來代表的註釋書五部と共に四律五論と言はれ代表的律典とされて居る、この他漢譯以外の廣律に巴利律及び西藏律が存する、これ等の諸廣律はいづれも其の根源を一にするものであるが諸部派の長き傳承により變化相違を來たし現在の如き形をなしたのである。

是の如く十誦律 (*Dasidhaya vinaya*) は四大律の一にして小乘諸部中最も有力なる説一切有部 (*Sarvastivāda*) の傳承せ

る律であり四大律中最も早く譯出され且つ最初支那に於いて最も講究されたる律として重要な地位を占めるものである。其の翻譯については律本の第一卷には「後秦北印度の三藏弗若多羅、羅什と共に譯す」とするが第二卷以後には單に「後秦北印度三藏弗若多羅譯」とし、(但し宋元明三本、宮内省本にはやはり羅什と共譯とする)、更に第六十卷及び第六十一卷には「東晉罽賓三藏卑摩羅叉續譯」とする、かくの如く譯者三名をあげて居るが諸經錄によれば十誦律六十一卷の完譯はこれに更に曇摩流支を加へた四人によつて成つたものと言はねばならぬ。現存經錄中最古のものたる梁僧祐撰出三藏記集卷三には薩婆多部(説一切有部)十誦律六十一卷について薩婆多部の律は本八十

誦有つたが後世鈍根にして受持すること能はざる故に優波掘以後刪して十誦となし五十餘人の相傳を經秦の弘始年中罽賓沙門の弗若多羅 (*Purayana*) が十誦の胡本を暗誦して支那に來り羅什法師と共に長安の逍遙園に於いて之を譯出し其の三分の二程を譯了せる時弗若多羅が死んだ、然るに外國沙門曇摩流支 (*Dharmaloka*) が續いて十誦の胡本を齎して長安に來つたので廬山の惠遠が律藏の未だ完備せざるを慨歎して流支に書を送りこの譯を完成せしめんことを乞ふた。かくて流支は關中に於いて羅什と共にその殘餘を譯出して遂に一部を完譯し五十八卷となつたのである。然るに羅什は未だこの譯を考覈詳定し終らず尙不満足なものとして遷化した。後に羅什が西域に於いて十誦律を受學した師卑摩羅叉 (*Vimalakṣaṇa*) が支那に來り壽春の石澗寺に住し、重校し更に三卷を増譯して六十一卷とし今に



1	在俗家從非親尼取食戒	四七
2	在俗偏心受食戒	四八
3	學家受食戒	四三
4	有難蘭若受食戒	四三

一百七衆學法を明す(一九—二〇)	四二七—四四六	四三五
------------------	---------	-----

七滅諍法(二〇)	四四六—四六五	四五四
----------	---------	-----

1	自言滅諍法	四五四
2	現前滅諍法	四五六
3	憶念比尼	四七〇
4	不癡比尼	四五九
5	實覓比尼	四六一
6	多覓比尼	四六二
7	如草布地比尼	四七一

索引.....卷末

51	驅他出聚戒	三七
52	露地燃火戒	三八
53	與欲後悔戒	三〇
54	共未受人宿過限戒	三一
55	惡見違諫戒	三三
56	隨舉戒	三五
57	隨擯沙彌戒	三七
58	捉寶戒	三九
59	著新衣戒	四〇
60	半月浴過戒	四二
61	奪畜生命戒	四三
62	疑惱比丘戒	四五
63	擊擡戒	四六
64	水中戲戒	四七
65	共女人宿戒	四九
66	怖比丘戒	五一
67	藏他衣鉢戒	五二
68	真實淨不語取戒	五三
69	無根殘謗戒	五五
70	與女人期行戒	五七
<hr/>		
71	與賊期行戒	五七
72	與年不滿戒	五九
73	堀地戒	六一
74	過受四月藥請戒	六二
75	拒勸學戒	六四
76	屏聽四靜戒	六六
77	不與欲戒	六九
78	不受諫戒	七一
79	飲酒戒	七二
80	非時入聚落戒	七四
81	不囑同利入聚落戒	七五
82	突入王宮戒	七六
83	恐學先言戒	七八
84	骨牙角針筒戒	七九
85	過量牀足戒	八一
86	兜羅綿牀褥戒	八二
87	雨衣過量戒	八四
88	覆瘡衣過量戒	八五
89	過量尼師檀戒	八七
90	與佛等量作衣戒	八八

5	與女人說法過限戒	二五
6	與未具人同誦戒	二七
7	實得道向未具者說戒	二九
8	向非具人說鹿罪戒	三三
9	同羯磨後悔戒	三七
10	毀毘尼戒	三八
11	壞生種戒	三九
12	嫌罵僧知事戒	四三
13	身口綺戒	四四
14	露處敷僧物戒	四六
15	覆處敷僧物戒	四九
16	牽他出房戒	五一
17	強敷坐戒	五二
18	坐脫脚牀戒	五四
19	用虫水戒	五六
20	覆屋過三節戒	五七
21	輒教尼戒	五八
22	與尼說法至日暮戒	五九
23	譏教尼人戒	六一
24	與尼期行戒	六二
25	與尼同船戒	六九
26	與非親尼衣戒	七一
27	與非親尼作衣戒	七三

28	獨與尼屏露坐戒	七四
29	獨與女人坐戒	七六
30	食尼敷食戒	七五
31	展轉食戒	八〇
32	施一食處過受戒	七九
33	取歸婦買客食戒	八二
34	足食戒	八五
35	勸足食戒	八九
36	別業食戒	九二
37	非時食戒	九七
38	食殘宿戒	九八
39	不受食戒	一〇〇
40	索美食戒	一〇二
41	飲虫水戒	一〇五
42	食家強坐戒	一〇六
43	屏與女坐戒	一〇七
44	與外道食戒	一〇九
45	觀軍戒	一一六
46	有緣軍中過限戒	一一八
47	觀軍合戰戒	一二九
48	瞋打比丘戒	一三〇
49	搏比丘戒	一三二
50	覆他鹿罪戒	一三二

1 屏處不定戒……………九一

2 露處不定……………九二

三十尼薩耆法を明す〔五十八〕……………九六—一八四

1 長衣戒……………一〇四

2 離三衣戒……………一〇八

3 月望衣戒……………一一五

4 取非親尼衣戒……………一二六

5 使非親尼浣故衣戒……………一三三

6 從非親俗人乞衣戒……………一三四

7 過分取衣戒……………一三七

8 勸增衣價戒……………一三九

9 勸二家增衣戒……………一四一

10 過限忽切索衣價戒……………一四三

11 乞蠶綿作袈裟戒……………一四四

12 黑毛臥具戒……………一四七

13 白羊三衣戒……………一四七

14 減六年作三衣戒……………一四九

15 不帖坐具戒……………一五三

16 持羊毛過限戒……………一五三

17 使非親尼浣染毛戒……………一五五

18 畜錢寶戒……………一五九

19 買寶戒……………一五九

20 販賣戒……………一六一

21 畜長鉢過限戒……………一六一

22 乞鉢戒……………一六六

23 自乞縷使非親織戒……………一七〇

24 勸織師增衣縷戒……………一七三

25 奪衣戒……………一七六

26 有難蘭若離衣戒……………一七八

27 過前受施衣過後畜戒……………一七九

28 過前求雨衣過前用戒……………一八四

29 廻僧物入己戒……………一八五

30 畜七日藥過限戒……………一八七

九十波逸提法を明す〔九—一八〕……………一八五—四〇八

1 小妄語戒……………一八五

2 罵戒……………一八五

3 兩舌戒……………一〇一

4 發謬戒……………一三三

目次

十誦律解題

十誦律

(全六十一卷中 自卷第一 至卷第二十)

比丘戒

四波羅夷法を明す(一—三)

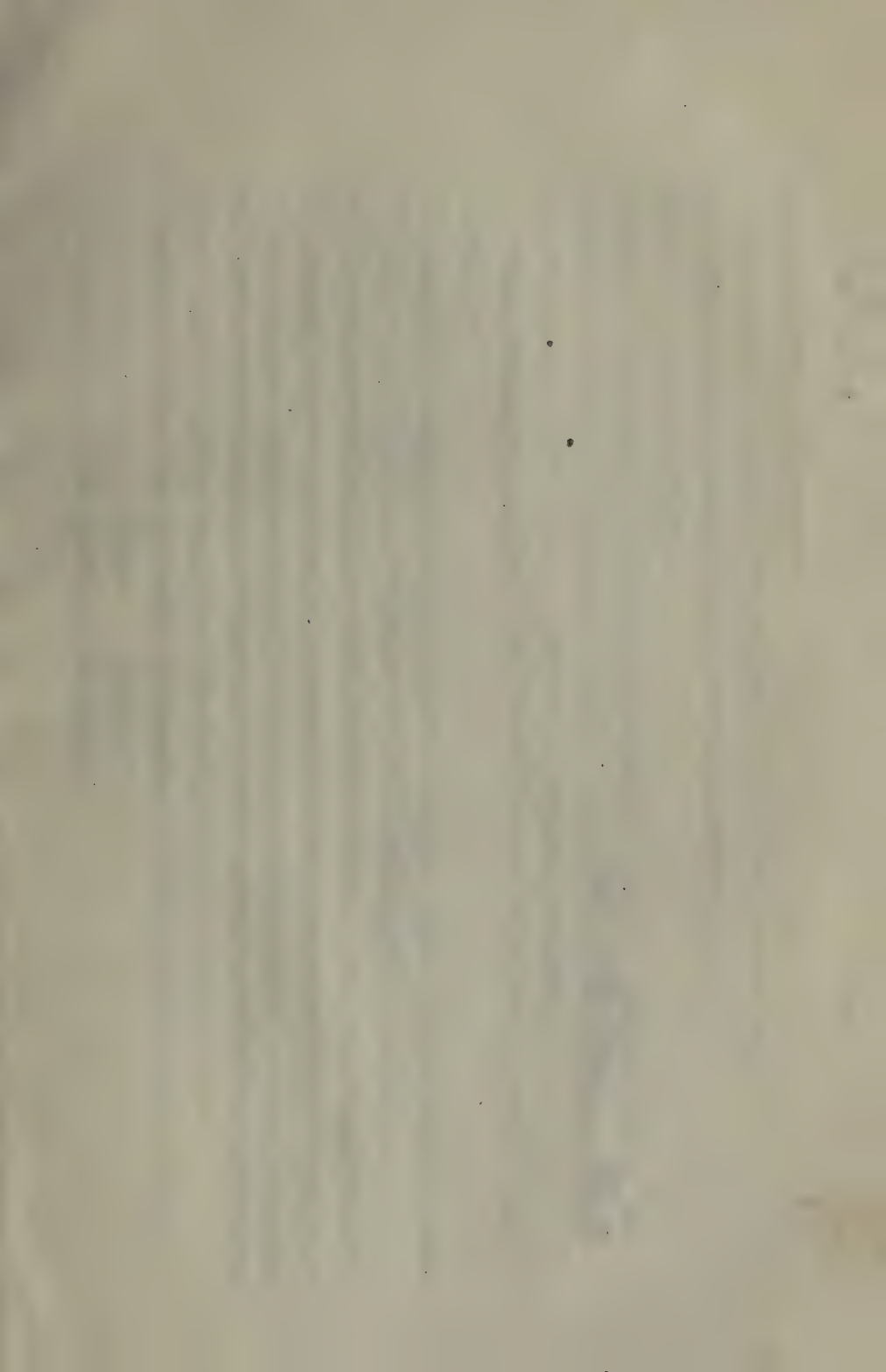
十三僧殘法を明す(三—四)

二不定法を明す(四)

1 姪戒	九	3 殺戒	三
2 盜戒	一七	4 妄語戒	四三
1 故出精戒	三三	8 無根謗戒	六九
2 摩觸女人戒	三五	9 假根謗戒	七三
3 與女人僞語戒	三九	10 破僧違諫戒	八六
4 向女歎身索供戒	六二	11 助破僧違諫戒	九〇
5 媒人戒	六四	12 汚家擯謗違諫戒	九三
6 無主房戒	六八	13 惡性拒僧違諫戒	九六
7 有主房戒	六九		
二不定法を明す(四)	九〇—九五		

(本丁)

(通頁)



四十二頁 b 二十一行 深言敬佛は 深信敬佛の誤

七十頁 c 十七行 若輕説は 若經説の誤

九十四頁 b 七行 後橋薩羅國は 從橋薩羅國の誤

百二十七頁 c 十五行 約勅令載者は 約勅令載者の誤

附、本國譯は初め故境野黃洋博士の擔當であつたが博士の逝去により急に自分が受け持つ事になつたのである、自分としては最善を盡した積りであるが學力と時日の不足の爲定めし過誤不滿の點も多いことと思ふ、特に遺憾に思ふのは譯文の推敲をなし及び註釋書、他の律藏等を参照比較する充分の餘裕を持たなかつたことである、たとへられた時日内に於いては自己の良心に恥ぢない最善の努力を盡したものであると言ふ事を讀者諸氏に告白して置き度いと思ふ、この點よりは今この初卷脱稿に際して充分の満足と感謝を味つて居る次第である。

尙本國譯に當つては既刊の律部四譯に負ふ所甚だ多いことを申し述べて諸譯者に對し深甚の敬意を表する次第である。

昭和九年四月二十日

弘法大師入定一千百年御遠忌大法會の高野山にて

上 田 天 瑞 識

の方法を試みて見た。

(イ) 各戒條に見出として四分律行事鈔による戒名と番號を附け、註に巴利善見律による戒名をあげた。

(ロ) 見出の各戒名の下括弧内は大正藏經の頁數を記して原文搜索の便を圖つた。

(ハ) 律藏の中心たる條文は凡て六號字體にした。

(ニ) 巴利律に做つて各戒條に章段を分つた、章段の切り方は各戒共次の如くである。一、因緣談及び條文。二、條文の文義註釋。三、罪過細說。四、譬喩談(犯例)。この各章の下を更に(1)(2)……等の節に分つた、四は多くの戒條に無く又二を缺くものもある。

以上の方法を用ひた故に戒名及び章段頁數を示す數字が原文以外に添加されて居るわけである。衆學法のみは多少これに異つてをる。

一、註解について注意すべき點は

(イ) 時間の都合上なるべく簡潔を旨としたが文意を解するに必要な程度に大體なして居るつもりである。

(ロ) 既出の語は特に必要でない限りは註所を示さぬ故索引によつて見て頂きたい。

(ハ) 同一の語でも前に註せず後に註することが多い故或る戒條について讀まれる時はその戒の全體を連讀して尙不明の節は註に示す参照すべき戒條を見或は索引によつて調べて頂けば大抵分明すると思ふ。

(ニ) 原語は廣律として存するは巴利律であり、本國譯にも最も多く巴利律を参照せし故に巴利律を上げたが必要なる場合は梵本戒本(ペリオ氏發見の *Paṭimokkasaṅgaha* *Das* *Sarvastivādin*)によつて梵語をあげて居る。

一、本國譯初卷に收める部分即ち原本第二十卷迄の中意義を解し得ない爲に氣附いた大正藏經の誤植は次の如くである。

十二頁。二十二行 徒三昧は 從三昧の誤

凡 例

本國譯の讀者諸氏には次の諸點を御注意願ひたい。

一、本國譯の底本には大正藏經第二十三卷を用ひ縮刷藏經及び卍藏經を参照した。

一、譯文は原則として原漢譯を一字一句も増減變更せず、忠實に書き下すことに努めたが原文の誤りと考へられる場合或はその儘では意義を解し難い場合には多少の補譯改變を試みた、然しこの場合は凡て左の符號を用ひてその旨を示してをる。

(イ) 原本に無い文字を挿入せる場合はその文字に()を附す。

(ロ) 原本にありこれを書き下せるも省略して讀むべき文字には「」を附す。

(ハ) 大正藏經の下欄に示す他本との校合により他の原本に従つて右の符號を附し或は原文を改變して譯した場合にその右側に——を附す。

(ニ) 他の本によらず原文を改變せる場合は右側に○を附す、但しこれは誤植以外は極めて少ない。

一、底本より特に省略して譯せる箇所は次の如くである、これ等はいづれもその旨註記して置いた。

(イ) 第二卷以後は毎卷初に出す「後秦北印度三藏弗若多羅譯」の十二字を省略する。

(ロ) 第五卷(尼薩耆波逸提法第三) 中殆んど全同の繰返句を作る六千二百四十九字及び註記の二百七十二字はこれを省略し別に六十字を如へる宋元明三本に従つて譯した。

(ハ) 第八卷の終りに特に附加する明本による第二十九尼薩耆波逸提の條全部はこれを省略した。

一、律藏の如く條文を中心としたものであり同一に近い語句の繰返しが極めて多いものにあつては何ん等かの章段を分ち或は見出し符號を附けることが閱讀に極めて便利であると思ひ今日までの律部國譯には見えぬが私案として次

律

部

五

上
田
天
瑞
譯



CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版

